

金融庁の1年

(2019 事務年度版)

2020 年 12 月

金 融 庁

記載内容について

1. 2019年7月1日から2020年6月30日までの金融庁の活動について記載しています。
2. 証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の活動については、別途その活動状況を取りまとめています(「証券取引等監視委員会の活動状況」及び「公認会計士・監査審査会の活動状況」参照)。

目次

第1部 金融庁の組織及び行政運営

第1章 金融庁の組織

第1節 金融庁の組織	1
I 概要	
II 特命担当大臣	
III 所掌事務	
第2節 平成30年度の組織再編	1
第3節 令和2年度の体制整備	1

第2章 金融庁の行政運営

第1節 「金融行政のこれまでの実践と今後の方針」の策定・公表	7
第2節 財務局との連携	16
第3節 人事改革等	17
I 組織文化（カルチャー）の改革	
II 服務規律の確保	
III 法令等遵守調査室における情報受付	
第4節 研究	20
I 金融庁における研究部門	
II 具体的な調査研究	
III 産・官・学の連携強化	
第5節 研修	29
I 金融庁における研修	
II 2019事務年度の研修実施状況	
第6節 デジタル・ガバメントへの取組み	34
I 概要	
II 取組実績	
第7節 報道・広報	37
I 報道対応	
II 広報活動	
第8節 情報公開等	41
I 開示請求の動向	
II 文書管理等の状況	
第9節 金融機関等との意見交換	44
第10節 パブリック・コメント手続の実績	45
第11節 金融行政アドバイザー制度	49
I 制度の概要	
II 2019事務年度における取組み	
第12節 金融行政モニター制度	50
I 制度の概要	

II	提出された意見等に対する金融庁の対応	
第13節	金融サービス利用者相談室	90
I	概要	
II	相談等の受付状況	
第14節	政策評価への取組み	96
第15節	金融庁業務継続計画の策定	107
第16節	英語による行政対応・発信力強化に向けた取組み	114

第2部 金融に関する制度の企画及び立案

第3章 金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み

第1節	金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第50号）	117
第2節	企業情報の開示、会計基準及び会計監査の質の向上に向けた取組み	119
I	開示諸制度の整備	
II	開示諸制度の運用	
III	EDINET（電子開示システム）の開発状況等	
IV	会計基準の品質向上に向けた取組み	
V	会計監査の信頼性確保に向けた取組み	
VI	公認会計士・監査法人等に対する監督	
VII	公認会計士の魅力向上に向けた取組み	
VIII	IFIA Rを通じたグローバルな監査の品質向上に向けた積極的な貢献	
第3節	情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第28号）の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備	139
第4節	その他金融・資本市場等に関する各種施策等	140
I	金融商品取引業等に関する諸制度の整備・検討	
II	金融商品取引所をめぐる動き（総合取引所の実現等）	
III	証券・デリバティブ決済システムをめぐる動き	
IV	国際金融機能の確立	
V	資産運用業の高度化	

第4章 預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案

第1節	ITの進展等への対応	171
I	金融デジタルイゼーション戦略	
II	FinTechサポートデスク	
III	FinTech実証実験ハブ	
IV	基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ	
V	FinTech Innovation Hub	
VI	プロジェクト型「規制のサンドボックス制度」への対応	
VII	「決済高度化官民推進会議」の開催	
VIII	フィンテックに係る国際的なネットワークの強化	
第2節	休眠預金等活用法に関する取組み	185

I	法律の概要	
II	2019事務年度の取組み	
第5章	審議会等の活動状況	
第1節	金融審議会	187
I	金融審議会の構成	
II	2019事務年度の開催実績	
第2節	自動車損害賠償責任保険審議会	197
第3節	企業会計審議会	200
I	企業会計審議会の構成	
II	2019事務年度の審議状況	
第4節	金融トラブル連絡調整協議会	203
I	経緯	
II	議論の状況	
第6章	政府全体の施策における金融庁の取組み	
第1節	政府の成長戦略等における金融庁の取組み	205
I	「成長戦略（2020年）」（2020年7月17日閣議決定）	
II	「経済財政運営と改革の基本方針2020」（2020年7月17日閣議決定）	
III	「第2期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』」（2019年12月20日閣議決定）	
IV	「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（2019年6月14日閣議決定）の変更（2020年7月17日閣議決定）	
第2節	政府の外国人材の受入れと共生社会の実現に向けた施策における金融庁の取組み	216
第3節	金融に関する税制	219
第4節	規制・制度改革等に関する取組み	229
I	規制・制度改革に関する取組み	
II	産業競争力強化法に基づく要望・照会への対応	
第5節	コーポレートガバナンスの実効性の向上について	233
I	コーポレートガバナンス改革の深化に向けたこれまでの取組み・進捗状況	
II	スチュワードシップ・コード（再改訂版）の公表について	
第6節	自然災害等の被災者への対応	261
I	個人債務者の私的整理に関するガイドライン	
II	東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構の活用促進	
III	金融機能強化法（震災特例）の運用状況	
IV	令和元年東日本台風等への対応	
第7節	新型コロナウイルス感染症への対応	270
I	金融上の措置に関する要請と金融業界等における取組み	
II	検査・監督・規制上の対応	
III	新型コロナウイルス感染症を踏まえたその他の措置	
第8節	消費者行政に関する取組み	318

I	経緯等	
II	工程表の作成等	
III	消費者基本計画における金融庁関連の施策	
第9節	障害者施策への対応	323
I	概要	
II	対応要領の周知及びアンケート調査等の実施	
第10節	高齢者等への対応に関する取組み	324
第11節	金融経済教育の取組み	325
I	経緯・概要	
II	具体的な取組状況	
第12節	家計の安定的な資産形成に関する取組み	348
I	顧客本位の業務運営に関する原則	
II	つみたてNISAの普及・利用促進について	
第7章	銀行等保有株式取得機構による保有株式の買取り	359
第3部 金融検査・監督等		
第8章	業態横断的な検査・監督をめぐる動き	
第1節	検査・監督のあり方の見直し	361
第2節	実践と方針に基づく金融モニタリング	363
I	経緯等	
II	実践と方針に基づく2019事務年度のモニタリング	
第3節	業態横断的な金融モニタリング	365
I	マクロプルーフ	
II	金融行政上の重要テーマに関する横断的な金融モニタリング	
第4節	早期是正措置・社外流出制限措置について	391
I	早期是正措置の概要及び運用	
II	社外流出制限措置の概要及び運用	
第5節	金融上の行政処分について	397
I	行政処分の趣旨	
II	行政処分の業態別発動状況	
第6節	反社会的勢力への対応について	403
I	経緯	
II	これまでの対応	
第7節	指定紛争解決機関	405
第9章	預金取扱等金融機関の検査・監督をめぐる動き	
第1節	監督指針等	406
I	主要行等向けの総合的な監督指針等	
II	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針	
第2節	預金取扱等金融機関の概況	409
I	主要行等の2019年度決算概況	

II	地域銀行の2019年度決算概況	
III	再編等の状況	
IV	不良債権処理等の推移	
V	預金保険料率の変更	
第3節	預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング	437
I	大手銀行グループに対する金融モニタリング	
II	地域銀行に対する金融モニタリング	
III	外国銀行に対する金融モニタリング	
IV	協同組織金融機関に対する金融モニタリング	
第4節	自己資本比率規制等	441
I	自己資本比率規制等（バーゼル規制）の概要	
II	関連告示等の整備	
III	自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認実績（2019事務年度）	
第5節	資本増強制度の運用状況	445
I	旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法	
II	金融機能強化法	
第6節	金融仲介機能の質の改善等に向けた取組み	480
I	金融仲介の改善に向けた検討会議	
II	企業アンケート調査	
III	金融仲介の取組みの「見える化」と「探究型対話」	
IV	Regional Banking Summit (Re:ing/SUM)	
V	地域課題解決支援チーム・室の取組み	
VI	経営者保証に関するガイドラインの活用促進	
VII	金融仲介の質の向上に向けた取組み等	
VIII	認定支援機関による経営支援	
IX	地域経済活性化支援機構（REV I C）等の積極的な活用	
X	金融の円滑化に向けた取組み	
第7節	偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応	614
I	被害及び補償の状況	
II	金融機関における対応状況	
第8節	振り込め詐欺等への対応	624
I	金融庁における取組状況	
II	金融機関における取組状況	
第9節	銀行カードローンへの対応	625
第10章	信託会社等の検査・監督をめぐる動き	
第1節	信託会社等に関する総合的な監督指針	631
第2節	信託会社等の新規参入	631
第3節	信託会社等に対する金融モニタリング	631
第4節	類似商号への対応	632
第11章	保険会社等の検査・監督をめぐる動き	

第1節	保険会社向けの総合的な監督指針	634
第2節	保険会社の概況	636
	Ⅰ 2020年3月期決算状況	
	Ⅱ 再編等の状況	
第3節	保険会社に対する金融モニタリング	644
	Ⅰ 顧客本位の業務運営の定着	
	Ⅱ 持続可能なビジネスモデルの構築	
	Ⅲ 保険会社等に対する行政処分	
第4節	保険会社に係る財務基準等	654
第5節	保険商品審査態勢について	656
第6節	少額短期保険業者の検査・監督をめぐる動き	657
第7節	認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き	661
第12章	金融商品取引業者等の監督をめぐる動き	
第1節	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	663
第2節	金融商品取引業者等に対する金融モニタリング	665
第3節	第一種金融商品取引業	666
	Ⅰ 第一種金融商品取引業者の概況	
	Ⅱ 第一種金融商品取引業者に対する行政処分	
	Ⅲ 投資者保護基金について	
第4節	第二種金融商品取引業	674
第5節	投資助言・代理業	676
	Ⅰ 投資助言・代理業者の概況	
	Ⅱ 投資助言・代理業者に対する行政処分	
第6節	投資運用業	678
	Ⅰ 投資運用業者の推移	
	Ⅱ 投資法人の推移	
	Ⅲ 運用資産の推移	
	Ⅳ 投資運用業者に対する行政処分	
第7節	登録金融機関、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者、 高速取引行為者	683
	Ⅰ 登録金融機関の概況	
	Ⅱ 取引所取引許可業者の概況	
	Ⅲ 金融商品仲介業者の概況	
	Ⅳ 高速取引行為者の概況	
第8節	信用格付業者	685
	Ⅰ 信用格付業者の概況	
	Ⅱ 信用格付業者の特定関係法人	
第9節	適格機関投資家等特例業務届出者等	687
	Ⅰ 適格機関投資家等特例業務届出者等の概況	
	Ⅱ 適格機関投資家等特例業務届出者等に対する行政処分等について	
第10節	集団投資スキーム持分の販売・運用状況について	689

第11節	認定投資者保護団体	692
第12節	認定金融商品取引業協会	693
	Ⅰ 日本暗号資産取引業協会の認定	
	Ⅱ 日本STO協会の認定	
第13節	詐欺的投資勧誘等の問題に対する対応状況について	694
	Ⅰ 相談件数の状況等	
	Ⅱ 対応	
第13章 その他の金融業の検査・監督をめぐる動き		
第1節	事務ガイドライン第三分冊	695
第2節	貸金業者等の検査・監督をめぐる動き	695
	Ⅰ 貸金業者の概況	
	Ⅱ 貸金業者に対する金融モニタリング	
	Ⅲ 貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況	
	Ⅳ 貸金業務取扱主任者の登録状況	
	Ⅴ 登録講習機関の講習実施状況	
	Ⅵ 指定信用情報機関の概況	
第3節	前払式支払手段発行者・資金移動業者・暗号資産交換業者の検査・監督 をめぐる動き	698
	Ⅰ 前払式支払手段発行者の概況	
	Ⅱ 前払式支払手段発行者に対する金融モニタリング	
	Ⅲ 前払式支払手段の払戻手続	
	Ⅳ 前払式支払手段の発行保証金の還付手続	
	Ⅴ 資金移動業者の概況	
	Ⅵ 資金移動業者に対する金融モニタリング	
	Ⅶ 暗号資産交換業者の概況	
	Ⅷ 暗号資産交換業者に対する金融モニタリング	
第4節	SPC等の監督をめぐる動き	703
	Ⅰ SPC等の概況	
	Ⅱ 資産の流動化の状況	
第5節	不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き	704
第6節	確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き	705
第7節	電子債権記録機関の監督をめぐる動き	707
第8節	電子決済等代行業者の監督をめぐる動き	708
第9節	その他の金融機関等に対する金融モニタリング	711
	Ⅰ 信用保証協会に対する金融モニタリング	
	Ⅱ 政策金融機関等に対する金融モニタリング	
第14章 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）		
	Ⅰ 本制度導入の経緯	712
	Ⅱ 回答実績	
	Ⅲ 利用上の留意点	

第15章	一般的な法令解釈に係る書面照会手続	713
I	本照会手続導入の経緯	
II	回答実績	
III	利用上の留意点	
第16章	疑わしい取引の届出制度	714
I	疑わしい取引の届出制度	
II	疑わしい取引の届出に関する概況	
第17章	課徴金納付命令	716
I	課徴金制度について	
II	課徴金納付命令等の状況	
第18章	金融モニタリングの透明性・実効性の向上等のための方策	
第1節	意見申出制度	725
第2節	外部専門家によるモニタリングの品質に関する評価	725
第3節	金融モニタリング情報の収集について	725
I	概要	
II	情報の収集状況	
第4部	国際関係の動き	
第19章	概括	
第1節	多国間での国際協調	732
第2節	国際的な当局間のネットワーク・協力の強化	732
I	米欧	
II	中国	
III	そのほかアジア・新興国等	
第20章	金融に関する国際的な議論	
第1節	G20	735
I	沿革	
II	主な議論	
第2節	金融安定理事会（FSB）	738
I	沿革	
II	組織	
III	主な議論	
第3節	バーゼル銀行監督委員会（BCBS）	743
I	沿革	
II	組織	
III	主な議論	
第4節	証券監督者国際機構（IOSCO）	747

I	沿革	
II	組織	
III	主な議論	
第5節	決済・市場インフラ委員会（CPMI）等〔店頭デリバティブ市場 改革〕	755
I	沿革	
II	主な議論	
第6節	保険監督者国際機構（IAIS）	758
I	沿革	
II	組織	
III	主な議論	
第7節	金融活動作業部会（FATF）	761
I	沿革	
II	主な議論	
第8節	その他の主体	764
I	経済協力開発機構（OECD）	
II	国際通貨基金（IMF）	
III	金融サービス利用者保護国際組織（FinCoNet）	
第21章	当局間の連携・協力等	
第1節	経済連携協定	768
I	環太平洋パートナーシップ（TPP）協定／環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11）	
II	日EU・EPA	
III	日米デジタル貿易協定	
IV	日英間の経済パートナーシップ	
V	その他経済連携協定（EPA）交渉等	
VI	世界貿易機関（WTO）による貿易政策検討制度（TPRB）審査	
第2節	アジア地域ファンド・パスポート（ARFP）	772
第3節	当局間協議	773
I	米国	
II	欧州委員会（EC）	
III	スイス	
IV	日中韓	
V	中国	
VI	インド	
VII	台湾	
第4節	金融技術協力	776
I	概要	
II	活動実績	
第5節	グローバル金融連携センター（GLOPAC）	778
I	概要	

II 活動実績

第22章 その他の課題

第1節 新たな課題に関する国際的な動き	781
I 持続可能な開発目標（SDGs）	
II 誰もが金融サービスを当たり前利用できる状況（金融包摂）	
第2節 米国トランプ政権の金融規制改革	783
第3節 英国のEU離脱（Brexit）	783
巻末資料1 最近の主な金融関連立法	784
巻末資料2 この1年の監督指針及び事務ガイドラインの改正等（2019事務年度）	785
金融庁の所在地等	794

第1部 金融庁の組織及び行政運営

第1章 金融庁の組織

第1節 金融庁の組織

I 概要

金融庁は、平成12年7月に、金融再生委員会に置かれていた金融監督庁と大蔵省金融企画局を統合して設置され、更に、13年1月の中央省庁再編に当たり、金融再生委員会は廃止され、改めて内閣府の外局として設置された。

金融庁には、内閣府設置法第53条第2項の内部部局として、総合政策局、企画市場局及び監督局の3局のほか、同法第54条の審議会等として、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会、金融審議会、自動車損害賠償責任保険審議会、金融機能強化審査会及び企業会計審議会が置かれており、令和元年度末現在、全体で一般職1,607名及び特別職5名（証券取引等監視委員会の委員長及び委員2名、公認会計士・監査審査会の会長及び常勤委員1名）の体制となっている。（別紙1参照）

II 特命担当大臣

内閣府設置法第11条により、金融庁の所管する事項及び内閣補助事務たる金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項については、特命担当大臣を置き、これらの事務を掌理することとされている。（別紙2参照）

III 所掌事務

金融庁は、金融制度の企画立案から検査・監督・監視の実施機能までを一貫して担うとともに、銀行、保険及び証券等の分野を横断的に所管し、金融行政を一元的に遂行している。（別紙3参照）

なお、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画立案及びそれに関連する事務は、金融庁と財務省との共管とされたが、財務省が所掌するそれらの事務は、財政、国庫、通貨・外国為替等の観点からのものとされている。

第2節 平成30年度の組織再編（別紙4参照）

第3節 令和2年度の体制整備

現下の政策課題に的確に対応すべく、27人の増員を行い、19人の定員合理化減等により、8人の純増となった。また、資産運用高度化室の設置に加え、主任統括検査官の増員等の体制整備を行うこととした。

- 金融デジタルイゼーション戦略の推進等 [5人]
 - －情報技術の進展を踏まえた横断的な決済法制の検討・推進
 - －地域におけるフィンテック推進のための体制整備

- 多様なニーズに応じた金融サービスの向上等 [12人]
 - －国民の金融リテラシーの向上に関する施策に取り組むための体制整備
 - －資産運用業の高度化に向けた諸施策の推進
 - －改正資金決済法等に対応するための体制整備

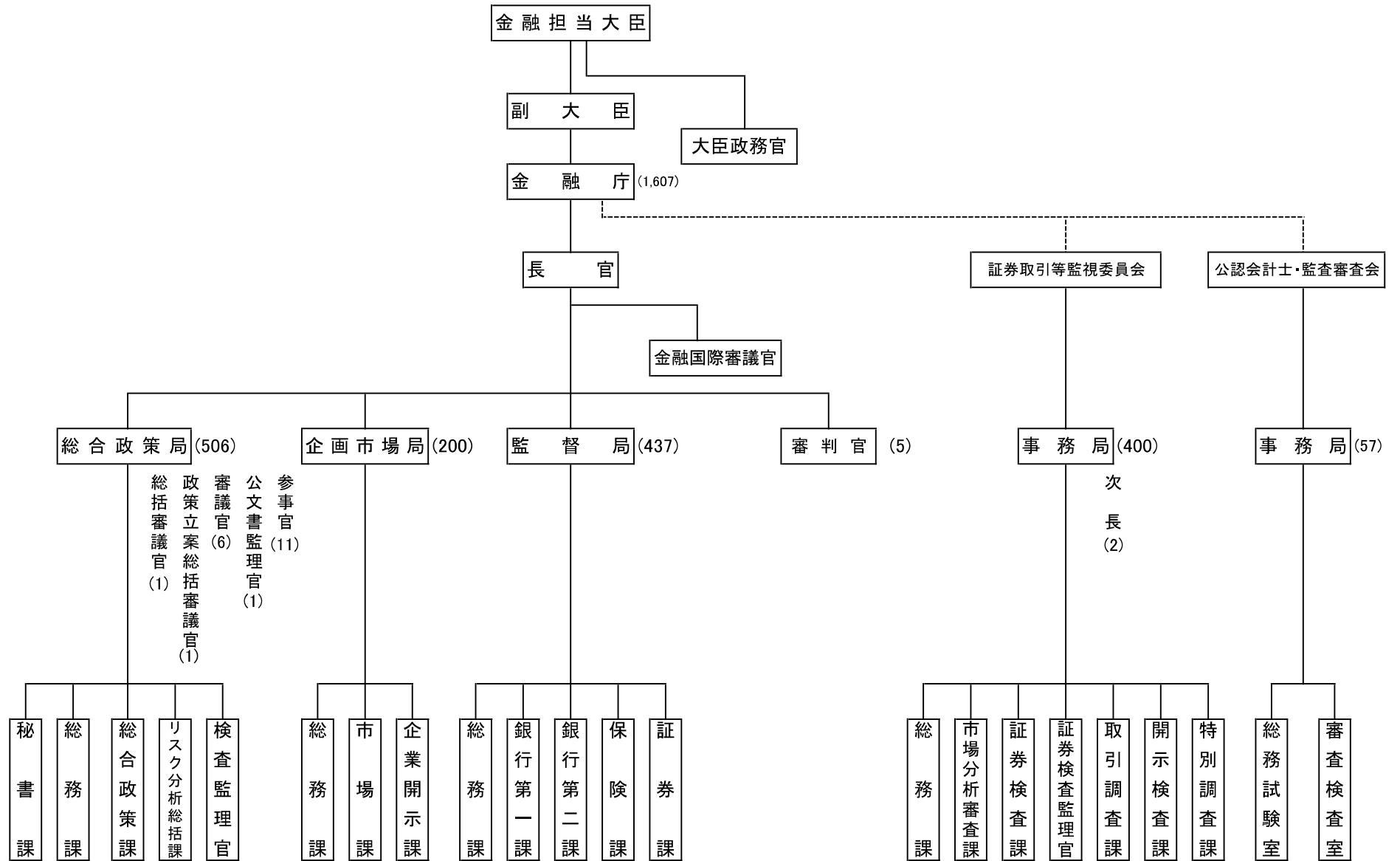
- 金融モニタリングの質の向上等 [5人]
 - －地域における金融仲介機能の促進に向けた体制の強化
 - －金融機関との対話を重視したモニタリング体制の強化

- その他 [5人]

【定員の推移】

定員の推移	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
増員(A)	19	18	20	39	27
定員合理化減等(B)	▲14	▲14	▲13	▲14	▲19
純増(A-B)	5	4	7	25	8
年度末定員	1,571	1,575	1,582	1,607	1,615

金融庁の組織（令和元年度）



※ 数字は、令和元年度末定員。

※ 審議官のうち1人、公文書監理官、次長のうち1人、公認会計士・監査審査会事務局長は充て職。

(別紙2)

金融担当大臣

内閣府設置法（抜粋）

(特命担当大臣)

第九条 内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために特に必要がある場合においては、内閣府に、内閣総理大臣を助け、命を受けて第四条第一項及び第二項に規定する事務並びにこれに関連する同条第三項に規定する事務（これらの事務のうち大臣委員会等の所掌に属するものを除く。）を掌理する職（以下「特命担当大臣」という。）を置くことができる。

2 特命担当大臣は、国務大臣をもって充てる。

第十一条 第四条第一項第二十六号に掲げる事務、同条第二項に規定する事務（金融庁設置法第四条第二項の規定により金融庁の所掌に属するものに限る。）及び第四条第三項第六十号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

(所掌事務)

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一～二十五 (略)

二十六 金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項

二十七～三十 (略)

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、内閣総理大臣を長とし、前項に規定する事務を主たる事務とする内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五十九の三 (略)

六十 金融庁設置法（平成十年法律第三百十号）第四条第一項に規定する事務

六十一・六十二 (略)

金融庁の各局等の所掌事務(令和元年7月)

部局 課室等	所掌事務
総合政策局	総合調整、総合的かつ基本的な方針その他の政策の企画・立案・実施の総括、金融システムや複数の金融機関等に共通するリスクの状況・動向に関する調査・分析の総括や包括的又は特に専門的な調査・分析・検査 等
秘書課	総務、人事、服務、研修、図書館の運営 等
管理室	機構・定員、予算、会計、福利厚生 等
情報化統括室	情報システムの整備及び管理 等
総務課	総合調整、情報公開・個人情報保護、国会、広報、財務局等との連絡調整、官報掲載、行政訴訟、課徴金に関する審判の事務 等
国際室	国際関係事務に関する基本的な政策の企画・立案 等
総合政策課	総合的かつ基本的な方針その他の政策の企画・立案・実施の総括、金融知識普及、税制に関する事務の総括、政策評価、金融に関する調査・研究 等
資産形成支援室	国民の安定的な資産形成を促進するための基本的・総合的な政策の企画・立案 等
金融サービス利用者相談室	苦情の処理・問合せに対する情報の提供 等
サイバーセキュリティ対策企画調整室	サイバーセキュリティの確保に関する基本的な政策の企画・立案・推進 等
リスク分析総括課	金融システムや複数の金融機関等に共通するリスクの状況・動向に関する調査・分析の総括や包括的又は特に専門的な調査・分析・検査 等
情報・分析室	金融システム・金融機関等のリスクを把握するための基礎となる情報の収集・分析
リスク管理検査室	金融機関等のリスク管理の状況を把握するための検査のうち、重要なものの実施
検査監理官	重要な検査の実施 等
企画市場局	国内金融に関する制度の企画・立案 等
総務課	企画市場局の総合調整、指針の策定に関する事務の総括、国内金融及び金融機関等の行う国際業務に関する制度に関する企画・立案の総括、基本的な事項・共通的な事項の企画・立案 等
フィンテック室	情報通信技術の進展等に対応するための制度の企画・立案 等
信用機構企画室	預金保険・農水産業協同組合貯金保険に関する制度の企画・立案 等
保険企画室	保険に関する制度の企画・立案 等
調査室	内外における金融制度・その運営に関する調査 等
市場課	金融商品市場その他の金融市場に関する制度の企画・立案 等
企業開示課	企業内容等の開示等に関する制度の企画・立案、公認会計士制度の企画・立案、有価証券届出書等の審査・処分 等
監督局	金融機関等の監督
総務課	監督局の総合調整、監督事務の指針の策定に関する事務の総括 等
監督調査室	監督事務に関する指針の策定又は施策に関する調査 等
国際監督室	国際的な監督事務に係る施策に関し総合的な処理を要する事項に関する基本的な施策の企画・立案・推進 等
金融会社室	貸金業を営む者の監督 等
仮想通貨モニタリング室	仮想通貨交換業を営む者の監督 等
信用機構対応室	預金保険機構・農水産業協同組合貯金保険機構の業務・組織の適正な運営の確保 等
銀行第一課	銀行業を営む者等の監督 等
銀行第二課	銀行業を営む者（一般社団法人全国地方銀行協会又は一般社団法人第二地方銀行協会の会員等）の監督 等
地域金融生産性向上支援室	地域金融機能の強化を通じた企業の生産性向上を支援するための政策の企画・立案・推進 等
協同組織金融室	信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合等の監督 等
保険課	保険業を行う者等の監督 等
損害保険・少額短期保険監督室	保険業を行う者（損害保険会社、少額短期保険業者等）の監督 等
証券課	金融商品取引業者等の監督 等
資産運用室	投資助言・代理業者、投資運用業者、適格機関投資家等特例業者等の監督 等
審判官	課徴金に係る行政審判
証券取引等監視委員会 事務局	市場分析審査、証券検査、不正事案の調査、開示事案の検査、犯則事件の調査 等
総務課	事務局の総合調整 等
情報解析室	電子情報処理組織を利用して処理された物件に係る電磁的記録の証拠保全・調査・分析
市場分析審査課	有価証券の売買その他の取引等に関する包括的な情報収集、取引審査 等
証券検査課	金融商品取引法その他の法律の規定に基づく報告又は資料の徴取、検査、調査及び報告の求め 等
証券検査監理官	重要な証券検査の実施 等
取引調査課	金融商品取引法に基づく不正事案の調査 等
開示検査課	金融商品取引法に基づく開示事案の検査 等
特別調査課	金融商品取引法及び犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく犯則事件の調査 等
公認会計士・監査審査会 事務局	公認会計士試験の実施、監査法人等の監査業務に関する審査・検査 等
総務試験室	事務局の総合調整、公認会計士試験の実施 等
審査検査室	監査法人等の監査業務に関する審査・検査 等

(別紙4)

平成30年7月10日

金 融 庁

金融庁の組織再編について

金融行政が抱える課題の変化に的確に対応していく観点から、金融庁の組織を再編します。

この組織再編は、金融庁組織令の一部を改正する政令等に基づき行うものであり、7月13日に公布し、7月17日に施行する予定です。

<組織再編の内容>

- 「総合政策局」、「企画市場局」、「監督局」の3局体制とする。
(総務企画局、検査局の廃止)
- 金融行政の戦略立案や総合調整の機能を強化するとともに、金融システム全体のリスクや業態横断的な課題に対応するため、専門分野別機能を強化する。
(総合政策局の新設、同局総合政策課、リスク分析総括課の新設)
- 市場機能の強化や技術の進展等に応じた制度等の施策の企画能力を強化する。
(企画市場局の新設)
- 金融機関との継続的な対話を効果的・効率的に行うため、オンサイトとオフサイトのモニタリングを一体化する。(監督局)

なお、今回の組織再編にあたり、証券取引等監視委員会や公認会計士・監査審査会の組織及び所掌事務に変更は生じません。

(以上)

第2章 金融庁の行政運営

第1節 「金融行政のこれまでの実践と今後の方針」の策定・公表（別紙1参照）

金融庁においては、検査・監督の基本方針を「検査基本方針」（2013 事務年度においては「金融モニタリング基本方針」）や業態毎の「監督方針」として策定・公表してきた。また、2014 事務年度においては、これらを統合した共通の方針として「平成26 事務年度金融モニタリング基本方針」を取りまとめ、公表した。

さらに、2015 事務年度以降は、検査・監督のみならず、金融制度の企画立案や国際連携等を含め、金融行政が何を旨すかを明確にするとともに、その実現に向け、いかなる方針で金融行政を行っていくかを、毎年「金融行政方針」として公表した。そして、「金融行政方針」に基づく行政を実施するとともに、PDCA サイクルを強く意識し、その進捗状況や実績等を継続的に評価して、現状分析や問題提起等とあわせ、「金融レポート」として公表した上で、これを翌事務年度の「金融行政方針」に反映させていた。

2018 事務年度からは、PDCA サイクルに基づく業務運営をさらに強化する観点から、従来の「金融レポート」と「金融行政方針」を統合し、「金融行政のこれまでの実践と今後の方針」として公表しており、2019 事務年度においては、「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（令和元事務年度）」を公表した。

「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（令和元事務年度）」においては、3つの重点施策、そしてこれを実現していくために必要な国際的な取組みと金融庁自身の改革という、以下の「3+2」の取組みとして取りまとめた。

- 1 金融デジタルイゼーション戦略の推進
 - 2 多様なニーズに応じた金融サービスの向上
 - 3 金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保
- +1 世界共通の課題の解決への貢献と国際的な当局間のネットワーク・協力の強化
- +2 金融当局・金融行政運営の改革

また、2017 事務年度からは、政策評価有識者会議の運営方法を改め、政策評価に加え、金融行政に外部の意見や提言を継続的かつ的確に反映させるため、金融全体を俯瞰した観点から、金融行政として取り組むべき新たな重要課題についての議論を定期的に実施することとした。



利用者を中心とした 新時代の金融サービス

金融行政のこれまでの実践と今後の方針(令和元事務年度)について

令和元年8月 金融庁

利用者を中心とした新時代の金融サービス

1. 金融デジタルイゼーション戦略の推進

- データの利活用の促進等のデータ戦略の推進
- イノベーションに向けた FinTech Innovation Hubによる情報収集・支援機能の強化
- 機能別・横断的法制による多様な金融サービスに向けたイノベーションの促進

2. 多様なニーズに応じた金融サービスの向上

- 社会環境の変化や多様なライフプラン・ニーズに応じた金融・情報リテラシーを得られる機会の提供
- 最終受益者の資産形成に資する資金の好循環の実現
- 高齢者、障がい者、被災者等の多様な利用者にとっての信頼・安心確保
- 暗号資産（仮想通貨）への対応

3. 金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保

- 人口減・低金利環境等の下、金融仲介機能の適切な発揮と金融機関の健全性確保の両立に向け、的確なモニタリングを実施
- 地域金融機関の経営理念やビジネスモデルについて対話・検証
- 地域金融機関のビジネスモデル確立のための環境整備に向け、業務範囲にかかる規制緩和や、地域金融機関の経営・ガバナンスの改善に資する主要論点（コア・イシュー）の策定等を実施

「金融育成庁」として、金融サービスの多様な利用者・受益者の視点に立った

3 + 2の取組みを推進し、より豊かな国民生活の実現へ

+ 1. 世界共通の課題の解決への貢献と国際的な当局間のネットワーク・協力の強化

- 各国間の規制の齟齬への対応や、金融技術革新を踏まえた規制のあり方の検討など、G20福岡で提起した課題のフォローアップ
- 本邦金融機関の海外進出支援に向けた幅広い国との協力強化

+ 2. 金融当局・金融行政運営の改革

- 利用者視点に立った質の高い金融行政を実現
- このため、職員の自主的な取組みの推進等により組織活性化
- 分野ごとの「考え方と進め方」による新しい検査・監督の実践

1. 金融デジタルイノベーション戦略の推進

- 平成30事務年度は、例えば以下の取組みにより一定の成果
 - ✓ FinTech Innovation Hubの立ち上げと100社ヒアリング等による情報収集
 - ✓ FinTechサポートデスクとFinTech実証実験ハブによるイノベーションの支援
 - ✓ 「フィンテック・サミット2018」「ブロックチェーン・ラウンドテーブル」の開催など国際的ネットワークの強化
 - ✓ 金融機関による情報の利活用に係る制度整備

- データの利活用によって金融のあり方が大きく変わる状況にある中、海外では、ビッグデータの利活用等を通じたデジタルイノベーションが飛躍的に進展データ政策を巡って国際的な議論が活発化。また、暗号資産に関連した新たな構想も出現

重点5分野の新たな取組み

(1) データ戦略の推進

- データの利活用の促進等のデータ戦略の推進(情報銀行の活用も含めた、金融機関の取組みの促進等)

(2) イノベーションに向けたチャレンジの促進

- 新たな金融サービス創出を目指す多様なプレーヤーを後押し(FinTech Innovation Hubによる情報収集・支援機能の強化等)

(3) 機能別・横断的法制の整備

- デジタルイノベーションに伴う金融サービスの変容に対応するため、機能・リスクに応じた金融法制を整備(「決済」分野の横断化・柔構造化や横断的な金融サービス仲介法制の実現)

(4) 金融行政・金融インフラの整備

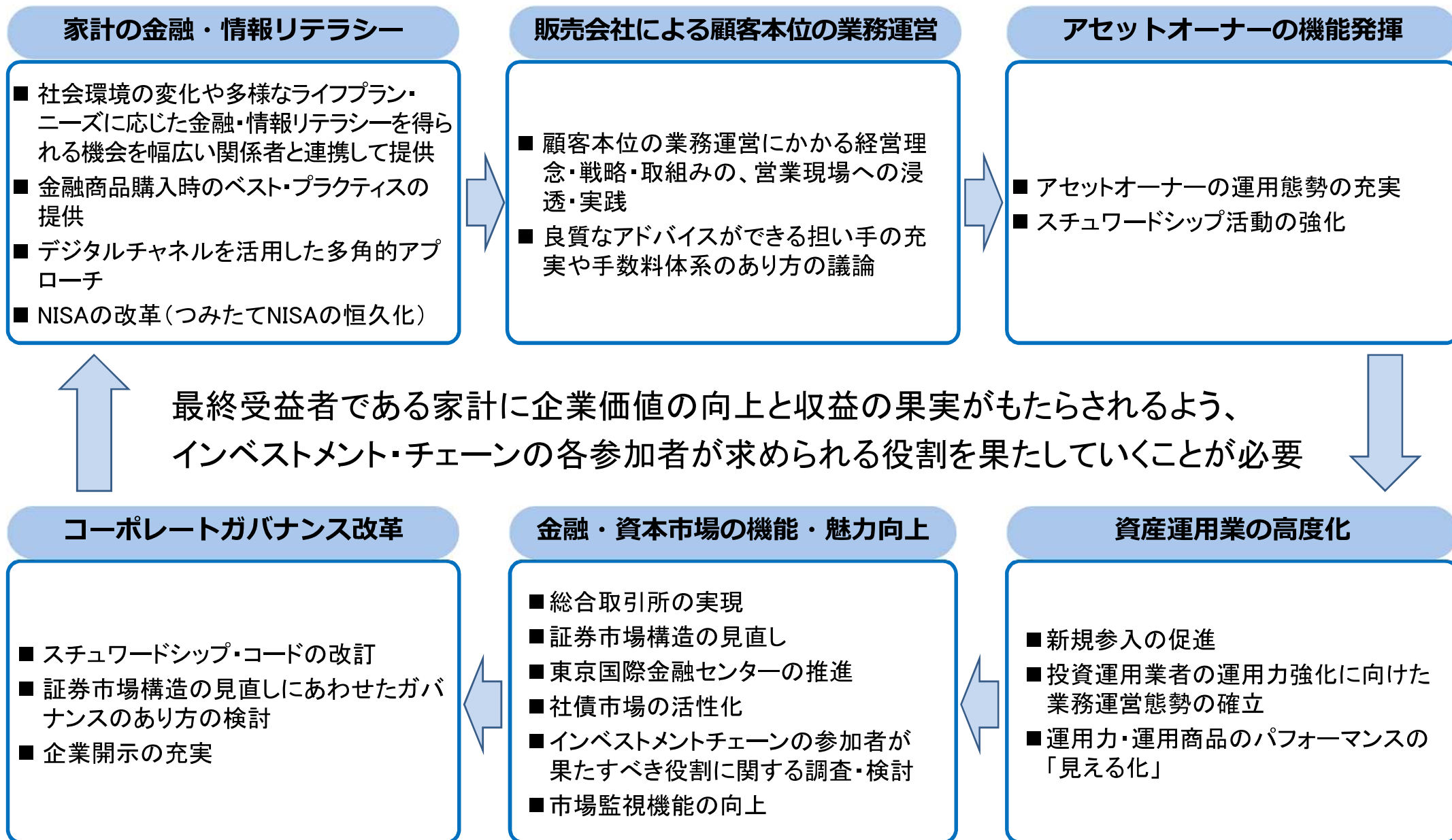
- 効率的な行政・デジタルイノベーションの基盤を整備(RegTech/SupTechエコシステムの具体化に向けた取組み)

(5) グローバルな課題への対応

- サイバーセキュリティへの対応やブロックチェーン等最新技術の動向把握など(分散型金融システムについてマルチステークホルダー型アプローチで議論するガバナンスフォーラム(仮称)の開催、暗号資産に関連した新たな構想の出現を踏まえた対応の検討等)

2. 多様なニーズに応じた金融サービスの向上

(1) 最終受益者の資産形成に資する資金の好循環の実現



(注) インベストメント・チェーン(投資の連鎖)とは、顧客・受益者から投資先企業へ投資がなされ、その価値向上に伴う配当等が家計に還元される一連の流れをいう。

2. 多様なニーズに応じた金融サービスの向上

(2) 多様な金融サービス利用者のニーズへの対応と信頼感・安心感の確保

(1) 多様な金融サービス利用者のニーズへの対応

- **高齢者等**の多様なニーズに応じた金融商品・サービスや顧客対応等の普及・促進
- **障がい者の利便性向上**に向けた金融機関の取組みの促進
- 金融機関に対し、被災者支援に必要な措置の要請に加え、自然災害被災者債務整理ガイドライン等に基づくきめ細やかな対応や平時からの対応態勢の整備を促進
- 振り込め詐欺被害などの特殊詐欺による被害の未然防止策の更なる実施等を促すとともに、金融機関に対し、被害者救済対応の状況を確認
- インターネット取引等の利便性に配慮しつつ、新手口の実態を踏まえた不正送金・利用被害への対策
- **外国人の利便性向上**や、**マネロン**、**違法業者の利用等の防止**に向けた取組みの実施

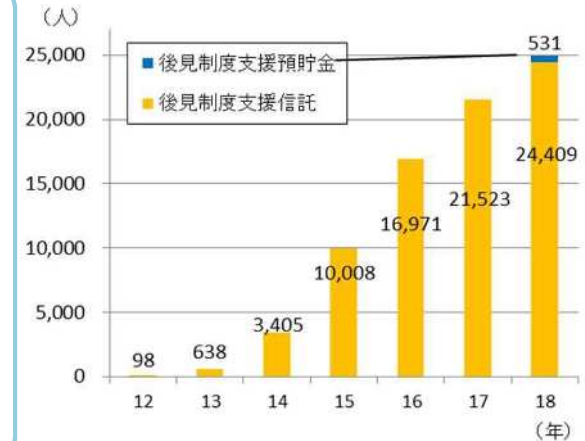
(2) 利用者の声の活用、コンプライアンス・リスク管理の向上

- コンプライアンス・リスクを早期に特定・評価するため、ITを用いて、**苦情等の分析を高度化**させるとともに、内外の規制・経済情勢の幅広い情報を収集・分析
- 経営陣の姿勢、内部統制の仕組み、企業文化等の着眼点をもとに、**企業価値向上に向けた金融機関のコンプライアンス・リスク管理の高度化**に係る対話を実施

(3) 暗号資産（仮想通貨）への対応

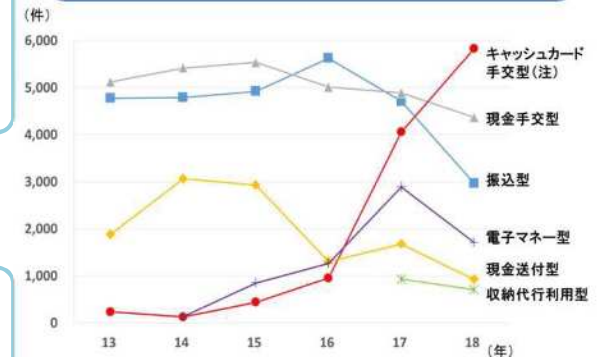
- 暗号資産（仮想通貨）については、**資金決済法等改正法の円滑な実施**に向け、モニタリング体制の構築や自主規制機能の早期確立
- 暗号資産を巡る新たな動きを踏まえた**フォワードルッキングなモニタリング**の実施及び**海外当局等との連携を強化**

後見制度支援信託等の累計利用数



(資料) 最高裁判所「後見制度支援信託等の利用状況等について」より、金融庁作成

特殊詐欺交付形態別認知推移



(注) 最近では、警察官等になりました犯人が、言葉巧みに被害者からキャッシュカードをだまし取り、預貯金を引き出してしまう「キャッシュカード手交型」の件数が急増
(資料) 警察庁資料より、金融庁作成

3.金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保

- 我が国においては、低金利環境の下、金融機関は収益面で厳しい状況。加えて、人口減少による国内市場の縮小やデジタル化の台頭による新たな競争も進展
- こうした環境において、金融仲介機能の適切な発揮と金融機関の健全性確保の両立に向けて、的確なモニタリングを実施する必要

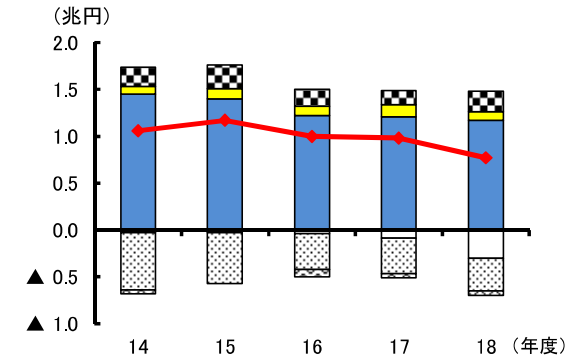
地域金融機関

- 足元の健全性は確保されているものの、コア業務純益(投信解約損益除く)は貸出利鞘の縮小から低下傾向で推移。信用コストの増加なども加わり、当期純利益も低下傾向
- 特に、信用コスト率は、極めて低い水準で推移しているものの、2017年度以降は上昇しており、今後注視していく必要

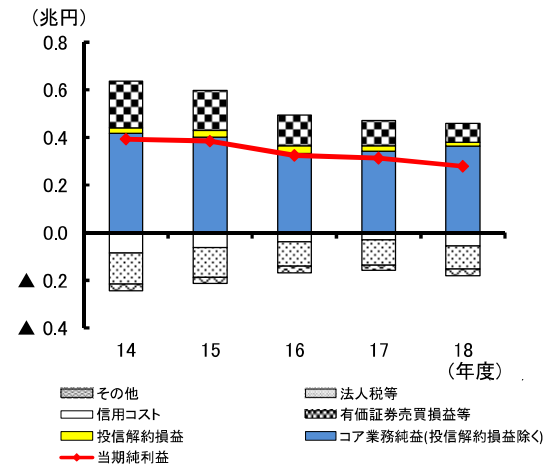
- 地域金融機関が目指すビジネスモデルとその持続可能性、金融仲介機能の発揮等について、財務局と一体となり対話、モニタリングを実施
 - ✓ 当局は、確固たる経営理念の下での戦略・計画の実行、PDCAの実践状況等について、地域金融機関の各階層(経営トップから役員、本部職員、支店長、営業職員)、社外取締役との**探究型対話を実施**。対話に当たっては、**心理的安全性(※)**を確保することに努める。
 - ✓ 将来にわたる収益性・健全性の確保の観点から懸念のある地域金融機関に対し、**早期警戒制度を活用**
- 地域金融機関のビジネスモデル確立のための環境整備として、**金融機関の業務範囲等にかかる規制緩和**(地域活性化のための5%ルールの見直し等)や、**地域金融機関の経営・ガバナンスの改善に資する主要論点(コア・イシュー)の策定等**を含むパッケージ策を実施

※心理的安全性:一人ひとりが不安を感じることなく、安心して発言・行動できる場の状態や雰囲気

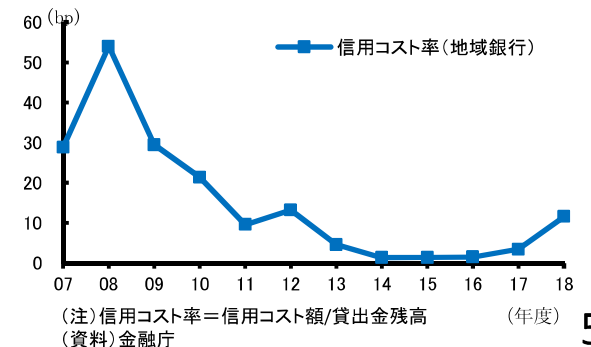
地域銀行の決算の動向



信用金庫・信用組合の決算の動向



地域銀行の信用コスト率の推移



＋1. 世界共通の課題の解決への貢献と国際的な当局間のネットワーク・協力の強化

(1) G20福岡で提起した課題のフォローアップ

G20福岡で日本が提起した課題	今後のフォローアップ
各国間の規制の齟齬や重複が原因となって世界の金融市場が分断されるリスクについて問題提起	各国間の規制の相互承認の円滑化や、資本や流動性の囲い込み抑制に向け、対応を具体化
金融技術革新が進む中での、規制のあり方を展望	当局や技術者を含む多様な関係者の間の対話(マルチステークホルダー型アプローチ)を試行
暗号資産について、各国の関連当局の一覧や当局向けの監督手引書を取りまとめ	暗号資産に関連した新たな構想の出現を踏まえた対応を検討

G20技術革新にかかるハイレベルセミナー



金融連携センターの研修プログラムに招聘した研究員と金融庁職員



(2) 国際的な当局間ネットワーク・協力の強化

- 日中金融協力やミャンマー支援計画等に加え、本邦金融機関の海外進出に関するニーズの把握・支援を充実し、幅広い国等との協力関係を構築・深化
- 中長期的な視点に立った当局間交流の強化や、新興国における知日派の育成に向けて、大学等とも連携し「金融連携センター(GLOPAC)」のプログラムを強化

(3) 持続可能な開発目標 (SDGs (Sustainable Development Goals)) の推進

- 「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」の提言に沿った開示に自主的に取り組む企業をサポート

＋2. 金融当局・金融行政運営の改革

(1) 金融庁の改革

- 利用者視点に立った質の高い金融行政を実現するためには、金融庁が、職員にとってやりがいを感じ、自身の成長を実感できる職場となる必要

- ✓ 局・課室ごとに課題を特定し、**改革目標を設定し、取組状況を「見える化」**
- ✓ 職員の自主的な取組みの更なる推進
 - 職場の課題の吸い上げと改善のための**有志職員(公募)による組織活性化**に向けた取組み
 - **FSAアカデミア**(職員の自主的な学びの場作りの支援)
 - **政策オープンラボ**(職員の自主的な政策提案の枠組み)
- ✓ 職員の成長支援や対話力向上のための**1on1ミーティングの推進**
- ✓ 財務局とのコミュニケーション向上・連携を強化

政策オープンラボの様子
(第1回ちいきん会(2019年3月))



(2) 新しい検査・監督の実践に向けた取組み

- 金融機関との対話を重視したプリンシプルベースの検査・監督の定着を図るとともに、その質・深度を更に高める必要

モニタリングの方針(考え方・進め方)

対話の材料となる**分野ごとの「考え方と進め方」※の公表**

対話を通じて把握した**金融機関の取組み事例や課題の公表**

※コンプライアンス・リスク管理、健全性政策、ITガバナンス
(今後、「融資実務」を追加予定)

対話に活用

モニタリング方針に基づいた「対話」の**実践を徹底**(PDCAサイクルの定着)

⇒ **金融機関との信頼関係**の構築を目指す

フィードバック

新たなモニタリングの実践

- 金融機関ごとの**優先課題に重点**を置いた、**対話重視型**の継続的なモニタリングの定着
- 実効性ある対話を行うため、**心理的安全性**を確保することを重視
- 社外を含む**幅広い役職員**と意見交換等
- **財務局と一体**となったモニタリング(意見交換の充実等の連携強化)

モニタリングの品質管理(第三者による外部評価等)

第2節 財務局との連携

金融庁長官は、法令に基づき、地域の民間金融機関等の検査・監督に係る権限の一部を財務省財務（支）局長に委任しており、委任した権限に係る事務に関しては、金融庁長官が財務（支）局長を直接指揮監督することとなっている。

これを受け、金融庁と財務省財務（支）局との間で十分な連携を図る観点から、金融庁主催の以下の会議を開催しているほか、金融行政に対する理解を得るとともに地域経済の現状や課題等を把握することを主眼として、金融庁幹部が各地域に赴き、業務説明会を開催し、地域金融機関等との間で意見交換を行っている。

1. 財務局長会議

財務（支）局長及び沖縄総合事務局長をメンバーとする会議で、年4回（2019事務年度は7、10、1、4月（注））、定例的に開催している。会議には、金融安定監理官並びに東京財務事務所長もオブザーバーとして参加している。

（注）4月は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、財務局長会議を中止し、財務局長との意見交換会（WEB会議）を開催。

2. 理財部長会議

財務（支）局理財部長及び沖縄総合事務局理財部長をメンバーとする会議で、年2回（2019事務年度は12、3月（注））、定例的に開催している。

（上記のほか、必要に応じ、各局等において、財務（支）局の幹部・課長クラス等を対象とした会議等を開催している。）

（注）3月は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

3. 地方における業務説明会

金融庁幹部が各地域に赴き、地域金融機関の役員を対象として、金融庁が取り組んでいる施策等の概要説明を行うほか、意見交換を実施している。

2019事務年度（2019年9月～2020年1月に実施）は、地域金融機関と「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（令和元事務年度）」等の説明及びフリーディスカッションを行った。

第3節 人事改革等

I 組織文化（カルチャー）の改革

2019 事務年度においては、次のとおり、人材の育成・活用、組織の活性化に取り組んだ。

- 職場の課題を改善し、改革を浸透させるため、新たに以下に取り組んだ。
 - 局・課室ごとに課題を特定して改革目標を設定するとともに、その取組状況を「見える化」した。
 - 若手職員等に集中してきた「総務」・「庶務」の負担軽減に向けて、プロセス改善に着手した。
 - 職員が課題改善に当事者として参加する枠組み（少人数グループ幹事会）を立ち上げた。
 - 職員による自主的な学びの場作りを支援する仕組み（FSAアカデミア）を立ち上げた。
- 職員による自主的な政策提案の枠組みである政策オープンラボには、2018 事務年度を上回る約 120 名の職員が参加した。
- 課室での活発なコミュニケーションと職員相互の支え合いを一層推進するため、引き続き少人数グループを編成し、1 on 1 ミーティングを実施したほか、職員の気付きを活かすパイロット的取組みとしてグループの目標設定等に取り組んだ。
- 人事改革では、ポストの公募を大幅に拡大したほか、専門分野における業務遂行上必要な能力の向上に向けた取組み等を実施した。

（参考1）職員育成の例

高い専門性と幅広い視野を持った人材を育成するため、国際機関、海外監督当局、在外公館や、民間企業、地方自治体、大学等への出向等の拡大を図った。また、職員に専門知識を習得させ、専門的見地からの分析能力等を有する者を養成することや、海外監督当局等とのコミュニケーション能力を向上させ、国際化する行政に対応し得る者等を養成するため、国内外の大学院に職員の派遣を行った。

（出向の状況）

（単位：人）

	2019年3月1日現在	2020年3月1日現在
国際機関、海外監督当局、在外公館等	31	31
民間企業等	15	20
地方自治体	5	5
大学教授	3	3
計	54	59

(大学院への留学等の状況)

(単位：人)

	2018年度	2019年度
国内大学院（会計、IT、金融等）	8	9
海外大学・大学院（法科、MBA等）	20	17
計	28	26

また、外部の最先端・最前線の知見を組織に取り入れるため、金融機関をはじめとする民間企業経験者や弁護士・公認会計士などの外部専門家を、官民人事交流法や任期付職員法を活用して、年間を通じて採用・登用した。

(外部専門家の採用・登用等)

(単位：人)

	2019年3月1日現在	2020年3月1日現在
弁護士	33	39
公認会計士	69	68
不動産鑑定士	5	5
アクチュアリー	9	9
研究者	1	1
情報処理技術者	40	42
金融実務経験者	213	211
計	370	375

(参考2) ワークライフバランスを実現する職場環境

内閣人事局が実施する令和元年度ワークライフバランス職場表彰に庁内のワークライフバランス向上において優れた取組みを推薦し、業務の効率化や職場環境の改善について、創意工夫をいかした特に優れた活動に取り組んだ職場として、国家公務員制度担当大臣表彰2件が選定された。

また、当庁においては、先2件の他、金融庁長官表彰2件を選定した。

II 服務規律の確保

職員の綱紀の保持については、以下のような取組みを行い、その周知徹底を図っている。

- ① 非違行為等発生時の報告及び法令等の遵守について、全職員に周知した（2019年8月、2019年12月）。
- ② 全職員に対し、倫理監督官（長官）から倫理保持に関する周知を行った（2019年12月）。
- ③ 新規採用職員や転入職員を対象に、倫理・服務研修を実施した（2019年7月、8月、10月、2020年1月）。

(2019 事務年度における懲戒処分等の件数)

懲戒処分	矯正措置
0件	2件

Ⅲ 法令等遵守調査室における情報受付

金融庁の法令等遵守に万全を期す観点から、法律の専門家による独立した調査を実施するため、法令等遵守調査室及び金融庁の法令等遵守に関する情報の受付窓口を設置している。

窓口に寄せられた情報については、同室において、調査の必要性を十分に検討し、調査の必要性があると判断したときは当該情報を受理することとしている。なお、2019 年度に寄せられた情報のうち、受理したものは1件である。

また、公益通報者保護法の施行等に伴い、同室の機能の拡充・強化を図り、外部の労働者からの公益通報に適切に対応するための一環として、同室に「外部労働者からの公益通報を受付ける窓口」も設置している。なお、2019 年度に寄せられた情報のうち、受理したものは10件である。

○法令等遵守調査室のメンバー（2020年4月1日現在）

室長	田中 豊	（総合政策局参事）
	白根 央	（監督局証券課）
	伊藤 侑也	（総合政策局リスク分析総括課）
	小川 友規	（監督局保険課）
	平沢 由里絵	（企画市場局企業開示課）
	川嶋 彩子	（審判官）
	桐野 修一	（総合政策局リスク分析総括課）
	篠原 孝典	（監督局総務課）
	津田 慧	（総合政策局リスク分析総括課）
	山本 晴美	（企画市場局市場課）
	井口 大輔	（監督局総務課）
顧問	久保利 英明	（総合政策局参事）

第4節 研究

I 金融庁における研究部門

金融庁内において先端的な金融理論・金融技術等に関する知識を蓄積することを目的として、2001年7月、「研究開発室」及び「研究官」を設置。同時に金融庁における研究と研修を効果的に連携させるため、これらと「開発研修室」を束ねる「金融研究研修センター」を発足させた。2010年9月からは、研究機能強化の一環及び海外における地位向上を目的として、その名称を「金融研究センター（以下「センター」という。）」、英語名 Financial Research Center (通称：FSA Institute)へと変更した。

センターの研究部門では、金融行政の理論的基盤を成すような質の高い調査研究を行うとともに、金融行政現場へそうした研究の成果が還元・共有されるよう努めている。また、民間有識者、アカデミズムの有識者等と金融庁職員が相互に交流できる様々な場を設け、庁内の関係部局と学術研究との架け橋となる役割を担っている。2020年4月1日には吉野直行慶應義塾大学名誉教授を金融研究センター長として迎え、こうしたアカデミアとの連携強化を更に加速させている。

II 具体的な調査研究

センターでは、庁内各部局からの要望に基づき、調査・研究・分析を行っている。2019事務年度においては、計8件の調査研究を実施した。(別紙1参照)

同事務年度の調査・研究としては、別紙1のとおり、株式市場のHFTに関する戦略分析、年金資産の運用高度化、プライベート・エクイティ、気候関連リスク、地域金融機関を含む預金取扱金融機関に関わる複数の研究、更に銀行の業務範囲規制に関する研究など、幅広いテーマで金融行政における重要な課題等に関する調査・研究を実施した。

また、それぞれの調査研究の成果を、計6本の研究成果報告書（ディスカッションペーパー、以下「DP」という。）にまとめ、ウェブサイト上で公表した。なお、各DPの公表に先立ち、庁内向けに研究成果の発表、及び検討を行う研究成果報告会を開催し、職員に研究の成果を還元・共有した。(別紙2参照)

III 産・官・学の連携強化

1. アカデミアとの連携強化

金融行政上の重要な諸課題について、行政面のみならず学術面においても有用な研究成果を得ることを目的として、大学等の研究者と金融庁の職員が協働して行政データ等を活用した研究を開始した。また、研究活動を推進するため、高度な研究・分析のためのインフラ整備を行った。

2. シンポジウムの開催

2019 事務年度は、我が国におけるフィンテック（金融とテクノロジーの融合）の発展、及び成長を世界に発信するとともに、日本をハブにしたグローバルで多様なフィンテック・ステークホルダー・エコシステムの構築、及び新たな形での連携・協力を目指すイベントとして、2019 年 9 月、日本経済新聞社との共催により国際シンポジウム「フィンテック・サミット 2019」を開催した。本シンポジウムにおいては、海外から有識者や当局者等を招聘しブロックチェーンの追跡可能性とプライバシー、AI と倫理、オープン API、サイバーセキュリティなどについて活発な議論を行った。

また、各国の実務家、政府関係者、研究者等とネットワーク強化を行い、望ましい金融規制・監督のあり方等について議論を行った。

3. 研究会「金融経済学勉強会」の開催

アカデミズム等の有識者から金融に関する最先端の研究内容を発表してもらい、金融庁の行政官等との議論を通じて、金融行政・アカデミズムの両方に必要な新たな視点・論点を探求することを目的として「金融経済学勉強会」を、計 10 回開催した。

4. 昼休みを利用したカジュアルな勉強会「昼休み講演会（金曜ランチオン）」の開催（別紙 3 参照）

庁内職員の知見・先見性向上を目的として、様々な分野から専門的知見を持つ外部講師を招き、主に金融・経済、テクノロジー等に関する研究・実務の最前線の内容をテーマとしたカジュアルな勉強会「昼休み講演会（金曜ランチオン）」を、計 32 回開催した。

(注) 新型コロナウイルスの影響により緊急事態宣言が発せられたことを受け、金融経済学勉強会、昼休み講演会（金曜ランチオン）共に一定期間、開催を見送った。

研究官・特別研究員一覧

(2020年6月末時点)

研究官/ 特別研究員	研究プロジェクト	氏名
研究官 (常勤)	高頻度取引(HFT)の戦略分析	大山 篤之
特別研究員 (委嘱)	アセット・オーナーの資産運用の高度化に向けた調査・研究	石田 英和
	プライベート・エクイティの環境整備に向けた調査・研究	谷山 浩一郎
	気候関連リスクの我が国金融システムに対する影響評価	Mr Hugues Chenet
		Mr Jakob Thomae
	経営環境変化と金融機関の活動に関する実証分析—日本の預金取扱金融機関のパネルデータを用いた定量評価—	遠山 祐太
		若森 直樹
	地域金融機関の経営統合の効果・影響についての分析	植杉 威一郎
		金子 拓也
		平賀 一希
		本村 直之
真鍋 雅史		
	矢野 智彦	

地域金融機関の外部環境の分析に係る研究と手法の標準化	浅井 義裕
	鶴田 大輔
銀行の業務範囲規制に関する調査・研究プロジェクト	岩原 紳作
	内田 浩史
	加藤 貴仁
	小出 篤
	後藤 元
	松井 智予

2019事務年度に公表したディスカッションペーパー（注）

公表月	ディスカッションペーパータイトル・執筆者
2019年12月	<p>「国際金融規制が日本の銀行行動に及ぼす影響に関する実証分析－中小企業金融への波及を中心にして－」</p> <p>岩木 宏道 金融庁金融研究センター特別研究員 （大東文化大学経済学部現代経済学科 専任講師） 大鐘 雄太 金融庁金融研究センター特別研究員 （南山大学経済学部 講師）</p>
2019年10月	<p>「次世代テクノロジーを活用した地域銀行の新たなビジネスモデルの検討」</p> <p>木村 昌史 金融庁金融研究センター特別研究員 富田 尚子、梶本 裕城</p>
2019年9月	<p>「わが国における不動産情報整備の状況と展望」</p> <p>清水 千弘 金融庁金融研究センター特別研究員 （日本大学スポーツ科学部教授）</p>
2019年9月	<p>「不動産市場のファンダメンタルズ」</p> <p>清水 千弘 金融庁金融研究センター特別研究員 （日本大学スポーツ科学部教授） 才田 友美、井上 智夫</p>
2019年9月	<p>「金融機関を標的としたサイバー攻撃等の動向について」</p> <p>佐々木 稔 金融庁金融研究センター研究官</p>

2019年8月	<p>「顧客本位の業務運営（FD）にふさわしい金融商品販売のあり方」</p> <p>松本 大輔 金融庁金融研究センター特別研究員 （ルートエフパートナーズ株式会社 代表取締役）</p> <p>中西 孝雄 金融庁金融研究センター特別研究員 （株式会社トラストアーキテクチャディレクター・データサイエンティスト）</p>
---------	--

（注）公表した論文などの内容はすべて執筆者の個人的な見解であり、金融庁や金融研究センターの公式的な見解を示すものではない。

2019 事務年度 昼休み講演会(金曜ランチオン)

日時	講師	テーマ
6月25日	井上 浄 (株式会社リバナス 代表取締役副社長 CTO)	「地域から次世代ベンチャー創出へ ～リスクを取れる産学官金の連携～」
6月17日	中竹 竜二 (公益財団法人日本ラグビーフットボール協会 理事、株式会社チームボックス 代表取締役)	「チームの心理的安全性を生み出すリーダーシップ」
3月12日	前田 佳宏 (リンカーズ株式会社 代表取締役社長)	「地銀のビジネスマッチングが日本を変える」
3月6日	安宅 和人 (慶應義塾大学 環境情報学部教授、ヤフー株式会社 CSO(チーフストラテジー オフィサー)	「シン・ニホン —AI×データ時代における日本の再生と人材育成—」
2月21日	太田 浩 (日本銀行 金融機構局 参事役)	「保険の国際資本基準はどうやって生まれたか — 国際会議の会議室内外で起きていたこと—」
2月14日	富士榮 尚寛 (一般社団法人 OpenID ファウンデーション ジャパン理事、KYC ワーキンググループ・リーダー、米国 OpenID Foundation Co-chair, eKYC and Identity Assurance Working Group)	「アイデンティティ on ブロックチェーンの動向」
2月3日	宮田 裕章 (慶應義塾大学 医学部政策 管理学教室教授)	「デジタルトランスフォーメーション(DX)の先にある新しい社会」
1月29日	青柳 潤 (カリフォルニア大学バークレー校経済学博士課程)	「マーケットマイクロストラクチャー入門 — HFT の速度規制を例に—」
1月24日	中城 元臣 (株式会社 Chaintope、Chief Ethereum Researcher)	「最新のアップデートから見る Ethereum の動向」
1月9日	岩波 直樹 (株式会社 eumo 取締役、株式会社ワークハピネス Co-Founder、社団法人ユウ ダイモニア研究所 理事)	「これからの時代の人と組織 ～人づくり、組織づくり～」
12月20日	Trung Nam Tran	“On-site Inspection”

	Visiting Fellow of the Global Financial Partnership Center (GLOPAC), FSA	
	Batbold Zorigt Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Comparison of Japanese and Mongolian Risk Management System in Insurance Sector”
12月19日	Naif Rashed Alarfaj Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“GLOPAC Outcomes and the Saudi Insurance Market”
	Ei Nandar Aung Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Regulation and Supervision in Myanmar”
12月18日	Natthakarn Likitphonpadung Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Insurance Product Supervision Framework”
	Iwan Partogi Pasaribu Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Good Corporate Governance, Earthquake Insurance and Governance Risk and Compliance (GRC) in Insurance Sector”
12月17日	渡辺 安虎 (東京大学大学院経済学研究科 教授)	「実証ミクロ経済学に基づくデータ分析」
12月16日	Kimyorn Choun Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Insurance supervision framework in Cambodia”
	Chesney Kgamedi Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Lessons learned and Proposed Recommendations to the Prudential Authority of SA”
12月13日	Ogona Tshoswane Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Regulating the Insurance Sector in Botswana – Lessons learned from the JFSA”
	Limbikani Duncan Nundwe Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“2019 GLOPAC KEY LEARNING POINTS FOR MALAWI”
12月6日	山森 康平 (トレジャーデータ株式会社 ビジネスディベロップメントディレクター)	「データ活用による金融機関のサービス変革事例」
11月28日	入山 章栄 (早稲田大学大学院経営管理研究科 教授)	「世界の経営学から見る、日本企業イノベーション創出への示唆」
11月22日	Jon Bradshaw (Elliptic 社データ&エンジニアリング)	「トラベルルールについて」
11月15日	高野 (アブリユ) ブルーノ (国際レグテック協会 (IRTA) 上級理事および日本支部責任者)	「レグテックのグローバルな動向 - eKYC イノベーション」
11月7日	山本 康正 (ハーバード大学客員研究員、京都大学)	「テクノロジービジネスの2020年の展望、米中の攻防、5G、ブロックチェーンから人工

	特任准教授)	知能まで」
10月31日	浅井 満知子 (株式会社エイアンドピープル 代表理事)	「Plain English & Language という新視点による英語コミュニケーションの生産性向上」
10月29日	西成 活裕 (東京大学先端科学技術研究センター教授)	「逆説の法則 ～渋滞学に学ぶ真の効率化～」
10月25日	北野 宏明 (株式会社ソニーコンピュータサイエンス研究所 代表取締役社長)	「人工知能技術の最先端と社会・産業へのインパクト」
10月4日	合田 真 (日本植物燃料株式会社 代表取締役)	「イノベーションは辺境から ～地産地消型エネルギーから電子マネーまで～」
9月26日	中島 健祐 (デンマーク大使館 投資部 部門長)	「デジタルデンマークが導く次世代型社会システムの展開可能性 ～21世紀を主導すると期待される北欧型社会システムの本質に迫る～」
9月13日	三橋 優隆 (サステナブルバリューアドバイザー株式会社 代表取締役)	「インパクト・インベストメント～地方創生と地域金融機関の処方箋～」
9月2日	杉本 展康 (国際通貨基金 金融市場局 金融規制監督課 Senior Financial Sector Expert)	「元金融庁職員から見た国際機関(IMF)」
8月20日	島田 直貴 (株式会社金融ビジネスアンドテクノロジー 一代表)	「地域金融機関のサバイバル戦略とデジタルライゼーション」
8月2日	齊藤 剛 (前 JICA 長期専門家、ミャンマー計画財務大臣顧問・保険セクター担当)	「激動期のミャンマー保険市場」
7月19日	出口 治明 (立命館アジア太平洋大学 学長)	「これからの働き方」
7月12日	栗田 亮 (JICA 専門家、Policy Advisor to the Deputy Minister for Planning and Finance in Myanmar)	「ミャンマー証券市場の胎動期の軌跡」

※新型コロナウイルスの影響により、緊急事態宣言期間中等を中心に開催見送り。

第5節 研修

I 金融庁における研修

金融行政は、金融技術の進展や市場の動向に的確に対応するため、極めて高い専門性が求められる分野である。金融行政の質を高めていくためには、職員の能力向上を図る必要がある。

金融庁では、多様なバックグラウンドを有する職員の専門性を高めるため、OJTと連動した、業務に関する体系的な知識や高度なスキルなどを習得するための研修を実施している。

なお、金融庁と財務省で共通する専門分野に関し、必要に応じて財務省と共同で研修を実施している。

II 2019 事務年度の研修実施状況（別紙1参照）

2019 事務年度については、研修効果を高めるため、主に以下の点について研修内容等の見直しを行った。

1. 階層別研修

新任係長研修及び新任課長補佐研修について、2018 事務年度まで就任直後に実施していた時期や内容を見直し、役職就任から半年後を目途に自身の課題や取組み等についてのグループワークへ変更した。上記に加え、各役職に求められるスキルや能力を役職就任前に獲得させるため、新たに説明力向上を目的とした係長育成研修及びリーダーシップ向上を目的とした課長補佐育成研修を実施した。

2. 1on1研修

2018 事務年度に導入された1on1ミーティングに関し、課室長クラス及び少人数グループリーダーに対しては、実施する側に必要な心構えやスキルを、また係長クラス以下の職員に対しては、受ける側に必要な心構えやスキルの獲得を目的とした研修を実施した。

3. 語学研修

受講対象及び受講要件を明確化し、業務でより語学力を必要とする者を受講者とする選定基準を設けた。また英語研修に関しては、対面によるレッスンを廃止し、時間及び場所を研修生自身が自由に設定し受講できるよう、オンライン学習システムを導入した。

(2020年6月30日現在)

区分	研修名	コース	目的	対象者	実施月
全 員 必 修	必修研修		①金融庁職員として認識、理解しておくべき制度や基本的事項の理解 (情報・公文書管理、公務員倫理、セクシュアル・ハラスメント、服務規律、障がい者理解、特定秘密保護、公益通報者保護制度、メンタルヘルス、IT・サイバーセキュリティ等) ②金融庁職員として認識、理解しておくべき足下の行政課題や環境変化の理解 (組織改革、IT戦略・デジタルイノベーション、SDGs、内外金融情勢等)	全職員【必修】	①主に5、6月 受講できなかったものは転 入職員研修で受講
	転入職員研修		金融庁職員の在り方、金融庁における基本実務及び上記必修研修①の研修内容等、 金融庁で勤務していく上で必要となる基本的事項の理解	転入職員、中途採用職員等【必 修】 (※事務補佐員を含む)	7月・8月・10月 1月・4月
階 層 別 研 修	個室幹部向け必修研修(情報管理・倫理)		組織のトップマネジメント層として特に認識すべき事項(情報管理・倫理に関する 内容)の理解	個室幹部職員	新型コロナウイルスのため、延期
	セクシュアル・ハラスメン ト/メンタルヘルス研修 (個室幹部及び管理・監督 者)		セクシュアルハラスメントなどハラスメントを防止するとともに、職員の心の健康 づくりの保持増進に努め、職場環境の向上を図るための理解	個室幹部及び管理・監督者 (※企画官以上必修)	10月
	新任課長補佐研修		新任課長補佐に対して、自身のマネジメントについて有益な振り返りを促すとも に、そこから得られる教訓を今後のマネジメント改善に生かせるようにすること。	2019事務年度に課長補佐相当職に 昇任した職員【必修】	3月
	新任係長研修		係長として実際に仕事をして感じた課題等の振り返り(グループワーク)を行うと ともに、係長に必要な業務遂行能力(コミュニケーション力)の養成	2019事務年度に係長相当職に昇任 した職員【必修】	12月
	係長育成研修		係長級職員として必要な知識・技術等を付与。(テーマ:説明力向上)	平成28年度採用一般職職員【必 修】 平成30年度採用総合職職員(希望 者)	11月
	新規採用職員フォローアッ プ研修		入庁後半年経過を目的として、日頃抱えている悩みや不安などを共有するととも に、各人の経験を持ち寄って、そこから学んだことも合わせて共有する。	令和2年度新規採用職員【必修】 ※一般職も総合職も全員必修参 加。	9月、10月
	課長補佐育成研修		課長補佐級職員として必要な知識・技術等を付与。(テーマ:リーダーシップ)	【総合職】 平成27年度採用職員(平成26 年度採用職員については、希望者 のみ受講) 【一般職】 【金融庁及び他省庁本省採用職 員】 平成20年度採用職員(平成16 ～19年度採用の係長級職員につ いては、希望者のみ受講) 【財務局等地方部局採用職員】平 成18年度採用職員(平成14～ 17年度採用の係長級職員につ いては、希望者のみ受講) 【高卒区分採用職員】平成16年 度採用職員(平成11～15年度 採用の係長級職員については、希 望者のみ受講) 【中途採用職員(人事交流等も含 む)】係長級職員(希望者のみ受 講)	12月、2月
	幹部候補育成課程職員向け研修		将来、幹部として職を担っていくために必要な能力等(局長クラス・課室長クラスのコンピテン シー)の向上	幹部候補育成課程対象者【必修】 (※育成期間中)	新型コロナウイルスのため、延期
	新規採用者研修 (総合職・一般職)		国家公務員としての常識・心構え(ビジネスマナー、責任感の醸成、意見を積極的 に具申する主体性等)、基礎的な思考力・スキル(簿記・会計知識、PCスキル、 説明力、対話力、ライティング力等)、基本的な業務知識(金融・経済知識、法体 系、専門分野毎の基本的な実務とキャリアプラン等)の習得	令和2年度新規採用職員【必修】 ※一般職の研修の一部について、 総合職も必修参加。	4月、6月 (コロナ対応のため、大部 分を延期)
	異業種交流セミナー		組織改革や活性化のため、外部との交流を通じて多様な組織・意見に触れることに より、業務では得ることのできなかった新しい価値観や発想、人的・知的ネット ワークの構築	30歳代の係長から課長補佐相当職 の金融庁プロパー職員(選抜指名 制)	新型コロナウイルスのため、延期
教養講話		組織における知識創造のメカニズムや、知識創造における共感の重要性を講義いた だくことで、当局が目指している金融機関との「深度ある対話」をより深く理解す るため。 【講師:野中郁次郎(一橋大学名誉教授)】	全職員(希望者)	1月	
相談室実地研修		相談室に寄せられる生の声を直接聞くことで、金融の現場の実態をより深く理解す ること。	翌事務年度に係長級に昇任する年 次の職員(総合職・一般職共通)	5月～6月 (コロナによる相談件数の急 増に伴って、相談室の受け 入れが不可となり、延期)	

区分	研修名	コース	目的	対象者	実施月
業	英語力育成研修	ハイレベルコース	中級から上級者の方を対象として、オンラインでのマンツーマン英会話レッスン等により、海外機関等との折衝等に必要な語学力の維持・向上を図る	一定要件に該当する職員 (※担当業務を遂行する上で、英語学習が真に必要と認められる職員)	9～3月
		ノーマルコース	オンラインでのマンツーマン英会話レッスンにより、基礎的な英会話能力の向上から、応用的なビジネス英会話能力の向上まで研修生のレベルに応じた英会話の能力の維持・向上を図る		9～3月
	英文ビジネスライティング研修	「海外出張」「会議」といった各テーマに沿った英作文を作成し、添削を受けることにより、英文でのビジネスライティング能力の向上を図る	9～3月		
	学	中国語研修	マンツーマン形式によるレッスンにより、海外機関等との折衝等に必要な中国語に関する語学力の維持・向上を図る	一定要件に該当する職員 (※担当業務を遂行する上で、中国語学習が真に必要と認められる職員)	9月期・1月期・4月期 (各期3か月)
		国際交渉人材養成	テーマ毎のワークショップ形式により、国際会議(マルチ)・ミーティング等で効果的に主張できるようになるための、実践的なノウハウ・スキル等の付与	国際会議に出席する者	7月～8月
		ブレイン・イングリッシュ研修	読み手に「簡潔・明瞭・的確」にメッセージを伝え、ビジネスを円滑に進めるような英文作成のポイントの習得	全職員	2月～3月
	I T	ITパスポート研修	基礎的な情報技術を活用するため、ITパスポート試験相当の知識(テクノロジー系(IT技術)、ストラテジ系(経営全般)、マネジメント系(IT管理))の習得	一定要件に該当する職員 (※担当業務を遂行する上で、ITに関する知識習得が真に必要と認められる職員) (※金融庁プロパー職員のうち当研修を受受講の係員)	10月～12月
		情報セキュリティマネジメント研修	情報セキュリティの考え方をはじめ、情報セキュリティ管理の実践規範、各種対策、情報セキュリティ関連法規、ネットワーク、システム監査、経営管理等、情報セキュリティマネジメント試験(国家試験)相当の知識の付与	全職員	1月～2月
		人工知能(Deep Learning)研修	人工知能技術の中核になっているディープラーニングの仕組み、深層強化学習等の知識の付与	全職員	2月
	企 業 会 計	企業会計実務研修	会計制度に関する専門的な知識(税効果会計、企業結合会計、連結決算、退職給付会計、減損会計、最近の会計基準の動向等)の付与	一定要件に該当する職員 (※担当業務を遂行する上で、会計制度に関する知識習得が真に必要と認められる職員)	2月
国際財務報告基準研修 (IFRS研修)		国際財務報告基準(IFRS)に関する専門的な知識(IFRS適用状況、IFRS総論、連結・企業結合会計、リース会計、収益認識、金融商品会計等)の付与	一定要件に該当する職員 (※担当業務を遂行する上で、会計制度に関する知識習得が真に必要と認められる職員)	9月	
研 務	総務系統事務研修	総務・経理事務に関して、適切な事務処理を行う上で必要な庁内事務処理等(予算の流れ、経理関連事務、旅費支払事務、庁舎管理事務、適正な会計処理について、広報関連事務、調達関連事務、福利・厚生・共済事務、服務管理)の手続きに関する知識の付与	総務、経理事務の担当職員	8月	
メ デ ィ ア メン タル ヘル ス P C	メディア対応研修	メディア対応における基本動作、危機管理対応能力等の更なる向上、実習形式での記者会見・インタビュー対応技術の習得	業務においてメディア対応(記者レク等)の知識を必要とする職員 (基本動作) 業務においてメディア対応(記者レク等)の実践的な知識を必要とする各課室総括補佐以上の職員 (実習)	8月	
	メンタルヘルス研修 (専門相談員)	対外的なストレスに晒される機会が多い金融サービス利用者相談室等に所属する専門相談員に対して、ストレスマネジメントに関する知識の付与	金融サービス利用者相談室に所属する専門相談員 証券取引等監視委員会事務局に所属する専門相談員	11月	
	メンター研修	新規採用職員のメンターに対する、メンタリングに関する知識・スキルの付与	メンター職員	4月 (緊急事態宣言のため、来事務年度に延期)	
	Excel研修	Excelに関する基礎知識やデータ集計及びデータクレンジングに関する知識・技能の付与	全職員	1月～2月	
	PowerPoint研修	PowerPointに関する基礎的・応用的な知識・技能の付与		2月	

区分	研修名	コース	目的	対象者	実施月
業	モニタリング研修	業態別コース(基礎)	モニタリング業務(業態別)を遂行するうえで必要な基礎的な知識等の付与	モニタリング業務(業態別)新任担当職員	7月～8月
		専門分野別コース(基礎)	モニタリング業務(専門分野別)を遂行するうえで必要な基礎的な知識等の付与	モニタリング業務(専門分野別)新任担当職員	7月～8月
		業態別コース(実務)	モニタリング業務(業態別)を遂行するうえで必要な専門的な知識及び実践的なスキル等の付与	経験年数1年以上のモニタリング業務(業態別)担当職員	7月～8月・11月1月
		専門分野別コース(実務)	モニタリング業務(専門分野別)を遂行するうえで必要な専門的な知識及び実践的なスキル等の付与	経験年数1年以上のモニタリング業務(専門分野別)担当職員	7月～8月・11月1月
務	企 画 部 門	企画システム研修	企画部門の職員として必要な知識(企画部門の作法、局長講話、信用制度をめぐる諸問題、市場行政をめぐる諸問題、企業開示行政をめぐる諸課題)の付与	企画部門職員	9月
		開示審査基礎研修	企業内容の開示審査業務に関する基礎的な知識(企業会計の基礎、金融商品取引法における開示制度、有価証券届出書の審査実務、有価証券報告書の審査実務、大量保有報告書の審査実務等)の付与	新任の開示審査業務担当職員	7月～8月
		開示審査実務研修	企業内容開示審査業務に関する専門的な知識(企業開示制度の現状、ディスクロージャー制度の概要と事案対応、有価証券届出書の審査事例、大量保有報告書の審査事例、不正会計発見のために財務分析等)の付与	経験年数1年以上の開示審査業務担当職員	10月
		開示・会計・監査部門専門研修	「開示人材スキルマップ」に掲げられている「会社法」及び「公認会計士監査」に関する基本的な知識の習得	庁内全職員(開示・会計・監査分野へ興味のある方)	8月、9月
別 研 修	監 視 部 門	市場監視基礎(共通)研修	市場監視業務を遂行するうえで必要な基礎的な知識(金融商品の基礎知識、金融商品取引法総論・各論等)の付与	新任の市場監視事務担当者、証券調査官、審判官等	7月
		犯則調査基礎研修	犯則調査業務を遂行するうえで必要な基礎的な知識(犯則調査業務概要、犯則類型別の解説、証券会社・銀行調査等)の付与	新任の証券取引特別調査官等	8月
		取引審査基礎研修	取引審査業務を遂行するうえで必要な基礎的な知識(内部者取引、相場操縦、審査手法、アルゴリズム取引・HFT等)の付与	新任の証券取引審査官等	8月
		取引調査基礎研修	取引調査業務を遂行するうえで必要な基礎的な知識(内部者取引、相場操縦、基礎調査、デジタルフォレンジック等)の付与	新任の証券調査官等	8月
		開示検査基礎研修	開示検査業務に関して必要な基礎的な知識(開示検査業務概要、質問調査、検査報告書、検査事案分析等)の付与	新任の証券調査官等	7月
		国際取引等調査基礎研修	国際取引等調査に関して必要な基礎的な知識(内部者取引、相場操縦、クロスボーダー事案に係るMOU等)の付与	新任の国際取引等調査室の証券調査官等	8月
		市場監視総合研修	市場監視業務に関する総合的な知識(行政方針等)の付与	市場監視業務担当者、証券調査官等	1月
		市場監視実務(共通)研修	市場監視業務を遂行するうえで必要な専門的な知識(プロジェクトマネジメント、調査・検査における対話力等)の付与	経験年数1年以上の市場監視事務担当者、証券調査官等	7月
		犯則調査実務研修	犯則調査業務を遂行するうえで必要な専門的な知識(電子データ等の証拠化、刑事訴訟法等)の付与	経験年数1年以上の証券取引特別調査官等	8月・1月
		取引審査実務研修	取引審査業務を遂行するうえで必要な専門的な知識(人工知能の売買審査業務への適用、事例研究等)の付与	証券取引審査官等	1月
		取引調査実務研修	取引調査業務を遂行するうえで必要な専門的な知識(基礎調査、本格調査、デジタルフォレンジック等)の付与	経験年数1年以上の証券調査官等	8月・1月
		開示検査実務研修	開示検査業務に関して必要な専門的な知識(開示検査の実務、コーポレートガバナンス・コード等)の付与	経験年数1年以上の証券調査官等	8月・12月
		国際取引等調査実務研修	国際取引等調査に関して必要な専門的な知識(インサイダー取引の構成要件、MMOU等)の付与	国際取引等調査室の証券調査官等	8月・1月
		モニタリング基礎(証券コース)	証券に係るモニタリング業務を遂行するうえで必要な基礎的な知識の付与	新任のモニタリング業務(証券)担当職員等	8月
		モニタリング実務(証券コース)	証券に係るモニタリング業務を遂行するうえで必要な専門的な知識及び実践的なスキル等の付与	経験年数1年以上のモニタリング業務(証券)担当職員等	7月
		会計士	公認会計士等検査事務研修	公認会計士等検査に関する基礎的、専門的な知識(検査手続、品質管理レビュー、監査基準・企業会計に関する最近の動向等)の付与	公認会計士・監査審査会職員等
その他	業務支援統合システム研修	業務支援統合システム(コグノス)を利用して、金融機関等が提出した計表のダウンロードや、そのデータをコグノスで抽出するといった基本的な操作知識の付与	業務支援統合システムを利用することが見込まれる職員	8月	

区分	研修名	コース	目的	対象者	実施月
通信研修	【主な開催講座】 ・証券アナリスト ・簿記検定3級・2級・1級・全経上級 ・TOEIC L&R TEST対策(500、650、750、900点) ・基本情報技術者・応用情報技術者		左記研修レベル相当の知識の付与	全職員 (実費負担) ※団体申込みによる割引適用	9月期、3月期
	米国証券アナリスト(CFA)		CFA(Chartered Financial Analyst)資格の取得		6月受験、12月受験

第6節 デジタル・ガバメントへの取組み

I 概要

政府全体において、国民全員がデジタル技術の便益を享受し、一人ひとりのニーズに合った形で社会課題を解決しつつ、安全安心な暮らしや豊かさを実感できる社会の実現に向けたデジタル・ガバメントの推進に取り組んでいる。

2019年12月に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」では、

- ・ 全ての行政サービスをオンラインで完結できるようにする行政手続のデジタル化、
 - ・ テレワークやオンライン会議の整備といった業務におけるデジタル技術の活用、
 - ・ PMOによるプロジェクト管理をはじめとした各府省のガバナンス強化、
- 等が示されている。

当庁においては、情報化統括責任者（CIO：Chief Information Officer）、情報化副統括責任者（副CIO）及び専門的な知識を有するCIO補佐官等を構成員とする金融庁PMO（Portfolio Management Office）の統括の下、「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき、2020年3月に「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」（以下「本計画」という。）を策定し、デジタル・ガバメントの実現に向けた以下の取組みを推進している。

- （1）利用者中心の行政サービス改革・行政手続のデジタル化
- （2）デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備
- （3）価値を生み出すITガバナンス
- （4）業務におけるデジタル技術の活用

II 取組実績

2019事務年度、当庁においてデジタル・ガバメントの実現のために以下の取組みを行った。

（1）利用者中心の行政サービス改革・行政手続のデジタル化

行政機関から金融機関に対して書面による預貯金の照会等が年間約6,000万件行われており、金融機関の負担軽減や行政機関の業務省力化・迅速化等の観点から、金融機関に対する預貯金等の照会に係るデジタル化について、2019年度に金融機関×行政機関の情報連携検討会（事務局：内閣官房IT総合戦略室、金融庁）を開催し、同年11月に「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性ととりまとめ」を取りまとめた。

また、当庁所管の行政手続のデジタル化については、2019年12月に利用実績の多い6手続きについて、オンラインで申請等が行えるようにシステム整備を行った。現在、当庁全ての手続きについてオンラインで申請等が行えるよう金融庁電子申請・届出システムの更改を進めている。

(2) デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備

府省重点プロジェクトである金融庁電子申請・届出システムや金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）について、クラウド・バイ・デフォルト原則に基づき、クラウドサービスの利用を前提とした効果的かつ効率的なシステム更改を行う方向で検討を進め、次期更改においてはクラウドサービスを前提としたシステム整備を行う予定である。

また、情報セキュリティ対策については、情報セキュリティ水準を適切に維持し、リスクを総合的に低減させるために、2019 事務年度においては、以下の取組みを計画的に実施した。

- ・ 情報セキュリティに関する研修（情報セキュリティ研修や標的型攻撃メール対処訓練）
- ・ N I S C（内閣サイバーセキュリティセンター）が主催する実践的なサイバー攻撃対処訓練への参加
- ・ 情報セキュリティ監査の実施やN I S Cが実施するペネトレーションテスト（模擬攻撃訓練）の活用を通じたセキュリティ対策の実効性の確認
- ・ 脆弱性情報等の早期警戒情報の収集、庁内システム担当者への展開によるシステム設定の確認・強化の実施

(3) 価値を生み出す I T ガバナンス

金融庁 C I O 等による助言・監督の下で、財源や人材等のリソースを適切に配分しつつ、「本計画」記載の各取組みを当庁として一体的に推進していくために、当庁の P M O が I T ガバナンスを発揮し、I T 戦略の企画・立案・調達支援・監査等を着実に実施した。

情報システムの調達に当たっては、P M O が、その仕様及びコストの妥当性等を十分に検証し、更には、C I O、副 C I O、各局総務課長及び C I O 補佐官等をメンバーとする「金融庁情報システム調達会議」で政府調達に該当する情報システム調達案件について、調達の適切性等について審議するなど、適正な情報システムの調達に取り組んだ。

また、「本計画」に基づき、情報システムの統廃合や政府共通プラットフォームへの移行等による情報システムの運用コストの削減に取り組み、2019 事務年度においては、機器の更改準備を控えた主要システムに対して、「システム監査」を実施し、投資管理を含めたシステムの有効性について、点検、評価した。

併せて、将来的に、こうした取組みを支えるセキュリティ・I T 人材の計画的な確保・育成やデジタルデバイド対策等に対応するため、「政府機関におけるセキュリティ・I T 人材育成総合強化方針」（2016 年 3 月）に基づき、当庁においても同年 8 月に「金融庁セキュリティ・I T 人材確保・育成計画」を策定し、2019 年 8 月に改訂を行った。

(4) 業務におけるデジタル技術の活用

当庁における効率的かつ効果的な業務運営を推進する観点から、2020年1月に金融庁LANを更改し、Skype for Businessの導入による職員間及び財務局間のオンライン会議の活用、小型軽量化PCの導入及び職員PCの持ち帰りによるテレワーク勤務の促進、庁舎内の無線LANの導入によるペーパーレスな働き方の推進を行い、当庁におけるデジタル技術を活用した働き方の基盤となる通信環境の整備等を実施した。

新型コロナウイルス感染症への対応として、より多くの職員がテレワーク勤務ができるよう、同年5月に金融庁LANの通信回線を増強した。また、6月に職員PCから外部とオンライン会議を開催できるようにしたことに加えて、7月以降には、令和2年度補正予算の活用等によりオンライン会議のシステム環境を拡充した。

RPA等のデジタル技術を活用する取組みを実施し、2019年度においては12件の業務についてRPA化を行い、約1,200時間/年の業務時間を削減した。

第7節 報道・広報

I 報道対応

1. 報道発表及び記者会見等の実施

毎週2回の閣議後に実施している大臣記者会見（102回）に加えて、重要な報道発表時に実施している記者向け説明（46回）を開催し、当庁の施策・考え方を積極的に発信・説明する機会の充実に取り組んだ（報道発表件数：474件）。

II 広報活動（新型コロナウイルス感染症を踏まえた広報活動・相談体制の強化は、後掲「第2部第6章第7節」参照）

1. 金融庁ウェブサイト等による広報の充実

国民にとって特に重要と考えられる施策、あるいは関心が高い施策については、金融庁ウェブサイトへの特設サイトの設置やトピックス（HPのトップページ上段）（別紙1参照）への掲載などによる施策の周知・注意喚起などの取組みを行っている。

2019事務年度は、令和元年台風第19号関連情報について、特設サイトを設け、被災者にとって有益と思われる情報の掲載を行った。加えて、金融庁ウェブサイトの利便性向上のため、日本語ページに対応する英語ページの存否をわかりやすくするなど、ウェブサイトの構成及びコンテンツの見直しを行った。

また、金融庁が公表した新着情報等をTwitterの金融庁公式アカウントに個別に投稿、広報誌「アクセスFSA」を2019年9月号からリニューアルし、政務三役による講演・会議の紹介や職員による政策解説等を掲載してコンテンツを充実させるとともに、写真や図表を多用した読みやすい誌面へと刷新するなど、情報発信の強化に努めた。

2. 海外に対する情報発信

金融庁の政策や金融行政の仕組みを英語でより理解しやすいものとするため、金融庁の政策概要（モニタリング結果に係るレポート、ディスカッションペーパー等）や広報誌「アクセスFSA」の英訳公表、Twitterの金融庁英語版公式アカウントの新規開設など、英語による積極的な情報発信を行った。

3. 政府広報の活用

金融行政に係る広報を限られた予算の中で他省庁とも連携しつつ効率的・効果的に行うため、別紙2のとおり、金融庁所管の各種施策を政府の重要施策として、政府広報各種媒体で取り上げ、広く国民への理解浸透に努めている。

(別紙1)

【2019 事務年度に開設した金融庁ウェブサイトの特設サイトについて】

1. 令和元年台風第19号関連情報
2. 新型コロナウイルス感染症関連情報

【金融庁ウェブサイトのトピックスについて（トップページ上段）】（2020年6月30日時点）

1. 新型コロナウイルスに乗じた犯罪等にご注意ください！
2. 給与の買取りをうたった違法なヤミ金融にご注意ください！
3. 多重債務防止のための注意喚起（高額な手数料によるファクタリングに関する注意喚起）
4. バイナリーオプション取引にあたってご注意ください！
5. SNS等を利用した「個人間融資」にご注意ください！
6. インターネット・バンキングによる預金の不正送金事案が多発しています。
7. 金融庁職員も現場で一緒に考えます「地域課題解決支援チーム」
8. LIBORの恒久的な公表停止に備えた対応について
9. 金融機関窓口や郵送書類等による確認手續にご協力ください
10. 企業情報の開示に関する情報（記述情報の充実）について
11. 外国人の受入れ・共生に関する金融関連施策について
12. 長い間、お取引のない預金等はありませんか？
13. FinTechサポートデスクについて
14. 暗号資産に関する情報を掲載しました。
15. 顧客本位の業務運営に関する情報を掲載しました。
16. 金融サービス利用者相談室～皆様の「声」をお寄せください！
17. 講演等
18. 国会提出法案等
19. 改元に伴う元号による年表示の取扱いについて
20. 貸付自粛制度について
21. ソーシャルレンディングへの投資にあたって
22. 「インサイダー取引規制に関するQ&A」を分かりやすく改訂しました！
23. 2018年12月25日から、全銀EDIシステム稼動により、経理事務の負担が軽減されます！
24. “責任ある機関投資家”の諸原則～「日本版スチュワードシップ・コード」の改訂
25. 電子決済等代行業を営むみなさまへ
26. アパート等のサブリースに関連する注意喚起について
27. 日本における初の金融関係国際機関～IFIAR事務局開設

2019事務年度政府広報実績(2019.7.1~2020.6.30)

	媒体(広報実施時期)		テーマ
テレビ	定時番組	BS-TBS 霞が関からお知らせします (2019年9月1日放送)	マネロン・テロ資金供与防止
ラジオ	政府広報ラジオ番組	「秋元才加とJOYのWeekly Japan!!」 (2019年8月31日放送)	マネロン・テロ資金供与防止
	政府広報ラジオ番組	ラジオスポット(60秒) (2020年2月3日から2月9日)	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
出版物	定期刊行物	音声広報CD『明日への声』vol.71(2020年11月発行)	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
新聞	地方紙	記事下 (2019年8月24日掲載)	マネロン・テロ資金供与防止
	中央5紙、ブロック3紙、地方65紙	突出し (2020年4月13日から4月19日)	新型コロナ(資金繰り)
インターネット	モバイル携帯端末サイト広告	News CAFE 携帯端末用無料ニュースサイト (2019年7月8日から7月14日)	金融商品の詐欺的な勧誘に関する注意喚起
	モバイル携帯端末サイト広告	News CAFE 携帯端末用無料ニュースサイト (2019年7月22日から7月28日)	振り込め詐欺救済法に基づく返金手続き
	モバイル携帯端末サイト広告	News CAFE 携帯端末用無料ニュースサイト (2019年9月23日から9月29日)	休眠預金等活用法
	モバイル携帯端末サイト広告	News CAFE 携帯端末用無料ニュースサイト (2019年12月30日から2020年1月5日)	休眠預金等活用法
	インターネットテキスト広告	YOMIURI ONLINE (2020年5月11日から5月17日)	貸付自粛制度について
	インターネットテキスト広告	毎日新聞 (2019年8月12日から8月18日)	休眠預金等活用法
	インターネットテキスト広告	毎日新聞 (2019年10月28日から11月3日)	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
	インターネットテキスト広告	産経デジタル (2019年8月19日から8月25日)	休眠預金等活用法
	インターネットテキスト広告	産経デジタル (2019年10月14日から10月20日)	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
	インターネットテキスト広告	毎日新聞デジタル (2019年8月19日から8月25日)	休眠預金等活用法
	インターネットテキスト広告	毎日新聞デジタル (2019年10月21日から10月27日)	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
	インターネットテキスト広告	グノシー (2019年9月9日から9月15日)	休眠預金等活用法
	インターネットテキスト広告	Smart News (2019年11月11日から11月17日)	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
	インターネットテキスト広告	Infoseek楽天 (2019年9月30日から10月6日)	休眠預金等活用法
	インターネットテキスト広告	Infoseek楽天 (2019年10月7日から10月13日)	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
	スマートフォン版Yahoo!パナー広告	Yahoo!JAPAN (2019年8月12日~8月18日)	休眠預金等活用法
	スマートフォン版Yahoo!パナー広告	Yahoo!JAPAN (2019年8月26日~9月1日)	マネロン・テロ資金供与防止
	スマートフォン版Yahoo!パナー広告	Yahoo!JAPAN (2020年2月3日~2月9日)	新型コロナ(資金繰り)

	媒 体（広報実施時期）		テーマ
その他	政府広報オンライン お役立ち情報	2010年7月から掲載（2013年5月24日更新）	ローンやキャッシングをご利用の方へ。ご存じですか？ 借入れのルール
	政府広報オンライン お役立ち情報	2011年7月から掲載（2013年8月13日更新）	金融トラブル、費用をかけずに早期解決！金融ADR制度をご利用ください
	政府広報オンライン お役立ち情報	2011年8月から掲載（2017年3月14日更新）	「振り込み詐欺救済法」に基づき、振り込んでしまったお金が返ってくる可能性があります。
	政府広報オンライン お役立ち情報	2013年6月から掲載（2016年1月12日更新）	新しい投資優遇制度「NISA(ニーサ)」がスタート！将来に向けた資産形成を考えるきっかけに
	政府広報オンライン お役立ち情報	2013年9月から掲載（2017年3月22日更新）	住宅ローンなど借入れの返済が困難な震災被災者の方へ 個人版私的整理ガイドラインをご存じですか。
	政府広報オンライン お役立ち情報	2014年4月から掲載	知らないと損をする？ 最低限身に付けておきたい「金融リテラシー（知識・判断力）」
	政府広報オンライン お役立ち情報	2015年3月から掲載	中小企業や小規模事業者の方へ ご存じですか？「経営者保証」なしで融資を受けられる可能性があります
	政府広報オンライン お役立ち情報	2015年10月から掲載（2016年3月2日更新）	投資詐欺にご注意を 気をつけるべき6つのポイント。相談窓口もご紹介。
	政府広報オンライン お役立ち情報	2016年7月から掲載（2019年10月30日更新）	大規模な自然災害でローンの返済が困難になった方へ ご利用ください。「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2017年5月から掲載	仮想通貨交換業に関する法制度の施行
政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2019年7月から掲載	休眠預金等活用法	

第8節 情報公開等

I 開示請求の動向

1. 行政文書の開示

(1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号、13年4月1日施行）に基づく、2019年度の開示請求の受付件数は177件となっている。

(2) 主な開示請求

開示請求の主な内容は、以下のとおりである。

- ① 金融機関等所管する法人に関する文書
- ② 行政処分等に関する文書
- ③ 調査・検査先に関する文書

開示請求の受付及び処理状況（2019年度）

部 局	前年度 繰越	開示請求 の受付	開 示 決 定 等				請求の 取下げ	翌年度 繰越
			開 示 決 定			不開示 決定		
			全面 開示	一部 開示	小計			
金融庁	2	164	6	36	42	20	0	10
証券取引等 監視委員会	2	10	0	3	3	6	0	4
公認会計士・ 監査審査会	0	3	1	1	2	1	1	1
合 計	4	177	7	40	47	27	1	15

（注1）本表は、2019年4月から2020年3月末までの計数を取りまとめたものである。総務省による行政機関情報公開法の施行状況調査と同じ定義で計上。

（注2）2020年度における6月末までの開示請求の受付件数は19件である。

(3) 不服申立等

2019年度における不服申立受理件数は3件、前年度繰越分は1件となっており、これらのうち1件について、同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている。

また、2019年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は22件であり、全てについて同年度中に裁決・決定を行っている。

2. 行政機関の保有する個人情報の開示

(1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号、17年4月1日施行）に基づく、2019年度の開示請求の受付件数は1,098件となっている。

(2) 主な本人情報の開示請求

主な開示請求の内容は、以下のとおりである。

- ① 公認会計士試験における請求者本人の点数、請求者の会計士試験の答案
- ② 請求者本人の個別金融機関に対する申立ての応接記録等

開示請求の受付及び処理状況（2019年度）

部 局	前年度 繰越	開示請求 の受付	開 示 決 定 等				請求の 取下げ	翌年度 繰越
			開 示 決 定			不開 示決 定		
			全面 開示	一部 開示	小計			
金融庁	2	11	3	6	9	5	0	0
証券取引等 監視委員会	0	1	0	0	0	0	0	1
公認会計士・ 監査審査会	30	1,086	1,102	0	1,102	0	2	12
合 計	32	1,098	1,105	6	1,111	5	2	13

（注1）本表は、2019年4月から2020年3月末までの計数を取りまとめたものである。総務省による行政機関個人情報保護法の施行状況調査と同じ定義で計上。

（注2）2020年度における6月末の開示請求の受付件数は40件である。

(3) 不服申立等

2019年度における開示決定等に対する不服申立受理件数は3件、前年度繰越分は1件となっており、これらのうち3件について、同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている。

また、2019年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は12件であり、うち7件は同年度中に裁決・決定を行っている。

II 文書管理等の状況

1. 内部管理体制

(1) 研修

非常勤職員を含めた全職員を対象として、研修を実施（合計2回）。

(2) 自主点検・内部監査

行政文書の管理状況等について、2019年10月～11月に自主点検を実施。
また、自主点検後、2020年2月において監査を実施。

2. 文書管理の状況

(1) 概要

金融庁においては、1. 内部管理体制に示したとおり、研修や自主点検・監査を通じて、保有する情報の管理徹底に努めている。

しかしながら、2019事務年度（2019年7月～2020年6月）において、保有する情報について、取扱いが不適切であると認められる事例が12件発生した。（行政文書の紛失、メールの誤送信など）。

ただし、行政文書の紛失については、後日、見付かったものがあること等外部に漏えいした可能性は極めて低く、また、誤送信についても速やかに相手方にメール削除を依頼し、対応いただいている。いずれも2次被害は確認されていない。

(2) 再発防止策

発生原因を踏まえた上で、主に以下の再発防止策を講じている。

- ① 行政文書の入手方法や管理方法等を改めて確認のうえ、必要な見直しを行うよう周知。
- ② 職務の性質上、デジタル化が差し支えない資料についてはデジタル化することを徹底。
- ③ 長時間離席するときは、特に機密性のある文書を机上に放置しないことを徹底。

第9節 金融機関等との意見交換

金融機関等との率直な意見交換は、金融機関等から見た行政対応の予測可能性の向上に資するだけでなく、当局にとっても、市場や金融セクターの動向を迅速に把握する上で重要と考えている。このため、金融機関等の業態毎に幹部レベルでの意見交換会を随時実施して、金融機関等との意思疎通に努めている。

また、行政の透明性の向上を図るとともに、金融庁の問題意識を適時に発信する観点を踏まえ、金融機関等との意見交換会において、金融庁が提起した主な論点を公表することとしている（2017年1月以降）。

なお、2020年3月以降は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、テレビ会議システムを活用したリモート開催や書面開催など、非対面形式での開催とした。

（参考）金融機関等との意見交換会の開催実績（2019年7月～2020年6月）

主要行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫
11回	11回	11回	4回
労働金庫	信用組合	生命保険会社	損害保険会社
4回	4回	5回	5回
外国損害保険会社	証券会社	投資信託会社	投資顧問業者
2回	7回	2回	2回
金融先物取引業者	信託	貸金業者	仮想通貨交換業
1回	4回	2回	4回

第10節 パブリック・コメント手続の実績（別紙1参照）

意見提出手続き(パブリック・コメント手続き)実施一覧

2019事務年度(2019年7月～2020年6月)

(金融庁ウェブサイトより抜粋)

公表日	案件名	締切日
R2.6.30	「中小企業等協同組合法施行令の一部を改正する政令(案)」、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等及び「保険会社向けの総合的な監督指針の一部改正(案)」の公表について	R1.8.2
R2.6.30	「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R1.8.26
R2.6.30	「租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十五項の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件等を定める件」の一部改正について	R1.9.2
R2.6.29	金融機能強化法の一部を改正する法律の施行に伴う政令や内閣府令案の公表について	R1.9.6
R2.6.29	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「系統金融機関向けの総合的な監督指針」及び「漁協系統信用事業における総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表	R1.9.10
R2.6.26	「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則の一部を改正する命令(案)」、「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)等の公表について	R1.9.13
R2.6.23	「発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令」等の改正案等の公表について	R1.9.30
R2.6.19	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」等について	R1.9.30
R2.6.5	協同組織金融機関の信用供与等限度額を超える場合の承認に係る「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正の公表について	R1.10.7
R2.5.29	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正(案)の公表について	R1.10.7
R2.5.27	資本金借入金の取扱いの明確化に係る「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正について	R1.10.7
R2.5.22	「労働金庫法施行規則の一部を改正する命令」、「農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等」の一部を改正する命令及び「経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令」について	R1.10.23
R2.5.8	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	R2.6.8
R2.4.23	「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」の一部改正(案)の公表について	R2.5.29
R2.4.17	「レバレッジ比率規制に関する告示の一部改正(案)」等の公表について	R2.5.18
R2.4.15	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R2.5.18
R2.4.10	「金融商品取引業等に関する内閣府令及び投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R2.5.11
R2.4.10	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R2.5.11
R2.4.10	「金融商品取引法施行令第一条の十七の二の規定に基づき、金融庁長官が指定する商品を定める件」の一部を改正する件(案)」の公表について	R2.5.11
R2.3.24	「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)」等の公表について	R2.4.21
R2.3.23	「監査基準の改訂について(公開草案)」及び「中間監査基準の改訂について(公開草案)」の公表について	R2.4.21
R2.3.13	「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)及び「金融商品取引業等に関する内閣府令第三百四十九条の規定に基づき、金融庁長官等に提出する書類及び情報通信の技術を利用する方法を定める件(案)」の公表について	R2.4.13

公表日	案件名	締切日
R2.3.4	「内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R2.4.3
R2.2.25	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	R2.3.25
R2.2.20	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R2.3.21
R2.2.17	「社債、株式等の振替に関する命令第六十二条の規定に基づき、特定個人情報の提供を行うことが必要であると認められる場合として金融庁長官が定める場合及び社債等の発行者等に提供する特定個人情報として金融庁長官が定めるものを定める件の一部を改正する件(案)」の公表について	R2.3.17
R2.2.10	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	R2.3.11
R2.2.7	「地域金融機関の経営とガバナンスの向上に資する主要論点(コア・イシュー)～「形式」から「実質」への変革～(案)」等の公表について	R2.3.9
R2.2.6	民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令・監督指針等の改正の公表について	
R2.2.3	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R2.3.3
R2.1.31	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正(案)の公表について	R2.3.2
R2.1.27	「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R2.2.26
R2.1.24	生産性向上特別措置法施行令の一部を改正する政令(案)等の公表について	R2.2.23
R2.1.23	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R2.2.25
R2.1.17	「自己資本比率規制(第1の柱)に関する告示の一部改正(案)」の公表について	R2.2.17
R2.1.14	令和元年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表について	R2.2.13
R2.1.10	「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R2.10.1
R2.1.10	「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R2.2.10
R2.1.10	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R2.2.10
R1.12.20	「責任ある機関投資家」の諸原則<<日本版スチュワードシップ・コード>>～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～(案)の公表について	R2.1.31
R1.12.12	「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案の公表について	R2.1.14
R1.12.12	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R2.1.14
R1.12.2	「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について	R2.1.6
R1.11.29	「自己資本比率規制(第1の柱)に関する告示の一部改正(案)」等の公表について	R2.1.2
R1.11.8	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件(案)」の公表について	R2.12.9
R1.11.5	口座管理機関に関する命令の改正案の公表について	R1.11.5
R1.10.30	「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R1.11.18
R1.10.29	「金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律」の改正に係る施行規則の一部を改正する命令等(案)の公表について	R1.11.27

公表日	案件名	締切日
R1.10.18	「金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の七の規定に基づき、金融商品取引業協会の規則を指定する件(案)」の公表について	R1.11.18
R1.10.17	内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)等の公表について	R1.11.17
R1.10.11	「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について	R1.11.1
R1.10.4	「自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準」の一部改正案の公表について	R1.11.2
R1.9.30	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	R1.10.31
R1.9.24	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(案)の公表について	R1.10.23
R1.9.10	「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」(案)への意見募集について	R1.10.11
R1.9.6	「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令等の改正案」の公表について	R1.10.7
R1.9.6	「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(公開草案)」の公表について	R1.10.7
R1.8.30	労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令(案)等の公表について	R1.9.30
R1.8.9	労働金庫法施行令等の一部を改正する政令(案)等の公表について	R1.9.13
R1.8.7	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)等の公表について	R1.9.10
R1.8.7	「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	R1.9.6
R1.7.31	銀行法施行令等の一部を改正する政令(案)等の公表について	R1.9.2
R1.7.26	「中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R1.8.26
R1.7.2	親会社が外国会社である金融商品取引業者等に対するTLAC規制に係る告示(案)等の公表について	R1.8.2

第11節 金融行政アドバイザー制度

I 制度の概要

金融行政アドバイザー制度は、財務（支）局が金融行政を遂行するに当たり、アドバイザーから金融行政等に関する意見の聴取、金融知識や金融行政の施策の普及・広報活動、財務（支）局職員の知識向上等の財務（支）局が必要とするサポートを受けることにより、財務（支）局が行う金融行政サービスの更なる向上を図ることを目的としている。

具体的業務は、各財務（支）局に配置された金融行政アドバイザーが、財務（支）局の求めに応じ、金融行政や地元金融情勢・金融機関の動向、地域の活性化等に関する意見等の聴取、金融知識や金融行政に関する施策の普及・広報活動、財務（支）局職員への研修講師等、金融行政に関するサポートを行うことである。

（参考）金融行政アドバイザーの委嘱状況（2020年6月末現在）

委嘱者数は各財務（支）局5名以内、合計41名。内訳は次のとおり。

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| ① 金融機関の利用者（中小企業経営者等） | : 14名 |
| ② 商工会議所の経営相談員、中小企業診断士、税理士、公認会計士等 | : 9名 |
| ③ 消費者団体職員、地方公共団体（消費者相談窓口担当）の職員等 | : 2名 |
| ④ 大学教授等の教育関係者、コンサルタント、ファイナンシャルプランナー等 | : 16名 |

II 2019事務年度における取組み

2019年7月～2020年6月、財務（支）局において、アドバイザーから金融行政に関するご意見を頂いたほか、各種会合において金融行政に関する説明等を行って頂いている。

第12節 金融行政モニター制度（別紙1～3参照）

I 制度の概要（別紙1参照）

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から金融行政に関するご意見等を伺ってきたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、率直な意見等を出すことは難しいとの指摘も受けた。

このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家が直接、金融行政に対する意見・提言・批判等を伺う「金融行政モニター受付窓口」を設置し、2016年1月29日より運用を開始した。

また、引き続き金融庁が直接意見等を受け付けるための「金融行政ご意見受付窓口」も設置した。

こうした窓口を通じて、外部からの意見・提言・批判などを積極的に受け入れ、行政に継続的に反映させることにより、より良い金融行政の遂行を目指している。

II 提出された意見等に対する金融庁の対応（別紙2、3参照）

1. 金融行政モニターにおけるご意見等の受付状況

「金融行政モニター受付窓口」においては、2019事務年度には42件のご意見等が寄せられた。

また、「金融行政ご意見受付窓口」においては、2019事務年度には945件のご意見等が寄せられた。

2. 金融行政モニターに寄せられたご意見等に対する金融庁の対応

金融行政モニター制度の実効性・透明性を図る観点から、主なご意見等の概要及び金融庁の対応を金融庁ウェブサイトにおいて公表した。

金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください

金融庁では、金融機関及びその職員、学識経験者やシンクタンク、事業会社をはじめとする**金融行政にご意見等をお持ちの方**から、**金融制度や金融庁に対する率直なご意見・ご批判**などをお聞きするため、「**金融行政モニター制度**」を設置しております。

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしてはいましたが、金融機関などからは、**聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘**もあるところでした。

このような点に鑑み、**金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家(以下、6名)**が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「**金融行政モニター受付窓口**」を設置することとし、寄せられたご意見を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

モニター委員

井上 聡	弁護士(長島・大野・常松法律事務所パートナー)	(敬称略)
神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科 教授	
佐々木 百合	明治学院大学経済学部長・教授	
永沢 裕美子	フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)世話人	
米山 高生	東京経済大学経営学部 教授	
和仁 亮裕	弁護士(モリソン・フォスター法律事務所シニア・カウンセラー)	

～制度のポイント～

お寄せいただいたご意見等は金融行政モニター委員(中立的な第三者である外部専門家)に直接届きます

- 金融行政モニター委員には厳正な守秘義務が課されています

ご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部に届けられます

- 今後のより良い金融行政のために活用

意見提出者の匿名性は厳格に担保されています

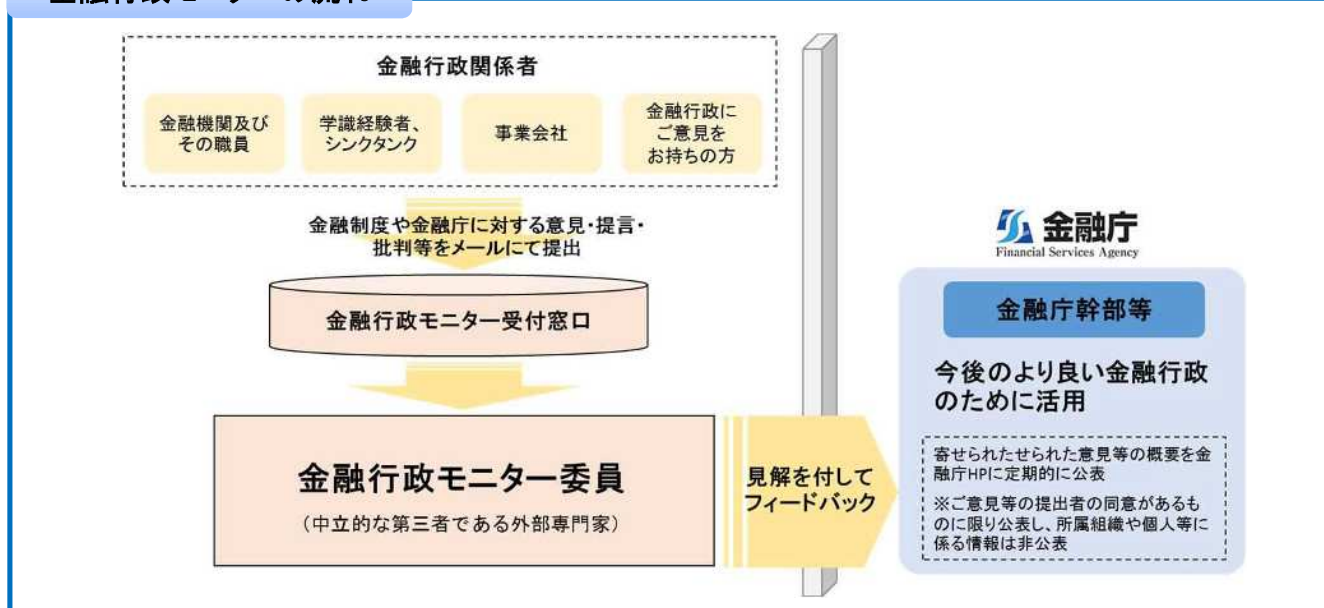
- 本人の同意がない限り、ご意見等を金融庁幹部に届ける際も、個人や所属組織を特定できる情報はすべてマスキング処理のうえ行われます

会社や団体を代表した意見等ではなくても提出が可能です

- 匿名での提出も可能です

お寄せいただいた意見等に関する金融機関内での議論等が金融検査等の検証の対象となることはありません

金融行政モニターの流れ



寄せられたご意見はこのように活用されています

寄せられたご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部職員等へフィードバックされます。

◆外国銀行支店に係る事業年度の弾力化 <銀行法改正につながったケース>

【寄せられた意見等】

銀行法上、銀行の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとされており、外国銀行支店もこの規制の対象になるが、当該事業年度は、海外本店の事業年度と異なる場合が多く、外国銀行支店では2度の決算作業が生じるため、外国銀行支店の事業年度を本店の事業年度に合わせられるよう手当てして頂きたい。

【金融庁の対応】

母国本店の事業年度や外国銀行支店への事務負担、監督実務への影響等を踏まえ検討を行った結果、平成29年3月3日、第193回国会に「銀行法等の一部を改正する法律」(案)を提出し、外国銀行支店の本国の事業年度と同一の期間も選択できるよう、銀行法を改正した(平成29年5月26日成立)。

◆現金等紛失に係る不祥事件届出の金額基準の撤廃 <銀行法施行規則改正につながったケース>

【寄せられた意見等】

不祥事件届出の金額基準について、法令上、金銭の「100万円以上の紛失」等について届出が必要とされているが、100万円という金額水準は、現在の経済情勢に鑑みて低すぎるように思われる。

【金融庁の対応】

銀行等においては、預金者等の保護の観点から適切な業務運営を行う必要があるが、100万円という画一的な基準を設けることの妥当性について、金融機関における事務の効率性、業務管理への影響などの視点を踏まえて検討した結果、各金融機関が業務の特性・規模等を勘案して、形式的な金額基準を廃止し、業務管理上重大な紛失として認めるものを届出の対象とするよう銀行法施行規則等を改正した(平成29年4月より施行)。

金融行政モニター受付窓口

ご意見等提出方法: 電子メール

電子メールアドレス:

kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

※英語でのご意見等も受け付けております。

<https://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html>

※金融庁に対し、直接ご意見等の提出を望む場合は、「金融行政ご意見受付窓口」をご利用ください。

<http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html>

お問い合わせ先

金融庁総合政策局総合政策課

金融サービス利用者相談室

Tel 0570-052100(ナビダイヤル)(IP電話は、03-3501-2100)

Fax 03-3506-6699

令和2年6月30日
金融庁

「金融行政モニター」におけるご意見等の受付状況 及び金融庁の対応について

1. 金融行政モニターについて

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところでした。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置し、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しており、平成28年1月29日より運用を開始しています。

今般、本制度の実効性・透明性を図る観点から、寄せられたご意見等の受付状況及び金融庁の対応について、以下のとおり公表いたします。

(注) このほか、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置しています。

2. 金融行政モニター受付窓口に寄せられたご意見等について

○平成28年1月29日から令和2年6月30日までに寄せられたご意見等

【受付件数】

173件

【主なご意見等】

(別紙3)をご覧ください。

※ 公表にあたっては、金融行政モニター委員から金融庁幹部等にフィードバックのあったご意見等のうち、主なものについてご意見等の提出者の同意があるものに限り公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表としております。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

- ・金融行政モニター受付窓口に関するお問い合わせ
総合政策局総合政策課
- ・金融行政ご意見受付窓口に関するお問い合わせ
総合政策局総合政策課金融サービス利用者相談室

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
1	平成 28 年 1 月～ 2 月	<p>金融行政（監督・検査）の運営に際し、中小企業向け融資に関して金融行政方針に示されたような政策（担保主義から事業性評価に基づく融資の推進）が、金融機関の実際の融資業務に反映されていないことを認識してほしい。</p>	<p>金融機関においては、担保・保証に過度に依存せず、取引先企業の事業性評価に基づき、融資や本業支援等を実施し、企業や産業の生産性向上等に貢献することが重要であると考えます。</p> <p>金融庁においては、こうした認識に基づき、今事務年度においては、以下のような取組みを行っているところであり、今後とも、金融機関との対話を進めてまいりたいと考えています。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 融資先企業からのヒアリングを通じて、金融サービスに係る企業側の認識を把握する。 ② 金融機関へのモニタリングを通じて、事業性評価に基づく取組みについて、ベストプラクティスを把握するとともに、更なる改善策を議論する。 ③ 外部有識者により構成される「金融仲介の改善に向けた検討会議」において、担保・保証依存の融資姿勢からの転換、企業や産業の生産性向上への金融仲介のあるべき姿等を議論し、その内容を発信する。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
2	平成 28 年 1 月～2 月	<p data-bbox="456 181 920 209">(1) 取引情報蓄積機関制度について</p> <p data-bbox="443 268 1093 770">店頭デリバティブ取引の報告には取引情報蓄積機関 (TR) による報告を含めて三種類があり、取引内容が合致していることを照合する作業は金融庁が行っている。しかし、本制度の導入の契機となった G20 ピッツバーグ・サミットの合意を素直に読めば、取引情報の蓄積はすべて TR によって行われることを予定していると考えられ、三種類の報告の併存を認めている現在の制度には問題がある。コストの点でも金融庁はお金がかかる制度を運用しているように思われる。その他にも改善すべき点があり、本制度を本来の趣旨に従って運営しようとしているのであれば、何等かの改革が必要ではないか。</p>	<p data-bbox="1162 181 1626 209">(1) 取引情報蓄積機関制度について</p> <p data-bbox="1144 268 2047 384">日本では、平成 21 年のピッツバーグ・サミットの合意を踏まえ、平成 22 年に金融商品取引法改正を行い、店頭デリバティブ取引に係る取引情報の保存・報告制度を整備しました。</p> <p data-bbox="1144 443 2047 560">日本の制度では、金融商品取引業者等から、3 種類のルートで金融庁に対して報告がなされていますが、これは、日本における取引の実態や取引報告者も含めた制度全体の費用対効果を勘案したものです。</p> <p data-bbox="1144 619 2047 770">いずれのルートで報告されるにせよ、監督当局に取引情報が集約され、また、集計した情報が公表されることで、市場の透明性を高めるとの国際合意の目的は達しているものと認識しており、現時点においては制度を改正する必要はないと考えています。</p>

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
2	平成 28 年 1 月～2 月	<p data-bbox="456 178 748 218">(2) 担当職員について</p> <p data-bbox="443 264 1093 427">知識、経験が引継がれないので、人事異動の度に同じ基本的な説明を繰り返さざるを得ないことになる。スペシャリティが求められている分野については、スペシャリストを配置して欲しい。</p>	<p data-bbox="1162 178 1453 218">(2) 担当職員について</p> <p data-bbox="1144 264 2047 384">高度に専門化が進み、変化が早い金融に適切に対応していくためには、高度な専門的知識・経験を有する人材の育成・確保が重要であると考えています。</p> <p data-bbox="1144 440 2047 560">このため、金融庁では、これまでも、内部における人材育成と外部からの人材の登用を適切に組み合わせることにより、組織としての専門性の向上に努めてきました。</p> <p data-bbox="1144 616 2047 815">現在、金融庁では、人材育成のあり方の見直しについて検討しており、その一環として、個別の専門分野ごとに専門分野に求められる資質やキャリアを明確にしつつ、人材育成を行うための体系的な枠組みを構築していくことを検討しています。このような取組みを通じて、専門人材の知識・経験を組織として引継ぎ、共有していきたいと考えています。</p>

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
3	平成 28 年 1 月～ 2 月	<p>日本に拠点のない外国銀行に居住者が預金口座を開設することを支援するサービスについて、近時、金融庁HPにおけるネガティブな記述が一定程度修正されたが、金融庁のHPにおける他の公表部分に、その修正が反映されていない箇所があり、その結果、当該サービスの利用者に誤解を与えている。「グリーゾーン解消制度」を所管する経済産業省からの公表文とも齟齬が生じている。大至急金融庁HPの修正を求める。</p>	<p>ご意見を踏まえて以下のとおり対応しました。</p> <p>① （金融庁HP）平成 24 年 4 月 6 日公表「日本に拠点のない外国の銀行への預金口座の開設勧誘について」を削除。</p> <p>② （金融庁HP）「預金・融資等に関する利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」に掲載する【相談事例等】「業者から、日本に拠点のない外国の銀行への預金口座の開設を代行すると勧誘されたが、当該業者の口座に資金を振り込みしても大丈夫だろうか。」の【アドバイス等】の内容について、平成 27 年 12 月 18 日に公表（更新）した「預金口座開設の勧誘に関する注意喚起について」の表現に統一。</p> <p>なお、経済産業省にも連絡を行い、経済産業省HPに掲載されていた「外国銀行口座開設支援サービスにおける銀行法の取扱いが明確になりました～産業競争力強化法の「グリーゾーン解消制度」の活用～」(平成 28 年 2 月 10 日公表)が、同制度の照会者への回答書と一部齟齬があったことから、HP掲載文を回答書の書きぶりと整合的になるよう修正。</p>

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
4	平成 28 年 3 月～5 月	<p data-bbox="454 181 831 209">(1) 外国銀行支店の決算時期</p> <p data-bbox="443 268 1093 986">銀行法上、銀行の事業年度は、銀行法 17 条により、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとされており、外国銀行支店もこの規制の対象になる。しかし、当該事業年度は、海外本店の事業年度と異なる場合が多く、その場合には、外国銀行支店では 2 度の決算の作業が生じる。その事務負担は決して小さくなく、こういった負担は、外国銀行の日本進出見送り、あるいは日本市場撤退の一因ともなり得る。業界横断的なモニタリングの観点で、統一した決算期が必要との議論もあり得るものの、本店の決算時期と異なる規模の小さい支店の財務諸表の独自の開示が、預金者等にどの程度メリットがあるか疑問であること、外国銀行支店のビジネスモデルは多岐に亘り、そもそも財務諸表による「横比較」にあまり意味があるとは思えないことから、外国銀行支店の事業年度を本店の事業年度に合わせることができるよう手当てして頂きたい。</p>	<p data-bbox="1160 181 1536 209">(1) 外国銀行支店の決算時期</p> <p data-bbox="1144 268 2047 469">銀行については、統一的・横断的な監督を行う必要性などから、その事業年度は 4 月 1 日から 3 月 31 日までと銀行法で定めていますが、外国銀行支店に係る事業年度規制の見直しについては、母国本店の事業年度や外国銀行支店への事務負担、監督実務への影響等を踏まえ、検討することとします。</p>

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
4	平成 28 年 3 月～5 月	<p data-bbox="456 178 1003 218">(2) 銀行法における不祥事件届出の廃止等</p> <p data-bbox="443 264 1093 903">日本において金融機関が求められる報告がオフサイトモニタリングも含め多いため、見直して頂きたい。一例を挙げれば、金銭の「100 万円以上の紛失」等について不祥事件届出が必要とされているが、100 万円という金額水準は、現在の経済情勢に鑑みて低すぎるように思われる。また、為替取引のような市場取引では単純な入力ミスは日常的に生じてしまうが、こういったミスにより実行された取引の結果として 100 万円以上の損失は容易に生じる。そういった損失については、不祥事件届出には該当しないと考えるが、金融機関がとりあえず届出しておいた方が無難と考えて当局に提出し、当局もこれを受領しているのが実情である。これは、不必要な作業を双方に生じさせている慣行ではないかと考えられる。この点についての改善をお願いしたい。</p>	<p data-bbox="1162 178 1709 218">(2) 銀行法における不祥事件届出の廃止等</p> <p data-bbox="1149 264 2045 384">オフサイトモニタリングを含めた報告全般については、これまでも見直しを行ってきたところですが、引き続き、金融機関の業務負担にも十分留意し検討していきます。</p> <p data-bbox="1149 395 2045 555">銀行においては、預金者等の保護の観点から、適切な業務運営を行う必要がありますが、100 万円という画一的な基準を設けることの妥当性について、金融機関における事務の効率性、業務管理への影響などの視点を踏まえて検討することとします。</p> <p data-bbox="1149 566 2045 943">なお、市場取引における事務ミスによる損失は、「その他銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれがある行為」であって銀行法施行規則第 35 条第 7 項第 1 号から第 4 号までに掲げる行為に準ずるもの(同項第 5 号)に該当しない限り不祥事件届出は不要です。例えば、市場取引において、偶発的な事務ミスが発生したのみであり、その他にも態勢面での問題を窺わせる事情がない場合は、直ちに当該行為に該当するわけではなく、他方で、重大なオペレーションミスやミスの多発等の態勢面での問題が生じていると窺わせる事情がある場合には、当該行為に該当すると考えられます。</p>

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
4	平成 28 年 3 月～5 月	<p data-bbox="456 178 891 218">(3) 外国銀行の従たる支店の扱い</p> <p data-bbox="443 264 1093 600">外国銀行の従たる支店の設置・廃止については認可事項となっている一方、邦銀の銀行支店の新設・廃止は届出事項となっている。特にリテール業務を行っている外国銀行にとっては、従たる支店の設置・廃止が認可事項となっていることは負担が重く、また、敢えて邦銀と区別して認可事項とする実質的な必要性は乏しいと考えられることから、外国銀行に関しても、届出事項として頂きたい。</p>	<p data-bbox="1162 178 1597 218">(3) 外国銀行の従たる支店の扱い</p> <p data-bbox="1144 264 2047 424">外国銀行の日本における支店の設置に関しては、外国銀行の監督権限が母国の当局にある関係で、当庁においても、母国当局の意向を確認しつつ、個別に判断する必要があります。よって、従たる支店の設置等についても認可制としています。</p> <p data-bbox="1144 437 2047 517">なお、欧州やアジアの諸国においても、外国銀行が従たる支店を設置する際には、当該国当局の認可を必要とする場合が多く見受けられます。</p> <p data-bbox="1162 564 1240 600">(参考)</p> <p data-bbox="1144 612 2047 772">日本の銀行については、国内の支店等については届出制となっていますが、海外に支店等を設置する場合には、進出先の母国当局の意向を確認しつつ、個別に判断する必要があるため、同一国に2店舗目以降の支店等を設置する場合でも、個々に認可を必要としております。</p> <p data-bbox="1144 785 2047 903">また、欧州やアジアの諸国においても、当地の銀行が、外国に従たる支店を設置する場合には、当該国当局の認可を必要とする場合が多く見受けられます。</p>

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
4	平成 28 年 3 月～5 月	<p data-bbox="456 178 1090 252">(4) 銀行における現物決済による有価証券店頭デリバティブ取引の仲介</p> <p data-bbox="439 309 1090 1118">登録金融機関は、証券会社の委託を受けて、顧客の行う株券の売買を仲介することができる（金商法 33 条 2 項 4 号口）。この点、銀行が、顧客の行う株券の売買を仲介した場合、当該顧客に対してヘッジ手段を提供することが必要となる場合がある。しかし、登録金融機関は、株式を原資産とする店頭デリバティブ取引又はその媒介・取次ぎ・代理については、差金決済によるものしか行うことができず（金商法 33 条 2 項 5 号口）、現物決済による店頭デリバティブ取引の媒介や代理を行うことができない。顧客は、ヘッジ手段として、現物決済による有価証券店頭デリバティブ取引を求めているのであり（例えばオーナーによるオーナー株の処分の場合）、銀行が、そのような顧客のニーズに応じてヘッジ手段を提供することができないのは、株券の現物売買を仲介することができることに比して、バランスを欠いているのではないか。銀行が、現物決済による有価証券店頭デリバティブ取引を仲介することができるように手当てして頂きたい。</p>	<p data-bbox="1162 178 2047 252">(4) 銀行における現物決済による有価証券店頭デリバティブ取引の仲介</p> <p data-bbox="1144 309 2047 596">証券会社等の委託を受けて有価証券等の売買の仲介等を行う業務（金融商品仲介業者として金融商品取引法に基づく登録が必要）を登録金融機関が行うことを可能とするとの観点から、登録金融機関の業務として、証券会社の委託を受けて行う株券の売買の媒介、株券の募集・売出しの取扱いの媒介が認められている。他方、店頭デリバティブ取引については、より高い知識・管理体制等が必要な業務であることを踏まえ、金融商品仲介業の業務範囲には含まれていません。</p> <p data-bbox="1144 612 2047 730">上記を踏まえると、登録金融機関が証券会社の委託を受けて現物決済によることができる店頭デリバティブ取引の媒介を行うことを直ちに認めることは困難であると考えられます。</p>

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
5	平成 28 年 3 月～5 月	<p>現在、金融機関の検査において、検査官は、金融機関の融資先企業を訪問し、金融機関の融資姿勢等についてヒアリングをするということに傾注しており、抽象的なヒアリング結果がたまっているだけで、具体的成果は期待できない実態になっている。</p> <p>現在の検査では伝統的な資産査定等をしていないため、不良債権の隠ぺい等に関する金融機関の融資の実態把握が放置されている実態が生じている。</p> <p>また、ウェブサイトについて、情報提供がワンクリックでできず、使いにくい。</p>	<p>金融庁では、従来、不良債権問題の解決やその再発防止が、金融システムの安定のための喫緊の課題であったことから、厳格な個別の資産査定を中心とする検査を行ってきました。</p> <p>その後、不良債権処理が進展する中で、平成 25 事務年度以降は、個別の資産査定に関しては、引当等の管理態勢や統合的リスク管理態勢等の検証を前提として、金融機関の判断を尊重しており、当局は金融機関全体の健全性のチェックに重点を置いています。</p> <p>また、金融機関が、融資先企業の生産性向上につながる本業支援に取組み、企業価値を向上させることは、結果として、金融機関自身の健全性や経営の持続可能性の確保につながります。</p> <p>金融庁としては、金融機関がこのような顧客との「共通価値の創造」に根ざしたビジネスモデルを確立することが重要と考えており、こうした観点から、金融機関やその融資先企業との対話を進め、金融仲介機能の質の改善を目指しています。</p> <p>金融行政モニター受付窓口に対するご意見等の提出は、情報セキュリティの観点から迷惑メール等の大量送付などを防止するため、ウェブサイトにおいてワンクリックで出来ない手続きとしています。</p>

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
6	平成 28 年 6 月～12 月	<p data-bbox="456 178 920 209">(1) 第一種金融商品取引業について</p> <p data-bbox="441 264 1093 683">外資系運用会社が、同じグループの会社が海外で設立したファンド（第一項有価証券（外国投信）に該当する商品）への投資を日本国内の適格機関投資家を対象に募る場合、日本国内では第一種金商業の登録が必要であるが、①取得勧誘の前段階であって取得勧誘には分類できない紹介・説明行為のみの場合にまで第一種金商業としての登録を求めるのは過度な負担。なお、運用会社としては、ファンドの仕組みを説明し、ターム・シートの最終化までの作業を行いたい。</p> <p data-bbox="441 699 1093 855">外資系運用会社がファンドの仕組みの説明等を行うに際し、②第一種金商業の規制緩和や③第二種金商業（自己募集）の登録で足りるよう、法改正等を行ってほしい。</p>	<p data-bbox="1162 178 1626 209">(1) 第一種金融商品取引業について</p> <p data-bbox="1146 264 2047 555">① 金融商品取引契約の締結に関し、他者が発行者である個別の第一項有価証券について投資家に対して説明を行うことは、一般的に金融商品取引契約の成立に向けて尽力する行為に該当し、こうした行為を行う場合には、第一種金商業の登録が必要であると考えられます。したがって、ご意見にあるような具体的商品の説明を、金融商品取引契約の締結に関し投資家に対して行う場合には、一般的に上記の登録が必要であると考えられます。</p> <p data-bbox="1146 571 2047 727">② 金融商品取引法制上、他者が発行者である第一項有価証券の取得勧誘を行う者は、第一種金商業の登録を受けることが求められています。また、業登録の要否は、グループベースでなく法人格ごとに判断することとされています。</p> <p data-bbox="1173 743 2047 855">従って、ご意見のように、ある会社が発行した第一項有価証券（例：投信受益証券）の取得勧誘を、企業グループ内の別の会社が行う場合も、上記同様第一種金商業の登録が必要です。</p> <p data-bbox="1173 871 2047 1027">また、ご意見は、自己資本比率規制等の財務基盤に係る規制の緩和に関するものと理解しますが、仮に顧客が適格機関投資家に限られる場合であっても、顧客からの預かり資産の保全等に必要な財務基盤は適切に確保されねばならないと考えます。</p> <p data-bbox="1173 1043 2047 1155">以上を踏まえると、グループ会社が発行者であることや販売対象の顧客が適格機関投資家であることをもって、直ちに第一種金商業に係る規制を緩和することは困難であると考えます。</p> <p data-bbox="1146 1171 2047 1378">③ 金融商品取引法制上、投資信託の自己募集については、投資運用業の登録を受けた者等が「自ら運用する商品について取得勧誘を行う」ものであることから、別途投資運用について監督を受けていることに鑑み、その取得勧誘行為について第二種金商業の登録を受けることで足りることとされています。</p> <p data-bbox="1200 1394 2047 1422">これに関しては、金融商品取引法制上、業登録の要否は、グループ</p>

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
6	平成 28 年 6 月～12 月		<p>ベースでなく法人格ごとに判断することとされています。</p> <p>従って、グループ内の会社といえども法人格の異なる会社が運用する有価証券の取得勧誘を行うことは、投資運用業の登録を受けた者等が「自ら運用する商品」を取得勧誘することと捉えることは困難であり、取得勧誘を行うものが第一項有価証券であれば、第一種金商業の登録が必要になります。</p> <p>上記を踏まえれば、ご意見のようなグループ内の会社が運用する投資信託について取得勧誘を行う行為を自己募集とみなして第二種金商業の登録で足りるとすることは困難であると考えます。</p>

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
6	平成 28 年 6 月～12 月	<p data-bbox="456 178 920 209">(2) 信託銀行における運用について</p> <p data-bbox="441 264 1093 467">① 投資信託のポートフォリオにおいて、外貨資産のみならず円貨資産の保管についても、日本の信託銀行での保管に限定せずに、グローバルカストディアンでの保管を認めるよう運用を変更してほしい。</p> <p data-bbox="441 523 1093 726">② 現在は、運用会社の海外オフィス（以下、「海外オフィス」）がトレードした為替について、カストディアンである国内信託銀行（以下、「信託銀行」）が海外オフィスから指示を受けた上で翌朝に決済指図を出す慣行となっている。 海外オフィスから信託銀行への指示と、当該運用会社の日本オフィスから信託銀行への運用指図書とが異なる場合にのみ、信託銀行が、決済を行わない旨の指図を出し、当該指図がなければ海外オフィスの指示どおり決済が行われるという運用に変更してほしい。</p> <p data-bbox="441 1042 1093 1201">③ 銀行勘定と信託勘定の取引は信託業法上原則禁止されているが、資産運用業務に関し、信託銀行による日本円の当座貸越を認める運用を行えるよう法改正等を行ってほしい。</p>	<p data-bbox="1162 178 1626 209">(2) 信託銀行における運用について</p> <p data-bbox="1146 264 2045 379">①及び②について、我が国の法制上、グローバルカストディアンに円価資産の保管を委託することや運用会社の海外拠点からグローバルカストディアンに決済指図をすることは可能であると考えられます。</p> <p data-bbox="1146 395 2045 639">③について、信託業法及び関連法令では、忠実義務の一類型として、銀行勘定と信託勘定との間の取引（自己取引）について原則として禁止されていますが、信託契約において、自己取引を行う旨を記載した上で、通常取引条件よりも受益者が不利とならない取引条件による取引であること等の条件を満たす場合には行うことができることとされています。</p> <p data-bbox="1146 655 2045 815">こうした法制上の観点や海外のプラクティス（注）も参考に、オペレーションの効率化による資産管理業務の質の向上を図るため、我が国におけるプラクティスの改善の必要性について、委託者・受託者を含めた関係当事者が議論することが望ましいと考えます。</p> <p data-bbox="1162 871 2045 1201">（注）海外では、①運用に際して全ての資産がグローバルカストディアンに預託され、②ファンド・マネージャーからグローバルカストディアンに対して決済等の指図が行われる事例が多いものと承知しています。また、その際、③グローバルカストディアンにおいては、証券売買に関する代金の決済に関し「コントラクチュアル・セトルメント」^{（※1）}が広く提供されており、コントラクチュアル・セトルメントによる場合ではなくとも、上限を設ける等のリスク管理の下で、いわゆる赤残^{（※2）}を認めるプラクティスもあると承知しています。</p> <p data-bbox="1189 1217 2045 1289">（※1）売買相手方から送金指図を受け取った場合には、一定の要件を満たしていることを条件に、指図どおり顧客口座に入金するサービス。</p> <p data-bbox="1189 1305 2045 1377">（※2）保管資産に取引に充てる資金がなくても、グローバルカストディアン等の信用供与により当該取引の決済を許容すること。</p>

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
6	平成 28 年 6 月～12 月	<p data-bbox="456 178 833 209">(3) 投資信託の併合について</p> <p data-bbox="441 264 1090 467">投信の併合について、受益者の利益に及ぼす影響が軽微なもの以外は書面決議が必要であるが、理想的なポートフォリオを組むことが困難となる規模の小さい投信の併合を実行しやすくするため、この要件を緩和してほしい。</p>	<p data-bbox="1162 178 1538 209">(3) 投資信託の併合について</p> <p data-bbox="1146 264 2047 595">従前、投資信託の併合に当たっては常に双方の投資信託において書面決議を要することが、非効率な小規模投資信託を存続させ、ひいては経費率の上昇を通じて受益者の利益を害しているおそれがあるとの指摘があり、その点も含め、平成 24 年の金融審議会（投資信託・投資法人法制の見直しに関する WG）において議論がなされました。その結果、受益者保護に配慮しつつ、投資信託の併合を促進する観点から、商品としての基本的な性格に相違がない投資信託については書面決議を不要とすることが適当であるとの報告がなされました。</p> <p data-bbox="1146 612 2047 767">この報告を踏まえ、平成 25 年の投資信託及び投資法人に関する法律の改正により、併合の前後で商品としての基本的性格に相違がないこと等一定の要件を満たした場合には、受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして、書面決議を不要としました。</p> <p data-bbox="1146 785 2047 898">このような経緯を踏まえると、当該要件の更なる緩和については、受益者の利益を考慮すると影響が軽微とは言えないため、慎重に考える必要があります。</p> <p data-bbox="1146 916 2047 1070">なお、投資信託の併合の実施に関しては、併合に対応する計理システムが存在しないなど、実務上の課題が指摘されているところであり、受益者保護に留意しつつ併合を機動的に行うことを可能とするための検討が、現在関係者間で行われているものと承知しています。</p>

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
6	平成 28 年 6 月～12 月	<p data-bbox="456 178 748 218">(4) 国際競争に関して</p> <p data-bbox="439 264 1093 512">将来的に国内にアジア地域ファンドパスポートのハブを育成する場合、現在の本邦の信託スキームには諸外国では一般的ではないオペレーションが存在するため、上記(1)～(3)の問題を解決することがファンドビジネスの国際化に向けた基本的条件になる。</p>	<p data-bbox="1162 178 1453 218">(4) 国際競争に関して</p> <p data-bbox="1144 264 2047 472">(1)～(3)のご意見等についての金融庁の対応は上記の回答のとおりです。海外のプラクティスと我が国のプラクティスが必ずしも一致しないものもありますが、委託者・受託者を含めた関係当事者が顧客(最終の受益者である投資家)本位の観点から我が国のプラクティスについて議論することが望ましいと考えます。</p>

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
7	平成 28 年 6 月～12 月	<p>銀行法には、貸金業法のような年収の三分の一を超える貸付を禁止する定めはなく、現在、銀行が、傘下の信販会社等に保証をさせて、年収の三分の一を超える貸付を行う例が頻発し、多重債務者が発生している。銀行は、債務整理等が行われても、保証人（信販会社等）から回収できるため、貸付審査においては十分な審査を行っていないようである。金融庁は、「主要行等向けの総合的な監督指針」（Ⅲ－6－3）に照らし、このような事態に対し、銀行法 26 条に基づく業務改善命令を発出すべきである。</p>	<p>銀行等による消費者向け貸付けに関しては、改正貸金業法第 13 条の 2 に規定するいわゆる総量規制等、同法の適用はなく、年収の 3 分の 1 を超過する貸付も制限されていませんが、銀行等には銀行法令により利用者保護や審査態勢の整備等を含む健全かつ適切な業務運営の確保が求められています。</p> <p>さらに、監督指針においては、改正貸金業法における多重債務発生抑制の趣旨や利用者保護の観点等を踏まえることが重要であることに鑑み、以下のような事項について所要の態勢整備を求めています。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 銀行等による貸付けが債務者にとって過剰とにならないか等を確認する態勢を構築しているか。 ② 貸付けに保証を付す場合であっても、当該保証のみに頼ることなく、債務者の借入状況や返済計画など、銀行等自らがその返済能力等を適切に確認する審査態勢となっているか。 ③ 保証会社の保証能力を確認する態勢となっているか。 ④ 保証した貸金業者が代位弁済するケースも含め、厳しい取立てを防止する態勢となっているか。 ⑤ 債務者からの相談・苦情について、銀行等において真摯に対応する等の態勢となっているか。 <p>また、本年 3 月 16 日に全国銀行協会が公表した銀行カードローンに係る申し合わせにおいては、審査態勢等の整備として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正貸金業法を踏まえた年収証明書の徴求、 ・貸金業者や他行の貸付けを勘案した返済能力の確認、 ・年収に対する借入額の比率を意識した代位弁済率のコントロール <p>といった取組みに努めることとされています。</p> <p>金融庁としては、銀行等が、自らの社会的責任や改正貸金業法の趣旨を踏まえ、多重債務問題の発生を防止する観点から、適切に業務を行うことが重要と考えており、各行のカードローン業務の運営状況について、この申し合わせに係る取組状況も含め、引き続き、しっかりとモニタリングして参ります。</p>

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
8	平成 28 年 6 月～12 月	振り込め詐欺被害は現在に至っても後を絶たず、加害者に対する民事・刑事の責任は十分に追及されていない状況にあるが、口座開設時に十分な本人確認を怠った金融機関にも責任があるのではないかと。振り込め詐欺救済法もあるが同法に基づく被害者救済も不十分である。被害者に被害金全額が支払われるよう、金融機関が被害者に対して被害金全額を支払うことを義務化する制度や、加害者の刑事責任確定後に金融機関から当該加害者に対して損害賠償を請求できる制度等をご検討いただきたい。	<p>金融機関は、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認や振り込め詐欺救済法に基づく口座の利用停止等を実施しています。しかしながら、犯罪に利用されたことのみをもって金融機関に責任を負わせることは困難であり、ご指摘の被害金全額の支払いを行う義務や被害者に代位して加害者に対する損害賠償請求を行う義務を金融機関に一律に課すことには慎重であるべきものと考えます。</p> <p>一方で、振り込め詐欺の被害は後を絶たない状況であることはご指摘のとおりです。このため、金融庁としては、犯罪収益移転防止法や振り込め詐欺救済法に基づき、金融機関に適切な対応を促してまいります。</p> <p>① 本人確認の徹底</p> <p>犯罪収益移転防止法においては、個人番号カードを本人確認書類に位置付ける（平成 28 年 1 月）とともに、本人確認を強化する観点から、従前はその提示のみで足りた顔写真のない本人確認書類が提出された場合、そのほかに他の本人確認書類の提示を求めるなどの追加的な対応が必要になりました（平成 28 年 10 月）。</p> <p>金融庁としては、このような犯罪収益移転防止法の内容を踏まえて、金融機関に対し、引き続き適切な対応を求めてまいります。</p> <p>② 口座の利用停止等の適切な実施</p> <p>金融機関は、捜査機関等から不正利用が疑われる口座の情報提供を受けた場合、当該口座の取引状況を調査した上で、利用停止や強制解約を行っています。被害防止の観点から迅速な対応が求められる一方、誤った口座凍結が行われないよう金融機関において一定の調査を要する事案もあると考えられます。</p> <p>金融庁としては、金融機関が、情報受領後に迅速かつ適切に調査を行い、必要な措置を適切に講じる態勢を整備するよう、引き続き促していきたいと考えています。</p>

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
8	平成 28 年 6 月～12 月		<p data-bbox="1167 180 1547 212">③ 被害回復の申請を促す措置</p> <p data-bbox="1196 225 2047 379">全国銀行協会等の各業界団体は、被害者への財産的被害の迅速な回復を図る観点から、以下の内容を含む事務取扱手続について傘下金融機関に周知しており、各金融機関においては当該手続に則った対応が行われていると認識しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1196 395 2047 467">i) 被害を受けたことが疑われる者が行うべき手続等を周知すること。 <li data-bbox="1196 483 2047 595">ii) 自行が振込元金融機関である場合には、被害申出人を振込先金融機関の担当窓口へ誘導するとともに、被害申出があった旨を連絡すること。 <li data-bbox="1196 611 2047 683">iii) (申出がないものの) 被害を受けたことが疑われる者に連絡を取るよう努めること。 <p data-bbox="1196 699 2047 810">金融庁としては、預金保険機構による振り込め詐欺救済法に基づく検査のフォローアップ等を通じて、金融機関が支払い手続等に係る態勢を整備するよう、引き続き促していきたいと考えています。</p>

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
9	平成 29 年 1 月～ 3 月	<p>証券会社が、零細顧客の利益を犠牲にして、証券会社自身や大口顧客の利益を確保するために行動していると思われる経験をした（注）。</p> <p>投資信託に関しては、未だに証券会社によって高額な手数料設定や回転売買の推奨が行われている。</p> <p>家計の安定的な資産形成のために投資が有効だとするのであれば、行政は、証券会社が目先の利益を重視するのではなく顧客本位の業務運営をするよう、的確な対応をとることが急務である。</p> <p>（注）具体的には、外国通貨建て債券の償還金が、MRFに入れてもらう契約にもかかわらず預り金となっていた際に、証券会社は自らの誤りを詫びるでもなく、不満なら他の証券会社へ移ればよいとの態度を示した。また、外国の国債が暴落した際、当該債券の売却を勧めてきたので、逆に買いたいと注文しても（売り推奨しているくらいなので買えないはずがないのに）「買えなかった」と言われるなどの対応をされたとしている。</p>	<p>国民の安定的な資産形成を図るためには、全ての金融事業者が顧客本位の業務運営に努めることが重要との観点から、昨年、金融審議会市場ワーキング・グループにおいて審議が行われました。12月にまとめられた金融審議会市場ワーキング・グループ報告を踏まえ、金融庁として、本年3月30日に「顧客本位の業務運営に関する原則」を策定し、公表したところです。</p> <p>「原則」では、金融事業者は顧客の最善の利益を図るべきとするともに、重要な情報を分かりやすく提供すべき、顧客にふさわしいサービスを提供すべき、などとしています。</p> <p>今後、金融事業者が「原則」を踏まえた実質的な取組みを行っていくことが重要と考えています。</p> <p>また、金融庁としても、各金融事業者に対するモニタリング等を通じて「原則」の定着に努めていくこととしており、ご指摘の点についても参考とさせていただきます</p>

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
10	平成 29 年 1 月～ 3 月	<p>1. 平成 26 年の保険業法改正に際しては、「保険商品の販売時に所属保険会社から保険代理店に対し支払われる手数料の高いものを優先的に販売しているのではないか」という懸念から推奨販売に係る規制が導入されたと記憶している。しかし、現状、保険代理店の使用人である各募集人が、推奨する保険商品の設計時にその商品の手数料を確認できるようになっており、このこと自体が問題ではないか。また、体制整備として、今までのようなフルコミッション（完全歩合制）ではなく雇用を求められているのであれば、本来募集人が手数料を確認する理由も極めて無いに等しいのではないか。</p>	<p>1. 平成 28 年 5 月に施行された改正保険業法においては、複数の保険会社の保険商品を比較推奨販売する保険代理店（乗合代理店）に対しては、このような販売形態における保険募集の適切性を確保する観点から、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 顧客の意向に沿った比較可能な商品の概要を明示すること、 ② 特定の商品を提示・推奨する際には、当該提示・推奨する理由を説明すること、 <p>などを求める比較推奨販売に係る規制が導入されました。</p> <p>ご意見にある事例のとおり、保険代理店において、顧客に提示する保険商品の設計書等を作成するにあたって、各保険募集人は保険会社から提供されるシステムを利用することが一般的であり、この場合、各保険募集人が見る画面や設計書（保険代理店控え）等に手数料が表示される場合があります。ご意見は、このような場合、各保険募集人が顧客の意向に沿わず、手数料の多寡に応じて保険商品を推奨することを懸念しているものと考えます。</p> <p>保険会社からシステムを介して提供される手数料に関する情報については、保険代理店における収益管理等に活用される一方で、その情報が、保険代理店において各保険募集人にも提供された場合には、例えば、保険募集人の給与が販売成績に連動するもの（＝歩合給）であると、一般的に、ご意見にあるような事象が懸念されるものと考えられます。他方、保険募集人の給与が販売成績に連動しないもの（＝固定給）であると、一般的に、ご意見にあるような事象を招く懸念は少ないものと考えられます。</p> <p>このように同じ情報であっても、それぞれの利用目的や利用者、利用状況などに応じて、その情報の性質も異なるものであることから、システムを提供する保険会社や当該情報を利用する保険代理店におい</p>

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
10	平成 29 年 1 月～ 3 月		<p>ては、改正保険業法に基づく対応を行ううえで、その利用状況等を踏まえ適切に運用する必要があると考えます。</p> <p>金融庁としましては、乗合代理店に支払われる手数料の多寡に応じて、比較推奨のプロセスが歪められていないかなど、比較推奨販売に係る規制の実効性を検査・監督を通じて検証しており、引き続き適切な対応を求めてまいります。</p> <p>また、金融庁が本年 3 月 30 日に策定・公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」において、「手数料等の明確化（原則 4）」や「重要な情報の分かりやすい提供（原則 5）」を定めています。具体的には、原則 4 として「金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるように情報提供すべきである。」、原則 5 として「金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則 4 に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるように分かりやすく提供すべきである。」としており、その他、利益相反の適切な管理（原則 3）や従業員に対する適切な動機づけの枠組み等（原則 7）などを盛り込んでおります。</p> <p>今後、金融事業者が「原則」を踏まえた実質的な取組みを行っていくことが重要と考えており、金融庁としては、各金融事業者に対するモニタリング等を通じて「原則」の定着に努めていくこととしております。</p>

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
10	平成 29 年 1 月～3 月	<p>2. 弊社はこの度の法改正による体制整備の肝の一つとして、使用人を適切に管理監督するためには雇用が前提と捉え、これに対応すべく準備を進めてきた。保険代理店が使用人に対して支払う報酬は、契約件数等実績に応じた報酬（コミッション）も含めて社会保険料の対象となるが、今年になり、報酬全体を最低賃金の部分とコミッションの部分とで2段にして最低賃金の部分にだけ社会保険料を掛けて法人としての固定費を抑える、という対応が横行していると様々なところから聞く。しかも、ある保険会社の担当者がそのように指導していると聞く。これが事実であれば、日本は正直者が馬鹿を見る社会になり下がってしまうため、そのようなことにならないように、公正な法整備の浸透を切に希望する。</p>	<p>2. 保険業法（第 294 条の 3）においては、保険募集の適切性を確保するため、保険募集人（保険代理店）に対して体制整備義務を課しています。</p> <p>また、保険代理店において保険募集に従事する役員又は使用人については、「保険会社向けの総合的な監督指針」（Ⅱ - 4 - 2 - 1(3)①エ.）において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保険代理店から保険募集に関し、適切な教育・管理・指導を受けて保険募集を行う者であること ② 使用人については、①に加えて、保険代理店の事務所に勤務し、かつ、保険代理店の指揮監督・命令のもとで保険募集を行う者であること <p>などの要件を満たすべきことを規定しています。</p> <p>この場合、保険代理店の使用人は、必ずしも正社員であることが求められるものではありませんが、これらの要件及び労働関係法規を遵守した者である必要があります。</p> <p>（平成 26 年 3 月 18 日「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正に対するパブリックコメントの結果等について No. 7 に係る回答を参照）</p> <p>また、ご意見にある社会保険料の適用等に関しましては、厚生労働省の所管事項ではございますが、金融庁としましても、ご意見にあるような報酬体系に係る社会保険料の適用実態等を踏まえ、厚生労働省との連名で、「厚生年金保険法等に基づく届出の適正化の徹底について」（平成 29 年 3 月 28 日付）の文書を保険業界関係団体に発出し、ご意見にあるような報酬（保険代理店が使用人に対して支払う報酬）は、賃金、給与、手当などの名称を問わず労働の対価として受けるすべてのものを指すことについて、保険会社及び保険代理店への周知・徹底を図っております。</p>

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
11	平成 29 年 1 月～ 3 月	<p>公募等に先立って行われる発行会社と投資家との間の取得勧誘又は売付け勧誘等に該当しないミーティングの範囲について、上場会社による公募の場合と非上場会社による公募の場合とを区別する取扱いをしてもらいたい。</p> <p>有価証券届出書提出の 1 ヶ月以上前に行われる情報発信に関し、企業内容等ガイドライン 2-12③によりセーフハーバー規定が導入されたと理解しているが、上場会社による公募の場合と非上場会社による公募の場合とが区別されていないことによって、非上場会社による IPO の場合にも、公募前の会議に参加できる投資家候補（証券会社を含む）の数、回数等が限定され（2 回から 3 回まで）、秘密保持契約を締結することが必要となったりしている。非上場会社の公募の場合には、公募に関する情報が株価に影響を与えるケースはまれであり、不公正取引が行われる可能性は低い。</p> <p>英国では、Market Abuse Rules 11 条において、公募前のマーケットサウンディングが認められており、日本においても同様の制度が構築されれば、上場を目指す企業にとって効率的なシステムとなるし、東京資本市場の活性化、信用強化に資するのではないか？</p>	<p>金融商品取引法第 4 条では、有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等（勧誘）は、発行者が有価証券届出書（届出書）を提出した後でなければ行うことができないとされています。このように届出書の提出前の勧誘が禁止されている趣旨は、勧誘による販売圧力によって、投資者が不確実または不十分な情報に基づく投資判断を強いられる事態の防止にあるとされています。</p> <p>これに関連する企業内容等開示ガイドライン 2-12③においては、届出書提出の 1 ヶ月以上前に行われる情報発信について、</p> <p>(1) 有価証券の募集・売出しに言及がなく、</p> <p>(2) 届出書提出日以前 1 ヶ月以内に再度発信されないための合理的な措置がとられている場合には、</p> <p>情報発信が行われてから届出書の提出までに一定の期間があり、当該情報発信により生じた特定の有価証券に対する投資者の関心は沈静化し、その関心が再び高まるおそれも低いと考えられることから勧誘には当たらないと整理されています。</p> <p>上場会社による公募（P0）や非上場会社による公募（IPO）に先立ち、企業、証券会社が具体的にどのような情報発信を行うかは、上述の法令・ガイドラインを踏まえつつ、企業、証券会社がそれぞれの事情に即して判断すべきものと考えられますが、P0、IPO いずれの場合においても、同ガイドライン 2-12③は、（指摘されているような）公募前の会議に参加できる投資家候補の数や会議の回数や秘密保持契約の締結を、勧誘に当たらないための要件として設けているものではありません。</p>

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
12	平成 29 年 4 月～12 月	より良い金融行政の運営のための人材育成の手法として、これまで以上に金融庁のプロパー職員を財務局に出向させて現場でのモニタリング業務等を経験させるなど、金融庁と財務局の積極的な人事交流を行うことを検討してもらいたい。	<p>金融庁と財務局の人事交流については、従前より職員の専門性と資質向上に向けて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融庁職員が財務局に出向し、財務局での金融行政を経験するとともに、地域経済の実態等の見聞を広める、 ・ 財務局職員が金融庁に出向し、財務局での金融行政を担う上での専門性を向上させる、 <p>といった考え方にに基づき、双方向において計画的かつ積極的に実行してきたところです。</p> <p>金融庁職員の財務局への派遣状況（平成 20 年度から平成 29 年度）については、若手職員は 3 名から 16 名と、また、財務局の幹部ポストへ派遣している管理職職員等は 15 名から 20 名と、それぞれの階層において計画的かつ着実に交流人数を増やしているところです。配属先は地域の金融機関を直接検査・監督する部署としており、若手職員には現場のモニタリング業務等を経験させるとともに、地域の課題に金融庁・財務局一体で取り組んでいます。</p> <p>また、財務局職員の金融庁への受入状況については、若手職員を中心に毎年 50 名程度の交流を行っているほか、将来、財務局の幹部に登用し得る職員も毎年度 7 名程度受け入れており、財務局に復帰した際は、金融庁での経験・成果が発揮できる部署への配置をお願いしているところです。</p> <p>今後も、金融庁と財務局の積極的な人事交流や情報共有を進めることにより、金融庁・財務局が一体として金融行政の質の向上を図っていきたいと考えています。</p>

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
13	平成 29 年 4 月～12 月	<p>商工中金の不正融資が問題となったが、商工中金と同様の公的な制度融資の一つである「経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）」を実施している日本政策金融公庫も、恣意的に要件に合致させる等して民間金融機関より有利な条件での融資を実施している可能性がある。</p> <p>本来、中小企業を支援するための融資制度が、融資実績を上げるための手法として用いられている点が大いに問題である。</p> <p>商工中金のみならず、政府系金融機関全体についても幅広く改革を行っていただきたい。</p>	<p>公的金融は、民業補完を旨としつつ、民間金融と連携・協力して地域経済の発展を下支えする等の役割を担っています。</p> <p>なお、各地域には、生産性が低く、経営改善、事業再生や事業承継等を必要としている中小企業等が多数存在する中、政府系金融機関は、地域金融機関との信頼関係に基づき連携・協業しながら、こうした企業の支援に重点的に取り組むことが重要であると考えています。</p> <p>こうした観点から、金融庁としては、日本政策金融公庫も含め公的金融と民間金融の競合等の実態を調査するとともに、政府系金融機関、民間金融機関、関係省庁と意見交換を行い、地域金融・中小企業金融の分野における公的金融と民間金融の連携・協力を含む望ましい関係のあり方について議論を行ってまいります。</p>

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
14	平成 30 年 1 月～ 3 月	<p>金融庁は店頭 FX 規制（レバレッジ規制）強化を検討しているとのことだが、既に日本では国際的にも最高レベルの厳しい規制がなされている。</p> <p>これに対して、現在問題になっている仮想通貨は世界中で規制が進んでいるが、日本では厳格な規制は定められていない。FX の値動きはリーマンショックのような歴史的な金融事件があった場合においても一日に数%程度であったが、仮想通貨の値動きは一日に 50% を超えることもあり、日々の価額の変動は FX の数十倍となっている。</p> <p>この様な危険な仮想通貨に、FX を辞めて手を出している投資家はすでに一定数おり、仮想通貨関連のトラブルに巻き込まれている投資家も存在する。</p> <p>そのような状態で更に店頭 FX 規制を強化した場合、店頭 FX から仮想通貨に流れる投資家が増えることが予想される。金融庁の勝手な判断で過剰な規制を進められることのないよう、適切にご判断をいただきたい。</p>	<p>我が国の店頭外国為替証拠金取引（店頭 FX 取引）市場については、近年その取引規模が 5,000 兆円程度まで拡大しており、店頭 FX 業者の決済リスク管理を不十分なままにしておけば、外国為替市場や金融システムにも影響を及ぼし、システムリスクに繋がる可能性を有しており、その決済リスク管理の重要性が高まっていると考えられます。このような問題意識の下、本年 2 月に「店頭 FX 業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」を設置しました。</p> <p>その後、「個人投資家の意見も聞いた上で検討すべき」といったご意見が寄せられたことから、同検討会では、個人投資家を含めた幅広い利用者からの意見募集を行い、その結果も踏まえて、先般報告書が取りまとめられました（6 月 13 日公表）。</p> <p>報告書では、店頭 FX 業者の決済リスク管理強化に向けた対応策として、自己資本・ストレステストの拡充や取引データの報告制度の充実を図ること等が盛り込まれており、今後、金融庁では、報告書で示された各施策について、適切な対応を行ってまいります。</p> <p>なお、暗号資産（いわゆる仮想通貨）については、仮想通貨交換業等をめぐる諸問題について制度的な対応を検討するため、「仮想通貨交換業等に関する研究会」を設置し、本年 4 月より、ご議論いただいているところです。</p>

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
15	平成30年4月 ～ 令和元年9月	<p>(意見①)</p> <p>大蔵省告示第50号(平成8年2月29日)別表第3記載の「保険の種類」ごとのリスク係数のうち、「ペット保険」は、現在、「その他の保険」に分類されることとなっている。しかし、当社の試算によれば、そのリスクは法定のリスク係数よりも明らかに低い数値となっており、経営上の弊害が出ている。上記の告示に定める「保険の種類」とリスク係数の合理性について検討し、見直していただきたい。</p>	<p>(意見①)</p> <p>我が国のソルベンシー・マージン基準は、保険会社の経営の健全性を判断するために、保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準として、保険業法第130条に基づき定められたものです。</p> <p>ご指摘の大蔵省告示第50号(平成8年2月29日)別表第3については、損害保険会社の一般保険リスク相当額の計算において使用されるリスク係数を定めるものであり、「火災保険」、「傷害保険」、「自動車保険」、「船舶保険」、「貨物保険」及び「その他の保険」のそれぞれについて、過去の損害率の統計に基づき、95%VaRの損害率と平均損害率の差を保険料基準リスク係数としています。</p> <p>この「保険の種類」の区分及びリスク係数については、リスクの同質性及びリスク係数の算出における統計的信頼性のバランス等を総合的に勘案した上で設定しています。これらについては、各種の情勢等の変化を踏まえ、見直すことが適当と判断された場合には、必要な見直しを実施することとしています。</p> <p>なお、我が国のソルベンシー・マージン基準については、資産・負債の一体的な経済価値ベースの評価を通じ、保険会社の財務状況を的確に把握しようとする枠組みの導入を検討するため、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」を設置し、本年6月よりご議論いただいているところです。この会議で示される方向性も踏まえ、今後、リスク係数の合理性についても、適切な検討を行ってまいります。</p>

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
15	平成30年4月 ～ 令和元年9月	<p>(意見②)</p> <p>保険業法施行規則第70条において、「初年度収支残」と「未経過保険料」のいずれか高い方を「普通責任準備金」として積み立てることが定められているところ、「初年度収支残」方式は、業績の予測や理解が困難で、必要な投資が遅れるリスクや、国際会計基準(IFRS17)との整合性から、「未経過保険料」方式を採用できるように改定していただきたい。当社において、未経過保険料方式を採用した場合でも、保険計理人が法令に基づき検証する責任準備金残高を上回っていることは、契約者保護の観点から過去の事業年度にわたって確認してきている。</p>	<p>(意見②)</p> <p>一定の偶然の事故によって生ずる損害をてん補する損害保険では、保険事故は不均一に発生する可能性があります。普通責任準備金について、未経過保険料と初年度収支残のいずれか大きい金額を積み立てることとしているのは、こうした損害保険の特性を踏まえ、未経過保険料のみの積立てでは未経過の保険期間に対する債務を履行する上で不足する場合に備え、両者のいずれか大きい金額を積み立てることで責任準備金に保守性を持たせ、保険会社の財務の健全性を確保することとしています。</p> <p>ただし、料率設定時の前提が当てはまらなくなった場合等には、未経過の保険期間に対する債務を履行する上で責任準備金がおお不足する可能性があります。</p> <p>このため、保険業法では、上記に基づいて積み立てた会計上の責任準備金と各社の保険計理人が適切と判断した方法により計算した将来収支を比較し、責任準備金の水準を補完的に確認する(不足がある場合は追加責任準備金の積立て)ことを求めています。</p> <p>以上により、普通責任準備金の計算において初年度収支残を考慮しないこととする措置は、保険会社における財務の健全性確保の観点から、困難と考えられます。</p> <p>なお、保険会社を取り巻く環境やリスクの態様の変化も踏まえ、保険会社が持続可能な形で各種の保険ニーズに応えていくための規制・競争環境を整備していくことは重要であると考えます。保険業法に基づく会計処理の在り方についても例外ではありませんが、その見直しにあたっては、保険会社の財務健全性や保険契約者保護の観点に加え、会計処理の比較可能性や客観性、制度の見直しに伴うコスト・ベネフィットの観点等からも十分に検討する必要があるところ、いただいたご意見については今後の制度検討における参考とさせていただきます。</p>

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
16	令和元年9月 ～ 令和2年3月	<p>金融商品仲介業者と証券会社間の情報共有に係る顧客からの同意書の受入方法に関し、現在の金融商品取引業等に関する内閣府令等上、親子法人間のファイアーウォール規制で導入されている電磁的方法による同意取得に関する規定が見当たらない。</p> <p>犯罪収益移転防止法上もオンライン完結方式が認められているため、顧客の口座開設手続等を完全にオンラインで完結するモデルを検討しているが、情報共有同意書の受入れが紙ベースしか認められない場合、大幅なコストアップ及び顧客の利便性低下が懸念されるため、顧客の同意について電磁的書面の受入れを可能としていただきたい。</p>	<p>本規制に係る同意取得の方法については、新型コロナウイルス感染症対応としての書面・押印・対面手続きの見直しに係る要望も頂いており、投資家保護上の支障がない限りオンラインでの同意取得が可能となるよう、必要な措置を講じていきます。</p>

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
17	令和元年9月 ～ 令和2年3月	<p>スチュワードシップ・コード（再改定版）に関するパブリック・コメントの実施に際して意見提出を行ったところ、結果の公示にあたり、下記の当該提出意見が一部のみを抽出した形で要約されてしまった。要約により削除された部分は重要な内容を含むものであり、編集や要約を行わずに公示がなされるべきであった。そのため、現在公示されている内容を修正し、当該提出意見全文を公示するよう求める。</p> <p>1. スチュワードシップ・コード（以下、SSコード）の制定・受け入れが、上場企業の企業価値向上や持続的成長、さらに日本経済全体の成長にどのようにつながっているかを確認するために、株価やGDP等の変動を定量的に検証すべきではないか。</p> <p>2014年のSSコード制定以来、運用機関、アセットオーナー、上場企業等に相応の負荷がかかっているが、EBPM(Evidence Based Policy Making。証拠に基づく政策立案)の観点からも、また費用対効果の観点からも、現在のSSコードの内容が適切かについて、株価等の経済指標の面からも検証すべきである。</p> <p>また、SSコードは制定以降、受け入れた運用機関等に対する負荷が漸次的に高まる改定がなされてきているが、負荷が減る方向の改定が実施される気配は全くない。</p> <p>SSコードに則った経営に相当のコストを投じている運用機関等も散見されるが、そもそもSSコードの内容や方向性が妥当かどうか（上述の企業価値向上等に本当につながっているのか）をしっかりと検証すべきである。</p>	<p>この度は、スチュワードシップ・コードの再改訂についてのパブリックコメントに貴重なご意見をお寄せいただき、誠に有難うございました。</p> <p>当該パブリックコメントに関しては、例年、多数の個人・団体の皆様からご意見をいただくことから、結果を公表するにあたっては、読みやすさや理解しやすさの観点から、皆様からいただいたご意見については、同趣旨の他のご意見と統合することも含め、要約・整理して掲載させていただいているところです。</p> <p>今回のパブリックコメントにおいても70弱の個人・団体の皆様よりご意見をいただき、上記の観点から皆様からいただいたご意見につき要約・整理をさせていただきました。頂いたご意見につきましても、216番及び251番において、要約・整理の上回答させていただいた次第です。</p> <p>こうした事情につきましては、当該パブリックコメントの実施に際し、ご意見に対しての個別の回答は行わない旨をあらかじめお断りさせていただくことで周知をしておりましたが、意見公募結果の公表におきましては、ご指摘のとおり、意見の要約・整理が恣意的とならないようにすることが今後の政策をより良いものとするためにも必要であり、重要であると考えております。今後も恣意的な要約とならないよう、チェック体制を強化する等により対処してまいりたいと考えております。</p> <p>（注）なお、行政手続法第43条第2項において、パブリックコメント結果は、必要に応じて、提出意見を整理・要約したものを公表できることとなっております。他方、本コードは、行政手続法第2条の「命令等」に該当しないため、行政手続法の手続きに準じてはおりますが、同法の外で、任意で意見を公募させていただいたものであります。</p>

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
17	令和元年9月 ～ 令和2年3月	<p>なお、その検証の場の一つとして「SSコードに関する有識者会議」や「SSコード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」があると考えられるものの、経済指標の変動に関する定量的な検証には至っていない。</p> <p>さらに、両会議ともにメンバーの人選が恣意的で、バランスが非常に悪いと感じる。</p> <p>SSコードやコーポレートガバナンス・コードの推進派が多数選定されており、この人選で審議を行えば、運用機関等にとって負が高まる改定となるのは自明である。</p> <p>2. SSコードはソフト・ローではあるものの、大手公的年金が受け入れ、SSコードに則った運営を行っており、運用機関に対してSSコードに即した運用を求めていることから、実質的にハード・ロー的な効果を持ってしまっている。</p> <p>日本への投資資金の流入や、海外の運用機関の進出を不合理に妨げることのないよう、海外（欧州や英国との比較は上記会議にて検証済みであるので、それら以外の諸外国）の規制とのイコール・フッティングを十分に意識すべきである。</p> <p>そのため、上記1で述べた点とも重複するが、現在のSSコードの内容・負荷が、企業価値向上等に真につながっているのかを十分に検証すべきである。</p>	

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
18	令和2年4月 ～ 令和2年6月	<p>新型コロナウイルス蔓延を受け生命保険各社はオンラインでの販売・勧誘を進めているが、契約時には署名のために申込書を郵送でやり取りすることが必要であり、顧客と保険募集人双方にとって手続きが煩雑となっている。ビデオ会議等で適切に本人確認をした上で、オンラインで電子署名することができるようにならないか。</p>	<p>6月上旬に、金融庁と金融機関の間で検討会を設置し、金融機関における書面・押印・対面手続の見直しに向けて議論を進めているところであり、こうした場で集中的に議論を行うことによって、金融機関における書面・押印・対面手続の見直しが進むよう、金融庁として全力で取り組んでいるところ。</p> <p>当庁としては、顧客の意向把握、情報提供および説明等の募集品質を確保いただくことを前提としつつ、「新しい生活様式」への対応が社会全体として求められる中で、保険各社に対して、ビデオ会議システムを活用するなどの非対面による保険募集も含め、顧客のニーズに沿った保険募集の方法を更に検討いただきたいと考えているところ。</p> <p>ご意見を頂いた、ビデオ会議画面上で適切な本人確認を行い、オンライン署名を行うことについても、技術的に適切な本人確認等が可能なのであれば、保険募集の一つの方法として認められる得るものであり、各保険会社による経営判断のもと、導入の是非についてご検討いただきたい。</p> <p>なお、既にそのようなシステムを用いている保険会社もあるものと承知している。</p>

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
19	令和2年4月 ～ 令和2年6月	<p>現在、通信販売を除く生命保険代理店(以下一般保険代理店)においては、第一次選択や意向確認等の観点から面談による説明が必須とされているため、新型コロナウイルス感染防止の観点から訪問面談による営業ができなくなっている。また、もともと多くのお客様は面談時間の削減を望んでおり、保険業法等によるお客様保護の考えと整合性が実務上取れていない。それらに鑑み、無面談によるリモートワーク(例えば電話による意向把握・意向確認・振り返り・お客様宛の郵送による申込書送付)でも保険募集ができるように、法令・ガイドラインの簡素化をお願いしたい。また、約款や契約概要・注意喚起情報についての募集人の情報提供義務・意向確認義務をお客様の情報請求義務に変更して頂きたい。</p>	<p>6月上旬に、金融庁と金融機関の間で検討会を設置し、金融機関における書面・押印・対面手続の見直しに向けて議論を進めているところであり、こうした場で集中的に議論を行うことによって、金融機関における書面・押印・対面手続の見直しが進むよう、金融庁として全力で取り組んでいるところ。</p> <p>当庁としては、顧客の意向把握、情報提供および説明等の募集品質を確保いただくことを前提としつつ、「新しい生活様式」への対応が社会全体として求められる中で、保険会社や保険代理店に対して、非対面による保険募集も含め、顧客のニーズに沿った保険募集の方法を更に検討いただきたいと考えている。</p> <p>ご意見を頂いた、電話による意向把握や意向確認等についても、保険業法や監督指針において禁止されているものではなく、顧客保護上の適切な態勢整備が行われるのであれば(※)、導入いただいて差し支えないものと考えており、既に多くの保険会社や保険代理店において、電話による保険募集は行われているところ。</p> <p>※監督指針Ⅱ-4-2-2(2)⑩カ</p> <p>カ. 電話・郵便・インターネット等のような非対面の方式による情報の提供及び説明を行う場合は、上記ア. からオ. に規定する内容と同程度の情報の提供及び説明が行われる体制が整備されているか。</p> <p>例えば、少なくとも以下のような方法により、顧客に対して適切な情報の提供や説明が行われている必要がある。</p> <p>(注) 特定保険契約にあっては、契約締結前交付書面の交付方法として、法定の記載事項・記載方法の要件を満たした書面の交付又はこれに代替する電磁的方法による提供しか行うことができないことに留意すること。</p> <p>(ア) 電話による場合</p>

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
19	令和2年4月 ～ 令和2年6月		<p>顧客に対して口頭にて説明すべき事項を定めて、当該書面の内容を適切に説明するとともに、当該書面を読むことが重要であることを口頭にて説明のうえ、郵便等の方法により遅滞なく当該書面を交付する方法</p> <p>(イ) 郵便による場合</p> <p>当該書面を読むことが重要であることを顧客が十分認識できるような記載を行ったうえで、当該書面を顧客に送付する方法</p> <p>(ウ) インターネット等による場合</p> <p>当該書面の記載内容、記載方法等に準じて電磁的方法による表示を行ったうえで、当該書面を読むことが重要であることを顧客が十分認識できるような電磁的方法による説明を行う方法</p> <p>(注 1) 上記エ. に規定する内容と同程度とは、例えば、郵便の場合は書面への記載、インターネット等の場合は電磁的方法による表示により、口頭による情報の提供及び説明に代えることが考えられる。</p> <p>(注 2) 郵便による場合、当該書面を読むことが重要であることを顧客が十分認識できるような書面を併せて送付することでも足りる。</p> <p>(注 3) インターネット等による場合、当該書面の郵送等に代えて、印刷や電磁的方法による保存などの手段が考えられる。</p>

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
20	令和2年4月 ～ 令和2年6月	<p>貴庁は「新型コロナウイルス感染症の影響により、法令上提出期限の確定している報告・届出についてお困りのことがございましたら、柔軟な対応を検討しますので、ご遠慮なく金融庁又は所管の財務（支）局までご相談ください。」と公表しているが、以下のとおり、実際には極めて相談しにくい状況となっている。</p> <p>実際に相談すると、報告書が遅れる場合には、代表取締役名義の詳細な報告書の提出が必要と言われ、出勤が困難な状況で、法令の根拠がないにもかかわらず、押印の省略を認めないと言われる。また、法令上の根拠のない任意報告を多く求められる。</p> <p>業務上でヒアリングが必要な際に、金融機関が用意する通信機器を利用したビデオ会議をいっさい認めず、発言者の特定が難しく意見交換がスムーズではない貴庁が用意した電話会議しか認めない。他の省庁では柔軟にビデオ会議を利用している中で、Fintechを謳いながらもTechの利用に大きな障害がある。</p>	<p>ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、金融機関等における当庁又は財務（支）局への報告等の提出期限について柔軟な対応を検討する旨を当庁ウェブサイトにて公表している。</p> <p>他方、最終的に、どの手続きについて、どのような対応を可能とするかについて、監督当局で統一的な見解が具体的に存在している訳ではなく、各手続の性質や、その時々状況等、複数の要素について慎重に検討した結果、各担当部署において判断を下している実態も見られるところ。</p> <p>こうした対応の違いを減らしていくために、提出期限の柔軟化に加えて、押印不要化や電子化を可能とするための一定の基準を示すことが出来るよう、官民手続に関する当面の対応方針として、</p> <p>(1) e-Gov または金融庁業務支援統合システム（以下、「e-Gov 等」という。）に対応していない申請・届出について、システム対応するまでの間、原則として、eメールによる受付も可能とする。また、e-Gov 等に対応している申請・届出についても、申請者側に、e-Gov 等による提出の整備環境が無い場合においては、eメール受付も可能とする</p> <p>(2) 押印（及び印鑑証明書の添付）の無い申請・届出等についても有効とする</p> <p>(3) 公的機関が発行する添付書類（登記事項証明書、住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本等）については、1ヶ月を目途として後日原本を送付することを前提に、電子データによる提出を可能とする</p> <p>(注) 但し、収入印紙を必要とする申請書類については、消印する前に収入印紙をコピーすることが印紙等模造取締法により禁止されているため、収入印紙を貼付する欄を空欄として電子データで送付されたことをもって登録・認可等の審査手続を進めることを可能とするものの、登録・認可等については、後日収入印紙を貼付した原本が送付されたことをもって行うこととする。</p>

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
			<p>旨、7月17日に各金融業界に周知文を送付している。</p> <p>加えて、当面の対応後にどのような対策を講じていくかについても現在整理中であり、可及的速やかにお示ししたい。</p> <p>ビデオ会議の導入については、金融機関の要望に応じて、非対面のヒアリングにも対応できるよう、前向きに取り組んでいる。これまで、通信機器の台数に限りがあったため、一部の会議において実現出来ているというのが実情であったが、現在、主要なオンライン会議システムに対応できるよう情報通信環境を整備したところである。</p>

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
21	令和2年4月 ～ 令和2年6月	新しい金融商品に関する A 社の対応により損失を被った者が、ある金融 ADR 機関に苦情をいれたところ、商品に関する理解に乏しいためか、全く対応してくれないばかりか、諦めるように言われるなど、中立、公正な立場ではなかった。	<p>○金融 ADR 制度は、金融商品・サービスの利用者と金融機関間のトラブルについて、金融 ADR 機関が、専門的な知見を活かしつつ、中立・公正な立場で、裁判外での簡易・迅速な解決手段を提供するものであり、利用者保護の充実・利用者利便の向上のため、重要な役割を果たしているものと考えます。</p> <p>○こうした金融 ADR 制度の意義を踏まえ、金融 ADR 機関には、金融商品・サービスに係るトラブルについて、幅広く紛争解決等業務の対象として利用者の相談等に応ずること、利用者との対応を通して事案の内容を適切に把握し利用者の疑問等に適確かつ分かり易く説明すること、公正かつ適確な紛争解決等業務の遂行のため研修の実施等による職員の資質の維持・向上を図ること等が求められています。</p> <p>○当庁の ADR 担当部署においても、ご意見にある事例のような金融 ADR 機関に関する相談・苦情等が当庁に寄せられた場合は、適宜金融 ADR 機関に情報提供し、改善を促しているほか、「金融トラブル連絡調整協議会」においても、外部有識者の方々も交えて利用者保護の充実等に資する議論を行い、金融 ADR 機関全体の業務改善を促してきているところです。</p> <p>○こうした対応も含め、今後も引き続き適切な監督・モニタリングに努めてまいります。</p>

第13節 金融サービス利用者相談室

I 概要（別紙1参照）

金融庁では、金融サービス利用者の利便性の向上を図るとともに、寄せられた情報を金融行政に有効活用するため、金融サービス等に関する利用者からの電話・ウェブサイト・ファックス等を通じた質問・相談・意見等に一元的に対応する「金融サービス利用者相談室」を開設している。

当相談室は、金融サービス利用者の利便性向上の観点から、主として以下の役割を担うこととしている。

1. 金融サービスに関する利用者からの金融庁への質問・相談・意見等に、消費者相談のノウハウや金融の専門的知識を有する金融サービス相談員を配置し、一元的に対応する。
2. 「事前相談（予防的なガイド）」窓口において、金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向けた事前相談の提供を行う。
3. 金融機関と利用者との個別取引に係るあっせん・仲介・調停は行わず、業界団体等の紹介や論点整理等のアドバイスを行う。
4. 相談内容・対応状況等は体系的に記録・保管するとともに、関係部局に回付し、企画立案・検査・監督等において活用する。
5. 相談件数や主な相談事例等のポイント等について、当庁ウェブサイトにて四半期毎に公表する。

II 相談等の受付状況（別紙2参照）

2019年4月1日から2020年3月31日までの間に受け付けた相談等の状況は、以下のとおりとなっている。

1. 総受付件数は37,518件となっている。1日当たりの平均受付件数は156件となっており、2018年度（151件）からやや増加している。そのうち、事前相談の受付件数は489件となっている。
2. 分野別では、預金・融資等が12,306件（33%）、保険商品等が8,616件（23%）、投資商品等が8,374件（22%）、貸金等が2,682件（7%）、暗号資産（仮想通貨）等が1,794件（5%）、金融行政一般・その他が3,746件（10%）となっている。
分野別の事前相談の受付件数は、預金・融資等が29件（6%）、保険商品等が26

件（5%）、投資商品等が306件（63%）、貸金等が21件（4%）、暗号資産（仮想通貨）等が94件（19%）、金融行政一般・その他が13件（3%）となっている。

3. 各分野の特徴は、以下のとおりとなっている。

(1) 預金・融資等に関する相談等の受付件数は、2018年度（11,266件）に比べて、増加している。要因別では、個別取引・契約の結果に関するものが4,216件（34%）、一般的な照会・質問に関するものが2,429件（19%）等となっている。

(2) 保険商品等に関する相談等の受付件数は、2018年度（7,441件）に比べて、増加している。要因別では、個別取引・契約の結果に関するものが2,932件（34%）、金融機関の態勢・各種事務手続に関するものが1,757件（20%）等となっている。

(3) 投資商品等に関する相談等の受付件数は、2018年度（8,510件）に比べて、やや減少している。要因別では、一般的な照会・質問に関するものが2,970件（35%）、個別取引・契約の結果に関するものが2,495件（29%）等となっている。

また、詐欺的な投資勧誘に関する情報は304件あり、そのうち197件が何らかの被害があったものである。

(4) 貸金等に関する相談等の受付件数は、要因別では、一般的な照会・質問に関するものが1,068件（39%）、個別取引・契約の結果に関するものが561件（20%）等となっている。

(5) 暗号資産（仮想通貨）等に関する相談等の受付件数は、要因別では、個別取引・契約の結果に関するものが797件（44%）、一般的な照会・質問に関するものが573件（31%）等となっている。

4. 寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として紹介している。

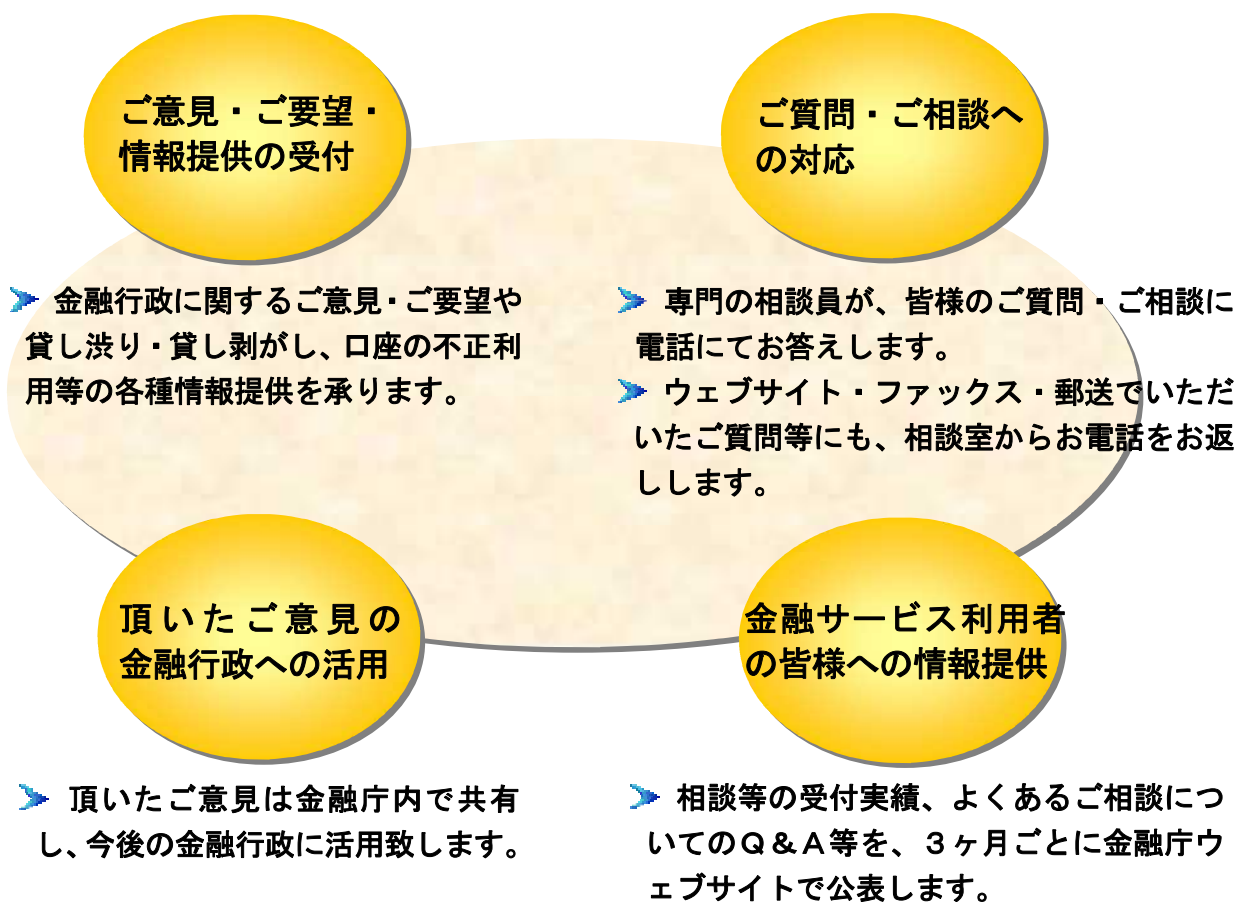
（参考）「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等
2019年4月1日～6月30日・・・2019年9月3日公表（第56回）
2019年7月1日～9月30日・・・2019年12月18日公表（第57回）
2019年10月1日～12月31日・・・2020年6月30日公表（第58回）
2020年1月1日～3月31日・・・2020年6月30日公表（第59回）

金融サービス利用者相談室

皆様の「声」をお寄せください!

金融庁では、利用者の皆様からの声にワン・ストップで対応する「金融サービス利用者相談室」を設置しています。

◆ 相談室が提供する4つのサービス



- ご留意事項 -

- ❑ 利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、予めご了承下さい。
- ❑ ご質問・ご相談等への回答は全て電話でいたします。メールや文書での回答は行いませんので、予めご了承ください。
- ❑ 聴覚・言語障害等により電話対応が困難な障害者の方につきましては、個別に対応方法を検討いたしますので、お申出下さい。

裏面もご覧下さい 

◆ 相談室へのアクセス方法

お電話での受付

- 受付時間：平日10:00～17:00
 - 電話番号：0570-016811（ナビダイヤル）
IP電話からは 03-5251-6811
- （注）お電話は、対応内容の明確化等のため、通話内容を録音させていただいております。
- 受付の流れ：

▶上記番号にダイヤル（内容に応じて、番号をプッシュして下さい。）

- ① 預金・融資等に関するご相談
- ② 投資商品・証券市場制度・取引所等に関するご相談
- ③ 保険商品・保険制度等に関するご相談
- ④ 貸金等に関するご相談
- ⑤ 暗号資産（仮想通貨）等に関するご相談
- ⑥ 金融行政一般・その他に関するご相談

▶相談内容に応じて専門の相談員が対応致します。

そのほか、下記の方法にてご意見・相談・情報提供等を24時間受付けています。

- 下記の方法にてご質問・ご相談を頂いた場合には、相談室より平日の10:00～17:00の間に、お電話をお返し致します。
（注1）ご回答をお求めの場合には、氏名及び電話番号の記載をお忘れなく。
（注2）「相談室」の業務の状況によって、お返事が遅くなることもあります。
お急ぎの方はお電話にてご相談願います。

ウェブサイトでの受付

- 金融サービス利用者相談室ウェブサイト受付窓口へ
(<https://www.fsa.go.jp/opinion/>)

ファックス等での受付

- ファックス番号：03-3506-6699
- その他、相談室では郵便でもご意見・ご質問等を受付けています。
〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
金融庁 金融サービス利用者相談室 宛



金融庁
総合政策局総合政策課 金融サービス利用者相談室

(別紙2)

金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表
(2019年4月1日～2020年3月31日)

【「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等】

2019年4月1日～6月30日・・・2019年9月3日公表(第56回)

2019年7月1日～9月30日・・・2019年12月18日公表(第57回)

2019年10月1日～12月31日・・・2020年6月30日公表(第58回)

2020年1月1日～3月31日・・・2020年6月30日公表(第59回)

1. 類型別受付件数

(単位:件)

区 分	2019/4～6	2019/7～9	2019/10～12	2020/1～3	2019年度合計
質 問 ・ 相 談	6,424	6,545	5,878	7,255	26,102
意 見 ・ 要 望	2,438	2,642	2,019	1,805	8,904
情 報 提 供	486	485	424	405	1,800
そ の 他	201	170	162	179	712
合 計	9,549	9,842	8,483	9,644	37,518

2. 受付方法別件数

(単位:件)

区 分	2019/4～6	2019/7～9	2019/10～12	2020/1～3	2019年度合計
電 話	7,453	7,537	6,790	7,963	29,743
ウ ェ ブ サ イ ト	1,230	1,319	997	1,033	4,579
フ ァ ッ ク ス	94	90	85	83	352
手 紙	313	424	268	260	1,265
そ の 他	459	472	343	305	1,579
合 計	9,549	9,842	8,483	9,644	37,518

3. 分野別受付件数

(単位:件)

区 分	2019/4～6	2019/7～9	2019/10～12	2020/1～3	2019年度合計
預 金 ・ 融 資 等	2,925	2,899	2,636	3,846	12,306
保 険 商 品 ・ 保 険 制 度 等	1,862	2,654	2,109	1,991	8,616
投 資 商 品 ・ 証 券 市 場 制 度 等	2,164	2,234	1,951	2,025	8,374
貸 金 等	642	696	692	652	2,682
暗 号 資 産 (仮 想 通 貨) 等	494	522	402	376	1,794
金 融 行 政 一 般 ・ そ の 他	1,462	837	693	754	3,746
合 計	9,549	9,842	8,483	9,644	37,518

4. 分野別・要因別の相談等受付件数

○預金・融資等

(単位:件、%)

区 分	預金		融資		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
4月～6月	1,020	34.9	810	27.7	1,095	37.4	2,925	100.0
7月～9月	1,060	36.6	801	27.6	1,038	35.8	2,899	100.0
10月～12月	1,026	38.9	715	27.1	895	34.0	2,636	100.0
1月～3月	983	25.6	2,046	53.2	817	21.2	3,846	100.0
2019年度合計	4,089	33.2	4,372	35.5	3,845	31.2	12,306	100.0

○保険商品等

(単位:件、%)

区 分	生命保険		損害保険		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
4月～6月	468	25.1	761	40.9	633	34.0	1,862	100.0
7月～9月	848	32.0	798	30.1	1,008	38.0	2,654	100.0
10月～12月	619	29.4	787	37.3	703	33.3	2,109	100.0
1月～3月	504	25.3	760	38.2	727	36.5	1,991	100.0
2019年度合計	2,439	28.3	3,106	36.0	3,071	35.6	8,616	100.0

○投資商品等

(単位:件、%)

区 分	証券会社 (第一種業)		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率
4月～6月	535	24.7	1,629	75.3	2,164	100.0
7月～9月	598	26.8	1,636	73.2	2,234	100.0
10月～12月	521	26.7	1,430	73.3	1,951	100.0
1月～3月	600	29.6	1,425	70.4	2,025	100.0
2019年度合計	2,254	26.9	6,120	73.1	8,374	100.0

○貸金等

(単位:件)

区 分	件数
4月～6月	642
7月～9月	696
10月～12月	692
1月～3月	652
2019年度合計	2,682

○暗号資産(仮想通貨)等

(単位:件)

区 分	件数
4月～6月	494
7月～9月	522
10月～12月	402
1月～3月	376
2019年度合計	1,794

○金融行政一般・その他

(単位:件)

区 分	件数
4月～6月	1,462
7月～9月	837
10月～12月	693
1月～3月	754
2019年度合計	3,746

第14節 政策評価への取組み

金融庁においては、2012年4月施行の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき、

- ① 金融庁としての政策評価の実施に関する方針などを規定した「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：5カ年）
- ② 毎年度の評価対象とする政策などを定めた「金融庁政策評価実施計画」（計画期間：4月～翌年3月）

を策定し、毎年「金融庁政策評価実施計画」の計画期間終了後に評価を実施している。

「金融庁における政策評価に関する基本計画」については、2017年4月から2022年3月を計画期間とし、「基本政策」及び「施策」の体系、基本計画を実施するに当たって全ての政策及び政策に共通する考え方や姿勢、「基本計画」の位置づけを明記するなど、「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方」や「実績評価における基本政策・施策等一覧」を示している。（別紙1、2参照）

また、計画の策定や評価書の作成に当たっては、客観性の確保、多様な意見の反映等を図るため、政策評価や金融庁所管の政策について知見を有する学識経験者をメンバーとする「政策評価に関する有識者会議」を開催し、意見を頂いている。

このほか、上記法律に基づき、これまでに実施した実績評価等について、政策評価結果の政策への反映状況についても毎年度公表している。

※ 金融庁における政策評価の詳細に関しては、金融庁のウェブサイト「公表物」中の「政策評価」を参照。

なお、PDCAサイクルを有効に機能させるため、2013年度からは、5～6月に前年度の実績評価を実施すると共に、その評価を踏まえた上で、新年度の実施計画を策定している。（別紙3参照）

また、同年度には、総務省の主導により「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（2013年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）が改正され、各府省で区々だった評価区分の共通化が図られた。金融庁もこれに従い、2013年度実績評価から、従来3段階の区分で評価していたものを、各府省共通の5段階区分で評価を実施することとした。

（参考1） 金融庁における政策評価への取組み（別紙4参照）

（参考2） 評価の実施状況（別紙5参照）

「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方

- 2017年度からの5年間にわたる「金融庁の政策評価に関する基本計画」においては、以下の3つを「基本政策」として定めることとした。

- ・「金融システムの安定と金融仲介機能の発揮」
- ・「利用者の保護と利用者利便の向上」
- ・「市場の公正性・透明性と活力の向上」

これらの「基本政策」は、それ自体が金融行政の最終目標というよりも、「企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大」という金融行政の「究極的な目標」を達成するための「手段」と位置付けることが適切である。

(注) 金融庁は、発足の当初、自らの任務を「金融システムの安定」、「利用者の保護」、「市場の公正性・透明性の確保」の3つとしてきたが、これらは「究極的な目標」の達成のための必要条件であり、今後は、金融行政の目標については視野を広げ、

- ・「金融システムの安定と金融仲介機能の発揮の両立」
- ・「利用者保護と利用者利便の両立」
- ・「市場の公正性・透明性と活力の両立」

の実現を通じて、「究極的な目標」を目指すことが求められていると考えられる。

- また、上記の3つの「基本政策」のほかに、

- ・ 3つの「基本政策」に関係する横断的な課題への対応

(「IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応」「業務継続体制の確立と災害への対応」等)

を「横断的施策」とするほか、

- ・ 3つの「基本政策」と「横断的施策」を実施する上での基礎となる「金融庁の行政運営・組織の改革」を、これらの政策・施策とは別の取組みとして整理する。

(以上)

実績評価における基本政策・施策等一覧（平成29～33年度）

（注）施策によっては、他の施策目標の達成に資することがあることに留意。

基本政策	施策
I 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮	1 マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施 2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備 3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施
II 利用者の保護と利用者利便の向上	1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施 2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
III 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上	1 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化 2 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施 3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備

（横断的施策）

施策
1 IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応
2 業務継続体制の確立と災害への対応
3 その他の横断的施策

（金融庁の行政運営・組織の改革）

施策
1 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化
2 検査・監督の見直し
3 金融行政を担う人材育成等

金融庁における令和元年度実績評価（概要）

基本政策／施策	主な取組み（実施計画より）	主な実績	今後の課題・対応
I 金融システムの安定と金融仲介機能			
1 マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 内外経済・金融市場の動向をリアルタイムに情報収集し、金融システムにおける潜在的なリスク等を分析・評価した上で、業界横断的な視点に加え、業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題も踏まえ、金融モニタリングを実施 ✓ 低金利環境の継続やマクロ環境の変化を踏まえ、①金融機関の過剰なリスクテイクにより金融システムに大きな影響を及ぼすリスクが蓄積していないか、②金融機関が持続可能なビジネスモデルを構築し健全性を維持できるか、について重点的にモニタリング 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 経済・金融市場や市場参加者の動向、新型コロナウイルス感染症の影響を含む内外環境変化等を適時に把握し、金融機関のモニタリングに業態横断的に活用するとともに、金融システムの潜在的なリスクや脆弱性の調査・分析を実施 ✓ 健全性維持の観点から、持続可能なビジネスモデル構築に向けたガバナンス態勢に関する対話を実施したほか、信用リスク管理等の長期にわたる金融緩和継続に伴うリスクへの対応や、リスクテイクに見合った運用態勢・リスク管理態勢の構築や機動的なポートフォリオ運営を促進 	<p>日本の金融システムに影響を及ぼす可能性のある内外環境変化に関する情報収集・分析の高度化等を通じて、新型コロナウイルス感染症の影響に留意しつつ、金融システムの安定性の維持に向けた取組を進めるとともに、金融機関の健全性を確保・維持するため、実践と方針に基づき、業態横断的な対応に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> －大手銀行グループの海外業務やグループ連携の強化・拡大、経営インフラの刷新、非金融業との協業の動きなど、リスクの多様化・複雑化を踏まえた対応 －地域金融機関の金融仲介機能の十分な発揮と必要な健全性の確保への対応 －低金利環境の継続による収益環境の悪化、顧客の保険ニーズの変化、自然災害の激甚化等のリスクの変化を踏まえた対応 －証券会社を取り巻く顧客層の世代交代、IT化の進展に伴う取引チャネルの多様化等の経営環境の変化を踏まえた対応 <p>など、業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題に応じた金融モニタリングを実施していく。</p>
2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融システムの安定性確保のため、国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備等に向けて取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国際的な自己資本比率規制の見直し（バーゼルⅢの最終化）を踏まえ、国内実施に向けた関係者との対話を行い、規制案公表のための作業を実施 	<p>国際的な議論も踏まえた関連告示等の整備や、保険会社に係る資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法の検討など、金融システムの安定性の確保に取り組んでいく。</p>
3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域金融機関のビジネスモデルの持続可能性確保に向けて、昨年度に試行した「探究型対話」で得られた知見を活用し、金融庁・財務局が一体となって対話を実施 ✓ 確固たる経営理念の下での戦略・計画の実行、PDCAの実践状況等について、地域金融機関の各階層・社外取締役と、心理的安全性の確保に留意しつつフラットな関係で対話を実施 ✓ 地域金融機関のビジネスモデル確立のための環境整備として、金融機関の業務範囲等にかかる規制緩和や地域金融機関の経営・ガバナンスの改善に資する主要論点（コア・イシュー）の策定等を含むパッケージ策を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域金融機関のビジネスモデルの持続可能性確保に向けて、確固たる経営理念の下での戦略・計画の実行、PDCAの実践状況等について、地域金融機関の各階層・社外取締役と、心理的安全性の確保に留意しつつフラットな関係で対話を実施 ✓ 地方銀行等の独占禁止法の特例法案の制定に向け関係省庁として協力したほか、業務範囲に係る規制緩和、「地域金融機関の経営とガバナンスの向上に資する主要論点（コア・イシュー）」の策定・公表等を実施 ✓ 地域課題解決支援チームでは、「ちいきん会」「ダイアログ」「新現役交流会 2.0」の開催等を通じ、ネットワークの構築や地域課題の解決に向けた伴走支援を実施。また、地域課題解決支援室を立ち上げ、相談の受付やHPへの事例掲載等を通じ、同チームのノウハウ等を展開 ✓ 新型コロナウイルス感染症への対応として、金融機関に対し、事業者への積極的な支援や日本政策金融公庫等との連携強化等に関する要請を実施するとともに、事業者への資金繰り支援の取組みの促進を当面 	<p>新型コロナウイルス感染症への対応として、金融機関による事業者等への資金繰り支援や経営改善支援等の促進など、必要な措置を実施していく。</p> <p>また、地域金融機関を取り巻く経営環境が引き続き厳しい状況にあることも踏まえつつ、金融機関による金融仲介機能の十分な発揮に向け、心理的安全性の確保に留意し、財務局と一体となって、「コア・イシュー」も活用しながらガバナンスの向上等について金融機関と対話を行っていただくほか、規制緩和等により地域金融機関を取り巻く環境整備を図っていく。</p> <p>「ちいきん会」の開催等により得られたノウハウや人脈等を活用した財務局・自治体・金融機関等へのサポートにも取り組んでいく。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域課題解決支援室や生産性向上支援チーム、地域課題解決支援チームの活動を通じて財務局と連携を強化しつつ、地域の課題解決、地域経済エコシステムの形成・深化に貢献 	<p>の検査・監督の最重点事項として特別ヒアリングを実施するなど、金融機関の取組状況を確認</p>	
II 利用者の保護と利用者利便の向上			
1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「G20 福岡ポリシー・プライオリティ」の内容も踏まえ、金融経済教育や長期・積立・分散投資を促す「つみたてNISA」の普及等の施策を実施 ✓ 「顧客本位の業務運営に関する原則」の経営理念への反映、営業現場における浸透・実践について金融機関の経営者等と対話を行うとともに、比較可能な共通 KPI の更なる普及・浸透を図り、金融機関の取組みの「見える化」を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融庁・財務局による出張授業を実施（81 校約 14,000 人）したほか、新学習指導要領の円滑な施行に向けて教員向け研修会等への講師派遣や教材作成を実施。また、令和 2 年度税制改正要望にて、つみたて NISA の 5 年延長等を実現したほか、ウェブサイトや SNS を通じたつみたて NISA の広報等を実施（令和 2 年 3 月末時点：約 220 万口座） ✓ 顧客本位の業務運営の浸透・定着状況について、営業現場における外貨建保険等に係る顧客宛提案等の実態を含め、金融機関と対話を実施。また、金融審議会市場ワーキング・グループにおいて、「顧客本位の業務運営のあり方」等について議論 	<p>ICT を活用したデジタルコンテンツ等の提供や、教育現場との協力関係の深化による金融経済教育の推進、2024 年の新 NISA 導入に向けた周知・広報等に取り組む。</p> <p>顧客本位の業務運営の確立と定着に向けて、同ワーキング・グループの議論も踏まえた同原則の見直しの検討や、金融機関の取組み事例の比較・分析による金融機関との対話の充実を図るほか、後見制度支援預金等の導入促進など、利用者利便の向上に適う金融商品・サービスの提供の実現に取り組んでいく。</p>
2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 日本郵政グループにおける適切な顧客対応及び保険募集態勢の抜本的な改善やグループとしてのガバナンス発揮に向けた取組みを促進 ✓ 暗号資産を取り巻く環境の変化等を踏まえた資金決済法等改正法の円滑な実施に向けた政府令・事務ガイドラインの改正やモニタリング体制・手法の検討、暗号資産を巡る自主規制機能の早期確立の促進、海外当局等との連携強化の取組みを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ かんぽ生命及び日本郵便に対しては、不適正な保険募集事案について、一部業務停止命令及びガバナンスの抜本的な強化を含む業務改善命令を発出するとともに、日本郵政に対しても、グループガバナンス態勢の構築等に係る業務改善命令を発出 ✓ 暗号資産交換業者については、これまでの検査・モニタリングで把握した実態等を踏まえ事務ガイドラインを改正し、機動的かつ深度あるモニタリングを実施。また、改正法関係府令等のパブリックコメントを実施したほか、自主規制機関との連携強化等を実施 	<p>金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中、利用者が安心して金融サービスを受けられるよう、利用者保護のために必要な制度整備を進めるとともに、日本郵政グループにおける業務改善計画の着実な実施など、金融機関等の適切な態勢整備を促していく。</p>
III 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上			
1 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ マクロ的な視点に基づき潜在的リスクに着目したタイムリーな市場監視を行いつつ、市場監視の手法や着眼等の改善に向けた検討を実施 ✓ 課徴金制度の積極的な活用等による迅速・効率的な検査・調査の実施、重大・悪質事案に対する厳正な対処のほか、法令違反等の再発防止のため関係者との対話を通じ問題意識を共有 ✓ 市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市場監視において、内外のリスクや環境変化に着目した市場監視を行ったほか、デジタルライゼーションの進展等を踏まえ、監視手法や着眼等の改善に向けた検討を実施 ✓ 課徴金納付命令 35 件、告発件数 3 件を実施。インサイダー取引や開示規制違反に関し、上場会社と対話し再発防止に努めるなど、関係者と問題意識を共有 ✓ 検査・調査等に資する IT 人材育成を目的とした ICT 研修、海外当局との人材交流や海外当局主催の研修への職員派遣を実施 	<p>市場のグローバル化やデジタルライゼーションの進展等により市場の構造が大きく変化する中、市場の公正性・透明性の確保に向け、網羅的・機動的で深度ある市場監視を実施していく。</p>
2 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 企業内容等の開示に関する内閣府令（31 年 1 月公布）の円滑な実施に向け、特に企業の経営者に対して働きかけを行うとともに、企業の取組みの好事例の公表を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 同府令の円滑な実施に向け、企業の経営者等に対する講演会等を実施したほか、政策保有株式に係る好開示のポイントを公表 ✓ IFRS への移行を容易にさせる観点から内閣府令を改正し、IFRS 適用企業に継続的に求められる日本基準と IFRS との差異開示を廃止。また、 	<p>記述情報の開示の更なる充実に向け、投資家からのニーズ等も踏まえ、開示の好事例の収集・公表を行っていきほか、IFRS への移行促進、会計監査に関する情報の提供の充実を含む会計監査の品質の持続的な向上・信頼性確保に取り組んでいく。</p>

備とモニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ✓ IFRS への移行促進に向けて適用企業の負担軽減を図るほか、会計監査に関する情報提供の充実に向け新たに導入された施策について調査・分析等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「監査上の主要な検討事項」に関する監査法人の取組みについて早期適用に関する動向などを把握 ✓ 新型コロナウイルス感染症への対応として、有価証券報告書等の提出期限の延長承認の取扱いを公表 	<p>このほか、新型コロナウイルス感染症への対応として、金融・資本市場関係の負担軽減など必要な措置を実施していく。</p>
3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ✓ スチュワードシップ・コード再改訂の内容についての検討や、各市場のコンセプトにふさわしいガバナンスの在り方等の検討を実施 ✓ 投資運用業者の運用力強化に向けた業務運営態勢の確立等に向けて、海外の運用会社等の取組み等を踏まえながら、グローバル運用体制の強化、人材の育成・確保、業務インフラの革新等の課題についてモニタリングを実施 ✓ 投資家の利便性向上や上場会社の持続的な企業価値向上とベンチャー企業育成に資する市場となるよう、関係者と市場構造の見直しについて議論 ✓ 取引所の国際競争力の強化、投資家の利便性向上等のため、令和2年度上期の総合取引所の実現に向けて関係者等への働きかけなどを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 有識者検討会における議論等も踏まえ、再改訂版スチュワードシップ・コードを公表 ✓ 海外運用会社の取組み等を踏まえ、国内大手投資運用業者やグループ親会社との間で、目指す姿の明確化、それを実現するための計画、経営体制や業務運営体制等の観点で対話を実施したほか、運用パフォーマンス等に関する調査を実施 ✓ 東京証券取引所の市場構造の在り方について、金融審議会市場ワーキング・グループ（市場構造専門グループ）において議論を行い、市場区分の見直し等の方向性を示した報告書を公表 ✓ 総合取引所の実現について、金融商品取引法上の商品関連市場デリバティブ取引の対象商品を指定する告示を発出（日本取引所グループは、東京商品取引所を令和元年11月1日付けで完全子会社化） ✓ 新型コロナウイルス感染症への対応として、適正な市場機能と取引の公正の確保に向け、空売り規制等を含め市場監視を強化 	<p>コーポレートガバナンス改革の実効性向上に向けて、市場構造の見直しの議論も踏まえつつ、コーポレートガバナンス・コードの再改訂に向けた検討を行う。</p> <p>投資運用業者等の業務運営体制の確立に向けた経営者等との対話を継続するとともに、運用パフォーマンスの「見える化」に取り組んでいく。</p> <p>このほか、新型コロナウイルス感染症への対応として、引き続き市場の動向を注視し、取引の公正確保等の観点から追加措置が必要な場合は迅速に対応していく。</p>
（横断的施策）			
1 IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的対応	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融デジタルイノベーション戦略として、「データ戦略の推進」「イノベーションに向けたチャレンジの促進」「機能別・横断的法制の整備」「金融行政・金融インフラの整備」「グローバルな課題への対応」の5つの分野について、取組みを加速 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融機関のデータ利活用を推進する観点から、監督指針の改正を実施 ✓ 「FinTech Innovation Hub」の「10の主要な発見」を踏まえ情報収集・支援機能の強化を実施したほか、FinTech サポートデスクやFinTech 実証実験ハブで受け付けた相談に対応 ✓ 「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出 ✓ 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の実施など、金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組を実施 	<p>デジタルイノベーションの進展等に伴う、金融を取り巻く環境の変化に対応するため、所要の取組みを検討し実施。また、FinTech サポートデスクやFinTech 実証実験ハブ等を通じたイノベーション支援の一層の強化、フィンテックに関する最新の動向の把握と施策への反映、金融分野のサイバーセキュリティ対策の更なる強化など、金融デジタルイノベーション戦略を推進していく。</p>
2 業務継続体制の確立と災害への対応	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融庁及び金融機関における業務継続体制の検証、震災等自然災害への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融庁の業務継続計画等について、システムセンターの被害状況の確認を実働訓練とするなど内容を拡充の上、関係機関との合同訓練等を実施し実効性を検証 ✓ 令和元年東日本台風等への対応として、自然災害ガイドラインの周知広報や専用相談ダイヤルの設置、金融機関に対してきめ細かな対応を奨励 ✓ 新型コロナウイルス感染症への対応として、金融機関に対する事業者の資金繰り支援などの要請及びヒアリング、専用相談ダイヤルの設置、事業者支援策の広報等を実施。また、「金融庁新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、業務継続体制の整備・運用を実施 	<p>新型コロナウイルス感染症への対応として、金融機関による事業者等への資金繰り支援や経営改善支援等の促進をはじめ必要な措置を実施していくほか（再掲）、金融庁・金融機関の業務継続態勢の整備の促進を図っていく。</p>

3 その他の横断的施策	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 世界共通の課題の解決へ貢献（国際的な議論への貢献、持続可能な開発目標（SDGs）の推進、第4次FA TF対日相互審査への的確な対応及びマネロン・テロ資金供与対策の促進）するとともに当局間ネットワーク・協力を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ G20 議長国として、金融市場の分断・金融技術革新・高齢化と金融包摂を金融セクター関連の主要課題として設定し、財務大臣・中央銀行総裁会議及び首脳会議に成果を提出 ✓ SDGs に関し、TCFD 関連のシンポジウムを開催したほか twitter で関連情報を積極的に発信 ✓ マネロン・テロ資金供与対策として、モニタリングの結果等を金融機関に還元し、態勢整備の高度化を慫慂 ✓ 当局間協力等の強化に関し、Brexitに係る英欧当局との連携、日中金融協力、新興国に対する技術協力（ミャンマーへの技術支援、グローバル金融連携センター（GLOPAC））を更に推進 ✓ 「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」等に基づき、IT ガバナンスの強化や庁内の ICT 環境の整備など効率的・効果的な行政運営を推進 	<p>日本経済、ひいては世界経済の持続的成長に資するため、金融システム上の課題の解決に向けた国際的な議論に貢献するほか、国際的な当局間のネットワーク・協力の強化を更に充実させていく。金融機関等のモニタリングシステムについて、より効率的・効果的な情報の収集・蓄積等を図る観点から機能改修の検討を進める。</p>
（金融庁の行政運営・組織の改革）			
1 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各種有識者会議の活用、英語による情報発信の強化、学術的成果の金融行政への活用に向けた環境整備を実施 ✓ 庁内横断的な重点施策の政策立案・総合調整機能の充実、外部有識者等を交えた職員による自主的な政策提言の枠組み（政策オープンラボ）を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「ステュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（令和元年度）等の各種有識者会議の開催や、行政データを学術的に活用するため、より高度な分析・研究が可能なインフラ整備の推進等、有識者からの提言や学術的成果等を金融行政への確に反映するための取組を実施 ✓ 政策オープンラボにおいて、引き続き、有志職員が外部有識者等を交えた調査・研究を実施 ✓ 金融行政に係る広報について、Twitter の活用や英語による発信を強化 	<p>金融行政の質を不断に向上させていく観点から、有識者等の意見・提言、批判等が継続的かつ的確に反映されるよう、政策評価有識者会議や、金融行政に関する広報の充実に取り組んでいく。</p>
2 検査・監督の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「検査・監督基本方針」を踏まえた検査・監督を実践し、第三者による外部評価も活用しながら検査・監督の質・深度や実効性のある対話を不断に改善 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「金融機関の IT ガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理」「コンプライアンス・リスク管理に関する傾向と課題」を公表 ✓ 「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」を公表し、金融機関自らの融資方針や債務者の実態等を踏まえ、信用リスクをよりの確に引当に反映する方法について実態把握を行い、金融機関への検査・監督に活用 ✓ モニタリングの質の向上のため、第三者による「外部評価」や、金融庁幹部による金融機関からの意見聴取を実施 	<p>金融機関と双方向の対話を行いながら、各分野の「考え方と進め方」のモニタリング現場へ定着を図りつつ、事例を蓄積するとともに、そこで得られた重要な課題や着眼点等について整理・公表を行い、必要に応じて「考え方と進め方」に反映させるといった PDCA サイクルを実践・定着させていく。</p>
3 金融行政を担う人材育成等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 局・課室ごとに組織活性化や業務効率化に関する課題を特定し、取組み状況の「見える化」を行うほか、重点課題について幹部と直接意見交換を行う仕組み（少人数グループ幹事会）を設置 ✓ 職員が「自分の仕事を誰にも見てもらえていない」と感じることなく、双方向の活発なコミュニケーションが図られる環境を整備（業務単位の少人数グループ化、1on1 ミーティング） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 少人数グループごとに課題を特定するための議論を行った後、局・課室ごとに改革目標を設定し、発表・議論する機会を設けて「見える化」を実施 ✓ 少人数グループ幹事会において、幹部と直接意見交換を行うとともに、幹事会に参加した職員の意見を踏まえ具体的な取組に着手 ✓ 活発なコミュニケーションが図られる環境整備のため、業務単位の少人数グループ化を行い、1on1 ミーティングを実施 	<p>組織文化の変革には相応の時間がかかることから、少人数グループ幹事会のより一層の活用など、人材育成や職場環境の改善等に継続して取り組んでいく。</p>

注) 新型コロナウイルス感染症への対応として、上記取組みに加え、令和2年4月以降、以下の取組みを実施。

- ・緊急事態宣言を踏まえ、金融機関に対して、事業者の資金繰り支援を始め、国民の経済活動を支援する金融機能の維持や顧客保護の観点から、金融機関の対顧客業務の継続に係る基本的な考え方を示し、必要業務の継続について適切に対応するよう要請。
- ・民間金融機関における資金繰り支援等を促進する観点から創設された都道府県等の制度融資を活用した民間金融機関における実質無利子・無担保の融資の促進について金融機関に要請。
- ・予め、将来にわたって金融システムの安定に万全を期すことにより、金融機関が、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小企業等を支え、経済の再生を図っていくことが重要。こうした考え方から、国の資本参加を通じて金融機関の金融仲介機能を強化する枠組みである金融機能強化法を改正。具体的には、①国の資本参加の申請期限を令和8年3月まで延長し、②新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた金融機関が国の資本参加を受けようとする場合に、経営責任が問われないことを明確化するとともに、収益性や効率性の向上についての具体的な目標を求めないなどの特例を設けた。
- ・内閣府において、地域経済活性化支援機構（REVIC）や地域金融機関を通じた取組みの推進に向けて「株式会社地域経済活性化支援機構法」の改正など、必要な措置を実施。

金融庁における政策評価への取組み

	政府全体の動き	金融庁の動き
元年8月		<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価に関する有識者会議」開催（元年8月1日） 政策評価（平成30年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（元年8月30日公表）
12月		<ul style="list-style-type: none"> 「令和元年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：平成31年4月～令和2年3月末）策定（元年12月24日公表）
2年2月		<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価に関する有識者会議」開催（2年2月28日）
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（2年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> 「平成30年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（2年6月3日） 「政策評価に関する有識者会議」開催（2年6月23日）

※規制の新設又は改廃に係る政策について評価した結果は随時公表している。

評価の実施状況

(別紙5)

年度	実績評価	事前 事業評価	事後 事業評価	総合 評価	規制の 政策評価 (R I A)	租税特別 措置等に 係る政策 評価
14年度	26件 (13年度計画に掲げた政策)	—	—	—		
15年度	27件 (14年度計画に掲げた政策)	6件	—	—		
16年度	36件 (15年度計画に掲げた政策)	5件	—	—		
17年度	43件 (16年度計画に掲げた政策)	7件	—	1件		
18年度	28件 (17年度計画に掲げた政策)	4件	5件	—		
19年度	26件 (18年度計画に掲げた政策)	3件	3件	—	11件	
20年度	25件 (19年度計画に掲げた政策)	1件	6件	1件	23件	
21年度	24件 (20年度計画に掲げた政策)	1件	4件	—	25件	
22年度	24件 (21年度計画に掲げた政策)	—	3件	—	19件	7件
23年度	24件 (22年度計画に掲げた政策)	—	2件	—	15件	5件
24年度	24件 (23年度計画に掲げた政策)	1件	2件	—	6件	9件
25年度	20件 (24年度計画に掲げた政策)	—	1件	—	26件	9件
26年度	20件 (25年度計画に掲げた政策)	—	—	—	6件	8件
27年度	20件 (26年度計画に掲げた政策)	—	2件	—	10件	10件
28年度	20件 (27年度計画に掲げた政策)	—	1件	—	8件	5件
29年度	20件 (28年度計画に掲げた政策)	—	—	—	5件	2件

30年度	14件 (29年度計画に掲げた政策)	—	—	—	6件	11件
元年度	14件 (30年度計画に掲げた政策)	—	—	—	12件	3件

(備考)

- 実績評価：行政の幅広い分野において、あらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する実績を測定しその達成度を評価するもの。(例：金融機関の健全性確保)
- 事業評価：事前の時点で評価を行い、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討。また、必要に応じ、途中や事後の時点で検証するもの。(例：金融庁業務支援統合システムの開発)
- 総合評価：特定のテーマを設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価するもの。(例：「金融システム改革（日本版ビッグバン）」)
- 規制の政策評価（R I A : Regulatory Impact Analysis）：規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定される費用や効果といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制の客観性と透明性の向上を目指す手法。19年10月より規制の事前評価の実施され、29年10月より規制の事前評価に加えて規制の事後評価の実施が義務化された。
- 租税特別措置等に係る政策評価：租税特別措置等の新設、拡充又は延長の要望を行うに際し、その必要性、有効性及び相当性の基準により評価し、公表することにより、要望内容の適切性を担保するための手法（事前評価）。また、過去に要望した租税特別措置等についても同様に評価する（事後評価）。22年5月より評価の実施が義務化された。

第15節 金融庁業務継続計画の策定

1. 金融庁業務継続計画の概要

金融庁では、「首都直下地震対策大綱」（平成17年9月策定、22年1月修正）に基づき、首都直下地震発生時に優先的に実施する業務の継続のための体制を整備する観点から、20年6月に「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」を策定し、その後も必要に応じて見直しを行っている。（別紙1参照）

本計画には、首都直下地震発生時における金融庁の非常時優先業務（金融市場や金融機関等における状況の確認、国民・金融機関・海外当局等への情報発信、金融機関に対する被災者支援の要請等）を規定しているほか、これらの非常時優先業務を実施・継続するための執行体制や執務環境を規定している。

なお、金融庁における業務継続計画としては、上記の他、新型インフルエンザ発生時における業務継続の方法や手順を規定した「金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ対応編）」を22年8月に策定している。

2. 災害等発生時に備えた訓練

（1）災害対応

政府防災訓練への参加に加え、業務継続計画の実効性を検証・確認するため、職員の安否確認訓練、徒歩等参集訓練及び金融庁災害対策本部の設置・運営訓練などを行った。また、一般社団法人全国銀行協会と連携した訓練を行った。

（2）新型インフルエンザ等対応

新型インフルエンザ等の海外発生期における対応について、政府対策本部運営訓練と連携して、金融庁内の情報伝達訓練等を行った。

別紙 1

金融庁業務継続計画 (首都直下地震対応編)

< 概 要 >

金 融 庁



「金融庁業務継続計画」の基本方針・想定災害

背景と位置付け

- 首都直下地震対策特別措置法(H25.12施行)
- 首都直下地震緊急対策推進基本計画(H26.3策定)
 - 首都中枢機関として、国会や中央省庁と並んで、金融決済業務を行う中央銀行及び主要な金融機関等を規定。
 - 重要な金融決済機能を当日中に復旧させる体制の整備。
 - 日本の金融決済機能に対する信用不安を軽減するため、重要なアナウンスを国内外に発信。
- 政府業務継続計画(H26.3策定)

金融庁業務継続計画(首都直下地震対応編)

(H20.6策定)

- 首都直下地震が発生した場合において、金融庁が優先して実施する業務やその業務を継続するための体制を規定。
- 本計画の適用範囲は首都直下地震であるが、当面、首都直下地震以外の災害についても、必要に応じて本計画を準用。
- 東日本大震災の経験や教訓を踏まえ、本計画を全面的に見直し(H23.12)。首都直下地震対策特別措置法等の策定に基づき改定(H26.7)。より実践的な記載とする観点から改定(H27.12)。

基本方針

- 国民の金融資産の保全を図り、国民生活や民間の金融・経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努める。
- 金融庁の業務継続体制の確保に向けて、職員の安全を確保し、必要な執行体制を整備した上で、適切に行政資源を配分する。

想定災害・周辺環境想定

- 想定災害：
 - 「都心南部直下地震」(M7.3、東京23区の最大震度6強)
- 周辺環境想定：
 - 本庁舎：大きな物的損傷は発生せず、業務は遂行可。ただし、本庁舎で業務継続できない場合は代替庁舎への移転を検討
 - 電力：3日間程度は非常用発電で対応
 - 通信：固定電話については災害時優先電話や中央防災無線電話で対応
 - 上下水：上水については、本庁舎の受水槽で対応。中・下水については、排水調整槽等で対応

金融庁の非常時優先業務等

非常時優先業務等	
非常時優先業務	管理事務
<ul style="list-style-type: none"> ▶災害対策本部の設置・運営 <ul style="list-style-type: none"> •災害対策本部の設置・運営に関する庶務 •庁内で収集した金融市場・金融機関等の被災状況に関する情報の集約・整理 •外部関係者(政府災害対策本部、財務省、日本銀行等)との連絡・調整 •職員の参集・配置に関する総合調整 •災害対応に係る文書の記録・保存 •国会及び取材への対応 ▶金融市場等における状況の確認 ▶金融機関における状況の確認 ▶国民、金融機関、海外当局等への情報発信 ▶金融機関に対する被災者支援の要請 ▶被災者等からの相談受付 ▶EDINETの管理・運用 ▶公認会計士試験の実施に係る業務(期間を限定する非常時優先業務) 	<ul style="list-style-type: none"> ▶行政資源の被災状況の確認 <ul style="list-style-type: none"> •職員の安否確認 •本庁舎の設備等の被災状況の確認 ▶庁内情報システムの管理等 <ul style="list-style-type: none"> •庁内情報システムの障害への対応 •金融庁行政情報化LANシステムの運用 <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">＜金融庁と関係機関との概念図＞</p> <pre> graph LR A["政府災害対策本部 財務省、日本銀行 海外当局等"] <--> B["金融庁 災害対策本部"] B <--> C["金融機関 取引所 決済機関等"] B --- D["国民 (預金者、保険契約者、投資者等)"] A -- "迅速な情報収集・提供" --> B C -- "被災状況等の情報収集 機能維持・復旧の支援" --> B B -- "情報発信 国民生活や民間の金融・経済活動が 中断する事態の回避・早期回復" --> D </pre> </div>

想定災害発生時における職員の参集体制

非常時参集要員

災害発生時の対応

① 災害対策本部構成員

- 「防災業務計画」に基づき、特定の官職にある者を指定

- 参集可能な場合には、直ちに本庁舎に参集
- 本庁舎に参集する際は、その旨を予め指定するとりまとめ担当者に連絡
- 参集後は、非常時優先業務等チェックリストを活用し、各課室の非常時優先業務等の総合調整を実施

② 非常時参集者

- 各課室長が、非常時優先業務等を開始する時間までに本庁舎に参集できる各課室の職員を指定
- 必要人員と同数以上の職員を指定

- 指示を待つことなく、直ちに本庁舎に参集
- 本庁舎に参集する際は、その旨をとりまとめ担当者に連絡
- 参集後は、各課室の非常時優先業務等に従事

③ 第一参集予備者

- 各課室長が、非常時優先業務等を開始する時間までに本庁舎に参集できる各課室の職員を指定
- 非常時参集者との合計で必要人員の2倍以上の職員を指定

- とりまとめ担当者から参集要請があった場合又は災害対策本部が設置されることを認識した後1時間以内に担当者との連絡がとれない場合は、本庁舎への参集を開始
- 参集後は、各課室の非常時優先業務等に従事

④ 第二参集予備者

- 非常時優先業務等以外の業務を担当する各課室の職員で本庁舎から約6km以内に居住する職員とする

- 当面は自宅や避難所等の安全な場所で待機
- 災害対策本部から参集の要請があった場合は、本庁舎への参集を開始
- 参集後は、必要人員が不足している課室の業務を補助

業務継続のための執務環境の整備

庁舎

- 災害発生時における本庁舎の点検体制や復旧手順、関係者との役割分担等を定めたマニュアルを整備。
- 本庁舎で業務が継続できない場合に備え、代替庁舎への移転も想定。

備蓄

- 参集要員の一週間分及び参集要員以外の職員等の3日分の食料品や飲料水等の備蓄を確保。
- 毛布やヘルメット等の防災用品や、医薬品やバール、ジャッキ等の器具が内包されている防災キャビネット、停電時に備えて、ラジオやランタン、各種電池等を確保。

通信

- 金融機関等の関係者に連絡を取る必要性が高い部署を中心に、衛星電話や優先回線を措置した電話を配備。
- 一部の幹部等の自宅には衛星携帯電話を配備。

行政情報システム

- 行政情報化LANシステムについて、適切な管理・運用体制を整備。
- EDINETは、災害時でも最低限の業務を継続する観点から、バックアップセンターを設置。

広報

- 金融庁ウェブサイトのサーバは二重化し、バックアップセンターを設置しているほか、免震構造や自家発電装置等を完備したデータセンターに設置。
- ウェブサイトのほか、テレビ、新聞、ラジオ、twitterなど、情報発信媒体の多様化。

今後の取組み・本計画の見直し

今後の取組み

- 非常時優先業務等を円滑に実施できるよう、引き続き、衛星電話の増設など、連絡手段の強化を検討する。
- 内閣府の情報収集も踏まえ、仮設トイレ導入について検討する。

訓練・計画の見直し

- 職員を対象とした教育・訓練を実施するとともに、その内容については、実効性の高いものとなるよう絶えず見直す。
- 毎年の定期異動後、各課室の非常時優先業務等マニュアルの確認や訓練の実施を通じて、各課室における業務継続体制の実効性を検証する。
- 本計画は、毎年見直すことを基本として、必要に応じて適宜改定を行う。

第16節 英語による行政対応・発信力強化に向けた取組み

「日本再興戦略」(2013年6月14日閣議決定)、『『日本再興戦略』改訂2014』(2014年6月24日閣議決定)、及び金融庁・財務省が共同で開催した「金融・資本市場活性化有識者会合」が取りまとめた「金融・資本市場活性化に向けての提言」(2013年12月13日公表)、「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)」(2014年6月12日公表)において、「金融関係法令・ガイドライン等の英語化の徹底」や「金融に係る行政手続について、英語によるワンストップでの対応」を実現すべきとの提言が行われた。

上記提言を受け、2014年4月より、英語による行政対応や発信力の強化に向け、以下の取組みを実施している。

(1) FSA Weekly Review

2014年4月より、庁内の各部署が日々金融庁ウェブサイトに掲載する対外公表物について、英語により概要を作成し、週次でFSA Weekly Reviewとして公表。また、定期的に公表される事案等については、日英同時公表を行っている。

(2) 英語による法令等に関する照会へのワンストップでの対応(ワンストップ窓口)

2014年4月より、英語による法令等に関する照会に対するワンストップ窓口を金融庁に設置し、英語での一元的な対応を実施している。

2019事務年度においては、計622件の照会が寄せられ、そのうち当該窓口で回答すべき法令・行政手続等に関する照会が213件であった。また、詐欺的な証券投資等の勧誘行為に関する照会が119件、その他の照会が290件寄せられた。

こうした照会について、金融庁内の関係部署との共有等を図りつつ、適切に対応している。

(3) 法令等主要な公表物の英語版の作成・公表

2019事務年度においては、(別紙1)に掲げた法令等のほか、「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～(令和元事務年度)」の概要の英語版を作成・公表した。

また、「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会(令和元年度)」の資料・提言・議事録の英語版を会議と並行して公表した。

英語版を作成した主な法令等

- ・銀行法（令和元年法律第七十一号による改正まで反映）
- ・銀行法施行令（令和元年政令第百三十九号による改正まで反映）
- ・銀行法施行規則（令和元年内閣府令第四十一号による改正まで反映）
- ・金融商品取引法（令和元年法律第二十八号による改正まで反映）
- ・金融商品取引業等に関する内閣府令（令和元年内閣府令第九号による改正まで反映）
- ・金融商品の販売等に関する法律（平成二十四年法律第八十六号による改正まで反映）
- ・金融商品の販売等に関する法律施行令（平成二十九年政令第二百三十七号による改正まで反映）
- ・偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（平成十九年法律第七十四号による改正まで反映）
- ・犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成二十五年法律第四十五号による改正まで反映）
- ・金融分野における個人情報保護に関するガイドライン
- ・信託業法（平成二十六年法律第九十一号による改正まで反映）
- ・信託業法施行規則（平成二十一年内閣府令第三十八号による改正まで反映）
- ・貸付信託法（平成二十六年法律第九十一号による改正まで反映）
- ・担保付社債信託法（平成二十六年法律第九十一号による改正まで反映）
- ・預金保険法（平成二十五年法律第四十五号による改正まで反映）
- ・預金保険法施行令（平成二十七年政令第二十三号による改正まで反映）
- ・預金保険法施行規則（平成二十六年内閣府・財務省令三号による改正まで反映）
- ・貸金業法（平成二十六年法律第六十九号による改正まで反映）
- ・貸金業法施行令（平成二十七年政令二百七十四号による改正まで反映）
- ・貸金業法施行規則（平成二十七年内閣府令第三十七号による改正まで反映）
- ・電子記録債権法（平成二十八年法律第六十二号による改正まで反映）
- ・資金決済に関する法律（平成二十八年法律第六十二号による改正まで反映）
- ・資金決済に関する法律施行令（平成二十九年政令第四十七号による改正まで反映）
- ・前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第八号による改正まで反映）
- ・資金移動業者に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第八号による改正まで反映）
- ・仮想通貨交換業者に関する内閣府令
- ・銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成二十八年法律第十五号による改正まで反映）
- ・銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令（平成二十四年政令第百九十七号による改正まで反映）
- ・銀行等の株式等の保有の制限等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十号による改正まで反映）
- ・保険業法（平成二十六年法律第九十一号による改正まで反映）
- ・保険業法施行令（平成二十八年政令第三十八号による改正まで反映）
- ・保険業法施行規則（平成二十九年内閣府令第八号による改正まで反映）
- ・保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令（平成二十七年内閣府・法務省令第四号による改正まで反映）
- ・認可特定保険業者等に関する命令（平成二十七年内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・

- 農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号による改正まで反映)
- ・金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号による改正まで反映）
 - ・特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成二十七年内閣府令第五十四号による改正まで反映）
 - ・発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二十七年内閣府令第三十八号による改正まで反映）
 - ・発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二十六年内閣府令第四十九号による改正まで反映）
 - ・外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（平成二十八年内閣府令第三十五号による改正まで反映）
 - ・財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十三号による改正まで反映）
 - ・四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成二十七年内閣府令第五十二号による改正まで反映）
 - ・四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成二十七年内閣府令第五十二号による改正まで反映）
 - ・公認会計士法（平成二十九年法律第四十一号による改正まで反映）
 - ・公認会計士法施行令（平成二十九年政令第二百九十六号による改正まで反映）
 - ・公認会計士法施行規則（平成二十八年内閣府令第四号による改正まで反映）
 - ・投資信託及び投資法人に関する法律（令和元年法律第二十八号による改正まで反映）
 - ・投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成二十九年政令第三百二十六号による改正まで反映）
 - ・投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成二十九年内閣府令第五十五号による改正まで反映）
 - ・社債、株式等の振替に関する法律（平成二十六年法律第九十一号による改正まで反映）
 - ・社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成二十七年政令第二十三号による改正まで反映）
 - ・金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（令和元年法律第二十八号による改正まで反映）

第2部 金融に関する制度の企画及び立案

第3章 金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み

第1節 金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第50号)

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るため、①1つの登録を受けることにより、銀行・証券・保険すべての分野のサービスの仲介を行うことができる「金融サービス仲介業」を創設することや、②100万円超の高額送金を取扱い可能な類型の創設や数万円程度の少額送金を取り扱う類型の規制の合理化など、資金移動業に関する規制を整備すること等の措置を盛り込んだ「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年度法律第50号)」が、2020年6月5日に成立し、同年6月12日に公布された。(別紙1参照)

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための 金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律の概要

(別紙1)

情報通信技術の進展 と ニーズの多様化

オンラインでのサービスの提供が可能となる中、**多種多様な金融サービスのワンストップ提供**に対するニーズ

キャッシュレス時代に対応した、**利便性が高く安心・安全な決済サービス**に対するニーズ

こうしたニーズに対応し、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るため、
金融商品販売法を「**金融サービスの提供に関する法律**」に改めるほか、**資金決済法等を改正**する

金融サービス仲介法制

金融サービス仲介業の創設

- **1つの登録を受けることにより、銀行・証券・保険すべての分野のサービスの仲介を行うことができる金融サービス仲介業を創設**※

※ さらに、一定の要件を満たせば、電子決済等代行業の登録手続きも省略可能とする。

[主な規制]

- ・ 特定の金融機関への**所属は求めない**
- ・ 利用者**財産の受入れは禁止**
- ・ 仲介にあたって**高度な説明を要しないと考えられる金融サービスに限り取扱可能**
- ・ 利用者に対する損害賠償資力の確保のため、**保証金の供託等を義務付け**
- ・ 利用者情報の取扱いに関する措置や利用者への説明義務、禁止行為などは、**仲介する金融サービスの特性に応じて過不足なく規定**
- ・ このほか、監督規定や、認定金融サービス仲介業協会及び裁判外紛争解決制度に関する規定を整備

決済法制

資金移動業の規制の見直し

- **高額送金を取扱可能な類型を創設**

- 海外送金のニーズなどを踏まえ、100万円超の**高額送金を取扱可能な新しい類型（認可制）**を創設
- 事業者破綻時に利用者に与え得る影響を踏まえ、利用者資金の受入れを最小限度とするため、**具体的な送金指図を伴わない資金の受入れを禁止**※

※ 事業者は、送金先や送金日時が決まっている資金のみ、利用者から受入れ可能。

- **少額送金を取り扱うタイプの規制を合理化**

- 送金コストのさらなる削減の観点から、利用者の資金について、供託等に代えて、分別した**預金で管理することを認める（外部監査を義務付け）**

- **現行の枠組みは維持**（上記とあわせて、資金移動業は3類型に）

利用者保護のための措置

- いわゆる収納代行のうち、「**割り勘アプリ**」のように**実質的に個人間送金を行う行為が、資金移動業の規制対象であることを明確化**

※ 上記のほか、店頭デリバティブ取引について、取引情報の報告先を取引情報蓄積機関に一元化するための規定を整備 等

第2節 企業情報の開示、会計基準及び会計監査の質の向上に向けた取組み

I 開示諸制度の整備

有価証券取引の実務や投資家・発行者等のニーズを踏まえ、投資家にとって分かりやすく、真に必要な投資情報の開示を求める観点から、時宜に応じた企業情報の開示諸制度の整備を行っている。

具体的には、以下のような取組みや制度整備を行った。

1. 投資判断に必要な情報提供の確保や企業と投資家の建設的な対話の促進のための取組み

2018年6月28日に取りまとめられた金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（別紙1参照）の提言を踏まえて公表した「記述情報の開示の好事例集」について、直近の有価証券報告書等の好事例を反映し、役員報酬、経営方針、事業等のリスク、経営者による経営成績等の分析等の項目について更新を行った（2019年12月20日）。また、政策保有株式について、投資家が期待する好開示のポイントを公表した（同年11月29日）。（別紙2参照）

2. 令和元年資金決済法等改正（同年6月7日公布）に伴う開示規制の整備

電子記録移転権利（収益分配型トークン）等に係る企業内容等の開示制度につき、
①私募・私売出しの要件の整備（技術的な転売制限措置、同一種類の有価証券）
②有価証券報告書の提出要件（外形基準）の整備及び免除要件の整備
③開示様式、項目（財産的価値の記録等の技術の内容、資産流出等の特有のリスクの開示）の整備について検討し、関係政府令の改正を行った（2020年4月3日公布）。（別紙3参照）

II 開示諸制度の運用

企業等が提出する開示書類について、投資家が投資判断を行うために必要な情報が、正確かつ分かりやすく、適正に開示されることを確保するため、金融庁では、各財務局等と連携して、開示書類の審査及び違反行為への対応を行っている。

具体的には、以下のような対応を行っている。

1. 有価証券報告書等の審査

(1) 有価証券報告書レビューの実施

有価証券報告書レビューとして、①法令改正関係審査（法令改正事項について全ての有価証券報告書等提出会社に対して行う審査であり、本事務年度は、役員報酬、政策保有株式等を審査）、②重点テーマ審査（会計基準の改正等があった特定の事項に着目し対象企業を抽出して行う審査であり、本事務年度は、関連当事者取引等を審査）、③情報等活用審査（適時開示や金融庁に提供された情報等に関する審査）を行い、審査結果及び有価証券報告書の作成に当たり留意すべき事項について、金融庁ウェブサイト等に公表した（同年3月27日）。

(2) その他開示書類の審査

有価証券報告書以外の開示書類についても、適正な開示が確保されるよう、各財務局等において受理時の審査を行っており、例えば、上場会社の提出する有価証券届出書を対象にした大規模な第三者割当に該当する場合の有価証券届出書や公開買付者が提出する公開買付届出書などの記載内容の適正性が確保されているか審査を行い、必要に応じて提出者に訂正を促した。

2. 課徴金納付命令に係る審判手続開始決定

違反行為の的確な抑止を図り、規制の実効性を確保するため、重要な事項について虚偽の記載のある開示書類を提出するなどした発行者に対して、課徴金納付命令に係る審判手続開始決定を行った。

本事務年度の課徴金納付命令に係る審判手続開始決定の内訳は以下のとおりである。

審判手続開始決定の理由	件数
有価証券報告書等の虚偽記載等	8件

3. 無届けで募集を行っている者に対する対応

近年、未公開株、私募債、ファンド等の取引に関して、トラブルが多発している。こうした事例の中には、実際には有価証券の募集に該当し有価証券届出書の提出が必要であるにもかかわらず、当該届出を行わないまま、有価証券の勧誘・販売を行っている事例が見られる。

このため、無届募集が疑われる事案について、各財務局等を通じて実態把握に努め、無届けで募集を行っている発行者に対しては、有価証券届出書の提出の慫慂を行った。

Ⅲ EDINET（電子開示システム）の開発状況等

EDINETについては、システムの安定運用に努めるとともに、制度改正や環境変化等に伴う改修への対応や、EDINETのシステム再構築に係る取組みを行っている。本事務年度の状況は次のとおりである。

1. EDINETの稼働状況

EDINETは、目標である稼働率99.9%以上（年度ベース）を維持し、投資家等に対し財務情報等を安定的に提供している。

2. 情報セキュリティ対策の維持・向上のための改修

EDINETのトップページ等との通信の暗号化等を実施した。

3. EDINETのシステム再構築のための取組み

現行EDINETの機器使用期限到来に伴いシステムを再構築するため、構築期間の短縮と費用圧縮の観点や、パブリッククラウドの採用及びアジャイル型開

発手法等の新しい技術・手法の導入について、金融庁内外の関係者と連携しつつ検討を行った結果、当初2年間とした構築期間を見直し、1年半程度に短縮した。また、当該検討内容を調達仕様書案に反映させるとともに、同仕様書案に関心のある供給者に対し意見招請を行ったうえで、調達手続を開始した。

IV 会計基準の品質向上に向けた取組み

会計基準は、資本市場において、投資家が投資判断を行うに当たって企業の経営成績や財政状態等を測定するための重要なインフラである。我が国上場企業等において使用される会計基準を、より高品質なものとするため、関係機関と連携して以下の取組みを行った。

1. 会計基準にかかる我が国の対応と国際的動向

(1) 国際会計基準（IFRS）の任意適用企業の拡大促進

IFRS任意適用を拡大促進する観点から、企業会計審議会における議論等を踏まえ、IFRS適用企業の開示負担の軽減等を図るため、同年3月6日に関連する内閣府令の改正を行った。

こうした取組みの結果、IFRS任意適用企業数（適用予定企業数を含む）は、同年6月末時点で236社、全上場企業の時価総額の41.9%まで増加した。（別紙4参照）

(2) IFRSに関する国際的な意見発信の強化

企業会計基準委員会（ASBJ）において、のれんの会計処理について国際会議の場で意見発信等を行う等、関係者が連携して、あるべきIFRSの内容についての我が国の考え方の発信を行った。

これまでの取組みの結果、同年3月に国際会計基準審議会（IASB）が公表した「のれんの会計処理に関するディスカッション・ペーパー¹」の中では、のれんの償却の再導入についての議論にも言及されている。

(3) 日本基準の高品質化

ASBJにおいて、2019年7月に時価算定会計基準を策定・公表した。また、金融商品会計基準については、同年10月に金融機関の貸出金の減損（償却・引当）の見直しに着手することを決定し検討が進められている。このほか、リース会計基準の見直しに向けた検討も進められている。

(4) 国際会計人材の育成

財務会計基準機構において、「国際会計人材ネットワーク」（注）の登録者等を対

¹ IASB「Business Combinations-Disclosures, Goodwill and Impairment」（2020年3月公表）

象に、国際的に活躍する人材の経験・知識の共有や登録者同士の横のネットワーク作り役立てるための定例会（同年9月）を開催した。

（注）IFRSに関して国際的な場で意見発信できる人材の育成、IFRS等に関する知識・経験が豊富で会計実務を支える人材の裾野拡大を目的として、2017年4月に構築。同ネットワークへの登録者は、2020年5月時点で1,123名となっている。

2. 国際的な会計基準設定プロセスへの関与

IFRSは、単一で高品質な国際基準を実現するという目標掲げるIFRS財団により策定されており、本財団はIASB、IFRS財団評議員会等で構成されている。IASBは、IFRSを開発する独立した基準設定主体であり、基準の開発および改訂の検討項目の設定、プロジェクト計画の策定等を行う権限を有しており、14名の構成メンバーのうち1名が日本人となっている。一方、IFRS財団評議員会は、IASBの活動状況の監督、財団の資金調達等を担っており、22名の構成メンバーのうち2名が日本人となっている。さらに、IASBと各国会計基準設定主体の連携の枠組みである会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）には、当初より日本からASBJがメンバーとして参加しており、ASBJは、ASAF会合においてディスカッション・ペーパーを提出する等、基準開発に積極的に参画している。

また、IFRS財団のガバナンスを監視する機関として、各国資本市場当局の代表者から構成されるIFRS財団モニタリング・ボード（MB）が設置されており、当初より金融庁は恒久メンバーとして参加している。

さらに、金融庁は、証券市場における会計上の問題を検討している証券監督者国際機構（IOSCO）等の国際会議にもメンバーとして参加し、海外当局との連携強化を図るとともに、国内関係者とも協調して積極的な意見発信を行っている。なお、2018年10月より、当庁の園田企業開示課国際会計調整室長が会計・監査・開示に関する委員会（Committee1）の議長を務め、会計基準、監査基準及び開示制度に関する諸課題について検討・対応を行っている。

V 会計監査の信頼性確保に向けた取組み

1. 会計監査の質の向上

近年の不正会計事案等を受け、2016年3月8日、「会計監査の在り方に関する懇談会」において、会計監査の信頼性確保に向けた幅広い取組みが提言され（別紙5参照）、「監査法人のガバナンス・コード」の策定（別紙6参照）「監査法人のローテーション制度に関する調査報告」（第一次報告）の公表（別紙7参照）等の取組みが行われてきた。

監査法人のローテーション制度については、第一次報告公表後の状況変化等を踏まえ、パートナーローテーションに関し、大手監査法人における運用の実態を調査するとともに、上場企業における監査法人の交代の実例から、交代に際しての実務上の課題等について検討・分析し、2019年10月25日に「監査法人のロー

テーション制度に関する調査報告」(第二次報告)を公表した。(別紙8参照)

また、通常と異なる監査意見が表明された場合等、監査人に対してより詳細な資本市場への情報提供が求められるケースにおける対応のあり方について検討した「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」において、同年1月22日に報告書がとりまとめられた(別紙9参照)。これを受け、同年9月に監査基準等の改訂を行い、同年12月27日に内閣府令の改正を行った。

さらに、監査した財務諸表を含む開示書類のうち、財務情報以外の情報である「その他の記載内容」に対する監査人の対応及びリスク・アプローチを強化することについて監査部会において審議を行い、監査基準及び中間監査基準の改訂についてパブリックコメントを実施した。

2. 株式新規上場(IPO)に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会

近年の不正会計事案等を踏まえ、監査法人が監査手続の厳格化を進める中で、働き方改革などにより監査法人で人手不足が生じている一方、潜在的にIPOを目指す企業が増えていることを背景として、監査法人とIPOを目指す企業との需給のミスマッチ等により、必要な監査を受けられなくなっているとの指摘が、実務者等より寄せられた。そのため、IPOを目指す企業に対し、質の高い監査が安定的に提供されるよう、関係者で課題認識等を共有するために、同年12月13日に「IPOに係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会」を開催した。(別紙10参照)

本連絡協議会は、計3回にわたり、関係者間で課題認識や対応策について検討を行い、2020年3月27日に、関係者による取組みをまとめて「株式新規上場(IPO)に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会報告書」として公表した。

VI 公認会計士・監査法人等に対する監督

公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、適正な会計監査の確保を図ることが重要である。このため、金融庁は、公認会計士・監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行うなど、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督に努めている。

本事務年度においては、運営が著しく不当であるとして、公認会計士・監査審査会から処分勧告が行われた1監査法人に対し業務改善命令を発出するなど、以下の処分を行っている。

処分年月	処分対象	処分内容	処分理由
2019年10月	清流監査法人	業務改善命令	著しく不当な業務運営
2019年11月	公認会計士1名	業務停止4月	信用失墜行為 (税理士法に基づく業務停止処)

			分)
2019年11月	公認会計士1名	業務停止1月	信用失墜行為 (税理士法に基づく業務停止処分)

(参考)

	2016年 6月末	2017年 6月末	2018年 6月末	2019年 6月末	2020年 6月末
公認会計士の 登録数(人)	28,343	29,458	30,365	31,153	31,784
監査法人の数 (法人)	217	223	230	237	246

VII 公認会計士の魅力向上に向けた取組み

公認会計士及び公認会計士試験合格者が経済社会の幅広い分野で活用されることを目指して、大学生、高校生向けの講演をはじめ、その他広報活動等を日本公認会計士協会とも連携して実施し、公認会計士という職業への関心を高め、公認会計士試験受験者の裾野拡大を図る観点から、主に大学生・高校生等若年層に向けた広報活動を実施している。

本事務年度は、上記の広報活動や公認会計士の活躍状況の記載を更に充実させた試験合格者等向けパンフレットの作成等関係団体と連携しつつ、公認会計士の魅力向上に向けた取組みを行った。

VIII IFIARを通じたグローバルな監査の品質向上に向けた積極的な貢献

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）は55カ国・地域の監査監督当局が加盟する国際機関である。我が国からは金融庁及び公認会計士・監査審査会が加盟しており、監査品質向上に向けた議論に貢献している。IFIARは2017年4月に金融関係国際機関としては初めて、我が国（東京）に本部となる事務局を設置したところであり、金融庁及び審査会は、我が国資本市場の一層の国際化の観点から、事務局の円滑な運営に必要な支援を行っている。（別紙11参照）

2019事務年度には、重要な意思決定機関である代表理事会において、IFIARの中長期的な活動の指針となる次期戦略プラン等の議論に参画した。また、欧州における監査改革の気運の高まりを受けて新たに設置された代表理事会傘下の「監査市場に関するタスクフォース（IRDAMTF）」において、透明性と開示に関するワークストリーム（WS4）をリードし、メンバー国における関連する取組みのとりまとめ等の作業を行った。そのほか、5つのワーキング・グループ全てに参加し、そのうち2つのワーキング・グループで個別プロジェクトの議論を主導するなど、

積極的な活動を行った。

また、我が国における監査品質に関する意識の向上を図る観点から、国内における監査のステークホルダーを会員とする「日本IFIARネットワーク」第4回総会を2020年6月に開催し、IFIAR事務局によるIFIAR年次総会における議論の還元を行った。(別紙12～13参照)

報告の内容

I 「財務情報」及び「記述情報」の充実

財務情報、及び、財務情報をより適切に理解するための記述情報を充実。

（例えば、経営戦略、経営者による経営成績等の分析（MD&A：Management Discussion and Analysis）、リスク情報など）

II 建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供

企業と投資家との対話の観点から求められるガバナンス情報の提供。

（例えば、役員報酬の算定方法、政策保有株式の保有状況など）

III 情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組み

情報の信頼性を投資家が判断する際に有用な情報の充実と、情報の適時な提供。

（例えば、監査人の継続監査期間など）

IV その他の課題

EDINETの利便性の向上、有価証券報告書の英文による開示の推奨など。

今後の取組み

① プリンシプルベースのガイダンスの策定

企業が経営目線で経営戦略・MD&A・リスクを把握・開示していく上でのプリンシプルを企業や投資家を交えて議論し、ガイダンスを策定

② 開示のベストプラクティスの収集・公表

③ 開示ルールの策定（内閣府令改正）

- 役員報酬（報酬プログラム、報酬実績）
- 政策保有株式
- 監査人の継続監査期間 等

令和元年資金決済法等改正に伴う開示規制に係る政府令改正の概要 (別紙3)

1. 電子記録移転権利等の私募・私売出しの要件の整備 [政令・府令]

- 電子記録移転権利及び電子記録移転権利と同様の性質を有する有価証券（第一項有価証券をトークン化したもの）について、私募・私売出しに関する規定を整備
- 転売制限の方法として、現行の転売禁止契約の締結や券面への記載等に替えて、財産的価値を移転することができないようにする技術的措置がとられていることを追加

2. 電子記録移転権利を特定有価証券の範囲に追加 [政令]

- 電子記録移転権利のうち、資産金融型証券と解される以下のものを特定有価証券の範囲に追加
 - 信託の受益権（※）
 - ※ 有価証券信託受益証券の場合は受託有価証券が特定有価証券（投資信託受益証券など）であるものに限る。
 - 持分会社の社員権のうち、出資総額の50%超を有価証券に投資するもの
 - 集団投資スキーム持分

3. 電子記録移転権利の有価証券報告書の提出の要否に係る外形基準・提出免除事由の整備 [政令]

- 電子記録移転権利の外形基準は、有価証券投資事業権利等（集団投資スキーム持分など）と平仄を合わせ、500名
- 提出義務の免除事由は、有価証券投資事業権利等と平仄を合わせ、出資等の総額が1億円未満

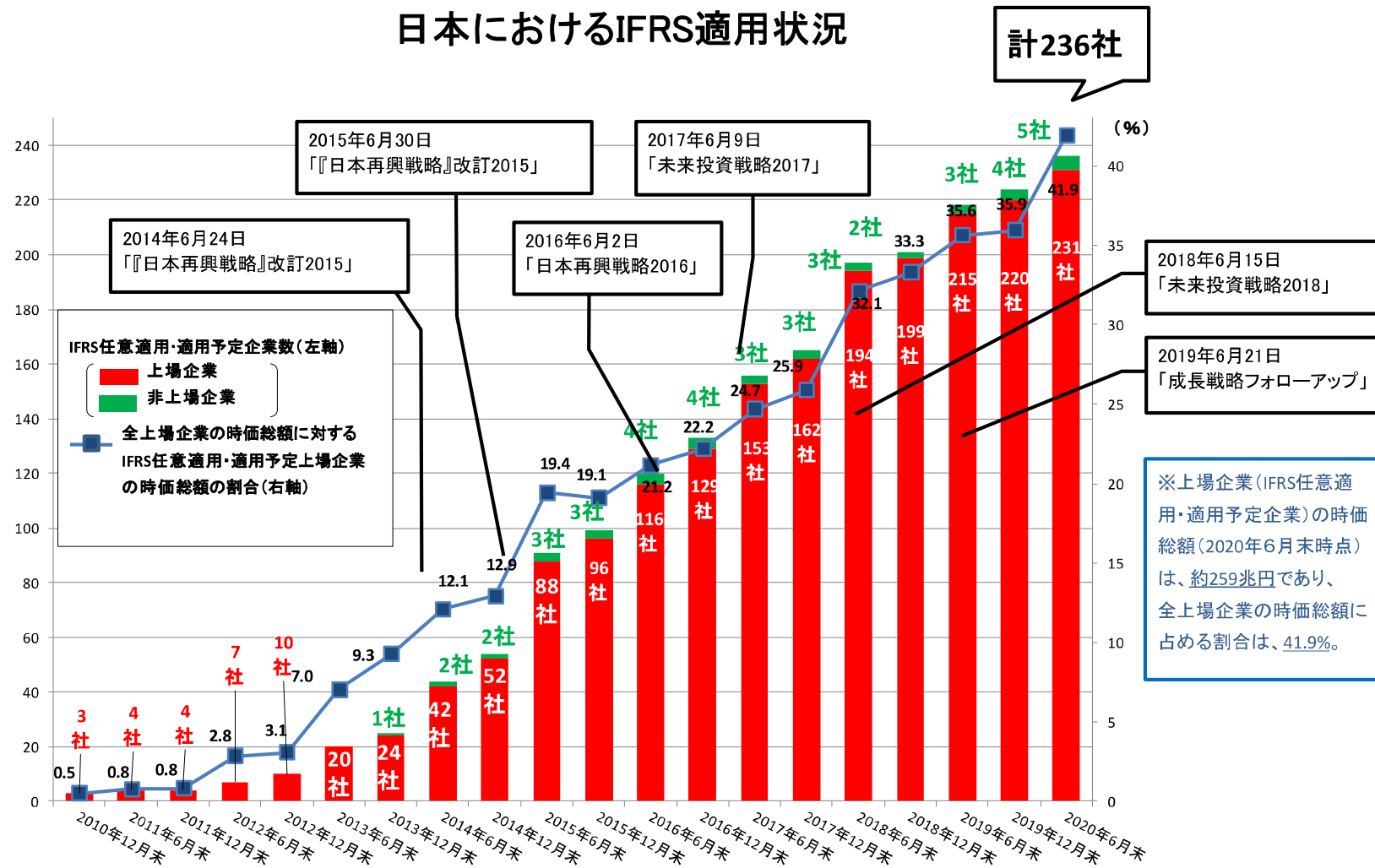
4. 電子記録移転権利等に係る開示様式の整備 [府令]

- 既存の特定有価証券府令6号の5様式（有価証券投資事業権利等に係る有価証券届出書）をリバイズし、以下を記載
 - 財産的価値の記録・移転に用いる技術及び募集・売出しに用いるプラットフォーム等の名称・内容等、これらを提供する者の名称・役割等、これらに関して支払われる手数料等
 - 資産の流出等の特有のリスク及びその対応策を含む管理体制
- 6号の5様式以外（有価証券報告書）や開示府令の様式においても、上記と同様の措置

5. ホワイトペーパーの添付 [府令]

- 特定有価証券に該当する電子記録移転権利の募集・売出しにおいて、いわゆるホワイトペーパーを使用する場合には、有価証券届出書等に添付

日本におけるIFRS適用状況



※日本では、2010年3月31日以後終了する連結会計年度より、国際会計基準(IFRS)の任意適用を開始。

※2020年6月末以降は、東証上場会社の決算短信に記載された「会計基準の選択に関する基本的な考え方」において、IFRSの適用を予定している旨を適用時期を明示したうえで記載した会社を含む。

会計監査の信頼性確保に向けて 「会計監査の在り方に関する懇談会」提言

(別紙5)

平成28年3月

1. 監査法人のマネジメントの強化

- 監査法人のガバナンス・コード
(監査法人の組織的な運営のためのプリンシプルの確立、コードの遵守状況についての開示)
- 大手上場会社等の監査を担える監査法人を増やす環境整備
(コードの適用による大手・準大手監査法人の監査品質の向上等)

2. 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実

- 企業による会計監査に関する開示の充実
(有価証券報告書等における会計監査に関する開示内容の充実)
- 会計監査の内容等に関する情報提供の充実
(監査法人や当局による情報提供の充実、監査報告書の透明化、監査人の交代理由等に関する開示の充実等)

3. 企業不正を見抜く力の向上

- 会計士個人の力量の向上と組織としての職業的懐疑心の発揮
(監査の現場での指導や不正対応に係る教育研修の充実等)
- 不正リスクに着眼した監査の実施
(監査基準、不正リスク対応基準等の実施の徹底)

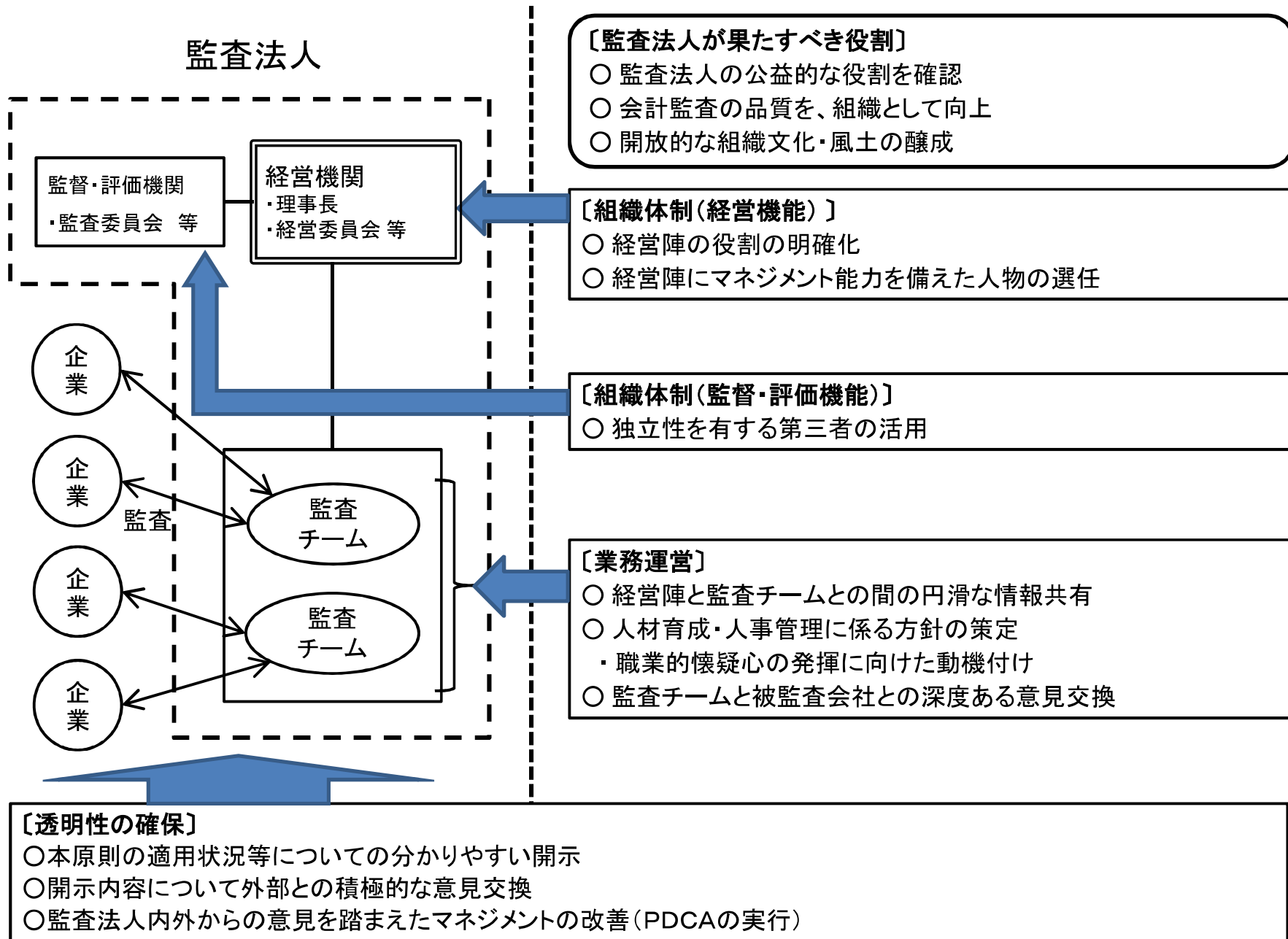
4. 「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック

- 監査法人の独立性の確保
(監査法人のローテーション制度についての調査の実施)
- 当局の検査・監督態勢の強化
(公認会計士・監査審査会の検査の適時性・実効性の向上、監査法人に対する監督の枠組みの検証等)
- 日本公認会計士協会の自主規制機能の強化
(品質管理レビュー等の見直し等)

5. 高品質な会計監査を実施するための環境の整備

- 企業の会計監査に関するガバナンスの強化
(監査人の選定・評価のための基準の策定、監査役会等の独立性・実効性確保、適切な監査時間の確保等)
- 実効的な内部統制の確保
(内部統制報告制度の運用と実効性の検証)
- 監査におけるITの活用(協会において検討を継続)
- その他(試験制度・実務補習等の在り方の検討)

有効なマネジメントのもと、高品質で透明性の高い会計監査を提供する監査法人が評価・選択される環境の確立
⇒ 高品質で透明性の高い監査を提供するインセンティブの強化、市場全体における監査の品質の持続的な向上



「会計監査の在り方に関する懇談会」提言(2016年3月)

- 「監査法人のローテーション(注)を導入した場合のメリットとデメリット等について、金融庁において、欧州・米国の最近の動向も踏まえて、深度ある調査・分析を実施すべき」。

(注)企業が監査契約を締結する監査法人を一定期間毎に交代させることを義務付ける制度。

[参考]

監査法人のローテーション制度については、2006年の金融審議会公認会計士制度部会において検討が行われたが、①監査法人の交代により監査人の知識・経験の中断が生じることや、②大手監査法人の数が限られ、現実的に交代が困難になるおそれがあること等の観点から、その導入は見送られ、パートナーローテーション制度(注)の強化がなされた。

(注)監査法人は交代させないが、企業の監査を担当するパートナーを監査法人内で一定期間毎に交代させることを義務付ける制度。

調査報告のポイント

「パートナーローテーション」の有効性の検証

- ・過去の不正会計事案において、パートナーローテーションは抑止効果を発揮できず。

企業と同一監査法人との監査契約の固定化

- ・企業による自主的な監査法人の交代は進まず。
 - 東芝のケースでは同一監査法人が47年継続
 - TOPIX上位100社のうち、この10年間に監査法人が交代したのは5社

欧州における監査法人のローテーション制度導入

- ・EUでは、上場企業等に対し、その会計監査を担当する監査法人を一定期間毎にローテーションさせる義務を課す規則を2016年6月より実施。

(規則の概要)

同一の監査法人による監査期間は、原則として、最長10年(当該監査法人が再び監査を行うためには、交代後、4年間以上のインターバルが必要)。

⇒導入の効果については、なお見極めに時間を要するが、欧州当局からのヒアリングによると、監査法人のローテーション制度導入による混乱はこれまでのところ見られていない。

- 監査法人のローテーション制度については、国内の監査法人、企業、機関投資家等の関係者からのヒアリング等を実施し、更なる調査・検討を進めていくことが適当。

調査報告のポイント

監査法人の交代に際して支障となり得る実務面の課題に対処しつつ、監査市場の寡占状態の改善や非監査業務の位置付けという観点も含め、海外の動向を踏まえながら、より幅広く監査市場の在り方についての分析・検討を行う必要。

パートナーローテーション等の実態調査

- 大手監査法人では、パートナーローテーション制度を確実に遵守するよう、システム整備も含めて対応。
- ただし、パートナー以外の立場(監査補助者)で長期間従事していた者が引き続きパートナーに就任した事例など、全体として見れば相当な長期間にわたり、同一企業の監査に関与していたと見られる事例が一部に存在。「新たな視点での会計監査」の観点から問題が生じるリスクが懸念される。
- 当該企業の監査に関与したことの無い者と組み合わせて監査チームを組成するなど、制度趣旨に則った実効的な運用を行う必要。

監査法人の交代に関する実態調査

- 監査法人の交代は、直近1年間で140社に上り、調査開始以来、最高水準。
- 交代に向けて十分な準備期間を確保し、社内の体制整備を行うことが、実務上の混乱・支障を最小限に抑える上で重要。
- 監査市場が寡占状態であり、監査法人交代の選択肢が限られている点は、制度を検討する上で引き続き課題。
- 交代時の引継ぎに関し、手作業で書き写すという現状の方法が効率性・コスト面で適切か、検討が必要。

(参考) 海外の議論の動向

- 既に監査法人のローテーション制度を導入している英国では、大手建設会社による不正会計を機に、監査制度の在り方を巡って議論が行われており、2019年4月、競争・市場庁(CMA)も調査報告書を公表。

【英CMAの提案概要】

当局による上場大手企業の監査委員会の活動の監視、Big4以外を含む複数の監査法人による共同監査の義務付け、監査部門と非監査部門の経営上の分離など

- なお、米国では現在も監査法人の強制ローテーション制度の導入に向けた議論は進んでいない。

「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書の概要

(別紙9)

— 通常とは異なる監査意見等に係る対応を中心として —

- 監査人が、会計監査の最終的な受益者である株主・投資家等の財務諸表利用者に対し、自ら行った監査に係る説明を行うことは、監査人の職責に含まれるものであり、会計監査の品質向上・信頼性確保に向けた自律的な対応の一環として、監査人は、自らの説明責任を十分に果たしていくことが求められる。

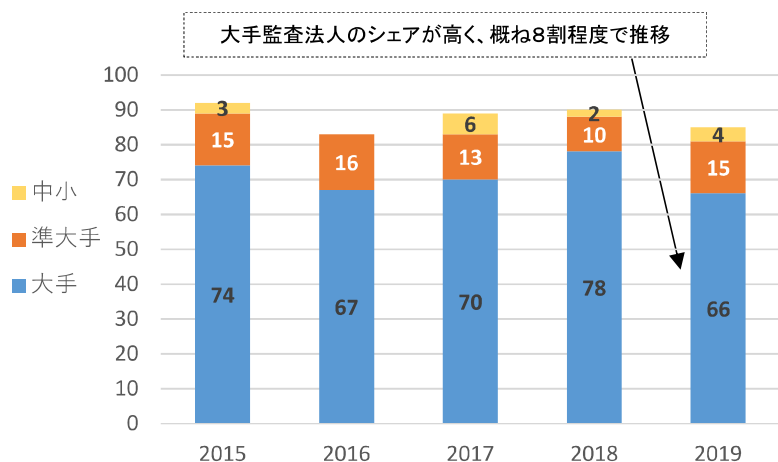
	現状	対応
通常とは異なる監査意見等(限定付適正意見、不適正意見、意見不表明)についての説明・情報提供		
監査報告書の記載	監査報告書において、監査意見に至った理由が不十分。 (例: 限定付適正意見の場合になぜ不適正ではないと判断したかの説明が不十分)	監査報告書において、意見の根拠を十分かつ適切に記載。 ・ 限定付適正意見: なぜ不適正意見ではないと判断したか ・ 意見不表明: なぜ意見表明できないという極めて例外的な状況に至ったのか
監査報告書以外での追加的な説明	監査報告書以外に、監査人からの追加的な説明を受ける機会がない。 (例: 株主総会での会計監査人の意見陳述という会社法上の枠組みが活用されていない)	監査人は、株主総会での意見陳述の機会を活用し、追加的な説明を行う。企業側も、株主総会の議事運営にあたり、監査人の意見陳述の機会を尊重。 四半期決算など株主総会の機会を活用できない場合であっても、適切な説明の手段を検討。 監査役等は、監査人による追加的な説明を促す。
<div style="border: 1px solid purple; padding: 10px; border-radius: 15px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 監査人が株主等に対して必要な説明・情報提供を行うことは、公認会計士法上の「正当な理由」に該当し、守秘義務違反とならないことを明確化。 </div>		
監査人の交代に関する説明・情報提供		
監査人の交代理由の開示	監査人の交代に際し、実質的な交代理由が開示されていない。(単なる「任期満了」との記載が概ね半数以上)	企業及び監査人は、監査人の交代理由について、実質的な内容(例: 監査報酬や会計処理に関する見解の相違等がある場合はその内容)を記載。

株式新規上場(IPO)に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会報告書(概要) (2020年3月27日公表)

現状と課題

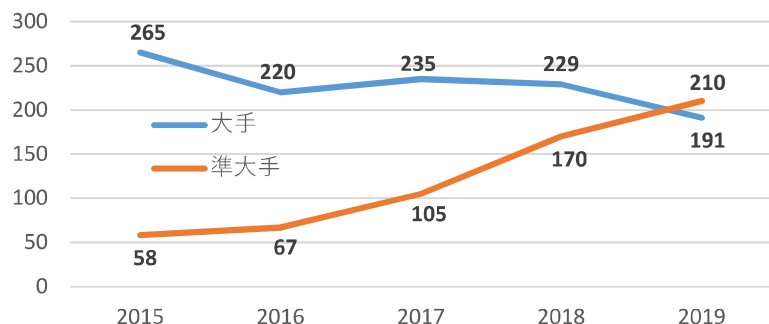
IPOを目指す企業は増加傾向。一方でこうした企業が監査事務所との需給のミスマッチ等により、必要な監査を受けられないとの指摘

IPO監査（上場直前期）の監査事務所の規模別内訳



IPO監査（IPOを目指す企業）の新規契約件数

- IPO監査の新規契約件数は、直近5年間で大幅に増加。
- 大手は、監査手続の厳格化や働き方改革等により減少傾向。
- 準大手は、直近5年間で3.6倍に増加し、2019年には大手を上回る。
- 中小は、IPO監査に意欲を示しているが、経験に乏しく、敬遠される傾向。



(注) 大手監査法人： EY新日本、トーマツ、あずさ、PwCあらた
準大手監査法人： 太陽、東陽、三優、PwC京都、仰星

IPOを目指す企業に対する質の高い監査の提供に向けた環境整備

※ 監査品質の確保はすべての根幹であり、必要な人員や監査時間等を確保できないにも関わらず、監査を引き受けることで品質を低下させ、監査そのものの信頼性を損ねることがあってはならない。

監査法人等

【日本公認会計士協会】

- IPO監査の新たな担い手となる(大手・準大手以外の)「**中小監査事務所のリスト**」の作成・公表、**当該事務所に対する専門的知見やノウハウの共有**
- 中小監査事務所、IPOを目指す企業、証券会社、ベンチャーキャピタル等の**関係者間での「対話の場」**を設定
- IPO監査の経験を積んだ後に監査法人を退職した「**独立開業の公認会計士**」のネットワーク構築
- IPOを目指す企業向けのガイドブックの改訂と周知

【大手監査法人】

- IPO監査において引き続き重要な機能を発揮すべく、**組織体制・人員配置の見直し**
- IPOを目指す企業向けの**相談窓口の設置・明確化**
- 監査を受嘱しない場合の理由説明とフォローアップ

【準大手監査法人】

- 質の高いIPO監査を継続的に提供できるよう、**組織体制・人員配置の見直し**
- **他の監査法人や独立開業の公認会計士との連携・役割分担**

証券会社

- 公開指導・引受審査において、**企業が選任した監査人と適切に連携**
- 「**中小監査事務所のリスト**」を踏まえた**主体的な取組み**(「対話の場」への参加、IPO監査の新たな担い手となる中小監査事務所の紹介等)
- 引受証券会社が蓄積した専門的知見やノウハウを監査事務所とも共有

ベンチャーキャピタル

- 「対話の場」への積極的な参加を通じて、ハンズオン支援を充実
- IPO関連のハンズオン支援のノウハウをベンチャーキャピタル間で共有

取引所

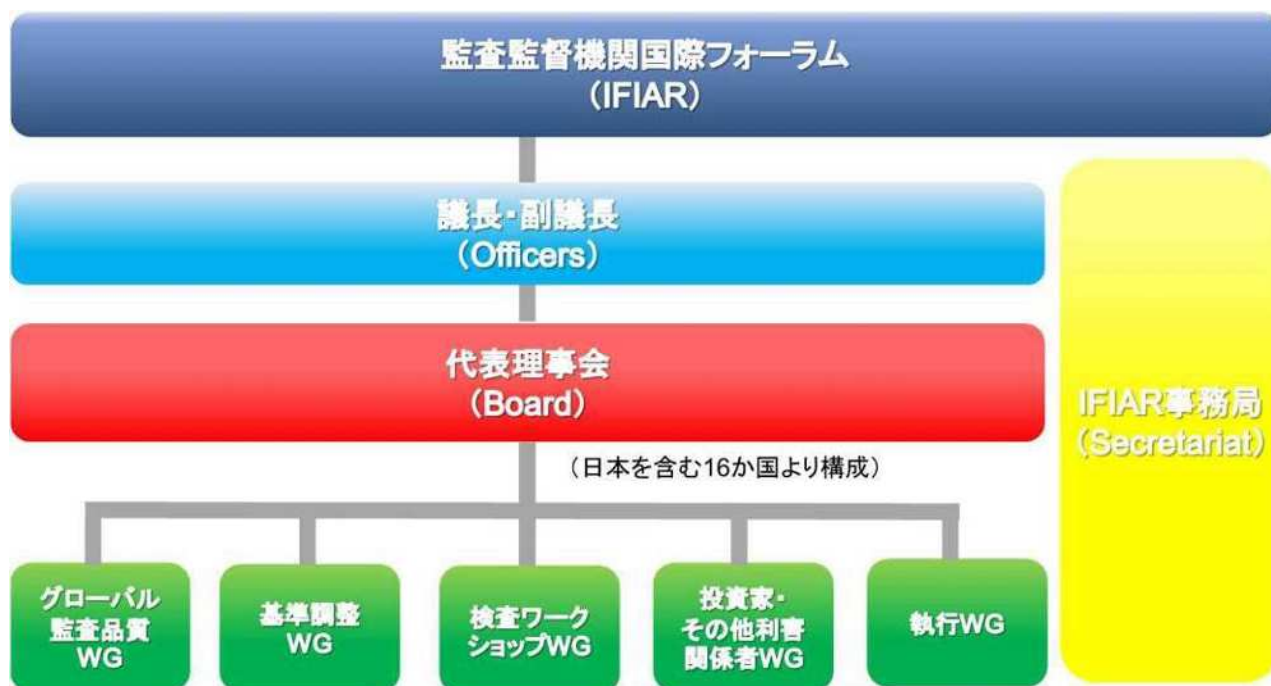
- IPO監査の担い手に期待することは、規模の大小ではなく監査品質であることを改めて周知
- IPOを目指す企業に求めること等について継続的に周知

※ 金融庁は、**実施状況をフォローアップ**し、今後とも**必要に応じて本連絡協議会を開催**

IFIAR組織構成及び加盟国

(別紙11)

○ IFIAR組織図



○ IFIAR加盟国(55カ国・地域)

(2020年8月末現在)

欧州(33)

アイルランド(IAASA)	デンマーク(DBA)
アルバニア(POB)	ドイツ(AOB)
イギリス(FRC)	<u>ノルウェー(FSA)</u>
イタリア(CONSOB)	ハンガリー(APOA)
ウクライナ(APOB)	フィンランド(AB3C)
オーストリア(ASA)	<u>フランス(H3C)</u>
<u>オランダ(AFM)</u>	ブルガリア(CPOSA)
キプロス(CyPAOB)	ベルギー(CRME)
ギリシャ(HAASOB)	ポーランド(AOC)
クロアチア(APOC)	ポルトガル(CMVM)
<u>ジブラルタル(FSC)</u>	リトアニア(AAA)
ジョージア(SARAS)	<u>リヒテンシュタイン(FMA)</u>
<u>スイス(FAOA)</u>	ルーマニア(ASPAAS)
スウェーデン(SIA)	<u>ルクセンブルグ(CSSF)</u>
<u>スロバキア(AOA)</u>	ロシア(MOF/FSFBO)
スロベニア(APOA)	
スペイン(ICAC)	
<u>チェコ(RVDA)</u>	

アジア・オセアニア(11)

インドネシア(FPSC)
<u>韓国(FSC/FSS)</u>
シンガポール(ACRA)
スリランカ(SLAASMB)
タイ(SEC)
<u>台湾(FSC)</u>
<u>日本(CPAAOB/FSA)</u>
フィリピン(SEC)
<u>マレーシア(AOB)</u>
<u>オーストラリア(ASIC)</u>
<u>ニュージーランド(FMA)</u>

中東(4)

<u>アブダビ(ADAA)</u>
サウジアラビア(CMA)
<u>ドバイ(DFSA)</u>
<u>トルコ(POA/CMB)</u>

アフリカ(3)

ボツワナ(BAOA)
南アフリカ(IRBA)
モーリシャス(FRC)

北米(2)

<u>アメリカ(PCAOB)</u>
<u>カナダ(CPAB)</u>

中南米(2)

<u>ケイマン(AOA)</u>
<u>ブラジル(CVM)</u>

※下線を引いてある23カ国・地域は監査監督情報交換に関する多国間覚書(IFIAR MMOU)の署名国。

日本IFIARネットワーク Japan Network for IFIAR

背景

- 監査監督機関国際フォーラム (IFIAR イフィアール) は、我が国に事務局をおく初の金融関係国際機関である。
- 我が国の国際的地位や東京の金融センターとしての地位の向上のために、我が国の産官学をあげた支援が必要。
- 誘致過程で支援を表明したステークホルダーより、IFIARとの関係強化に強い期待が寄せられている。

⇒ 我が国で活動するステークホルダーによるネットワークを築き、IFIARとの関係を強化することで、IFIAR事務局の活動支援、及び我が国における監査品質に関する意識の向上を図り、IFIARが目指すグローバルな監査品質の向上に貢献する。

ネットワークの会員・活動内容

- 会員 別紙の各団体
- 活動内容
 - ① IFIAR事務局の国内におけるネットワーキングへの寄与
 - ② 我が国における監査に関する議論をIFIAR事務局へインプット
 - ③ IFIAR要人や金融庁担当者によるセミナーや寄稿等を通じてIFIARにおける取組みを紹介

日本 IFIAR ネットワーク 会員

【会計監査税務】

- 日本監査研究学会
- 日本監査役協会
- 日本公認会計士協会
- 日本税理士会連合会
- 日本内部監査協会

【経済界】

- 経済同友会
- 日本経済団体連合会

【金融資本市場】

- 金融先物取引業協会
- 国際銀行協会（I B A）
- 信託協会
- 生命保険協会
- 全国銀行協会
- 第二種金融商品取引業協会
- 投資信託協会
- 日本証券アナリスト協会
- 日本証券業協会
- 日本損害保険協会
- 日本投資顧問業協会
- 日本取引所グループ
- 日本 I R 協議会

【その他】

- 日本弁護士連合会

【オブザーバー】

- 東京都

計 22 団体

(注 1) 各分類内で 50 音順

(注 2) ○印は、ネットワークの行事を企画する企画委員会に所属する会員。計 9 会員。

第3節 情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第28号）の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備

暗号資産の外部流出事案の発生や、暗号資産を用いた証拠金取引等の新たな取引等に対応するため、「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第28号）」が2019年6月に公布されたことを受け、①暗号資産交換業に関する規制の整備、②暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引に関する規制の整備、③その他暗号資産に係る所要の規定の整備等に関する関係政令・内閣府令等の改正を行った（2020年4月3日公布、同年5月1日施行）。

第4節 その他金融・資本市場等に関する各種施策等

I 金融商品取引業等に関する諸制度の整備・検討

1. 情報技術の進展に伴う現行規制の点検

(1) 契約締結前書面等に係るウェブを活用した情報提供

契約締結前書面等について、顧客に対して重要情報を提供するという制度趣旨を踏まえつつ、一定の場合には、当該書面に替え、ウェブを活用した情報提供を認める内閣府令の改正を実施した（2020年4月施行）。（別紙1参照）

(2) ダークプール取引の透明化等

ダークプール（※）取引の透明化等に向けた対応策として、①ダークプールへの回送条件・運営情報の説明、②価格改善の実効性の確保に向けた情報の記録・保管について定めた内閣府令の改正を実施した（①については同年9月施行、②については2021年9月施行）。（別紙2参照）

※電子的にアクセス可能で、取引前透明性のない（気配情報を公表しない）取引の場。

2. 決済・清算制度及びデリバティブ取引の安定性・透明性向上

(1) 清算制度の安定性向上等

外国金融商品取引清算機関免許制度の例外的取扱いを認める、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引等の指定に関し、その適正かつ安定的な運用を確保するための改正政令及び告示を公布・施行した（2020年6月）。（別紙3参照）

(2) 店頭デリバティブ取引の取引情報蓄積機関への一本化に係る金商法改正

金融商品取引業者等による店頭デリバティブ取引情報の報告について、報告先を取引情報蓄積機関に一本化することを内容とした金融商品取引法の改正を含む「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案」を第201回通常国会（同年1月召集）に提出し、同年6月に同法律案が成立した。（別紙4参照）

3. 「インサイダー取引規制に関するQ & A」の改訂

インサイダー取引規制の正確な理解や株式取引等を通じた安定的な資

産形成の促進のため、2019年7月、「インサイダー取引規制に関するQ & A」を改訂した。また、経済団体等を通じて企業経営層や企業担当者に対し、社内における啓発活動や社内規則の再点検について理解を求めるなどの働きかけを行った。（別紙5参照）

4. 多様な社債が発行される市場の形成・発展に向けた調査・検討

社債市場について、事業会社・投資家・金融機関の具体的な課題を抽出し、多様な社債が発行される市場の形成・発展に向けた調査・検討を進めていくため、市場関係者から社債市場の動向やその要因等に関するヒアリングを実施した。

5. ヘルスケアリートの普及・啓発

関係省庁・業界団体等と連携し、ヘルスケア事業者向けの説明会を実施し、ヘルスケアリートの普及・啓発に取り組んだ。

II 金融商品取引所を巡る動き（総合取引所の実現等）

1. 総合取引所の実現について（別紙6参照）

総合取引所の実現に向けて、市場関係者や関係機関と連携しながら、

- TOB（株式公開買付）を用いた日本取引所グループ（JPX）による東京商品取引所（TOCOM）の完全子会社化
- 商品先物取引業者による金融商品取引業の登録
- 取引制度や清算制度の整備に係る認可・協議等の対応を進めた。

その後、大阪取引所は、2020年7月27日から、TOCOMから移管された商品（貴金属、ゴム、農産物）のデリバティブ取引の取扱いを開始した。

清算機関については、同年7月27日に、JPX傘下の日本証券クリアリング機構（JSCC）が日本商品清算機構（JCCH）を吸収合併し、商品関連市場デリバティブ取引及び商品先物取引の清算を開始した。

2. 市場構造の在り方について

第2部第5章第1節参照。

3. 先物取引に係る祝日取引の実現

大阪取引所は、同年1月より「デリバティブの祝日取引に関するワーキン

グ・グループ」において具体的な検討を行い、2022 年秋以降の祝日取引開始を目標とする「デリバティブの祝日取引に関するワーキング・グループ報告書」（2020 年 6 月 30 日）を公表した。

Ⅲ 証券・デリバティブ決済システムをめぐる動き

1. 決済期間短縮化

決済期間短縮化については、上場株式・上場投資信託（ETF）・不動産投資信託（REIT）等の取引のT+2化（約定日から2日後決済）が実施された（2019 年 7 月）。

2. ETFの設定・交換に係る清算の取扱い

ETF市場の流動性向上を図るためのETFの設定・交換に係る清算の取扱い開始に向けて、JSCCや関係者の準備状況を適切にフォローし、2020 年 4 月にETF設定・交換プラットフォームサービスが本番稼働した。

3. 外国金融商品取引清算機関への免許付与

金融商品取引法上の外国金融商品取引清算機関として、OTC Clearing Hong Kong Limited（2019 年 12 月）及びEurex Clearing AG（2020 年 3 月）に対して新たに免許を付与した。

4. JSCCの上場デリバティブ部門における損失補償制度見直し

JSCCは、上場デリバティブ部門の損失補償制度について、清算参加者が破綻した場合における負担を有限にする等の見直しを行い、同年7月から実施した。

Ⅳ 国際金融機能の確立

1. 「金融業の拠点開設サポートデスク」による新規参入の促進

「日本再興戦略 2016」（2016 年 6 月 2 日閣議決定）において、国際金融機能の確立の観点から「日本拠点の設置を検討している海外のアセット・マネージャー／オーナーに対する一元的な窓口を金融庁内に設置し、相談を受け付ける」との方針が示された。

上記方針を踏まえ、金融庁においては、金融業の登録申請等をスムーズに進める「ファストエントリー」を実現するため、2017 年 4 月に、「金融業の拠点開設サポートデスク」を開設し、海外金融事業者等の日本拠点の開設を促進している。（別紙 7 参照）

また、金融商品取引業の規制や登録審査プロセスをよりわかりやすく解説

した英語ガイドブックを2020年1月に公表した。

金融業の拠点開設サポートデスクを通じて、2019事務年度までに、計22社の海外資産運用業者等の業登録を完了した。

2. プロモーションイベントへの参加

国内外におけるプロモーション活動を実施した。

V 資産運用業の高度化

1. 金融行政上の課題

資産運用業の高度化は、我が国の資本市場の活性化や国民の安定的な資産形成を実現する上で極めて重要であり、資産運用の高度化につながる環境整備への取組みを進めるとともに投資運用業者におけるより高度な業務運営態勢等を確立することが必要である。

2. 資産運用業の高度化に向けた取組み

資産運用業の高度化に向けて、日本の資産運用業における課題等について、海外での取組みとの比較分析を通じて現状を把握するために、海外資産運用会社の日本拠点、米国および英国現地の資産運用会社や海外当局、資産運用ビジネスに知見を持つ有識者等に対してヒアリングを実施した。

上記で把握した海外資産運用会社の取組み事例等も踏まえ、国内大手資産運用会社及びグループ親会社等との間で、資産運用業の高度化に向けた各社の目指す姿の明確化、その実現に向けた運用重視・長期視点の経営体制や業務運営体制の構築等について対話を実施した。

資産運用業の現状を踏まえつつ、海外の資産運用会社のヒアリングや国内資産運用会社等との対話等を通じて判明した課題や、今後の対応について「資産運用業高度化プログ्रेसレポート2020」として取りまとめた。

運用力の観点から顧客が資産運用会社を選別する環境整備を進めるため、国内外の公募ファンドを対象に、資産運用会社別の運用パフォーマンスや信託報酬に関する調査・公表を行った。

令和 2 年 1 月 10 日
金融庁

「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」 の公表について

金融庁では、「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」を別紙のとおり取りまとめましたので、公表します。

1. 改正の概要

金融商品取引業者等は、金融商品取引契約の締結前に、顧客に対し、リスク、手数料等を記載した書面（契約締結前交付書面[※]）を交付しなければなりません。上場有価証券やプレーンな債券については、現在多くの金融商品取引業者等において契約締結前交付書面を冊子にまとめて、全顧客に年 1 回交付する実務運用が行われています。このような運用は、顧客にとって必ずしも合理的な情報提供となっていないと考えられるところ、本件の改正では、契約締結前交付書面の趣旨を損なうことなく、その内容をより合理的で分かりやすく顧客に提供する観点から、契約締結前交付書面を過去に交付したことがある顧客に対して、金融商品取引業者等がウェブを活用して契約締結前交付書面の情報を提供することを可能とします。

また、契約締結前交付書面の記載事項の合理化を図る観点から、記載事項の一部について見直しを行います。

※ 発行者情報の開示が英語により行われている有価証券の場合には、その旨を記載した書面を含む。

具体的な内容については （別紙） を御参照ください。

2. 施行日

本パブリックコメント終了後、所要の手続きを経て公布、施行の予定です。

この案について御意見がありましたら、令和 2 年 2 月 10 日（月）18 時 00 分（必着）までに、氏名（法人その他の団体にあつては名称）、職業（法人その他の団体にあつては業種）、連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）及び理由を付記の上、郵便、ファックスにより下記送付先に、お寄せください。電話による御意見は御遠慮願います。

インターネットによる御意見は、下記 e-Gov ウェブサイトに、お寄せください。

御意見をお寄せいただいた方の氏名（法人その他の団体にあつては名称）については、開示の請求等があった場合には、御意見の内容とともに開示させていただきますので、御承知おきください。開示の際に匿名を希望される場合は、御意見の冒頭にその旨を明確に御記載ください。なお、開示に当たっては、御意見の内容に、
（1）個人に関する情報であつて特定の個人が識別され得る記述がある場合、又は
（2）法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれのある記述

がある場合、には当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

御意見に付記された電話番号等の個人情報、御意見の内容に不明な点があった際に連絡・確認をさせていただく場合や御意見がどのような立場からのものかを確認させていただく場合に利用します。

なお、御意見に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

[インターネットによる御意見はここをクリックしてください。\(e-Gov ヘルプ\)](#)

御意見の送付先

金融庁企画市場局市場課

郵便：〒100-8967

東京都千代田区霞が関3-2-1

中央合同庁舎第7号館

ファックス：03-3506-6251

URL：<https://www.fsa.go.jp/>

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

企画市場局市場課

（内線 2646、2622）

（別紙） [金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）](#)

令和2年6月19日
金融庁

「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について

1. パブリックコメントの結果

金融庁では、「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等につきまして、令和2年2月20日（木）から同年3月21日（土）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、8の個人及び団体より延べ76件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様におかれましては、御協力いただきありがとうございます。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、別紙1を御覧ください。

具体的な改正の内容については、別紙2、別紙3を御参照ください。

2. 改正の概要

(1) ダークプールへの回送条件・運営情報の説明

顧客保護の観点から、顧客からの注文をダークプールに回送する金融商品取引業者等（ダークプール回送者）に対し、以下を求める。

- ・回送先であるダークプールの運営状況を把握すること
- ・ダークプールへの回送条件や運営情報（運営者の会社情報・参加者情報等）について、顧客の知識・経験等を踏まえた適切な説明を行うこと

(2) 価格改善の実効性の確保に向けた情報の記録・保管

顧客・当局から求めがあった場合に、事後に価格改善の状況の確認ができるよう、ダークプール回送者に対し、

- ・ダークプールで対当した価格及び時刻
- ・ダークプールに回送を行うと判断した際の金融商品取引所、PTS（私設取引システム）、ダークプールの価格及び時刻

の記録・保管を求める。ただし、顧客が価格改善よりも優先する事項がある場合を除く。

(3) 価格改善効果の顧客説明

価格改善を主な目的としてダークプールで取引を行った顧客に対し、個々の取引の価格改善効果の状況について分かりやすく説明を行うこと

3. 公布・施行期日

本件の内閣府令・監督指針は、本日付けで公布され、令和2年9月1日から施行されます。ただし、上記（2）、（3）については令和3年9月1日から適用されます。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

（別紙 1、2） 企画市場局市場課（内線 3943）

（別紙 3） 監督局証券課（内線 3357）

（別紙 1） コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

（別紙 2） 金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（別紙 3） 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 【新旧対照表】

金融商品取引法施行令等の改正(施行令第1条の18の2関係)

(別紙3)

◆「金融商品債務引受業の対象取引及び対象取引から除かれる取引」の要件等の見直し

改正前

- 平成22年度の金商法改正において、我が国資本市場への影響が軽微な一定の取引(以下「適用除外取引」)については、外国清算機関が免許を取得することなく清算サービスを提供できる適用除外制度を創設。
- 適用除外制度は、免許制度の例外的取扱いであり、適用除外取引を清算する外国清算機関の取引実態等を適切に把握する手段が制度上確保されていない。
- ✓ 適用除外取引を指定する告示は、時限的な運用(6か月毎の指定見直し)。

⇒適用除外取引の指定に関し、その適切な運用を行うため、要件を見直すことが必要(ただし、外国清算機関の負担にも配慮)

改正後

- 金融商品取引法施行令に定める、適用除外取引とする要件に、「外国当局から」の監督情報の取得が制度上確保されていること(外国当局の監督協力に係る保証等)を追加。
- ✓ 適用除外取引を指定する告示についても、時限的な運用を見直し(適用期限の撤廃)。

改正前の要件

- 外国において、本邦清算機関免許と同種類の免許等を受けている者が清算する取引のうち、
- 取引の債務不履行による我が国資本市場への影響が軽微なものとして金融庁長官が指定するもの



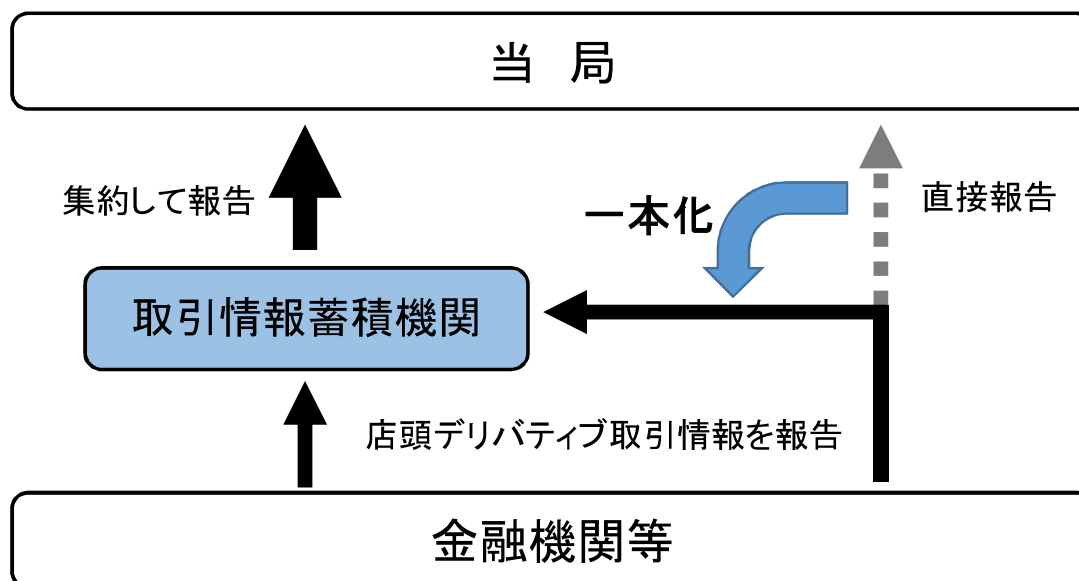
改正後の要件

- 外国において、本邦清算機関免許と同種類の免許等を受けている者であって、外国当局の監督協力に係る保証等のあるものが清算する取引のうち、
- 取引の債務不履行による我が国資本市場への影響が軽微なものとして金融庁長官が指定するもの

店頭デリバティブ取引に関する取引情報報告の一本化について

金融商品取引法改正の概要

- リーマンショック時に、店頭デリバティブ市場の透明性欠如が市場関係者の懸念を深刻化させたことへの反省を踏まえ、当局が取引状況を十分に把握することを目的として、G20サミット(2009年)にて、「店頭デリバティブ契約は取引情報蓄積機関に報告されるべき」と合意され、各国で取引情報報告制度を導入することとなった。
- わが国でも2010年に金融商品取引法を改正し、2013年度より取引情報報告制度を開始。専門機関である取引情報蓄積機関を経由した報告及び、金融機関等から金融庁への直接報告の2つの報告方式から選択できる形とした。
- 今般、2019年10月の国際合意に基づき、取引報告項目の拡充が見込まれる中、取引情報蓄積機関へ取引情報を集約する、国際標準に沿った制度・態勢に移行するため、所要の規定整備を行う。





令和元年7月29日
金融庁
証券取引等監視委員会

「インサイダー取引規制に関するQ & A」を分かりやすく 改訂しました！

株式投資等は資産形成のための有効なツールですが、現在は、インサイダー取引規制の内容を正確に知らないこと等により、必要以上に投資を控えている方も多いのではないかと考えられます。

そこで、投資経験・知識の少ない方にも規制の基本的な内容をご理解いただけるよう、Q&Aに「基礎編（問1～7）」を追加する等の改訂を行いました。
(従前公表していた内容は、応用編としています。)

一般の方々が安心して公正な株式投資等を行うことができるよう、今後とも分かりやすい説明に努めてまいります。

[インサイダー取引規制に関するQ & A](#)

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000 (代表)
企画市場局市場課 (内線3686、2639)

証券取引等監視委員会事務局 Tel 03-3506-6000 (代表)
総務課 (内線3024)

インサイダー取引規制に関するQ & A

はじめに

我が国では、上場会社の役職員等の方々が株式投資を行う際などに、インサイダー取引に該当しないか、そのように疑われないかといった心配があるため、投資に慎重になることが多いとの声が聞かれます。

確かに、上場会社の内部情報を知り得る特別な立場にある者が、未公表の重要事実等（例えば、新株発行の決定、決算予想値の修正や、公開買付け実施の決定等）を知って株式の売買等を行うインサイダー取引は、公表されなければそうした情報を知りえない一般の投資家との間での公平性を欠くものであり、こうした取引が放置されると、証券市場の公正性・健全性及びこれらに対する投資家の信頼を損なうおそれがあることから、厳しく規制する必要があります。

一方、株式投資等は、不公正取引でなければ、本来自由に行うことができ、安定的な資産形成の観点からも有効に活用されるべきものです。例えば、重要事実等を知らずに行う取引や、重要事実等の公表後に行う取引であれば、抑制する必要は全くありません。

また、業種・業態等によって取引を制限する必要性が高い場合を除き、社内規則で株式投資等全般を禁ずるような場合には、過剰な抑制となります。一般的な上場会社においては、例えば投資信託や E T F（株価指数等連動型上場投資信託）の取引は制限せず、その他の株式の売買についても必要な場合にのみ取引に係る許可制や届出制を活用するなど、役職員等の資産形成にも配慮した社内規則を定めています。

それにもかかわらず、前記のとおり、現在は、多くの方が、実際にはインサイダー取引規制の内容を正確に知らないため、結果的に、投資全般を必要以上に控えていることも多いのではないかと考えられます。

こうした実態を踏まえ、今般、インサイダー取引規制について正しく理解していただくため、Q & A をわかりやすく見直すことといたしました。具体的には、基礎編と応用編とに分け、基礎編では、主に投資経験・知識の少ない方向けに、インサイダー取引の基本的項目に着目して分かりやすく解説し、従前公表していた、主に法令解釈の指針等を示した項目については、応用編としています。

一般の方々が、インサイダー取引にあたるか否かの、いわばグレーゾーンの取引を意図的に行うわけではない限り、主に基礎編のような点を理解していただければ、特に心配することはありません。一般の方々が安心して公正な株式投資等を行うことができるよう、今後とも分かりやすい説明に努めてまいります。

インサイダー取引規制に関するQ & A【基礎編】 <目次>

※ 基礎編は、主に投資経験・知識の少ない方向けに、インサイダー取引の基本的項目に着目して分かりやすく解説したものです。

- (問1) 株式売買についてのインサイダー取引規制とはどのようなもの
ですか。 2
- (問2) インサイダー取引規制の対象は株式のみですか。投資信託や
E T Fもその対象に含まれますか。 3
- (問3) 上場会社の役職員等は、自社株式や取引先を含む他社株式を
売買することはできますか。 4
- (問4) 重要事実等を知った場合でも株式の売買が可能となる「公表」
とは、どのような方法で行われるのですか。 5
- (問5) 重要事実のバスケット条項に該当する事実とはどのようなもの
ですか。 6
- (問6) インサイダー取引の未然防止の観点から、上場会社の社内規則
では、株式等の売買について、どのような売買管理規則が設けられ
ていますか。 7
- (問7) 金融庁及び証券取引等監視委員会における、職員の投資に係る
規則、資産形成支援の取組みはどのようなものですか。 8

基礎編（問1）

株式売買についてのインサイダー取引規制とはどのようなものですか。

（答）

株式売買についてのインサイダー取引規制の概要は、

- ① 上場会社の役職員等の会社関係者（会社関係者でなくなった後1年以内の者を含む。）が、
 - ② その会社の業務等に関する重要事実（例えば、その会社が新株発行を行うことを決定した事実や、その会社の決算予想値に大幅な修正が生じた事実等）を、
 - ③ 自身の職務等に関して知った場合、
 - ④ その重要事実が公表される前に、
 - ⑤ その会社の株式の売買をしてはならない、
- というものです。

例えば、上場会社の役職員が、自社の会議出席やメール閲覧等により、自社の決算予想値に大幅な上方修正が生じたことを知りながら、その公表前に自社株式を買い付けるような場合が典型例です。

また、上場会社の会社関係者から重要事実を伝えられた者が当該上場会社の株式を売買する場合や、上場会社に対して公開買付けを行うこと等を決定した他の会社の役職員が当該上場会社の株式を売買する場合についても、基本的に上記と同様の規制があります。

なお、一定の場合には、上場会社の会社関係者が、他人に対して、未公表の重要事実を伝えたり、その会社の株式売買を勧めたりすること等も禁止されています。

基礎編（問2）

インサイダー取引規制の対象は株式のみですか。投資信託やETFもその対象に含まれますか。

（答）

インサイダー取引規制の対象は、主なものとして、上場会社についての株式・新株予約権証券・社債のほか、J-R E I T・上場インフラファンドがあります。

これに対し、ETFや一般に販売されている大部分の投資信託（ただし、いわゆる自社株投信のように、個別の上場会社の株式等のみを投資対象とする株式投資信託を除く。）は、インサイダー取引規制の対象ではありません。

基礎編（問3）

上場会社の役職員等は、自社株式や取引先を含む他社株式を売買することはできますか。

（答）

上場会社の役職員等は、自社や取引先を含む他社に関する重要事実等を知りやすい立場にあるところ、重要事実等の対象である会社の株式の売買は、インサイダー取引として禁止される場合があります。

しかし、上場会社の役職員等が、自社株式や取引先を含む他社株式を売買する場合であっても、インサイダー取引となるのは、基礎編（問1）のとおり、未公表の重要事実等を職務等に関して知りながら行う売買のみです。

したがって、例えば、知っている重要事実等が公表された後に行う売買や、そもそも重要事実等を知らずに行う売買であれば、インサイダー取引になることはありません。

以上のとおり、上場会社の役職員等が株式の売買を行う場合であっても、インサイダー取引として禁止されるのは法令に定められた一定の場合であって、萎縮する必要はありません。

基礎編（問４）

重要事実等を知った場合でも株式の売買が可能となる「公表」とは、どのような方法で行われるのですか。

（答）

重要事実等を知った場合であっても株式の売買が可能となる「公表」については、法令で定められた方法でなされる必要があります、実務上広く用いられているのは、T D n e t（適時開示情報伝達システム）という、上場会社が重要事実等を証券取引所等に伝達し、公表するための電子的なシステムを用いた方法です。

具体的には、上場会社が、その上場する証券取引所等に対してT D n e tを通じて情報を通知すると、当該情報が、証券取引所等が共同で運営するウェブサイト「適時開示情報閲覧サービス」に掲載され、即時に「公表」されたこととなります。

つまり、ある上場会社の重要事実等を知っている場合であっても、当該事実が上記ウェブサイトで公表されれば、当該会社の株式の売買が可能になるということです。

T D n e t 以外の方法が利用されることは多くはありませんが、そうした方法が用いられている場合には、「公表」されたことになるために一定の周知期間が必要なものがあります。

なお、メディアによるスクープ報道があっただけでは、法令上の「公表」がされたことになりません。

- 適時開示情報閲覧サービスについては、以下のURLをご参照ください。
https://www.release.tdnet.info/inbs/I_main_00.html

基礎編（問５）

重要事実のバスケット条項に該当する事実とはどのようなものですか。

（答）

上場会社等（上場投資法人等を除く。以下この問において同じ。）の業務等に関する重要事実については、金融商品取引法第 166 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで（上場会社等の子会社については同項第 5 号から第 7 号まで）の規定において、網羅的、具体的に定められています。これに対し、バスケット条項（同項第 4 号。上場会社等の子会社については同項第 8 号）とは、さらに、上記事実以外の会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものを重要事実として規定したものです。

「投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす」事実とは、分かりやすくいえば、通常の投資者が当該事実を知った場合に、その会社の株式等についての「売り」又は「買い」に関する判断を変えてしまうほど、影響の大きい事実です。

過去にバスケット条項が適用されて課徴金納付命令や刑事告発の対象となった類型としては、複数年度にわたる粉飾決算が発覚した事例などの決算・財務等関連情報、主要製品の重大な欠陥が判明した事例などの製品等の提供・データ関連情報が多いほか、行政庁による調査関連情報などもあります。

証券取引等監視委員会では、毎年公表している課徴金事例集に、バスケット条項の適用事例を整理した資料を掲載しています。

- 金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～（平成 30 年 6 月公表）については、以下の URL をご参照ください（バスケット条項の適用事例を整理した資料は 86 頁）。

<https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/torichou/20180628/01.pdf>

- 過去の課徴金事例集は、以下の URL をご参照ください。

<https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/index.htm>

基礎編（問6）

インサイダー取引の未然防止の観点から、上場会社の社内規則では、株式等の売買について、どのような売買管理規則が設けられていますか。

（答）

上場会社の株式等の売買に係る社内規則の策定状況等については、日本取引所グループが調査を実施しており、同グループのウェブサイトにおいて「全国上場会社インサイダー取引管理アンケート調査報告書」が公開されています。また、上場会社における実際の社内規則の内容等を紹介する「内部者取引防止規程事例集」も併せて掲載されています。

2,000社近い上場会社へのアンケートを実施したこの調査報告書（2016年10月）によれば、現役の役職員に対する規則として、

- ・ 自社株式の売買については、

許可制を採用している会社の割合が半数以上であり、事前届出制等を採用している会社、特段の制限をしていない会社の割合がそれぞれ一定程度ありました。

- ・ 他社株式の売買については

特段の制限を設けていない会社の割合が高いほか（役職員等の別ごとに35～43%程度）、取引先等との業務上の関係、情報連携の状況等を踏まえて、個別の対応をしているとうかがわれる会社の割合が30%程度であり、許可制や届出制を採用している会社の割合も一定程度ありました。

また、金融庁では、平成31年初頭に、日本経済団体連合会加盟の数十社に対し、社内規則の策定状況等についてヒアリングを実施しました。この結果、これらの会社の売買管理規則は、取引を行う者のランクや部署、取引の категория（自社株式又は他社株式）ごとに、インサイダー取引のリスクの大小に応じて、一定の場合について許可や事前の届出を求めるものであり、株取引の一律禁止などの過度に取引を抑制するようなものとはなっていないことがわかりました。また、投資信託やETFの取引について制限を設けている会社はありませんでした。

○ 日本取引所グループの公表資料については、以下のURLをご参照ください。

<https://www.jpx.co.jp/regulation/public/index.html>

基礎編（問7）

金融庁及び証券取引等監視委員会における、職員の投資に係る規則、資産形成支援の取組みはどのようなものですか。

（答）

金融庁においては、その職務との関係から国民の疑惑や不信を招くことのないよう、職員の株式投資等に関して、内規で一定の規制を設け、その内容について研修での説明等を行っています。

具体的には、職務上知った秘密を利用してインサイダー取引を行うことのないよう周知しています。その上で、全ての上場会社の株式等について取引を禁止しているわけではなく、①金融庁が所管する法人の株式等の売買等、②全ての会社の株式等の信用取引、短期売買（6ヶ月以内）等に限って、原則として禁止しています。また、インサイダー取引の調査が任務に含まれる証券取引等監視委員会のように、部局によっては、その職務との関係から、これより厳しい規制を設けている場合があります。

ただし、上記のような規制を設けつつも、急な資金需要等により（法令違反ではないものの）内規で制限されている取引を行うやむを得ない事情がある場合等には、事前報告、事後報告を行うことで、取引を行い得ることとしています。

また、金融庁においては、安定的な資産形成を積極的に推進しており、つみたてNISAやiDeCoなどの利用を勧めるための事務連絡（「金融庁職員におけるつみたてNISA等の利用について」）を職員向けに発出したほか、職員を対象とした資産形成に関する講演会等を開催しています。

このように、金融庁においても、職員の株式投資等を一律に禁止しているわけではなく、担当職務等との関係を考慮して合理的な制限を設定しているほか、内規の内容を職員に周知して正確な理解を促すとともに、法令や服務規律に反しない範囲で資産形成を後押しする取組みを行っているところです。

- 「金融庁職員におけるつみたてNISA等の利用について」については以下のURLをご参照ください。

<https://www.fsa.go.jp/news/29/20171226/171226-3.pdf>

インサイダー取引規制に関するQ&A【応用編】＜目次＞

※ 応用編は、実務上問題となる論点に関する法令解釈の指針等を示すものです。
(令和元年7月29日改訂前の問1～問5を、応用編問1～問5としています。)

- (問1) 上場会社が信託方式又は投資一任方式によって自己株式取得を行う場合において、インサイダー取引規制に違反しないためには、どのような配慮が必要でしょうか。 10
- (問2) 現在、一部の上場会社において、「役職員について、持株会を通じる方法以外での自社株式取得を禁止する」という社内ルールが設けられている例があるが、年末まで又は年度末までなど一時的にこの社内ルールを解除し、インサイダー規制に反しない限り役職員が自社株式を取得してよいこととしたいと考えますが、インサイダー取引規制との関係で問題がありますか。 11
- (問3) 上場会社の役職員が、自社や取引先の株式を売買する場合、それらの会社に係る未公表の重要事実を職務等に関し知っていれば、取引の経緯等から重要事実を利用する意図がないことが明らかであったとしても、インサイダー取引規制違反として課徴金納付命令等の対象となるのでしょうか。 12
- (問4) 「金融商品取引法等に関する留意事項について」(金融商品取引法等ガイドライン) 第1章166-1、166-2及び167-1について、
(1) 「公開買付け等がある」とは、どのような状態のことをいうのでしょうか。
(2) 被買付企業の取締役会等が決定した要請が「合理的な根拠に基づく」場合とは、どのような場合でしょうか。
(3) 要請を受けた者が買付け等を行うに当たっては、どのような点に留意する必要があるでしょうか。
(4) 同166-2において、要請を受けた者が、公開買付け等がないことを知りながら買付け等を行う場合についての留意事項が記載されているのに対し、同167-2が存在しないのは、どのような理由によるのでしょうか。 14
- (問5) 上場会社等に係る業務等に関する重要事実を逐次入手し続ける立場にある者は、いわゆる「知る前契約・計画」を活用することができないのでしょうか。すなわち、契約の締結又は計画の決定の時点において何らかの重要事実を知っている以上、当該契約又は計画は、「知る前契約・計画」とはいえないのでしょうか。 16

応用編（問１）

上場会社が信託方式又は投資一任方式によって自己株式取得を行う場合において、インサイダー取引規制に違反しないためには、どのような配慮が必要でしょうか。

（答）

金融商品取引法第 166 条においては、「会社関係者」であって、上場会社に係る業務等に関する「重要事実」を知った者は、その事実が公表された後でなければその会社の有価証券等の売買等をしてはならない旨が規定されています。（インサイダー取引規制）

上場会社が信託方式又は投資一任方式によって自己株式取得を行う場合、実際には第三者である信託銀行等が買付主体となるところ、上記の会社関係者が重要事実を知って売買等を行う場合に該当するかどうかが問題となります。

この点については、例えば、

- (1) 信託契約又は投資一任契約の締結・変更が、当該上場会社により重要事実を知ることなく行われたものであって、
- (2) ① 当該上場会社が契約締結後に注文に係る指示を行わない形の契約である場合、
又は、
② 当該上場会社が契約締結後に注文に係る指示を行う場合であっても、指示を行う部署が重要事実から遮断され、かつ、当該部署が重要事実を知っている者から独立して指示を行っているなど、その時点において、重要事実に基づいて指示が行われていないと認められる場合、

においては、一般に、上記の会社関係者が重要事実を知って売買等を行う場合に該当しないと考えられることから、基本的にインサイダー取引規制に違反しないものと考えられます。

応用編（問2）

現在、一部の上場会社において、「役職員について、持株会を通じる方法以外での自社株式取得を禁止する」という社内ルールが設けられている例があるが、年末まで又は年度末までなど一時的にこの社内ルールを解除し、インサイダー規制に反しない限り役職員が自社株式を取得してよいこととしたいと考えますが、インサイダー取引規制との関係で問題がありますか。

（答）

インサイダー取引規制違反が生じないように、上場会社各社においてその実情に応じた社内ルールが整備されることは重要なことですが、同時に、社内ルールが過剰な内容になり、結果として自社株式売買を萎縮させることがないような配慮が必要です。

御指摘のような、持株会を通じる方法以外での自社株式取得を禁止するという社内ルールは法令上求められるものではなく、各社の判断でこれを解除することは、インサイダー取引規制に抵触するものではありません。

応用編（問3）

上場会社の役職員が、自社や取引先の株式を売買する場合、それらの会社に係る未公表の重要事実を職務等に関し知っていれば、取引の経緯等から重要事実を利用する意図がないことが明らかであったとしても、インサイダー取引規制違反として課徴金納付命令等の対象となるのでしょうか。

（答）

金融商品取引法第 166 条においては、上場会社の役職員等の「会社関係者」であって、上場会社に係る業務等に関する「重要事実」を知ったものは、その事実が公表された後でなければその会社の有価証券等の売買等をしてはならない旨が規定されています。（インサイダー取引規制）

上場会社の内部情報を知り得る特別の立場にある「会社関係者」が、未公表の「重要事実」を知って売買等を行うことは、一般の投資家と比べて著しく有利となって極めて不公平であり、そのような売買等が横行すれば、証券市場の公正性・健全性に対する投資家の信頼を損なうおそれがあります。インサイダー取引規制は、このような投資家の信頼を確保する観点から、「会社関係者」による一定の売買等を禁止しているものと考えられます。

しかしながら、投資家の信頼の確保という観点からは、「会社関係者」が未公表の「重要事実」を知った後に売買等を行ったとしても、当該売買等が「重要事実」を知ったことと無関係に行われたことが明らかであれば、それにより証券市場の公正性・健全性に対する投資家の信頼を損なうおそれは乏しく、インサイダー取引規制によって抑止を図ろうとする売買等には該当しないものと考えられます^{（注1）}。

このため、自社や取引先の未公表の「重要事実」を知っている上場会社の役員^{（注2）}が、それらの会社の株式を売買した場合であったとしても、例えば、『「重要事実」が、その公表により株価の上昇要因となることが一般的に明白なときに、当該株式の売付けを「重要事実」の公表前に行っている場合』や『「重要事実」を知る前に、証券会社に対して当該株式の買付けの注文を行っている場合』など、取引の経緯等から「重要事実」を知ったことと無関係に行われたことが明らかであれば、インサイダー取引規制違反として課徴金納付命令等の対象とされることにはならないものと考えられます。

なお、いずれにしても、上場会社においては、役職員がインサイダー取引に関与することのないよう、社内において相応の情報管理態勢の確保に努めることが求められます。^{（注3）}

（注1）「重要事実」を知ったことと無関係に行われたことが明らかな場合とし

ては、いわゆる「知る前契約」の履行又は「知る前計画」の実行として売買等を行う場合等が該当します。詳しくは、応用編（問5）をご参照ください。

（注2）「重要事実」を知らない役職員については、単に重要事実を知り得る立場にあることをもって、その売買がインサイダー取引規制違反となることはないものと考えられます。

（注3）日本証券業協会が運営し、上場会社の役員情報を管理・登録する仕組みである Japan-Insider Registration & Identification Support System（J-IRISS）への登録は、上場会社の役職員によるインサイダー取引を防止するためのいわば「アラームシステム」としての機能を有しており、上場会社における法令遵守態勢の整備に資するものであるため、J-IRISSの登録が促進されることが強く望まれます。

応用編（問4）

「金融商品取引法等に関する留意事項について」（金融商品取引法等ガイドライン）第1章166-1、166-2及び167-1について、

- （1）「公開買付け等がある」とは、どのような状態のことをいうのでしょうか。
- （2）被買付企業の取締役会等が決定した要請が「合理的な根拠に基づく」場合とは、どのような場合でしょうか。
- （3）要請を受けた者が買付け等を行うに当たっては、どのような点に留意する必要があるのでしょうか。
- （4）同166-2において、要請を受けた者が、公開買付け等がないことを知りながら買付け等を行う場合についての留意事項が記載されているのに対し、同167-2が存在しないのは、どのような理由によるのでしょうか。

（答）

- （1）原則として、公開買付者等が公開買付け等を行うことについての決定をした事実があれば、公開買付け等があることとなると考えられます。

ただし、当該事実が、公開買付者等が公開買付けに準ずる行為（金融商品取引法施行令第31条に規定する公開買付けに準ずる行為をいいます。以下この問4において同じ。）を行うことについての決定をした事実であって、かつ、当該公開買付者等が被買付企業の株券等の買集め行為（金融商品取引法施行令第31条に規定する買集め行為をいいます。以下この問4において同じ。）を開始する直前における当該公開買付者等の株券等所有割合（金融商品取引法施行令第31条ただし書に規定する株券等所有割合をいいます。以下この問4において同じ。）が100分の5未満である場合には、公開買付者等が公開買付けに準ずる行為を行うことについての決定をした事実に加え、買集め行為により当該公開買付者等の株券等所有割合が100分の5を超えている事実があれば、公開買付け等があることとなると考えられます。

被買付企業の取締役会等が公開買付け等に対抗するための要請を決定するに当たっては、上記の各事実があることについて、合理的な根拠に基づき判断する必要があると考えられます。

- （2）公開買付者等が公開買付け等を行うことについての決定をした事実があることについて「合理的な根拠に基づく」場合としては、例えば、被買付企業が当該企業以外の者から公開買付け等を行うことについての具体的な提案を受けた場合や、当該企業以外の者が公開買付け等を行うことについての決定をした事実を裏付ける具体的な報道が行われた場合が考えられます。

また、買集め行為により公開買付者等の株券等所有割合が100分の5を超えている事実について「合理的な根拠に基づく」場合としては、例えば、被買付企業が、当該企業以外の者から大量保有報告書が提出されたことを確認した場合のほか、当該企業以外の者から株券等所有割合が100分の5を超え

たことについての具体的な通知を受けた場合や、当該企業以外の者の株券等所有割合が 100 分の 5 を超えた事実を裏付ける具体的な報道が行われた場合が考えられます。

- (3) 被買付企業の業務執行を決定する機関が公開買付け等に対抗するための要請を行うことについての決定をしたことは、被買付企業の業務等に関する重要事実であり、金融商品取引所における適時開示事項となっています。被買付企業の取締役会等の要請に基づいて、要請を受けた者が買付け等を行う際には、要請元である被買付企業が行う当該重要事実の公表等に基づき、当該要請が、公開買付け等があることについての合理的な根拠に基づくものであり、かつ、当該公開買付け等に対抗する目的をもって行われたものであるかにつき、適切に判断する必要があります。
- (4) 金融商品取引法第 167 条第 1 項、第 3 項の規定によるインサイダー取引規制は、公開買付け等があることを前提とする規制です。したがって、要請を受けた者が、公開買付け等がないことを知っている場合には、公開買付け等がない以上、同条第 1 項、第 3 項の規定によるインサイダー取引規制の適用の前提を欠き、当該規制の対象になりません（そのため、同条第 5 項第 5 号の規定による適用除外の対象になるか否かは問題になりません。）。

応用編（問5）

上場会社等に係る業務等に関する重要事実を逐次入手し続ける立場にある者は、いわゆる「知る前契約・計画」を活用することができないのでしょうか。すなわち、契約の締結又は計画の決定の時点において何らかの重要事実を知っている以上、当該契約又は計画は、「知る前契約・計画」とはいえないのでしょうか。

（答）

売買等を行う時点において未公表の重要事実を知っていたとしても、「知る前契約」の履行又は「知る前計画」の実行として当該売買等を行う場合には、当該重要事実を知ったことと無関係に行われる売買等であることが明らかといえることから、インサイダー取引規制の適用除外とされています（金融商品取引法第166条第6項第12号）。

このような趣旨を踏まえると、金融商品取引法第166条第6項第12号に規定する「知る前に締結された」又は「知る前に決定された」とは、「売買等を行う時点において知っている未公表の重要事実を知る前」に締結又は決定されたことを意味すると考えられます。

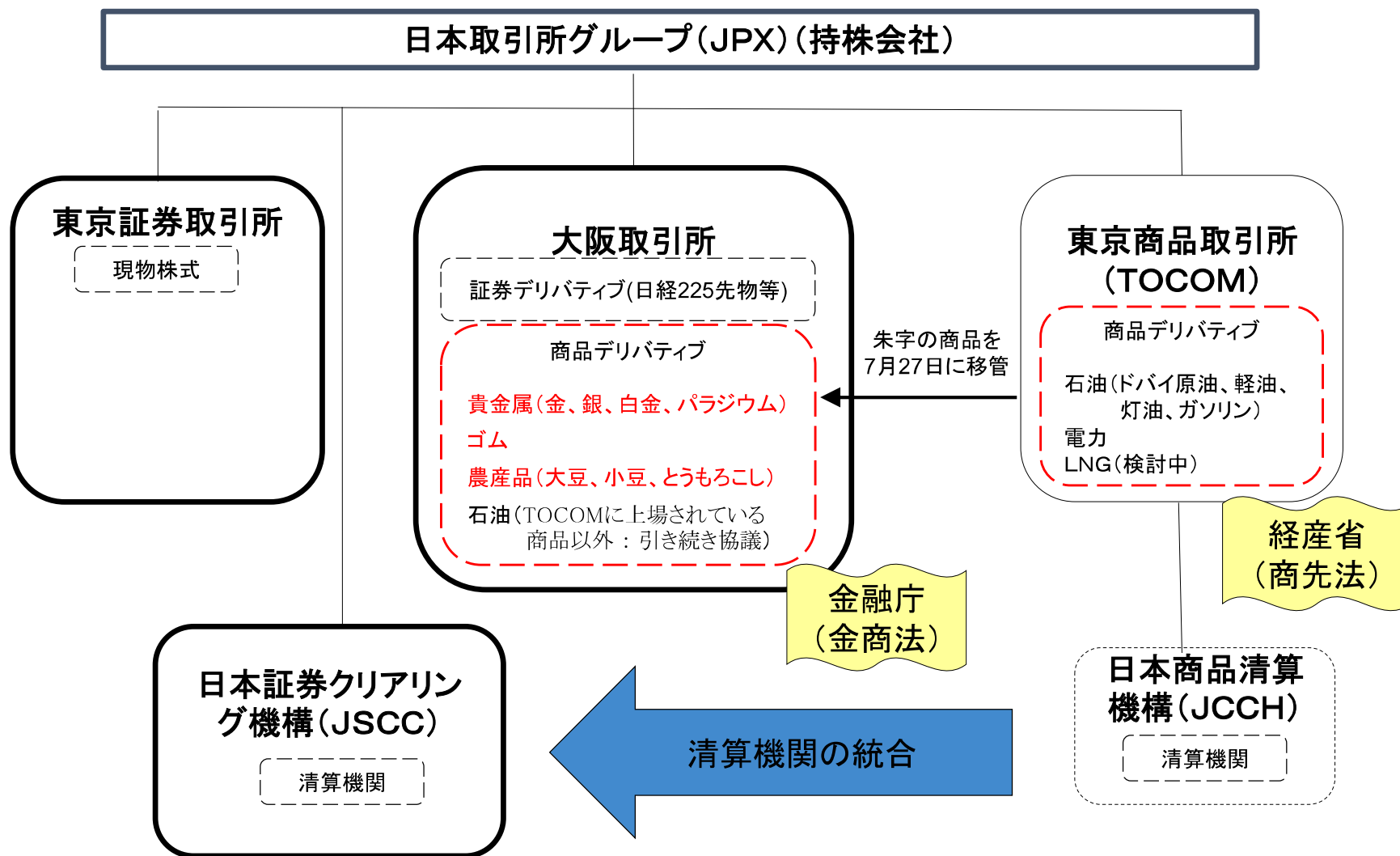
具体例として、契約の締結又は計画の決定の時点において知っている重要事実Aが売買等を行う前に全て公表又は中止され、また、当該契約の締結又は当該計画の決定の後に知った重要事実Bが当該売買等を行う時点において未公表となっている場合を想定します（なお、当該契約の締結又は当該計画の決定の時点から、当該売買等を行う時点までの間において、重要事実A及びBのほか知っている重要事実はないものとします。）。

ここで、売買等を行う時点において重要事実Bは未公表の重要事実ではありませんが、契約の締結又は計画の決定は重要事実Bを知る前に行われていることから、当該売買等が適用除外の要件を全て満たせば、「知る前契約・計画」に係る適用除外の対象となると考えられます。一方、重要事実Aとの関係では、その公表又は中止の後に売買等が行われているため、そもそもインサイダー取引規制上、問題は生じません。

このように、例えば、契約の締結又は計画の決定の時点において何らかの重要事実（上記例では重要事実A）を知っていたとしても、当該重要事実が全て公表された後に売買等を行うことを内容とする契約又は計画を締結又は決定することにより、売買等を行う時点において知っている他の重要事実（上記例では重要事実B）との関係で、「知る前契約・計画」として活用することができると考えられます。

なお、以上については、金融商品取引法第167条第5項第14号の規定による「知る前契約・計画」についても同様に考えられます。

総合取引所の実現スキーム(2020年7月27日以降)



海外金融事業者誘致に向けた東京都庁・金融庁の一体的取組み (別紙7)

海外の金融事業者を対象に、法人設立や金融業の登録など、拠点開設に係るさまざまな疑問にワンストップでお答えし、必要となる手続きを支援します。

拠点開設を検討している海外金融事業者

相談 ↓ ↑ 支援・助言

－東京都庁－

金融ワンストップ支援サービス

E-mail: financial-desk@bdc-tokyo.org
Tel: 03-6269-9981

- ✓ 「金融窓口相談員」による相談受付
- ✓ 企業の拠点設立に関する照会
(法人登記等)
- ✓ 生活環境に関する情報提供
(英語対応可能な病院や子女向け学校等)
- ✓ 手続きに精通した弁護士の紹介・相談費用の補助

URL: <http://www.bdc-tokyo.org/>

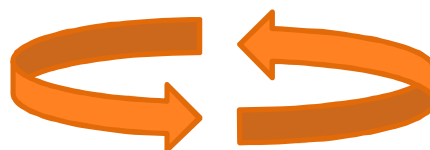
－金融庁－

金融業の拠点開設サポートデスク

E-mail: marketentry@fsa.go.jp
Tel: 03-3506-7109

- ✓ 金融関連の法令解釈や手続きに関する照会
- ✓ 金融業としての登録手続きに向けた継続的なフォロー

URL: <http://www.fsa.go.jp/policy/marketentry/index.html>



どちらの窓口にも相談
いただいても、窓口
間で連携し、包括的
に対応

第4章 預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案

第1節 ITの進展等への対応

I 金融デジタルイゼーション戦略

データの利活用によって金融のあり方が大きく変わる状況にある中、海外では、ビッグデータの利活用等を通じたデジタルイゼーションが飛躍的な進展を遂げている。また、そうした動きが国の競争力を左右するようになってきていることから、データ政策を巡る国際的な議論が活発化している。さらに、金融技術革新が進む中で、暗号資産に関連した新たな構想も出現している。

こうした視点を踏まえ、2019 事務年度においては、以下の重点5分野について金融デジタルイゼーション戦略の取組みを推進した（別紙1参照）。

- ・データ戦略の推進
- ・イノベーションに向けたチャレンジの促進
- ・機能別・横断的法制の整備
- ・金融行政・金融インフラの整備
- ・グローバルな課題への対応

II FinTech サポートデスク

「FinTech サポートデスク」においては、フィンテック企業等からの相談に一元的に対応し、事業実施の支援を行うとともに、フィンテックに関するビジネス動向や事業者のニーズを把握し、金融関係の制度面の検討にも活用している。（別紙2参照。また、これらの経緯や背景については別紙3参照）

III FinTech 実証実験ハブ

「FinTech 実証実験ハブ」においては、フィンテック企業等による前例のない実証実験についてハンズオンで支援を行い、2019 事務年度においては、新たに2件の実証実験の支援決定を行った。（別紙4参照。また、これらの経緯や背景については別紙5参照。さらに、新たに支援決定を行った実証実験については別紙6、7参照）

IV 基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ

金融機関の基幹系システムに関する先進的な取組みに対して、法令解釈等の機能に加えて、ITガバナンスやITに関するリスク管理等システムモニタリングの観点から支援するため、2020年3月に「基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ」を設置した。（別紙8参照）2019 事務年度においては、2件の支援決定を行った。（別紙9参照）

V FinTech Innovation Hub

金融庁では、フィンテックについての最新トレンド・状況を把握し、今後の金融行政にも役立てていく観点から、2018年7月、「FinTech Innovation Hub」(F I H)を設置した。F I Hでは、2019年9月、フィンテック企業等との間で実施した個別の意見交換などの取り組みから得られた動向をまとめた「10の主要な発見」を公表した(別紙10参照)。これを踏まえ、2019年度においては、「A I・データ活用」、「ブロックチェーン」、「A P I」、「ビジネス革新」の4分野を重点的にヒアリングするなど、情報収集・支援機能を強化した。

VI プロジェクト型「規制のサンドボックス制度」への対応

生産性向上特別措置法(2018年6月6日施行)に基づき、A I・I o T・ビッグデータ・ブロックチェーンをはじめとする革新的な技術やビジネスモデルを用いた事業活動を促進するため、新技術等実証制度(いわゆるプロジェクト型「規制のサンドボックス制度」)が創設され、内閣官房に一元的窓口が設置された。本制度は、期間や参加者を限定すること等により、既存の規制にとらわれることなく実証が行える環境を整備することで、迅速な実証を可能とするとともに、実証で得られた情報・資料を活用できるようにして、規制改革を推進するものである。

2019事務年度においては、金融庁として、2件の新技術等実証計画(①保険料を事故発生後に保険加入者に負担するP2P型保険の提供を行う実証計画、②SNS上の友人関係で特例共済を組み、共済オーナーのリスクを少額短期保険業者に移転するP2P型保険に関する実証計画)を認定した。なお、②の実証計画については、規制の特例措置を講じた上で、当該特例措置を活用した実証計画を認定している。

VII 「決済高度化官民推進会議」の開催(別紙11参照)

VIII フィンテックに係る国際的なネットワークの強化

1. 背景

デジタルライゼーションはグローバルに進展しているため、海外の当局及びプレイヤーの動向をフォローするとともに、我が国の取り組みを発信することが重要である。また、必要に応じこうした当局やプレイヤーと協働していくことが望ましいことから、海外とのネットワークを強化する必要がある。

2. 取組実績

(1) フィンテック・サミットの開催

2019年9月に「フィンテック・サミット2019」を開催し、海外の金融当局や技術者、研究者を交えて、金融分野の技術革新にかかる先進的な論点について議論

を行った。開催にあたっては、海外当局とのフィンテック協力枠組みも活用して、第一線で活躍する登壇者を招聘し、国際的なプレゼンス・発信力を強化した。

(2) 分散型金融システムの新たな国際協調

2019年6月に開催した「G20 技術革新にかかるハイレベルセミナー」での議論等も踏まえ、ブロックチェーン技術等を活用した分散型金融システムのガバナンスのあり方について、多様なステークホルダーによる議論への参画を促し、「Blockchain Global Governance Conference [BG2C]」の特別オンラインパネル討論を2020年3月に開催した。その中で、ブロックチェーンに関する新しい国際ネットワークであるBlockchain Governance Initiative Network [BGIN]の設立が発表され、金融庁もステークホルダーの一員として参加した。また、ブロックチェーン「国際共同研究」プロジェクトのリサーチペーパーを2020年6月に公表し、国際的な議論の喚起を図った。

- 平成30事務年度は、例えば以下の取組みにより一定の成果
 - ✓ FinTech Innovation Hubの立ち上げと100社ヒアリング等による情報収集
 - ✓ FinTechサポートデスクとFinTech実証実験ハブによるイノベーションの支援
 - ✓ 「フィンテック・サミット2018」「ブロックチェーン・ラウンドテーブル」の開催など国際的ネットワークの強化
 - ✓ 金融機関による情報の利活用に係る制度整備

- データの利活用によって金融のあり方が大きく変わる状況にある中、海外では、ビッグデータの利活用等を通じたデジタルイノベーションが飛躍的に進展データ政策を巡って国際的な議論が活発化。また、暗号資産に関連した新たな構想も出現

重点5分野の新たな取組み

(1) データ戦略の推進

- データの利活用の促進等のデータ戦略の推進(情報銀行の活用も含めた、金融機関の取組みの促進等)

(2) イノベーションに向けたチャレンジの促進

- 新たな金融サービス創出を目指す多様なプレーヤーを後押し(FinTech Innovation Hubによる情報収集・支援機能の強化等)

(3) 機能別・横断的法制の整備

- デジタルイノベーションに伴う金融サービスの変容に対応するため、機能・リスクに応じた金融法制を整備(「決済」分野の横断化・柔構造化や横断的な金融サービス仲介法制の実現)

(4) 金融行政・金融インフラの整備

- 効率的な行政・デジタルイノベーションの基盤を整備(RegTech/SupTechエコシステムの具体化に向けた取組み)

(5) グローバルな課題への対応

- サイバーセキュリティへの対応やブロックチェーン等最新技術の動向把握など(分散型金融システムについてマルチステークホルダー型アプローチで議論するガバナンスフォーラム(仮称)の開催、暗号資産に関連した新たな構想の出現を踏まえた対応の検討等)

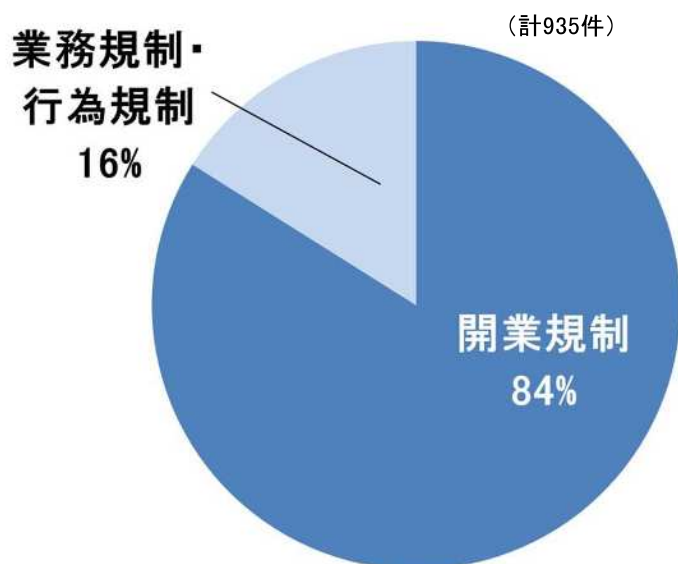
「FinTechサポートデスク」の概要

- フィンテック企業の相談にワンストップで対応する相談・情報交換窓口。
- 既存の法令に触れないこと等の法令解釈の明確化や、個別事案のガイダンスについて、平均 5 営業日以内に対応。
- IT技術の進展が金融業に与える影響を前広に分析するとともに、金融イノベーションを促進。

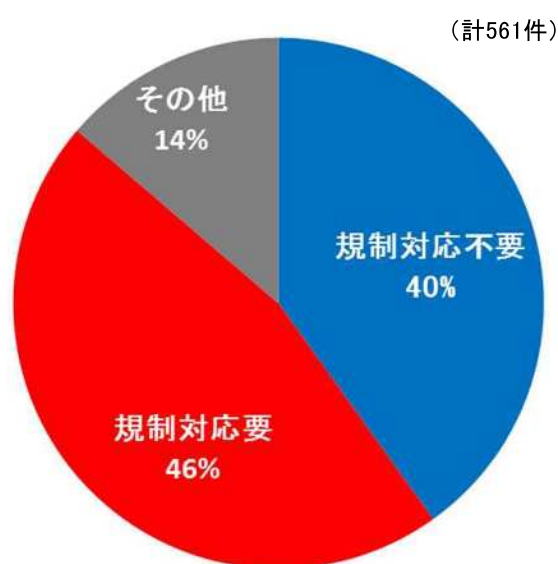
tel : 03-3506-7080

- 開設（2015年12月14日）以来、2020年6月末までに、問合せ総数は1,123件
- 法令解釈に関する問合せ935件の内、開業規制（事業開始にあたっての許可・登録の要否）に関するものが9割弱（784件）。業務規制・行為規制に関するものは1割強（151件）
- 相談終了済案件（561件）の内、規制がかからないとの回答をしたものは約4割、回答期間は平均5営業日以内

【法令解釈類型別】



【相談終了済案件の内訳】



【相談終了済案件の対応期間】



➡ 平均5営業日以内

「FinTechサポートデスク」の設置について（平成27年12月14日公表）

- 「平成27事務年度 金融行政方針」を踏まえ、FinTech(金融・IT融合の動き)を活用した動きが広がりつつあることに着目した新たな取組みとして、FinTechに関する一元的な相談・情報交換窓口「FinTechサポートデスク」を設置。
- FinTechをはじめとした様々なイノベーションを伴う新たな事業分野を対象に、
 - 具体的な事業・事業計画等に関連する事項をはじめとした様々な点について、幅広く金融面等に関する相談を受付。
 - 一般的な意見・要望・提案等も受け付け、積極的な情報交換・意見交換等を実施。



IT技術の進展が金融業に与える影響を前広に
分析するとともに、金融イノベーションを促進

FinTech実証実験ハブにおける受付状況

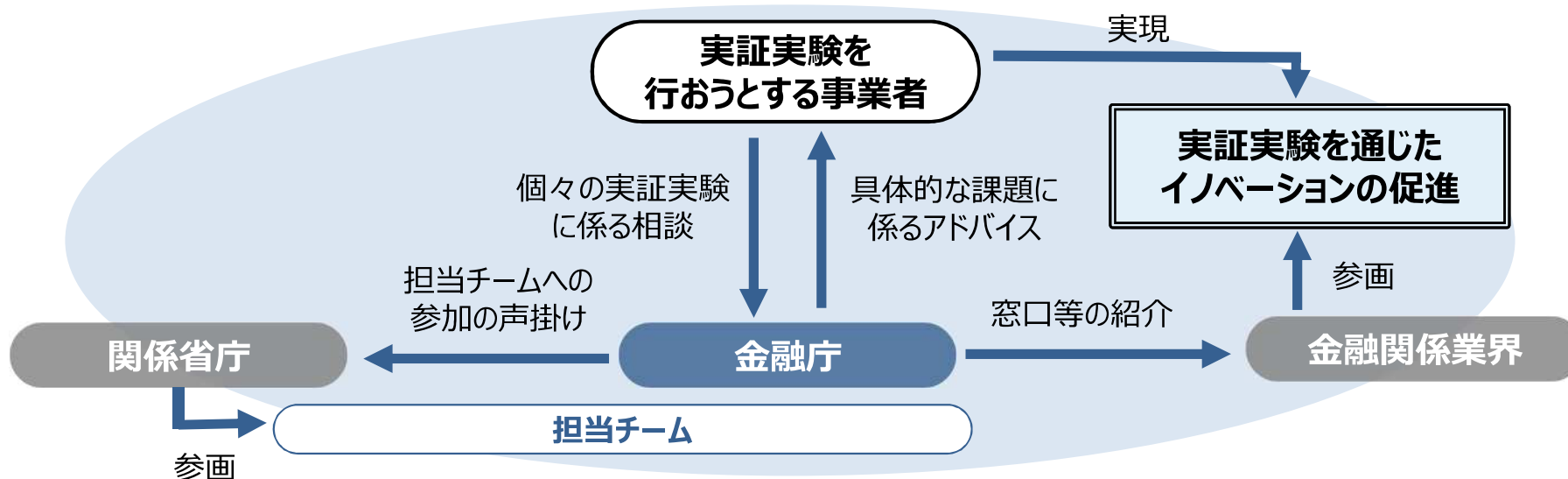
(別紙4)

	申込者	実証実験概要	支援決定 公表日	実験結果 公表日
1	みずほフィナンシャルグループ 三井住友フィナンシャルグループ 三菱UFJフィナンシャル・グループ デロイトトーマツグループ 等	ブロックチェーン技術を用いて、顧客が、ある金融機関において行った本人確認の結果を、他の金融機関との取引にも利用できる仕組みの構築に係る実証実験	2017年 11月2日	2018年 7月17日
2	大日本印刷 西日本シティ銀行	顔認証技術を用いて本人確認を実施する機器の実用化に係る実証実験	2018年 3月16日	2018年 10月24日
3	FRONTEO、三菱UFJ銀行 りそな銀行、横浜銀行 SMBC日興証券	人工知能を用いた金融機関のコンプライアンス業務の効率化に向けた実証実験	2018年 5月7日	2018年 8月1日
4	日本通信、群馬銀行 千葉銀行、徳島銀行 マネーフォワード、サイバートラスト	スマートフォンのSIMカードを用いた利用者認証の仕組みに係る実証実験	2018年 5月31日	2019年 1月24日
5	TORANOTEC GMOペイメントゲートウェイ セブン銀行、ポケットチェンジ	買い物の際に生じたおつり等の小銭を投入することによって、そのまま投資に回せる装置の導入に係る実証実験	2018年 11月8日	—
6	みずほ銀行 グーグル・クラウド・ジャパン 野村総合研究所 大日本印刷	顧客の生体情報とスマートフォン等の位置情報を活用した、本人認証及び顧客管理の高度化に係る実証実験	2020年 4月10日	—
7	新生銀行 三井住友DSアセットマネジメント ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント アストマックス投信投資顧問	投資信託の目論見書に係る電子交付の高度化に向けた実証実験	2020年 5月29日	—

- ✓ 「未来投資戦略2017」（平成29年6月閣議決定）を踏まえ、金融庁は、フィンテック企業や金融機関が、前例のない実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するため、平成29年9月21日、「FinTech実証実験ハブ」を開設。

tel : 03-3581-9510
email : pochub@fsa.go.jp

- ✓ ①明確性、②社会的意義、③革新性、④利用者保護、⑤実験の遂行可能性の観点から、支援の可否を判断。
- ✓ 個々の実験毎に、
 - 金融庁内に担当チームを組成し、必要に応じて関係省庁とも連携し、フィンテック企業や金融機関がイノベーションに向けた実証実験を行うことができるよう、支援。
 - 実験中及び終了後も、継続的にアドバイスを行うなど、一定期間にわたってサポート。



【FinTech実証実験ハブ⑥】位置情報等を活用した本人認証及び顧客管理に関する実証実験（別紙6）

- 従来のID・パスワード方式に替えて、顧客のスマートフォン等の取引端末に係る位置情報と顧客の生体情報（顔認証）を、インターネットバンキングにおけるログイン・取引認証に用いるとともに、その位置情報を顧客の登録情報の最新化等に活用することを検討。
- これにより、インターネットバンキングにおけるセキュリティの確保や顧客管理（カスタマー・デュー・ディリジェンス：CDD）の高度化が可能か検証。
- 参加企業は、みずほFG、みずほ銀行、グーグル・クラウド・ジャパン、野村総合研究所、大日本印刷。
- 実験期間は、2020年5月から10月を予定。

実験概要



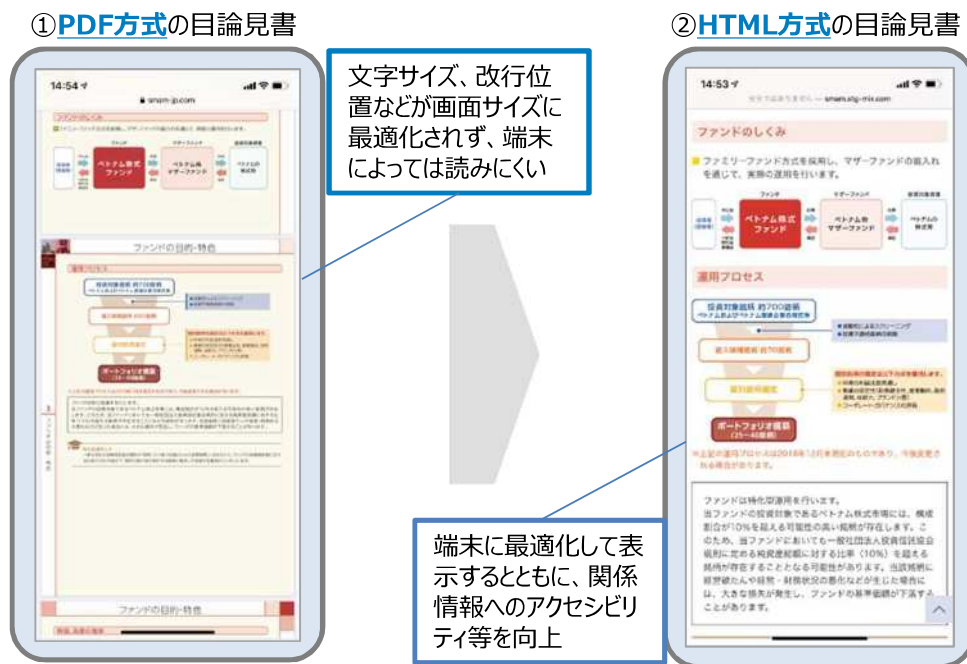
金融庁の関わり

- 顔認証とジオロケーションの組合せにより本人認証を行うことに関するセキュリティ確保について、監督指針等の観点から検証。
- 当該顧客が行う取引等を地理的側面から把握することにより、顧客のリスク変化の兆候を早期に発見し、能動的に顧客の登録情報の変更申告を促すことについて、金融機関による「顧客管理（CDD）」の観点から検証。

- 投資信託の目論見書に係る電子交付について、従来のPDF形式に替えて、HTML形式で作成・交付することを検討。
- これにより、投資信託販売時における商品内容の説明実務の高度化や顧客の利便性・満足度等の向上が可能か等を検証。
- 参加企業は、新生銀行のほか、投資信託委託会社である三井住友DSアセットマネジメント、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント、アストマックス投信投資顧問。
- 実験期間は、2020年7月から12月を予定。

実験概要

- 投資信託の交付目論見書の電子ファイルをHTML方式で提供
 - ・ 対面（店頭・訪問）での投資信託販売現場において、HTML版交付目論見書・補完書面を電子交付
※PDF形式による交付も併せて実施
 - ・ 多くの顧客が利用するデバイスの表示に適した仕様を採用し、スマートフォン等の端末に応じて表示を最適化
 - ・ 関連情報へのアクセシビリティの強化など、見やすく分かりやすいコンテンツを提供することにより、顧客の理解度・満足度の向上を図る
- 顧客の利便性・満足度等向上の効果検証、課題分析
 - ・ HTML形式による目論見書とPDF形式との比較検討
 - ・ 顧客・販売スタッフへのアンケートやサイトのアクセス解析等による分析を実施し、課題を抽出 等



金融庁の関わり

- HTML形式による交付目論見書の記載方法及びその交付方法が、目論見書の電子交付に係る法制度と整合的であるか等について検証。

これまで金融機関のサービスを支えてきた基幹系システムについては、肥大化や複雑化の結果、デジタイゼーションの恩恵を利用者にもたらすための機動的な対応が困難になったり、過大なコスト負担を生じさせるなどの課題が指摘される。一方、一部の金融機関等では、こうした課題を乗り越え、迅速なアプリケーション開発や外部サービスとの機動的な接続等を目指した前向きなチャレンジも始まっている。

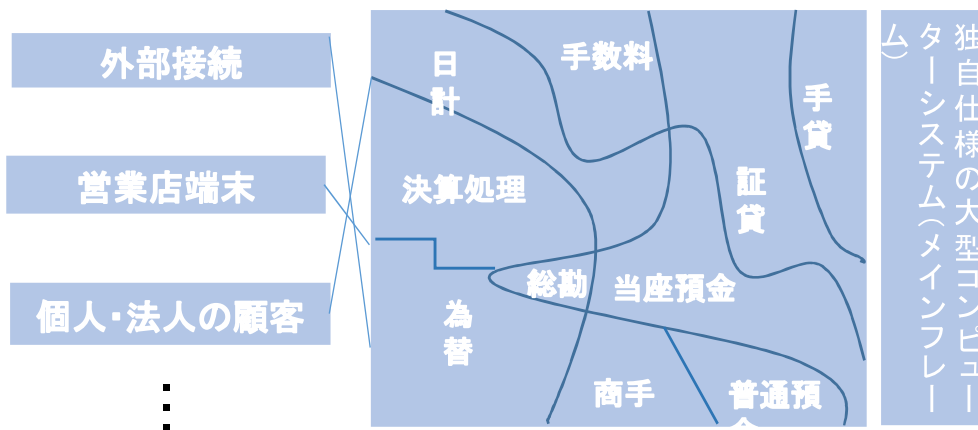
こうした金融機関の基幹系システムに関する先進的な取組みに対して、法令解釈等の機能に加えて、ITガバナンスやITに関するリスク管理等システムモニタリングの観点から支援するため、「基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ」を令和2年3月に設置した。

TEL: 03-3581-9510 Email: pochub@fsa.go.jp

①社会的意義、②先進性、③利用者保護、④遂行可能性の観点から支援の可否を判断。支援決定後は、個々の案件毎に金融庁内のシステムモニタリング担当者や外部有識者からなるチームを組成し、支援。

(例) 銀行の勘定系システムの場合のイメージ

課題のある現行のシステム



新しい取組みの例

✓ オープン系システム

公開されている仕様で構築された環境の中で複数のベンダーが開発するソフトウェアや機器を組み合わせることで、製品の柔軟な選択が可能。

✓ コンポーネント化・マイクロサービス化

独立して実装する各機能・サービスの構成要素を疎結合で構築することで、システム変更の影響を極小化することが可能。

✓ クラウド化

勘定系システムをパブリッククラウド上に実装することで、自前のシステム資源を持たずに、必要なシステムリソースの適時調達が可能。また、ハードウェアのメンテナンスから解放される。加えて、クラウド経由で提供されるAI等の新技術活用が容易に可能。

(注) 基幹系システム・フロントランナー・サポートハブは、銀行等の預金取扱金融機関に限定したものではありません。

基幹系システム・フロントランナー・サポートハブにおける受付状況（別紙9）

	申込者	支援決定 公表日	想定期間	案件概要
1	静岡銀行	2020年 4月30日	令和2年4月 から 令和3年1月 まで	オープン系技術を活用した記帳決済システム導入でハードウェアやロケーションの自由選択を可能とすること、システム機能のコンポーネント化により外部サービスとの機動的な接続を可能とすること等を検討。
2	第一生命	2020年 6月30日	令和2年6月 から 令和4年3月 まで	既存の契約管理機能を中心とした基幹系システムについて、コアとなる顧客・契約データの管理・保存等をオン・プレミス環境に残しつつ、外部連携・データ分析等に関する機能をクラウド基盤に構築することで、新たなサービス実現と運用の効率化の両立を図る。

10の主要な発見（Key Findings）

（1）AI・データ活用

① AIとデータ活用の融合によるフローデータを用いたオンラインレンディングの進展

② 金融機関のデータ利活用により、変わりゆく金融マーケティングのアプローチ（生データのクオリティを活かす匿名加工情報を活用したマーケティング等）

③ データ活用を容易化する技術やモデル構築・検証技術の高度化の動き

（2）ブロックチェーン

④ パブリック型ブロックチェーンの問題を解決する新たな技術動向の進展と分散型金融システムにおけるステークホルダー間連携の必要性

⑤ パブリック型ブロックチェーン（暗号資産取引）のセキュリティを高める動き

⑥ 許可型ブロックチェーン等を活用した、金融と商流を繋ぐB2Bユースケース創出の動き

（3）API

⑦ 効果的なAPI認証をはじめ、国際的にAPI接続のセキュリティに関する実務標準を目指す動き

⑧ APIによる金融間や金融・非金融を繋ぐ異業種間連携（eKYCを含む）の創出の動き

（4）ビジネス革新

⑨ ビジネス・レンディング・事業承継（M&A）などのプラットフォーム提供による経営支援・社会課題解決型フィンテックの登場

⑩ デジタル化の促進やイノベーション創出に向け、よりソフトなアライアンスによる知の集約・創出の動き（企業ラボ・アクセラレータ等）

決済高度化官民推進会議について

(別紙11)

- 決済業務等の高度化は、経済の発展に大きな影響を及ぼすものであり、フィンテックの動きが進展する中、利用者利便の向上や国際競争力強化の観点から、強力に決済インフラの改革や金融・ITイノベーションに向けた取組を実行していくことが重要。
- 2015年12月に金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」でとりまとめた報告においても、こうした決済業務等の高度化に向けた取組を官民挙げて実行に移していくための体制の整備が課題とされた。
- 同ワーキング・グループ報告書で示された課題(アクションプラン)の実施状況等をフォローアップし、フィンテックの動きが進展する中で決済業務等の高度化に向けた取組を継続的に進めるため、官民連携してフォロー・意見交換することを目的として、「決済高度化官民推進会議」を設置。

第1回会合 (2016年6月8日)

第4回会合 (2017年12月20日)

第7回会合 (2019年6月24日)

第2回会合 (2017年1月11日)

第5回会合 (2018年6月11日)

第8回会合 (2019年12月23日)

第3回会合 (2017年6月21日)

第6回会合 (2019年1月29日)

メンバー

2019年12月23日時点

座長

森下 哲朗 上智大学法科大学院教授

メンバー

青井 孝之 富士通(株)財務経理本部財務部
シニアディレクター

飯國 健一 全国信用協同組合連合会システム業務部長
市川 卓 (株)ジェーシービー総合企画部 部長

岩原 紳作 早稲田大学法学部教授

内田 貴和 三井物産(株)代表取締役専務執行役員CFO

翁 百合 (株)日本総合研究所理事長

加藤 正敏 日本商工会議所中小企業振興部長

小池 信夫 (公財)金融情報システムセンター企画部長

河野 康子 (一財)日本消費者協会理事

五來 雄二 (株)常陽銀行常務取締役

瀧 俊雄 (一社)電子決済等代行業者協会代表理事

長楽 高志 (一社)日本資金決済業協会専務理事

戸村 肇 早稲田大学政治経済学術院准教授

鳥海 徹 (一社)国際銀行協会事務局次長

中谷 昇 ヤフー(株)執行役員 兼 政策企画統括本部長

萩原 攻太郎 (一社)全国銀行協会企画委員長((株)三井住友銀行常務執行役員)

服部 悟 (株)名古屋銀行常務取締役

林 和久 イオンアイビス(株)ビジネスサービス本部AS業務部長

前川 秀幸 多摩信用金庫常勤理事

牧野 秀生 花王(株)会計財務部門管理部長

宮澤 一洋 ウェルネット(株)代表取締役社長

山上 聡 (株)NTTデータ経営研究所研究理事
グローバル金融ビジネスユニット長

與口 真三 (一社)日本クレジット協会理事事務局長

オブザーバー

井口 裕之 財務省大臣官房信用機構課長

臼井 智博 日本銀行決済機構局決済システム課長

呉村 益生 経済産業省経済産業政策局産業資金課長

第2節 休眠預金等活用法に関する取組み

I 法律の概要（別紙1参照）

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」という。）が2016年12月に成立、2018年1月より全面施行されている。

金融機関は、最終異動日（最後に入出金等の異動があった日）から10年経過した預金等を「休眠預金」として、通知・公告を行い、預金保険機構に移管する。休眠預金の移管後も、金融機関は、預金者から請求があれば払戻しを行う。

移管された休眠預金のうち内閣府が認可した金額が、指定活用団体（内閣府が指定）に交付され、活用の原資となる。

なお、休眠預金の移管・預金者への返還に係る部分は金融庁の所管であり、活用に係る部分は内閣府の所管である。

II 2019 事務年度の取組み

休眠預金等活用法第48条（政府による周知）の規定に基づき、休眠預金等活用法の趣旨や移管された休眠預金も預金者が返還請求を行えること等について、国民に周知を図るため、当庁ウェブサイトの預金者向けの休眠預金特設ページを案内するインターネット広告や、政府広報オンラインへの記事の掲載などの広報活動を行った。

また、政府の規制改革ホットラインを通じ、複数の預金等を組み合わせた商品（いわゆる総合口座など）について、最終異動日等の更新事由を見直してほしいとの要望があったことを踏まえ、休眠預金等活用法施行規則の改正案を検討し、パブリックコメントを実施した。

民間公益活動を促進するための 休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 概要

1 法律の背景

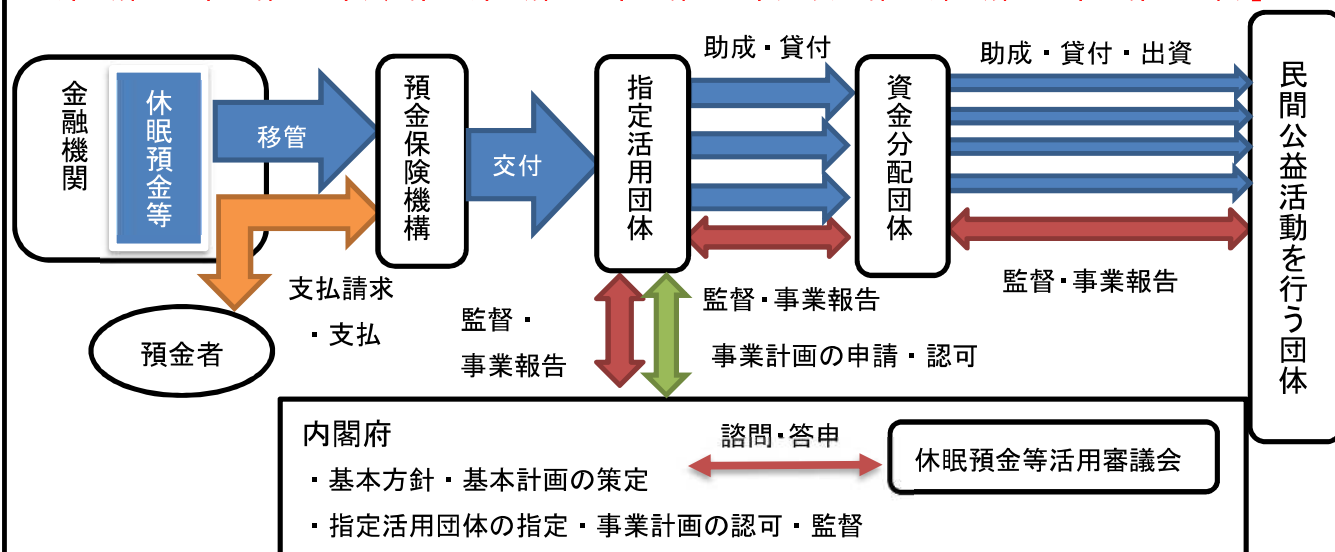
- 休眠預金等：預金者等が名乗りを上げないまま、10年間放置された預金等
⇒毎年1,200億円程度発生（その後500億円程度が払戻し）（平成26～28年度）
- 預金等の性質（①銀行等が公共的役割を果たすための原資、②預金保険制度等による公的資金の活用も想定、③広く国民一般が利用）に鑑みると、預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、社会全体への波及効果の大きい民間公益活動の促進に活用することで休眠預金等を広く国民一般に還元すべき。

2 法律の概要

①休眠預金等の活用に関する基本理念等【第16条・第17条】

- 休眠預金等を、民間公益活動（人口の減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が見込まれる中で国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動（①子ども及び若者の支援、②日常生活等を営む上で困難を有する者の支援、③地域活性化等の支援の3分野に係る活動）であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの）の促進に活用
- 民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間公益活動に係る資金を調達することができる環境の整備を促進する。
- 預金者等の預金等を原資とするものであることに留意し、多様な意見が適切に反映されるように配慮するとともに、その活用の透明性の確保を図る。
- 大都市その他特定の地域に集中することのないよう配慮する。
- 複数年度にわたる民間公益活動に対する助成等、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進するための成果に係る目標に着目した助成等その他の効果的な活用の方法を選択することにより、民間の団体の創意と工夫が十分に発揮されるように配慮する。
- 宗教団体、政治団体、暴力団等は活用対象から除外

②休眠預金等の移管・管理・活用の仕組み【第2章第1節（第3条～第8条）並びに第3章第2節（第18条・第19条）、第3節（第20条～第34条）及び第4節（第35条～第41条）】



- 預金者等であった者は、預金保険機構（委託を受けた金融機関）に対し、申出に基づき休眠預金等代替金（元本+利子相当額）の支払を請求することができる。【第7条第2項】

第5章 審議会等の活動状況

第1節 金融審議会

I 金融審議会の構成（別紙1～2参照）

II 2019事務年度の開催実績

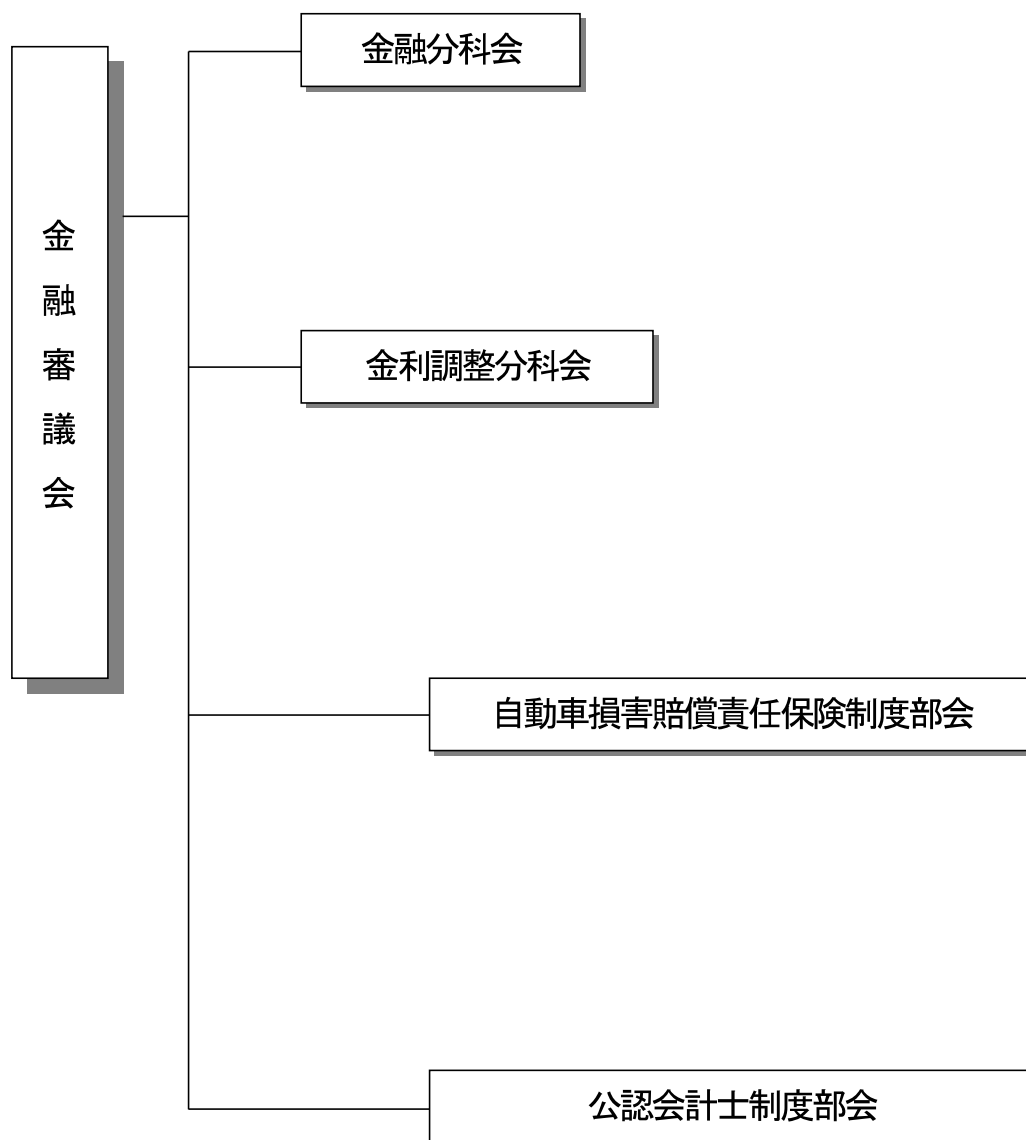
1. 総会・金融分科会合同会合

- (1) 第42回総会・第30回金融分科会合同会合（2019年9月25日開催）
（別紙3参照）
- (2) 第43回総会・第31回金融分科会合同会合（2020年2月17日開催）
（別紙4参照）

2. ワーキング・グループ等

- (1) 決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ
開催実績：2019年10月以降、7回にわたり、開催。
メンバー：（別紙5参照）
報告書：
 - ・「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」報告（2019年12月20日公表）（別紙6参照）
- (2) 市場ワーキング・グループ
開催実績：2019年10月以降、5回にわたり、開催。
メンバー：（別紙7参照）
- (3) 市場構造専門グループ
開催実績：2019年10月以降、4回にわたり、開催。
メンバー：（別紙8参照）
報告書：
 - ・「市場構造専門グループ報告書—令和時代における企業と投資家のための新たな市場に向けて—」（2019年12月27日公表）
（別紙9参照）

金融審議会の構成



金融審議会委員名簿

令和2年2月17日現在

会	長	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
委	員	秋池 玲子	ボストン コンサルティング グループ マネージング・ディレクター&シニア・パートナー
		伊藤 元重	学習院大学国際社会科学部教授
		井村 和夫	日本労働組合総連合会総合政策推進局総合局長
		岩下 直行	京都大学公共政策大学院教授
		翁 百合	株式会社日本総合研究所理事長
		沖野 眞巳	東京大学大学院法学政治学研究科教授
		川口 恭弘	同志社大学法学部教授
		神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
		河野 康子	一般財団法人日本消費者協会理事
		小林 いずみ	ANAホールディングス株式会社社外取締役
		佐々木 百合	明治学院大学経済学部教授
		志賀 俊之	株式会社INCJ代表取締役会長(CEO)
		原田 喜美枝	中央大学商学部教授
		福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
		山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授
		山本 眞弓	弁護士(銀座新明和法律事務所)
		家森 信善	神戸大学経済経営研究所教授

[計18名]

(敬称略・五十音順)

第42回金融審議会総会・第30回金融分科会 議事次第

日時：令和元年9月25日(水) 9:30~11:00

場所：中央合同庁舎7号館13階 共用第1特別会議室

1. 開会
2. 政務挨拶
3. 諮問事項にかかる報告等
4. 金融行政のこれまでの実践と今後の方針
5. 討議
6. 閉会

第43回金融審議会総会・第31回金融分科会 議事次第

日時：令和2年2月17日(月) 13:30～15:00

場所：中央合同庁舎7号館13階 共用第1特別会議室

1. 開会
2. 政務挨拶
3. 諮問事項にかかる報告等
4. 検査マニュアル廃止後の検査・監督の進め方
5. 討議
6. 閉会

金融審議会

「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」メンバー等名簿

2019年12月20日現在

座長	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
メンバー	朝日 智司	生命保険協会一般委員長（日本生命保険（相）取締役常務執行役員）
	岩下 直行	京都大学公共政策大学院教授
	小木曾 稔	新経済連盟事務局政策部長（楽天（株）渉外室ヴァイスジェネラルマネージャー）
	翁 百合	（株）日本総合研究所理事長
	小野 幸則	外国損害保険協会専務理事
	加藤 貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	加毛 明	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	後藤 元	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	坂 勇一郎	弁護士（東京合同法律事務所）
	田村 悟	日本損害保険協会一般委員長（あいおいニッセイ同和損害保険（株）取締役常務執行役員）
	長楽 高志	日本資金決済業協会専務理事
	鳥海 巖	国際銀行協会事務局次長
	鳥海 智絵	日本証券業協会政策懇談会座長（野村證券（株）専務執行役員）
	永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会世話人
	中谷 昇	日本IT団体連盟専務理事（ヤフー（株）執行役員）
	萩原 攻太郎	全国銀行協会企画委員長（（株）三井住友銀行常務執行役員）
	原田 邦彦	日本貸金業協会常務執行役
	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
	船津 浩司	同志社大学法学部教授
	松井 秀征	立教大学法学部法学科教授
	丸山 弘毅	Fintech協会代表理事会長（（株）インキュリオン・グループ代表取締役社長）
	森下 哲朗	上智大学法科大学院教授
	與口 真三	日本クレジット協会理事・事務局長
	渡邊 圭介	日本少額短期保険協会会長（（株）FIS取締役会長）
オブザーバー	内藤 茂雄	消費者庁消費者政策課長
	竹林 俊憲	法務省大臣官房参事官
	井口 裕之	財務省大臣官房信用機構課長
	呉村 益生	経済産業省経済産業政策局産業資金課長
	正田 聡	経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループ商取引監督課長
	菅野 浩之	日本銀行金融機構局審議役

(敬称略・五十音順)

情報通信技術の発展を背景に、イノベーションの促進を通じ、利用者利便の向上と利用者保護のバランスに留意した制度を整備。

決済法制

キャッシュレス時代の利用者ニーズに応え、利便性が高く安心・安全な決済サービスを実現するため、柔軟かつ過不足のない規制を整備。

資金移動業

- ①「高額」（100万円超）送金を取り扱う事業者
 - ・ 新しい類型（認可制）を創設。
 - ・ 具体的な送金指図を伴わない資金の受入れを禁止。
- ②現行規制を前提に事業を行う事業者
 - ・ 利用者資金残高が送金上限額（100万円）を超える場合、事業者が送金との関連性を確認し、無関係な場合は払出し。
- ③「少額」（数万円程度）送金を取り扱う事業者
 - ・ 利用者資金について、供託等の現行の保全方法に代えて、自己の財産と分別した預金での管理を認める。

* このほか、供託、保全契約、信託契約の併用を認めるなど、利用者資金の保全方法を合理化。

前払式支払手段

- チャージ残高の譲渡が可能なものについて、不適切な取引を防止するために発行者に求められる対応を明確化。
- * 利用者資金の保全額（半額）の引き上げについては、共通の認識が得られず（直ちに実施せず）。

無権限取引への対応

- 事業者の自主的な対応を促す観点から、利用者に対する情報提供事項に個社の対応方針を追加。

収納代行

- 割り勘アプリについて、資金移動業の規制対象であることを明確化。
- * エスクローについては、共通の認識が得られず（直ちに制度整備せず）。

金融サービス仲介法制

多様な金融サービスの提供をワンストップで受けられる利便性の高い金融仲介サービスを実現する観点から、このようなサービスを提供しようとする仲介業者に適した業種を創設。

新たな仲介業の創設

- 業種毎の登録等を受けずとも、1つの登録で銀行・証券・保険全ての分野での仲介を可能に。
- * 一定の要件を満たせば、電子決済等代行業の登録手続を省略可能。
- 特定の金融機関への所属を求めず、業務上のパートナーとして金融機関と連携・協働する関係に。
- * これにより、金融機関は、①仲介業者に指導等を行う義務や、②仲介業者が顧客に加えた損害を原則として賠償する責任、を負わない。

業務範囲

- 銀行・証券・保険分野の金融サービスのうち、仲介にあたって高度な説明を要しないと考えられるものの媒介。

参入規制

- 賠償資力の確保に資するよう、事業規模に応じた額の保証金の供託等の義務付け。

行為規制

- 仲介する金融サービスの特性に応じて必要な規制を過不足なく適用するアクティビティ・ベースの規制体系を志向。
- ・ 顧客資産の受入れの禁止
 - ・ 顧客情報の適正な取扱いの確保
 - ・ 仲介業者の中立性の確保（手数料の開示等）
 - ・ 顧客に対する説明義務
- 等

その他

- 新たな仲介業者に係る協会や紛争解決手続の規定の整備。

「市場ワーキング・グループ」メンバー名簿

2020年8月5日現在

座長	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授	
委員	池尾 和人	立正大学経済学部教授	
	上田 亮子	株式会社日本投資環境研究所主任研究員	
	上柳 敏郎	弁護士(東京駿河台法律事務所)	
	鹿毛 雄二	ユージン・パシフィック代表	
	加藤 貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
	神戸 孝	FP アソシエイツ&コンサルティング株式会社代表取締役	
	黒沼 悦郎	早稲田大学法学学術院教授	
	駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授	
	島田 知保	専門誌「投資信託事情」発行人兼編集長	
	高田 創	岡三証券株式会社グローバルリサーチセンター理事長 エグゼクティブエコノミスト	
	竹川 美奈子	LIFE MAP 合同会社代表	
	佃 秀昭	株式会社企業統治推進機構代表取締役社長	
	永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会世話人	
	中野 晴啓	セゾン投信株式会社代表取締役会長 CEO	
	野尻 哲史	合同会社フィンウェル研究所代表	
野村 亜紀子	株式会社野村資本市場研究所研究部長		
林田 晃雄	読売新聞東京本社調査研究本部主任研究員		
福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授		
宮本 勝弘	日本製鉄株式会社代表取締役副社長		
オブザーバー	消費者庁	財務省	日本銀行
	日本取引所グループ	日本証券業協会	投資信託協会
	日本投資顧問業協会	信託協会	全国銀行協会
	国際銀行協会	生命保険協会	

(敬称略・五十音順)

「市場構造専門グループ」メンバー名簿

2019年12月27日現在

座長 神田 秀樹 学習院大学大学院法務研究科教授

井口 譲二 ニッセイアセットマネジメント(株) チーフ・コーポレート・ガバナンス・オフィサー

池尾 和人 立正大学経済学部教授

翁 百合 (株)日本総合研究所理事長

小林 喜光 (株)三菱ケミカルホールディングス 取締役会長

三瓶 裕喜 フィデリティ投信(株) ヘッド・オブ・エンゲージメント

高田 創 みずほ総合研究所(株)副理事長 エグゼクティブエコノミスト

松山 彰宏 日本経済団体連合会 金融・資本市場委員会資本市場部会長(三菱電機(株)取締役)

オブザーバー

日本取引所グループ 札幌証券取引所 名古屋証券取引所 福岡証券取引所

経済産業省 日本銀行 日本証券業協会

(敬称略、五十音順)

金融審議会市場ワーキング・グループ 市場構造専門グループ報告書の概要(2019年12月27日) — 令和時代における企業と投資家のための新たな市場に向けて —

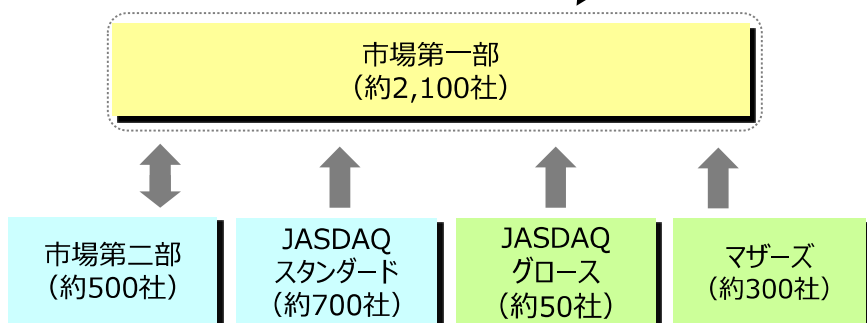
東京証券取引所の市場構造について、①上場企業やベンチャー企業の持続的な成長と企業価値の向上を促し、②内外の投資家にとって魅力あふれる市場となるよう、見直しを行う。

現状の市場構造を巡る課題

- 東京証券取引所に5つある各市場区分のコンセプトが曖昧
- 上場企業の持続的な企業価値向上に向けた動機づけに乏しい
- 「TOPIX(東証株価指数) = 市場第一部」となっており、投資対象としての機能性を備えていない

東京証券取引所の現状

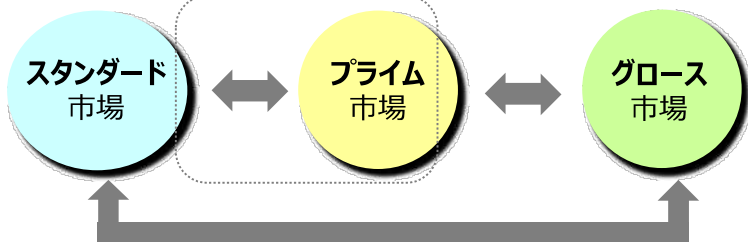
TOPIX=市場第一部



新たな市場構造

TOPIXを変更
(主にプライム市場から選定)

※新市場の名称はいずれも仮称



3つの市場区分に再編 (企業は適切と考える市場区分を選択可)

- 各市場のコンセプトを明確化
- 上場企業やベンチャー企業の持続的な成長と、企業価値の向上を促すメカニズムの強化

プライム市場

- 高い時価総額・流動性、より高いガバナンスを備え、投資家との建設的な対話を企業価値向上の中心に据える企業が上場
 - 新たに上場する企業は、流通時価総額等の上場・退出基準を厳格化。
ただし、ネット系企業等のビジネスモデルによっては、直近赤字でも加重した条件で上場可。
 - 一段高いコーポレートガバナンス・コードを適用。
- ※ 既存の市場第一部上場企業は、選択により引き続き上場が可能。

スタンダード市場

- 一定の時価総額・流動性、基本的なガバナンスを備えた企業が上場
 - コーポレートガバナンス・コードの全原則を適用

グロース市場

- 高い成長可能性を有する一方、相対的にリスクが高い企業が上場
 - 時価総額に係る上場基準を維持 (ベンチャー企業の育成に資する市場)

TOPIXの見直し

- 市場区分とTOPIXの範囲を切り離す
- 現在のTOPIXとの連続性も考慮しつつ、より流動性を重視して選定

第2節 自動車損害賠償責任保険審議会（別紙1～2参照）

自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿

(令和2年1月22日現在)

会 長	藤 田 友 敬	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委 員	甘 利 公 人	上智大学法学部教授
	大 野 澄 子	弁護士
	緒 方 由 貴 夫	一般社団法人日本損害保険協会自賠責保険特別委員会委員長
	高 倉 明	全日本自動車産業労働組合総連合会会長
	高 松 伸 幸	全日本交通運輸産業労働組合協議会事務局長
	田 島 優 子	弁護士
	中 林 真 理 子	明治大学商学部教授
	浜 島 和 利	一般社団法人日本自動車会議所保険特別委員長
	細 川 昭 子	弁護士
	村 山 美 彦	全国共済農業協同組合連合会代表理事専務
	山 根 和 子	NPO法人いのちのミュージアム事務局
	唯 根 妙 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会常任顧問
特別委員	江 原 茂	損害保険料率算出機構専務理事
	桑 山 雄 次	全国遷延性意識障害者・家族の会代表
	坂 口 正 芳	一般社団法人日本自動車連盟副会長
	寺 田 一 薫	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
	長 島 公 之	公益社団法人日本医師会常任理事

(敬称略・五十音順)

令和2年1月22日
 金融庁

第140回・第141回自動車損害賠償責任保険審議会の開催結果について

1. 令和2年1月16日午前10時00分から第140回自動車損害賠償責任保険審議会、本日午前10時00分から第141回自動車損害賠償責任保険審議会、それぞれが開催されました。
2. 第140回自動車損害賠償責任保険審議会においては、令和元年度料率検証結果の報告が行われました。報告された損害率（※1）は次のとおりです。

（単位：％）

契約年度	令和元年度	令和2年度
前回（平成29年4月） 改定時予定損害率	105.9	
令和元年度検証結果による損害率	92.5	91.5

（※1）損害率＝（支払保険金／収入純保険料）×100

審議の結果、今後の料率のあり方については、次の2点を踏まえて、令和2年度より、自賠責保険の収入と支出が見合う料率水準とすることが適当であるとの方向性が示されました。

- ・ 保険収支の状況を見た場合、交通事故の減少等により、損害率については92%程度と、前回の基準料率改定時の想定以上の黒字となっていること
- ・ 保険契約者への還元を活用される滞留資金の残高は、増加傾向にあること

3. 第141回自動車損害賠償責任保険審議会においては、前回審議会で示された方向性に沿って、損害保険料率算出機構から届出のあった新たな基準料率に関して諮問が行われました。審議の結果、新たな基準料率を本年4月1日より適用することなどについて了承されました。

4. 新たな基準料率は、全車種等の平均で16.4%の引下げ（現行基準料率比）となります。例えば、自家用乗用自動車2年契約の保険料（※2）は、21,550円となります。（現行基準料率の同契約の保険料は25,830円で、現行基準料率比で16.6%の引下げとなります）

（※2）離島以外の地域（沖縄県を除く）

（参考）諮問に対するの答申、議事要旨、及び議事録については後日公表します。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
 監督局保険課(内線 3375、3342)

第3節 企業会計審議会

I 企業会計審議会の構成

企業会計審議会（会長：徳賀芳弘 京都大学副学長・教授）は、会計を巡る事項、監査基準の設定、その他企業会計制度の整備改善について調査審議などを行うこととされており、その下に、会計部会、監査部会、内部統制部会の各部会が設置されている。（別紙1参照）

II 2019 事務年度の審議状況

1. 企業会計審議会・第6回会計部会（2019年9月3日開催）

2019年5月に公表した監査基準、中間監査基準及び四半期レビュー基準の公開草案を踏まえ、①監査人が限定付適正意見を表明した場合は、その理由をわかりやすく監査報告書に記載すること、②株主総会等で会計監査に関する説明を行うことは守秘義務違反とならないことを明確化すること、などを内容とする監査基準等の改訂を行った。

また、会計を巡る動向について、金融庁、東京証券取引所、企業会計基準委員会及び財務会計基準機構から最近の取組み状況等の報告があり、①IFRS任意適用企業の拡大促進、②国際的な意見発信の強化、③日本基準の高品質化、④国際的な会計人材の育成の4つの課題について議論を行った。その中では、IFRSへの移行を容易にさせる観点から、IFRS任意適用企業の有価証券報告書における日本基準とIFRSとの差異の継続的な開示を廃止すべき等の意見が出された。

さらに、2018年7月の監査基準の改訂において、「監査上の主要な検討事項」の記載と併せて、財務諸表の監査報告書の記載区分等が変更されたことを踏まえ、原則として、財務諸表の監査報告書と合わせて記載するものとされている内部統制監査報告書の記載区分等についても変更することが了承された。これを踏まえ、2019年9月6日に「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（公開草案）」を公表した。

2. 第45回監査部会（2019年11月12日開催）

監査した財務諸表を含む開示書類のうち、財務諸表以外の情報である「その他の記載内容」について、監査人の対応のあり方、監査報告書に記載を求める対象範囲、適用時期等に関する審議を行った。

3. 企業会計審議会・第46回監査部会（2019年12月6日開催）

2019年9月6日に公表した公開草案を踏まえて、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施

基準の改訂について（意見書）」をとりまとめた。

また、同年9月3日に開催した企業会計審議会・第6回会計部会での議論等を踏まえ、IFRSへの移行を容易にさせる観点から、IFRS任意適用企業の有価証券報告書における日本基準とIFRSとの差異の継続的な開示を廃止するための内閣府令を改正することについて、金融庁より報告を行った。

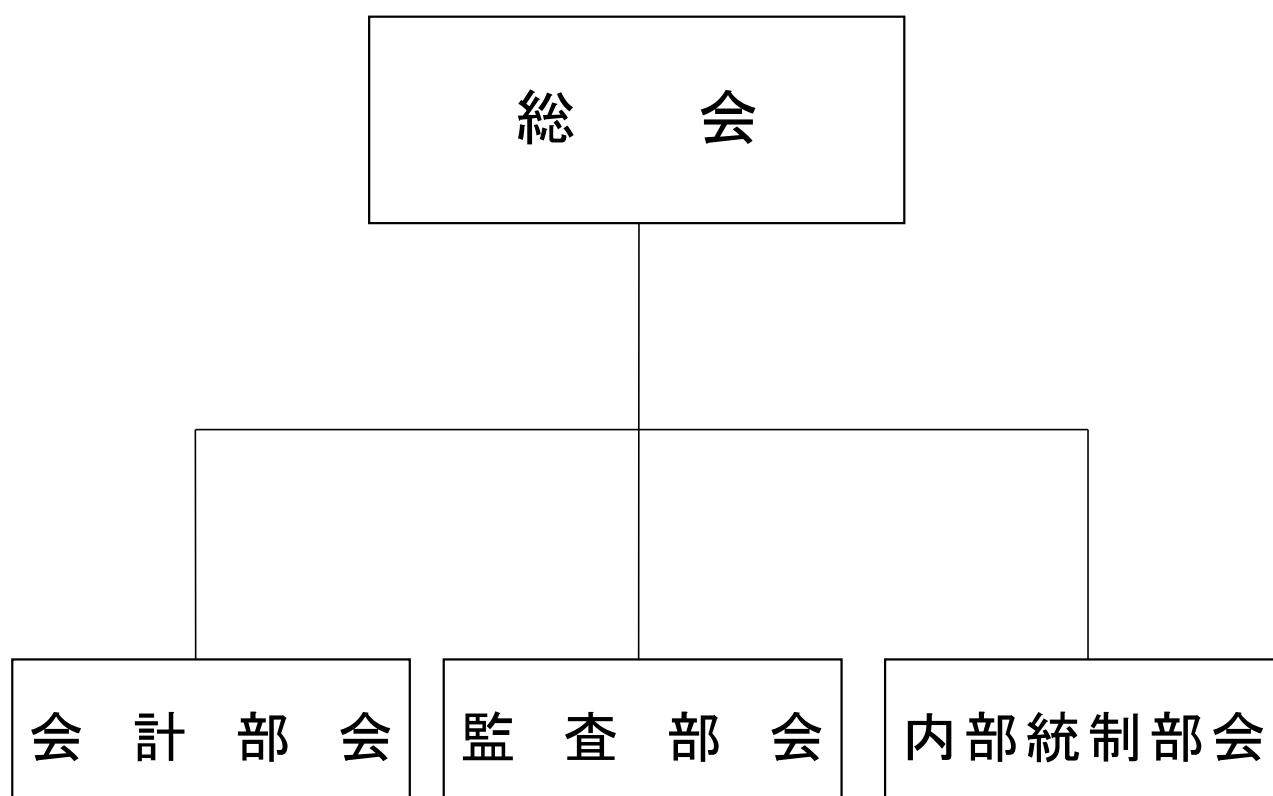
さらに、監査を巡る動向について、金融庁より、国際監査基準の改訂状況及び我が国の監査の基準におけるリスク・アプローチの変遷についての報告を受けて議論を行った。

4. 第47回監査部会（2020年3月開催）

第47回監査部会は、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、持ち回り審議となった。当部会では、これまで議論された、「その他の記載内容」及びリスク・アプローチの強化について、監査基準等の公開草案を取りまとめ、公表し、広く一般に意見募集を行うことが了承された。

これを踏まえ、2020年3月23日に監査基準及び中間監査基準の改訂に関する公開草案を公表した。

企業会計審議会の組織



第4節 金融トラブル連絡調整協議会

I 経緯

金融トラブル連絡調整協議会（座長：神作裕之 東京大学大学院法学政治学研究科教授）は、金融審議会答申（2000年6月）を踏まえ、業態の枠を超えた情報・意見交換等を行い、金融分野における裁判外紛争処理制度の改善につなげることを目的として、消費者団体、学識経験者、業界団体・自主規制機関、関係行政機関等の参加により、同年9月より開催しているものである。（別紙1参照）

II 議論の状況

2000年9月7日の第1回会合以降、これまで58回の協議会を開催してきた。

第58回金融トラブル連絡調整協議会

2020年1月15日、第58回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況（令和元年度上半期）及び「ADR機関へのアクセス・利活用の機会向上に向けた取組み」等について報告・意見交換等を行った。

金融トラブル連絡調整協議会委員名簿

(別紙1)

令和2年1月15日現在

(消費者行政機関等)		
消費者庁地方協力課長		太田 哲生
国民生活センターADR事務局長		影山 武
東京都消費生活総合センター所長		戸澤 互
日本司法支援センター本部第一事業部 情報提供課長		谷口 学
(消費者団体)		
全国消費者団体連絡会政策スタッフ		大出 友記子
日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会常任顧問		唯根 妙子
全国消費生活相談員協会主任研究員		樋山 昌子
(指定紛争解決機関)		
全国銀行協会金融ADR部長		西村 寿一
信託協会事務局長兼信託相談所長		横山 昇五
生命保険協会生命保険相談所事務局長		高橋 正国
日本損害保険協会損害保険相談・紛争解決サポートセンター本部長		森脇 隆正
保険オンブズマン専務理事		小野 幸則
日本少額短期保険協会専務理事		小泉 武彦
証券・金融商品あっせん相談センター事務局長		三森 肇
日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター長		遠藤 清一
(業界団体・自主規制機関)		
全国信用金庫協会業務管理部長		染川 幸夫
全国信用組合中央協会しんくみ業務相談センター長		湯川 義明
全国労働金庫協会法務部長		菅谷 宏行
日本商品先物取引協会相談センター長		原田 孝司
農林中央金庫総務部部長代理(農漁協系統金融機関代表)		権藤 俊浩
不動産証券化協会教育推進部長兼苦情相談室長		深津 明
日本資金決済業協会事務局長		橋本 文夫
日本仮想通貨交換業協会業務部長		長田 佳巳
(弁護士)		
アンダーソン・毛利・友常法律事務所		斎藤 輝夫
東京合同法律事務所		坂 勇一郎
(学識経験者)		
【座長】 東京大学大学院法学政治学研究科教授		沖野 真巳
東京大学大学院法学政治学研究科教授		神作 裕之
一般社団法人メディエーターズ代表理事		田中 圭子
上智大学法科大学院教授		森下 哲朗
京都大学大学院法学研究科教授		山田 文
(金融当局)		
金融庁企画市場局総務課長		長岡 隆
金融庁総合政策局総合政策課金融サービス利用者相談室長		伊佐 浩明
金融庁監督局総務課長		尾崎 有
経済産業省経済産業政策局産業資金課課長補佐		高津戸 拓也
厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課労働金庫業務室室長補佐		田中 稔
国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課・不動産投資市場整備室長		浪越 祐介
総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課長		高田 義久
農林水産省経営局金融調整課組合金融調査官		長谷川 元
		[計38名]
(事務局)		
金融庁企画市場局総務課金融トラブル解決制度推進室長		今西 隆浩
		[合計39名]

(敬称略、順不同)

第6章 政府全体の施策における金融庁の取組み

第1節 政府の成長戦略等における金融庁の取組み

I 「成長戦略（2020年）」（2020年7月17日閣議決定）

2019事務年度、「未来投資会議」及び下部会合である「構造改革徹底推進会合」や「産官協議会」において、成長戦略の策定に向けた検討がなされ、金融庁に関わる施策として、フィンテック、コーポレート・ガバナンス及び中小企業・小規模事業者の生産性向上に関する議論がなされた。これらの議論等を踏まえ、「成長戦略実行計画」「成長戦略フォローアップ」及び「令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」（総称：「成長戦略（2020年）」）が策定された（2020年7月17日閣議決定、金融庁関連の施策については別紙1参照）。

II 「経済財政運営と改革の基本方針2020」（2020年7月17日閣議決定）

経済・財政一体改革を推進し、当面の経済財政運営と改革の基本方針のあり方を示すため、経済財政諮問会議での議論を経て、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（骨太方針2020）が取りまとめられた（2020年7月17日閣議決定、金融庁関連の主な施策については別紙2参照）。

III 「第2期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』」（2019年12月20日閣議決定）

政府は、まち・ひと・しごとの創生に同時かつ一体的に取り組むため、2014年12月に、2015年度を初年度とする5カ年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、その後は情勢の推移を踏まえて毎年度必要な見直しを行っている。2019年度は「総合戦略」の5年目にあたり、2020年度からの5カ年を対象とする「第2期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』」が策定された（2019年12月20日閣議決定）。

また、本総合戦略に掲げられた基本目標及びその達成に向けて作成された政策パッケージ・個別施策について、今後の対応方向をとりまとめた「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」が策定された（2020年7月17日閣議決定）。

（※「第2期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』」及び「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」の金融庁関連の主な施策については、別紙3及び別紙4参照。）

IV 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（2019年6月14日閣議決定）の変更（2020年7月17日閣議決定）

政府のIT戦略として、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できるデジタル社会を実現することを目指して、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ

活用推進基本計画」(2019年6月14日閣議決定)が改定された(2020年7月17日閣議決定)。金融庁関連の主な施策は、「金融機関における取引でのマイナンバーカード(公的個人認証サービス)の活用促進」の1つ。

「成長戦略（2020年）」（令和2年7月17日閣議決定）における金融庁関連の主要施策

◆ 決済インフラの見直し等

▶ 決済インフラの見直し

- ・銀行間手数料の見直しに当たっては、全銀ネットが定める仕組みに統一し、コストを適切に反映した合理的水準へ引下げ
- ・優良なノンバンク決済事業者の全銀システムへの参加を認めるべく、参加資格等について検討
- ・全銀システムの効率性向上を図るため、全銀ネットのガバナンスや透明性の向上に向けた方策を検討
- ・多頻度小口決済を想定した低コストの資金決済システムの構築を検討
- ・多数の事業者が乱立する少額決済サービスについて、銀行系スマホ決済など事業者間の相互運用性を確保

▶ 銀行を始めとする既存の金融機関への規制上の制約の見直し

- ・銀行業高度化等会社について、①兄弟会社形態のものについては、一定の場合には認可制でなく届出制とすることや、②地方創生などに積極的に取り組めるよう要件を見直すことについて検討
- ・銀行による事業会社への出資の在り方について検討
- ・既に銀行を保有している事業会社への影響に十分留意しつつ、事業会社の保有する銀行の在り方について検討
- ・銀行のリソースを最大限活用する観点から、付随・従属業務に係る規制を見直すことについて検討
- ・銀行・保険会社の海外子会社の業務範囲規制の緩和について検討
- ・外国法人顧客に関する情報の銀証ファイアーウォール規制の対象からの除外等について検討
- ・国内顧客を含めたファイアーウォール規制の必要性について、公正な競争環境に留意しつつ検討

▶ FinTechの実用化等イノベーションの推進

- ・FinTech事業者と金融機関とのデータ連携に係るコンソーシアムの立ち上げやRegTech/SupTech対応促進のためのハッカソンの開催など技術革新を活用した金融サービス・行政運営の高度化
- ・ブロックチェーン技術に関する国際ネットワークへの積極的な貢献を通じた国際的議論の主導
- ・「基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ」により、金融機関の基幹系システムの効率化・高度化に向け、法令解釈やITガバナンス、リスク管理に関し助言
- ・所管金融機関等による国への全ての申請・届出を電子化するなど、金融行政のデジタル化を推進

◆ デジタル技術の社会実装を踏まえた規制の精緻化

- ・プロ投資家及び高齢顧客対応について、顧客データ等の分析を通じ、規制の精緻化を検討
- ・各金融機関におけるマネー・ロンダリングに係る顧客リスク評価等へのAI活用の検討

「成長戦略（2020年）」（令和2年7月17日閣議決定）における金融庁関連の主要施策

◆ コーポレートガバナンス改革の推進・国際金融都市の確立等

➤ コーポレートガバナンス改革の推進

- ・資本コスト、グループ・ガバナンスの強化、監査の信頼性確保、サステナビリティや社外取締役の質の向上の確保などの論点につき検討を行い、「コーポレートガバナンス・コード」を2021年中に改訂
- ・東京証券取引所の市場構造改革により設けられるプライム市場（仮称）を選択する企業に対して、改訂予定の「コーポレートガバナンス・コード」において一段高い水準のガバナンスを求める

➤ 投資家に魅力があり企業価値向上に繋がる金融資本市場の整備

- ・東京証券取引所の市場構造改革に関して、2022年4月に新市場区分に基づいた市場を立ち上げる
- ・TOPIXを市場区分から切り離し、ガバナンスの水準や流動性の高い銘柄を重視した株価指数とする
- ・投資家保護に十分留意しつつ、クラウドファンディング制度や非上場有価証券の取引の改善等を検討
- ・ICTも活用した金融経済教育の推進、つみたてNISAの普及や新しいNISA制度の2024年導入に向けた周知・広報を行い、長期積立分散投資の定着や金融リテラシー向上を図る

➤ 世界・アジアの国際金融ハブとしての国際金融都市の確立

- ・資産運用高度化に向けた課題の整理・運用業者との対話促進、アセットオーナーの運用高度化、独立系新興運用業者の資金繰り対策、運用業者の声を踏まえた市場の効率化に向けた業界慣行の見直し
- ・海外金融人材やサポート人材等の円滑な受入れ促進、拠点開設サポートデスクの抜本的強化や英語による金融行政サービス提供等による投資運用業登録等の迅速化、国のプロモーションの抜本的強化

◆ 地域のインフラ維持と中小企業・小規模事業者の生産性向上

- ・地域金融機関による先導的人材マッチング事業の活用促進やRe:ing/SUMIにおける好事例共有等
- ・大手銀行等の専門経験を有する人材をリストアップしてREVICでリストを管理し、地域の中小企業のニーズに応じて、経営人材の円滑な移動を実現するなどにより中小企業の経営力強化を支援
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で財務基盤が一時的に悪化した地域の主たる中堅・中小企業等に対するREVICを通じた資本性資金の供給等
- ・自然災害債務整理ガイドラインを改正し新型コロナウイルス感染症の影響を受けた個人事業主等の債務整理支援を実施

経済財政運営と改革の基本方針 2020 ～危機の克服、そして新しい未来へ～

〔金融庁関連抜粋〕

第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く

1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ — 「ウィズコロナ」の経済戦略

(3) 事業の継続と金融システムの安定維持

(略) 資金繰り対策としては、引き続き、実質無利子・無担保融資や危機対応融資の円滑な実行により、事業者における手元流動性の確保を支えるとともに、資本性劣後ローンの供給を通じて事業者の財務基盤を強化し、民間金融機関による金融支援を促進する。さらに、出資やファンド拡充等により、経営改善や事業再生のみならず、スタートアップ企業やベンチャー企業におけるデジタル化等の新たな事業展開も強力に後押しする。

(略) 政府は、引き続き日本銀行と危機感を共有し、緊密に連携する下で¹、資金繰り支援により事業継続を強力に支援するとともに、必要に応じ予防的な観点から、金融機能強化法²に基づく民間金融機関への資本参加の枠組みを活用するなど金融システムの安定に万全を期す。

(4) 消費など国内需要の喚起

(略) キャッシュレス決済は、ポイント還元事業の効果や利便性の高さに加え、感染防止の観点もあって拡大しつつあるが、更なる普及に向け、キャッシュレス事業者向けに策定したガイドラインを活用し、加盟店手数料の更なる引下げを促す。高さの背景にある銀行の振込手数料について、銀行等の参加する全銀システムについて優良なノンバンクの参加を認めるべく検討を行うとともに、40年以上不変である銀行間手数料の合理的な水準への引下げを図る。(略)

第3章 「新たな日常」の実現

1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備（デジタルニューディール）

(1) 次世代型行政サービスの強力な推進 — デジタル・ガバメントの断行

② マイナンバー制度の抜本的改善

(略) 国税還付、年金給付、各種給付金（国民向け現金給付等）、緊急小口資金、被災者生活再建支援金、各種奨学金等の公金の受取手続の簡素化・迅速化に向け、マイナポータル等を活用し、公金振込口座設定のための環境整備を進める。様々な災害等の緊急時や相続時にデジタル化のメリットを享受できる仕組みを構築するとともに、公平な全世代型社会保障を実現していくため、公金振込口座の設定を含め預貯金口座へのマイナンバー付番の在り方について検討を進め、本年中に結論を得る。(略)

¹ 「新型コロナウイルス感染症への対応についての副総理兼財務大臣・日本銀行総裁共同談話」（令和2年5月22日）。

² 金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成16年法律第128号）。

(4) 変化を加速するための制度・慣行の見直し

① 書面・押印・対面主義からの脱却等

書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向けて取り組む。このため、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す。また、押印についての法的な考え方の整理などを通じて、民民間の商慣行等についても、官民一体となって改革を推進する。行政手続について、所管省庁が大胆にオンライン利用率を引き上げる目標を設定し、利用率向上に取り組み、目標に基づき進捗管理を行う。

② デジタル時代に向けた規制改革の推進

デジタル技術の活用を前提とした書面・対面規制や業規制の見直し、技術進歩に対応した迅速・柔軟な規制体系への転換など、デジタル時代に向けて、重点的な見直し事項を定めて、規制・制度の見直しを行う。(略)

モビリティ、フィンテック／金融、建築の3分野を中心に、中長期的な観点から実証事業を実施し、将来の規制の在り方に係る問題点や課題を洗い出すとともに、その深掘りや他分野への展開を図る。(略)

2. 「新たな日常」が実現される地方創生

(1) 東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ

③ 地域の中小企業の経営人材の確保

(略) 大手銀行等の専門経験を有する人材をリストアップして地域経済活性化支援機構でリストを管理し、マッチングを行うなど、地域の中小企業のニーズに応じて、経営人材の円滑な移動や兼業・副業を実現するとともに出融資等により中小企業の経営力強化を支援する。

④ 地方都市の活性化に向けた環境整備

(略) 特定地域基盤企業(乗合バス事業者及び地域銀行)については、独占禁止法特例法³の期限である10年間で効率性・生産性、サービスの質の向上を進める。

5. 新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現

(3) サプライチェーンの多元化等を通じた強靱な経済・社会構造の構築

(略) 海外金融機関等の受入れに係る環境整備等により、世界中から優秀な人材や資金、情報を集め、世界・アジアの国際金融ハブとしての国際金融都市の確立を目指す。

(以上)

³ 地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律(令和2年法律第32号)。

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(「総論」) 当庁関連部分抜粋

本論 第2期における地方創生

第2章 第2期における施策の方向性

【基本目標1】 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする

1-1 地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現

(1) 地域資源・産業を活かした地域の競争力強化

⑦ 地域金融機関等との連携による経営改善・成長資金の確保等

地方公共団体や取引先とのネットワークを通じ、各地域の事情に精通した地域金融機関には、事業への有益なアドバイスとファイナンスを通じて、地域経済の活性化に貢献するなど各地域の地方創生の取組への一層積極的な関与が求められる。

こうした観点から、地域企業等への経営改善、資金供給などの支援を行うため、地域金融機関等と連携し、ローカルベンチマーク等の活用や、リスク性資金の充実にに向けた環境整備等を図る。特に、マーケット規模が十分でない地域での事業展開や未来技術などの新たなイノベーション創出においては、官民一体となったリスク性資金の供給を推進する。また、銀行の議決権保有制限（いわゆる5%ルール）を緩和する措置を行ったことを踏まえ、当該措置の地域金融機関における有効活用を図る。

(2) 専門人材の確保・育成

地域企業が競争力を発揮し、成長を実現するには、経営戦略の策定と経営課題の抽出・洗い出し、その課題を解決できる人材の確保が必要である。このため、各道府県のプロフェッショナル人材戦略拠点の設置を支援し、地域企業の「攻めの経営」への転換と、新たな経営戦略の実現に不可欠となるプロフェッショナル人材のマッチングを進めており、同拠点は、これまで約4万件の相談を受け、7,000件を超える地域企業における即戦力人材の採用を実現している。

他方、地域における人材不足を巡る状況が今後一層厳しさを増していくことを踏まえると、経営人材や即戦力となる専門人材の確保に向けて、地域金融機関や商工会議所等の経営支援機関との連携を強めるなど、地域を支える事業主体の経営課題解決に必要な人材マッチング施策を抜本的に強化することが必要である。とりわけ、地域金融機関は、地方公共団体や取引先とのネットワークを通じ、各地域の事情に精通していることから、その能力をより一層活用することが重要である。

このため、当面の3年間に限定し、「地域人材支援戦略パッケージ」を集中的に実施する。具体的には、地域企業の経営課題等を把握している地域金融機関等が、人材ニーズを切り出し、職業紹介事業者との連携等により人材マッチングを実現し、企業の成長戦略を全面的にサポートする先導的・モデル的な事業への支援を行う。これにより、地域人材市場の育成とマッチングビジネスの早期市場化・自立化を図る。

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」付属文書 政策パッケージ(「各論」) 当庁関連部分抜粋

【基本目標 1】 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする

1-1 地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現

(1) 地域資源・産業を活かした地域の競争力強化

① 地域企業の生産性革命の実現

i 地域経済の主な担い手である中小企業の生産性向上と収益力強化

- (c) 地域の中小企業経営者及び金融機関を含む支援機関の人材育成と、実践的な経営課題解決ノウハウを共有するコミュニティ形成のため、地域の中小企業経営者と金融機関などの支援機関に対し、ビジネスの課題解決を共同で学習・実践する場を提供することを、金融庁とも連携しながら検討を進める。

(中小企業庁事業環境部金融課、金融庁監督局総務課地域課題解決支援室、銀行第二課地域金融企画室)

- (e) 地域商社の事業を含む地域活性化事業、事業承継、事業再生等をより円滑に行う観点から銀行の議決権保有制限(いわゆる5%ルール)の見直しを行ったところ、このような措置の地域金融機関における有効活用を図る。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、金融庁監督局銀行第二課)

⑥ 地域産業の新陳代謝促進と活性化

ii 事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等

- (e) 経営者保証が事業承継の阻害要因とならないよう、原則として新旧経営者からの二重徴求を行わないことを明記した「経営者保証に関するガイドライン」の特則の策定、中小企業等が経営者保証を不要とするための要件の充足について専門家の確認を受けることができる体制の整備、一定の要件の下で経営者保証を不要とする信用保証制度の創設など、事業承継時の経営者保証解除に向けた支援を行う。

(中小企業庁事業環境部金融課、金融庁監督局総務課監督調査室)

⑦ 地域金融機関等との連携による経営改善・成長資金の確保等

i リスク性資金の充実に向けた環境整備

- (a) マーケット規模が十分でない地域や未来技術などによる新たなイノベーション創出を推進する地域企業に対して、官民一体となったリスク性資金の供給を促進する。そのため、株式会社日本政策投資銀行(DBJ)の特定投資業務に加え、REVICや独立行政法人中小企業基盤整備機構などの政府系機関が民間金融機関等と連携して組成したファンド等の活用を促進する。

(内閣府地域経済活性化支援機構担当室、財務省大臣官房政策金融課、金融庁監督局総務課、経済産業省商務・サービスグループクールジャパン政策課、中小企業庁経営支援部技術・

経営革新課、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局)

- (c) 観光地域づくりや海外展開を推進する地域企業に対してリスク性資金を供給する。そのため、REVIC、DBJ、民間金融機関等が設立する地域観光・まちづくり等を対象としたファンドや株式会社海外需要開拓支援機構（以下「CJ機構」という。）の活用を促す。

(内閣府地域経済活性化支援機構担当室、財務省大臣官房政策金融課、金融庁監督局総務課、経済産業省商務・サービスグループクールジャパン政策課、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局)

- (d) 地域商社の事業を含む地域活性化事業、事業承継、事業再生等をより円滑に行う観点から銀行の議決権保有制限（いわゆる5%ルール）の見直しを行ったところ、このような措置の地域金融機関における有効活用を図る。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、金融庁監督局銀行第二課)

ii 地域企業を応援するための総合支援体制の整備・改善

- (c) 関係省庁や地方支分部局、地方公共団体、地域金融機関、企業等とのネットワーク機能を活用し、地域企業の価値創造や課題解決等に向けた「つなぎ役」を果たすほか、公務員や金融機関職員、企業関係者などの連携・交流の推進に取り組み、地方創生を担う企業等の取組を支援する。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、財務省大臣官房地方課、金融庁監督局総務課地域課題解決支援室)

(2) 専門人材の確保・育成

i 産業人材の還流の促進

- (b) 地域企業の経営課題に沿った経営支援と人材ニーズの切り出しのため、地域金融機関等の能力を活用した先導的な事業を行うとともに、全国事務局機能を強化し東京圏の企業を中心に副業・兼業などの多様な形態での地域への人材の送り出しに協力する企業の開拓・連携強化、セミナー等を通じた多様な働き方に対する意識醸成等を進め人材マッチングを大幅に拡大する。

(内閣府地方創生推進室、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局)

(以 上)

まち・ひと・しごと創生基本方針 2020

〔金融庁関連抜粋〕

第2章 政策の方向

資金繰り対策、地代・家賃負担軽減のための支援、資本性資金の供給など、地域の経済・雇用を支える事業者等への支援や、生活に困っている人々への支援、きめ細やかな雇用対策等を進めるなど、緊急経済対策等を通じて雇用の維持と事業の継続に取り組む。

2. 新たな日常に対応した地域経済の構築と東京圏への一極集中の是正

(2) 地方への移住・定着の推進

②リモートワーク推進等による移住等の推進

また、プロフェッショナル人材戦略事業を着実に進め、地域の幅広い企業に対して、副業・兼業を含めた多様な形態での人材マッチングを進めていく。あわせて、地域における人材不足を巡る状況が今後一層厳しさを増していくことを踏まえ、地域金融機関等の体制強化を促し、地域を支える事業主体の経営課題解決に必要な人材マッチング施策の強化を図る。

第3章 各分野の政策の推進

1. 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする

(1) 地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現

①地域資源・産業を活かした地域の競争力強化

v 地域企業等に対する経営改善・成長資金の確保等

地域金融機関には、金融機関に対する規制緩和措置の活用など新たな取組を通して、マーケット規模が十分でない地域での事業展開など地方創生の取組への関与を促し、地域特性に応じた稼ぐ地域を実現する。

【具体的取組】

(a)地域企業等に対する成長資金の確保

- ・金融機関に対する議決権保有制限の規制緩和措置を踏まえ、地域商社を含む地域活性化事業を促進する観点から、地域金融機関における地域ニーズを踏まえた有効な活用を促す。(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、金融庁監督局銀行第二課)

②専門人材の確保・育成

地域を支える事業主体の経営課題解決に必要な人材マッチング施策を抜本的に強化し、地域を支える専門人材を確保する。

【具体的取組】

(a)地域を支える専門人材の確保

- ・ 地域企業の経営課題等を把握している地域金融機関等が地域企業の人材ニーズを調査・分析し、職業紹介事業者等と連携して、ハイレベルな経営人材等のマッチングを支援する「先導的人材マッチング事業」を実施する。マッチングの促進に向け、地域金融機関等の取組について横展開するとともに、地域金融機関等に総合的なコンサルティング機能の発揮を促す。(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室、金融庁監督局銀行第二課地域金融企画室)
- ・ 大企業OB・OG等と中小企業とを結び付ける新現役交流会などの人材マッチング事業において、大企業等と連携した人材リストの充実や、地域金融機関間の連携、ITの利活用等も含め、広域での事業展開を促進する。(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室、金融庁監督局総務課地域課題解決支援室)

2. 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

(1) 地方への移住・定着の推進

①地方移転・移住の推進

【具体的取組】

(a)地方へのしごとの移転

- ・ (略) 既存の施設の改修によりサテライトオフィスを整備する観点から、例えば、地域金融機関の営業店舗などの施設を有効に利用する取組を支援する。(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室、金融庁監督局銀行第二課)

5. 多様な人材の活躍を推進する

(1) 多様なひとびとの活躍による地方創生の推進

②地方公共団体等における多様な人材の確保

地方公共団体への人材派遣や地方創生を学ぶ機会の創出等により、地域における地方創生の担い手となる専門的な人材を育成する。

【具体的取組】

(b)地方創生を学ぶ機会の創出

- ・ eラーニングの提供に加え、Webも活用しながら、公務員や金融機関職員、民間事業者など地方創生に熱意のある関係者が集まり、学びやネットワークを拡充する交流イベントや実地講座(官民連携講座)の地方展開を強化し、地域における価値創造や課題解決に向けた推進力を強化する。(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室、金融庁監督局総務課地域課題解決支援室)

(以 上)

第2節 政府の外国人材の受入れと共生社会の実現に向けた施策における金融庁の取組み（別紙1参照）

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）（金融庁関連箇所抜粋）

令和元年12月20日

II 施策

3 生活者としての外国人に対する支援

(2) 生活サービス環境の改善等

① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等

【現状認識・課題】

医療機関を受診する外国人の増加を踏まえ、外国人にとっての医療機関の利便性の向上等、外国人が安心して医療サービス等を受けられることができる環境の整備を図ることが必要である。他方、外国人に医療費の支払能力がないため医療機関が負担している場合もあることから、外国人が就労する事業所における民間保険及び訪日外国人旅行者を対象とする旅行保険への加入も促進する必要があるほか、予防接種や入国前の健康状態の確認等の感染症対策も進める必要がある。

あわせて、外国人が生活に困窮した際の相談等の福祉サービスに係る環境の整備を進めることも必要である。

【具体的施策】

(略)

- 訪日外国人旅行者が、予期せぬ病気やけがの際に、不安を感じることなく医療等を受け、安全に帰国することができるよう、訪日外国人旅行者自身の適切な費用負担を前提とした旅行保険への加入を促進する。

〔観光庁、金融庁、法務省、外務省〕

(略)

⑤ 金融・通信サービスの利便性の向上

【現状認識・課題】

外国人が我が国で生活していくに当たっては、家賃や公共料金の支払、賃金の受領等の様々な場面において、金融機関の口座を利用することが必要となることから、外国人が円滑に銀行口座を開設できるようにするための取組を進めていく必要がある。

(略)

【具体的施策】

- 外国人材の口座開設の円滑化が、都市部のみならず地方も含めた各金融機関の支店・窓口においても一層徹底されるよう、やさしい日本語を含む14か国語の外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けのパンフレットを地方出入国在留管理官署や地方自治体等を通じて配布することに加え、全国で金融機関や受入れ企業等に対する説明の場を設ける。上記機会に併せて、マネー・ローンダリングや口座売買、地下銀行等の犯罪への関与を防止するため、これらの行為が犯罪であることや、関与した場合に上陸拒否や国外退去となり得ること、無免許・無登録の金融機関を利用しないこと等の周知も行っていく。

また、金融機関においても、特殊詐欺やマネー・ローンダリング等への対策の観点から、在留カードの利用等により、金融機関が外国人の在留期間を把握して口座を適切に管理する等、関連規定やガイドライン等の整備を含め、上記に資する取組みが行われるよう引き続き対応を促していく。〔金融庁〕

- 受入れ企業は特定技能外国人及び技能実習生が金融機関において円滑に口座を開設できるように必要なサポートを行う。 [法務省]
- 賃金支払について、給与受取側のニーズやキャッシュレス社会実現に向けた要請を踏まえ、資金移動業者の口座への賃金の支払を可能とすることについて、賃金の確実な支払などの労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保険等の制度の設計を早期に終え、労使団体と協議の上、来年度早期の制度化を図る。その際、併せて、諸外国の事例も参考にしつつ、マネー・ローンダリング等についてリスクに応じたモニタリングを行う。 [内閣府（地方創生）、厚生労働省、金融庁]

(以下略)

第3節 金融に関する税制

令和2年度税制改正要望にあたり、

- ・ 資産形成を支援する環境整備
- ・ 簡素で中立的な投資環境の整備
- ・ 保険・特別法人税

を柱とし、種々の税制改正要望を行った。

この結果、令和2年度税制改正大綱（2019年12月20日閣議決定）において別紙1の内容が盛り込まれた。特にNISAについて、一般・つみたて・ジュニアNISAそれぞれにおいて見直し等が決定したところ、詳細は以下のとおり。

1. つみたてNISA

口座開設可能期間が2037年から2042年まで5年間延長された。

2. 一般NISA

より多くの国民に積立・分散投資による安定的な資産形成を促す観点から、積み立てを行っている場合には別枠の非課税投資を可能とする2階建ての制度に見直したうえで、口座開設可能期間が2023年から2028年まで5年間延長された。投資対象商品については、1階部分がつみたてNISAと同様とし、2階部分は、現行の一般NISAからレバレッジを効かせている投資信託など安定的な資産形成に不向きな一部の商品を除くこととされた。

3. ジュニアNISA

利用実績が乏しいことから延長されず、新規の口座開設が2023年までとされた。

令和2年度税制改正について

—税制改正大綱における主要項目—

令和元年12月
金融庁



1. 資産形成を支援する環境整備

◆ NISA制度の見直し

第一 令和2年度税制改正の基本的考え方

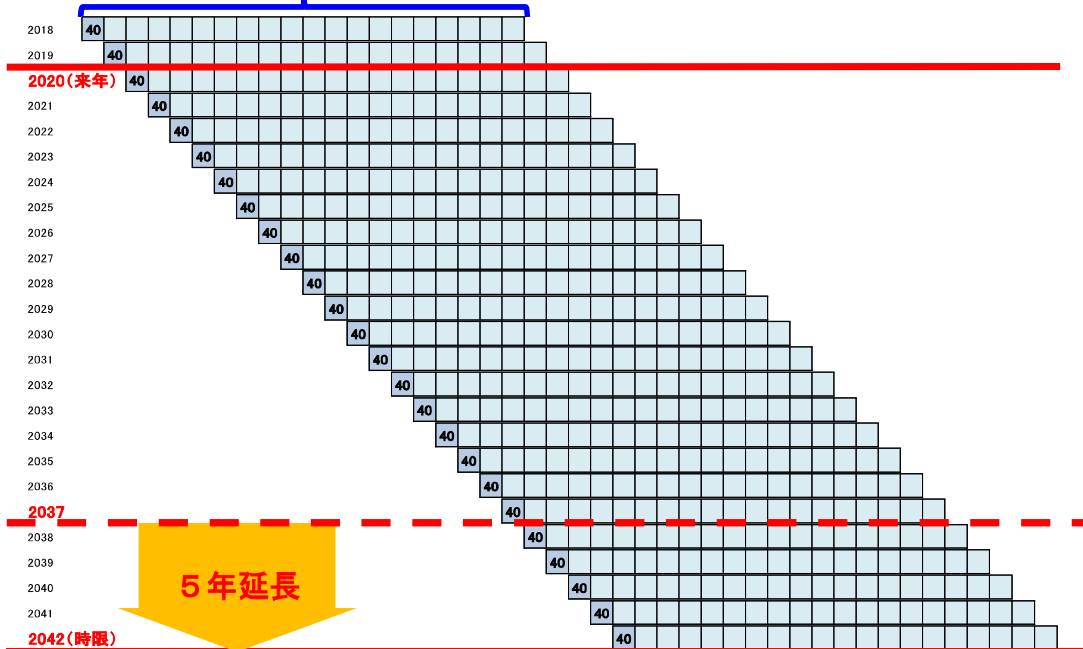
人生100年時代を迎え、高齢期における就労の拡大や働き方の多様化に対応し、私的年金の加入可能年齢等の引上げや、中小企業への企業年金の普及・拡大等に取り組む。成長資金の供給を促しつつ、家計の安定的な資産形成を促進する観点から、NISA制度全体を見直す中でつみたてNISAを延長し、少額からの積立・分散投資を促進していく。

4. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

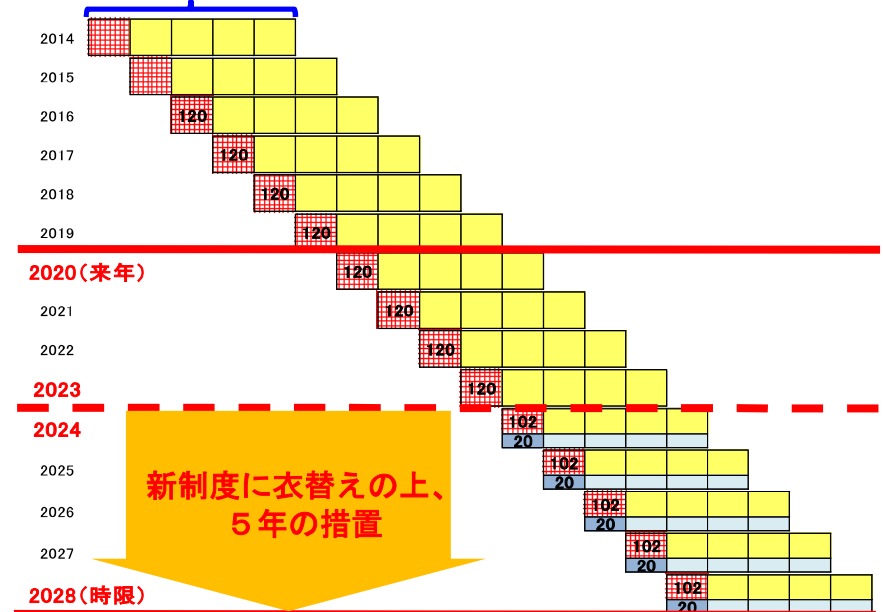
経済成長に必要な成長資金の供給を促すとともに、人生100年時代にふさわしい家計の安定的な資産形成を支援していく観点から、NISA制度について、少額からの積立・分散投資をさらに促進する方向で制度の見直しを行いつつ、口座開設可能期間を延長する。

基本的な制度としては、非課税期間5年間の一般NISAについては、より多くの国民に積立・分散投資による安定的な資産形成を促す観点から、積み立てを行っている場合には別枠の非課税投資を可能とする2階建ての制度に見直したうえで、口座開設可能期間を5年延長する。投資対象商品については、1階部分はつみたてNISAと同様とし、2階部分は、現行の一般NISAから高レバレッジ投資信託など安定的な資産形成に不向きな一部の商品を除くこととする。また、非課税期間20年間の現行のつみたてNISAについては5年延長し、ジュニアNISAについては、利用実績が乏しいことから延長せず、新規の口座開設を2023年までとする。

【つみたてNISA】20年間



【一般NISA】5年間



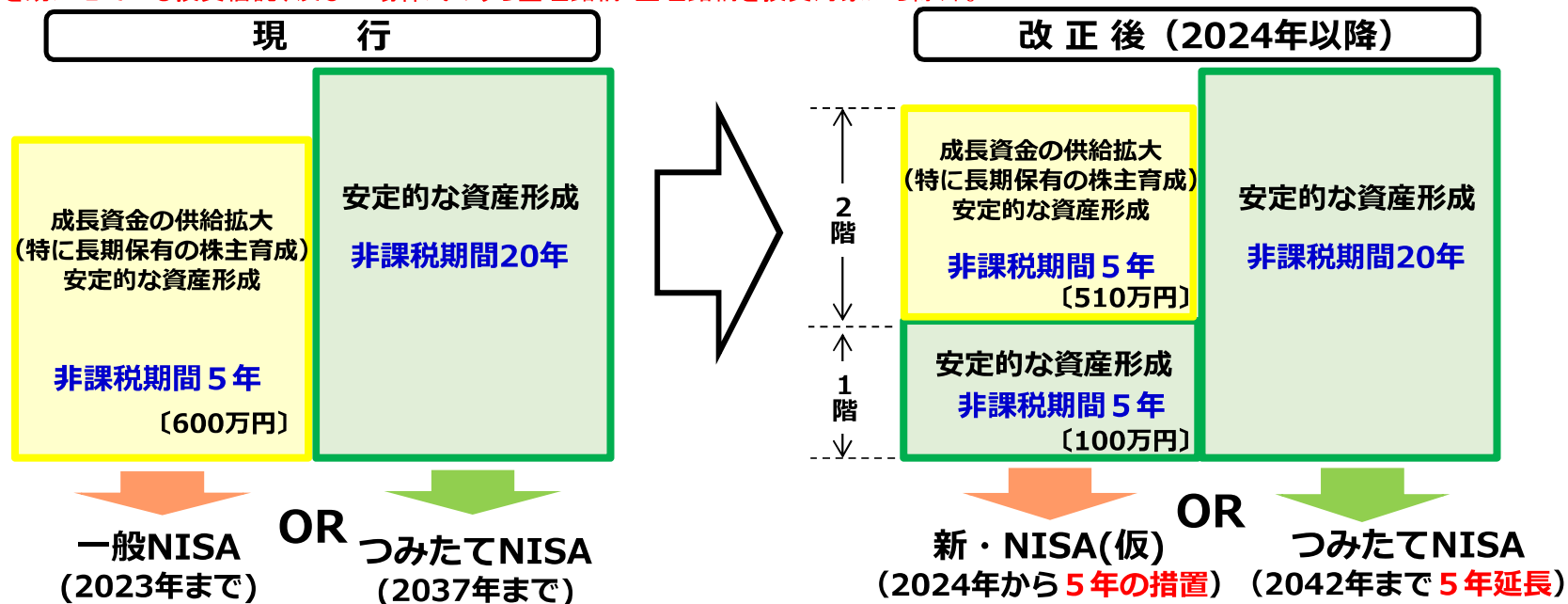
※ジュニアNISAについては延長せず(2023年末で終了)

NISA改正のイメージ

	新・NISA（仮称）（2024年から5年間）	つみたてNISA（5年間延長）
年間の投資上限額	2階 102万円 1階 20万円 ※より多くの国民に積立・分散投資を経験してもらうため、原則として、2階の非課税枠を利用するためには1階での積立投資を行う必要。 ※例外として、成長資金の供給拡大（特に長期保有の株主育成）の観点から、NISA口座を開設していた者又は投資経験者が2階で上場株式のみに投資する場合は、1階での積立投資は不要。	40万円
非課税期間	2階 5年間 1階 5年間（終了後は「つみたてNISA」への移行可能）	20年間
口座開設可能期間	令和5年（2023年）まで ⇒ 令和10年（2028年）まで （5年間措置）	令和19年（2037年）まで ⇒ 令和24年（2042年）まで （5年間延長）
投資対象商品	2階 上場株式・公募株式投資信託等（注） 1階 つみたてNISAと同様 （積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託等）	積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託等

（備考）「ジュニアNISA」は延長せずに、現行法の規定どおり2023年末で終了。

（注）レバレッジを効かせている投資信託、及び上場株式のうち整理銘柄・監理銘柄を投資対象から除外。



2. 簡素で中立的な投資環境の整備

◆ 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）〔金融庁主担、農林水産省・経済産業省が共同要望〕

【現状及び問題点】

- 金融商品間の損益通算の範囲については、平成28年1月より、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ。
- しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められておらず、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境の整備は道半ば。

【大綱の概要（検討事項）】

デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、総合取引所における個人投資家の取引状況も踏まえつつ、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。

【金融商品に係る課税方式】

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・公募公社債投信	28年1月～ 源泉分離→申告分離	28年1月～ 非課税→申告分離
デリバティブ取引	申告分離	
預貯金等	源泉分離	—

現在、損益通算が認められている範囲

3. 保険・特別法人税

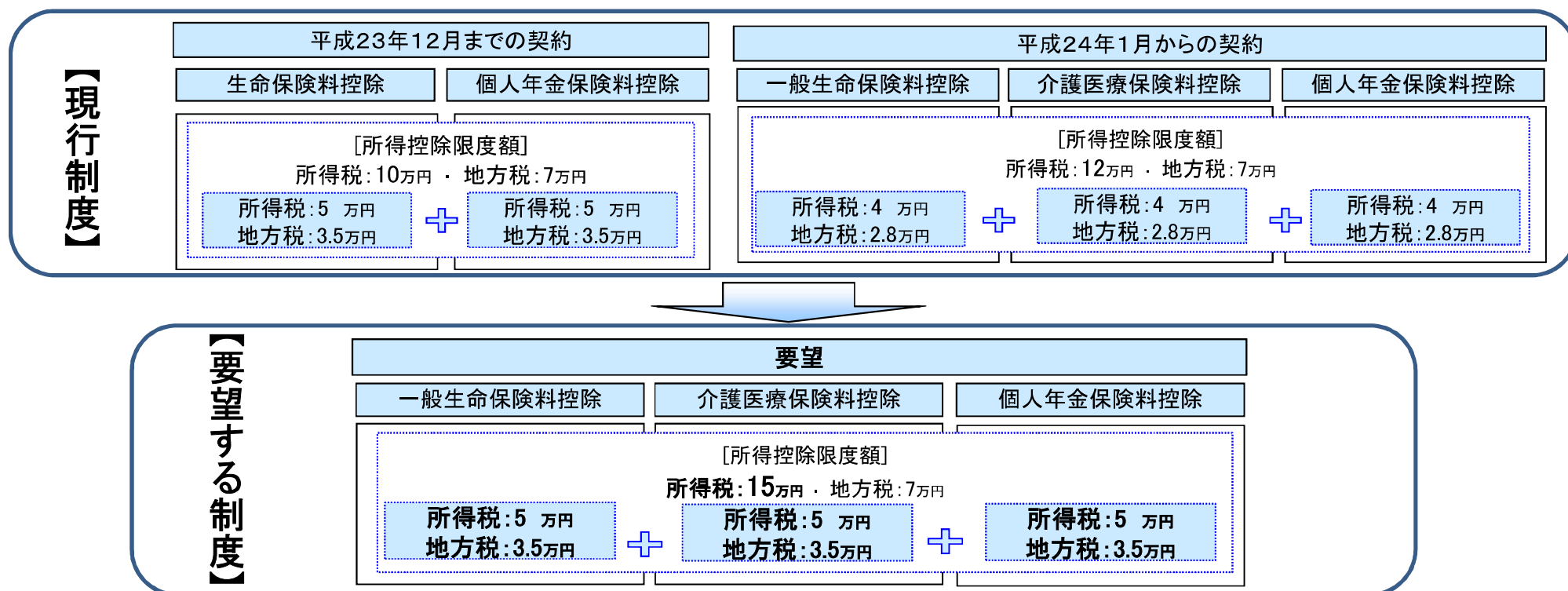
◆ 生命保険料控除制度の拡充

【現状及び問題点】

- 生命保険料控除制度は、所得税額・住民税額の計算上、支払った生命保険料のうち、一定の金額の所得控除が可能。
- 個々人の多様な生活保障の準備を支援・促進するため、生命保険料控除制度を拡充していくことが必要。

【大綱の概要(検討事項)】

個人所得課税については、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、配偶者控除等の見直し(中略)などの取組みを進めてきている。今後も、これまでの税制改正大綱に示された方針を踏まえ、働き方の多様化を含む経済社会の構造変化への対応や所得再配分機能の回復の観点から、各種控除のあり方等を検討する。



◆ 特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長 〔厚生労働省主担、金融庁ほか5省が共同要望〕

【現状及び問題点】

- 特別法人税とは、企業年金等の積立金に対して課税される法人税(1.173%)。
(注)特別法人税は、掛金拠出時に給与所得として課税すべきところ、給付時までには課税が繰り延べられることを踏まえ、その期間の遅延利息相当分を課税するという考え方にに基づき、昭和37年に導入。
- 特別法人税については、超低金利の状況等を踏まえ、平成11年度から凍結されているが、令和2年3月末でその凍結措置が期限切れ。

【大綱の概要】

退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限を3年延長する。

【主要国の企業年金税制の概要】

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
拠出時 <small>(事業主拠出分)</small>	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税
運用時	課税 <small>(特別法人税) (※)令和2年3月末まで課税停止</small>	非課税	非課税	非課税	非課税
給付時	課税	課税	課税	課税 <small>(収益部分のみ)</small>	課税

第4節 規制・制度改革等に関する取組み

I 規制・制度改革に関する取組み

1. 概要

政府においては、2019 事務年度も、「規制改革推進会議」やその下に設置された6つのWG等において、規制・制度改革に関する議論がすすめられ、各重点分野から構成される「規制改革実施計画」が策定された（2020 年7月 17 日閣議決定、以下「2020 年実施計画」という）。

なお、同計画に定められた措置については、内閣府が毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行い、その結果を規制改革推進会議に報告するとともに、公表することとされている。

また、広く国民や企業等からの提案を受け付ける目的で2013年3月に開設された「規制改革ホットライン」には、規制改革提案が定期的に寄せられており、金融庁もそれらの提案の是非について随時検討を行った。

2. 2019 事務年度に措置した規制・制度改革事項

(1) 「2019 年実施計画」（2019 年6月 21 日閣議決定）に盛り込まれた規制の見直し

II 分野別実施事項

5. 投資等分野

(4) フィンテックによる多様な金融サービスの提供

- 3 資金移動業者の口座への賃金支払
- 4 資金移動業の送金上限
- 5 前払式支払い手段の払戻し
- 6 中小零細企業の資金調達の多様化
- 7 本人確認手続の効率化

(6) 地方創生のための銀行の出資規制見直し

12 地方創生のための銀行の出資規制見直し

6. その他重要課題

- 1、2 総合取引所の実現
- 3 旧姓使用の範囲拡大

※詳細については「規制改革フォローアップ（令和2年7月2日規制改革推進会議公表）」参照

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/followup/200702/followup.pdf>

(2) 「規制改革ホットライン」に寄せられた提案に関する規制の見直し

- ・事業再生、地域活性化事業及び事業承継に係る銀行等の議決権保有制限（いわゆる5%ルール）の例外措置の拡充及び新設や、銀行等の営業所の臨時休業及び業務再開届出等の廃止に係る銀行法施行規則等の改正を行った（2019年10月15日公布・施行）。
- ・貸金業者の各種書面への貸金業者登録番号記載の緩和に係る貸金業法施行規則等の改正を行った（2019年10月15日公布・施行及び2020年3月25日公布・施行）。
- ・保険会社が保険以外の金融商品を扱う場合の特定窓口に係る規制緩和に係る保険業法施行規則の改正を行った（2019年10月15日公布・施行）。
- ・信託契約代理業者が所属信託会社の説明書類（いわゆるディスクロージャー誌）を縦覧等に供する際の手続の簡素化に係る信託業法施行規則の改正を行った（2019年10月15日公布・施行）。
- ・金融再生法等における開示債権と、銀行法等におけるリスク管理債権を一本化するため、銀行法施行規則等の改正を行った（2020年1月24日公布・2020年3月31日施行）。
- ・外国清算機関免許制度の例外的取扱である、いわゆる適用除外制度について、その適正かつ安定的な運用を確保するため、金融商品取引法施行令の改正とそれに伴う次元的な運用の見直しのための適用除外告示の改正を行った（2020年6月17日公布・施行）。
- ・公開買付届出書における小規模所有者に関する記載及び本籍地の記載の削除や、公開買付開始公告の掲載事項を簡素化するための「発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令」等の改正案等に係るパブリックコメントを実施した（2020年6月23日）。

3. 2020 事務年度に取組む規制・制度改革事項

「2020年実施計画」に盛り込まれた以下の事項について、検討・措置等を行うこととしている。

- フィンテックによる顧客利便性の向上
 - ア 資金移動業の登録を求める収納代行規制の明確化

- イ 資金移動業者が利用者から受け入れた資金の取扱いに関する措置
- ウ 金融サービス仲介業者の取扱商品範囲の柔軟な規制
- エ 金融サービス仲介業者に供託を求める保証金の水準
- スタートアップを促す環境整備
 - ア プロ私募の要件
 - イ 株式型クラウドファンディングの金額上限の関連規制の見直し
 - ウ 非上場株式等の流通市場の見直し
- 書面規制、押印、対面規制の見直し

また、規制改革ホットラインに寄せられた提案の是非についても、随時検討を行う。

4. 行政手続コスト削減に向けた取組み

2017年3月の規制改革推進会議において、「2020年3月までに行政手続コスト20%以上削減」という目標が決定され、金融庁を含む各省が「行政手続コスト削減に向けた基本計画」を策定した。

2019事務年度においては、所管金融機関からの申請等の手続は原則としてオンラインとする旨の監督指針等の改正を行い、また一部手続についてメールでの提出も可能とするなど、手続コスト削減に向けた取組みを実施した結果、行政手続コスト20%削減を達成した。

5. 書面・押印・対面手続の見直しに向けた取組み

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、2019年4月27日経済財政諮問会議における総理からの検討要請を踏まえ、政府全体として書面主義、押印原則、対面主義に関する官民の規制・制度や慣行の見直しが求められている。

金融庁では、当面の間、申請・届出等についてシステム対応していない場合に原則としてメールでの受付も可能とし、また押印のない申請・届出等も有効とする等の緊急的な対応措置を講じたほか、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」にて、金融業界との意見交換を行った。

II 産業競争力強化法に基づく要望・照会への対応

1. 本制度の概要

産業競争力強化法（2014年1月20日施行）において、新事業へチャレンジする事業者を後押しするため、「グレーゾーン解消制度」及び「新事業特例制度」が創設された。

「グレーゾーン解消制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、具体的な事業計画に則し、あらかじめ規制の適用の有無を確認することができる制度であ

り、「新事業特例制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、一定の要件を満たすことを条件として、企業単位で規制の特例措置を認める制度である。手続きの流れとしては、事業者が事業所管省庁に照会や要望をし、事業所管省庁が規制所管省庁に確認等を求める形となっている（通常照会等を受け付ける前に事前相談が行われる）。

2. 本制度の実績

2019 事務年度においては、金融庁は事業所管省庁として、グレーゾーン解消制度に基づく照会書、企業実証特例制度に基づく要望のいずれも提出を受けなかった。また、規制所管省庁としては、事業所管省庁からのグレーゾーン解消制度に基づく照会2件（①教育機関向け医療費立替金回収代行サービス、②不動産情報サイト運営業者による顧客への銀行代理業者の紹介）に対応し、回答を公表した。

第5節 コーポレートガバナンスの実効性の向上について

I コーポレートガバナンス改革の深化に向けたこれまでの取組み・進捗状況

1. コーポレートガバナンス改革の深化に向けたこれまでの取組み（別紙1参照）

金融庁においては、成長戦略の一環として、

- ① 2014年2月に機関投資家の行動原則であるスチュワードシップ・コードを策定し、機関投資家に対して、企業と建設的な対話を行い、中長期的視点から投資先企業の持続的成長を促すよう働きかけるとともに、
- ② 2015年6月に上場企業の行動原則であるコーポレートガバナンス・コードを策定し、上場企業に対して、幅広いステークホルダーと適切に協働しつつ、実効的な経営戦略の下、中長期的な資本効率等の改善を図るよう促す取組みを進めてきている。

また、両コードの普及・定着状況をフォローアップするとともに、上場企業のコーポレートガバナンスの更なる充実に向けて、必要な施策を議論・提言することを目的として、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（以下、フォローアップ会議という）が設置され、2018年6月には、コーポレートガバナンス・コードの改訂と「投資家と企業の対話ガイドライン」の策定が行われた。また、フォローアップ会議で取りまとめられた意見書「コーポレートガバナンス改革の更なる推進に向けた検討の方向性」（以下、意見書という）等を踏まえ、「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（令和元年度）を開催し、2020年3月24日にスチュワードシップ・コード（再改訂版）を公表した。

2. コーポレートガバナンス改革の進捗状況（別紙2参照）

両コードを「車の両輪」として、コーポレートガバナンスの強化に向けた取組みが進められてきたところ、以下のような進捗が見られる。

- ① 独立社外取締役を2名以上選任する企業が大きく増加し、東証一部上場企業において9割を超える。
- ② 政策保有株式について、金融機関と事業法人ともに保有が減少しつつあるものの、事業法人における減少は緩やかなものに留まっている。
- ③ 個別の議決権行使結果とその理由を公表する機関投資家が増加している。
- ④ スチュワードシップ・コードの受入れを表明している企業年金は35機関に増加している。（2019年以降、新たに21機関が受入れを表明。うち1機関は規約型企業年金。）

II スチュワードシップ・コード（再改訂版）の公表について（別紙3、4参照）

1. 再改訂の経緯

2019年4月に公表した意見書等を踏まえ、スチュワードシップ・コードの再改訂に向けて、同年10月から12月に「スチュワードシップ・コードに関する有識

者検討会」(令和元年度)を計3回開催した。

同有識者検討会における議論や、同年12月から2020年1月まで実施したパブリックコメントの結果等も踏まえ、同年3月24日にスチュワードシップ・コード(再改訂版)を公表した。現在コードを受け入れている機関投資家は、遅くとも公表の6ヶ月後(同年9月末)までに、再改訂の内容に対応した公表項目の更新を行うことが求められる。

2. 再改訂の概要

スチュワードシップ・コード(再改訂版)では、コーポレートガバナンス改革の実効性をより高めるため、以下の項目が新たに盛り込まれた。

(1) 全体に関わる点

- ・ 中長期的な企業価値の向上及び企業の持続的な成長という目的にスチュワードシップ活動が向けられたかを意識すべき
- ・ サステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)の考慮
- ・ 「スチュワードシップ責任」の遂行に資する限りにおいて、上場株式以外の資産(債券等)を保有する機関投資家へコードを適用することが可能

(2) 運用機関

- ・ 外観的に利益相反が疑われる議案や、議決権行使方針に照らして説明を要すると判断される議案について、「賛否の理由」を公表すべき
- ・ スチュワードシップ活動の結果や自己評価について、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的な成長に結び付いたかを意識して公表することが重要

(3) アセットオーナー(年金基金等)

- ・ アセットオーナーの規模や能力等に応じて、運用機関による実効的なスチュワードシップ活動が行われるよう、運用機関に促すべき

(4) 議決権行使助言会社・年金運用コンサルタント

- ・ 議決権行使助言会社・年金運用コンサルタントを含む機関投資家向けサービス提供者の利益相反管理体制の整備
- ・ 議決権行使助言会社が助言の正確性や透明性を確保するための、人的・組織体制の充実、助言策定プロセスの透明性の確保、企業との積極的な意見交換

コーポレートガバナンス改革推進の経緯

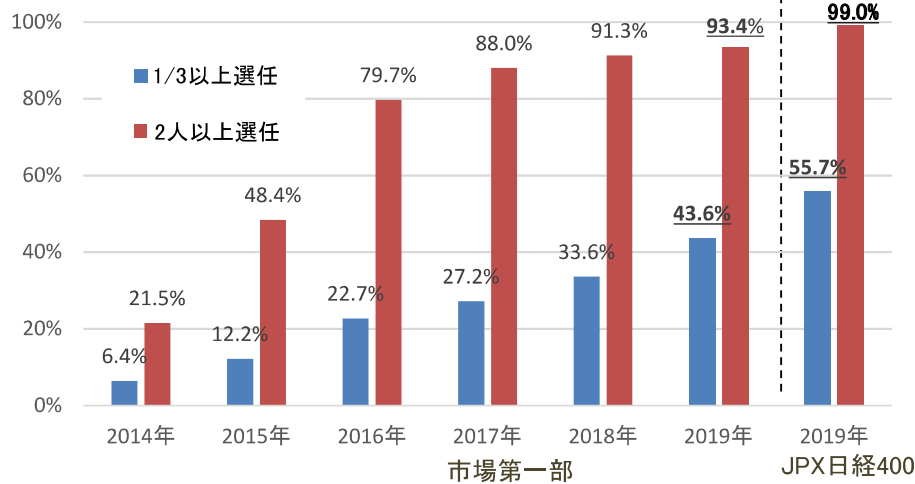
(別紙1)

- 2013年 6月 **「日本再興戦略」**
機関投資家が、対話を通じて企業の中長期的な成長を促すなど、受託者責任を果たすための原則(日本版ステュワードシップ・コード)について検討し、取りまとめる。
- 2014年 2月 **ステュワードシップ・コード策定**
6月 **「日本再興戦略」改訂2014**
上場企業のコーポレートガバナンス上の諸原則を記載した「コーポレートガバナンス・コード」を策定する。
- 2015年 6月 **コーポレートガバナンス・コード適用開始**
「日本再興戦略」改訂2015
両コードが車の両輪となって、投資家側と会社側双方から企業の持続的な成長が促されるよう、積極的にその普及・定着を図る必要がある。
8月 **「ステュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」設置**
- 2016年 6月 **「日本再興戦略 2016」**
コーポレートガバナンス改革は、引き続き、アベノミクスのトップアジェンダであり、今後は、この改革を「形式」から「実質」へと深化させていくことが最優先課題である。
そのためには、機関投資家サイドからの上場企業に対する働きかけの実効性を高めていくことが有効であり、これにより、中長期的な視点に立った「建設的な対話」の実現を強力に推進していく。
- 2017年 5月 **改訂版ステュワードシップ・コード公表**
6月 **「未来投資戦略 2017」**
コーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させていくため、引き続き、フォローアップ会議における議論・検討等を通じて、機関投資家・企業による取組みの強化を促していく。
12月 **「新しい経済政策パッケージ」**
投資家と企業の対話の際の「ガイダンス」を策定するとともに、必要なコーポレートガバナンス・コードの見直しを行う。
- 2018年 6月 **改訂版コーポレートガバナンス・コード、「投資家と企業の対話ガイドライン」公表**
「未来投資戦略 2018」
環境変化に応じた経営判断、戦略的・計画的な投資、客観性・適時性・透明性あるCEO の選解任、取締役会の多様性確保(ジェンダーや国際性の面を含む)、政策保有株式の縮減、企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮等の課題に係る状況をフォローアップしつつ、投資の流れにおける各主体の機能発揮に向けた方策を検討する。
- 2019年 6月 **「成長戦略(2019年)」**
投資家と企業の対話の実質化を通じコーポレート・ガバナンス改革の実効性を向上させるため、建設的な対話の促進に向けた検討を行い、2020年度内を目途に、ステュワードシップ・コードの更なる改訂を行う。
- 2020年 3月 **再改訂版ステュワードシップ・コード公表**

コーポレートガバナンス改革の進捗状況

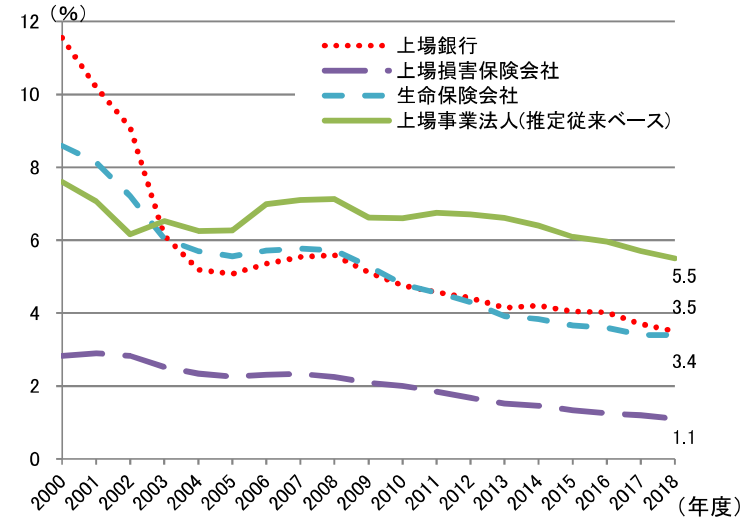
(別紙2)

独立社外取締役を選任する 上場会社(市場第一部)の比率推移



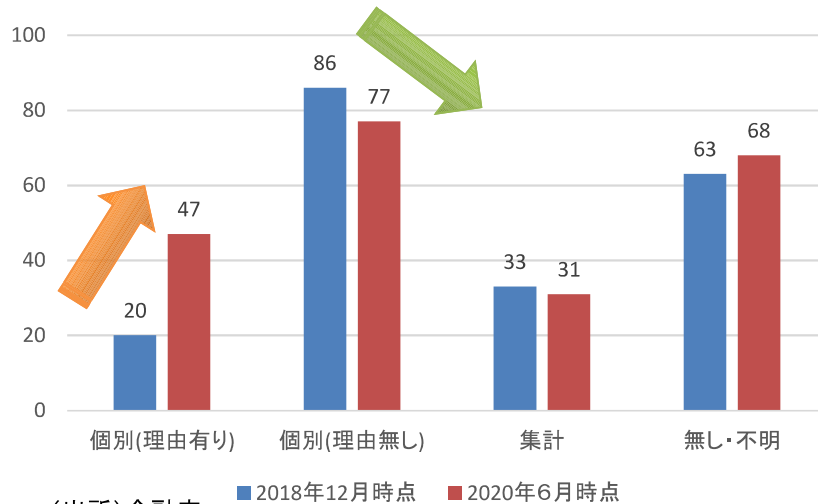
(出所)東京証券取引所

保有主体別に見た持ち合い比率の内訳 (時価ベースの比率)



(注)上場会社及び保険会社が保有するほかの上場会社株式(時価ベース)の、市場全体の時価総額に対する比率(ただし、子会社、関連会社株式を除く)。
(出所)野村資本市場研究所

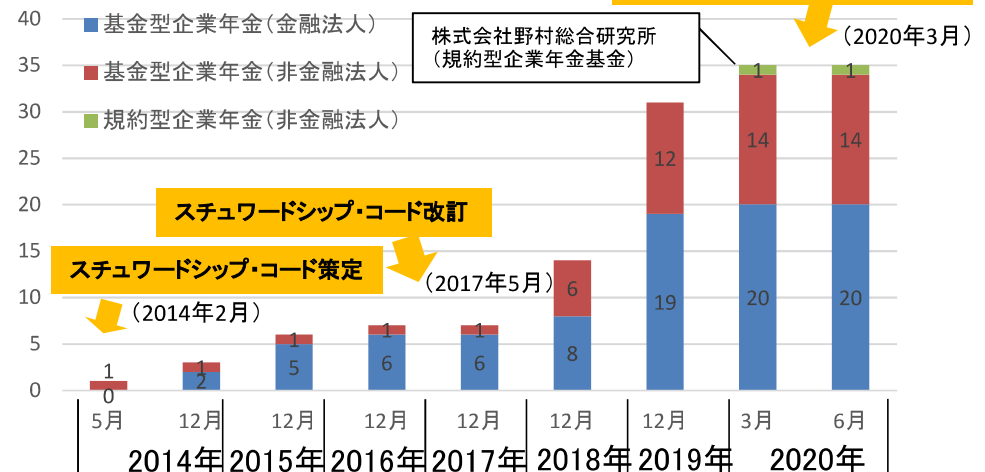
機関投資家による議決権行使結果の公表状況 ※年金基金等を除く



(出所)金融庁

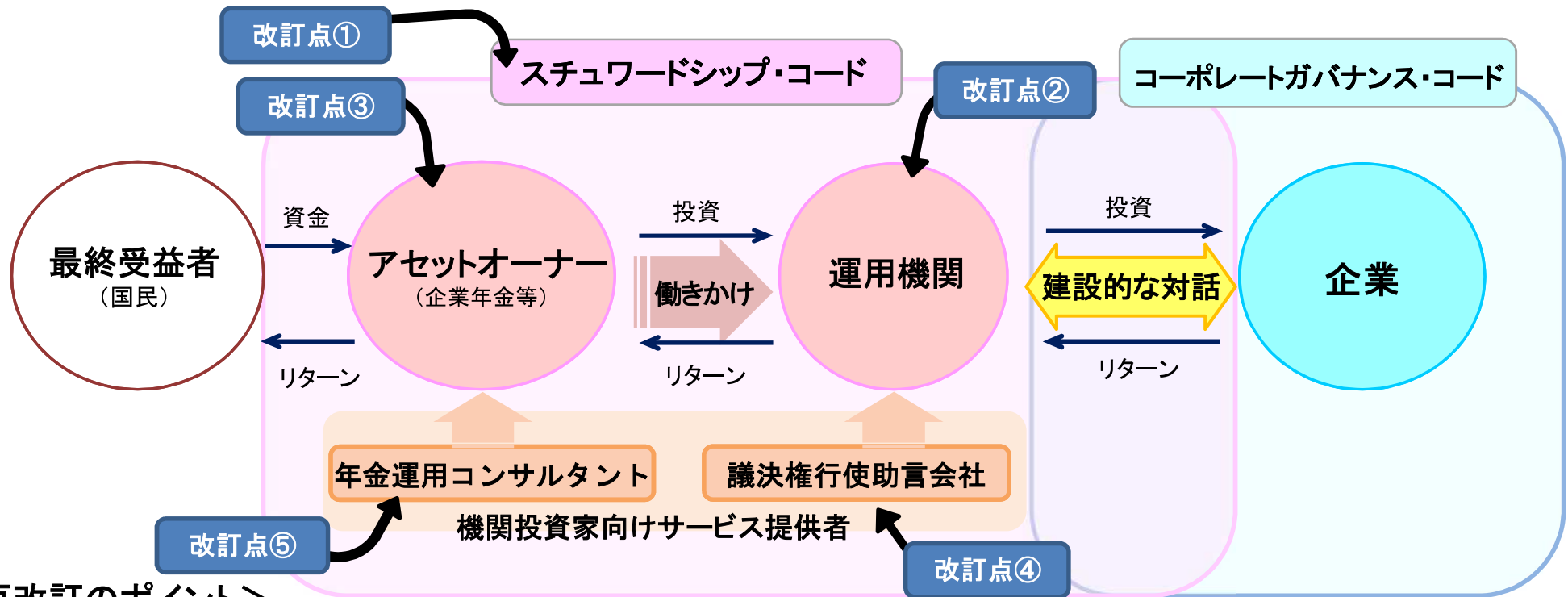
企業年金によるスチュワードシップ・コード受入れ

(受入機関数)



(出所)金融庁

□ コーポレートガバナンス改革の実効性の向上に向け、スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会(2019年10月～12月に3回開催)における議論を踏まえ、スチュワードシップ・コードの再改訂を実施。



<再改訂のポイント>

- ① 全体に関わる点
 - (1) 「中長期的な企業価値向上」という目的の意識
 - (2) サステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)の考慮
 - (3) 債券を保有する機関投資家等へのコードの適用
 - ② 運用機関: 建設的な対話の促進に向けた情報提供の充実
 - ③ アセットオーナー: 企業年金のスチュワードシップ活動の後押し
 - ④ 議決権行使助言会社
 - ⑤ 年金運用コンサルタント
- } : 機関投資家向けサービスの質の向上

スチュワードシップ・コードの再改訂(2020年)の概要

再改訂の概要

① 全体に関わる点

- (1) 中長期的な企業価値の向上及び企業の持続的な成長という目的にスチュワードシップ活動が向けられたかを意識すべき
- (2) サステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)の考慮
- (3) コードの目的に沿うスチュワードシップ活動ができる場合における、上場株式以外の資産(債券等)を保有する機関投資家へのコードの適用

② 運用機関

- ・外観的に利益相反が疑われる議案や議決権行使方針に照らして説明を要する判断を行った議案等、投資先企業との建設的な対話に資する観点から重要と判断される議案について「賛否の理由」を公表すべき
- ・企業との対話の状況を含むスチュワードシップ活動の結果や自己評価について、企業の持続的な成長と中長期的な投資リターンの拡大に向けられたかを意識して公表することが重要

③ アセットオーナー

- ・規模や能力等に応じてスチュワードシップ活動を行うべき

④ 議決権行使助言会社

- 助言の正確性や透明性を確保するため、
- ・人的・組織的体制の充実(日本拠点の整備含む)
 - ・助言策定プロセスの透明性の確保
 - ・企業との積極的な意見交換

⑤ 年金運用コンサルタント

- ・利益相反の管理を行うべき

「責任ある機関投資家」の諸原則
《日本版スチュワードシップ・コード》

～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～

スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会（令和元年度）

2020年3月24日

〔 2014年2月26日 策定
2017年5月29日 改訂 〕

スチュワードシップ・コードの再改訂に当たって

2020年3月24日

スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会（令和元年度）

一 経緯

1. 2014年2月26日に、「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」によりスチュワードシップ・コードが策定され、その後、2017年5月29日に、「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」によって同コードが改訂されてから約3年が経過した。これまで、スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関投資家は280を超えるに至り、また、2018年6月には、コーポレートガバナンス・コードも改訂された。両コードの下で、コーポレートガバナンス改革には一定の進捗が見られるものの、より実効性を高めるべきではないか、との指摘もなされている。
2. こうした中、2019年4月24日、金融庁・東京証券取引所に設置された「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（以下、「フォローアップ会議」という。）において、「コーポレートガバナンス改革の更なる推進に向けた検討の方向性」と題する意見書（以下、「意見書」という。）が公表された。意見書においては、コーポレートガバナンス改革の実効性を高めるためには、投資家と企業の対話の質の向上が必要であるほか、議決権行使助言会社や年金運用コンサルタントなどによる機関投資家への助言やサポートがインベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう促すことが重要であるとされ、スチュワードシップ・コードの更なる改訂が提言された。
3. 意見書を受け、金融庁において、2019年10月から計3回にわたり、「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（令和元年度）（以下、前出の「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」、「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」と併せ、「本検討会」という。）を開催し、コード改訂に向けた議論を重ねた。こうした議論を踏まえ、同検討会はスチュワードシップ・コード改訂案を取りまとめてこれを公表し、広く各界の意見を求めた。
寄せられた意見を検討の上、今般スチュワードシップ・コード再改訂版（以下、「本コード再改訂版」という。）を公表する。

二 本コード再改訂版の主なポイントとその考え方

1. 意見書においては、
 - ・ 運用機関における議決権行使に係る賛否の理由や、対話活動及びその結果や自己評価等に関する説明・情報提供の充実
 - ・ ESG要素等を含むサステナビリティを巡る課題に関する対話における目的の意識
 - ・ 企業年金のステュワードシップ活動の後押し
 - ・ 議決権行使助言会社における体制整備、それを含ま助言策定プロセスの具体的な公表、企業との積極的な意見交換
 - ・ 年金運用コンサルタントにおける利益相反管理体制の整備やその取組状況についての説明等

についての提言がなされており、今回の検討会では、これらの内容について議論を行い、新たに本コード再改訂版に盛り込むこととした。

2. さらに、同検討会の議論の過程では、意見書の提言に係る論点以外についても、以下のような指摘がなされた。
 - ・ ステュワードシップ活動が、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結び付くよう意識して行われることが重要ではないか。
 - ・ ESG要素を考慮することは、事業におけるリスクの減少のみならず収益機会にもつながる。また、昨今の世界におけるESGを巡る動きの急速な変化に鑑みれば、こうした変化自体がリスクや収益機会に影響を及ぼし得る。こうしたことを踏まえれば、ESG要素を含むサステナビリティに関する課題についても、投資プロセスに組み込むことが有益ではないか。
 - ・ コードが中長期的な企業価値の向上を目的としていることや、株主と債券保有者間で利益相反関係に陥るケースがあること等には留意が必要であるが、上場株式以外の債券等の資産に投資する機関投資家においては、当該資産にコードを適用することが有益な場合もあるのではないか。
 - ・ 年金運用コンサルタントに限らず、機関投資家をサポートする役割を負う者は、利益相反管理等を行うべきではないか。

こうした指摘を踏まえ、上記の事項についても議論をした上で、議論の結果を本コード再改訂版に盛り込んだところである。

なお、アセットオーナーが、運用機関のステュワードシップ活動の取組状況について報告を受ける際に、共通様式を用いる民間団体の取組みについても紹介がされたところである。アセットオーナーの実効的なステュワードシップ活動の支援に向けて、こうした動きが民間団体においても進むことが望まれる。その際には、モニタリングを形式化させずに「質」を高めるよう意識することが重要である。

そのほか、議論の過程で以下のような指摘がなされた。今後実態も踏まえて本検

討会において検討していくことが必要であると考えられるが、金融庁においても検討を進めることが期待される。

- ・ パッシブ運用が広まる中で、いかにしてエンゲージメントの充実化を図るか、について考えるべきではないか。
- ・ 金融庁が公表している「日本版スチュワードシップ・コードの策定を踏まえた法的論点に係る考え方の整理」では、現状行うことができる協働エンゲージメントの範囲が明確でないとの声もあるため、その対応を検討する必要があるのではないか。

三 パブリックコメントを踏まえた対応

1. 本コード再改訂版の取りまとめに当たっては、策定時・改訂時と同様に、和英両文によるパブリックコメントを実施し、和文については 44 の個人・団体から、英訳版については 23 の個人・団体から意見が寄せられた。検討会においては、これらについても検討を行い、下記のように本コード再改訂版の取りまとめに反映させていただいた。
2. パブリックコメントにおいては、
 - ・ 脚注 9 の「本コードは、基本的には、基金型・規約型の確定給付企業年金及び厚生年金基金を対象にすることを念頭に置いている」という記述につき、本コードの対象を企業年金等に限定するように誤解されかねないのご指摘
 - ・ 脚注 15 の機関投資家が投資先企業と対話を行うに当たって自らがどの程度株式を保有しているかを説明することが望ましい旨の記述につき、株式を少数しか持っていない投資家が建設的な対話に応じてもらえなくなるおそれがあるなどのご指摘
 - ・ 指針 8-3 の「議決権行使助言会社は、企業の開示情報のみに基づくばかりでなく、必要に応じ、自ら企業と積極的に意見交換しつつ、助言を行うべきである」という記述につき、開示情報のみに基づく判断では不十分で、必ず企業と意見交換をしなければならないかのように受け止められる懸念があるなどのご指摘がそれぞれ寄せられた。これらのコメントを踏まえ、本コード再改訂版では、脚注 9、脚注 15 及び指針 8-3 をご指摘の趣旨を反映して修正した。
3. パブリックコメントではそのほかにも、
 - ・ 議決権行使助言会社が指針 8-2 及び 8-3 に沿った取組みを行うためには、企業においても株主総会の開催時期の分散、株主総会資料の早期開示や開示の充実等に取り組むべき
 - ・ 内部監査のコーポレートガバナンスにおける重要性に鑑み、機関投資家は内部監査部門の整備・活用状況についても把握すべき
 - ・ 政策保有株式の更なる縮減に向けた取組みを進めるべき
 - ・ 企業年金の実効的なスチュワードシップ活動のためには、母体企業において利

益相反管理に努めることが重要
などのご意見が寄せられたところである。

これらの課題については、今後実態も踏まえながら、フォローアップ会議や金融
庁を含む関係者において更に検討を進めることが期待される。

4. 本検討会は、現在コードを受け入れている機関投資家等に対して、本コード再改訂版公表の遅くとも6ヶ月後（2020年9月末）までに、改訂内容に対応した公表項目の更新（及び更新を行った旨の公表と金融庁への通知）を行うことを期待する。

「責任ある機関投資家」の諸原則 《日本版スチュワードシップ・コード》 について

本コードにおいて、「スチュワードシップ責任」とは、機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ（ESG 要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、「顧客・受益者」（最終受益者を含む。以下同じ。）の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任を意味する。

本コードは、機関投資家が、顧客・受益者と投資先企業の双方を視野に入れ、「責任ある機関投資家」として当該スチュワードシップ責任を果たすに当たり有用と考えられる諸原則を定めるものである。本コードに沿って、機関投資家が適切にスチュワードシップ責任を果たすことは、経済全体の成長にもつながるものである。

経緯及び背景

1. 2012年12月、我が国経済の再生に向けて、円高・デフレから脱却し強い経済を取り戻すため、政府一体となって、必要な経済対策を講じるとともに成長戦略を実現することを目的として、内閣に「日本経済再生本部」が設置された。また、2013年1月、同本部の下に、我が国産業の競争力強化や国際展開に向けた成長戦略の具現化と推進について調査審議するため、「産業競争力会議」が設置された。同会議における議論を踏まえ、日本経済再生本部において、本部長である内閣総理大臣より、「内閣府特命担当大臣（金融）は、関係大臣と連携し、企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い範囲の機関投資家が適切に受託者責任を果たすための原則のあり方について検討すること。」との指示がなされた¹。
2. 以上の経緯を経て、2013年6月、いわゆる「第三の矢」としての成長戦略を定める「日本再興戦略」において、「機関投資家が、対話を通じて企業の中長期的な成長を促すなど、受託者責任を果たすための原則（日本版スチュワードシップコード）」、すなわち「企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い機関投資家が企業との建設的な対話を行い、適切に受託者責任を果たすための原則」について検討を進め、年内に取りまとめることが閣議決定された。
3. 前記の総理指示及び閣議決定を踏まえた検討の場として、2013年8月、金融庁において「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」が設置された。同検討会は、同年8月から計6回にわたり議論を重ね、2014年2月26日、「『責任ある機関投資家』の諸原則 《日本版スチュワードシップ・コード》」を策定した。なお、コードの取りまとめに当たっては、和英両文によるパブリックコメントを実

¹ 日本経済再生本部 第6回会合（2013年4月2日）

施し、和文については26の個人・団体から、英訳版については19の個人・団体から充実した意見が寄せられた。同検討会は、これらについても議論を行い、コードの取りまとめに反映した。

4. その後、本コード及びコーポレートガバナンス・コード（2015年6月1日適用開始、2018年6月1日改訂）を軸とするコーポレートガバナンス改革の実効性を高めるため、金融庁・東京証券取引所により設置された「ステュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（以下、「フォローアップ会議」という。）において、2016年11月、「機関投資家による実効的なステュワードシップ活動のあり方」と題する意見書が公表された。当該意見書を受け、「ステュワードシップ・コードに関する有識者検討会」が開催され、2017年5月29日、本コードの改訂を行った。

上記改訂の後も、フォローアップ会議においては、コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組みについて議論が続けられ、2019年4月24日、「コーポレートガバナンス改革の更なる推進に向けた検討の方向性」と題する意見書が公表された。当該意見書を受け、「ステュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（令和元年度）が開催され、2019年10月から計3回にわたり議論を重ね、2020年3月24日、本コードを再改訂した。

本コードの目的

5. 冒頭に掲げたように、本コードにおいて、「ステュワードシップ責任」とは、機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任を意味する。本コードは、機関投資家が、顧客・受益者と投資先企業の双方を視野に入れ、「責任ある機関投資家」として当該「ステュワードシップ責任」を果たすに当たり有用と考えられる諸原則を定めるものである。
6. 一方で、企業の側においては、コーポレートガバナンス・コードに示されているように、経営の基本方針や業務執行に関する意思決定を行う取締役会が、経営陣による執行を適切に監督しつつ、適切なガバナンス機能を発揮することにより、企業価値の向上を図る責務を有している。企業側のこうした責務と本コードに定める機関投資家の責務とは、いわば「車の両輪」であり、両者が適切に相まって質の高いコーポレートガバナンスが実現され、企業の持続的な成長と顧客・受益者の中長期的な投資リターンの確保が図られていくことが期待される。本コードは、こうした観点から、機関投資家と投資先企業との間で建設的な「目的を持った対話」（エン

ゲージメント)が行われることを促すものであり、機関投資家が投資先企業の経営の細部にまで介入することを意図するものではない²。

7. また、スチュワードシップ責任を果たすための機関投資家の活動(以下、「スチュワードシップ活動」という。)において、議決権の行使は重要な要素ではあるものの、当該活動は単に議決権の行使のみを意味するものと理解すべきではない。スチュワードシップ活動は、機関投資家が、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を適切に把握することや、これを踏まえて当該企業と建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)を行うことなどを含む、幅広い活動を指すものである³。

8. 本コードにおいて、機関投資家は、資金の運用等を受託し自ら企業への投資を担う「資産運用者としての機関投資家」(以下、「運用機関」という。)である場合と、当該資金の出し手を含む「資産保有者としての機関投資家」(以下、「アセットオーナー」という。)である場合とに大別される。

このうち、運用機関には、投資先企業との日々の建設的な対話等を通じて、当該企業の企業価値の向上に寄与することが期待される。

また、アセットオーナーには、スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針を示した上で、自ら、あるいは委託先である運用機関の行動を通じて、投資先企業の企業価値の向上に寄与することが期待される。

運用機関は、アセットオーナーの期待するサービスを提供できるよう、その意向の適切な把握などに努めるべきであり、また、アセットオーナーは、運用機関の評価に当たり、短期的な視点のみに偏ることなく、本コードの趣旨を踏まえた評価に努めるべきである。

機関投資家による実効性のある適切なスチュワードシップ活動は、最終的には顧客・受益者の中長期的な投資リターン拡大を目指すものである。したがって、スチュワードシップ活動の実施に伴う適正なコストは、投資に必要なコストであるという意識を、機関投資家と顧客・受益者の双方において共有すべきである。

9. また、議決権行使助言会社や年金運用コンサルタントなど、機関投資家から業務の委託等を受け、機関投資家が実効的なスチュワードシップ活動を行うことに資するサービスを提供している主体(以下、「機関投資家向けサービス提供者」という。)には、顧客・受益者から投資先企業へと向かう投資資金の流れ(インベストメント・チェーン)全体の機能向上のために重要な役割を果たすことが期待されている。本コードの原則8は、機関投資家向けサービス提供者に適用されるものであるほか、

² また、本コードは、保有株式を売却することが顧客・受益者の利益に適うと考えられる場合に売却を行うことを否定するものではない。

³ 金融庁において、2014年2月、機関投資家と投資先企業との対話の円滑化を図るため、大量保有報告制度や公開買付制度等に係る法的論点について、「日本版スチュワードシップ・コードの策定を踏まえた法的論点に係る考え方の整理」を公表し、解釈の明確化を図っている(<http://www.fsa.go.jp/singi/stewardship/legalissue.pdf>)。

その他の原則（指針を含む）も、原則 8 と矛盾しない範囲で機関投資家向けサービス提供者に適用される。

10. 本コードは、基本的に、機関投資家が日本の上場株式に投資を行う場合を念頭に置いているが、本コードの冒頭に掲げる「スチュワードシップ責任」の遂行に資する限りにおいて、他の資産に投資を行う場合にも適用することが可能である。

「プリンシプルベース・アプローチ」及び「コンプライ・オア・エクスプレイン」

11. 本コードに定める各原則の適用の仕方は、各機関投資家（機関投資家向けサービス提供者を含む。以下この前文において同じ。）が自らの置かれた状況に応じて工夫すべきものである。本コードの履行の態様は、例えば、機関投資家の規模や運用方針（長期運用であるか短期運用であるか、アクティブ運用であるかパッシブ運用であるか等）などによって様々に異なり得る。

12. こうした点に鑑み、本コードは、機関投資家が取るべき行動について詳細に規定する「ルールベース・アプローチ」（細則主義）ではなく、機関投資家が各々の置かれた状況に応じて、自らのスチュワードシップ責任をその実質において適切に果たすことができるよう、いわゆる「プリンシプルベース・アプローチ」（原則主義）を採用している。

「プリンシプルベース・アプローチ」の意義は、一見、抽象的で大掴みな原則（プリンシプル）について、関係者がその趣旨・精神を確認し、互いに共有した上で、各自、自らの活動が、形式的な文言・記載ではなく、その趣旨・精神に照らして真に適切か否かを判断することにある。機関投資家が本コードを踏まえて行動するに当たっては、こうした「プリンシプルベース・アプローチ」の意義を十分に踏まえることが望まれる。

13. 本コードは、法令とは異なり、法的拘束力を有する規範ではない。本検討会は、本コードの趣旨に賛同しこれを受け入れる用意がある機関投資家に対して、その旨を表明（公表）することを期待する。

14. その上で、本コードは、いわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン」（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか）の手法を採用している。すなわち、本コードの原則の中に、自らの個別事情に照らして実施することが適切でないと考える原則があれば、それを「実施しない理由」を十分に説明することにより、一部の原則を実施しないことも想定している。したがって、前記の受入れ表明（公表）を行った機関投資家であっても、全ての原則を一律に実施しなければならない訳ではないことには注意を要する。ただし、当然のことながら、機関投資家

は、当該説明を行う際には、実施しない原則に係る自らの対応について、顧客・受益者の理解が十分に得られるよう工夫すべきである。

機関投資家のみならず、顧客・受益者の側においても、当該手法の趣旨を理解し、本コードの受入れを表明（公表）した機関投資家の個別の状況を十分に尊重することが望まれる。本コードの各原則の文言・記載を表面的に捉え、その一部を実施していないことのみをもって、機械的にステュワードシップ責任が果たされていないと評価することは適切ではない。

なお、原則を実施しつつ、併せて自らの具体的な取組みについて積極的に説明を行うことも、顧客・受益者から十分な理解を得る観点からは、有益であると考えられる。

15. 本検討会は、本コードの受入れ状況を可視化するため、本コードを受け入れる機関投資家に対して、

- ・ 以下を自らのウェブサイトで公表すること
 - － 「コードを受け入れる旨」（受入れ表明）
 - － 「コードの各原則（指針を含む）に基づく公表項目」
 - ① ステュワードシップ責任を果たすための方針などコードの各原則（指針を含む）において公表が求められている具体的項目
 - ② 実施しない原則（指針⁴を含む）がある場合には、その理由の説明
- ・ 当該公表項目について、毎年、見直し・更新を行うこと（更新を行った場合には、その旨も公表すること）
- ・ 当該公表を行ったウェブサイトのアドレス（URL）を金融庁に通知することを期待する。

また、本検討会は、当該通知を受けた金融庁に対して、当該公表を行った機関投資家について、一覧性のある形で公表を行うことを期待する。

16. 本検討会は、機関投資家による本コードの実施状況（受入れ・公表を含む）や国際的な議論の動向等も踏まえ、本コードの内容の更なる改善が図られていくことを期待する。このため、本検討会は、金融庁に対して、おおむね3年毎を目途として本コードの定期的な見直しを検討するなど、適切な対応をとることを期待する。こうした見直しが定期的に行われることにより、機関投資家やその顧客・受益者において、ステュワードシップ責任に対する認識が一層深まり、本コードが我が国において更に広く定着していく効果が期待できるものと考えられる。

⁴ 指針の中には、一定の事項が「重要である」とするなど、必ずしも一定の行動を取るべき（取るべきでない）旨が明示されていないものがあり、こうした指針については、必ずしも、実施しない理由を説明することを求めるものではない。

本コードの原則

投資先企業の持続的成長を促し、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るために、

1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。
4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。
5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。
6. 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。
7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。
8. 機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

原則 1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

指針

1-1. 機関投資家は、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ（ESG 要素⁵を含む中長期的な持続可能性）⁶の考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」⁷（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るべきである。

1-2. 機関投資家は、こうした認識の下、スチュワードシップ責任を果たすための方針、すなわち、スチュワードシップ責任をどのように考え、その考えに則って当該責任をどのように果たしていくのか、また、顧客・受益者から投資先企業へと向かう投資資金の流れ（インベストメント・チェーン）の中での自らの置かれた位置を踏まえ、どのような役割を果たすのかについての明確な方針を策定し、これを公表すべきである⁸。

その際、運用戦略に応じて、サステナビリティに関する課題をどのように考慮するかについて、検討を行った上で当該方針において明確に示すべきである。

⁵ ガバナンス及び社会・環境に関する事項を指す。

⁶ 2015年9月の国連サミットにおいて17の目標等から構成される「持続可能な開発目標」（SDGs）が採択されている。

⁷ 「目的を持った対話」とは、「中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長を促すことを目的とした対話」を指す（原則4の指針4-1参照）。

⁸ 当該方針の内容は、各機関投資家の業務の違いにより、例えば、主として運用機関としての業務を行っている機関投資家と、主としてアセットオーナーとしての業務を行っている機関投資家とでは、自ずと異なり得る。

- 1-3. アセットオーナー^{9,10}は、最終受益者の視点を意識しつつ、その利益の確保のため、自らの規模や能力等に応じ、運用機関による実効的なスチュワードシップ活動が行われるよう、運用機関に促すべきである¹¹。アセットオーナーが直接、議決権行使を伴う資金の運用を行う場合には、自らの規模や能力等に応じ、自ら投資先企業との対話等のスチュワードシップ活動に取り組むべきである。
- 1-4. アセットオーナーは、自らの規模や能力等に応じ、運用機関による実効的なスチュワードシップ活動が行われるよう、運用機関の選定や運用委託契約の締結に際して、議決権行使を含め、スチュワードシップ活動に関して求める事項や原則を運用機関に対して明確に示すべきである。特に大規模なアセットオーナーにおいては、インベストメント・チェーンの中での自らの置かれている位置・役割を踏まえ、運用機関の方針を検証なく単に採択するのではなく、スチュワードシップ責任を果たす観点から、自ら主体的に検討を行った上で、運用機関に対して議決権行使を含むスチュワードシップ活動に関して求める事項や原則を明確に示すべきである。
- 1-5. アセットオーナーは、自らの規模や能力等に応じ、運用機関のスチュワードシップ活動が自らの方針と整合的なものとなっているかについて、運用機関の自己評価なども活用しながら、実効的に運用機関に対するモニタリングを行うべきである¹²。このモニタリングに際しては、運用機関と投資先企業との間の対話等のスチュワードシップ活動の「質」に重点を置くべきであり、運用機関と投資先企業との面談回数・面談時間や議決権行使の賛否の比率等の形式的な確認に終始すべきではない。

⁹ 本コードは、アセットオーナーである企業年金について、基本的には、基金型・規約型の確定給付企業年金及び厚生年金基金を対象とすることを念頭に置いている。なお、規約型の確定給付企業年金は、母体企業と法人格は一体であるものの、母体企業としてではなく、企業年金として本コードを受け入れることが想定されている。

¹⁰ コーポレートガバナンス・コード（2018年6月1日改訂）の原則2-6において、企業年金がアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、母体企業による人事面・運営面でのサポートが求められている。

¹¹ アセットオーナーである企業年金が直接、議決権行使を伴う資金の運用を行わない場合は、まずは運用機関に対して本コードの対応状況を確認するなどの、自らの規模や能力等に応じた取組みを行うことが想定されている。特に対話（原則4）及び議決権の行使と行使結果等の公表（原則5）については、必ずしも企業年金がこれらを行うことを想定したものではない。

¹² 運用機関が投資先企業との間で建設的な対話を含む実効的なスチュワードシップ活動を行っているかを確認することが有効であり、必ずしも個別の詳細な指示を行うことまでを求めものではない。

原則2 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

指針

- 2-1. 機関投資家は顧客・受益者の利益を第一として行動すべきである。一方で、スチュワードシップ活動を行うに当たっては、自らが所属する企業グループと顧客・受益者の双方に影響を及ぼす事項について議決権を行使する場合など、利益相反の発生が避けられない場合がある。機関投資家は、こうした利益相反を適切に管理することが重要である。
- 2-2. 機関投資家は、こうした認識の下、あらかじめ想定し得る利益相反の主な類型について、これをどのように実効的に管理するのかについての明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
- 特に、運用機関は、議決権行使や対話に重要な影響を及ぼす利益相反が生じ得る局面を具体的に特定し、それぞれの利益相反を回避し、その影響を実効的に排除するなど、顧客・受益者の利益を確保するための措置について具体的な方針を策定し、これを公表すべきである。
- 2-3. 運用機関は、顧客・受益者の利益の確保や利益相反防止のため、例えば、独立した取締役会や、議決権行使の意思決定や監督のための第三者委員会などのガバナンス体制を整備し、これを公表すべきである。
- 2-4. 運用機関の経営陣は、自らが運用機関のガバナンス強化・利益相反管理に関して重要な役割・責務を担っていることを認識し、これらに関する課題に対する取組みを推進すべきである。

原則3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてステュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

指針

- 3-1. 機関投資家は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長に向けてステュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握することが重要である。
- 3-2. 機関投資家は、こうした投資先企業の状況の把握を継続的に行うべきであり、また、実効的な把握ができていないかについて適切に確認すべきである。
- 3-3. 把握する内容としては、例えば、投資先企業のガバナンス、企業戦略、業績、資本構造、事業におけるリスク・収益機会（社会・環境問題に関連するものを含む）及びそうしたリスク・収益機会への対応など、非財務面の事項を含む様々な事項が想定されるが、特にどのような事項に着目するかについては、機関投資家ごとに運用戦略には違いがあり、また、投資先企業ごとに把握すべき事項の重要性も異なることから、機関投資家は、自らのステュワードシップ責任に照らし、自ら判断を行うべきである。その際、投資先企業の企業価値を毀損するおそれのある事項については、これを早期に把握することができるよう努めるべきである。

原則4 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

指針

- 4-1. 機関投資家は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長を促すことを目的とした対話¹³を、投資先企業との間で建設的に行うこと^{14,15}を通じて、当該企業と認識の共有^{16,17}を図るよう努めるべきである。なお、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえ、当該企業の企業価値が毀損されるおそれがあると考えられる場合には、より十分な説明を求めるなど、投資先企業と更なる認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである¹⁸。
- 4-2. 機関投資家は、サステナビリティを巡る課題に関する対話に当たっては、運用戦略と整合的で、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結び付くものとなるよう意識すべきである。
- 4-3. パッシブ運用は、投資先企業の株式を売却する選択肢が限られ、中長期的な企業価値の向上を促す必要性が高いことから、機関投資家は、パッシブ運用を行うに当たって、より積極的に中長期的視点に立った対話や議決権行使に取り組むべきである。
- 4-4. 以上を踏まえ、機関投資家は、実際に起こり得る様々な局面に応じ、投資先企業との間でどのように対話を行うのかなどについて、あらかじめ明確な方針を持つべきである¹⁹。

¹³ その際、対話を行うこと自体が目的であるかのような「形式主義」に陥ることのないよう留意すべきである。

¹⁴ 機関投資家内部において、投資先企業との対話を行う専担部署がある場合には、その他の部署との連携を図ることが重要である。

¹⁵ 株式保有の多寡にかかわらず、機関投資家と投資先企業との間で建設的な対話が行われるべきであるが、機関投資家が投資先企業との間で対話を行うに当たっては、自らがどの程度投資先企業の株式を保有しているかについて企業に対して説明することが望ましい場合もある。

¹⁶ 認識の共有には、機関投資家と投資先企業との間で意見が一致しない場合において、不一致の理由やお互いの意見の背景について理解を深めていくことも含まれる。

¹⁷ 例えばガバナンス体制構築状況（独立役員を活用を含む）や事業ポートフォリオの見直し等の経営上の優先課題について投資先企業との認識の共有を図るために、業務の執行には携わらない役員（独立社外取締役・監査役等）との間で対話を行うことも有益であると考えられる。

¹⁸ 当該企業との対話の内容等を踏まえ、更に深い対話を行う先を選別することも考えられる。

¹⁹ 当該方針の内容は、例えば、主として運用機関としての業務を行っている機関投資家と、主としてアセットオーナーとしての業務を行っている機関投資家とでは、自ずと異なり得る。

4-5. 機関投資家が投資先企業との間で対話を行うに当たっては、単独でこうした対話を行うほか、必要に応じ、他の機関投資家と協働して対話を行うこと（協働エンゲージメント）が有益な場合もあり得る²⁰。

4-6. 一般に、機関投資家は、未公表の重要事実を受領することなく、公表された情報をもとに、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を行うことが可能である。また、「G20/OECD コーポレート・ガバナンス原則」や、これを踏まえて策定された東京証券取引所の「コーポレートガバナンス・コード」は、企業の未公表の重要事実の取扱いについて、株主間の平等を図ることを基本としている。投資先企業と対話を行う機関投資家は、企業がこうした基本原則の下に置かれていることを踏まえ、当該対話において未公表の重要事実を受領することについては、基本的には慎重に考えるべきである²¹。

²⁰ この点に関連し、2014年2月に公表された金融庁の「日本版スチュワードシップ・コードの策定を踏まえた法的論点に係る考え方の整理」
(<http://www.fsa.go.jp/singi/stewardship/legalissue.pdf>)〔再掲〕は、具体的にどのような場合に大量保有報告制度における「共同保有者」（及び公開買付制度における「特別関係者」）に該当するかについて、解釈の明確化を図っている。

²¹ その上で、投資先企業との特別な関係等に基づき未公表の重要事実を受領する場合には、当該企業の株式の売買を停止するなど、インサイダー取引規制に抵触することを防止するための措置を講じた上で、当該企業との対話に臨むべきである。

原則5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

指針

- 5-1. 機関投資家は、すべての保有株式について議決権を行使するよう努めるべきであり、議決権の行使に当たっては、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえた上で、議案に対する賛否を判断すべきである。
- 5-2. 機関投資家は、議決権の行使についての明確な方針を策定し、これを公表すべきである²²。当該方針は、できる限り明確なものとするべきであるが、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。
- 5-3. 機関投資家は、議決権の行使結果を、少なくとも議案の主な種類ごとに整理・集計して公表すべきである。

また、機関投資家がステewardシップ責任を果たすための方針に沿って適切に議決権を行使しているか否かについての可視性をさらに高める観点から、機関投資家は、議決権の行使結果を、個別の投資先企業及び議案ごとに公表すべきである²³。それぞれの機関投資家の置かれた状況により、個別の投資先企業及び議案ごとに議決権の行使結果を公表することが必ずしも適切でないと考えられる場合には、その理由を積極的に説明すべきである。

議決権の行使結果を公表する際、機関投資家が議決権行使の賛否の理由について対外的に明確に説明することも、可視性を高めることに資すると考えられる。特に、外観的に利益相反が疑われる議案や議決権行使の方針に照らして説明を要する判断を行った議案等、投資先企業との建設的な対話に資する観点から重要と判断される議案については、賛否を問わず、その理由を公表すべきである。

²² なお、投資先企業の議決権に係る権利確定日をまたぐ貸株取引を行うことを想定している場合には、当該方針においてこうした貸株取引についての方針を記載すべきである。

²³ 個別の議決権行使結果を公表した場合、賛否の結果のみに過度に関心が集まり、運用機関による形式的な議決権行使を助長するのではないかなどの懸念が指摘されている。

しかし、運用機関は、自らが運用する資産の最終受益者に向けて、活動の透明性を高めていくことが重要である。さらに、我が国においては、金融グループ系列の運用機関が多く見られるところ、こうした運用機関において、議決権行使をめぐる利益相反への適切な対応がなされていない事例が多いのではないかと懸念を払拭するためにも、個別の議決権行使結果を公表することが重要である。

- 5-4. 機関投資家は、議決権行使助言会社のサービスを利用する場合であっても、議決権行使助言会社の人的・組織的体制の整備を含む助言策定プロセスを踏まえて利用することが重要であり、議決権行使助言会社の助言に機械的に依拠するのではなく、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえ、自らの責任と判断の下で議決権を行使すべきである。仮に、議決権行使助言会社のサービスを利用している場合には、議決権行使結果の公表に合わせ、当該議決権行使助言会社の名称及び当該サービスの具体的な活用方法についても公表すべきである。

原則6 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

指針

- 6-1. 運用機関は、直接の顧客に対して、スチュワードシップ活動を通じてスチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、定期的に報告を行うべきである²⁴。
- 6-2. アセットオーナーは、受益者に対して、スチュワードシップ責任を果たすための方針と、当該方針の実施状況について、原則として、少なくとも年に1度、報告を行うべきである²⁴。
- 6-3. 機関投資家は、顧客・受益者への報告の具体的な様式や内容については、顧客・受益者との合意や、顧客・受益者の利便性・コストなども考慮して決めるべきであり、効果的かつ効率的な報告を行うよう工夫すべきである²⁵。
- 6-4. なお、機関投資家は、議決権の行使活動を含むスチュワードシップ活動について、スチュワードシップ責任を果たすために必要な範囲において記録に残すべきである。

²⁴ ただし、当該報告の相手方自身が個別報告は不要との意思を示しているような場合には、この限りではない。また、顧客・受益者に対する個別報告が事実上困難な場合などには、当該報告に代えて、一般に公開可能な情報を公表することも考えられる。

²⁵ なお、当該報告において、資産運用上の秘密等を明かすことを求めるものではない。

原則7 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やステュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

指針

7-1. 機関投資家は、投資先企業との対話を建設的なものとし、かつ、当該企業の持続的成長に資する有益なものとしていく観点から、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やステュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えていることが重要である。

このため、機関投資家は、こうした対話や判断を適切に行うために必要な体制の整備を行うべきである。

7-2. 特に、機関投資家の経営陣はステュワードシップ責任を実効的に果たすための適切な能力・経験を備えているべきであり、系列の金融グループ内部の論理などに基づいて構成されるべきではない。

また、機関投資家の経営陣は、自らが対話の充実等のステュワードシップ活動の実行とそのため組織構築・人材育成に関して重要な役割・責務を担っていることを認識し、これらに関する課題に対する取組みを推進すべきである。

7-3. 対話や判断を適切に行うための一助として、必要に応じ、機関投資家が、他の投資家との意見交換を行うことやそのため場を設けることも有益であると考えられる。

7-4. 機関投資家は、本コードの各原則（指針を含む）の実施状況を適宜の時期に省みることにより、本コードが策定を求めている各方針の改善につなげるなど、将来のステュワードシップ活動がより適切なものとなるよう努めるべきである。

特に、運用機関は、持続的な自らのガバナンス体制・利益相反管理や、自らのステュワードシップ活動等の改善に向けて、本コードの各原則（指針を含む）の実施状況を定期的に自己評価し、自己評価の結果を投資先企業との対話を含むステュワードシップ活動の結果と合わせて公表すべきである²⁶。その際、これらは自らの運用戦略と整合的で、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結びつくものとなるよう意識すべきである。

²⁶ こうした自己評価やステュワードシップ活動の結果の公表は、アセットオーナーが運用機関の選定や評価を行うことにも資すると考えられる。

原則 8 機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

指針

- 8-1. 議決権行使助言会社・年金運用コンサルタントを含む機関投資家向けサービス提供者²⁷は、利益相反が生じ得る局面を具体的に特定し、これをどのように実効的に管理するのかについての明確な方針を策定して、利益相反管理体制を整備するとともに、これらの取組みを公表すべきである。
- 8-2. 議決権行使助言会社は、運用機関に対し、個々の企業に関する正確な情報に基づく助言を行うため、日本に拠点を設置することを含め十分かつ適切な人的・組織的体制を整備すべきであり、透明性を図るため、それを含む助言策定プロセス²⁸を具体的に公表すべきである²⁹。
- 8-3. 議決権行使助言会社は、企業の開示情報に基づくほか、必要に応じ、自ら企業と積極的に意見交換しつつ、助言を行うべきである。
- 助言の対象となる企業から求められた場合に、当該企業に対して、前提となる情報に齟齬がないか等を確認する機会を与え、当該企業から出された意見も合わせて顧客に提供することも、助言の前提となる情報の正確性や透明性の確保に資すると考えられる。

²⁷ 機関投資家向けサービス提供者は、特に議決権行使助言会社や年金運用コンサルタントを念頭に置いているが、これに限らず、ある機関（機関投資家を含む）が、機関投資家から業務の委託等を受け、機関投資家を実効的なスチュワードシップ活動を行うことに資するサービスを提供する機能を有する場合は広くこれに該当すると考えられる。

²⁸ 個別の議案に係る助言に当たっての対話の内容等を念頭に置いているものではなく、一般的に、助言策定に当たって、依拠する主な情報源、対象企業との対話の有無、態様等を公表することが考えられる。

²⁹ 議決権行使助言会社において、議決権行使の助言についての方針を策定する際にも、当該方針は、できる限り明確なものとすべきであるが、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

第6節 自然災害等の被災者への対応

I 個人債務者の私的整理に関するガイドライン

東日本大震災の被災地域におけるいわゆる「二重債務問題」への政府の対応策を示した「二重債務問題への対応方針」（2011年6月17日）の公表を受け、全国銀行協会を事務局として、金融界、中小企業団体、法曹界及び学識経験者等で構成される研究会が発足し、関係者間の協議を経て、同年7月15日に、民間における個人向けの私的整理による債務免除のルールを定めた「個人債務者の私的整理に関するガイドライン（以下「個人版私的整理ガイドライン」という。）」が取りまとめられた。（別紙1～2参照）同年8月1日には、ガイドラインの運用のため一般社団法人「個人版私的整理ガイドライン運営委員会（現 東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関）」が設立され、同月22日よりガイドラインの適用が開始され、その後も被災者支援に資するよう運用の改善が図られている。

2019事務年度においても、このような民間の取組みを支援するため、債務者が弁護士費用等を負担することなく個人版私的整理ガイドラインを利用できるようにするための国庫補助や周知広報等の必要な対応を行った。

具体的には、個人版私的整理ガイドラインの活用促進に関して、マスメディアを通じた広報（新聞折込チラシ、新聞広告掲載）、地方公共団体や金融機関を通じたチラシ配布などによる周知広報を実施した。

（参考）個人版私的整理ガイドラインの運用状況（2020年6月30日時点）

- ・ 個別の相談件数：5,973件
- ・ 債務整理に向けて準備中：1件
- ・ 成立件数：1,372件

II 東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構の活用促進

東日本大震災で被災された事業者のいわゆる二重債務問題に関しては、事業者の債務の負担を軽減しつつ、その再生を図るため、東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構が設立されており、金融庁としては、金融機関が、これらの機構等の積極的な活用を含め、被災者の事業や生活の再建に向けた支援に継続的に貢献していくよう強く促してきた。

(参考)

(2020年6月30日時点)

	岩手産業復興機構	宮城産業復興機構	福島産業復興機構	茨城県産業復興機構	千葉産業復興機構
設立	2011年11月11日	2011年12月27日	2011年12月28日	2011年11月30日	2012年3月28日
買取決定	110先	144先	49先	20先	16先

	東日本大震災事業者再生支援機構
設立	2012年2月22日
支援決定	743先

Ⅲ 金融機能強化法（震災特例）の運用状況

金融機能強化法の震災特例に基づき、国が資本参加を行った金融機関等の2019年3月期（11金融機関）の経営強化計画の履行状況報告については同年9月27日に、同年9月期（11金融機関）の経営強化計画の履行状況報告については2020年3月3日に報告内容を公表した。

Ⅳ 令和元年東日本台風等への対応

令和元年東日本台風等への対応として、発災後速やかに関係金融機関等に対し、迅速かつ的確に被災者の便宜を考慮した「金融上の措置」を講じるよう要請した。さらに、被災地に職員を派遣し、被災地の要望等の把握を行った上で、11月11日付で、金融機関に対して可能な限り被災者に配慮した対応を要請した。

また、自然災害の影響により既往債務の弁済が困難となった被災者（個人債務者）の債務整理を円滑に進めるため、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（注）の周知広報やREVICと地域金融機関等が連携して設立した「令和元年台風等被害広域復興ファンド」の活用促進に取り組んだ。

このほか、令和元年8月の前線に伴う大雨をはじめとする自然災害への対応として、関係金融機関等に対し、被災者の便宜を考慮し迅速かつ的確に「金融上の措置」を講じるよう要請を行う等の措置を講じた。

金融庁としては、金融機関が被災地における取引先企業のニーズを的確に把握し、きめ細かな対応を行うよう促していくとともに、被災者や被災企業の支援に向けて取り組んでいく。

（注）自然災害の影響により、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった被災者が、信用情報への登録などを回避しつつ、債務免除等を受けることが可能である、民間の自主的なルール（2016年4月より適用開始）。（別紙3～4参照）

(参考) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインの運用状況 (2020年6月30日時点)

- 登録支援専門家に手続支援を委嘱した件数 : 1,145 件
 - うち、手続中の件数 : 122 件
 - うち、特定調停の申立に至っている件数 : 11 件
- 債務整理成立件数 : 498 件

二重債務問題への対応方針

I. 中小企業及び農林水産業等向け対応

旧債務

① 再生に向けた相談窓口の設置と公的な旧債務整理プロセスの拡充・強化

- ・「中小企業再生支援協議会」を核とした相談窓口体制の拡充
⇒ 被災中小企業者の再生を強力に後押し
- ・「中小企業再生ファンド」の新設
⇒ 出資や債権買取り等を含めた支援を実施

② 個人向けの私的整理ガイドラインの策定等

- ・金融機関が、法的整理によらず、私的に行った債務免除についても無税償却等が可能となる方策を検討
- ・中小の法人企業向けの更なる方策についても検討

③ 再生可能性を判断する間の利子負担の軽減等

- ・津波被災地など①のプロセスにおいて再生可能性の判断をするまでに一定の時間を要する場合、その間、中小企業の旧債務が雪だるま式に増大し、再生を阻害することを避ける方策を検討

※ その他、金融検査マニュアルの運用明確化、農林水産業向け融資制度の周知等

新債務

① 公庫等による融資制度の拡充

- ・「東日本大震災復興特別貸付」の創設
- ・「特別利子補給制度」において最大で無利子化まで可能とする制度の創設
- ・小規模事業者が無担保・無保証で利用できる「マル経融資」及び「衛経融資」の拡張
- ・農林水産業向け災害復旧資金の融資について、一定期間実質無利子化等を措置
- ・医療・社会福祉施設向け災害復旧資金の融資について、一定期間無利子化等を措置

② 信用保証制度の拡充

- ・「東日本大震災復興緊急保証」の創設

③ リース信用保証制度を始めとした設備導入支援策の検討

④ 原発事故被災者への「特別支援制度」の創設

⑤ 二重債務をできる限り負わずに再出発可能な事業環境の整備

- ・共同利用施設等の復旧について国が支援
- ・中小企業基盤整備機構が仮設工場等を整備し、中小企業等に原則無料貸出し

※ 今後、水産業を始めとした地域関連産業向けを含め、支援の拡充を検討

II. 個人住宅ローン向け対応

旧債務

- ① 住宅金融支援機構における既存ローンの返済猶予等
- ② 個人向けの私的整理ガイドラインの策定
- ③ 住宅再建を目指す方の負担軽減

新債務

- ① 住宅金融支援機構による金利引下げ・返済期間の延長
- ② 災害公営住宅の供給

III. 金融機関向け対応

① 金融機関への資本参加・要件の緩和

- ・「金融機能強化法」及び「信用事業再編強化法」の改正

② 金融機関の無税償却等の弾力化

- ・個人向け私的整理ガイドラインの策定

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」 (平成23年7月15日策定)の概要

1. ガイドラインの位置づけ

平成23年6月に政府が公表した、東日本大震災に係る「二重債務問題への対応方針」を受け、金融・商工団体の関係者、法務・会計の専門家、学識経験者などで構成される「研究会」(事務局:全銀協)において決定された、個人債務者の私的整理に関する民間関係者間の自主的ルール。

2. ガイドラインの内容(概要)

(1) 対象となる債務者

- 震災の影響により、既往債務(旧債務)を弁済することができない又は近い将来に弁済できないことが確実と見込まれる個人の債務者(住宅ローン債務者等の非事業者及び個人事業者)。
- このような債務者が、法的倒産手続による不利益(注1)を回避しつつ、債権者との間の私的な合意(私的整理)により、債務免除等を受けることができるようにする。

(注1) 法的な制限として、官報掲載、破産手続中の転居・旅行・資格制限、破産管財人による郵便物管理等。その他、信用情報への登録もあるが、これについての登録も行わない。

(2) 対象となる債権者

- 主として金融機関等(銀行、信用金庫、信用組合、農林系金融機関、政府系金融機関、保証会社、貸金業者、リース会社、クレジット会社等)。相当と認められるときは、その他の債権者を含めることとする。

(3) 弁済計画案の内容及び債務免除額

- 弁済計画案の内容(要件)は、債務者の状況(事業者・非事業者の別、将来収入の有無等)に応じて、複数の類型を用意。
- 弁済計画案に記載される主な事項は、①債務者の財産の状況、②債務弁済計画(原則5年以内、事情により延長可。債務免除等の内容を含む。)、③資産の換価・処分の方針等。
事業継続を図る個人事業者については、上記①～③等に加え、震災の状況を踏まえた事業計画(例えば、損益黒字化原則5年、合理的期間の延長可等)の提出を求める(注2)。

(注2) 経営者に対する経営責任は求めない。

- 金融機関(債権者)にとって利用可能とするため、債務免除額は、民事再生手続又は破産手続と同等(注3)(注4)。

(注3) 破産手続等より免除額が多く(=債権者にとって不利に)なれば、債権者は、私的整理を避けて破産申立てを行う恐れ。債権者が敢えて不利なガイドラインを利用するとなると、株主代表訴訟リスクが高まる等の恐れ。

(注4) 被災者である債務者への配慮として、生活再建支援金、義援金等を差押禁止(自由財産)とする立法措置がなされたことからガイドラインにおいても同様の対応。

(4) 手続の流れ

- ① 債務者が、債務の減免等を求める相手である債権者(対象債権者)に対して、債務整理を申出(※)。必要書類(財産の状況等)を提出。

※ 申出の時点から、対象債権者は債権回収等を停止(6か月又は弁済計画の成立・不成立のいずれか早い時点まで)

- ② 債務者がガイドラインに則り弁済計画案を作成。
- ③ 第三者機関に登録する専門家(弁護士等)が、弁済計画案がガイドラインに適合していることなどについて報告書を作成(=第三者機関によるチェック)。
- ④ 債務者が弁済計画案及び報告書を対象債権者に提出・説明等。
- ⑤ 対象債権者が弁済計画案に対する同意・不同意を表明。
- ⑥ 対象債権者全員の同意により、弁済計画成立(※)。

※ 協議しても、全員の同意が得られない場合は、弁済計画不成立。

(注5)①、②、④については、第三者機関に登録する弁護士等の支援を受けることも可能。

(5) (連帯)保証人に対する配慮

- 主債務者が通常想定される範囲を超えた災害の影響により主債務を弁済できないことを踏まえ、保証人に対しては、その責任の度合いや生活実態等を考慮して、保証履行を求めることが相当と認められる場合を除き、保証履行を求めないこととする。保証履行を求める場合には、保証人についても弁済計画案を作成し、合理的な範囲で弁済の負担を定める。
- 保証履行を求めることの相当性及び保証人の負担の範囲の合理性については、第三者機関のチェックを受けることとする。

3. その他

- 第三者機関については、全銀協が一般社団法人(「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」)を設立し、日弁連等の団体の協力を得て専門家を登

録する。

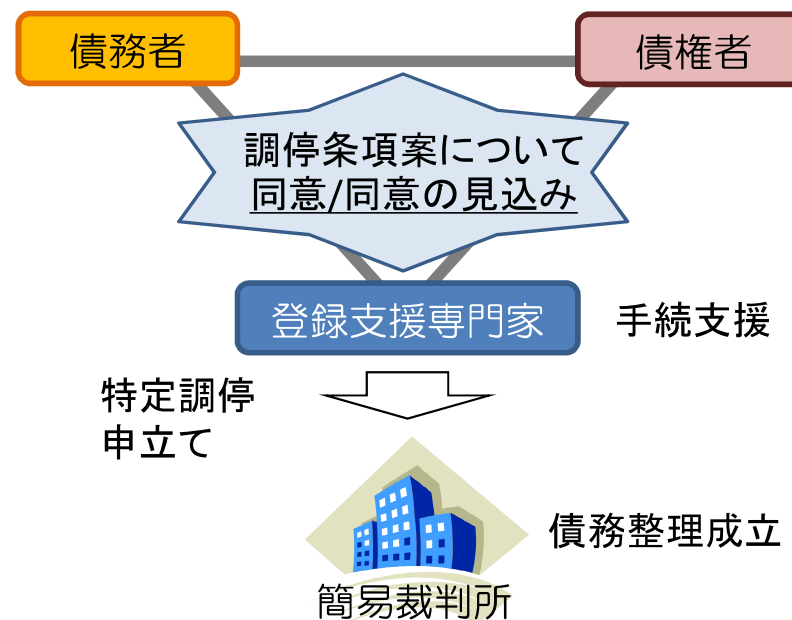
- 本ガイドラインに基づき策定された弁済計画により行われた債務免除については、原則として債権者及び債務者に課税関係が生じないことを国税庁に確認。
- ガイドラインは、平成 23 年 8 月 22 日から適用開始。

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

(平成27年12月25日策定、平成28年4月1日適用開始)

■ ガイドラインの概要

- 本ガイドラインは、東日本大震災での経験を踏まえ、全国銀行協会を事務局とする研究会において、平成27年12月に取りまとめられ、平成28年4月より適用が開始された民間の自主的なルール。災害救助法の適用を受けた全国の自然災害による個人の被災者が対象。
- 本ガイドラインにより債権者(金融機関等)との合意に基づき債務整理を行うことで、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった被災者が、法的な倒産手続による不利益(信用情報への登録など)を回避しつつ、債務免除等を受けることが可能。

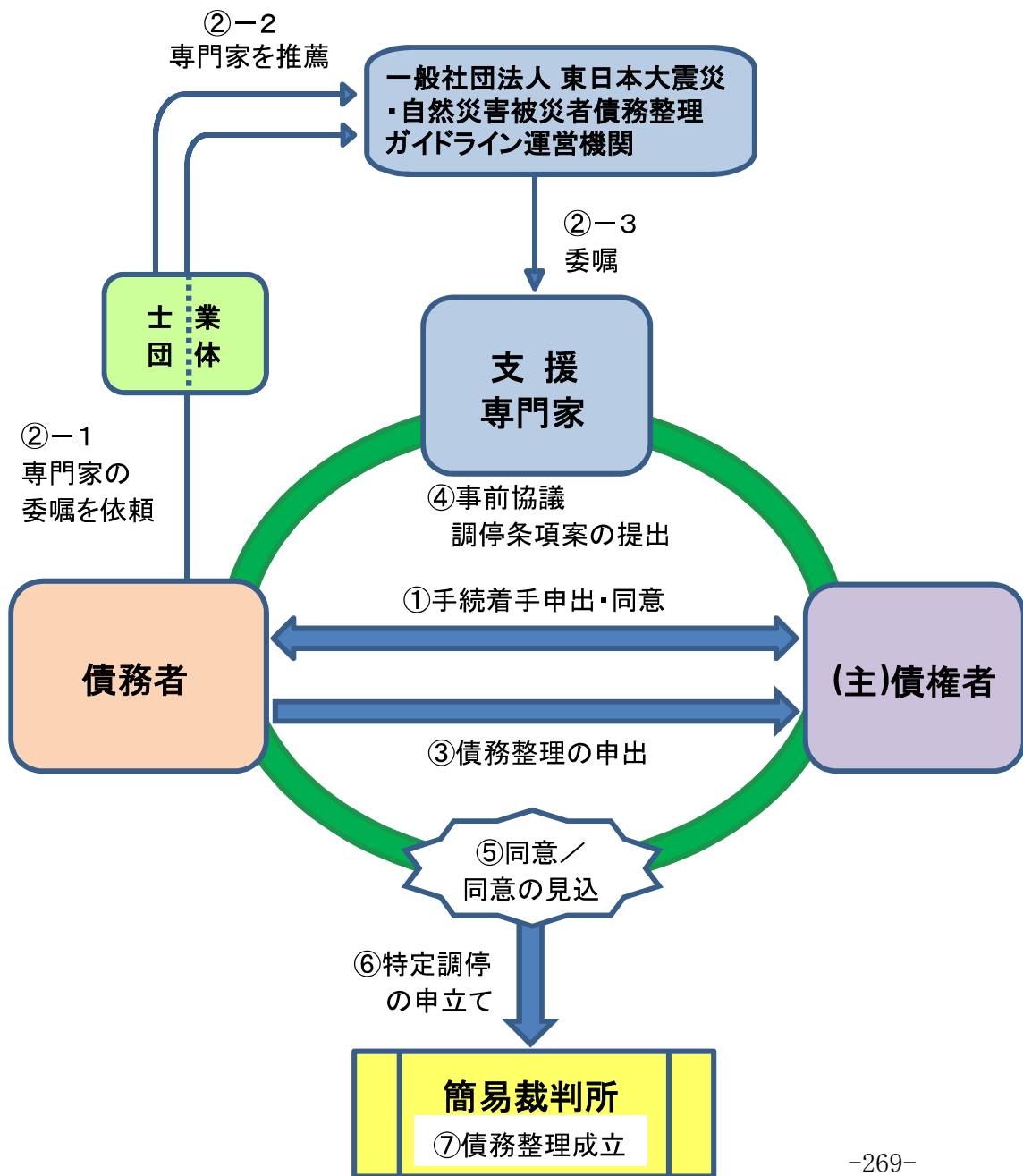


■ ガイドラインによる債務整理のメリット

- 被災者生活再建支援金等に加え、財産の一部を、ローンの支払いに充てずに、手元に残すことができる。
- 破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことが個人信用情報として登録されないため、その後の新たな借入りに影響が及ばない。
- 国の補助により、弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができる。

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」 の債務整理成立までの流れ

(別紙4)



①債務者は、主たる債権者に債務整理の着手の申出を行い、着手への同意を取得。

②着手の同意を得た債務者は、各士業団体(弁護士会等)を通じて運営機関に対し、登録支援専門家※の委嘱を依頼。

※中立かつ公正な立場から手続支援を行う者

③債務者は、全対象債権者に対して、債務整理を書面により申出。

④債務者は、対象債権者と事前協議を行った上で、登録支援専門家を経由して、調停条項案を全対象債権者に提出し、調停条項案を説明。

⑤対象債権者は調停条項案への同意(同意の見込み)又は不同意を書面により回答。

⑥調停条項案に対する全対象債権者の同意(同意の見込み)を得た債務者は、簡易裁判所に対して特定調停を申立て。

⑦特定調停において、債務整理が成立。

第7節 新型コロナウイルス感染症への対応

I 金融上の措置に関する要請と金融業界等における取組み

1. 民間金融機関による事業者等の資金繰り支援促進等のための施策

コロナ禍の影響により、事業者が厳しい資金繰り状況に直面する中、金融庁は、関係省庁と連携しつつ、金融機関による、事業者への迅速かつ適切な資金繰り支援等が実施されるよう、様々な取組みを進めてきた。(別紙1参照) 具体的には、金融機関に累次の要請を行うほか、民間金融機関による「実質無利子・無担保融資」の整備や官民金融機関の連携強化、金融機関との取引に係る相談を受け付ける相談窓口の開設などに取り組んだ。金融機関は既往債務の条件変更や新規融資の実施など、資金繰り支援に取り組んでおり、その結果、貸出金も足元で大幅に増加している。

また、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、保険契約者との対面での保険契約の手続が困難な事案が生じた場合、保険料の払込及び保険契約の更新について猶予期間を設ける等適宜の措置を講じるよう、保険契約者保護の観点から要請を実施した。その他、新型コロナウイルス感染症に乗じた犯罪等に関する注意喚起について、金融庁ウェブサイトにて啓発ページを掲載し、金融機関に対しても周知を実施した。

2. 金融機関等の業務継続体制について

金融庁は、新型コロナウイルス感染症に係る金融機関等の業務継続体制について、金融機関等に対し、累次の要請を実施した。(別紙2参照) 緊急事態宣言が発出された2020年4月7日には、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言を踏まえた金融システム・金融資本市場の機能維持について」(麻生金融担当大臣談話)において、金融機能の維持や顧客保護の観点から、金融機関等に対し「緊急事態宣言の対象地域における金融機関の対顧客業務の継続に係る基本的な考え方」に基づき、必要業務の継続について適切な対応に努めることを要請した。また、緊急事態措置の対象区域が全国に拡大された同年4月16日や、同措置の期間が同年5月31日まで延長されることが決定した同年5月4日にも、同様の要請を実施した。

さらに、緊急事態解除宣言がなされた同年5月25日、金融機関等に対して、緊急事態解除宣言後においても、感染拡大防止に努めるとともに、国民の経済活動を支援する金融機能の維持等の観点から、業務の継続について適切な対応に努めるよう要請した。

II 検査・監督・規制上の対応

1. 新型コロナウイルス感染症を踏まえた金融機関の対応事例の公表

金融庁においては、債務の条件変更・新規融資など、事業者の実情に応じた万全の対応を金融機関に要請し、事業者への資金繰り支援の促進を当面の検査・監督の最重点事項として、特別ヒアリング等で、金融機関の取組状況を確認してきた。その中で確認した取組のうち、他の金融機関の参考となる事例について、取りまとめ・公表した（同年3月27日公表、4月20日・5月22日更新）。また、事業者が金融機関と資金繰りについて相談する際の参考にも資するため、各都道府県の商工会議所連合会、商工会連合会、都道府県庁等に対しても周知した。

2. 企業決算・監査等への対応（別紙3参照）

- (1) 主に3月期決算企業の決算作業及び監査法人による監査をめぐる課題への対応につき、関係者間で現状の認識や対応のあり方を共有するため、2020年4月3日に「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」を設置した。本連絡協議会では、メンバー等による取組状況の共有、「緊急事態宣言」の発令及び緊急経済対策を踏まえた対応策などについて議論を行った。

株主総会の延期や継続会の開催など、例年とは異なるスケジュール方法とすることの検討を求める声明文を連絡協議会名で同年4月15日に公表した。

また、緊急事態宣言の発令を受け、企業や監査法人が決算業務や監査業務に十分な時間を確保できるよう、同年4月20日から9月29日までの期間に提出期限が到来する有価証券報告書等について、内閣府令の改正により、一律に9月末まで延長した。

さらに、同年5月、企業会計基準委員会（ASBJ）が示した会計上の見積りについての開示の考え方を踏まえ、有価証券報告書の財務情報及び非財務情報の双方において、今般の感染症の影響に関する具体的かつ充実した開示が強く期待されること等を内容とするよう要請文を公表するとともに、特に経営戦略やリスク等の記述情報に関し、「新型コロナウイルス感染症の影響に関する記述情報の開示 Q&A-投資家が期待する好開示のポイント-」を同年5月29日に公表した。

本連絡協議会のメンバーがこれまで公表した取組みなどを振り返り、同年7月2日、連絡協議会名で「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応（骨子）」を公表した。

- (2) 国際的な対応としては、IOSCO（証券監督者国際機構）が同年4月3日、会計基準の適用に関する声明を公表し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う不確実性の下においても高品質な会計基準の開発、一貫した適用及び執

行が重要であること、金融商品に関する国際会計基準（IFRS第9号）の適用においては各当局の支援策を考慮しつつ投資家にとって重要な情報を開示すべきであること、IFRSを策定する国際会計基準審議会（IASB）の取組みを支持すること等を示した。

また、同年5月29日、IOSCOは企業に対して新型コロナウイルス感染症下における適切な開示を促す内容の声明を公表し、新型コロナウイルス感染症の影響について企業が適切に開示することが重要であること、特に新型コロナウイルス感染症に関する重要な判断および見積りが含まれる際には個別具体的かつ透明な開示であるべきこと、財務情報の提出期限延長により柔軟性が得られた場合には合理的かつ支持できる判断に基づいたタイムリーかつ包括的な財務情報を提供する責任も果たすよう企業はバランスをとった対応を行うことが奨励されること、投資家及びその他の関係者は企業の置かれた状況に理解を示すことが期待されること、等を示した。

3. 金融機関等の報告の提出期限の延長等や決算業務・監査業務等への対応

同年3月30日に、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、法令上提出期限の確定している金融機関等の報告・届出について、柔軟な対応を検討する旨などを当庁ウェブサイトで公表した。また、同年4月24日に決算業務・監査業務等への対応について、当庁への事業報告等の提出期限につき柔軟な取扱いを行う旨の事務連絡を行った。

4. 金融・資本市場への不安定化への対応

- ・緊急事態宣言を踏まえた金融システム・金融資本市場の機能維持について、大臣談話を公表した（同年4月7日・4月16日・5月4日・5月14日）。（別紙4参照）
- ・適正な市場機能と取引の公正の確保について大臣談話を公表した（同年3月24日）。（別紙5参照）

5. 金融・資本市場関係のその他の対応

（1）東京証券取引所等での取組み

東京証券取引所等は、取引所規則に基づく決算短信等について、やむを得ない理由により期限までに提出できない場合には、提出期限を延長することを認める旨を上場会社宛てに通知した（同年2月10日）。（別紙6参照）

- ・東京証券取引所等は、上場会社に対し、「業績予想の修正」などに関する開示を行う際に、自社の状況に応じて事業活動や経営成績に及ぼす影響等について可能な限り具体的に説明するよう要請し、また、上場会社及び上場候補会社に対し、①上場廃止等となる債務超過基準を1期延長する、②一時的な業績悪化を勘案して審査することを公表した（同年3月18日）。（別紙7参照）

- ・東京証券取引所等は、市場における不正確・不明確な情報に基づく価格形成を回避し、投資者に適切な投資判断を促す観点から、重要性の高い会社情報の適時・適切な情報開示に配慮するよう要請した（同年4月7日）。（別紙8参照）
- ・東京証券取引所等は、決算発表について、「45日以内」の慣行にとらわれず、確定次第の開示を依頼しているところ、足元の状況を踏まえ、決算作業等の円滑な実施が困難となった場合には、当初のスケジュールにかかわらず、決算発表日程の再検討を要請した（同年4月7日）。（別紙9参照）
- ・東京証券取引所等は、有価証券報告書等の提出期限の延長に伴い、決算発表日程の再検討の依頼を公表するとともに、上場会社宛てに通知した（同年4月14日）。（別紙10参照）
- ・東京証券取引所は、決算発表日程の再検討や決算内容等の適切な開示について公表するとともに、「決算発表・定時株主総会の日程変更等に係る適時開示実務上の留意点」を上場会社宛てに通知した（同年4月15日）。（別紙11参照）
- ・東京証券取引所等は、上場会社に対し、指定替え（第1部から第2部）・上場廃止に係る時価総額基準等に抵触した場合における、事業計画改善書の提出期限を同年12月末まで（上場廃止に係る猶予期間は2021年6月末まで）延長することを通知・公表した（2020年4月30日）。（別紙12参照）

（2）中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する措置

中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制について、同年4月にバーゼル銀行監督委員会とIOSCOにおいて適用対象拡大の実施時期を1年間延期することが合意されたことを受け、我が国においても同年6月に内閣府令を改正し、実施時期を延期した（最終フェーズは2022年9月1日から実施）。

Ⅲ 新型コロナウイルス感染症を踏まえたその他の措置

1. 金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第59号）

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るため、金融機関等の資本の増強に関する特別の措置を講じ、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期する必要がある。

こうした考え方の下、①新型コロナウイルス感染症等の影響により自己資本の充実を図ることが必要となった金融機関等が国の資本参加の申込みをする場合に関する特例を設けることや、②金融機関等が国の資本参加の申込みをする期限を延長することなどが盛り込まれた「金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第59号）」が、2020年6月12日に成立

し、同年6月19日に公布された。(別紙13参照)

2. 広報・相談体制の強化

(1) 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた方に向けた情報発信

ア. 金融庁ウェブサイトにおける特設ページの開設

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた方々が、金融庁の資金繰り支援等の取組みに関する情報を容易に入手できるように、同年2月10日に金融庁ウェブサイトにおいて特設ページを開設し、①相談窓口の一覧、②金融庁が金融機関に対して行った要請に関する情報、③企業の決算・監査、情報開示に関する情報等を集約して掲載した。同年3月13日には、英語版の特設ページを開設し、日本語の特設ページに掲載されている各種施策等の英訳を掲載した。

また、逐次、特設ページの掲載情報の追加・更新や構成の見直しを行い、内容の充実・利便性の向上に努めた。

イ. 多様な情報提供手段の活用

特設ページに掲載した情報については、随時 Twitter へ投稿したほか、同年5月26日にLINEの金融庁公式アカウントを新規開設して情報掲載するなど、SNSを積極的に活用した情報発信を行った。

また、業界紙(日経産業新聞・観光経済新聞・日経流通新聞・日刊工業新聞)に事業者・個人向けリーフレットを掲載したほか、民間金融機関による実質無利子・無担保の融資等について周知・広報するための動画を作成し、同年6月2日から25日までの間、YouTubeにおいて、中小企業事業者や個人事業主を主な対象として広告配信を行った。

さらに、政府広報を活用し、民間金融機関による資金繰り支援に関するインターネットバナー広告や新聞突出し広告、テレビCMを実施した。

(2) 相談体制の強化

金融サービス利用者相談室では、新型コロナウイルス感染症の流行に際し、令和2年2月28日に「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」を設置。当該ダイヤルにおいて、一般の金融サービス利用者より、新型コロナウイルスに関する金融機関との取引(資金繰り等)に係る相談や情報を幅広く受け付けている。また、金融庁としては、当該相談等の内容を金融機関に還元の上、その適切な対応を求めているところ。

3. 国際的な連携

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた規制・監督上の対応等について、国際機関・海外当局等との間で迅速に情報共有を行った。また、国際会議や国際基準設定主体等の新型コロナウイルス感染症対応に関する議論にも積極的な貢献

を行った。

(1) G20、G7

G20 においては、3月以降、首脳会合や複数回の財務大臣・中央銀行総裁会合が開催され、共同声明等が発出された。金融規制関係の、主な記述は、以下のとおり。

● G20 首脳声明（令和2年3月26日）（仮訳・抜粋）

我々は、財務大臣・中央銀行総裁に対し、新型コロナウイルスに対するG20 行動計画を作成し、適切な国際的財政支援を迅速に実施すべく国際機関と緊密に連携するため、定期的に調整を行うことを要請する。（中略）我々は、また、金融システムが経済を支え続けることを確保するためにとられた規制上及び監督上の措置を支持し、そうした取組みの連携に関する金融安定理事会（FSB）の発表を歓迎する。

● G20 財務大臣・中央銀行総裁会議声明（令和2年4月15日）（仮訳・抜粋）

我々はまた、金融システムが経済を支え続けることを確保するための規制監督上の措置も実施してきた。（中略）我々は、FSBに対し、引き続き金融セクターの脆弱性をモニターし、以前に合意された改革を損ねることなく国際的な規制基準に内在する柔軟性を活用しながら、メンバー国、国際機関、基準設定主体の間で規制監督上の措置の連携を図ること、及び実施された政策措置のベスト・プラクティスを共有すべくメンバーの経験を引き出すこと、を要請する。この観点から、我々はFSBのG20 向け新型コロナウイルス・レポートに示されている原則を支持する。

● G20 行動計画（令和2年4月15日）（仮訳ポイントより抜粋）

- ・ 我々は、引き続き、経済及び金融システムの安定性を支えるための金融政策及び規制上の措置に関する包括的なパッケージを実施することを誓う。
- ・ 我々は、G20 に提出された新型コロナウイルスに関するFSB報告書中の原則に則ることにコミットする。
- ・ 我々は、FSBに対し、情報を共有し、脆弱性を評価し、政策課題への対応について連携することを通じて、新型コロナウイルスへの対応に関する国際的な協力及び連携を引き続き支援すること、を要請する。

G7においても、3月以降、首脳会合や複数回の財務大臣・中央銀行総裁会合が開催され、共同声明等が発出された。金融規制関係の主な記述は以下のとおり。

● G7 財務大臣・中央銀行総裁の声明（令和2年3月24日）（仮訳・抜粋）

今日のグローバルな金融システムは、世界金融危機後の改革により、ショックに耐え、市場機能を維持し、実体経済を支持するための資金供給を持続させることがより容易に行える状況にある。我々は、既存の国際基準に内在する柔軟性を活用して、利用可能な資本・流動性バッファを活用するために他の関連する規制当局及び監督当局と協働すること、及び実務上の課題に対処するために民間セクターと協働することを含め、金融システムが引き続き経済を支えられることを確保するため、警戒を続け、必要な措置をとる。我々は、金融機関に対し、新型コロナウイルスによって被害を受けた消費者及び企業の資金需要に対処するために、この柔軟性を活用することを奨励する。

(2) 金融安定理事会 (FSB)

FSBは、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、実体経済を支援し、金融システムの安定性を維持し、市場の分断化のリスクを最小限に抑える観点から、「5原則」に則って国際協調を行うことを4月のG20報告で公表。同原則に基づき、金融安定上の脅威の動向及び金融当局による政策対応に係る定期的な情報交換、金融安定性リスクや脆弱性の現状評価、並びに金融安定や開かれた市場、金融システムによる経済成長へ支援を維持するための連携を行っている。5月には、他の国際基準設定主体と連携してワークショップを開催し、新型コロナウイルス感染症への国際的な対応について、民間金融機関との意見交換を実施した。

※ 新型コロナ対応に関するFSB「5原則」：①金融安定性リスクの適時な監視・情報共有、②国際基準に内在する柔軟性の活用、③企業・当局の負担軽減の追求、④国際基準への整合性確保と改革巻戻しの回避、⑤時限措置の解除に際しての協調

(3) 中央銀行総裁・監督当局長官グループ (GHOS)・バーゼル銀行監督委員会 (BCBS)

GHOSは、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応として、金融機関の実務上の負担を一時的に軽減するため、バーゼルⅢ最終化の各国における実施時期を2022年から2023年へ1年延期した。

BCBSは、資本・流動性バッファが利用可能であることの確認や、新型コロナウイルス感染症に関する政府の特別支援措置の自己資本比率規制上の取扱い、予想信用損失会計の自己資本比率規制上の取扱いに関する経過措置の調整等についての声明を発表した。

(4) 証券監督者国際機構 (IOSCO)

IOSCOは、2020年3月25日に公表した声明において、市場機能が維持されるよう証券規制当局間で緊密に連携していくことや、各当局が市場インフラのオペレーションや強靭性等を注視していくことを宣明した。そのほ

か、以下の個別論点についても議論を進めた。

I O S C Oは、2020年4月3日にBCBSと連名で声明を公表し、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえて、2020年9月1日に予定されていたマージン規制（中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制）のフェーズ5、及び2021年9月1日に予定されていたフェーズ6の実施をそれぞれ1年延期することに合意した。この合意は、フェーズ5及びフェーズ6の実施に伴う金融機関の実務上の負担を一時的に軽減することで、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応に最優先で取り組むことができるよう支援すると同時に、対象金融機関が国際的に合意された新しい適用日を着実に遵守するよう対応を促すものである。

同じく、2020年4月3日、I O S C Oは会計基準の適用に関する声明を公表し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う不確実性の下においても高品質な会計基準の開発、一貫した適用及び執行が重要であること、金融商品に関する国際会計基準（I F R S 9）の適用においては各当局の支援策を考慮しつつ投資家にとって重要な情報を開示すべきであること、I F R Sを策定する国際会計基準審議会（I A S B）の取組みを支持すること等を示した。

また、会計・監査・開示の分野においては、2020年5月29日、企業に対して新型コロナウイルス感染症下における適切な開示を促す内容の声明を公表し、新型コロナウイルス感染症の影響について企業が適切に開示することが重要であること、特に新型コロナウイルス感染症に関する重要な判断および見積りが含まれる際には個別具体的かつ透明な開示であるべきこと、財務情報の提出期限延長により柔軟性が得られた場合には合理的かつ支持できる判断に基づいたタイムリーかつ包括的な財務情報を提供する責任も果たすよう企業はバランスをとった対応を行うことが奨励されること、投資家及びその他の関係者は企業の置かれた状況に理解を示すことが期待されること、等を示した。

このほか、代表理事会直下の「金融安定エンゲージメントグループ」において、ファンドの流動性リスクやCCPの証拠金についての各国データを収集・分析、信用格付とプロシクリカリティについての検討等がなされているほか、当庁が議長を務めるアジア太平洋地域委員会においても、新型コロナウイルス感染症に起因する国境を越えた影響につきメンバー間で情報交換を実施している。

（5）保険監督者国際機構（I A I S）

I A I Sは、2019年11月に合意したシステミック・リスクのための包括的枠組みを活用し、新型コロナウイルス感染症が保険セクターに与える影響に焦点を絞ったリスク評価を行うこととした。また、保険当局及び保険業界の実務上の負担を軽減し、新型コロナウイルス感染症対策が優先されるよう、包括的枠組みの実施スケジュールの調整、国際資本基準（I C S）のデータ報告期限の延長等を行った。

(6) 金融活動作業部会（F A T F）

F A T Fは2020年4月1日、議長声明を公表し、社会的隔離措置等の感染症対策の観点から、新型コロナウイルス感染症拡大によって生じた新たなマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスク（ML/T Fリスク）を警戒しつつ、F A T F基準におけるリスクベースアプローチを柔軟に活用するよう、各国当局及び金融機関等に促した（具体的には、新技術（FinTech等）を活用した非対面での本人確認の推奨等）。またF A T Fは、4月28日、声明を発表し、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、対日相互審査を含む、進行中の全て相互審査（各国のF A T F基準遵守状況を評価するもの）に関する手続きが一時停止し、採択が延期された（2020年12月現在、2021年6月会合での採択を予定）。更に、5月4日には、新型コロナウイルス感染症に関するML/T Fリスク及び各国の対応状況について、F A T F加盟国（F A T F型地域体加盟国含む）及びオブザーバーからの回答（計200カ国以上）などを踏まえた報告書を公表した。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたこれまでの主な対応について

資金繰り支援に係る対応等について

- 2月7日:新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた対応について
 - 金融機関に対し、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対し、関係機関とも連携しつつ、きめ細かな事業者支援のため、金融機関が事業者を訪問するなど、丁寧かつ親身になって経営相談に乗るとともに、事業者からの経営の維持継続に必要な資金の借入の申込みや、顧客からの貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、適切な対応に努めること等を要請

- 2月28日:金融機関との取引(資金繰り等)に係る相談を受け付ける「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」を開設するとともに、各財務局に専用ダイヤルを設置

- 3月6日:新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた事業者の資金繰り支援について(麻生財務大臣兼金融担当大臣談話)

金融機関に対し、

 - 事業者訪問や緊急相談窓口の設置などをしてきめ細かく実態を把握すること
 - 既往債務について、返済猶予等の条件変更について迅速かつ柔軟に対応すること
 - 新規融資について、金融機関の緊急融資制度の積極的な実施(担保・保証徴求の弾力化含む)に加え、政策金融機関との連携も含め、事業者ニーズに迅速かつ適切に対応すること
 - 事業者に対する支援を迅速かつ適切に実施できる態勢を構築することを現場の営業担当者等を含めた金融機関全体に徹底すること

等を要請

 - 金融庁において、事業者への資金繰り支援の取組みの促進を当面の検査・監督の最重点事項とし、
 - － 特別ヒアリングによる金融機関のモニタリングの実施
 - － 金融機関に対して貸付けの条件変更等の取組み状況の報告(銀行法第24条等による報告徴求)を求め、その状況の公表

など、金融機関の取組み状況を適時適切に確認していくことを周知

- 3月13日:新型コロナウイルス感染症に伴う金融上の措置について
 - 保険会社等に対し、保険料の払込及び保険契約の更新について猶予期間を設ける等適宜の措置を講じることを要請

- 3月19日:資金繰り支援に係るリーフレットを金融庁ウェブサイト公表の上、全国の自治体、商工団体等の各団体に配布
- 3月24日:新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた事業者の資金繰り支援について
 - 金融機関に対し、
 - 日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の概要説明、必要書類の確認・提出
 - 条件変更後の継続的な資金繰り支援や経営相談に丁寧に対応、余裕をもった返済期限の繰り延べや元本返済の据え置き期間の延長等
 - 信用保証協会と積極的に連携し、セーフティネット保証制度等を活用等を要請
- 3月30日:本邦における自己資本比率規制等の実施の延期等について
 - 金融庁において、
 - バーゼルIII最終化の国内実施について、国際合意における実施時期の変更を踏まえ、本邦において、1年間延期(令和5年(2023年)3月期からの実施)を公表
 - 安定調達比率(Net Stable Funding Ratio)の国内実施について、諸外国における実施状況を踏まえ、令和2年4月以降も向こう1年間、本邦において実施しない旨を確認
- 4月7日:「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を踏まえた資金繰り支援について
 - 金融機関に対し、
 - 引き続き、新規融資の積極的な実施や既往債務の条件変更の迅速かつ柔軟な対応を行うこと。その際、貸出し後の事業者の返済能力の変化を適時適切に捉えた、据え置き期間や貸出期間等の条件変更の柔軟な対応を徹底すること
 - 「地方公共団体の制度融資を活用して、民間金融機関でも実質無利子・無担保の融資を受けることができる制度」について、事業者への迅速かつ適切な対応を行うことが出来るよう、地方公共団体・信用保証協会等と緊密に連携を図り、業務フローの確立、人員配置、システム整備等の必要な態勢整備を進めること
 - 貸出等の条件となっている財務制限条項(コベナンツ)に事業者が抵触している場合であっても、これを機械的・形式的に取り扱わないこと、具体的には、①事業者の経営実態をきめ細かく把握し、直ちに債務償還等を要求することのないよう対応すること、②コベナンツの変更・猶予に関する事業者からの相談には迅速かつ真摯に対応すること、③特に、シンジケートローンにおいては、関係金融機関が協力して一体的に対応すること
 - 住宅ローンや個人向けローンについて、これまでの要請を踏まえ、さらに個人顧客のニーズを十分に踏まえた条件変更等について、迅速かつ柔軟に対応すること。また、個人向けローン等の保証業務を行っている場合においても、こうした趣旨等を踏まえ

た対応に努めること

- 日本政策金融公庫等への資金繰り相談が急増している状況を踏まえ、日本政策金融公庫等との連携の強化に努めること
- 生活福祉資金貸付制度に係る送金事務取扱金融機関においては、各都道府県社会福祉協議会からの相談に応じ、緊急小口資金等の特例措置に係る送金事務手続きの迅速化に向けた対応に努めること
- 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた顧客から支払猶予等の申出を受け、一定期間猶予した場合には、信用情報機関に延滞情報として登録しないことを要請

○ 4月7日：新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言を踏まえた金融システム・金融資本市場の機能維持について(麻生財務大臣兼金融担当大臣談話)

金融機関に対し、

- 緊急事態措置の対象区域の金融機関においては、政府や都府県の方針・要請に従い、感染拡大防止に努めて頂くとともに、こうした状況下においても、事業者の資金繰り支援を始め、国民の経済活動を支援する金融機能の維持や顧客保護の観点から、『緊急事態宣言の対象地域における金融機関の対顧客業務の継続に係る基本的な考え方』に基づき、必要業務の継続について適切な対応に努めていただくこと
- 取引所等においても、同様に、市場機能の維持の観点から、必要業務の継続について適切な対応に努めていただくこと

を要請

国民の皆様に対し、

- 政府の緊急事態宣言や都府県の要請における感染拡大防止の趣旨を踏まえ、金融機関においては不要不急の対面での手続を極力控えることとなり、可能な限り、インターネット、コールセンター、ATM などの非対面による金融サービスをご利用いただくようお願い
- 新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺や違法な貸付等に関して注意喚起

○ 4月7日：生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例措置に係る送金事務手続きの迅速化に向けた協力依頼

- 生活福祉資金送金事務取扱金融機関に対し、緊急小口資金等の相談受付から送金までの事務処理等に一定の時間を要している場合も見受けられることから、各都道府県社会福祉協議会による依頼に基づいて送金事務を取り扱う金融機関におかれは、送金事務手続きの迅速化のために各都道府県社会福祉協議会からの相談に応じ、適時適切に対応を検討いただくことを依頼

- 4月7日等:新型コロナウイルスに乗じた犯罪等に関する注意喚起を実施
 - 大臣談話において、新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺や違法な貸付け等について注意喚起を実施(4月7日・4月16日・5月4日・5月14日・5月25日)
 - 金融庁ウェブサイトにて啓発ウェブページを掲載(4月7日掲載、4月22日更新)するとともに、預金取扱金融機関に対して周知(4月23日)

- 4月10日:新型コロナウイルス感染症に関する保険約款の適用について
 - 保険会社等に対し、前例にとらわれることなく、柔軟な保険約款の解釈・適用や商品上の必要な措置の検討を要請

- 4月14日:生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例措置についての労働金庫での貸付け申請書の取次に係る業務への協力要請について
 - 全国労働金庫協会に対し、生活福祉資金貸付制度のうち緊急小口資金に係る貸付申請書の受付と都道府県社会福祉協議会への送付までの業務に関して、各労働金庫が当該業務を実施していただくとともに、各都道府県社会福祉協議会との間での速やかな委託業務契約の締結等を円滑に進められるよう協力していただくことを要請

- 4月16日:新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた手形・小切手等の取扱いについて

金融機関に対し、

 - 新型コロナウイルス感染症の影響により、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること
 - 新型コロナウイルス感染症の影響により、支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行うこと。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮すること
 - 新型コロナウイルス感染症の影響による電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等の措置について配慮すること

を要請

- 4月21日:日本政策金融公庫等との更なる連携の強化について

金融機関に対し、

 - 日本政策金融公庫等は、その融資が実施されるまでの間のつなぎとして民間金融機関が実施した融資について、事業者と民間金融機関が日本政策金融公庫等への借換えを希望した場合、可能な限り借換えに応じることとしている。これを踏まえ、民間金融機関として、つなぎ融資等の事業者への資金繰り支援を積極的に実施すること
 - 上記の資金繰り支援の取組みが円滑に進むよう、民間金融機関は、日本政策金融公庫等と民間金融機関のこれまでの連携事例等も参考にしつつ、各地域において、

日本政策金融公庫等の各支店と、融資実行等について密接に連携を図ることを要請

○ 4月23日:特別定額給付金(仮称)事業の円滑な執行への協力について

金融機関に対し、

- 本事業の円滑な執行に関し、今後、総務省及び各市区町村等と連携の上、積極的な対応に努めること
- 特別定額給付金(仮称)の給付を装った詐欺等の被害防止のため、広報誌等既存の媒体の活用等による広報啓発活動の実施

を依頼

○ 4月24日～28日:業界紙(日経産業新聞・観光経済新聞・日経流通新聞・日刊工業新聞)に事業者・個人向けリーフレットを掲載

○ 4月27日:今後の事業者の資金繰り支援について(麻生財務大臣兼金融担当大臣談話、梶山経済産業大臣談話)

金融機関に対し、

- 実質無利子・無担保の融資制度に基づく資金供給を迅速かつ適切に行い、事業者への資金繰り支援を徹底すること
- その際、事業者の利便に鑑み、制度融資の実施に当たっては、「金融機関ワンストップ手続き」を推進し、各種手続きの一元化・迅速化を進めること
- 資金繰りが逼迫している事業者の実情を踏まえ、こうした制度融資をはじめとする金融機関融資や、各種給付金の支給等が行われるまでの間に必要となるつなぎ融資等を積極的に実施すること
- 5月2日から6日の連休中も、必要な店舗を開いて、事業者からの相談に応じる態勢を整備すること

等を要請

○ 5月1日:民間金融機関による実質無利子・無担保融資の開始について公表

金融庁において、

- 政府として、事業者への資金繰り支援を更に徹底する観点から、実質無利子・無担保の融資について、都道府県等の制度融資を活用して民間金融機関にも対象を拡大する等の措置を講じたこと
- 令和2年度補正予算の成立を受け、各都道府県等において、順次本制度が開始されること
- 金融機関を一元的窓口として、ワンストップで効率的に各種手続きを行うことで、迅速な融資実行を推進すること

を公表

- 5月1日:ゴールデンウィーク(5/2~5/6)の新型コロナウイルス感染症に係る金融機関の融資相談窓口について公表
- 5月7日:持続化給付金の支給に伴うお願いについて
 - 金融機関等に対し、当面の間、売上の回復が見込めない場合や条件変更をしている場合であっても、事業者の事業継続に支障を来すことがないよう、担保の設定や差押えの判断にあたっては、事業者の置かれている状況等を踏まえ、特段の配慮を行うことを依頼
- 5月8日:家賃の支払いに係る事業者等の資金繰りの支援について
金融機関に対し、
 - 家賃支払いが深刻な課題となっている中小事業者・個人に対して、今回導入された実質無利子・保証料免除の制度融資等の新規融資・つなぎ融資や、既往債務についての元本・金利を含めた減免・返済猶予等(元本据置き・返済期限の延長等)の条件変更等を迅速かつ柔軟に実施すること
 - ホテル、レジャー施設、簡易宿所、民泊施設、テナントビル等のオーナー等に対して、新規融資・つなぎ融資や、既往債務についての元本・金利を含めた減免・返済猶予等(元本据置き・返済期限の延長等)の条件変更等を迅速かつ柔軟に実施すること
特に、オーナー等がテナント等に対して例えば一定期間の家賃の減免・支払猶予等を行っている場合には、金融機関として、当該家賃の減免・支払猶予等に対応する期間について、融資の減免・返済猶予等(元本据置き・返済期限の延長等)を行うなど、条件変更等の迅速かつ柔軟な実施を徹底すること
 - 既往債務について、返済猶予等の条件変更にあたって発生する手数料・違約金等について顧客の事情を勘案し特段の配慮を行うことを要請
- 5月8日:賃料の支払いに係る事業者等への配慮について
 - 投資法人等から資産運用委託を受けている投資運用業者に対し、投資法人等との賃貸借契約先であり、かつ賃料支払いが深刻な課題となっているテナントに対しては、賃料の減免もしくは賃料の支払いの猶予に応じるなど、必要に応じ投資者に対する説明責任を果たしつつ柔軟な措置の実施を検討することを要請
- 5月22日:「新型コロナウイルス感染症を踏まえた金融機関の対応事例」を更新
(公表日:3月27日 更新日:4月20日、5月22日)
- 5月27日:今後の事業者の資金繰り支援について(麻生金融担当大臣談話)
金融庁において、

- 新型コロナウイルス感染症の拡大前に正常先と認識していた事業者については、引き続き同一の評価とすることについて、金融機関の判断を尊重する
- 各民間金融機関におけるプロパー融資残高等を分析し、政策金融機関等の融資・保証の実施状況を参照しつつ融資残高が減少傾向にないかなど、事業者への資金繰り支援の状況をヒアリングする
- 資本金借入金を積極的に活用すべきことを、改めて確認するとともに、監督指針においても明確化する

ことを確認・周知

○ 5月27日:新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応について(住宅ローン等に係る条件変更)

金融機関に対し、

- 住宅ローンのボーナス払いを設定している顧客からの返済猶予の相談が寄せられることが見込まれるため、十分な期間の元本据え置きなど、顧客のニーズに応じた条件変更の速やかな実施や、条件変更時の手数料の無料化といった支援を積極的に行うこと
また、条件変更等に当たっては、顧客のニーズを十分に踏まえ、具体的に考えられる条件変更等の内容を金融機関側から提案するなど、積極的な対応を行うこと
- 顧客が相談しやすいよう、専用ダイヤルや休日を含めた相談窓口の積極的な周知に取り組むこと
- その他の個人ローンについても、積極的に相談対応を行い、顧客ニーズを十分踏まえた条件変更を行うこと

等を要請

○ 5月28日:政府広報 TVCM において「資金の相談に関するお知らせ」を放送開始し、民間金融機関における実質無利子・無担保融資、住宅ローンに関する返済猶予等の条件変更に係る広報を実施

○ 6月2日:YouTube において、「資金繰りにお困りの事業者の方に金融庁からのお知らせです」の動画配信を開始し、民間金融機関における実質無利子・無担保融資、優良な取組み事例の公表に係る広報を実施

○ 6月8日:学生支援緊急給付金の支給に伴うお願いについて

- 金融機関に対し、当面の間、収入の回復が見込めない場合や条件変更をしている場合であっても、債務者の修学継続に支障を来すことがないよう、担保の設定や差押えの判断にあたっては、債務者の置かれている状況等を踏まえ、特段の配慮を行うことを依頼

○ 6月10日:新型コロナウイルス感染症の影響拡大・長期化を踏まえた事業者の資金繰り支援について

官民の金融機関に対し、

- 新型コロナウイルス感染症による影響の長期化を踏まえ、既に融資を実施した事業者から再度の融資相談も想定されることから、今般の補正予算における拡充内容も踏まえ、丁寧な対応を行うこと
- 持続化給付金や家賃支援給付金、雇用調整助成金といった各種給付金の支給等までの間に必要となる資金も含め、事業者の実情に応じ、迅速かつ積極的に支援に取り組むこと

等を要請

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたこれまでの主な対応について

金融機関等の業務継続体制について

- 2月7日:新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた対応について
 - 金融機関に対し、新型コロナウイルス感染症への感染対策の実施に加え、従業員に対する注意喚起や職場の清掃・消毒を徹底するとともに、従業員の健康状態の確認や、従業員が発症した場合の対処に万全を期すこと等を要請

- 2月19日:新型コロナウイルス感染症の国内感染拡大防止に係る対応について
金融機関に対し、
 - 厚生労働省からの「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」における従業員の休暇取得に係る環境整備
 - 時差出勤、テレワーク等を活用するなどの従業員の感染機会を減らすための工夫を要請

- 2月25日:「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を踏まえた対応について
金融機関に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を十分に踏まえ、
 - 国や地方公共団体から示される新型コロナウイルス感染症に関する情報の収集
 - 手洗い、咳エチケット等の一般感染対策の徹底等
 - 患者、感染者との接触機会を減らす観点から、発熱等の風邪症状が見られる従業員等への休暇取得の勧奨、時差出勤、テレワーク等の積極的な推進
 - イベント等の開催について、現時点で一律の自粛要請は行わないものの、イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討等を要請

- 3月30日:「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえたBCP対応に係る留意事項
金融機関、東京証券取引所等及び日本公認会計士協会に対し、
 - 役員等の経営機能の維持のための体制の構築(電話会議、輪番体制等)
 - 権限者に事故等があった場合の代行・委任順位等の規程整備・再点検等
 - 重要業務の特定・既存業務の縮小に向けた対応等
 - 本部・支店重要業務部署のスプリット勤務体制(建屋・フロアの分散等)の構築
 - システムセンター等の重要システムの維持・継続体制の構築
 - 在宅勤務(テレワーク)や時差出勤等の積極的な推進

- 顧客対応の即応性、継続性の観点からの定期人事異動の柔軟な対応等
- 感染者発生時の迅速な初動対応等（営業再開体制の構築（保健所等との連携、顧客対応体制、感染に関する公表、臨時休業時の代替措置、消毒対応等））
- 緊急事態発生時を含め当局への密な報告・連絡

を要請

○ 4月7日：新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言を踏まえた金融システム・金融資本市場の機能維持について（麻生金融担当大臣談話）

金融機関等に対し、

- 緊急事態措置の対象区域の金融機関においては、政府や都府県の方針・要請に従い、感染拡大防止に努めて頂くとともに、こうした状況下においても、事業者の資金繰り支援を始め、国民の経済活動を支援する金融機能の維持や顧客保護の観点から、『緊急事態宣言の対象地域における金融機関の対顧客業務の継続に係る基本的な考え方』に基づき、必要業務の継続について適切な対応に努めていただくこと
- 取引所等においても、同様に、市場機能の維持の観点から、必要業務の継続について適切な対応に努めていただくこと

を要請

国民の皆様に対し、

- 政府の緊急事態宣言や都府県の要請における感染拡大防止の趣旨を踏まえ、金融機関においては不要不急の対面での手続を極力控えることとなり、可能な限り、インターネット、コールセンター、ATM などの非対面による金融サービスをご利用いただくよう依頼

○ 4月10日：店頭での感染防止に向けた留意事項

- 金融機関に対して、特に、来店者が集中することが予想される特定の日がある場合には、感染リスクが高まることを考慮し、店頭等における感染防止策の一層の徹底を図ることを要請

○ 4月13日：出勤者7割削減を実現するための要請について

- 金融機関に対して、基本的対処方針の別添に挙げている、指定公共機関や指定地方公共機関等の、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」については、「三つの密」を避けるため取組みなど十分な感染防止策を講じつつ業務を継続することを優先した上で、各事業者の業務継続計画等を踏まえて可能な範囲で、出勤者7割削減に取り組むことを要請

- 4月 16 日:緊急事態措置の対象区域が全国に拡大されたことを受け、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言を踏まえた金融システム・金融資本市場の機能維持について(麻生金融担当大臣談話)」を公表
- 5月 4日:緊急事態措置を実施すべき期間が5月 31 日までに延長されたことを受け、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言を踏まえた金融システム・金融資本市場の機能維持について(麻生金融担当大臣談話)」を公表
- 5月 14 日:緊急事態措置を実施すべき区域が変更されたことを受け、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言を踏まえた金融システム・金融資本市場の機能維持について(麻生金融担当大臣談話)」を公表
- 5月 25 日:新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態解除宣言を踏まえた今後の対応について(麻生金融担当大臣談話)
 - 金融機関等に対し
 - 緊急事態解除宣言後も、政府や都道府県の方針・要請等に従い、感染拡大防止に努めるとともに、事業者等の資金繰り支援を始め、国民の経済活動を支援する金融機能の維持や顧客保護の観点から、業務の継続について適切な対応に努めること
 - 取引所等においても、同様に、市場機能の維持の観点から、業務の継続について適切な対応に努めること

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会(概要)

設置趣旨

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの上場企業等において、大幅な売上げの減少や、将来の業績見通しが立てられない状況なども生じるおそれがあること。
- 今後の決算作業や監査にあたっては、
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響だけでなく、
 - ・ 政府の緊急経済対策が予定されていること等も考慮に入れた上で、柔軟に判断するなど、企業情報の開示を適切に行っていただくこと
- 上記を踏まえ、3月決算企業の決算・監査等について、関係者間で現状の認識や対応のあり方を共有するため、設置。

開催実績

※電話会議にて開催

- 第1回 : 2020年4月 3日(金) 各団体における取組状況を説明
- 第2回 : 2020年4月10日(金) 今般の「緊急事態宣言」の発令及び緊急経済対策を踏まえた足もとの認識等を共有
- 第3回 : 2020年4月15日(水) 株主総会の運営等に関する声明を公表
- 第4回 : 2020年4月24日(金) 投資家の認識等を共有
- 第5回 : 2020年5月 8日(金) 緊急事態宣言の延長を踏まえた現状認識を共有
- 第6回 : 2020年5月14日(木) 緊急事態宣言の延長を踏まえたメンバーの取組を共有
- 第7回 : 2020年5月25日(月) 企業情報の開示に関する要請文及び各メンバーの取組を共有
- 第8回 : 2020年6月18日(木) 企業情報の開示や株主総会の動向等を共有
- 第9回 : 2020年7月 2日(木) 四半期報告書における企業情報の開示、連絡協議会の振り返りを共有

メンバー

- | | | |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京証券取引所 ・ 企業会計基準委員会(ASBJ) ・ 日本経済団体連合会 ・ 日本公認会計士協会(JICPA) ・ 日本証券アナリスト協会 | <ul style="list-style-type: none"> (オブザーバー) ・ 法務省 ・ 経済産業省 ・ 全国銀行協会 | <ul style="list-style-type: none"> (事務局) ・ 金融庁 |
|--|--|--|

連絡協議会で共有された主な事項①

公表日	公表主体	概要
3/18	日本公認会計士協会	<p>「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その1)」を公表</p> <p>実地棚卸の立会等、監査手続の実施が困難な場合の代替手続等についての留意事項を通知。</p>
4/3	連絡協議会	<p>「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」の設置</p>
4/10	企業会計基準委員会	<p>議事概要「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」の公表</p> <p>会計上の見積りに関し、一定の仮定を置き最善の見積りを行った結果が事後的な結果と乖離しても会計上の誤りには当たらないこと、用いた仮定を具体的に開示する必要があること、などを明確化。</p>
4/10	日本公認会計士協会	<p>「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その2)」を公表</p> <p>同日公表の企業会計基準委員会の「考え方」を踏まえ、会計上の見積りに関する監査上の留意事項を通知。 【別紙③】</p>
4/14	金融庁	<p>有価証券報告書等の提出期限の一律延長の公表</p> <p>有価証券報告書・四半期報告書等の提出期限を本年9月末まで一律延長することとし、内閣府令を改正する旨を公表。(→ 4月17日、改正内閣府令を公布・施行。)</p>
4/14	東京証券取引所	<p>上場会社に対する決算発表日程再検討の要請</p>
4/15	連絡協議会	<p>声明「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について」の公表</p> <p>株主総会の運営に関し、日程の後ろ倒しや株主総会の継続の手続も含め、柔軟かつ適切な対応を求める旨を声明として公表。</p>
4/15	日本公認会計士協会	<p>「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その3)」を公表 (連絡協議会の声明文を周知)</p>
4/22	日本公認会計士協会	<p>「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その4)」を公表</p> <p>政府や地方自治体の要請等により営業を停止した場合の固定費等の会計処理並びに銀行等金融機関の自己査定及び償却・引当に関する留意事項を通知。</p>

連絡協議会で共有された主な事項②

公表日	公表主体	概要
4/24	経済産業省	大臣談話「企業決算・監査及び株主総会の対応について」を公表 企業に対し、株主総会の延期や継続会の開催を検討するよう要請。
4/28	金融庁・法務省 経済産業省	「継続会(会社法317条)について」を公表 継続会開催に当たっての留意事項を明確化
4/28	法務省・ 経済産業省	「株主総会に係るQ&A」を更新 株主総会の開催にあたって、オンラインで開催する場合のQ&Aを追記
4/28	日本経済団体 連合会	「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた定時株主総会の臨時的な招集通知モデル」を公表 株主総会を原則オンラインで開催する場合の招集通知のひな形などを公表
5/1	法務省	「商業・法人登記事務に関するQ&A」を公表 株主総会を延期する場合、継続会開催の場合における改選期にある役員及び会計監査人の任期についての考え方を明確化
5/8	日本公認会計士 協会	「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その5)」を公表 監査範囲の制約による限定付適正意見などの取扱いを明確化。
5/11	企業会計基準 委員会	議事概要「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方(追補版)」の公表 4/10に公表した留意点を踏まえて行った会計上の見積りに関する開示の考え方を明確化。
5/12	法務省	「会社法施行規則及び会社計算規則の一部改正について」を公表 株主総会の招集通知において書面による提供が求められていた単体計算書類につき、ウェブ開示によるみ なし提供を可能とすべく緊急的かつ時限的な措置として、会社法施行規則等を改正する予定である旨公表。
5/21	金融庁	「新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示について」を公表 有価証券報告書の財務情報および非財務情報の双方において、新型コロナウイルス感染症の影響に関する、 具体的かつ充実した開示が強く期待されること等を内容とする要請文を公表。

連絡協議会で共有された主な事項③

公表日	公表主体	概要
5/22	経済産業省	<p>「株主の皆様へのお願い～定時株主総会における感染拡大防止策について～」を公表 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、例年とは異なる状況での開催となること、事前の議決権行使を積極的に利用すること、株主総会への来場は原則控えてほしいこと、などにつき、株主へ理解を求める要請文を公表。</p>
5/29	金融庁	<p>「新型コロナウイルス感染症の影響に関する記述情報の開示Q&A –投資家が期待する好開示のポイント–」を公表</p>
6/26	企業会計基準委員会	<p>議事概要「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」の公表 新型コロナウイルス感染症の影響に関する四半期決算における開示の考え方の明確化。</p>
6/30	日本公認会計士協会	<p>「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その6)」を公表 新型コロナウイルス感染症の影響に関する四半期レビューでの留意事項を周知。</p>
7/1	金融庁	<p>「四半期報告書における新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示」の公表 四半期報告書の財務および非財務情報の双方において、今般の感染症の影響に関する、適時適切な開示が強く期待されることを要請</p>
7/2	連絡協議会	<p>「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応(骨子)」の公表 メンバーによる主な対応に加え、以下の点を記載。 ・感染拡大のピーク時を含め、クラスターの発生等の大きな混乱はなく、企業決算・監査業務等を進めることができたことを評価 ・今後、基準日変更を検討する企業があれば、後押しすることや、企業決算・監査等に係るデジタル化の推進など、実務上の中長期的な課題への対応は、引き続き関係者と議論 ・本連絡協議会は、7月2日の会合にて一区切りとし、万が一状況の変化があった場合は再開</p>

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた 有価証券報告書等の提出期限の延長について



2020年4月14日
2020年4月22日更新
金融庁

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた 有価証券報告書等の提出期限の延長について

○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。これに伴い、今後、3月決算企業をはじめとする多くの企業において、決算業務や監査業務を例年どおりに進めることが困難になることが想定されます。

○ こうした状況を踏まえ、企業や監査法人が、決算業務や監査業務のために十分な時間を確保できるよう、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等（注）の提出期限について、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等を改正し、企業側が個別の申請を行わなくとも、一律に本年9月末まで延長しました。

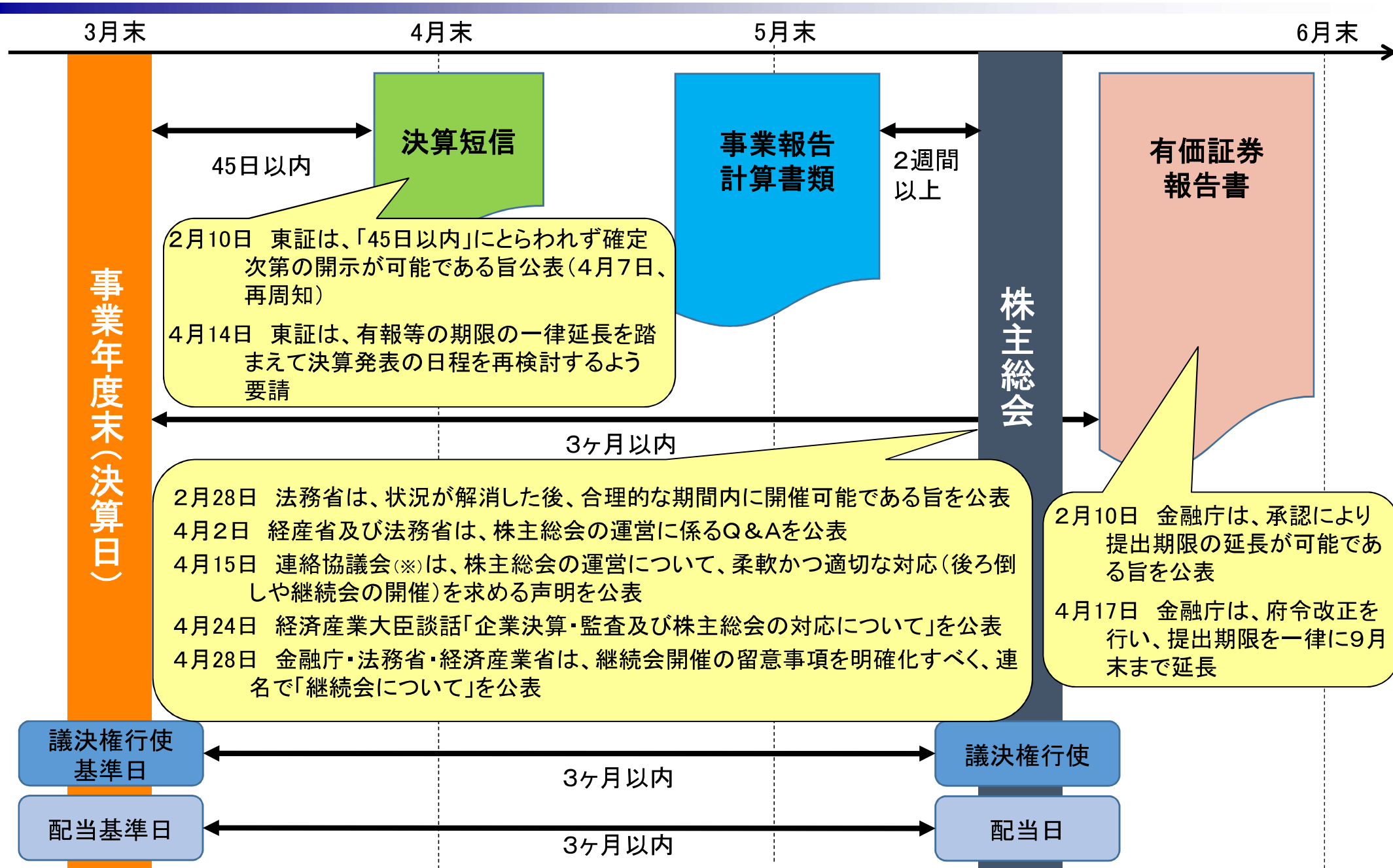
（注）有価証券報告書のほか、四半期報告書、半期報告書、親会社等状況報告書、外国会社報告書、外国会社四半期報告書及び外国会社半期報告書等を含みます（それぞれ、2020年4月20日から同年9月29日までの期間に提出期限が到来するものが対象です。例えば、12月決算の場合、第1四半期及び第2四半期に係る四半期報告書の提出期限がともに本年9月末まで延長されます。）。また、本改正に伴い、有価証券報告書等と併せて提出される内部統制報告書と確認書の提出期限も、本年9月末まで延長されます。

リンク先→[「企業内容等の開示に関する内閣府令等」の一部改正について](#)

○ 提出期限の確定しない報告書である臨時報告書については、新型コロナウイルス感染症の影響により作成自体が行えない場合には、そのような事情が解消した後、可及的速やかに提出することで、遅滞なく提出したものと取り扱われることとなります。

お問い合わせ先
金融庁 Tel : 03-3506-6000(代表)
企画市場局企業開示課(内線3805、3896)
※具体的なご相談は、提出先の各財務局へお問い合わせください。

年度決算に係る開示日程の例（3月決算）と新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた主な対応



※ 「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」(4/3設置)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 企業決算・監査及び株主総会の対応について

【新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会（2020年4月15日公表）】

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会は、4月15日に「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について」を公表
- 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、3月期決算業務と監査業務に大きな遅延が生じる可能性が高まっている中で、関係者におけるこれらの業務及び株主総会の対応の在り方を提示

主なポイント

企業・監査法人

- 有価証券報告書等の提出期限を9月末に一律に延長する内閣府令の改正等を踏まえ、従業員等の安全確保に十分な配慮を行いながら、例年とは異なるスケジュールも想定して、決算及び監査業務を遂行

企業

- その際、企業は、**株主総会の運営**に関し、以下の点を踏まえつつ対応
 - オンライン等での開催を含む株主総会運営に係るQ&A（2020年4月2日、経済産業省・法務省公表）を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大防止のためにあらかじめ適切な措置を検討
 - 会社法上、定時株主総会の日程を後ろ倒しにすることは可能
 - 当初予定した時期に定時株主総会を開催する場合には、例えば以下の手続も考えられる
 - ① 当初予定した時期に定時株主総会を開催して続行の決議を求める
（当初の株主総会では、取締役選任等を決議するとともに、計算書類・監査報告等は、継続会において提供する旨を説明）
 - ② 決算・監査業務の完了後直ちに計算書類・監査報告等を株主に提供し、**当初の株主総会の後、合理的な期間内に継続会を開催**
 - ③ 継続会において、計算書類・監査報告等について十分な説明を尽くす
（継続会の開催に際しても、必要に応じて開催通知を発送するなど、株主に十分な周知を図る）

投資家

- 長期的視点からの財務の健全性確保や必要性に留意するとともに、上記対応への理解

金融庁・法務省・経済産業省連名による「継続会（会社法317条）について」の公表

○ 金融庁・法務省・経済産業省は、4月28日、連絡協議会（※）において示された株主総会対応のうち、**継続会の開催に当たっての留意事項を示すガイダンス**（「継続会（会社法317条）について」）を公表

（※）新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会

趣旨

- 継続会は、未曾有の危機により、従業員や監査に従事する者を感染リスクにさらすことなく計算書類を確定することができない中において、剰余金の配当基準日が3月末日とされている場合におけるその基準日株主に対する配慮、経営体制を刷新していく必要性等多様な利害関係者の利益や質の高い監査を確保されるために、採用されるもの

1. 継続会開催の決定

- 当初の定時株主総会時点で継続会の日時及び場所が確定できない場合、これらの事項を議長に一任する決議も許容される。この場合、継続会の日時・場所が決まり次第、事前に株主に十分な周知を図る

2. 取締役及び監査役の選任

- 当初の定時株主総会における円滑な意思決定を確保するために、既に公表した四半期報告等を活用して、一年間の事業の概況、新任の経営者に求められる役割等について丁寧に説明を行うことが求められる

（※）任期が今期の株主総会の終結時までとされる取締役等について、当初の株主総会時点において改選の必要があるときは、当該時点をもってその効力を生ずる旨を明らかにすることが考えられる

3. 剰余金の配当

- 当初の定時株主総会で剰余金の配当決議を行う場合（※）**最終事業年度である2019年3月期の確定した計算書類に基づき算出される分配可能額の範囲内でこれを行うことが可能**（※）当該行為の効力発生日が2020年3月期の計算書類の確定前に限る
- この場合、2020年3月期の決算数値から予想される分配可能額にも配慮することが有益と考えられる

4. 合理的期間

- 当初の定時株主総会と継続会との期間は、決算・監査の事務及び継続会の開催の準備をするために必要な期間の経過後に継続会を開催することが許容される。もっとも、その間隔が余りに長期間となることは適切ではなく、現下の状況にかんがみ、**3ヶ月を超えないことが一定の目安**になるものと考えられる

5. 事務遂行の在り方

- 本件に関する決算や監査業務の遂行に当たって書面の押印を求めるなどの慣行は見直されるべき

「新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示について」の公表概要

- 企業会計基準委員会が公表した議事概要「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症に関する開示の考え方」（2020年4月10日、5月11日追補）を踏まえ、金融庁から、有価証券報告書の財務および非財務情報の双方において、今般の感染症の影響に関する、具体的かつ充実した開示が強く期待されることを要請（2020年5月21日公表）

要請文の主な内容

（1）財務情報における追加情報の開示

- 企業が財務諸表の作成に当たって設定した新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定について、企業会計基準委員会が公表した議事概要（2020年4月10日公表（※1）、5月11日追補（※2））を踏まえ、財務情報（追加情報の注記）において具体的に開示することを強く期待

※1 2020年4月10日 議事概要（抜粋）

（4）最善の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響に関する一定の仮定は、企業間で異なることになることも想定され、同一条件下の見積りについて、見積もられる金額が異なることもあると考えられる。このような状況下における会計上の見積りについては、どのような仮定を置いて会計上の見積りを行ったかについて、財務諸表の利用者が理解できるような情報を具体的に開示する必要があると考えられ、重要性がある場合は、追加情報としての開示が求められるものと考えられる。

※2 2020年5月11日 追補版（抜粋）

上記の（4）の「重要性がある場合」については、当年度に会計上の見積りを行った結果、当年度の財務諸表の金額に対する影響の重要性が乏しい場合であっても、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある場合には、新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定に関する追加情報の開示を行うことが財務諸表の利用者に有用な情報を与えることになると思われ、開示を行うことが強く望まれる。

（2）非財務情報（記述情報）の開示

- 内閣府令改正により本年3月期から充実した記載が求められる非財務情報（記述情報）において、新型コロナウイルス感染症の影響についても充実した開示を行うことを強く期待

（3）有価証券報告書レビューによる対応

- 有価証券報告書に対する審査（有価証券報告書レビュー）について、元々審査対象としていた非財務情報には新型コロナウイルス感染症の影響に関する開示も含まれるほか、上記の財務情報の開示も審査対象

「新型コロナウイルス感染症の影響に関する記述情報の開示Q&A」の概要

- 新型コロナウイルス感染症の広がり、多くの上場企業等の経済活動に影響を与えており、こうした不確実な経営環境の下、**経営者の視点による充実した開示を行うことは、投資家の投資判断にとって重要**
- 「記述情報の開示の好事例集」（2019年12月最終更新）の取りまとめにご協力いただいた投資家・アナリストの意見を踏まえ、有価証券報告書の記述情報における新型コロナウイルス感染症の影響に関する開示について **投資家が期待する好開示のポイントをQ&Aとして公表**（2020年5月29日公表）

1. 位置づけ

- 本Q&Aは、プリンシプルベースのガイダンスである「記述情報の開示に関する原則」（2019年3月公表）に沿っており、ルールへの形式的な対応にとどまらない開示の充実に向けた企業の取組みを促すことを目的
- 本Q&Aは、**新たな開示事項を加えるものではないが**、これを参考に、**充実した開示が行われることを強く期待**



2. Q&Aに収録した項目

- Q1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- Q2 事業等のリスク
- Q3 事業等のリスクの対応策
- Q4 経営者による財政状態、経営成績及キャッシュ・フローの状況の分析（MD&A）
- Q5 キャッシュ・フロー分析
- Q6 会計上の見積り
- Q7 監査役等の活動状況
- Q8 役員報酬
- Q9 政策保有株式
- Q10 将来情報における事後的な事象の変化に係る開示の考え方

3. 新型コロナウイルス感染症の影響に関する記述情報の開示 Q&A

Q1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等の記載内容

新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中、

- 経営環境において、新型コロナウイルス感染症の影響について記載する必要があるか。
- 現状の経営環境を踏まえ経営方針・経営戦略等を見直す場合における開示の留意事項は何か。
- 経営方針・経営戦略等を見直す必要がない場合は、追加の説明は不要か。

（解説）

- ▶ 有価証券報告書における経営方針・経営戦略等については、背景となる「経営環境についての経営者の認識の説明」を含めて記載することが求められています。
- ▶ 経営環境については、企業構造、事業を行う市場の状況や競合他社との競争優位性に加えて、自社の弱みや課題、経営環境の変化を踏まえた自社にとっての機会やリスクに関する経営者の認識を記載し、これらも踏まえて経営方針・経営戦略等を記載することが望まれます。また、投資家がセグメントごとの経営方針・経営戦略等を適切に理解できるよう、各セグメントに固有の経営環境についての経営者の認識も併せて説明することが望まれます。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症の広がり、各社の経営環境等に大きな影響を与えており、その影響は事業等によって異なるものと考えられます。このため、新型コロナウイルス感染症が自社の経営環境にどのような影響を与えているかについて、経営者が新たに認識した自社の弱みや課題、機会やリスク等も踏まえ、セグメントごとに具体的に記載することが望まれます。
- ▶ 加えて、新型コロナウイルス感染症の影響が今後の経営環境にどのような変化をもたらす可能性があるかについての経営者の認識も記載することが期待されます。
- ▶ 現状の経営環境の変化を踏まえて経営方針・経営戦略等を見直す場合、従前からどのような点を変更したかが分かるように記載することが望まれます。また、KPIの変更が必要となる場合には、新しいKPIを示すだけでなく、その変更理由についても具体的に記載することが期待されます。
- ▶ 経営方針・経営戦略等を見直す必要がないと判断した場合であっても、新型コロナウイルス感染症の拡大により生活様式の変化を求められていることを踏まえ、見直す必要がないと判断するに至った議論の背景等を具体的に記載することが期待されます。

「四半期報告書における新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示について」の概要

- 本年6月26日、企業会計基準委員会の議事概要「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」が更新され（4月10日公表、5月11日追補、6月26日更新）、四半期決算における考え方が示されたことを踏まえ、金融庁から、四半期報告書の財務および非財務情報の双方において、今般の感染症の影響に関する、適時適切な開示が強く期待されることを要請（2020年7月1日公表）

要請文の主な内容

（1）四半期報告書の提出期限

- 4月20日から9月29日までの期間に提出期限が到来する有価証券報告書、四半期報告書等について、企業側が個別の申請を行わなくとも、その提出期限を一律に9月末まで延長

（2）財務情報（追加情報）の開示

- 企業が財務諸表の作成に当たって設定した新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定について、6月26日に企業会計基準委員会から更新された議事概要等を踏まえ、四半期報告書において、適時適切に投資家へ情報提供することが強く期待されること。

※ 2020年6月26日 議事概要 更新版（概要）

- 四半期決算において当該仮定に重要な変更を行ったときは、他の注記に含めて記載している場合を除き、四半期財務諸表に係る追加情報として、当該変更の内容を記載する必要があるものと考えられる。
- 前年度の財務諸表において当該仮定に関する追加情報の開示を行っている場合で、四半期決算において当該仮定に重要な変更を行っていないときも、重要な変更を行っていないことが財務諸表の利用者にとって有用な情報となると判断される場合は、四半期財務諸表に係る追加情報として、重要な変更を行っていない旨を記載することが望ましい。

（3）非財務情報（記述情報）の開示

- 内閣府令では前事業年度の有価証券報告書から重要な変更があった場合、当該変更の具体的な内容を四半期報告書において記載することが求められていること

（4）有価証券報告書レビューによる対応

- 四半期報告書の財務情報（追加情報）及び非財務情報における当該開示についても、有価証券報告書レビューの一環として、必要に応じて確認すること

令和2年4月7日

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言を踏まえた
金融システム・金融資本市場の機能維持について
(麻生金融担当大臣談話)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、本日（令和2年4月7日）、緊急事態宣言が出されたところです。

(金融機関等に対する要請)

緊急事態措置の対象区域の金融機関においては、政府や都府県の方針・要請に従い、感染拡大防止に努めて頂くとともに、こうした状況下においても、事業者の資金繰り支援を始め、国民の経済活動を支援する金融機能の維持や顧客保護の観点から、別紙の基本的な考え方に基づき、必要業務の継続について適切な対応に努めていただくよう要請します。

また、取引所等においても、同様に、市場機能の維持の観点から、必要業務の継続について適切な対応に努めていただくよう要請します。

(国民の皆様へのお願い)

緊急事態措置が実施された後も、銀行等は、店舗を開いて、事業者の資金繰り支援を始め、預貯金・為替・手形・送金・融資・ATM等の顧客対応業務を継続することとなっています。

加えて、我が国の金融システムは安定しており、金融庁としては、今後、いかなる状況においても、金融システム及び金融資本市場の機能に重大な支障が生じることのないよう、金融機関や取引所、日本銀行や関係省庁、都府県等と十分な連携を取り、適切に対応してまいりますので、国民の皆様におかれましては、冷静な行動をお願い申し上げます。

また、政府の緊急事態宣言や都府県の要請における感染拡大防止の趣旨を踏まえ、金融機関においては不要不急の対面での手続を極力控えることとなります。国民の皆様におかれましては、可能な限り、インターネット、コールセンター、ATMなどの非対面による金融サービスをご利用いただくようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺や違法な貸付等が懸念されるため、関係機関とも連携して対応に努めていきますが、国民の皆様におかれましても、ご注意願います。

緊急事態宣言の対象地域における 金融機関の対顧客業務の継続に係る基本的な考え方

○基本的な考え方

政府や都府県の要請に従って感染拡大防止に最大限努めると同時に、事業者の資金繰り支援を始め、国民の経済活動をサポートする金融機能の維持や顧客保護の観点から必要な金融業務（下記の「業種ごとの考え方」を参照）を継続する

- 預金取扱金融機関については、店舗を開いて顧客対応業務（預貯金・為替・手形・送金・融資（コンサル）・ATM等）を継続する
- 顧客接点を持たずとも継続可能な業務については、極力対面による金融サービスの提供を避け、リモート機能（インターネット、コールセンター、ATM等）を活用した非対面による金融サービスの提供を行う
- 店舗等への職員の出勤は必要最小限にとどめる
- リモート機能を活用し職員の出勤を伴わない業務について自粛する必要はないが、その結果、顧客等の対象地域内における移動を伴うことがないよう留意する
- 各金融機関の本店・店舗等において、顧客や職員の十分な距離を確保するなどの感染拡大防止の工夫を行う

○業種ごとの考え方

【預金取扱金融機関】

- 銀行等は、店舗を開いて、必要な人員で顧客対応業務（預貯金・為替・手形・送金・融資（コンサル）・ATM等）を継続する
- 銀行等は、事業者等支援のための各種施策における地方公共団体や日本政策金融公庫等との必要な連携を実施する

【預金取扱金融機関以外の金融機関】

- 保険会社、第一種金融商品取引業者及び投資運用業者は、保険金支払い（契約者貸付を含む）、株式、債券、為替等に係る取引等の必要な業務を継続する。その際、可能な限り、ネット、コールセンター、営業店の電話等のリモート機能を活用することとし、職員の出勤は必要最小限にとどめる
- 上記以外の業種の金融機関は、原則として業務をネット、コールセンター、ATMなどリモート機能を活用し継続する

○留意事項

- 資金繰りやその他の相談対応は必要な人員で継続する
- 窓口業務を継続する場合でも、投信販売、保険の引受などの金融商品の取扱いについては、基本的に既存契約の解約や換金に対応するために必要な人員を配置することとし、新規契約については、リモート機能の活用を基本とする
- 重要システムの機能維持に係る保守管理を委託するシステムベンダーや、現金輸送等を行う警備会社など、重要業務を継続する上で必要となる業務委託先との調整を実施する
- 街頭やセミナーを含む対面の広告宣伝活動は自粛する
- トレーディング等の市場業務については必要な人員で継続する

－以上－

麻生金融担当大臣談話（令和2年3月24日(火)）
（適正な市場機能と取引の公正の確保について）

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、世界の金融・資本市場に不安定な動きが見られる。金融庁においては、年度末を迎えている中、こうした相場の不安定さを増幅させることや不正行為が行われることがないように、警戒水準を高めて市場の動向を注視していく。
- 日本においては、リーマンショック時の対応も踏まえ、これまでに、取引の公正を確保する観点から、株の手当のない空売りの禁止、価格の大幅下落時における直近の約定価格以下での空売りの禁止、空売りポジションの報告・公表等の恒久措置が設けられている。
また、取引所において、現物株の1日の価格制限（ストップ安）や、先物取引の一時中断（サーキットブレーカー）といった相場急変防止措置が設けられている。
- 金融庁においては、こうした制度を適切に運用するとともに、証券取引等監視委員会や取引所とも連携して、空売り規制等の厳正な執行を含め、相場操縦等の不正行為に係る監視を徹底し、違反行為には厳正に対処していくこととする。
- さらに、金融庁においては、引き続き市場の動向を注視する中で、取引の公正確保等の観点から、追加的な措置が必要と認められる場合には、迅速に対応していきたい。

(以上)

東証上会第217号
2020年2月10日

情報取扱責任者 各位

株式会社東京証券取引所
上場部長 林 謙太郎

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた適時開示実務上の取扱い

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大は、グローバルな経済活動に大きな影響を与えており、中国に主要な事業拠点や取引先を有している場合をはじめ、上場会社の皆様の事業活動にも、今後少なからず影響が及ぶことが懸念されはじめております。

こうした状況を踏まえ、当取引所では、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響に関する適時開示実務上の取扱いを整理いたしましたので、お知らせいたします。

情報取扱責任者の皆様におかれましては、よろしく社内のご関係者にご周知いただき、重要な会社情報の適時かつ適切な開示にご配慮くださいますようお願いいたします。

記

1. 決算及び四半期決算の内容の開示

通期の決算内容及び四半期決算内容につきまして、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により決算手続き等に遅延が生じ、速やかに決算内容等を確定することが困難となった場合には、「事業年度の末日から45日以内」などの時期にとらわれず、確定次第にご開示いただくことで差し支えありません。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅に決算内容等の確定時期が遅れることが見込まれる場合には、その旨（及び確定時期の見込みがある場合には、その時期）の適時開示をご検討ください。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、有価証券報告書又は四半期報告書の提出期限の延長申請を行うことを決定した場合には、その旨の適時開示が必要となりますのでご注意ください。

2. 事業活動等への影響に関する開示

このたびの新型コロナウイルス感染症が上場会社各社の事業活動や経営成績に及ぼす影響は、投資者の投資判断及び株式等の価格形成にも影響を与えることが見込まれます。

当取引所におきましても、市場における売買取引の監視等を通じて取引の公正性確保に努めておりますが、不正確・不明確な情報に基づく価格形成を回避し、投資者に適切な投資判断を促す観点から、役職員や取引先その他の関係者の皆様の健康及び安全の確保を最優先いただいたうえで、可能となった時点では、速やかにかつ積極的に、影響等に係る情報開示をご検討ください。

3. 業績予想に関する開示

今般の新型コロナウイルス感染症が事業活動及び経営成績に与える影響により、決算内容の開示に際して業績予想の合理的な見積もりが困難となった場合や、開示済みの業績予想の前提条件に大きな変動が生じた場合などにあっては、その旨を明らかにして、業績予想を「未定」とする内容の開示を行い、その後合理的な見積もりが可能となった時点で、適切にアップデートを行うことなどが考えられます。

4. その他

これらのほか、今般の新型コロナウイルス感染症に関連して、重要な会社情報の適時開示等につきお困りのことがございましたら、ご遠慮なく当取引所までご相談ください。

また、本日付で「新型コロナウイルス感染症に関連する有価証券報告書等の提出期限について」が金融庁ホームページに掲載されておりますので、あわせてご参照ください。

お問い合わせ先：(株) 東京証券取引所 上場部 開示業務室 050-3377-7698
--

以 上

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応方針の概要

<p>上場会社を 対象とした 対応</p>	<p><適時開示></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症の拡大が事業活動・経営成績に与える影響に関して、適時・適切な開示を要請 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「業績予想」：前提条件や修正時の理由等に関する記載の充実 ➢ 「決算短信」：リスク情報の積極的な開示 (周知済み：決算発表時期の柔軟化及び影響判明時の適時開示、株主総会の基準日変更の場合の留意事項) <p><上場廃止></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「債務超過」：新型コロナウイルス感染症の影響により債務超過となった場合を想定し、上場廃止基準における改善期間を延長（1年→2年）（※） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 指定替え基準においても、1年間の改善期間を設定 ● 「意見不表明」「事業活動の停止」：新型コロナウイルス感染症の影響による場合は対象外
<p>上場候補会社 を対象とした 対応</p>	<p><上場審査></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「企業の継続性及び収益性等」：新型コロナウイルス感染症の影響が事業計画に適切に反映されているかどうかを審査（一時的な業績悪化は勘案して審査） ● 「企業内容等の開示の適正性」：新型コロナウイルス感染症の影響が適切に開示書類（リスク情報・業績予想等）に反映されているかどうかを審査 ● 「限定付適正意見」：実地棚卸の立会や事業所の往査が困難な場合における申請直前期の限定付適正意見を容認（※） ● 「再審査時の審査料」：新型コロナウイルス感染症の影響で上場承認に至らなかった場合の再審査料は免除

（※）2020年3月期から適用することを想定（速やかに制度改正手続きに着手）

東証上会第641号
2020年4月7日

情報取扱責任者 各位

株式会社東京証券取引所
上場部長 林 謙太郎

緊急事態宣言の発令を踏まえた適時開示実務上の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、本日付で、政府により緊急事態宣言が発令されましたが、当取引所市場における株式等の売買は、通常どおり行う予定としております（上場会社代表者の方にも東証上場第17号「緊急事態宣言発令に伴う売買の取扱いについて」によりご通知申し上げます。）。

今般の緊急事態宣言の発令を踏まえ、当面の適時開示実務上の取扱いについて、下記のとおり、お知らせいたします。

情報取扱責任者の皆様におかれましては、よろしく社内のご関係者にもご周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 重要な会社情報の適時開示

- 当取引所におけるT D n e t（適時開示情報伝達システム）を通じた適時開示の業務は、通常どおり行っております¹。
- 役職員その他の関係者の皆様の健康及び安全を確保いただいたうえで、重要性の高い会社情報について適時・適切に情報開示を行うことができるよう、必要な社内体制の確保にお努めくださいますようお願いいたします。
- 適時開示等の実施に関連して、お困りのことがございましたら、ご遠慮なく当取引所までご相談ください。

2. 決算内容の開示

- 通期及び四半期の決算内容については、「45日以内」との慣行にとらわれず、確定次第に開示いただくことで差し支えありません。足元の状況を踏まえ、決算作業等の円滑な実施が困難となった場合には、当初のスケジュールにかかわらず、感染防止を最優先いただいたうえで、適切な決算手続き及び決算内容の開示を行うことができるようご配慮いただき、決算発表日程の再検討をお願いいたします²。

¹ 東証担当者との連絡方法については、「3. 東証担当者との連絡」のとおり、変更しておりますので、ご注意ください。

² T a r g e tを通じてご連絡いただいている決算発表予定日の変更が必要となった場合（「未定」にご変更いただく場合を含みます。）には、その旨の変更登録をお願いいたします。また、決算発表が大幅に遅れる見込みとなった場合には、その旨の開示をご検討ください。

- 今般の感染症拡大の影響により、会計上の見積りが困難な場合など、会計処理や注記内容等に慎重な検討が必要となる場合には、会計監査人とも緊密に連携のうえ、決算内容を確定するようにしてください。
- 決算の確定作業の過程において、「売上高」や「営業利益」などの投資判断上重要な財務指標につき、公表済の業績予想の数値と集計された実績数値に大幅な乖離が判明した場合³や、公表済の配当予想の額を変更することとなった場合は、決算内容の確定に先立って、「業績予想の修正」又は「配当予想の修正」の適時開示をご検討ください。

3. 東証担当者との連絡

- 今般の感染症の拡大を踏まえ、当取引所では、対面による相談等に代えて、電子メール等によりご質問・ご相談に対応しております。
- 事前相談をあらかじめ要請している事項⁴や提出書類の確認を含め、ご相談やご質問につきましては、まずは、電子メールによりご一報ください（連絡先等の詳細は、本年3月3日付「テレワーク支援のためのTDnet臨時IDの発行等について」（東証上会第376号）別紙2をご参照ください。）。
- 今後、当取引所から情報取扱責任者の皆様又は上場会社のご担当者の皆様へのご連絡にあたり、在宅勤務等の事情から平常時の担当者と異なる者が対応させていただく場合があるほか、状況により、届け出いただいている緊急連絡先（携帯電話等）にご連絡を差し上げる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

※ 新型コロナウイルス感染症に関連する適時開示実務上の取扱い等については、上記のほか、これまでにお知らせした内容もあわせてご参照ください。

【添付資料】

- ・（参考）新型コロナウイルス感染症に関する上場会社宛通知一覧

【本通知に関するお問合せ先】

（株）東京証券取引所 上場部 開示業務室

Email： jojo@jpx.co.jp

※ メールによりご連絡を頂戴する際には、ご連絡先の電話番号をご併記ください。

³ 経常利益や親会社株主に帰属する当期純利益等の数値が確定する前であっても、売上高や営業利益の乖離が判明した場合に、判明した内容を適切な注記を施して先行して開示することも考えられます。

⁴ 「会社情報適時開示ガイドブック2018年8月版」52ページ「(2) 事前相談の要否・時期の確認」参照

東証上場第17号
2020年4月7日

上場会社代表者 各位
上場外国会社代理人

株式会社 東京証券取引所
代表取締役社長 宮原 幸一郎

緊急事態宣言発令に伴う売買の取扱いについて

平素は、当取引所市場の円滑な運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、政府より4月8日から緊急事態宣言の効力が発動する方針が公表されましたが、当取引所市場における株式等の売買は、明日以降も通常どおり行う予定でございます。当取引所では、今後も市場動向を注視するとともに売買監視を徹底するなど市場の信頼性確保と安定的な市場運営に努めてまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

あわせて、上場会社の皆様方におかれましては、役職員その他の関係者の皆様の健康及び安全を確保いただいたうえで、市場における不正確・不明確な情報に基づく価格形成を回避し、投資者に適切な投資判断を促す観点から、重要性の高い会社情報の適時・適切な情報開示に、引き続きご配慮賜りますようお願い申し上げます。

また、今般の新型コロナウイルスが上場会社の皆様の事業活動や経営成績に与える影響の不確実性が増大するなか、緊急事態宣言に伴って要請される業務縮退等もあり、決算作業や監査手続きに支障が生じる場合もあるものと拝察いたします。すでに、決算発表については、「45日以内」の慣行にとらわれず、確定次第の開示をご依頼申し上げますが、足元の状況を踏まえ、決算作業等の円滑な実施が困難となった場合には、当初のスケジュールにかかわらず、決算発表日程の再検討をお願いいたします。

その他、新型コロナウイルス感染症の影響に関する情報開示や上場制度上の取扱いにつき、ご不明点がございましたら、ご遠慮なく当取引所（上場部）までお問い合わせください。

なお、2022年4月の新市場区分への移行に向けた現行制度の一部改正手続きにつきましては、今般の緊急事態宣言の解除後の再開を予定しております。

以 上

【本件に関するお問合せ先】
株式会社東京証券取引所 上場部 企画グループ
03-3666-0141 (代表)

東 証 上 場 第 2 0 号
2 0 2 0 年 4 月 1 4 日

情 報 取 扱 責 任 者 各 位

株式会社 東京証券取引所
上場部長 林 謙太郎

「有価証券報告書等の提出期限の延長」に伴う決算発表日程の再検討のお願い

平素は、当取引所市場の公正かつ円滑な運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日、金融庁より、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた有価証券報告書等の提出期限の延長について」¹が公表され、有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書及び親会社等状況報告書の法定提出期限について、「個別の申請を行わなくとも、一律に本年9月末まで延長する」との方針が示されましたのでお知らせいたします。

本年4月7日付の「緊急事態宣言に伴う当取引所売買の取扱いについて」（東証上場第17号）のとおり、当取引所では、上場会社の皆様において決算作業等の円滑な実施が困難となった場合に、当初のスケジュールにかかわらず、役職員や取引先そのほかの関係者の皆様の健康及び安全の確保を最優先いただいたうえで、決算発表日程を再検討するようお願い申し上げているところです。

情報取扱責任者の皆様におかれましては、今般の金融庁の方針が「3月期決算企業をはじめとする多くの企業において、決算業務や監査業務を例年どおりに進めることが困難になる」との想定に基づくものであることを踏まえ、改めて自社の決算作業等の進捗状況を的確に把握いただき、必要な対応をご検討くださいますようお願いいたします。

なお、当取引所の有価証券上場規程第601条第1項第10号に規定する「有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延」につきましては、上場会社が新たに定められる期日（本年9月末）までに有価証券報告書等を内閣総理大臣等に提出しなかった場合に限り適用することとなりますので、念のため申し添えます。

その他、新型コロナウイルス感染症の影響に関する情報開示や上場制度上の取扱いにつき、ご不明点がございましたら、ご遠慮なく当取引所（上場部）までお問い合わせください。

以 上

【本件に関するお問合せ先】

株式会社東京証券取引所 上場部 企画グループ
03-3666-0141（代表）

¹ 詳細は、金融庁ホームページ（<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200414.html>）をご参照ください。

東 証 上 場 第 2 1 号
2 0 2 0 年 4 月 1 5 日

情 報 取 扱 責 任 者 各 位

株式会社 東京証券取引所
上場部長 林 謙太郎

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 企業決算・監査及び株主総会の対応について」の公表について

平素は、当取引所市場の公正かつ円滑な運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日、金融庁の「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」により、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について」¹が公表されましたので、ご通知申し上げます。

今般の公表内容では、「従業員や監査業務に従事する者の安全確保に十分な配慮を行いつつ、例年とは異なるスケジュールも想定して、決算及び監査の業務を遂行していくことが求められる」との基本的な考え方に加え、6月に開催されることの多い3月期決算会社の定時株主総会の運営に関する留意事項が示されております。

情報取扱責任者の皆様におかれましては、公表内容をご確認のうえ、社内ご関係者にご周知いただくとともに、既にお取り組みいただいている決算発表日程の再検討の際にご考慮くださいますようお願いいたします。

また、決算内容の確定時期が通例よりも遅れることが見込まれる状況を踏まえつつ、市場における不正確・不明確な情報に基づく価格形成を回避し、投資者に適切な投資判断を促す観点から、確定次第に決算内容を適切に開示いただくことに加え、新型コロナウイルス感染症への対応状況や事業活動への影響などに関して、引き続き積極的な情報開示にお努めくださいますようお願い申し上げます(この点に関連して、別紙のとおり、最近の開示事例等を踏まえた実務上の留意点を整理しておりますので、ご参照ください)。

新型コロナウイルス感染症の影響に関する情報開示や上場制度上の取扱いにつき、ご要望やご不明点がございましたら、ご遠慮なく当取引所(上場部)までご連絡くださいますようお願いいたします。

以 上

【本通知に関するお問合せ先】
株式会社東京証券取引所 上場部 企画グループ
03-3666-0141 (代表)

¹ 詳細は、金融庁ホームページ (<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200415/20200415.html>) をご参照ください。

(別紙)

決算発表・定時株主総会の日程変更等に係る適時開示実務上の留意点

1. 決算発表日程の変更に係る適時開示

- 先般の新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発令後、多くの上場会社の皆様に、通期又は四半期の決算内容の公表時期の変更に関する情報開示を行っていただいております。
- 既に、当取引所では、本年2月10日付の通知により「新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅に決算内容等の確定時期が遅れることが見込まれる場合には、その旨（及び確定時期の見込みがある場合には、その時期）」の適時開示をご検討いただくようお願いしておりますが、有価証券報告書等の提出時期の延長などの対応を背景に決算発表時期の柔軟化・多様化が見込まれる状況を踏まえ、今後は、決算発表日程を変更した場合（「未定」とした場合を含みます。）に、その旨の適時開示をご検討ください¹。
- なお、決算発表日程の変更の適時開示に際しては、あわせて、以下の点についても、「可能な範囲で」言及いただくことをご検討ください。
 - 決算発表日程の変更が生じた主な理由（決算作業又は監査手続きに影響を与えている主な事由、当該事由の解消の見込みなど）
 - 今般の新型コロナウイルス感染症が、直前事業年度及び現在の事業活動等に与えている影響（次の2.をご参照ください。）
 - 公表済の業績予想（公表された業績予想がない場合には、前事業年度の実績）と、決算集計の過程にある直前事業年度の「売上高」や「営業利益」などの投資判断上重要な財務指標の乖離の見込み
- また、決算作業の過程において、公表済の業績予想の数値と集計された実績数値に大幅な乖離が判明した場合²や、公表済の配当予想の額を変更することとなった場合は、決算内容の確定に先立って、「業績予想の修正」又は「配当予想の修正」の適時開示が必要となりますのでご注意ください。

2. 事業活動等への影響に係る積極的な情報開示

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業活動等に影響が生じている場合には、引き続き、投資者に対する積極的な情報提供をお願いいたします。

¹ Targetを通じてご連絡いただいた決算発表予定日についても変更登録をお願いいたします。

² 経常利益や親会社株主に帰属する当期純利益等の数値が確定する前であっても、売上高や営業利益の乖離が判明した場合に、判明した範囲の内容を適切な注記を施して先行して開示するなど、投資者の投資判断に資する情報の積極的な開示をご検討ください。

- また、当取引所では、本年3月18日付の通知により、決算短信又は四半期決算短信の添付資料において、今般の新型コロナウイルス感染症の影響に係るリスク情報の積極的な開示をお願いしてまいりましたが、決算発表日程の柔軟化・多様化が見込まれる状況を踏まえ、決算短信等の添付資料に限定せず、適宜の方法により（例えば、業績予想の修正や決算発表日程の変更などの開示に際して）、当該内容を積極的に開示いただくようお願いするものいたします。
- 具体的には、上場会社各社の個別の状況や事業形態に応じ、例えば、次表に掲げる事項についても、「開示時点で把握されている情報を、可能な範囲で」開示いただくことをご検討ください（該当するすべての事項について開示をお願いするものではなく、また、既に他の方法で公表済みの内容について、重ねて開示いただくことをお願いする趣旨でもありません。）。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ 感染拡大防止と事業継続の体制維持の観点から、顧客や従業員等の健康・安全確保のために実施している取組 ➤ 主要な事業拠点の稼働状況（店舗の臨時休業や工場の操業停止の状況、営業・生産活動における影響の程度、開示時点における再開の見通しなど） ➤ 主要な製商品の生産・供給の状況（在庫の状況や部品等の調達状況、代替手段の確保の状況、今後の見通しなど） ➤ 顧客の動向（来店客数や受注の動向、今後の見通しなど） ➤ 経営成績の状況（新型コロナウイルス感染症による影響が顕在化してからの売上実績や今後の見通しなど） ➤ 財務の状況（当面の資金繰りに関する開示時点における見通し、必要資金の確保の状況（コミットメントラインの設定状況）など） ➤ 中長期的な経営方針・経営戦略への影響有無及び対応策（出店計画や生産・投資計画の見直し、追加的に実施するコスト削減の取組など） |
|---|

3. 定時株主総会の日程変更等に係る取扱い

(1) 定時株主総会を延期する場合

- 定時株主総会の開催時期を延期し、新たに定時株主総会の出席株主を確定するための基準日を定めることを決定した場合には、直ちにその内容の適時開示を行ってください³。

³ この場合の「公開項目」については、「その他の決定事実にかかる開示事項」をご選択ください。なお、定款上の配当基準日現在の株主に対して期末配当を支払うことをとりやめ、新たに配当を受領する株主を確定するための基準日を定める場合には、「配当予想の修正等」及び「剰余金の配当」（新たな基準日における剰余金の配当について同時に決定する場合のみ）を併せてご選択ください。

- 当該内容の開示に際しては、期末配当に関する取扱い（定款上の配当基準日現在の株主に対して期末配当を支払う場合にはその旨及び期末配当の効力発生日、新たに配当を受領する株主を確定するための基準日を定める場合⁴には、その旨及び基準日）についても、適時開示資料中にご記載ください。
- 併せて、以下の点についてもご対応をお願いいたします。
 - T a r g e tによる「基準日」の通知⁵
 - T D n e tによる株主総会招集通知及び添付書類の提出（発送日まで）⁶
 - 定時株主総会に関する調査に対する回答内容の追加・変更⁷

(2) 定時株主総会の続行（継続会の開催）を予定する場合

- 定時株主総会の開催に先立って、継続会の開催方針を決定した場合には、直ちにその内容の適時開示を行ってください⁸。
- 当該内容の開示に際しては、期末配当に関する取扱い（定款上の配当基準日現在の株主に対して期末配当を支払う場合にはその旨及び期末配当の効力発生日、新たに配当を受領する株主を確定するための基準日を定める場合⁹には、その旨及び基準日）についても、適時開示資料中にご記載ください。
- 併せて、以下の点についてもご対応をお願いします。
 - 継続会の開催に関連して、株主あてに提供する書類（例えば、継続会の開催に関する通知や、株主総会招集通知及び添付資料を追完する目的で送付又は提供する書類のT D n e tによる提出（発送日又は提供日まで））¹⁰
 - 定時株主総会に関する調査に対する回答内容の追加・変更

以 上

【別紙に記載の内容に関するお問合せ先】

株式会社東京証券取引所 上場部 開示業務室

Email : jo.jo@jpx.co.jp

※ メールによりご連絡を頂戴する際には、ご連絡先の電話番号をご併記ください。

⁴ 新たに配当を受領する株主を確定するための基準日を定める場合には、「会社情報等（剰余金の配当基準日等）」によってお知らせください。また、この場合、決算短信においては、「配当の状況」の欄外に新たな基準日における配当の内容をご記載ください。

⁵ 「定期提出書類（定時株主総会）」ではなく、「会社情報等（臨時株主総会）」からご提出をお願いいたします。期末配当を受領する株主を確定するための基準日を新たに定める場合には、あわせて「会社情報等（剰余金の配当基準日等）」によってお知らせください。

⁶ 会社法施行規則第94条第1項、同規則第133条第3項、会社計算規則第133条第4項又は同規則第134条第4項の規定によってインターネットにより提供する場合にも、T D n e t登録をお願いします。

⁷ 3月期決算の上場会社の皆様に限ります。なお、初回ご回答時にお送りしたメールに記載のURLより、追加・変更内容をご回答ください。

⁸ 注釈3をご参照ください。

⁹ 注釈4をご参照ください。

¹⁰ 継続会の開催通知などの任意の書類についても、「縦覧書類（株主総会招集通知）」としてご登録ください。

東証上会第735号
2020年4月30日

上場会社代表者 各位

株式会社 東京証券取引所
代表取締役社長 宮原 幸一郎

時価総額基準等における「事業計画改善書」提出期限の延長について

当取引所は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、上場会社が市場第一部から市場第二部への指定替え基準（時価総額基準）又は上場廃止基準（時価総額基準・マザーズ株価基準）に抵触した場合における、「事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他東証が必要と認める事項を記載した書面」（以下「事業計画改善書」という）の提出期限を、本年5月1日より以下のとおり延長いたしますので、お知らせいたします。

- ① 本年1月末から8月末までの間に到来した月末に基準に抵触した場合の事業計画改善書の提出期限を、本年12月末まで延長します。
- ② この場合における指定替え又は上場廃止に係る猶予期間を、2021年6月末までとします。

【適用の対象となる基準】

時価総額基準	有価証券上場規程第311条第1項第4号（指定替え基準）
	有価証券上場規程第601条第1項第4号a（本則市場 上場廃止基準）
	有価証券上場規程第603条第1項第5号a（マザーズ 上場廃止基準）
マザーズ株価基準	有価証券上場規程第603条第1項第5号の2（マザーズ 上場廃止基準）

（参考1）今回の措置の適用規定（有価証券上場規程第311条第1項第4号等）

『ただし、市況全般が急激に悪化した場合において、当取引所がこの基準によることが適当でないと認めたときの時価総額に係る基準については、当取引所がその都度定めるところによるものとする。』

（参考2）通常の場合の適用内容（有価証券上場規程第311条第1項第4号等）

『時価総額が所要額未満である場合において、9か月（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他当取引所が必要と認める事項を記載した書面を3か月以内に当取引所に提出しない場合にあつては、3か月）以内に所要額以上とならないとき』に指定替え又は上場廃止となる。

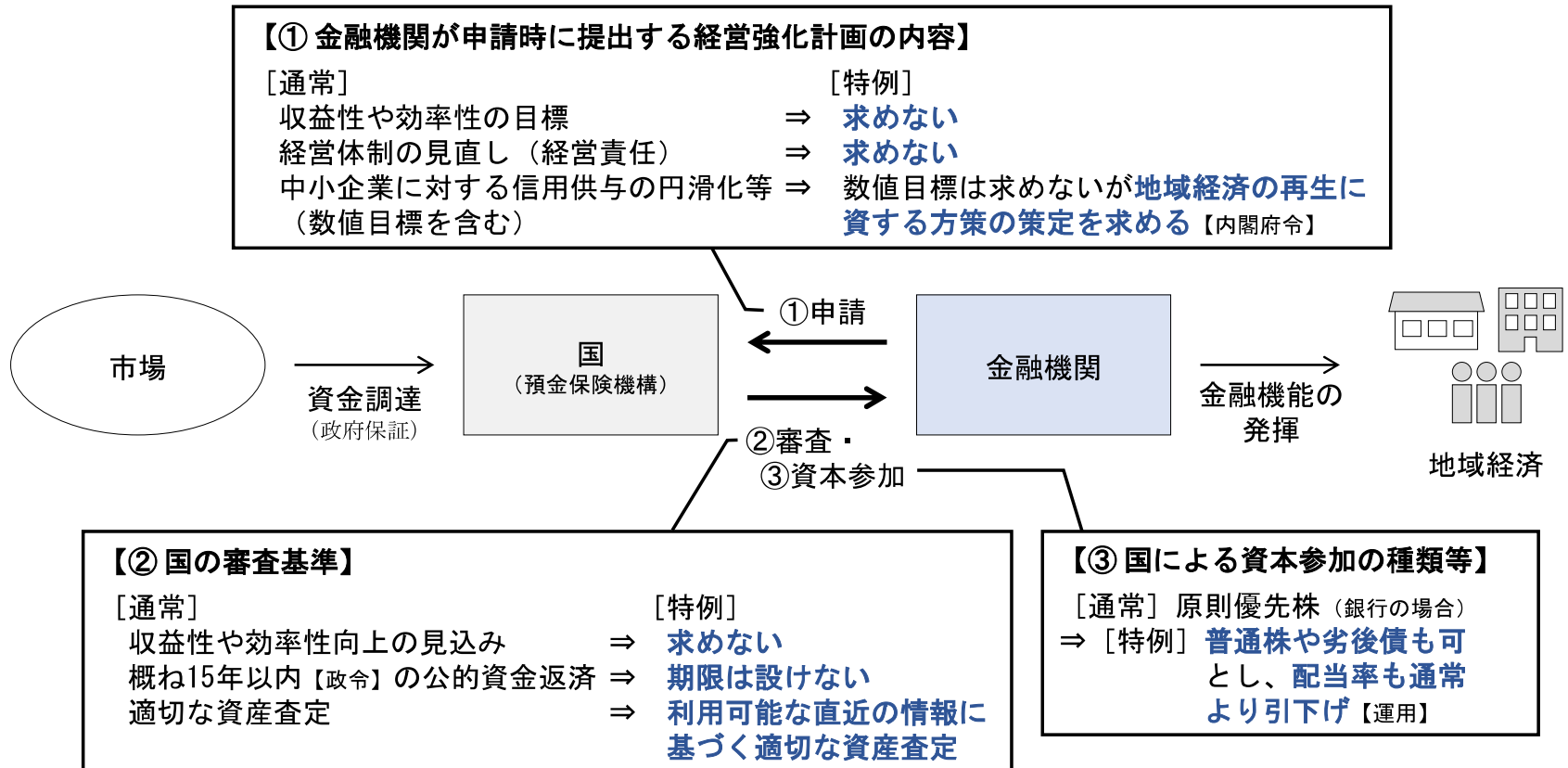
【本件に関するお問合せ先】

株式会社東京証券取引所 上場部上場手続グループ
電話 050-3377-8076（直通） 050-3377-7957（直通）

以上

金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律 (2020年6月12日成立) の概要

- 現在日本の金融システムの健全性に問題はないが、予め、将来にわたって金融システムの安定に万全を期すことにより、金融機関が中小企業等を支え、経済の再生を図ることが重要。
 - このため、国の資本参加を通じて金融機関の金融仲介機能を強化する枠組みである**金融機能強化法の期限**(現在は2022年3月)を**2026年3月まで延長**するとともに、**新型コロナウイルス感染症等に関する特例**を設ける。
- ※ 第2次補正予算において、政府保証枠を12兆円から15兆円に拡充。



第8節 消費者行政に関する取組み（別紙1）

I 経緯等

消費者基本法において、「政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を定めなければならない」とこととされていることを踏まえ、令和2年3月31日、令和2年度から6年度までの5年間を対象とする新たな消費者基本計画が閣議決定された。

消費者基本計画には、5年間で取り組むべき施策として、①消費者被害の防止、②消費者による公正かつ持続可能な社会への参画、③消費生活に関連する多様な課題への機動的・集中的な対応、④消費者教育の推進及び消費者への情報提供の実施、⑤消費者行政を推進するための体制整備が挙げられている。

II 工程表の作成等

消費者基本計画においては、「本計画に基づいて関係府省庁等が講ずべき具体的施策について、本計画の対象期間中の取組予定を示した工程表」を策定することとされており、消費者基本計画と併せて消費者基本計画工程表（以下「工程表」という。）が策定された。

工程表においては、各府省庁等間で連携が必要な施策についてのそれらの関係を明確にするとともに、効果把握のための指標として、本計画に示したKPI（重要業績評価指標）を可能な限り施策ごとに更に具体化することとされている。

また、本計画を実効性のあるものとするために、本計画に基づく施策の実施状況について、十分な検証・評価・監視を行うこととされている。具体的には、各施策の令和元年度の実施状況について、消費者庁が金融庁を含む関係府省庁の協力を得て取りまとめ、令和2年6月9日、「令和元年度消費者政策の実施の状況（消費者白書）」として公表された。また、消費者政策会議（閣僚級会議）において、消費者委員会の意見を聴取した上で、令和元年7月7日、工程表が改定された。

III 消費者基本計画における金融庁関連の施策

消費者基本計画及び工程表には、金融庁所管に係る施策として、以下の施策等が盛り込まれている。

（注）以下の番号は、消費者基本計画の番号に対応。

I 消費者被害の防止

(2) 取引及び表示の適正化並びに消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保

② 商品やサービスに応じた取引の適正化

ウ 金融機関における顧客本位の業務運営の推進

エ 詐欺的な事案に対する対応

オ 投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等 について

の対応

カ 暗号資産交換業者等についての対応

⑥ 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り

ア 「オレオレ詐欺等対策プラン」の推進による特殊詐欺の取締り、被害防止の推進

イ 「架空請求対策パッケージ」の推進等による被害防止

オ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対策の推進

サ 振り込め詐欺救済法に基づく被害者の救済支援等

(3) 「ぜい弱性」や「生きづらさ」を抱える消費者を支援する関係府省庁等の連携施策の推進

① 成年年齢引下げを見据えた総合的な対応の推進

⑥ 「多重債務問題改善プログラム」の実施

(4) 消費者の苦情処理、紛争解決のための枠組みの整備

⑤ 金融 ADR 制度の円滑な運営

Ⅲ 消費生活に関連する多様な課題への機動的・集中的な対応・

(1) デジタル・プラットフォームその他デジタルサービスの利用と消費者利益の保護・増進の両立

① 経済のデジタル化の深化に伴う取引・決済の高度化・円滑化等への対応

ア キャッシュレス決済及び電子商取引における安全・安心の実現

Ⅳ 消費者教育の推進及び消費者への情報提供の実施

(1) 消費者教育の推進

③ 地域における消費者教育の推進

⑥ 金融経済教育の推進

消費者基本計画 工程表

令和 2 年 7 月 7 日
消費者政策会議決定

I 消費者基本計画工程表の策定について

消費者基本計画（令和2年3月31日閣議決定）では、消費者を取り巻く環境の変化と課題を踏まえつつ、消費者政策の推進により目指すべき姿を明らかにした上で、消費者政策の基本方針、重点的な施策の推進等について定めている。

計画においては、「消費者が主役となる社会」の実現のために重点的に進めるべき施策の概要を示す一方、当該施策にとどまらず、具体的な施策については、工程表を消費者政策会議において別途定め、消費者政策を検証可能な形で体系的・包括的に推進するとしており、工程表は今期消費者基本計画の対象期間内の取組予定及びKPI（重要業績評価指標：Key Performance Indicator）を明示し、国民の意見を反映させるための取組を進めるとともに、消費者委員会の意見を聴取した上で毎年度改定するとされている。

II 工程表の構成について

本工程表では、消費者基本計画において示された「消費者政策において目指すべき社会の姿等」の実現に向けて、どの府省庁等が、いつまでに、何を実施するのかを明らかにするため、年度ごとの具体的な取組を記載している。

また、施策の進捗状況を測定・把握・評価するため、KPIを設定している。

注1

持続可能な開発目標（SDGs）推進本部において策定された「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（令和元年12月20日一部改定）に位置付けられた施策については、個別施策の中で、「SDGs 関連」と明示するとともに、同実施指針において明示された目標の番号を記載している。

同実施指針に基づき、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の達成年限である2030年を意識しながら、同実施方針の8分野の優先課題に関する取組を加速し、SDGs実現に取り組んでいく。

注2

高度情報通信社会の進展により、AI、IoT、ビッグデータ等を活用した商品・サービスが普及する中、本工程表においても、これらに関連する施策を位置付けているが、現在検討段階にある施策にも、消費者を取り巻く環境に大きな変化を及ぼす可能性があるものが存在しており、そうした施策については、不断に状況を注視することが必要である。

そのため、今後、例えば、以下に掲げる本部における検討状況や、提言等に対する取組の進捗状況を注視することとする。

（注視対象の例）

- ・ 知的財産戦略本部
- ・ 経済産業省製造産業局及び国土交通省航空局により、平成30年12月に公表された「空の移動革命に向けたロードマップ」

III 工程表のフォローアップについて

本工程表に記載されている施策の進捗状況については、毎年度、消費者の利益の擁護及び増進に関する関係行政機関の調整に関する事務をつかさどる消費者庁が、関係府省

庁等の協力を得て取りまとめる。

なお、大規模災害の発生時や新型コロナウイルス感染症の拡大時等の消費者が感じる不安が増大する緊急時その他特別な変化が生じた場合においては、適時見直しを行う。

消費者委員会は、本工程表に記載されている施策の実施状況について、KPI を含めて随時確認し、検証、評価及び監視を行う。

消費者政策会議において、消費者委員会の意見を聴取した上で、毎年度工程表を改定し、必要な施策の追加や充実強化、実施状況に応じた施策の実施時期の見直し（前倒しを含む。）等を行う。

第9節 障害者施策への対応

I 概要

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としている。

障害者差別解消法に基づき、2015年2月24日、障害を理由とする差別の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定された。

障害者差別解消法の施行（2016年4月1日）に当たり、各府省庁においては、基本方針に即して、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供等について、各府省庁の職員が適切に対応するために必要な要領（以下「対応要領」という。）及び各府省庁所管の事業者が適切に対応するために必要な指針を定めることとされており、金融庁においても対応要領及び対応指針を制定した（2016年4月1日施行）。

II 対応要領の周知及びアンケート調査等の実施

職員向けの対応要領として制定した金融庁訓令「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」について、全職員を対象とした研修において周知を図った。

また、銀行等に対するアンケート調査のほか、障害者差別解消法施行（2016年4月）後の現状について、各障害者団体へのヒアリングを実施した。当該ヒアリングでの把握事象も含め、障害者に対する利便性向上について、銀行等に対して、業界団体との意見交換会の機会等を通じ、より積極的な対応を促してきた。保険の契約や請求手続きについても、各社の取組状況等を把握するため、生命保険会社及び損害保険会社に対して、障害者に配慮した取組状況に関するアンケート調査を実施し、その結果も踏まえ、業界団体との意見交換会の機会等を通じ、障害者に対する利便性向上の取組みを促した。

第10節 高齢者等への対応に関する取組み

我が国においては、今後ますます高齢化が進展することが見込まれており、金融機関は、高齢者に対してはその認知能力の低下に応じて適切に対応することや、高齢者の財産管理やライフデザインに対する金融面でのサポート、金融サービスの円滑な提供を継続できるような対応が求められている。

このような背景の下、2019 事務年度には、業界団体との意見交換会において、後見制度支援預金の導入や認知症サポーターの養成、不測の事態における預貯金の払出しなど顧客の事情に配慮した対応、認知症に関する金融・保険商品やサービスの開発・普及など、引き続き認知症対応に向けた積極的な取組みを行うよう要請した。

また、後見制度支援預貯金の導入状況に係るアンケート調査を実施したほか、預貯金者の不測の事態における預貯金の払出しに係る金融機関の対応状況について実態調査を実施した。

第11節 金融経済教育の取組み

I 経緯・概要

金融経済教育については、2013年4月に公表した金融経済教育研究会報告書を契機として、金融中央広報委員会とも連携しながら、金融庁として、様々な機会において金融経済教育を推進している。

特に、2018事務年度以降、長寿化やデジタルライゼーションの進展、2022年4月より予定されている成年年齢の引下げといった環境変化も踏まえ、金融庁・財務局職員が学校に出向いて行う出張授業を抜本的に拡充するなど、取組みの強化を図った。

関連報告書としては以下のとおり。

- ・金融経済教育研究会報告書（2013年4月30日、金融庁）
- ・高齢社会対策大綱（2018年2月16日閣議決定）
- ・SDGsアクションプラン2020
（2019年12月20日、持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合）
- ・成長戦略（2020年7月17日閣議決定）

II 具体的な取組状況

（1）金融経済教育推進会議による取組み

金融経済教育を推進するため、2013年6月、金融広報中央委員会を事務局として、「金融経済教育推進会議」が設置された（有識者、関係団体のほか、金融庁、消費者庁、文部科学省等が参画）。当会議では、金融経済教育研究会報告書において示された「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4分野・15項目）」の内容を項目別・年齢層別に具体化・体系化した「金融リテラシー・マップ」を、2014年6月に策定した（2015年6月に改訂）。

また、同会議の枠組みにおいて、金融経済教育への参画を検討する先にとって使い勝手の良い金融界共通の教材を整備する観点から、大学生・社会人等を対象とした教材「コアコンテンツ」を2019年3月22日に策定・公表した。

（2）学校における出張授業の実施

2014年4月以降、大学生に対し、金融庁をはじめとした関係団体が連携して、2014年4月から「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業をオムニバス形式で実施（別紙1参照）。

また、2018事務年度以降、出身校などの学校に出向いて出張授業を行

う金融庁職員を庁内から募集した上で、金融庁職員による出張授業を抜本的に拡充し、大学及び高校等を中心に、119校に対して延べ167名の講師派遣を実施した。こうした出張授業においては、各学校のニーズの違いを踏まえつつ、金融サービスを活用しながら豊かな人生を送るために必要となる、計画的な収支管理、将来に向けたライフプランニング、金利などの金融の基礎となる概念、資産形成の重要性などについて、グループワーク等も織り交ぜながら説明した。

(3) 高校学習指導要領改訂への対応

2018年3月及び7月に、高校学習指導要領及び同解説の改訂が実施されたところ、金融リテラシーに関する社会的要請の高まりを背景に、社会科及び家庭科において、資産形成の観点を含め、金融リテラシーに係る内容が拡充された。当該改訂を踏まえ、教科書における金融リテラシーの記載の拡充を図る観点から、2019年2月に、金融広報中央委員会や関係の業界団体と連携し、教科書会社向けの説明会を実施した。

また、新学習指導要領の円滑な導入に向け、各地の教員向け研修会や大学の教員養成課程の講義、高校での研究授業などに、金融庁・財務局職員を講師として派遣し、資産形成やキャッシュレス化の観点を盛り込んだ金融経済教育について講演や授業等を行った。

(4) ガイドブック等の作成・配布

プリペイドカードなどの電子マネーに関する消費者被害及び未公開株取引等に関するトラブルの防止や、資産形成に係る知識の普及に向けて、各種ガイドブックの配布等を行っている。

「金融リテラシー・マップ」の内容や電子マネーに関する消費者被害の項目が記載されたガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」、未公開株取引等に関するトラブル防止について解説した「『未公開株』等被害にあわないためのガイドブック」、及び、初心者向けの実践的な投資教材として作成した「つみたてNISA早わかりガイドブック」について、全国の高校・大学・地方公共団体等に配布を行った。

また、主として若年勤労世代向けのビデオクリップ教材「未来のあなたのために～人生とお金と資産形成」について、出張授業や各種セミナーにおいて積極的に活用すると同時に、関係団体に対し、職場でのつみたてNISAや企業型DC・iDeCoのセミナー等における活用を要請した。(別紙2参照)

(5) 金融経済教育等に関するシンポジウムの開催

2020年6月に、金融経済教育と資産形成について、これまでの成果や今後の課題を議論し、広く発信することを目的として、オンラインシン

ポジウム「金融経済教育と資産形成の未来～新型コロナウイルスの影響を踏まえて～」を開催した。

(6) 親子向けワークショップの開催

家庭において金融リテラシーを高める観点から、令和元年度「こども霞が関見学デー」において、外部から講師を招き、小学生の親子を対象に、お金の知識を学ぶことのできるイベントとして、「親子で学ぶ！マネー教室」を計2回開催した。

(7) 成年年齢の引下げを契機とした取組み

2022年4月より予定されている成年年齢の引下げに向けて、消費者庁・金融庁・文部科学省・法務省の4省庁が連携して策定した「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」についてのフォローアップを行った。(別紙3参照)

また、当該フォローアップに基づき、法務大臣を座長とする「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」において取りまとめられた工程表の改訂を行った。

(8) 金融知識普及功績者表彰等

金融経済教育に関する活動をより一層推進するため、日本銀行とともに国民の金融に係る知識の普及・向上に功績のあった者及び団体に対してその功績を顕彰している(2019年度 15件)。(別紙4参照)

また、金融広報中央委員会が行う「おかねの作文」コンクール等に対し、作品の審査や金融担当大臣賞の授与等について協力を行っている。

(9) 後援名義の付与

金融知識の普及・啓発を目的として金融関係団体等が実施する各種講演会・セミナー等の活動に対し、「金融庁後援」名義を付与し、金融知識の普及活動を後押しした(2019事務年度 後援16件)。(別紙5参照)

(10) 外部の知見の適切な活用

金融経済教育研究会報告書において、「最低限身に付けるべき金融リテラシー(4分野・15項目)」として「外部の知見の適切な活用」が提示された。金融商品を利用選択するにあたり、予防的・中立的なアドバイスの提供体制を構築するため、2014年5月から、金融庁金融サービス利用者相談室において「事前相談(予防的なガイド)」を開設し、2019事務年度は642件の相談を受け付けた。

大学における連携講義について

金融庁、金融広報中央委員会及び関係団体（※）が連携し、「金融リテラシー・マップ」に基づいた内容の「連携講義」をオムニバス形式で実施。

※ 関係団体：全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、
生命保険文化センター、日本損害保険協会、日本FP協会 等

2014 年度：2 大学

（東京家政学院大学、慶應義塾大学法科大学院）

2015 年度：5 大学

（東京家政学院大学、青山学院大学、金沢星稜大学、
県立広島大学、神戸国際大学）

2016 年度：8 大学

（東京家政学院大学、青山学院大学、慶應義塾大学、
県立広島大学、武蔵野大学、金沢星稜大学、
神戸国際大学、東北学院大学）

2017 年度：10 大学

（東京家政学院大学、青山学院大学、慶應義塾大学、
県立広島大学、東京理科大学、武蔵野大学、
金沢星稜大学、東北学院大学、相山女学院大学、
大学コンソーシアム大阪）

2018 年度：11 大学

（青山学院大学、慶應義塾大学、県立広島大学、
東京理科大学、東京経済大学、明星大学、
武蔵野大学、相山女学院大学、
大学コンソーシアム大阪、専修大学、学習院大学）

2019年度：11大学

	大学名	科目名
前期	青山学院大学	金融と生活設計
	県立広島大学	パーソナルファイナンス論
	慶應義塾大学	金融リテラシー ～豊かな生活設計のためのお金の知恵～
	東京理科大学	キャリアデザイン2 特殊講義5（金融リテラシー）
	武蔵野大学	金融リテラシー（金融と人生設計）
	東京家政学院大学	生活設計論
後期	学習院大学	金融リテラシーとライフデザイン
	明治大学	基礎専門特別講義B （金融リテラシーとライフデザイン）
	専修大学	特殊講義（金融リテラシー特論）
	椋山女学園大学	金融リテラシー
	大学コンソーシアム大阪	金融リテラシーを高める —生活設計と金融の基礎知識

別紙2

一般社会人やこれから社会人となる大学生、高校生を対象とした金融取引等の基礎的知識に関するガイドブック

「基礎から学べる金融ガイド」

ウェブサイトアドレス

<https://www.fsa.go.jp/teach/kou3.pdf>



未公開株取引等に関するトラブルについて、被害の発生や拡大を防止するため、実例を基に分かりやすく解説した内容のガイドブック
「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック
ウェブサイトアドレス

<https://www.fsa.go.jp/common/about/pamphlet/mikoukaikabu.pdf>



家計の安定的な資産形成を促進するため、初心者向けの実践的な投資教材として作成したガイドブック

「つみたてNISA早わかりガイドブック」

ウェブサイトアドレス

<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/tsumitate/guide/index.html>

新しい制度
つみたてNISA
について、
私がお説明します！

つみたて NISA 早わかり ガイドブック

つみたてフニーザ

つみたてNISAで ちよっとずつ、資産形成を始めてみませんか？

低金利のもとでは、預金だけでは資産は増えません。
確かに、つみたてNISAの対象商品である投資信託には元本割れのリスクがありますが、
ちょっとした工夫で、こうしたリスクを軽減することが期待できます。

株・債券・国内・先進国・新興国の株・債券に1/6ずつ投資

投資戦略	2015年(推定)の累積リターン	年平均リターン
C: 国内・先進国・新興国の株・債券に1/6ずつ投資	79.9%	4.0%
B: 国内の株・債券に半分ずつ投資	38.0%	1.9%
A: 定期預金	1.32%	0.1%

(出所) 全銀行作成
(注) 各データは、毎年同額を投資した場合の各年末時点での累積リターン。
株式は、各国の代表的な株価指数をもとに、市場規模等に応じ各国のウェイトをかけたもの。
債券は、各国の国債をもとに、市場規模等に応じ各国のウェイトをかけたもの。
上図は過去の実績であり、将来の投資成果を予測・保証するものではありません。

主に若年勤労世代を対象とした資産形成促進のためのビデオクリップ教材
「未来のあなたのために～人生とお金と資産形成～」

ウェブサイトアドレス

<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/download/index.html>

国民の資産形成促進のためのビデオクリップ教材

金融庁では、国民の安定的な資産形成を促進することを目的として、NISA推進・連絡協議会とともに、厚生労働省その他の関係団体の協力を得て、職場でのセミナー等での活用を念頭に、主として若年勤労世代向けのビデオクリップ教材「未来のあなたのために～人生とお金と資産形成～」を制作しました。

		
動機篇： 資産形成の重要性	知識篇： 長期・積立・分散投資	制度篇： 非課税制度（つみたてNISAと iDeCo・企業型DC）

若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム

2018年2月20日

若年者への消費者教育の推進に関する

4省庁関係局長連絡会議決定

(改定：2018年7月12日)

1. 趣旨

民法の成年年齢引下げに向けた検討が進められていることを踏まえ、若年者の消費者被害の防止・救済のため、また、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のための効果的な消費者教育の方策として、実践的な消費者教育の実施が喫緊の課題となっている。成年年齢引下げを見据え、実践的な消費者教育の実施を推進するため、関係省庁が連携し、2018年度から2020年度の3年間を集中強化期間とする「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を推進する。

2. 実践的な消費者教育の取組の推進

(1) 高等学校等における消費者教育の推進

① 学習指導要領の徹底【文部科学省】

- ・ 学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図り、社会科や家庭科を中心に各教科等において充実した消費者教育を推進する（高等学校では、学習指導要領に基づき、公民科において、消費者に関する問題を指導するほか、家庭科において、消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任、消費生活と生涯を見通した経済の計画、契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題や消費者の自立と支援などを指導する。）。

② 消費者教育教材の開発、手法の高度化【消費者庁・金融庁・法務省・文部科学省】

- ・ 実践的な能力を身に付ける消費者教育教材を活用した授業の実施を推進する。実施に当たっては、消費者庁で2016年度に作成した高校生向け消費者教育教材「社会への扉」を全国の学校に提供し、活用を促す（2017年度は、徳島県内の全高校で「社会への扉」を活用した授業を実施し、その効果を検証しており、2020年度に全国で同様の授業を実施することを目指して働きかけを行う）。（参考1）
- ・ 実践的な消費者教育の推進に当たっては、法務省で行っている法教育の取組と必要な連携を行う。
- ・ アクティブ・ラーニングの視点からの手法等（参加型授業、模擬体験）を用いた消費者教育により、実践的な知識の習得を推進する。

③ 実務経験者の学校教育現場での活用【消費者庁・金融庁・文部科学省】

- ・ 実務経験者（消費生活相談員、弁護士、司法書士、金融経済教育の実務者

等)の有する知識や経験を活用するため、学校での外部講師としての効果的な活用を推進する。

(活用の推進のため、独立行政法人国民生活センター等で研修を行うなどして、消費者教育コーディネーターを育成し、都道府県等への配置を促進する。)(参考2)

④ 教員の養成・研修【消費者庁・文部科学省】

- ・若年者の消費者教育分科会による、大学の教員養成課程、現職教員研修、教員免許更新講習等における消費者教育に関する取組についての取りまとめ(平成30年6月29日)を受けた消費者教育推進会議における審議(平成30年7月9日開催)を踏まえ、別紙のとおり、教員による消費者教育の指導力向上のための取組を推進する。

(2) 大学等における消費者教育の推進

- ① 大学、専門学校等と消費生活センターとの連携、消費者被害防止に関する情報提供、取組の普及啓発等を行う。【消費者庁・文部科学省】
- ② 大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携を支援し、出前講座等を実施する。【消費者庁】
- ③ 大学における講義実施等を通じた正しい金融知識の普及【金融庁】

(3) その他

- ① 全ての都道府県、政令指定都市において、消費者教育の推進に関する法律に基づく消費者教育推進計画・消費者教育推進地域協議会の策定・設置を目指す。【消費者庁】(参考3)
- ② 大学等及び社会教育における消費者教育の指針を見直し、大学等及び教育委員会に対して周知を行う。【文部科学省】

3. 関係省庁間の連携の推進

実践的な消費者教育の実施を効果的に推進するため、関係省庁は本アクションプログラムに沿って緊密に連携して各種取組を進めていく。

4. 各施策の実施時期とフォローアップ

- (1) 上記の各施策については、いずれも各省庁が直ちに取り組むこととする。
- (2) また、集中強化期間の間、各年度において、各施策の進捗状況のフォローアップを行い、本アクションプログラムの着実な実施を確保するとともに、必要な施策について検討する。その際、必要に応じて消費者教育推進会議の意見を聴く。

(以上)

教員による消費者教育の指導力向上のための 教職課程、免許状更新講習及び教員研修に関する取組

実践的な消費者教育の実施に向け、教員による消費者教育の指導力向上を図るため、教員の養成・研修について、関係省庁（消費者庁、文部科学省、金融庁、法務省）等が連携し、以下の取組を推進する¹。

1. 教職課程における消費者教育の内容の充実

- ・ 公民科及び家庭科の教職課程において、消費者教育に関する内容についての実践的な能力を生徒に対して指導する力が身に付けられるよう、大学に対して促す。（文部科学省）
- ・ 公民科及び家庭科における消費者に関する問題又は消費生活に関する事項について、教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示す参考指針の策定等の際に取扱いを検討する。（文部科学省）

2. 有機的に連携した継続的な体制の構築

- ・ 教職課程における教員養成から現職教員に対する研修等まで有機的に連携した一貫した体制を構築するため、大学と都道府県教育委員会等との間で協議する場として教員育成協議会の活用を、大学並びに都道府県及び指定都市に対して促す。（文部科学省）
- ・ 教員育成協議会に消費者教育について協議する分科会等を設け、地域の消費者行政担当部局を参画させることの検討を促す。（消費者庁、文部科学省）
- ・ 同協議会に参画する地域の消費者行政担当部局を支援するため、消費者教育の知見など必要な情報を提供する。（消費者庁、独立行政法人国民生活センター）

3. 現職教員に対する講習、研修における講座の開設数の増加及び内容の充実

（1）免許状更新講習に係る取組

① 「必修領域」での消費者教育の取扱い

消費者教育を含む成年年齢の引下げに関する事項については、免許状更新講習の「必修領域」において取り扱うことができることを都道府県教育委員会等及び大学に周知する。（文部科学省）

¹ 本文書中、特に定義のない文言については、消費者教育推進会議「若年者の消費者教育分科会」取りまとめ（平成30年6月29日）中の用語の例による。

- ② 「選択領域」での講座開設数の増加等
免許状更新講習の「選択領域」における消費者教育に係る講習の開設数を増加させ、また、講習内容についても、実践的な消費者教育を指導できる内容となるよう促す。(文部科学省)
 - ③ 新たな主体による講座開設
全国の教員に講習の機会を提供できるよう独立行政法人国民生活センター等が講習開設者となることを検討し、実施に向けて取り組む。(消費者庁、独立行政法人国民生活センター)
- (2) 教員研修に係る取組
- ① 研修開設数の増加
中堅教諭等資質向上研修等の教員研修において、消費者教育を扱う研修を積極的に実施するよう、都道府県教育委員会等に対し促す。(文部科学省)
 - ② 独立行政法人国民生活センターや地域の消費生活センターによる研修の実施と都道府県教育委員会等との連携強化
都道府県教育委員会等の意向を汲みつつ、独立行政法人国民生活センターや地域の消費生活センターによる、教員向けの研修の実施に向け取り組む。(消費者庁、独立行政法人国民生活センター)
都道府県教育委員会等が、上記研修を教育委員会の法定研修等としても積極的に位置付けるよう促す。(文部科学省)
 - ③ 教員研修用講義動画の配信
独立行政法人教職員支援機構による、消費者教育に関する教員研修用講義動画の配信など、各地域における研修の充実に向けた、コンテンツの提供及び周知等に取り組む。(文部科学省、独立行政法人教職員支援機構)
 - ④ 学校管理職に対する研修の充実
学校管理職における外部人材の活用や教科間連携の重要性に関する理解のため、研修が適切に行われるよう促す。(文部科学省)

4. 外部人材等の活用及び育成

- (1) 外部人材の活用に向けた働き掛け、情報提供
 - ・ 教職課程、免許状更新講習及び教員研修において、大学及び都道府県教育委員会等が、必要に応じて、外部人材を講師として活用するよう促す。(文部科学省)

- ・ 各種の団体と協議して、教育現場で活用できる外部人材について情報収集を行い、収集した情報をもとに人材バンクを構築する。(消費者庁)
- (2) 消費者教育コーディネーターの業務遂行のための環境整備
- ・ 消費者教育コーディネーター²の質的保証のために、コーディネーターとして適した者の情報収集を行い、例えば認定制度を設けるなどして、認定されたコーディネーターを人材バンクに登録し情報発信する。(消費者庁)
 - ・ コーディネーターの設置に向け、都道府県及び指定都市に対して財源に係る支援を行う。(消費者庁)
 - ・ 独立行政法人国民生活センターにおいて開催するコーディネーター育成講座の内容を充実させ、開催地及び開催回数を増やすことを検討し、実施する。また、独立行政法人国民生活センターの講座の開設や相互の意見の交換の場を設けるなど、コーディネーター自身に対する研鑽の場の提供について検討し、実施する。(消費者庁)
 - ・ 大学及び教育委員会等に対し、外部人材との連携を行うコーディネーターの制度を周知し、活用を促進する。(文部科学省)

² 消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐため、間に立って調整をする役割を担う者(消費者教育の推進に関する基本的な方針(平成25年6月28日閣議決定、平成30年3月20日変更)参照)

参考1

「社会への扉」を活用した授業の実施

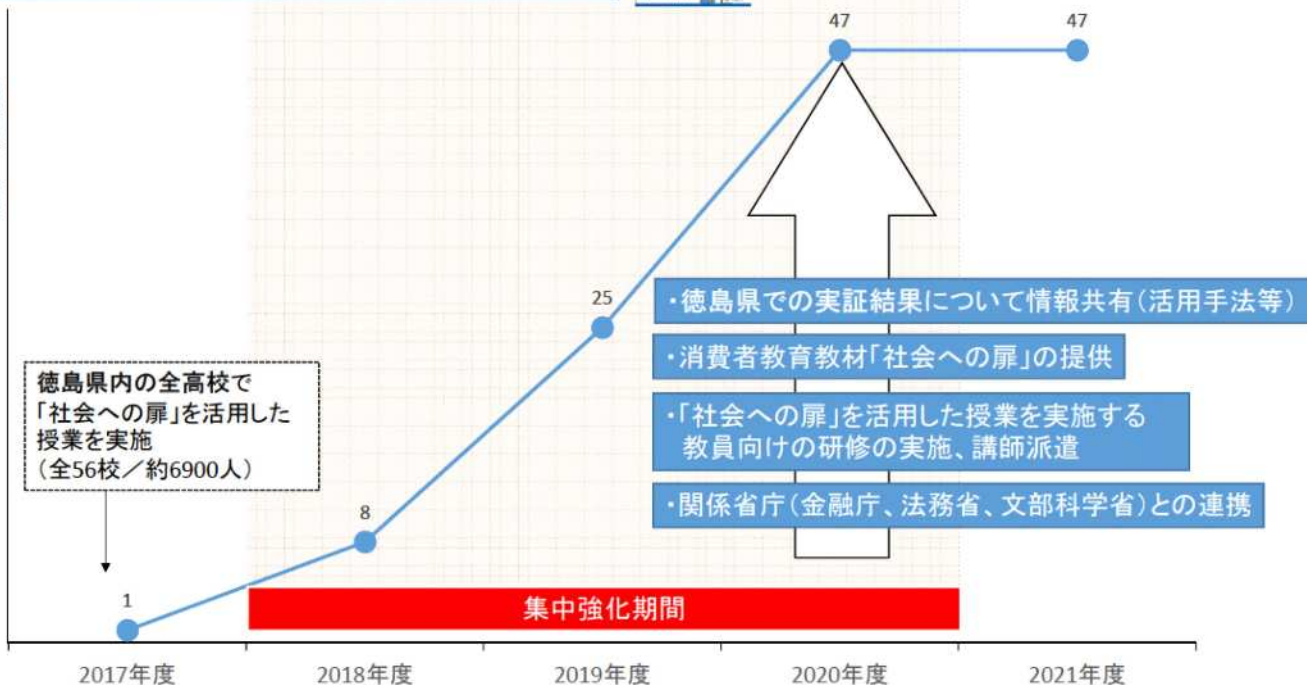
⇒実践的な能力を身に付ける



目標

すべての都道府県で全高校で実施

都道府県数



参考2

消費者教育コーディネーターの育成・配置

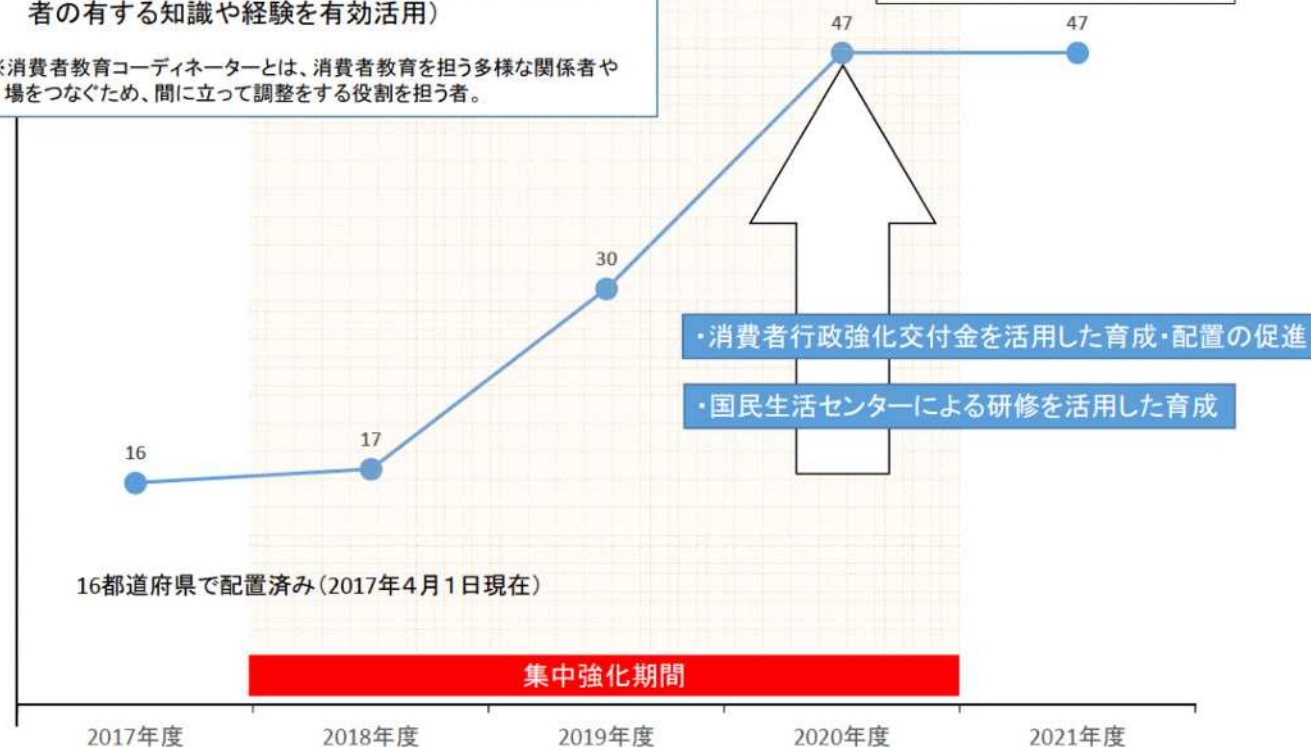
⇒学校教育現場における外部講師の活用(実務経験者の有する知識や経験を有効活用)

目標

すべての都道府県で配置

※消費者教育コーディネーターとは、消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐため、間に立って調整をする役割を担う者。

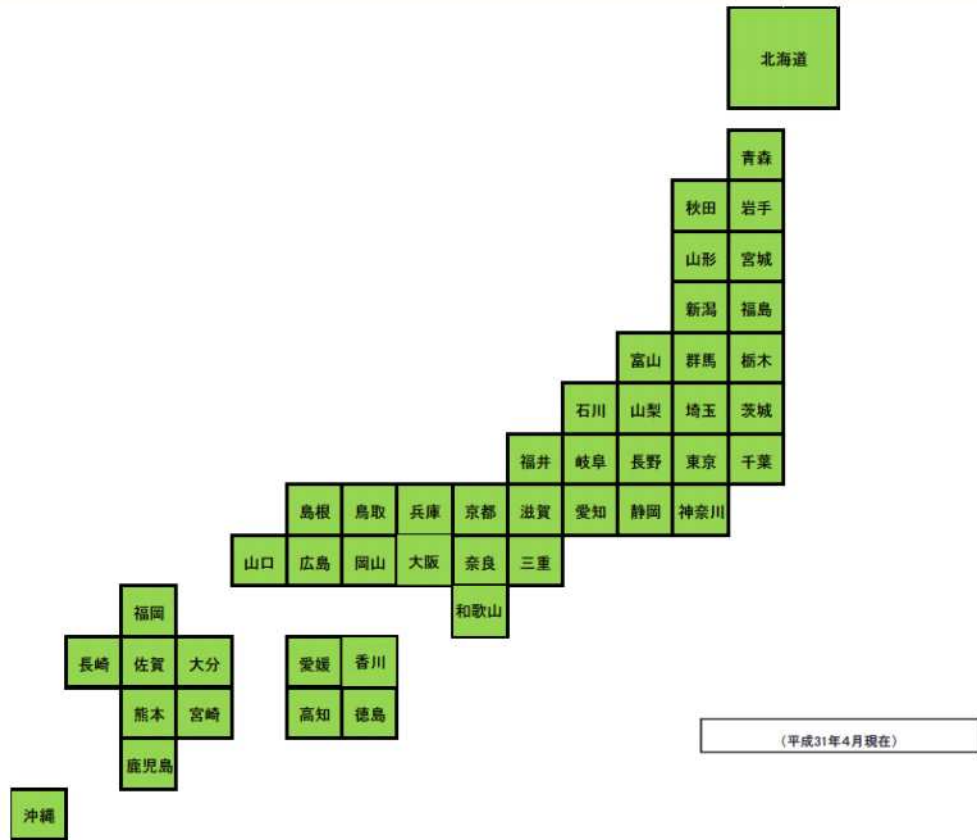
都道府県数



参考3

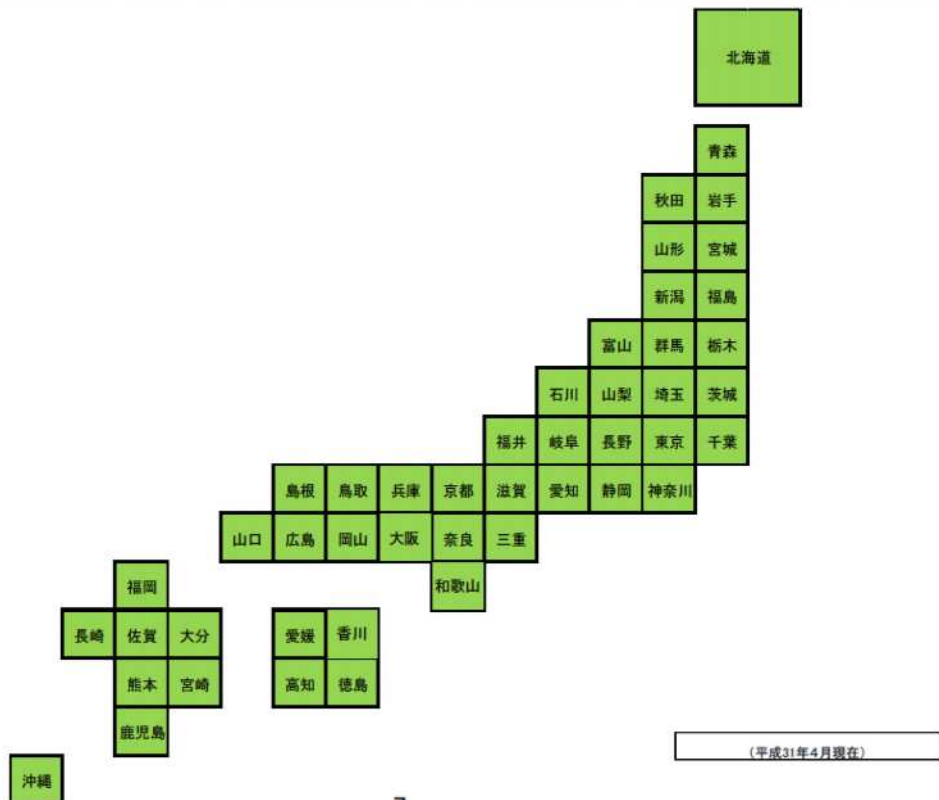
○消費者教育推進計画の策定状況

全ての都道府県で策定済み



○消費者教育推進地域協議会の設置状況

全ての都道府県で設置済み



(別 添)

若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議について

平成30年2月20日

4省庁申し合わせ

改訂：令和元年6月14日

1. 趣旨

民法の成年年齢引き下げに向けた検討が進められていることを踏まえ、若年者の消費者被害の防止・救済のため、また、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のための効果的な方策として、実践的な消費者教育の実施が喫緊の課題となっている。

この取組を推進するにあたり、関係省庁が緊密に連携して取組を推進するため、「若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議」を設置し、若年者における効果的な消費者教育の実施、関係者の取組推進のための方策等について検討する。

2. 会議構成員

消費者庁	消費者庁次長
文部科学省	生涯学習政策局長 初等中等教育局長
法務省	大臣官房司法法制部長
金融庁	総括審議官

3. 担当課長会議構成員

4省庁関係局長会議の下に、担当課長会議を置く。

消費者庁	消費者教育・地方協力課長
文部科学省	総合教育政策局 教育人材政策課長 男女共同参画共生社会学習・安全課長 初等中等教育局 教育課程課長
法務省	大臣官房司法法制部 司法法制課長
金融庁	総合政策局 総合政策課総合政策監理官

4. 庶務

消費者庁消費者教育・地方協力課において処理する。

2019 年度金融知識普及功績者一覧

〔個人の部〕

(敬称略)

1. おぼた みち
尾畑 美智
(栃木県)
 - 金融広報アドバイザーとして、元小学校教員としての知識及び経験を活かし、生活設計や金融知識の普及等幅広い分野で活躍。多数の講義、講演等を講師として積極的に実践し、県民の金融知識の普及・向上に貢献。
 - 金融広報アドバイザーとして、信託銀行、証券会社等での勤務経験に加え、金融・証券インストラクター、日本証券アナリスト協会検定会員等の見識を活かし、ライフプラン・資産形成等に関する講座を担当し、金融広報活動に尽力したほか、矯正施設で実践的な講義を展開するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
 - 長年にわたり、消費生活相談員、金融広報アドバイザーとして、消費生活センターでの勤務経験を活かし、主として消費生活に関する講座を実施。近年では大学で金融教育に関する講義を担当したほか、全国銀行協会が主催する講師研修の講師を務めることで、金融教育の担い手育成にも取り組むなど、金融知識の普及・向上に貢献。
 - 金融広報アドバイザーとして、ファイナンシャルプランナーなどの知見を活かし、若年層から高齢者まで幅広い世代へ講座を実践し、教員や保護者向けに金銭教育の方法を教授するほか、学生向け教材も数多く作成。また、金融教育の担い手の育成にも取り組むほか、矯正施設での講座に取り組むなど、金融知識の普及・向上に貢献。
 - 金融広報アドバイザーとして、積極的に地域・自治体への働きかけを行い、小学生から高齢者までの幅広い年齢層に対し講座を実施。講座内容が受講者に理解されるよう資料を工夫し、わかりやすく講座を実施するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
 - 金融広報アドバイザーとして、ファイナンシャルプランナーなどの知見を活かした講演を行ったほか、子育て世代に対する教育費等についての講演を実施。また、高校生を対象にした消費生活講座では、金融トラブルの事例や具体的な対処方法について分かりやすい解説を行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。
2. やまだ としつぐ
山田 敏次
(東京都)
3. みずたに ちか
水谷 千佳
(東京都)
4. いしむら まもる
石村 衛
(東京都)
5. かねこ ひろし
金子 浩
(神奈川県)
6. やまざき ゆき
山崎 有希
(新潟県)

7. ふるや としたか
古屋 寿隆
(山梨県)
- 金融広報アドバイザーとして、銀行や家庭裁判所での勤務経験を活かし、生活設計や資産形成、金融トラブル関係、生徒に対する金融教育、最近のキャッシュレス動向など幅広い分野で講師を務め、県民に広く金融知識の普及と親しみのある有意義な広報活動を展開するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
 - 長年にわたり、金融広報アドバイザーとして、ファイナンシャルプランナーなどの知見を活かし、児童から高齢者まで幅広い層に対して、金融・金銭教育、ライフプランや税金（所得税、相続税等）などの広範な分野で講師を務めるなど、金融知識の普及・向上に貢献。
8. まさめ よしのぶ
真覚 良信
(静岡県)
- 長年にわたり、金融広報アドバイザーとして、ファイナンシャルプランナー、社会保険労務士などの資格・経験等をもとに、市町村や学校等からの要請に応え、世代別生活設計、社会保険制度や金融・消費者トラブル等の幅広いテーマで講演を実施したほか、若い世代への金融教育の推進に向けた教育関係者との関係構築に取り組むなど、金融知識の普及・向上に貢献。
 - 金融広報アドバイザーとして、ファイナンシャルプランナーなどの知識と経験を活かし、学生から一般社会人、高齢者まで幅広い年齢層に対してバラエティに富んだ講座（高校生には「巣立ち教室」、大学生には「ライフプランや金融リテラシーの大切さ」、社会人には「iDeCo やNISA による資産形成」など）を積極的に行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。
9. はまもと ひさえ
浜本 久恵
(兵庫県)
- 長年にわたり、金融広報アドバイザーとして、行政書士、ファイナンシャルプランナーなどの資格・経験を活かし、小学生から高齢者まで幅広い世代を対象に講演等を実施。生活設計や金融トラブル等に関するアドバイスや情報提供を行うほか、成年年齢引下げに伴うトラブル防止についての記事が地元紙に掲載されるなど、金融知識の普及・向上に貢献。
 - 長年にわたり、金融広報アドバイザーとして、ファイナンシャルプランナー、社会保険労務士、家裁家事調停委員などの資格・経験等を活かし、退職後の生活設計、公的年金の仕組み、介護保険・社会保障制度などについて、主に高齢者向けに、社会情勢を踏まえ、時宜に応じた講演を実施するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
10. いけはら もとぎ
池原 元樹
(島根県)
11. いそべ たかし
磯邊 崇
(岡山県)
12. げんぼ よしえ
玄番 芳江
(徳島県)

13. はやし 林 まみ 真実
(佐賀県)

- 長年にわたり、金融広報アドバイザーとして、小学生から高齢者まで幅広い年代や特別支援学校に対する講座を積極的に実施しているほか、金融学習グループの指導にも積極的に対応し、地域住民や他団体と連携した取組みを推進するなど、金融知識の普及・向上に貢献。

〔団体の部〕

1. 三重県立宇治山田
商業高等学校
(三重県)
 - 平成 27 年度より、生徒の金融・経済等に関する知識向上のため、学校全体での取組みを積極的かつ活発に実践。平成 29、30 年度に、「金融教育研究校」の委嘱を受け、ファイナンシャルプランナー相当の学習を取り入れ、日本を含め世界各国で起こっている事象が経済・金融に与える影響や、自分たちの生活への関わりを学ぶとともに、ライフコースに応じ、iDeCo やつみたて NISA を活用した資金運用について、公開授業においてプレゼンテーションを実施するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
 - 平成 26、27 年度に「金銭教育研究校」の委嘱を受け、公開授業や実践事例発表を行ったほか、金融広報アドバイザーと連携して全教職員対象の研修会を複数回開催するなど、学校が一丸となって金銭・金融教育を推進。研究校の委嘱が終了した後も、生徒会活動や部活動など学校における様々な教育活動を有機的に結び付けて、金銭・金融の役割や大切さについて学べる環境作りに注力するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
2. 松山市立南中学校
(愛媛県)

別紙5

金融知識普及等を目的として金融機関団体等が開催した
各種事業に対する金融庁の「後援」名義使用承認状況

承認日	主 催	開催日(期間)	事 業 等 の 名 称
2019/7/5	特定非営利活動法人 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	2019年10月～11月	2019年度(FPの日 全国一斉FPフォーラム)
2019/7/8	日本証券業協会	2019年8月4日	「夏休み親子体験プログラム～お菓子の会社を経営しよう～」
2019/7/25	特定非営利活動法人 金融知力普及協会	2020年2月8日、9日	第14回全国高校生金融経済クイズ選手権「エコノミクス甲子園」
2019/8/1	金融リテラシー教育研究会	2019年8月24日	「エコノミカ全国大会2019」
2019/8/22	金融広報中央委員会	2019年12月21日、2020年1月18日	2019年度「金融教育フェスタ」
2019/9/4	日本証券業協会 (証券知識普及プロジェクト)	2019年9月～2020年2月	令和元年度「ゼロからはじめる証券投資セミナー」
2019/10/18	独立行政法人日本学生支援機構	2019年12月6日	令和元年度「学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー」
2019/11/18	家計簿普及促進委員会	2019年11月20日	令和元年度「家計簿のタベ」
2020/2/26	特定非営利活動法人キッズフリマ	2020年4月～2021年3月	「キッズフリーマーケット」
2020/3/23	特定非営利活動法人 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	2020年4月～2021年3月	2020年度「くらしとお金のFP相談室」
2020/3/23	公益財団法人生命保険文化センター	2020年5月14日～2020年11月20日	「第58回中学生作文コンクール」
2020/4/14	金融広報中央委員会	2020年5月25日～2021年3月19日	①「第53回『おかねの作文』コンクール」 ②「第18回『金融と経済を考える』高校生小論文コンクール」 ③「第17回金融教育に関する小論文・実践報告コンクール」

承認日	主 催	開催日(期間)	事業等の名称
2020/4/15	金融広報中央委員会	2020年8月17日、24日	2020年度「先生のための金融教育セミナー」
2020/5/13	日本経済新聞社	2020年5月～2021年3月	中学生・高校生・大学生のための株式学習コンテスト「第21回日経STOCKリーグ」
2020/5/21	日本経済新聞社	2020年度(通年)	「NIKKEI 100年の資産形成2020」
2020/6/11	特定非営利活動法人 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	2020年6月22日 ～2021年3月31日	第14回「小学生『夢をかなえる』作文コンクール」

第12 節 家計の安定的な資産形成に関する取組み

I 顧客本位の業務運営に関する原則

1. 経緯

金融庁は、家計の安定的な資産形成を実現するために、全ての金融事業者が顧客本位の業務運営を行うことが重要であるとの認識の下、2017年3月に「顧客本位の業務運営に関する原則（以下「原則」という。）」を策定・公表した。

あわせて、「『原則』の定着に向けた取組み」を公表し、金融事業者の取組みの「見える化」の促進や当局によるモニタリングの実施など、顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組みを示した。

2. 顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組み

(1) 原則採択金融事業者・KPI（自主的・共通）設定・公表金融事業者の公表

金融事業者の顧客本位の業務運営に向けた取組みの「見える化」を促進する観点から、原則を採択し、取組方針や顧客本位の業務運営の定着度合いを客観的に評価できるようにするための成果指標（以下「自主的なKPI」という。）を策定・公表した金融事業者を四半期ごとに金融庁ウェブサイトにて公表した。原則を採択し、取組方針を策定・公表した金融事業者は、2020年6月末現在で1,974社（自主的なKPIを策定・公表している金融事業者は1,051社）となっている。

さらに、金融機関の取組みの「見える化」を促進するため、2018年6月に、長期的にリスクや手数料等に見合ったリターンがどの程度生じているかを示す、「投資信託の販売会社における比較可能な共通KPI（①運用損益別顧客比率、②投資信託預り残高上位20銘柄のコスト・リターン、③投資信託預り残高上位20銘柄のリスク・リターン）」を公表し、投資信託の販売会社に対し、これらの指標に関する自社の数値を公表するよう促してきた。2020年6月末現在で公表している金融事業者は390社となっている。

(2) 公表された取組方針・KPIの傾向分析

金融事業者から公表された取組方針・KPIに関して、傾向分析を行い、それらの好事例を取りまとめ、公表することにより、各金融

事業者における顧客本位の業務運営の浸透・定着を後押ししてきた（別紙1参照）。

（3）金融審議会市場ワーキング・グループにおける検討

「原則」の策定から3年が経過する中、金融審議会市場ワーキング・グループにおいて、これまでの進捗を検証するとともに、海外の規制動向も参考にしつつ、新たな方策などについて検討を行った。

Ⅱ つみたてNISAの普及・利用促進について

1. 基本的な考え方

資産形成については、個々人が各々の収入・貯蓄の状況やリスク許容度を踏まえて取り組むことが基本である。NISA利用者は成人人口の1割程度にとどまるほか、資産形成のための投資の必要性は感じているものの、十分な知識・経験がなかったり、資産が少額であるとして、実際に投資をはじめするための一歩を踏み出せない人も存在するため、こうした人々が少額からの長期・積立・分散投資を始め、適切なポートフォリオを構築していくことを支援することが重要である。

2. 具体的な取組

（1）職場を通じた広報

現役世代に対し、投資を開始するきっかけを身近な場で得られるような環境を整える観点から、職場を通じた情報提供が拡大されるよう、金融庁・財務局の職員が講師となり、全国各地で地方公共団体等向けのつみたてNISAセミナーを行った。また、財務局とも連携し、都道府県庁、市役所、商工議所等に対し、つみたてNISA説明会実施等の働きかけを行った。また、金融庁職員に対しても、2018年11月と2019年4月に資産形成やつみたてNISAに関する説明会を実施した。

（2）インターネットを通じた広報

職場以外の更に幅広い層への普及を行うためには、インターネットを通じた広報を積極的に行うことが効果的である。2018年に決定したつみたてNISA公式キャラクター「つみたてワニーサ」を活用したSNSによる情報発信や、キャラクターグッズを用いた広報を行ったほか、つみたてNISAのプロモーションビデオの作成・展開や、投資ブ

ロガーと金融庁職員による投資初心者向けの対談企画を金融庁ウェブサイトに掲載した。

(3) イベントを通じた広報

投資初心者を含む一般の投資家にとって有益な意見や情報を発信している個人ブロガー等との意見交換の場（つみたてNISA Meet up）を全国で実施してきたほか、オンラインで試行的に実施し、その模様を金融庁ウェブサイトで公表した。参加者は個人ブログやSNSで会合の様子を発信しており、インターネットを通じ、つみたてNISAに関する情報が拡散されることに貢献している。更に、本年6月には、資産形成等をテーマとするオンラインシンポジウムを開催し、資産形成やつみたてNISAに関する議論を発信した。

3. 制度の利用状況等

NISAの利用状況は、一般NISAとつみたてNISAを併せて、口座開設数が約1,406万口座、買付額が約19.5兆円（2020年3月末時点）となっている。そのうち、つみたてNISAの利用状況は、口座開設数約220万口座、買付額が約3,733億円（2020年3月末時点）となった。また、利用者の特徴をみると、2020年3月時点で、一般NISAは利用者の約7割が50代以上のシニア層であった。一方、つみたてNISAは利用者の約7割が20代～40代の若年層であり、2018年1月の制度開始以降、特に20代、30代を中心に口座数が増加した。

また、投資信託協会の「投資信託に関するアンケート調査報告書 2019年（令和元年）NISA、iDeCo等制度に関する調査」によると、つみたてNISAの認知率は60.7%（前年より10.7ポイント増加）、制度内容の認知率は18.9%（前回より4.3ポイント増加）となった。

「顧客本位の業務運営」の取組成果の公表状況

令和2年5月28日
金 融 庁



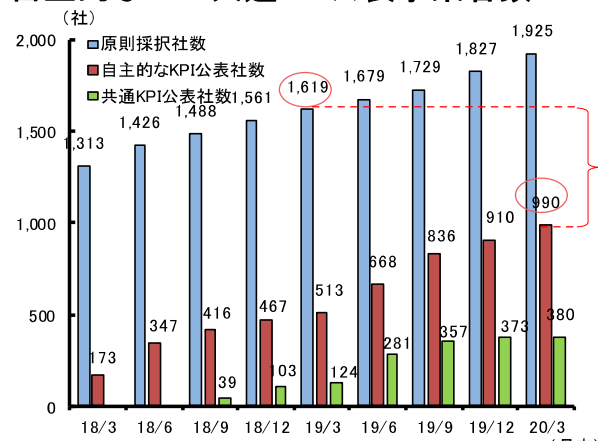
1. 「原則」の採択・KPIの公表状況

「原則」採択・
KPI公表状況

【「原則」採択・KPIの公表は、量的には拡大】

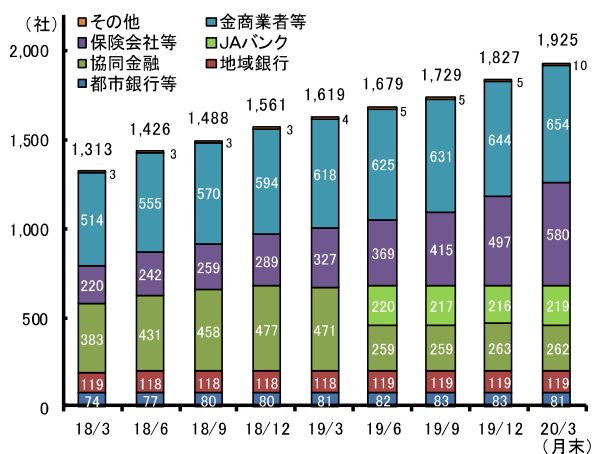
- 顧客本位の業務運営に関する原則（以下、「原則」）の公表から3年間（20年3月末まで）で、「原則」を採択し、取組方針を公表した金融事業者（以下、事業者）は1,925社（19年3月末比306社増加）。うち990社（同477社増加）が「自主的なKPI」を、380社（同256社増加）が「投資信託の販売会社における比較可能な共通KPI」を公表。
- 「原則」採択事業者に占める自主的なKPI公表事業者の割合が、61%と19年3月末比22%増加。
- 取組方針を公表している事業者のうち、一定期間経過後も取組成果未公表の事業者においては、速やかな公表を求める。

■「原則」採択事業者数及び自主的なKPI・共通KPI公表事業者数



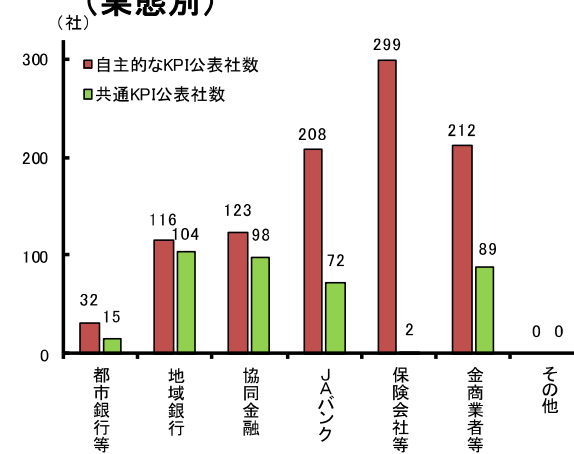
(注1)「自主的なKPI」設定社数は、取組方針やその実施状況においてKPIを公表している事業者を集計
 (注2)「共通KPI」公表社数は、3指標の共通KPIのうち、1指標以上公表している事業者を集計
 (注3)★は、「原則」採択から1年経過しても取組成果未公表の事業者（「原則」採択の目的化懸念）
 (資料)金融庁

■「原則」採択事業者数の推移（業態別）



(注1)都市銀行等には、外国銀行を含む。地域銀行は、地域銀行及びその銀行持株会社。保険会社には、少額短期保険業者、保険仲立人、保険代理店、生命保険募集人を含む。協同金融は、協同組織金融機関等。金商業者等は、金融商品取引業者等。その他には、銀行等代理業者、金融会社を含む
 (資料)金融庁

■自主的なKPI及び共通KPI公表事業者（業態別）



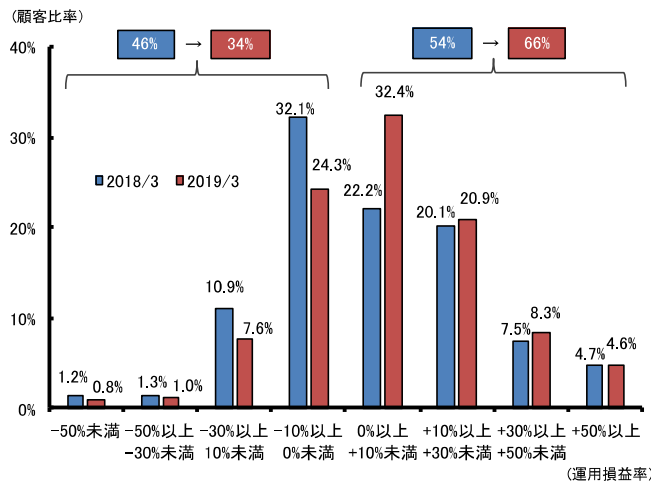
(注1)20年3月末時点
 (注2)都市銀行等には、外国銀行を含む。地域銀行は、地域銀行及びその銀行持株会社。保険会社には、少額短期保険業者、保険仲立人、保険代理店、生命保険募集人を含む。協同金融は、協同組織金融機関等。金商業者等は、金融商品取引業者等。その他には、銀行等代理業者、金融会社を含む
 (注3)JA/バンクは、JA/バンク全体の共通KPIを公表している先(45)、所在する府県単位の数値を公表している先(90)、個別JA単位の数値を公表している先(72)と、公表単位に違いがあり。共通KPIの公表事業者としては、個別JA単位での公表先のみを集計し、JA/バンク全体や所在する府県単位の数値を公表している先は、自主的なKPI公表事業者に含まれる
 (資料)金融庁

2. 共通KPI – (1) 運用損益別顧客比率 ①

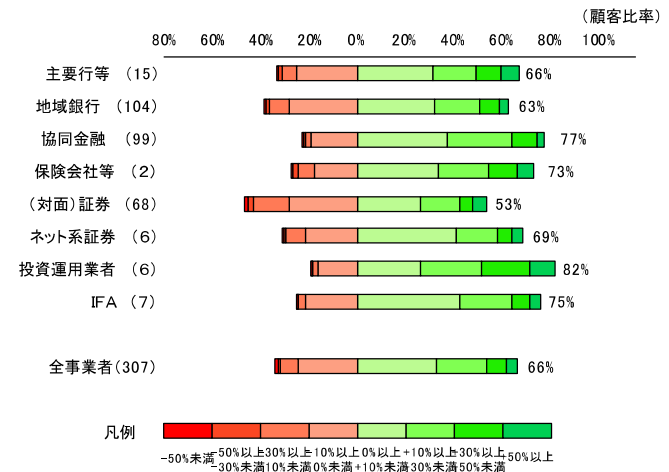
【運用損益率0%以上の顧客比率は前年比12%改善（単純平均ベース）】

- 20年3月末時点で、19年3月末基準の運用損益率0%以上の顧客比率（単純平均）は、全業態平均で66%（307社平均）と、前年比12%上昇。ボリュームゾーンは、-10%以上0%未満（18年3月末基準）から、0%以上+10%未満（19年3月末基準）へシフト。（前回報告時と同様）業態別では、対面証券や地域銀行対比、投資運用会社や協同金融が良好な水準。

■ 投資信託の運用損益別顧客比率（全公表事業者の単純平均）



■ 投資信託の運用損益別顧客比率（業態別の単純平均）



(注1) 18年3月末基準は、20年3月末までに金融庁に報告があった金融事業者(140先)の公表データを集計(単純平均)
19年3月末基準は、20年3月末までに金融庁に報告があった金融事業者(307先)の公表データを集計(単純平均)
(注2) JA/バンクは全国ベースの数値を計上
(資料) 金融庁

(注1) 基準日19年3月末。20年3月末までに金融庁に報告があった金融事業者(307先)の公表データを集計(単純平均)
(注2) 各業態の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)
(注3) 各業態の右側の()内数値は、公表先数
(注4) 協同金融にJA/バンクを含む
(資料) 金融庁

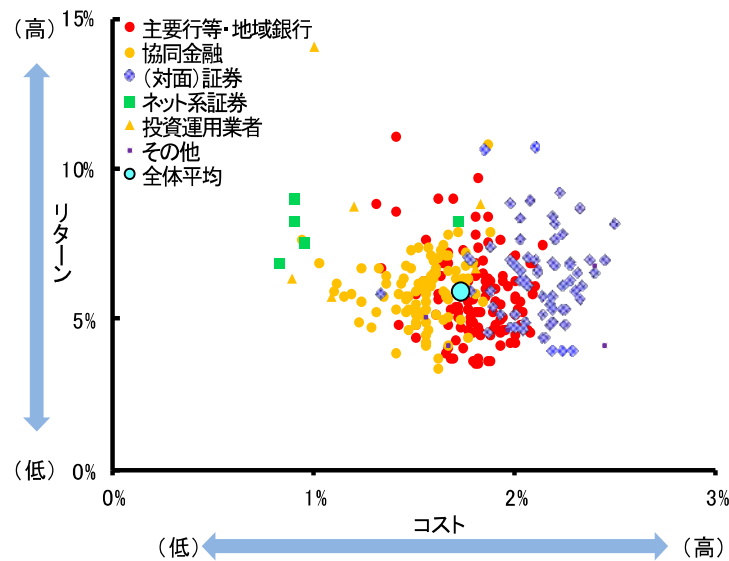
2. 共通KPI – (2) 預り残高上位20銘柄のコスト・リターン/リスク・リターン

共通KPIの
足元の状況

【業態的にはバラつきあり】

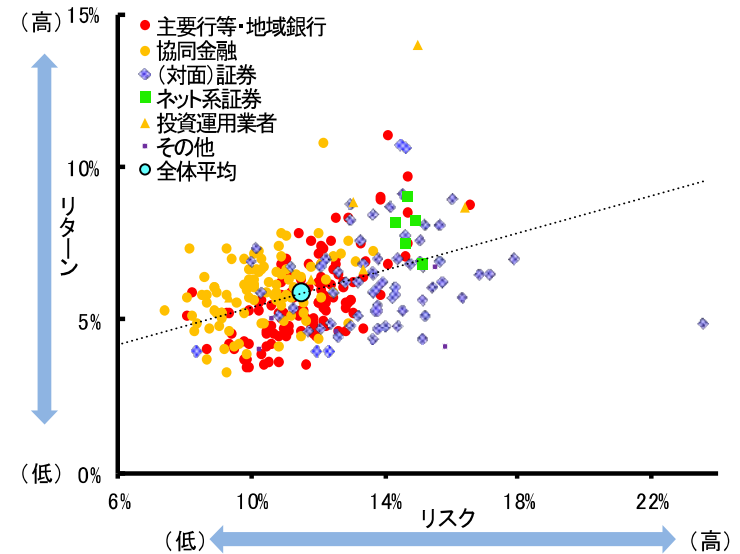
- コスト・リターン/リスク・リターンの業態別傾向は前回報告時から変わらず。ネット系証券や投信会社では、低コスト・高リスクで高リターンを、協同金融では、低コスト・低リスクで全業態平均的なリターンを確保。

■ 投資信託のコスト・リターン(全公表事業者)



(注1) 基準日は19年3月末
(注2) 20年3月末時点で金融庁に報告があった金融事業者(300先)の公表データを集計。主要行等には、主要メガ系信託を含む
(注3) コストは、販売手数料率(税込)の1/5と信託報酬率(税込)の合計値。リターンは、過去5年間のトータルリターン(年率換算)
(資料) 金融庁

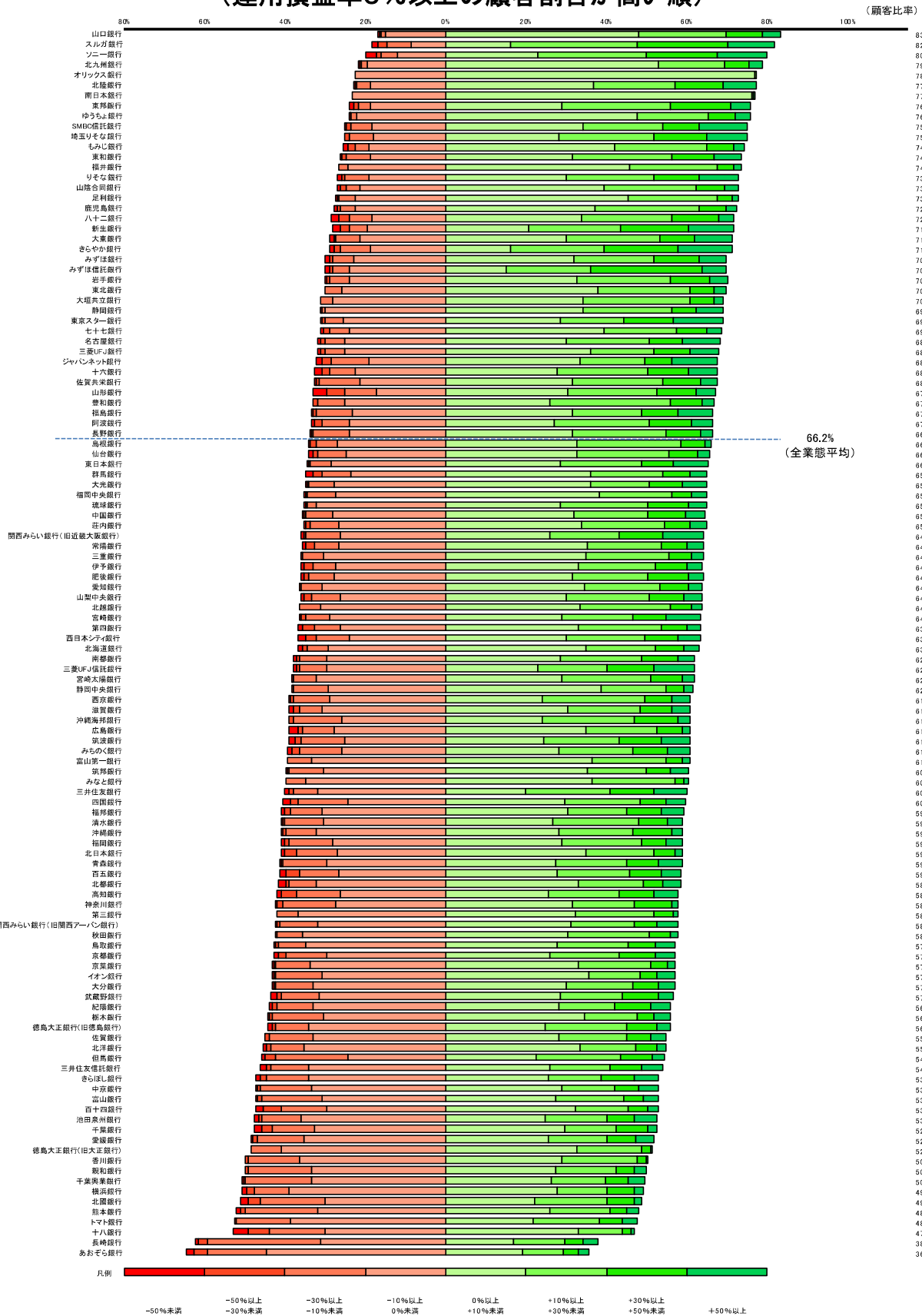
■ 投資信託のリスク・リターン(全公表事業者)



(注1) 基準日は19年3月末
(注2) 20年3月末時点で金融庁に報告があった金融事業者(299先)の公表データを集計。主要行等には、主要メガ系信託を含む
(注3) リスクは、過去5年間の月次リターンの標準偏差(年率換算)。リターンは、過去5年間のトータルリターン(年率換算)
(注4) 図の点線は回帰直線
(資料) 金融庁

【参考】共通KPI-(1) 運用損益別顧客比率 (投資信託-①) ▽

■運用損益別顧客比率(主要行等・地域銀行) (運用損益率0%以上の顧客割合が高い順)



(注1)基準日は19年3月末

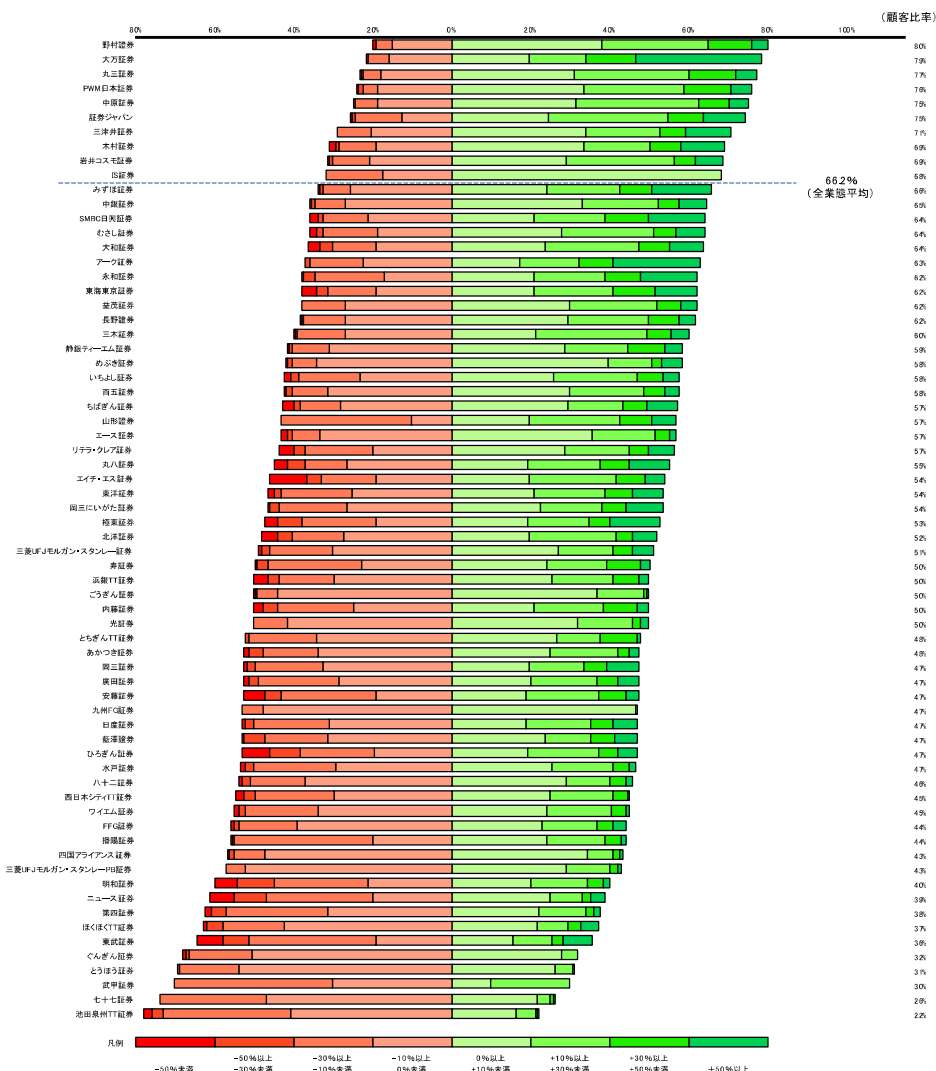
(注2)20年3月末までに、金融庁に報告があった主要行・地域銀行(119先)の公表データを集計

(注3)各社の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)

(資料)金融庁

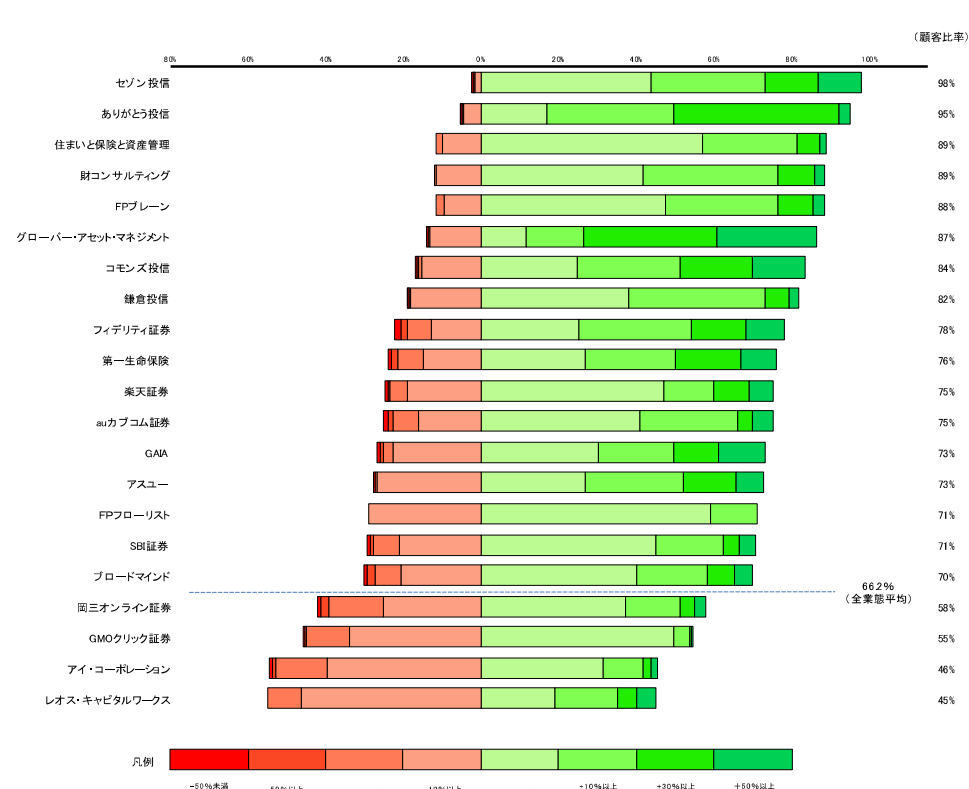
【参考】共通KPI – (1) 運用損益別顧客比率 (投資信託-③)

■ 運用損益別顧客比率 ((対面)証券)
(運用損益率0%以上の顧客割合が高い順)



(注1) 基準日は19年3月末
(注2) 20年3月末までに、金融庁に報告があった証券会社(68先)の公表データを集計
(注3) 各社の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)
(資料) 金融庁

■ 運用損益別顧客比率 (その他事業者)
(運用損益率0%以上の顧客割合が高い順)

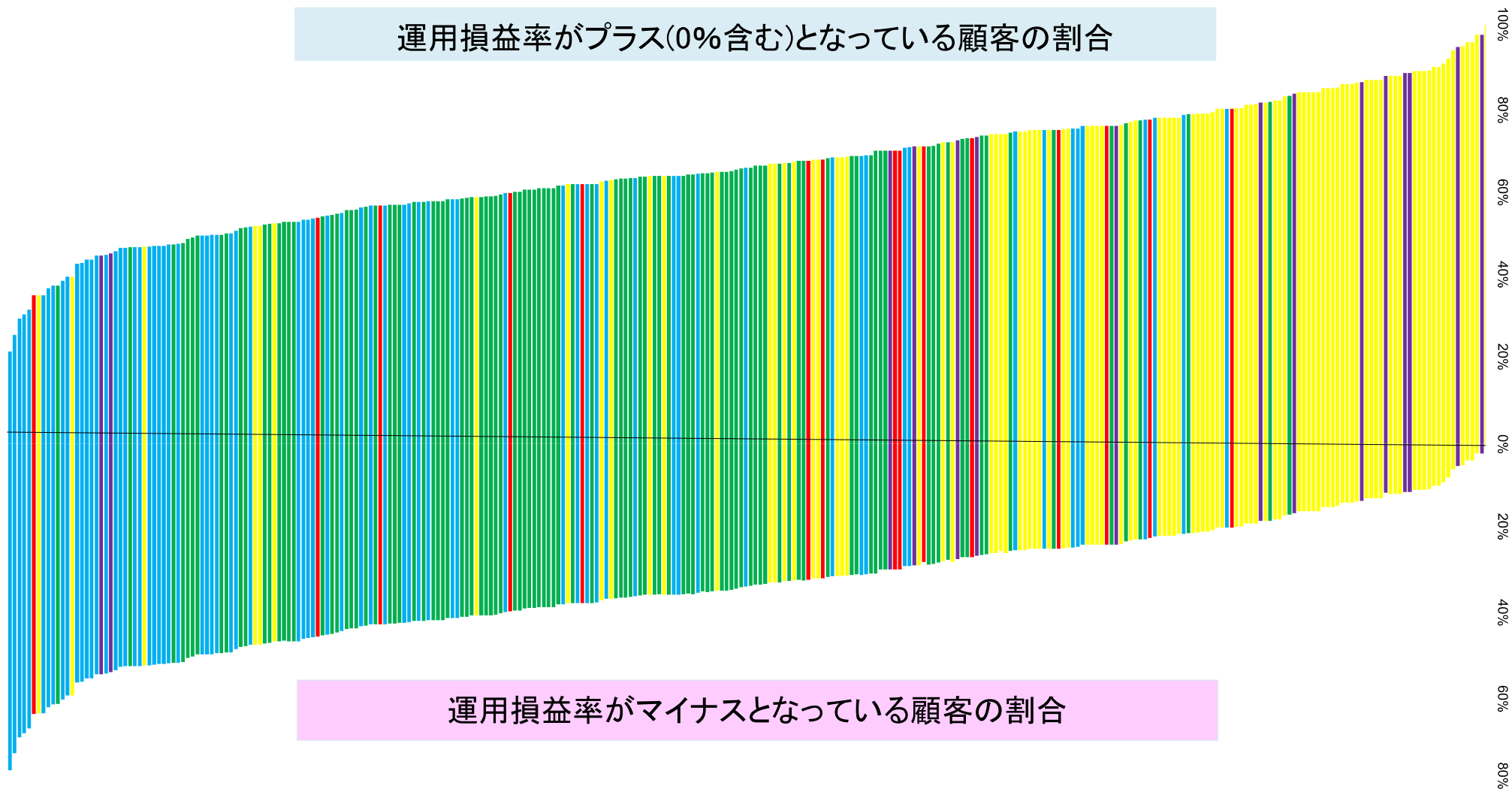


(注1) 基準日は19年3月末
(注2) 20年3月末までに、金融庁に報告があった金融事業者(21先)の公表データを集計
(注3) 各社の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)
(資料) 金融庁

【参考】共通KPI－(1) 運用損益別顧客比率 (投資信託-④)

■ 運用損益別顧客比率(全業態)(右から、運用損益率0%以上の顧客割合が高い順)

運用損益率がプラス(0%含む)となっている顧客の割合



運用損益率がマイナスとなっている顧客の割合

■ 主要行等(15先) ■ 地域銀行(104先) ■ 協同金融(99先) ■ 証券会社(74先) ■ その他事業者(15先)

(注1) 基準日は19年3月末 (注2) 20年3月末までに、金融庁に報告があった金融事業者(307先)のデータを集計 (注3) その他事業者とは、投資運用会社・IFA・保険会社 (資料) 金融庁

第7章 銀行等保有株式取得機構による保有株式の買取り

銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）は、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成13年法律第131号）」による銀行の株式保有制限（銀行の株式保有をTier 1以下に制限）の導入に伴い、銀行の保有する株式の買取り等の業務を行うことにより、銀行の株式の処分等の円滑を図ることを目的として、2002年に設立された認可法人である。

機構の設立後、2006年9月末までに買い取られた株式については、その後処分が進められていたが、株式市場の極めて不安定な状況を踏まえ、2008年10月15日以降、市場の状況が改善するまで市中売却は凍結していた。機構は、2017年6月30日、当面の間、株式等の新たな買取りの範囲内において保有株式等の処分を行うこともありえる旨の方針を公表し、その後凍結していた売却を再開。2019年度は、137億円（自己株取得に対応するものなどを除く）を処分。

また、2008年9月以降の株式市場の極めて不安定な状況を踏まえ、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」の改正により、以下のような措置が取られた。

① 株式買取再開等（2009年3月4日公布、同年3月10日施行）

2006年9月末までとされていた機構による株式買取期限を2012年3月末まで延長し、株式の買取りを再開した。また、従来、事業法人が保有する銀行株の機構への売却は、銀行による当該事業法人の株式売却後にのみ可能であったが、事業法人による銀行株売却を先行して行えるよう手当てを行った。

これらの措置を踏まえ、機構の借入れの際に付される政府保証枠を「2兆円」から「20兆円」に拡大した（平成20年度第2次補正予算で手当て、21年度以降も継続）。

② 買取対象の拡大（2009年7月3日公布、同年7月6日施行）

上記株式買取再開にかかる法改正の審議の際、参議院財政金融委員会において「資産の買取り等を含めた多様な措置について、検討を行うこと」との附帯決議がなされたこと、及びその後の経済情勢等を踏まえ、一定の信用力等があることを条件に、金融機関が保有する優先株・優先出資証券、ETF、J-REIT及び事業法人が保有する金融機関の優先株・優先出資証券を、機構の買取対象に追加した。

③ 買取期限の延長（2012年3月31日公布、同日施行）

東日本大震災の影響や、欧州債務危機を端緒とする世界的な金融資本市場の混乱等が続いている状況に鑑み、経済・株式市場が互いに悪影響を及ぼし、悪化することを防ぐため、機構が株式処分の受け皿として、また、ひいては金融資本市場のセーフティネットとしての役割を果たすことは引き続き重要であること、バーゼルⅢの実施に伴い所要自己資本等が段階的に引き上げられること等から、銀行等の保有株式等の処分のニーズは依然として高いといった事情を踏まえ、機構による株式等の買取期限を、2017年3月末まで5年間延長した。

④ 買取期限の延長（2016年12月2日公布、同日施行）

少子高齢化や潜在成長力の低迷といった構造要因も背景に、個人消費や民間投資は力強さを欠いた状況にあるほか、世界経済の需要の低迷、成長の減速リスクが存在するなどの金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応し、金融機関が株価変動リスクを縮

減し、金融仲介機能を安定的に発揮することができるよう、機構による株式等の買取期限を、2022年3月末まで5年間延長した。

これらの措置を受け、2019事務年度（2019年7月～2020年6月末）において、機構は、594億円（買取再開後の累計15,141億円）の株式等の買取りを行っている。

第3部 金融検査・監督等

第8章 業態横断的な検査・監督をめぐる動き

第1節 検査・監督のあり方の見直し

「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(2018年6月公表)を踏まえ、「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方(2019年12月)」(以下、「融資DP」という。)を公表し、「金融検査マニュアル」を廃止した。そのうえで、コンプライアンス・リスク管理、フィデューシャリー・デューティー、ITガバナンス等の分野において、横断的なモニタリングを実施し、課題や取組事例等を以下のとおり、公表した。

また、融資DPの公表にあわせ、金融機関が信用リスクを的確に引当に反映する方法を検討する際に生じる様々な悩みや課題について、金融庁・公認会計士協会・日本銀行で議論するための相談窓口を金融庁に設置した。

- ・コンプライアンス・リスク管理に関する傾向と課題(2020年7月公表)
- ・投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果(2020年7月公表)
- ・金融機関のITガバナンス等に関する調査結果レポート(2020年6月公表)
- ・金融機関のシステム障害に関する分析レポート(2020年6月公表)
- ・金融分野のサイバーセキュリティレポート(2020年6月公表)

上記の取組みについて、組織として品質管理を行う観点から、外部第三者による金融機関の評価を把握するとともに、職員アンケートによる自己評価を実施した。金融機関からは、現在の検査・監督の方向性について、概ね良好な評価を得たが、モニタリング結果の金融機関への還元方法や資料提供に関する負担感について意見があった。他方、職員アンケートを通し、コンプライアンス・リスクやITガバナンスといった分野ごとの「考え方と進め方」をモニタリング・対話において、より効果的に活用する方法を検討していく必要性や、各モニタリングチームがより緊密に連携し重要性に応じたモニタリングを行う体制、人材の組織的な育成等に係る課題が明らかになった。

なお、2020年2月後半以降、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、検査については、金融機関職員との接触の回避や金融機関の負担を軽減し円滑な金融機能の発揮を促す観点から、中止・中断等の判断や、リモートによ

る検査を試行するなどの対応を行ってきた。今後、検査の実施については、遠隔会議システムなどのリモート手法の更なる活用などの改善が求められている。

第2節 実践と方針に基づく金融モニタリング

I 経緯等

金融庁では、総合政策局・監督局が緊密に連携し、オンサイト・モニタリング（立入検査）とオフサイト・モニタリング（ヒアリングや資料の徴求等）を効果的・効率的に組み合わせることにより、金融機関や金融システムに対するより深度ある実態把握に努めてきている。2019 事務年度は、金融庁全体の方針として、「令和元事務年度 実践と方針」を公表し、これに基づきモニタリングを実施した。

II 実践と方針に基づく 2019 事務年度のモニタリング

第1部第2章第1節で記載した通り、「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（令和元事務年度）」においては、以下の3つの重点施策、そしてこれを実現していくために必要な国際的な取組みと金融庁自身の改革という「3+2」の取組みを取りまとめた。

- 1 金融デジタライゼーション戦略の推進
- 2 多様なニーズに応じた金融サービスの向上
- 3 金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保
- +1 世界共通の課題の解決への貢献と国際的な当局間のネットワーク・協力の強化
- +2 金融当局・金融行政運営の革命

これを踏まえ、金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保といった観点から、金融モニタリングにおいては、以下の取組みを行った。

1. 預金取扱金融機関

(1) 大手銀行グループ

- 拡大する海外事業の実態を把握するため、海外拠点の現地調査や現地当局との意見交換を高頻度で実施したほか、大手銀行に共通する重要課題（海外投融資管理、外貨流動性リスク管理、大口個社管理等）について、リスク管理の高度化に向けた対話を実施した。2020年3月以降は、コロナ禍の影響が広がる中、市場リスク管理や外貨資金繰りの状況、金融仲介機能の発揮状況等について集中的にモニタリングを実施した。（詳細は第9章第3節「預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング」に記載）。

(2) 地域金融機関

- 人口減少など経営環境が厳しい中、「持続可能な収益性」や「将来にわたる健全性」に課題がある金融機関に対して、新たな「早期警戒制度」に

基づくモニタリングを実施したほか、経営とガバナンスの向上に資する主要論点（コア・イシュー）に基づく対話を実施した（詳細は第9章第3節「預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング」に記載）。

2. 保険会社

- 損害保険会社について、2年連続で台風等による複数の大規模自然災害が発生したことを踏まえ、自然災害リスクへの対応状況について実態把握とモニタリングを実施。
- 大手生命保険会社や大手損害保険会社について、海外子会社の管理を含めたグループガバナンスの高度化に向けたモニタリングや対話を実施。
- 各社とも経済価値ベースの考え方を取り入れたリスク管理の高度化に取り組んでおり、金融庁としても、こうした取組みを促しているなか、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」による報告書を本年6月に公表した。

3. 金融商品取引業者等

- 大手・ネット系・地域証券等の業態に応じ、証券会社をとりまく環境の変化を踏まえた持続可能なビジネスモデルの構築や、プリンシプルに即した実効性のあるコンプライアンス態勢等の構築状況等について、経営陣等との深度ある対話を中心にモニタリングを行った。

第3節 業態横断的な金融モニタリング

I マクロブルーデンス

金融機関の経営の健全性は、内外の経済や金融・資本市場の動向により影響を受ける。他方、個々の金融機関の行動も、総体として、経済や金融・資本市場全体に大きな影響を及ぼしうる。このため、それぞれの動向を常時把握し、金融システムの安定性確保に向けた取組みを行うことが重要である。

こうした観点から、経済・金融市場や金融機関を含む市場参加者の動向、内外環境変化等を適時に把握するとともに、金融システムの潜在的リスクや脆弱性をフォワードルッキングに調査・分析した。その上で、当該分析結果を基に、オン・オフ一体のモニタリングを通じて金融機関と対話を行い、金融機関自身によるリスク管理態勢の高度化を促進する等、金融システムの安定性確保に向けた取組みを行った。

II 金融行政上の重要テーマに関する横断的な金融モニタリング

金融行政上の重要テーマについて、業態横断的な目線で各金融機関の取組み状況等の実態把握を行った。

1. フィデューシャリー・デューティー

「顧客本位の業務運営に関する原則」の策定以降、多くの金融機関が同原則を採択して取組方針を策定した。金融機関において真に顧客本位の業務運営が行われ、取組みの「見える化」等を通じて、良質な金融商品・サービスの提供に向けた金融機関間の競争が促されることが重要である。しかし、多くの金融機関は、必ずしも顧客本位でなく収益を優先して需要を掘り起こすプッシュ型のビジネスモデルとなっているとの指摘もある。これを踏まえ、投資信託等の販売会社における顧客本位の業務運営の取組みについて実態把握を行うため、販売会社の経営陣・本部・営業現場に対してモニタリングを実施し、2020年7月に「投資信託等の販売会社による顧客本位のモニタリング結果について」を公表した（別紙1参照）。

2. コンプライアンス・リスク管理上の課題と取組み（別紙2参照）

コンプライアンス・リスク管理については、具体的な事例や、そこから抽出される課題などについて、積極的な公表を望む声が多いことを受け、2019年6月に「コンプライアンス・リスク管理に関する傾向と課題」（以下、「事例集」という。）の公表などを行ってきた。

2019事務年度においては、預金取扱金融機関（特に協同組織金融機関）、保険会社を中心に実態把握を行い、2019年6月に公表した事例集を、同事務年度に行った実態把握等の結果に基づき取りまとめた2020年7月現在の金融機関におけるコンプライアンス・リスク管理の傾向や課題等を含めて更新する形で公表した。

なお、同事務年度の実態把握の結果、依然として、経営陣を含む役職員が、法令等の既存のルールを遵守していれば足りるという発想から抜け出せずに、問題事案の発生を未然に防止できず、コンプライアンス・リスクが顕在化した事例も

見られた。引き続き、企業価値の向上につながるコンプライアンス・リスク管理に向けた真摯な努力を進める必要があると考えられる。

3. 金利指標改革への対応（LIBOR の恒久的な公表停止に向けた対応）

ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）は、我が国においても、金融機関だけでなく、事業法人や機関投資家など多様な者に利用されているが、2021 年末以降に恒久的に公表停止される可能性が高まっている。このため、2021 年末という時限を意識して、円 LIBOR から代替金利指標への適切な移行が図られるよう、日本銀行と合同で、以下に取り組んだ。

- ・ 個別金融機関における LIBOR 参照商品・取引等の残高や、適切な顧客対応を進めるために必要な社内態勢の整備状況等の実態把握を目的とした、LIBOR 利用状況調査を実施した（2019 年 10 月実施、2020 年 3 月結果公表）。調査結果を踏まえた金融機関の移行状況のモニタリングを実施した。
- ・ LIBOR 公表停止に向けた対応の促進及び対応状況の確認を目的として、主要な金融機関の経営トップに対して、いわゆる「Dear CEO レター」を発送した（2020 年 6 月）。

また、金融庁も参加する「日本円金利指標に関する検討委員会」（事務局：日本銀行）より、2019 年 11 月に代替金利指標の適切な選択と利用に向けた市中協議の結果が公表された。市場関係者からのニーズが最も高かったターム物リスク・フリー・レート（RFR）は、算出・公表主体に選定された株式会社 QUICK より、5 月から参考値の公表が開始された。

東京銀行間取引金利（TIBOR）については、欧州ベンチマーク規制における同等性の枠組みの中で、国際的にも利用可能な金利指標となるよう、欧州規制当局との間で必要な議論を行い、2020 年 4 月に市中協議が実施された。

4. 内部監査の高度化

2019 年 6 月に公表した「金融機関の内部監査の高度化に向けた現状と課題」を踏まえ、金融機関の内部監査部門等との意見交換を実施し、各種取組みの深化を確認するとともに、内部監査の水準や規模・特性を踏まえた更なる高度化を促した。

その結果、大手金融機関では、準拠性監査からの脱却や経営環境の変化に対応した監査を志向している状況において、高度化に向けた取組みの進捗については差異があるものの、一部において、企業風土（カルチャー）に関する監査、グループ・グローバル監査態勢の強化といった分野において進展が認められたほか、IT を活用した監査手法の活用を図っている金融機関も認められた。他方で、アジャイル型監査等の機動的な監査といった分野は、検討ないし試行的実施段階にあった。

また、地域金融機関を含むその他金融機関については、経営陣の内部監査の高度化に向けた意識の高まりは認められたものの、専門人材の配置等といった抜本的な体制強化に課題が認められた。こうした中、夫々の内部監査の水準や規模・特性に応じた特徴的な取組みも認められた。

5. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対応

経済・金融サービスのグローバル化、IT 技術の高度化等により犯罪収益が短時間に国境を越えて移転することに加え、犯罪手法も巧妙化するなど、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与(以下、「マネロン・テロ資金供与」という。)に関する状況は複雑に変化し続けている。

2019年10月から11月にかけては、FATF審査団により我が国におけるマネロン・テロ資金供与対策に係る当局・民間事業者の取組みの有効性等のオンサイト審査が実施され、その後、同審査を踏まえた我が国のマネロン・テロ資金供与対策の現状、課題等について、FATF審査団と金融庁を含む関係省庁との議論が継続している。

こうした中、金融庁においては、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)に基づき、金融機関等ごとの取引実態及びマネロン・テロ資金供与対策の実施状況等に係る定量・定性情報等を踏まえ、リスクベースでのモニタリングを実施した。こうしたモニタリングを通じ、金融機関等の対応に一定の進捗が認められたが、例えば、リスクの特定・評価、継続的な顧客管理、取引モニタリング、疑わしい取引の届出等に課題・検討事項も認められており、引き続き管理態勢の向上が求められる。

また、AIを活用したシステムを構築し、各金融機関が共同利用することによりマネロン・テロ資金供与対策の高度化・効率化を検証する政府の実証事業について、関係者の支援を行った。

さらに、金融機関等がマネロン・テロ資金供与対策を円滑に進めるためには、一般利用者の理解と協力が不可欠であるとの認識に基づき、新聞紙面やスマートフォン用ニュースサイト、BS テレビ、FM ラジオ等において、金融機関等における必要な確認手続への協力を求める旨の政府広報を実施した。

(注) 上記のモニタリングの結果に関しては、「令和2事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～」(補足資料・2020年8月31日公表)を参照。

6. IT ガバナンスの対話及びシステム統合等のモニタリング

2019事務年度は、2019年6月公表の「金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理」の中で、今後整理すべき事項としていたもののうち、「地域銀行のIT戦略・ITガバナンス」と「大手生損保のグローバルITガバナンス」について実態把握等を進めた。

こうした実態把握の結果や共通する課題等について、金融機関のITガバナンスの発揮に繋げていくために、「金融機関のITガバナンス等に関する調査結果レポート」として取りまとめ、2020年6月に公表した。

また、2019年6月公表の「金融機関のITガバナンスに関する実態把握結果(事例集)」に今回の実態把握等を通じて得られた参考事例を反映し、「事例集(令和2年6月版)」に改訂した。

このほか、システム統合・更改のプロジェクトを進めている金融機関に対して

は、過去事例等から問題が生じやすい点について気付きを促し自主的な改善を支援することに重点を置くとともに、リスクに応じたオンサイト・オフサイトのモニタリングを実施した。

7. 金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に関する取組み

2019事務年度は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、「2020年東京大会」という。)を見据え、平時における「サイバーセキュリティ管理態勢」、有事における「インシデント対応能力」の強化を通じて、金融機関のサイバーセキュリティ対策の実効性向上に取り組んだ。

平時における対応として、地域銀行、信金、信組に対しては、2019年9月、サイバー対策の実効性向上に向けて、サイバーセキュリティ管理態勢の強化に関する要請を行い、脆弱性診断やサイバー演習等の活用を促進した。また、大手金融機関に対しては、グローバルな動向を念頭に、定期的な対話を通じて、グループ・グローバルの一元的な管理態勢の更なる高度化や「脅威ベースのペネトレーションテスト」(TLPT)の活用を促進した。

有事における対応として、大規模インシデントの発生に備え、金融庁主催による4回目の「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習」(Delta Wall IV)を2019年10月に実施し、金融分野のインシデント対応能力強化を図った。

また、国際的な議論への貢献・対応として、G7やG20といった国際的な場でもサイバーセキュリティ確保に向けた取組みを進めた。

これらの取組みについては、「金融分野のサイバーセキュリティレポート」として2020年6月に公表した。

8. 金融モニタリングにおけるデータ利活用の高度化

金融モニタリングにおけるデータ利活用の高度化に向けて、業務効率化の観点から既存の徴求データの日本銀行との一元化を、分析高度化の観点から粒度の細かいデータ(明細データ)の利活用の取組み・検討を、それぞれ進めた。

ア. 日本銀行との徴求データの一元化

金融機関における監督コスト低減の観点から、金融庁と日本銀行との間で類似しているデータを一元化する調整を行い、昨年度に引き続き、新たに2種類について合意した。

イ. 明細データの利活用

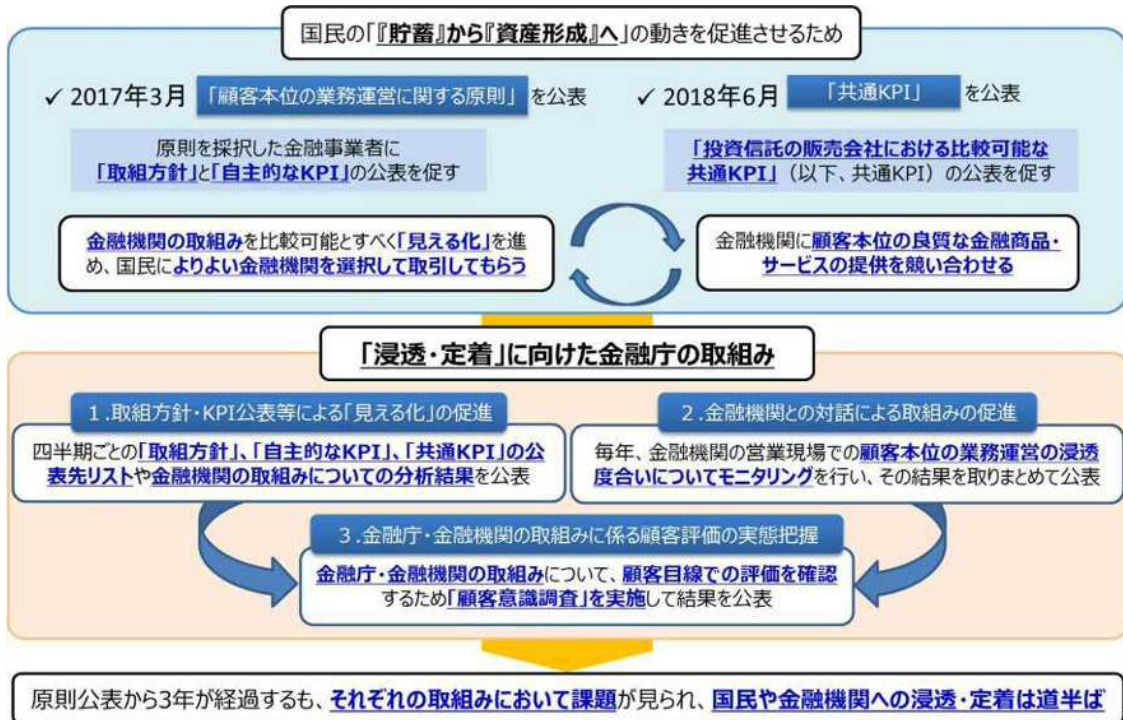
低金利環境の継続や少子高齢化を背景とした金融機関(特に地域銀行)が直面する経営課題等に関し、深度ある分析を行っていくため、一部の地域銀行から貸出及び有価証券に関する明細データを受領し当庁側が加工・分析を行う協働検証を行い、利活用の有用性ととも作成・加工等の効率化・高度化の余地を確認した。

投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果について

1. 金融庁によるこれまでの取組みと課題(モニタリング結果のサマリー)

金融庁では、国民の「貯蓄」から「資産形成」への動きを促進させるため、金融事業者に対して、顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供を競い合うように促すべく、2017年3月に「顧客本位の業務運営に関する原則」¹(以下、「原則」という。)を策定・公表し、以後、①「原則」を採択した金融事業者の取組みの「見える化」の促進、②投資信託等の販売会社との対話による取組みの促進、③金融庁・金融機関の取組みにかかる顧客評価の実態把握²などを進めてきた(図表1)。

図表1 金融庁による顧客本位の業務運営の浸透・定着に向けた取組み



(資料)金融庁(金融審議会市場ワーキング・グループ事務局説明資料を一部修正)

こうした中、令和元事務年度における主要な論点についての概要は以下の通りとなっている。

¹ URL : <https://www.fsa.go.jp/news/28/20170330-1/02.pdf>

² 調査結果については、令和元年8月9日「リスク性金融商品販売にかかる顧客意識調査について」(最終報告)参照。URL : https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20190809fd/fd_kouhyou.html

1



2



(1)外貨建保険等の販売態勢について

平成 30 事務年度の販売会社へのモニタリングにおいて、特に、外貨建保険については、低金利環境下の比較優位な商品として、販売額が急増しており、それに伴い苦情の増加が認められた。このため、令和元事務年度においては、外貨建保険の販売態勢を中心に、営業現場における顧客宛提案等の実態、業績評価体系などの本部における取組みについてモニタリングを実施した。

その結果、一部には好事例も認められた一方で、業績評価体系が外貨建保険の販売姿勢に影響している可能性が窺え、当該保険の販売に過度なインセンティブを与えない評価体系の整備に課題が認められた。さらに提案プロセスにおいては、類似する金融商品との比較が可能となる分かりやすい情報提供などに課題が認められるなど、販売会社の取組みにおける深度の差は拡大している状況が把握された。また、販売方針や想定する販売対象とする顧客層を設定しないまま、金利の優位性をアピールした結果、預金と誤認したとの苦情が発生するなど、顧客保護の観点からの問題も認められた。

他方、投資信託の販売等において顧客本位の業務運営を進めている販売会社では、回転売買の抑制に伴い販売額が減少していることに加え、販売手数料率も低下傾向が止まっておらず、短期的には、それらの取組みが収益増につながっていない。そうした中、顧客本位の業務運営を進めるためには、ライフプラン設計サポートなどの提案力等の更なる向上が必要であり、長期的な視野で人材育成等への投資を継続する必要がある。上記のような外貨建保険販売をはじめとして見られる各販売会社の取組みの深度の差異は、単に販売現場等における能力の問題だけではなく、販売会社のこの分野における長期的な収益や投資等に関する経営スタンスが反映されていると推測される。

以上を踏まえ、今後、外貨建保険については、顧客保護の観点も含め、販売動向や苦情の発生状況等を必要に応じて検証していくほか、金融機関の経営方針(ビジネスモデル)を起点として、ライフプランに基づく提案力の向上に向けた業績評価体系、人材育成、品揃えや情報提供等のあり方、新たなビジネスモデルの収益性(手数料体系)といった点について、金融機関との対話により改善を進める。

(2)金融事業者の取組みの「見える化」について

販売会社を含む金融事業者の取組みの「見える化」について、平成 30 事務年度は、「原則」の採択事業者数こそ増加しているものの、「原則」の趣旨を自ら咀嚼し、実践するスタンスが欠如している事例が散見されたことから、金融庁ウェブサイト上の金融事業者リストについて、令和元事務年度は、取組成果の公表事業者のみの限定掲載とするなど、金融事業者の実効性ある取組みを促してきた。

この結果、事業者の取組成果の公表にあたり、自社の目指す方向性や将来像の顧客向けの表明や、成果指標である KPI の顧客の関心度や重要性の観点からの見直しなど、顧客に対して、自社の取組みや取組成果を分かりやすく情報発信する動きが一部で見られるようになったが、いまだ限定的であった。

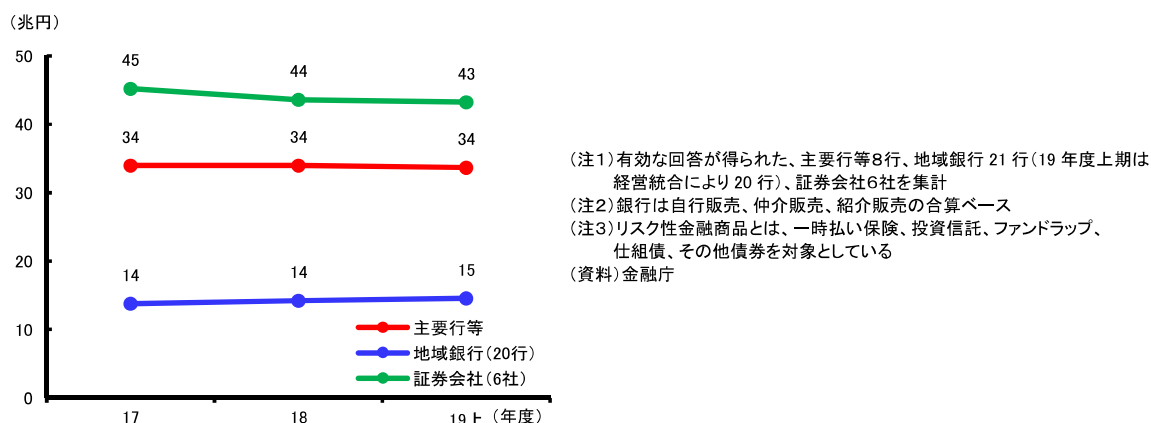
その背景としては、まずは、顧客が上記の各社の取組成果の情報を基にして、リスク性金融商品を購入する金融事業者を比較選択し、その上で、事業者がライフスタイルや各商品の想定する顧客層に基づいた提案を行い、顧客も類似する複数の金融商品を比較しながら購入するといった金融行動が一般的ではなく³、金融事業者に「見える化」を進めるモチベーションが必ずしも高くなっていないことなども、その一因かと推測される。したがって、金融事業者の「見える化」については、それが上記の顧客の金融行動の変化につながるよう、比較可能性等についての改善が必要となっている。

以上のことから、今後、金融審議会市場ワーキング・グループ(以下、「市場ワーキング・グループ」という。)での議論等も踏まえ、「原則」を踏まえた取組みの「見える化」を強化し、金融事業者間の取組みの比較可能性の改善に取り組むとともに、金融庁から、好事例等の公表のほか、金融経済教育等の取組みと連携したイベントの検討など、国民に興味を持ってもらえるような情報発信を行う。また、金融事業者による顧客本位の業務運営の取組みについて、顧客側からの評価を把握するため、顧客意識調査を実施し、その結果を踏まえ、金融事業者・金融庁の取組みについてその効果と改善すべき点を検証する。

(3)リスク性金融商品の預り資産残高の状況について

販売会社が顧客に真摯に向き合うことにより、顧客の資産運用に対するニーズをくみ取り適切な商品を提案できるようになり、結果、販売会社・顧客の双方にとって望ましい形で、リスク性金融商品の残高が増加していくことが理想であるが、「原則」公表以降の業態別(主要行等・地域銀行・大手証券等)のリスク性金融商品全体の残高推移(図表2)を見たところ、いずれの業態においても概ね横ばいで推移しており、個人の運用資産残高が順調に伸びている状況とは言えない。販売会社の取組みが、多くの国民に資産形成の重要性やそのための方法について気付きを与え、金融行動を変容させるまでには至っていないことが、こういった計数面からも窺える。

図表2 リスク性金融商品全体の残高推移



³ 平成30事務年度の顧客意識調査において、リスク性金融商品を購入する金融機関を複数比較して選択すると答えた顧客は4割、また、7割の顧客がメインで利用する金融機関を変えたことはないと答えている。さらに、7割の顧客がリスク性金融商品を購入する際、ほかの金融商品との比較説明を受けていないと回答している。

(4) 今後の対応

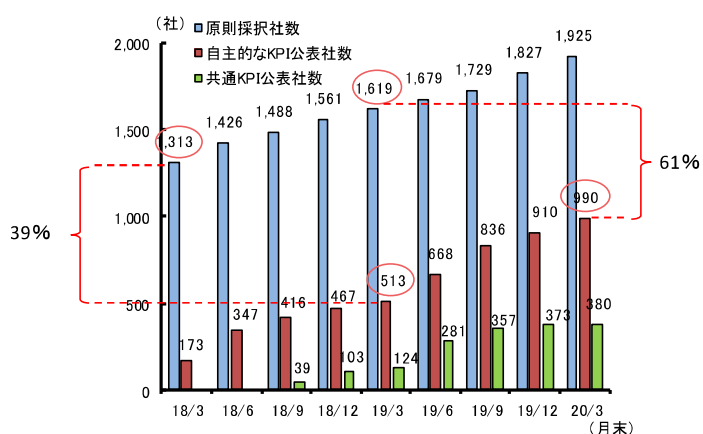
以上のようなことから、金融庁では、販売会社に対して、「原則」に基づく実効性のある取組みの実践をいかに促していくかが課題となっている。こうした課題認識のもと、市場ワーキング・グループにおいて、我が国におけるこれまでの顧客本位の業務運営の取組みについて振り返り⁴、米国の「最善の利益規則(Regulation Best Interest)」や欧州の「第二次金融商品市場指令(MiFID II)」における規制対応なども参考にしながら、今後の取組みのあり方等について議論を行った。今後、市場ワーキング・グループで出された意見等を踏まえつつ、取組みの強化や見直しを図っていく。

以下、令和元事務年度に実施した、金融事業者の取組みの「見える化」、販売会社の顧客本位の業務運営の取組みに対するモニタリング結果、顧客本位を実現する手数料体系のあり方に関する有識者に対するヒアリング結果等の詳細について紹介させていただく。なお、令和元事務年度中に発生した新型コロナウイルス感染症の影響により、販売会社の取組みについて実態把握が不十分となっている部分があるが、今後のモニタリングにおいて、補足していくこととしたい。

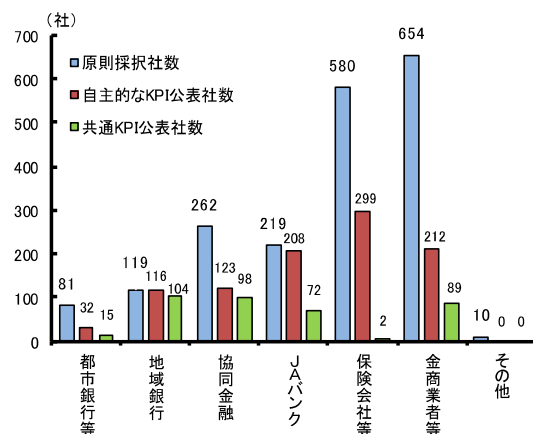
2. 金融事業者による顧客本位の業務運営の取組みの「見える化」

金融庁では、国民が、金融事業者の顧客本位の取組みの状況を比較でき、より自分にあつた金融事業者を選択し、自身の資産形成に取り組めるように、「原則」を採択した事業者に向けて、取組方針や取組成果(自主的な KPI や共通 KPI⁵)の公表(取組みの「見える化」)を求めてきた。併せて、金融事業者に取組みを促すため、「原則」を採択し、取組方針を公表した金融事業者については、事業者名とそれぞれの取組方針や取組成果の公表状況を、金融庁ウェブサイト上で公表してきた。

図表3 「原則」採択事業者数及び自主的な KPI・共通 KPI 公表事業者数



(注1)「自主的な KPI」設定社数は、取組方針やその実施状況において KPI を公表している事業者を集計
 (注2)「共通 KPI」公表社数は、3 指標の共通 KPI のうち、1 指標以上公表している事業者を集計
 (資料)金融庁



(注1)20年3月末時点
 (注2)都市銀行等には、外国銀行を含む。地域銀行は、地域銀行及びその銀行持株会社。協同金融は、協同組織金融機関等。金業者等は、金融商品取引業者等。その他には、銀行等代理業者、金融会社を含む
 (注3)JAバンクは、JAバンク全体の共通 KPI を公表している先(43)、所在する府県単位の数値を公表している先(93)、個別 JA 単位の数値を公表している先(72)と、公表単位に違いがあり。共通 KPI の公表事業者としては、個別 JA 単位での公表先のみを集計し、JAバンク全体や所在する府県単位の数値を公表している先は、自主的な KPI 公表事業者に含まれる
 (資料)金融庁

⁴ URL : https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/market_wg/siryoku/20191023/02.pdf

⁵ 投資信託の販売会社における比較可能な共通 KPI。

URL : <https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20180629-3/20180629-3.html>



こうした中、「原則」公表から3年が経過し、取組方針等を公表する金融事業者は着実に増加⁶（図表3）しているものの、依然として、取組方針のみの公表に止まり、取組成果を未公表の事業者も多く、「原則」を採択すること自体が目的化していることが懸念される状況となっている。

こうした状況を踏まえ、金融庁では、令和元事務年度には、取組方針を公表の上、取組成果を公表している事業者のみ、事業者リストに記載することとし、顧客本位の業務運営の実効性ある取組みを促した。その結果、「原則」採択事業者に占める取組成果公表事業者の割合⁷は、2020年3月末時点で過半を超える61%まで増加しており、2019年3月末時点の39%から改善が図られている。

しかしながら、取組方針や取組成果を公表している事業者の公表内容を確認したところ、多くの金融事業者では、「原則」を実現するための取組方針が、依然、概念的な内容に留まっているほか、取組成果の公表にあたり、自社の目指す方向性や将来像の顧客向けの表明や、成果指標であるKPIの顧客の関心度や重要性の観点からの見直しなど、顧客に対して、自社の取組みや取組成果を分かりやすく情報発信する動きは限定的となっている。加えて、情報へのアクセスという観点では、一般の顧客が取組方針やKPIの公表ページにアクセスしやすいように配慮して掲載する動きも限定的となっている。

こうした中、取組方針や取組成果を公表している金融事業者の中で、創意工夫を行い、好事例⁸と評価できるケースが見られたので紹介したい。

■ 顧客本位の業務運営を企業理念として根付かせる行動の表明（いちよし証券の事例）

当社では、内容が複雑で理解が難しいと思われる商品や明らかに中長期の資産形成にそぐわないと思われる商品などは、たとえ売れ筋商品であっても取扱わないとの方針を社内外に明確にするとともに、こうした方針に基づいて選んだ商品を顧客ニーズに沿って提案していく取組みを長年に渡り継続していくことで、顧客本位の業務運営の考えを販売員に浸透させていこうとする取組みが見られた。

■ 長期分散投資の有効性等を示す「運用損益別顧客比率」の公表（地域銀行や直販を行っている投資運用業者の事例）

共通KPIの一つである「運用損益別顧客比率」を使って長期分散投資の有効性を示すために、長期投資を行っている顧客やバランス型ファンドを保有している顧客、積立投資を行っている顧客の「運用損益別顧客比率」を算定し、販売方針に紐づけた取組成果指標（自主的なKPI）として公表する取組みが見られた。また、別の販売会社において、当該指標は投資信託を保有している顧

⁶ 2020年3月末時点で、原則の採択、自主的なKPI、共通KPIの公表事業者数は、それぞれ1,925社（前年同期比306社増加）、990社（同477社増加）、380社（同256社増加）となっている。

⁷ 通常、「原則」採択から1年経過後には取組成果が出ると考えられるため、「原則」採択から1年経過後に取組成果を公表している事業者の割合を評価指標とし、以下の基準日で算定して比較したもの。

・2019年3月末：39%（＝自主的なKPI公表事業者数（19/3末）513社／原則採択社数（18/3末）1,313社）

・2020年3月末：61%（＝自主的なKPI公表事業者数（20/3末）990社／原則採択社数（19/3末）1,619社）

⁸ 本稿において取り上げた取組み事例は、顧客本位の業務運営を取り組む際の参考事例として紹介したものであり、各取組みの成果等を評価したものではない。また、今回紹介した事例以外にも、類似の取組みを既に行っている金融機関もあり得る点には留意願いたい。

客のみを対象としているため、売却・償還したファンドも含む顧客全体の「運用損益別顧客比率」を算定し、自主的な KPI として公表する取組みが見られた。

今後、金融事業者の取組みの「見える化」の向上に向けて、現在、取組方針を公表している事業者において、各原則や原則の内容を具体的に列記した(注)⁹に対する具体的な取組内容を明確にしていない先が散見されるため、市場ワーキング・グループでの議論を踏まえながら、更なる取組みの強化を図っていくことが必要であると考えます。

3. 販売会社による顧客本位の業務運営の取組みの実態把握

金融庁では、投資信託等の販売会社における、顧客本位の業務運営の取組みについて実態把握を行うため、販売会社の経営陣・本部・営業現場に対してモニタリングを実施した。以下、主要な販売会社(主要行等 10 行、地域銀行 26 行¹⁰及び証券会社 13 社¹¹)における顧客本位の業務運営に向けた取組状況について報告する。¹²

(1) 提案プロセス

主要な販売会社では、長期分散投資提案の実践を標榜し、ライフプランのコンサルティングなどの提案力の充実に力を入れている。しかしながら、多くの販売会社において、以下のような課題が認められており、その取組みが営業現場に徹底されているとは言えない状況となっている。

- ・ 分散投資のベースとなるモデルポートフォリオ¹³がなく、顧客宛提案が個々の販売員の技量や感覚に委ねられており、販売員間で提案内容や質にバラツキが生じている。
- ・ 研修等により分散投資の重要性は理解しているが、ポートフォリオ提案を行うための具体的なノウハウを十分に有していない販売員が多く見られる。
- ・ 適合性判断の社内ルールは、商品単体のリスクと顧客属性の適合性確認の規定に留まり、顧客の分散投資ポートフォリオが顧客属性に適合しているかとの観点には達していない。

これらの結果、顧客属性に適した長期分散投資提案が十分に行われていないケースが多く見られている。また、ライフプランに基づく提案を謳いながら、顧客資産全体に関する提案ではなく、「遺す資産」に色分けされた一部資金に対して、外貨建保険などの個別商品を販売するケースが多く見られており、顧客のポートフォリオが外貨建保険に偏ってしまう状況も生じている。¹⁴

⁹ 例えば、原則 5 「重要な情報の分かりやすい提供」においては、重要な情報として含まれるべき具体的な項目(販売・推奨等を行う金融商品の基本的なリスク・リターン、選定理由、第三者から受け取る手数料等を含む利益相反の内容等)を列挙している。

¹⁰ 対象の地域銀行(26 行)は、全地域銀行(104 行)の 2019 年 3 月末のリスク性金融商品(一時払い保険、投資信託、仕組債、その他債券)の預り資産残高の 57%を占める。

¹¹ 大手・準大手証券会社 4 社と銀行系証券会社 4 社(以下「大手証券等」という。)、及びネット系証券会社 5 社。

¹² 新型コロナウイルス感染症の影響により、一部販売会社についてはモニタリングの中断を余儀なくされたが、今後のモニタリングで補足していく。

¹³ モデルポートフォリオとは、顧客属性を踏まえた長期分散投資の基準となる商品カテゴリーの組み合わせを示したポートフォリオ。

¹⁴ 地域銀行の営業店ヒアリングにおいて、販売員の預り資産残高上位顧客 5 名のリスク性金融商品のポ

こうした中、顧客の長期分散投資にとって最善の提案を目指すべく、提案プロセス全体を改革し、一貫性のある仕組みの構築を目指す事例が見られたので以下に紹介する。

■ モデルポートフォリオ設定等による提案プロセス全体の改革(福岡銀行の事例¹⁵)

当行では、販売員が長期での資産形成ニーズのある顧客に対し投資信託を提案する際、単品ではなくポートフォリオ(分散投資)での保有を提案するようにしている。その際、販売員の個人技量に過度に依存せず、当行が構築したモデルポートフォリオをベースにした提案¹⁶を行い、提案水準の向上や均質化を図っており、こうしたサービスを通じて、顧客満足度の向上や取引金額の増加に繋げている。また、顧客への提案にあたり、顧客の商品への適合性を、商品単体のリスクではなく、ポートフォリオ全体のリスクで判断するような社内ルールを定めている。

また、当行では、顧客に提案するポートフォリオ組み入れ商品のラインナップに最善の商品を選定するための仕組みも構築している。具体的には、国内の販売会社で購入可能な全公募投資信託を独自のカテゴリー別に定量評価を行い、その評価における優良銘柄に定性評価を加えて組み入れ商品として選定している。月次での組み入れ商品のモニタリングをはじめ、商品・評価の見直しも随時行っており、可能な限り最善銘柄の提供を目指している。

今後、「顧客にふさわしいサービスの提供」(原則6)を実現するため、ライフプラン等に沿った将来時点の目標資産額、安全資産と投資性資産の適正な割合等を踏まえた提案プロセスの改善や、「重要な情報の分かりやすい提供」(原則5)の観点から、金融商品の枠を越えて、類似商品や代替商品について、手数料を含めた比較説明を行う等の提案スキルの向上を図っていくことが必要であると考えます。

(2) 業績評価

主要な販売会社の業績評価においては、預り資産残高や顧客基盤の構築に関する項目のウェイトを拡大する傾向が定着してきており、一部では、販売額に基づく収益評価を廃止する動きも見られた。また、投資信託販売において、個別商品の手数料率に関係なく一律の収益評価をする動きも定着しつつあり、投資信託のカテゴリーにおいて手数料や収益評価の高い銘柄を提案する動機は減少傾向にある。他方で、投資信託に比べて手数料及び収益評価の高い一部の商品(例えば、外貨建保険)への取引偏重傾向が見られた。こうした業績評価体系の部分的な見直しは、見直し対象から外れた商品への新たな取引偏重を発生させ、根本的な問題解決には至っていないケースも散見された。

こうした中、顧客の預り資産増加と販売会社の収益評価の方向性を一致させるように、業績評価の見直しを図っている事例が見られたので以下に紹介する。

ートフォリオを確認したところ、外貨建一時払い保険を複数保有している顧客が過半を超える状況となっていた。販売員が、売りやすい商品を売りやすい顧客に販売している可能性が窺われる。

¹⁵ 大手証券会社においても、類似の事例あり。

¹⁶ 具体的には、顧客属性を基にして6種類の分散モデルポートフォリオを設定。顧客の様々な要望に対応した個別の提案を行うことも可能となっている。

■ 収益評価上の手数料を「販売額基準」から「預り資産残高基準」に変更(主要行等の事例)

当行は、顧客本位の業務運営という目的を達成するため、提案方針(中長期分散投資提案、結果としての預り資産残高の拡大)を明確にした上で、全商品カテゴリーを対象に、収益評価上の手数料を販売額基準から預り資産残高基準への変更を実施。顧客の運用資産の増加が結果として銀行の収益に貢献するという持続的なビジネスモデルの浸透をめざすとともに、顧客と銀行の目指す方向性を一致させ、銀行にとって都合の良い商品を一方的に提案する可能性を排除しようとしている。また、同ビジネスモデルによって期待する収益のイメージを、現場の販売員と業績評価体系を通じて共有することにより、戦略への理解を深めている。

さらに、投資信託、債券、保険等のカテゴリー別手数料率の差分を極小化し、特定の商品カテゴリーに偏重するインセンティブを低減するなどの工夫により、販売員が顧客本位の提案を行うことができる態勢整備を目指している。

今後、経営陣において、自社の短期的な収益にとらわれず、販売員に適切な提案を促すような業績評価となるよう、継続的に見直しているか、モニタリングしていく。さらに、個々の事象に対して部分的に対処するのではなく、自社の企業理念に基づいて、持続可能且つ、顧客と Win-Win となるビジネスモデルを見据えた業績評価体系を具現化していくことが重要と思われ、金融庁としてはこの点についても、引き続き、注視していく。

(3) 人材育成

主要な販売会社では、販売員の商品知識と販売スキルの向上を目指し、研修等の強化を図っており、ライフプラン設計サポートなどのコンサルティングの充実を図り、顧客が将来必要とする資産額などのゴールを共有した資産運用提案や、相続・資産承継・不動産業務等幅広い提案に取り組む販売会社・販売員が見られる一方、個々の商品売りから脱していない販売会社・販売員が依然として多く見られており、販売会社・販売員間のバラツキは拡大している。

営業店のヒアリングでは、投資信託の販売について、相場下落時に苦情となる不安から苦手意識を持つ販売員が見られ、こうした販売員には、販売会社で用意しているポートフォリオ提案ツール等を活用しきれておらず、提案内容は属人的で商品売りになっている傾向が見られた。また、若手職員を多く配置する傾向が見られたが、販売員としての明確なキャリアプランを設定していないなど、商品販売に関する知識・スキルの組織的な蓄積が進んでいない販売会社が多く見られた。

こうした中、販売員の知識・スキルの向上・蓄積を組織的に進めていくため、販売員の明確なキャリアプラン設計と高度な専門性強化へ取り組んでいる事例が見られたので以下に紹介する。

■ 明確なキャリアプラン設計と高度な専門性強化への取組み(りそな銀行の事例)

運用商品知識の習得を目的とした従来型の研修に加え、ライフプラン設計やゴールベースアプローチによる資産運用や相続・資産承継等の多様な顧客ニーズに対応できる専門性の高い人材育成を目的とした研修を強化している。さらに、中期経営計画等に則して人事制度を見直すなかで、販売員のキャリアプランの明確化を図ることにより、中長期的なコンサルティング営業体制の強化を図っている。

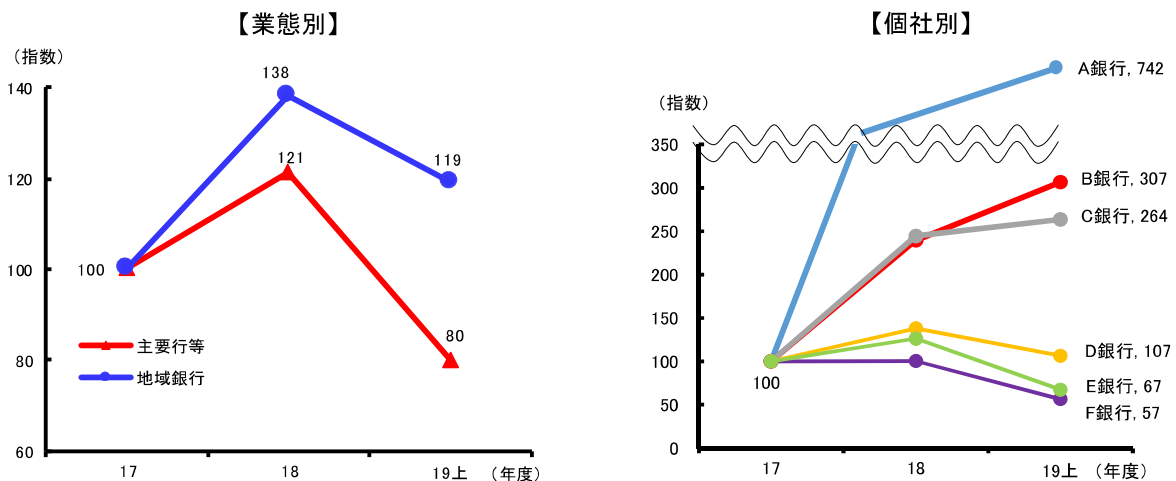
今後、販売会社においては、販売員のキャリアプランの明確化などを通じて、中長期的視野にたった販売員の育成、販売会社全体の提案レベルの向上と、販売員間のスキル格差や提案水準のバラツキの解消に取り組んでいくことが重要であると考えます。

(4) 外貨建保険

外貨建一時払い保険は、低金利環境下の比較優位な運用商品として、過去数年間、販売額が急増しているが、長期の資金固定化リスクや為替リスクを内包しているため、販売時に、対象顧客の慎重な選定や、適合性の確認、その他のリスク性金融商品との比較説明等が必要な商品である。こうした中、販売額の増加に伴って、預金との誤認や商品・リスク説明不足などを理由とした苦情が、高齢者を中心に発生している状況¹⁷にあることから、外貨建保険の販売態勢について、業績評価や提案プロセス等の観点から検証を行った。

まず、足元の販売状況を見てみたところ、2019 年度以降、外貨金利低下による金利面の魅力が相対的に低下することにより、販売額が減少(図表4左)している販売会社¹⁸が多い中、一部の販売会社においては、販売額が直近まで増加(図表4右)している。

図表4 外貨建一時払い保険の販売額推移



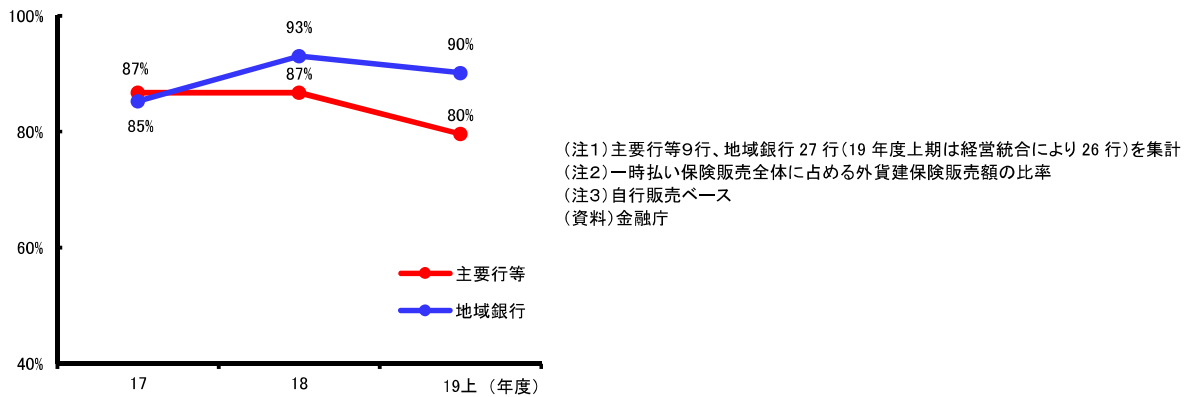
(注1) 主要行等9行、地域銀行 27 行(19 年度上期は経営統合により 26 行)を集計
(注2) 17 年度を 100 として指数化。19 年度上期は 2 倍して年換算
(資料) 金融庁

また、一時払い保険全体に占める外貨建保険の販売額の比率を見ると、主要行等、地域銀行ともに、足元は若干低下傾向にあるものの、依然として、地域銀行においては9割、主要行においては8割といった水準で推移(図表5)している。

¹⁷ 2020 年 2 月 20 日、国民生活センターが「外貨建て生命保険の相談が増加しています！」との報告書を公表し、全国の消費生活センター等に寄せられた外貨建生命保険の相談件数が、2018 年度は 538 件と 2014 年度の 3 倍以上に増加し、2019 年度も増加ペースが続いていることや、70 歳以上の相談者が相談全体の約半数を占めていることについて注記喚起を図っている。

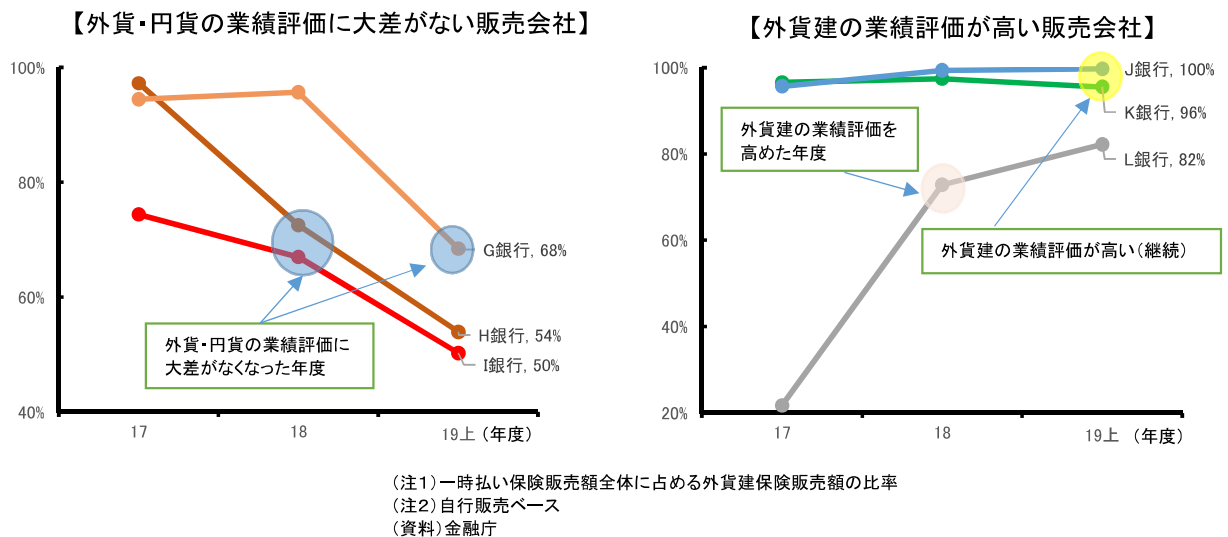
¹⁸ ヒアリングにおいて、外貨建保険に適合する購入ニーズは 4～5 割程度との意見もあった(主要行等)。

図表5 一時払い保険販売全体に占める外貨建保険比率の推移



上記(図表4右)のように外貨建保険の販売が増加している販売会社では、業績評価において、外貨建保険の評価を他のリスク性金融商品よりも高く設定しているといった傾向が見られた¹⁹。また、一時払い保険販売における円建保険と外貨建保険の業績評価の差の有無と、外貨建保険販売比率との関係性を見たところ、外貨建保険の収益評価を円建保険に近い水準ないしは同水準にした販売会社においては、外貨建比率が減少(図表6左)している。一方、外貨建保険の収益評価が円建保険よりも大幅に高い先においては、外貨建比率が8割以上の水準で推移しており、中でも新たに外貨建保険の評価を高く設定した先では、その後外貨建比率が急上昇する(図表6右)といった特徴が見られた。以上のことから、業績評価が商品の販売姿勢に影響している可能性が窺える²⁰。

図表6 業績評価変化に伴う一時払い保険販売に占める外貨建販売比率の推移



¹⁹ こうした販売会社には、外貨建保険販売の後発参入行が多く、外貨金利低下による運用利回り低下により、為替変動へのバッファーが縮小するなど、金融商品としての優位性が低下しているにもかかわらず、経営陣・本部にその認識がないことから、販売方針の見直しを行うことなく、積極的な販売拡大を図っている先も見られた。

²⁰ ①業績評価上、外貨建保険は販売額の100%を収益評価するが、円建保険は販売額の10%しか評価しない、②業績評価上の収益評価を廃止したものの、別途、外貨建保険の割合を高くした金融商品の販売目標を設定する等、外貨建保険販売へ誘導していると思われる事例が認められた。

その他、外貨建一時払い保険の販売態勢のモニタリングにおいて認められた点として、販売方針については、保険の各種機能（運用、相続、定期金受取、生前贈与等）に応じた販売方針や明確なターゲット顧客層を設定しないまま、定期預金満期先などの大口入金先に金利の優位性をアピールした販売を実施した結果、預金と誤認したとの苦情が発生するなど、顧客保護の観点からの問題が発生している販売会社が見られた。

また、提案プロセスについては、為替リスクに加え、投資期間が10年以上の長期に亘る商品が多く、中途解約時に元本割れが生じる可能性が高い商品特性を考慮すれば、特に高齢者に対しては入院・介護等のイベント発生も加味したライフプランを聴取し、中途解約することなく十分なキャッシュフローを確保できることが適合性判断の重要な要件となると考えられるが、形式的に余裕資金であることや、販売時点での投資比率、おおまかな運用可能期間の聴取に止まり、商品特性を正しく理解した適合性確認プロセスの構築を行っていない販売会社が多く見られた。

さらに、金利の優位性をアピールした運用商品として販売していながら、債券・投資信託等の類似商品と比べた投資効率の優劣について、顧客が比較することが可能となる適切な情報提供を実施していない販売会社も多く見られた。

こうした中、外貨建一時払い保険の販売態勢について、適切な販売等に向けて改善に取り組んでいる事例が見られたので以下に紹介する。

■ 販売対象の明確化や販売後の妥当性モニタリングの実施（主要行等、地域銀行の事例）

生前贈与・年金の補完としての定期金受取、運用ニーズなどの機能別に販売対象とする顧客層を明確化したり、保険の機能別の販売実績管理を実施し、販売先顧客の属性を確認することで、販売先の妥当性をモニタリングするといった取組みが見られた。

■ 手数料の高い商品販売への偏りをなくす業績評価体系への移行（主要行等の事例）

預り資産残高を基準とした業績評価体系へ移行の上、個別商品を優先的に販売するインセンティブを極小化し、その結果、手数料の高い商品販売への偏りをなくし、顧客本位の提案を行うことができるようにしている取組みが見られた。（図表6左のI銀行の事例）

■ 他のリスク性金融商品との比較等の説明資料の充実（主要行等の事例）

外貨建一時払い保険を他のリスク性金融商品と比較する説明資料、保険商品が提供できる機能を分かりやすく図示した説明資料を作成している取組みが見られた。

以上のことから、外貨建一時払い保険の販売については、商品特性を踏まえた適切な販売態勢が未整備なまま、業績評価が優先され、顧客ニーズ・適合性に合わない過度な販売推進が行われている可能性が窺われる。金融庁では、当該保険の販売に過度なインセンティブを与えない業績評価の整備、販売対象とする顧客層の明確化、ライフプランを踏まえたキャッシュフロー検証、類似するリスク性金融商品とのリスク・コスト・リターンの比較を含む説明などの態勢整備を図っていくことが必要であると考えおり、今後、顧客保護の観点も含めて、販売動向や苦情の発生状況

等について注視していく。²¹

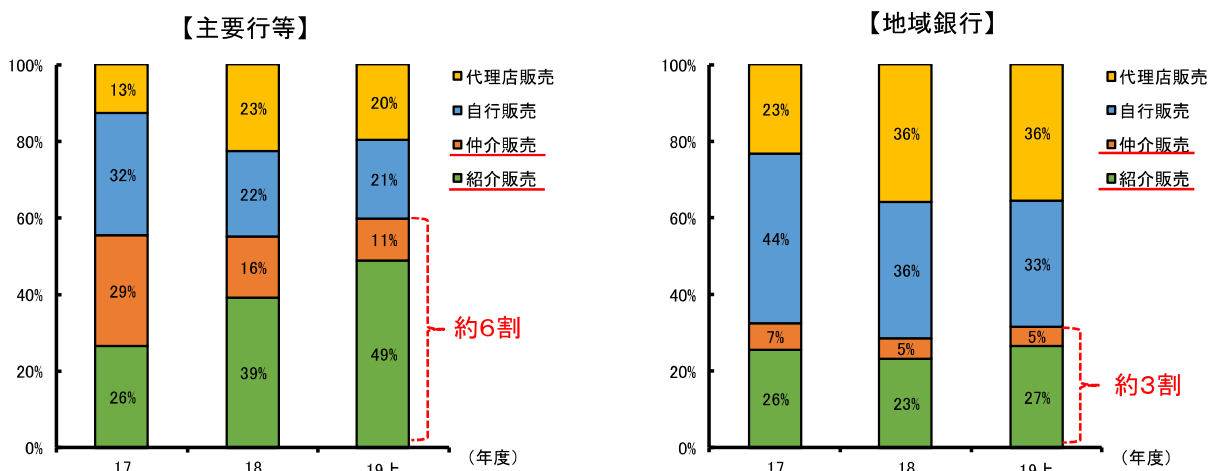
なお、外貨建一時払い保険に関する苦情は、契約後相当程度の期間が経過して発生しているものが大宗であることから、販売後に、販売会社から顧客に対して時価等の情報提供も必要な商品である。こうした中、2020年4月より、大手生命保険会社が、保険会社と販売会社間のオンライン・ネットワークを通じて月次で外貨建保険の解約返戻金に関する情報提供を開始しており、今後、販売会社のアフターフォロー時等において積極的に情報提供していくなどの活用が望まれる。

(5) 銀証連携

主要行等や地域銀行では、グループ内に証券会社を保有し、グループ証券会社と連携したビジネスを拡大させる動きが見られている。銀行が証券会社へ顧客を紹介する形での連携においては、保有資産規模²²や積極的な運用ニーズがある顧客を対象とするとしており、証券会社では、積極的に増やすニーズに対応した、投資信託、債券、株式などを主に販売するとしている。

グループ内に証券会社を保有している主要行等や地域銀行のチャネル別のリスク性金融商品販売割合の推移を見たところ、主要行等については、自行販売が減少する中、投資信託・債券のグループ証券会社向け仲介・紹介販売が増加し、約6割を占めている(図表7左)。一方、地域銀行についても、自行販売が減少する中、グループ証券会社向けの仲介・紹介販売の割合が引き続き約3割と相応の割合を占めている。(図表7右)

図表7 販売チャネル別販売額推移



(注1)グループ証券会社を保有する主要行等5行及び地域銀行16行を集計

(注2)代理店販売は一時払い保険、自行販売は投資信託及びファンドラップ、仲介販売・紹介販売は投資信託及び債券を集計。

(資料)金融庁

銀証連携については、グループとして統合的な顧客宛提案プロセスが確立され、顧客一人ひとりにとって最善な分散投資ポートフォリオが構築されるよう、グループ全体で顧客本位に向けた取り組みを進めていくことが重要である。

²¹ 生命保険協会では、各募集人が外貨建て保険の特性・留意点を踏まえた上で、丁寧かつ十分な説明を行うことができるよう、「外貨建保険販売資格試験」を創設、2020年10月から試験を開始し、2022年中の販売資格者登録制の開始を目指して準備を進めているとしている。

²² 組織内での呼び方は、マス・アフルエント層やセミハイエンド層といて、グループによって区々。

こうした中、主要行等の一部では、業績評価上、紹介顧客の預り資産残高の増減をグループ合算ベースで評価することにより、銀行と証券会社それぞれの販売員が連携し、当該顧客にとって最善の提案を行うよう促す取組みが見られた。

金融庁では、今後、提案プロセスや業績評価等がエンティティー間でどのように整合性が図られ共有されているか、顧客宛提案内容がグループ内で一貫性あるものとなっているか、商品販売後の顧客ポートフォリオのアフターフォローもエンティティー間で統合的に行われているか、といった観点から、引き続き、注視していきたい。

4. リスク性金融商品販売の状況

リスク性金融商品の主な販売会社である銀行・証券会社について、預り資産残高の推移等の計数を分析し、どの程度、販売会社の取組みが浸透し、顧客の安定的な資産形成の促進といった成果に繋がっているか、検証を行った。²³

結論としては、預り資産残高の増加や顧客の裾野拡大について、引き続き課題となっている。なお、投資信託の平均保有期間や四半期ごとの販売額の動きについて、全体としては、顧客本位の取組みの成果が窺えるものの、個々の販売会社間においては、その成果にバラツキが見られた。

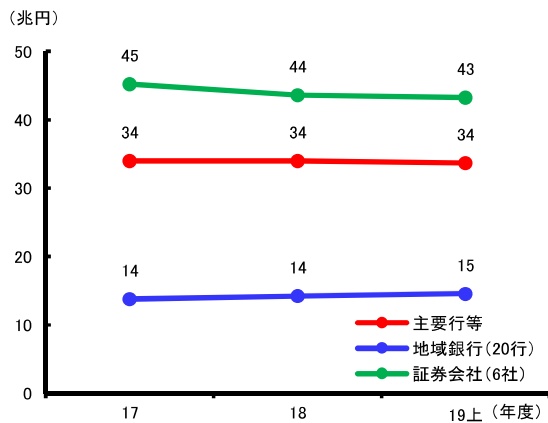
(1) 個人向けリスク性金融商品の残高・販売額・顧客数の推移

① リスク性金融商品の預り資産残高及び販売額推移

リスク性金融商品の預り資産残高について、主要行等、証券会社で微減、地域銀行で微増、全体としては概ね横ばい(図表2(再掲))で推移している。一方、販売額については、各業態ともに減少傾向(図表8)にある。この一因として、投資信託等の回転売買が抑制されていることが考えられるものの、現時点では、販売会社の顧客本位の取組みが、顧客の資産形成、運用資産の増加に繋がっている状況には達していない。

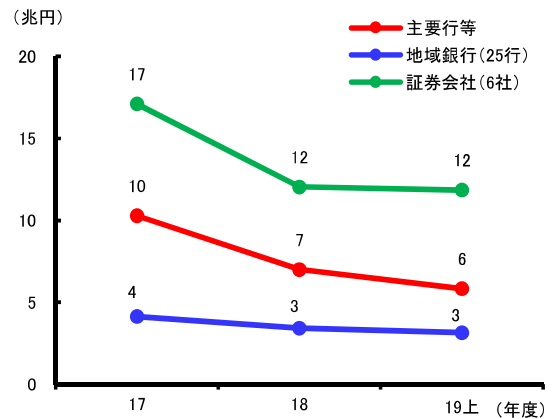
²³ 新型コロナウイルス感染症の影響により、2019年度末までの計数の回収・分析が間に合わず、2019年度上期までの計数による分析を余儀なくされたが、今後のモニタリングで補足していく。

図表2 リスク性金融商品全体の残高推移(再掲)



(注1)有効な回答が得られた、主要行等8行、地域銀行21行(19年度上期は経営統合により20行)、証券会社6社を集計
 (注2)銀行は自行販売、仲介販売、紹介販売の合算ベース
 (注3)リスク性金融商品とは、一時払い保険、投資信託、ファンドラップ、仕組債、その他債券を対象としている
 (資料)金融庁

図表8 リスク性金融商品の販売額の推移

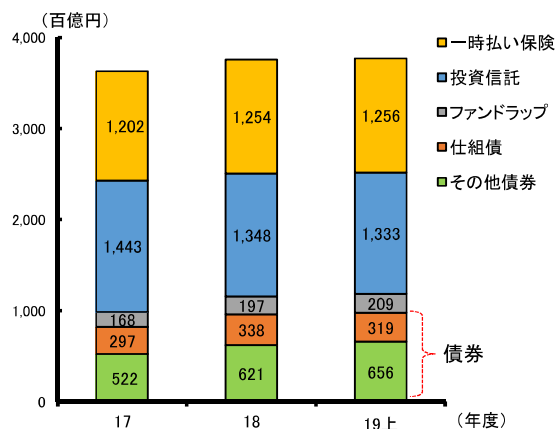


(注1)有効な回答が得られた、主要行等9行、地域銀行26行(19年度上期は経営統合により25行)、証券会社6社を集計
 (注2)銀行は自行販売、仲介販売、紹介販売の合算ベース
 (注3)19年度上期の販売額は2倍した上で集計
 (注4)リスク性金融商品とは、一時払い保険、投資信託、ファンドラップ、仕組債、その他債券を対象としている
 (資料)金融庁

次に、取引の内訳を検証するため、3メガバンクグループにおける、銀行と証券会社を合計したグループ全体の預り資産残高の推移(図表9左)を見てみると、一時払い保険(前述の通り、その多くは外貨建保険)及び債券が増加している。また、地域銀行の推移(図表9右)においても、同様の傾向が確認される。地域銀行においては、従来から、商品の売りやすさなどがあり、業態比較で見ると、比率が高い一時払い保険(図表10)がさらに増加する結果となっている。一般に長期分散投資に有効と考えられる投資信託から他の金融商品へシフトする動きが見られる中、顧客のライフプラン等を踏まえたポートフォリオ提案を行った結果であるのかという点について、各販売会社において自行・自社の預り資産のポートフォリオの状況を踏まえながら検証する必要があると考えるが、金融庁として、その検証態勢についても注視していく。

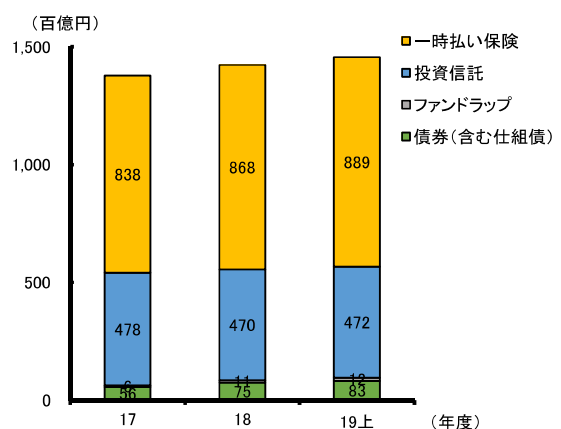
図表9 リスク性金融商品全体の預り資産残高

【3メガバンクグループ】



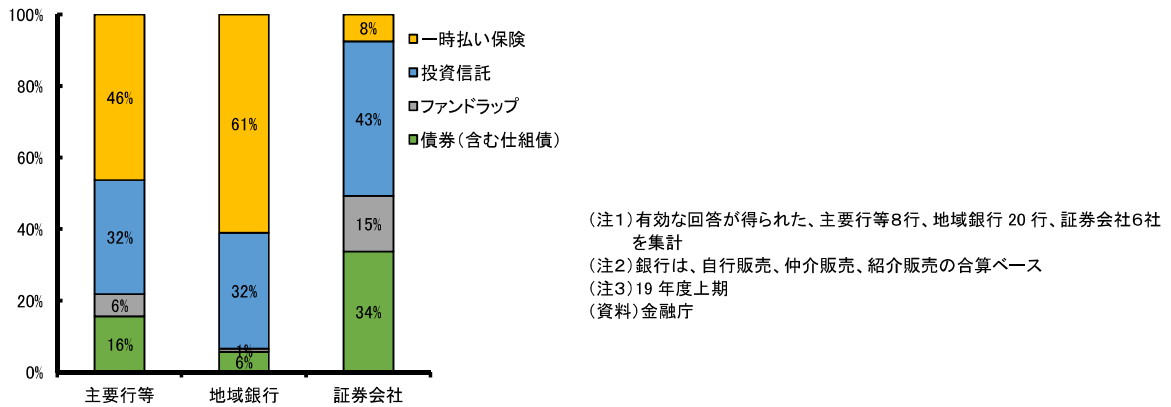
(注)3メガGのうち、計数が取得できた銀行5行、証券会社4社を集計
 (資料)金融庁

【地域銀行】



(注1)有効な回答が得られた、地域銀行21行(19年度上期は経営統合により20行)を集計
 (注2)自行販売、仲介販売、紹介販売の合算ベース
 (資料)金融庁

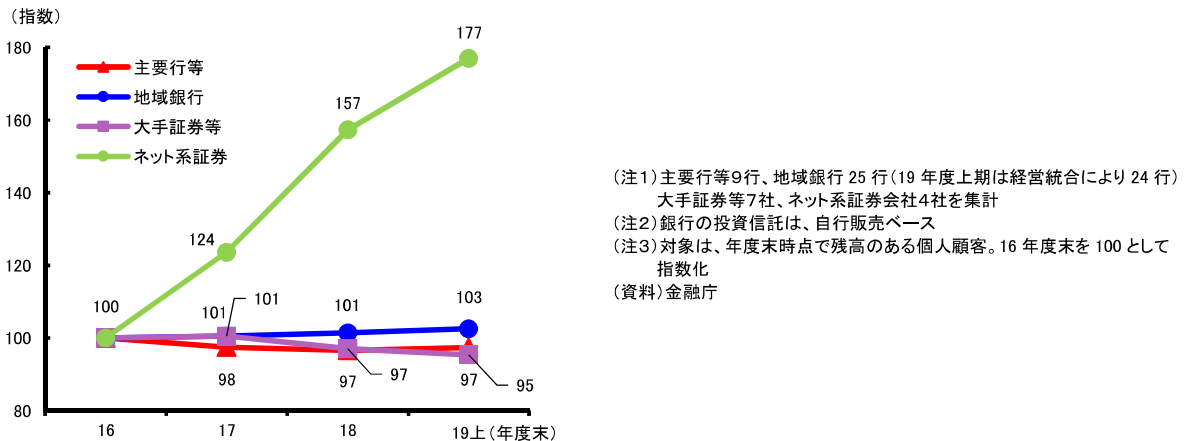
図表 10 リスク性金融商品の預り資産残高の内訳



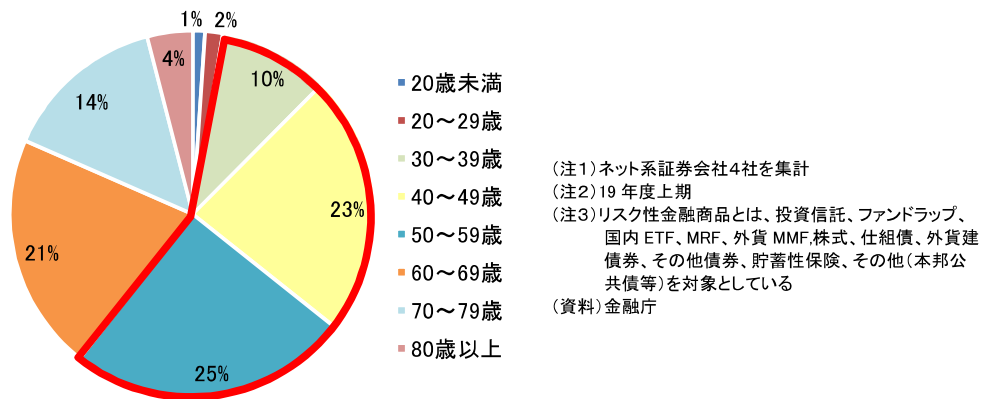
② リスク性金融商品販売における顧客の裾野拡大

顧客の裾野拡大(保有顧客数の増加)について、投資信託保有顧客数の推移を見てみると、主要行等・地域銀行・大手証券等のいずれにおいても伸び悩んでいる。一方で、ネット系証券会社においては、アクセスの良さや低コストなどの強みを活かし、投資未経験者における小口・積立投資の受け皿となっており、投資信託保有顧客数を大幅に伸ばしている(図表 11)。

図表 11 投資信託保有顧客数の推移



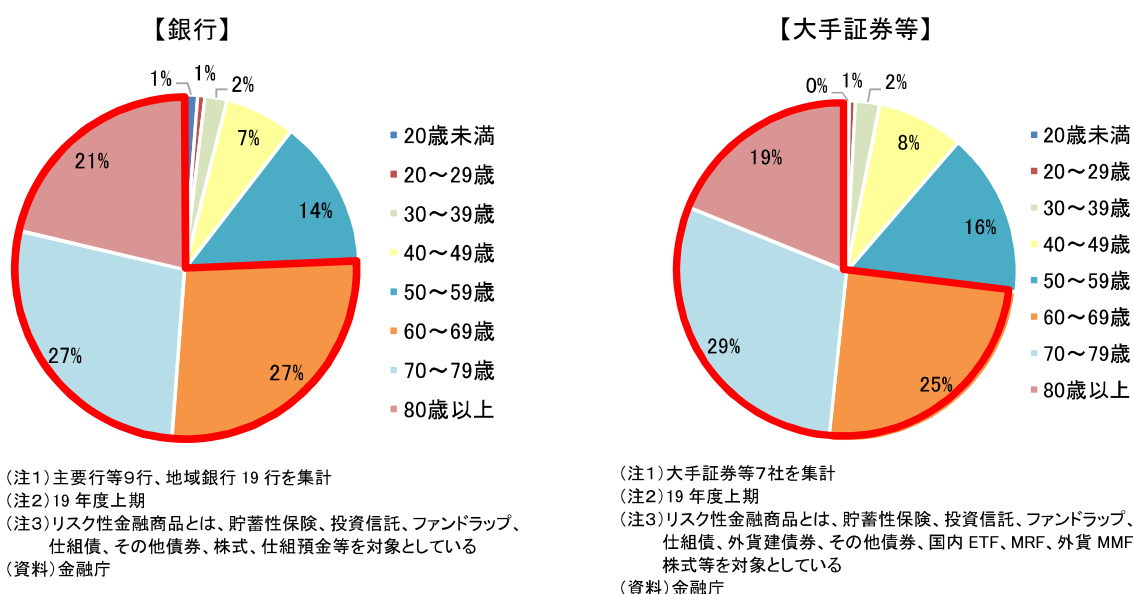
図表 12 ネット系証券会社におけるリスク性金融商品の年齢別保有割合



ネット系証券会社におけるリスク性金融商品の保有額を年齢別に見てみると、30代～50代の資産形成層が中心(図表12)である一方、銀行及び大手証券等においては、60代以上の高齢者層に偏っていることがわかる(図表13)。

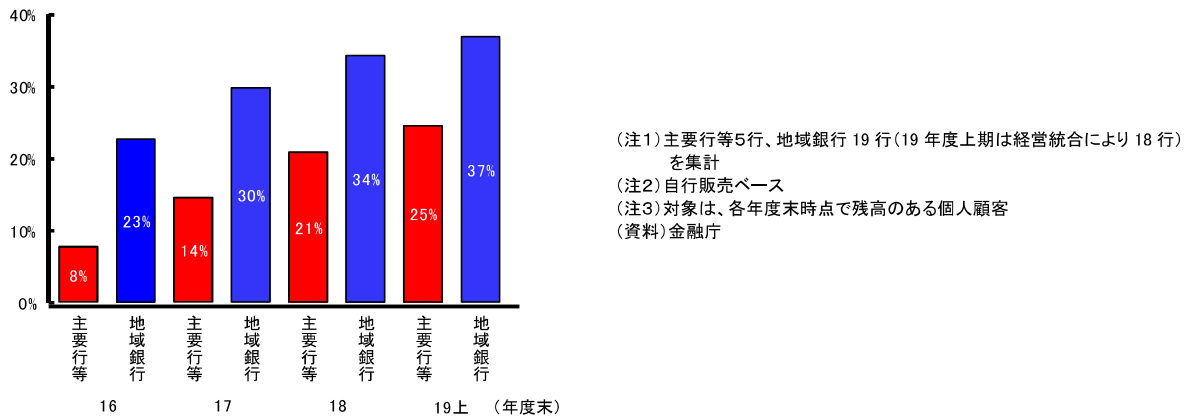
運用資産の増加という課題は、全世代共通ではあるものの、「ポスト・コロナ」においては、「ソーシャル・ディスタンス」を意識して、顧客とのコミュニケーションが、対面中心から、ウェブや電話等によるものが増えてくることも予想される中、従来型の対面手法を用いないネット系証券会社が資産形成層の運用ニーズを多く取り込んでいるという事実を踏まえれば、銀行や大手証券等においても、その増加要因について顧客の意識も含めて分析しつつ、デジタル化に取組み、販売チャネルを強化し、資産形成層のニーズを掘り起こしていくことが、経営上重要となることが想定される。

図表13 リスク性金融商品の年齢別保有割合



また、積立投資信託は、顧客が少額から取引可能なために、新規に資産運用を開始し易い(販売会社の新規顧客の獲得＝裾野拡大に有効)と考えられることから、投資信託保有顧客数に占める顧客の割合が、主要行等では25%、地域銀行では37%まで増加しており、積立投資手法が定着しつつあることが窺われる(図表14)。一方で、顧客数の伸びが、積立投資信託の浸透度合いに呼応する形で伸びていないことを鑑みれば、これまでのところ、既存運用顧客が、その運用の一部を積立投資信託にシフトしたケースも相当程度含まれることが窺われる。今後、積立投資が、投資信託保有顧客数の増加を伴う形で、真に裾野拡大に貢献していくことが期待される。

図表 14 投資信託保有顧客数に占める積立投資信託を行っている顧客数の割合の推移

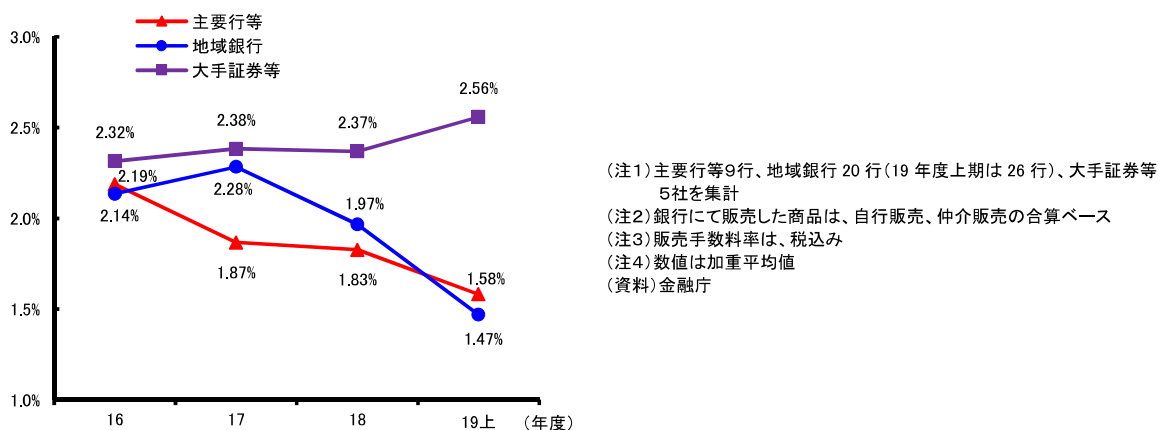


(2) 販売手数料率の推移

① 投資信託の販売手数料率の推移

銀行と大手証券等の間では、投資信託の平均販売手数料率の傾向に明確な違いが見られる。銀行においては、ここ数年、低下傾向を継続しており、2019年度上期は主要行等で1.58%、地域銀行で1.47%まで低下している。他方、大手証券等においては、顧客への丁寧な説明が必要な、複雑な商品を多く販売している等の要因もあり、緩やかな上昇傾向を示し、2019年上期の平均販売手数料率は2.56%と銀行対比1%程度高い状態にある(図表15)。手数料水準の高低は、取り扱う商品の違いや、サービスの質との関係もあり、必ずしも、そのことだけをもって良し悪しを議論できるものではないものの、サービスに見合った手数料水準となっているかについて、引き続き、各販売会社の取組みや、顧客への説明状況を注視していく。

図表 15 投資信託の平均販売手数料率の推移

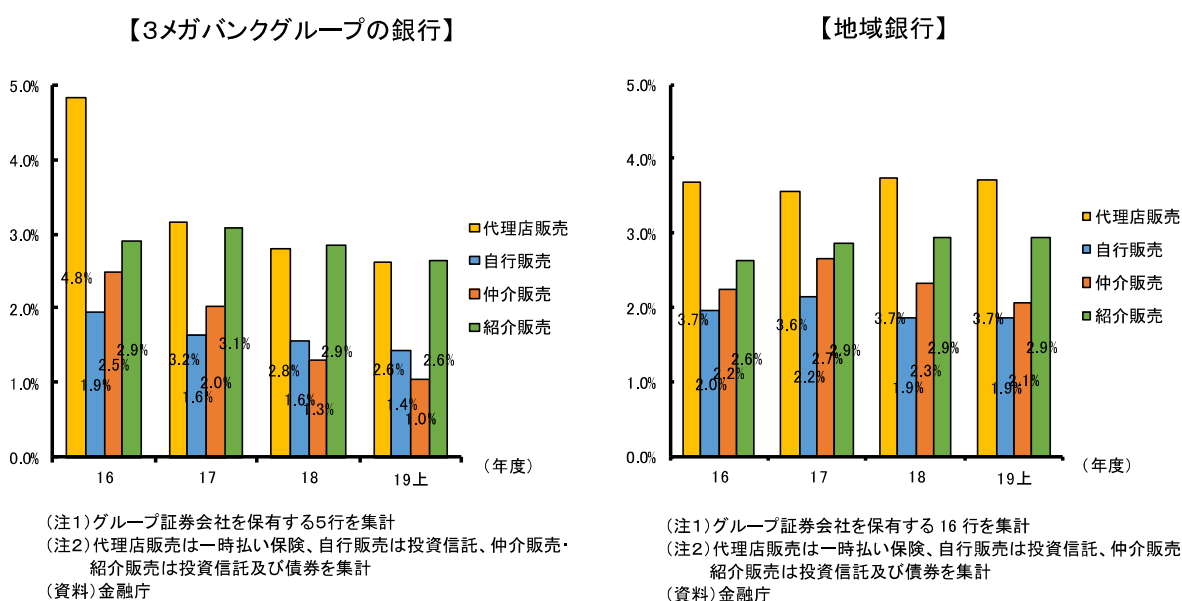


② 販売チャネル別の販売手数料率

銀行が取り扱うリスク性金融商品について、販売チャネル別の販売手数料率についても分析してみると、代理店販売や紹介販売による手数料率が、自行販売のそれよりも高い傾向にあることがわかる(図表 16)。²⁴

運用商品が多様化する中、顧客において同種の金融商品・サービスの内容と比較することが容易となるよう、より分かりやすい情報提供を行っていく必要があると考えられる。

図表 16 販売チャネル別の販売手数料率推移



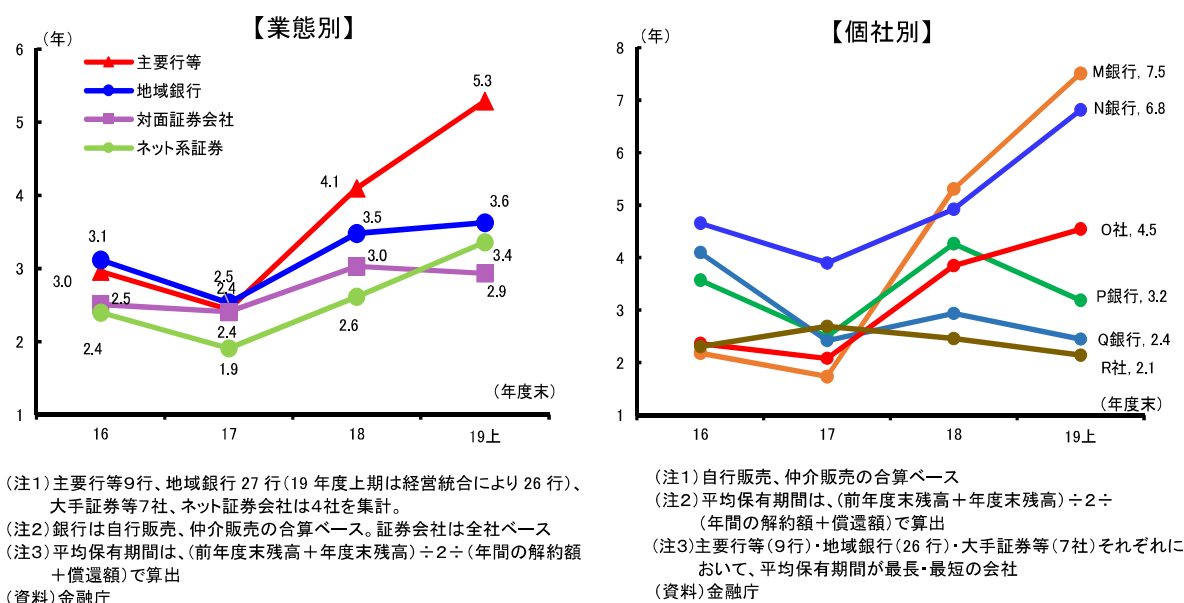
(3) 投資信託の平均保有期間

業態別に見てみると、主要行等においては、引き続き、投資信託の平均保有期間長期化の動きが見られ、回転売買の動きが相当程度改善されたと考えられる(図表 17 左)。地域銀行、証券会社においても、長期化傾向の兆しが見られ、さらに伸展することが望まれる。

しかしながら、個別の販売会社の実績にはバラツキがあり(図表 17 右)、引き続き、回転売買の懸念が残る先も見られた。

²⁴ 自行販売は投資信託の手数料、代理店販売は保険の手数料を示している。紹介販売には、投資信託の他に債券の取引が多く含まれる。

図表 17 投資信託の平均保有期間の推移

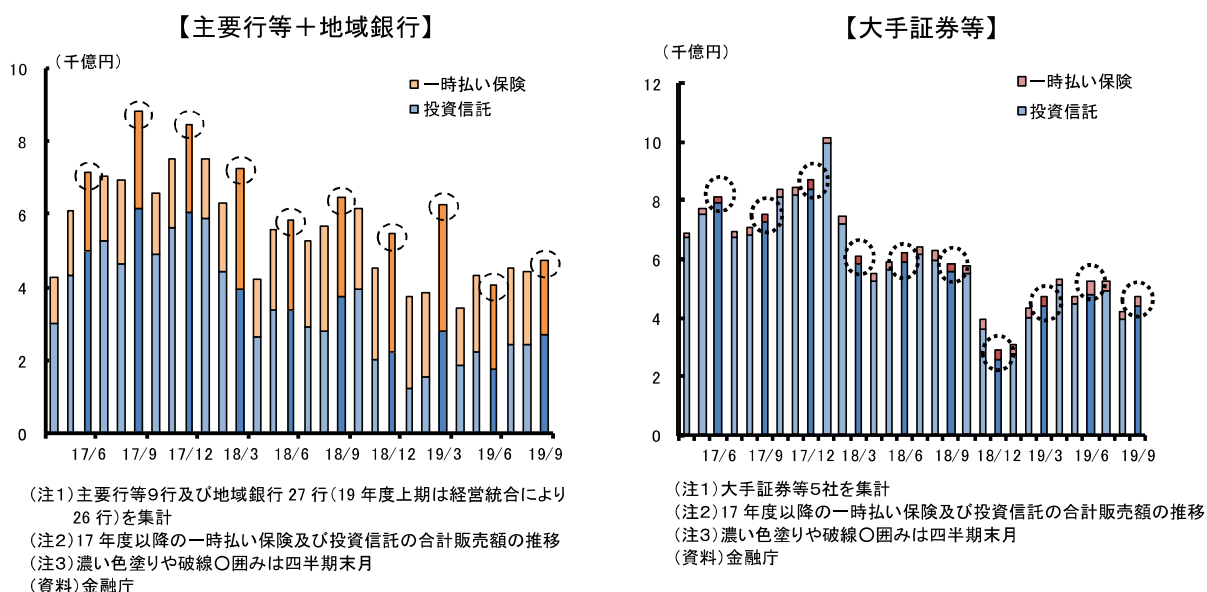


(4) リスク性金融商品の月次販売額

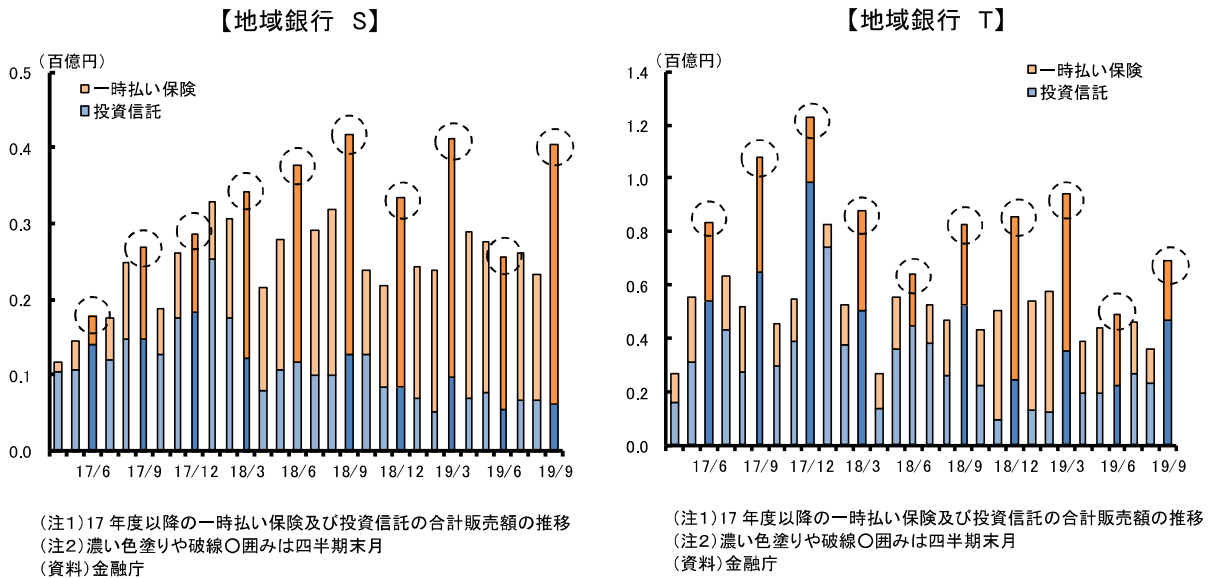
主要行等及び地域銀行におけるリスク性金融商品(投資信託と一時払い保険)の月次販売状況を検証したところ、全体としては、2018年度まで見られた四半期ごとに販売額が顕著に増加する傾向は沈静化している(図表18左)。また、大手証券等に関しても、引き続き四半期ごとの極端な動きは見られない(図表18右)。

いずれの業態においても、販売担当者が、自身の業績評価を意識して、顧客に四半期末のリスク性金融商品購入を「お願い」する動きは少なくなっていることが窺える。しかしながら、個別の販売会社においては、2019年度においても半期末の9月に取引が急増している事例も見られ、実際には販売会社間での成果にバラツキがある(図表19)。

図表 18 リスク性金融商品販売の月次推移(業態別)



図表 19 リスク性金融商品販売の月次推移(個社別)



5. 顧客本位を実現する手数料体系のあり方

販売会社においては、顧客にとって最善の商品を提案・販売することが重要であり、時には商品を販売しないことが顧客本位となり得ることもある中で、多くの販売会社では、個々の商品販売を前提とした販売額・コミッションベースの手数料体系を採用しており、販売員と顧客の利害が必ずしも一致しないケースもある。

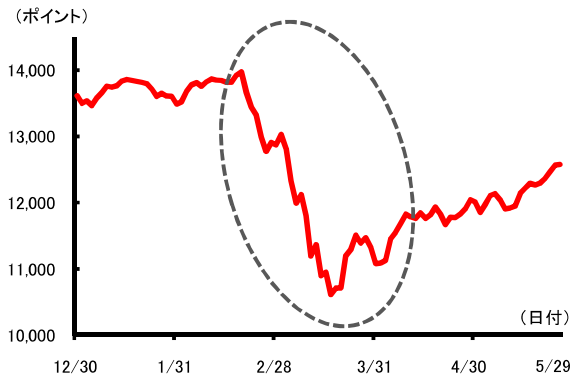
こうした問題点の解決に向けて、有識者に対し、コミッションベース(販売時基準)からフィーベース(預り資産残高基準)の手数料体系への移行の有効性及び実現可能性についてヒアリングを実施したところ、顧客と販売員との利益相反や顧客本位とは言えない行動を制御しやすいという効果があるとの意見がある一方、専門人材の育成や収益構造の転換には時間を要するため、段階的に移行していくことが現実的であるとの意見も聞かれた。

金融庁では、運用による資産の増加という顧客の利益を販売会社がより目指していくよう、顧客本位の業務運営と、持続的なビジネスの成長を両立させるためのあるべき姿について、引き続き、販売会社等との間で議論を進めていくことが必要であると考えている。

6. 今後の対応

本年に入り、新型コロナウイルス感染症による影響から市場が大きく変動(図表 20)したことにより、顧客が、資産運用に漠然とした不安を感じやすい状況にあり、投資を継続することを難しくしている面がある。こうした状況だからこそ、顧客に対して冷静な対応を促すとともに、相場の不安定化を捉えた短期的な収益を狙う投資手法ではなく、長期・積立・分散により安定的な収益確保を目標とする投資手法の有効性を、改めて理解してもらうようにすることが望ましい。金融庁としても、関係者と連携しながら資産形成を含む金融リテラシーの向上への取組みをさらに進めていくが、販売会社においても、日頃のコミュニケーションや運用提案の際に、顧客に対して、しっかりと説明することを期待したい。また、リテラシーの高い利用者が増えることで、顧客本位のサービスを提供する販売会社や、良質な金融商品が選択されるようになることも、大事な視点である。

図表 20 日本の公募追加型株式投資信託の価格指数の推移
(2019/12/30～2020/5/29)



(注1) 国内籍の公募追加型株式投資信託全体(除くETF)の動向を表す
日次投資収益率指数
(注2) 1997年3月31日を10,000ポイントとし、日次収益率を乗じて算出
(資料) 三菱アセット・ブレインズ社資料より、金融庁作成

金融庁では、市場ワーキング・グループの議論や「金融行政のこれまでの実践と今後の方針(仮題)」を踏まえて、今後とも、販売会社が顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図っているかといった視点に立って、販売会社へのモニタリングを継続するとともに、対話を通じて、販売会社並びに当庁の取組みの改善を図っていく考えである。

「コンプライアンス・リスク管理に関する傾向と課題」について

- 「**金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）**」（2018年6月公表）を前提としたディスカッション・ペーパーの一つとして、「**コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方（コンプライアンス・リスク管理基本方針）**」を公表（同年10月）。
- 意見募集時に寄せられた意見を踏まえ、コンプライアンス・リスク管理の傾向と課題、コンプライアンス・リスク管理基本方針で示した問題意識を踏まえた取組み事例、問題事例を整理した「**コンプライアンス・リスク管理に関する傾向と課題**」（事例集）を公表（2019年6月）、一部更新（2020年7月）。

コンプライアンス・リスク管理基本方針のポイント

傾向と課題のポイント（2020年7月更新の事例集）

金融機関の対応

従来取組み

- 形式的な法令違反のチェックに終始、表面的な再発防止策の策定等、ルールベースでの対応の積み重なり（「コンプラ疲れ」）
- 発生した個別問題に対する事後的な対応
- 経営の問題と切り離された、管理部門中心の局所的・部分的な対応

金融庁の重箱の隅をつつくような検査が、上記を助長

改善の方向性 （経営の問題であるとの認識の醸成）

- 経営陣において、ビジネスモデル・経営戦略・企業文化とコンプライアンスを表裏一体であるとの認識の下、経営目線での内部管理態勢を主導
- 「世間の常識」とずれないために、外部有識者等の視点を活用するガバナンス態勢を構築
- 潜在的な問題を前広に察知し、その顕在化を未然に防止
- 金融機関の規模・特性に応じたリスクベースでのメリハリのある管理態勢を構築

金融庁の今後の対応

- ルールベースではなく、経営の問題としての取組みを評価することを目的とした金融機関の経営陣との対話
- 重要な問題に焦点を当てた、リスクベースのモニタリング
- 金融機関の規模・特性に応じ、負担に配慮

- **多くの金融機関が試行錯誤の過程にあるものの**、コンプライアンス・リスク管理のための検討及び取組みが一定程度進捗。
- また、**対話を行った多くの金融機関の経営陣は**、コンプライアンスとは、法令等の既存のルールにとどまらず、**必ずしもルール化されていない社会規範も含めて遵守すべきものと位置づけているが**、役職員に対して、**いかに浸透させるか苦心している状況**。
- 他方、**経営陣を含む役職員が法令等の既存のルールを遵守していれば足りるという発想にとどまっている事例等が依然として見られる状況**。

- コンプライアンス・リスク管理は経営の問題であるとの認識の下、**法令等の既存のルールを遵守していれば足りるという発想から抜け出すことが重要**。

今後の進め方

- 事例集については、今後は、様々なモニタリングの機会を通じて把握された事例のうち、金融機関が採るべき対応の参考に資する情報が蓄積されれば、改めて更新し、公表することとする。
- 多様で幅広い情報の収集・分析を通じて、潜在化している可能性のあるコンプライアンス・リスクの特定・評価を行い、基本方針において示した問題意識を踏まえつつ、既存のルールの遵守にとどまらない実効的なコンプライアンス・リスク管理のあり方について、必要に応じて対話を実施していく。

第4節 早期是正措置・社外流出制限措置について

I 早期是正措置の概要及び運用

1. 早期是正措置の趣旨（別紙1参照）

1998年4月に導入された早期是正措置は、金融機関の経営の健全性を確保するため、自己資本比率という客観的な基準を用い、当該比率が一定の水準を下回った場合、いわゆる業務改善命令、業務停止命令の1形態として、予め定めた是正措置命令を発動するものである（銀行法第26条第2項等）。

また、2019年3月31日より、国際統一基準行（海外営業拠点（支店・現地法人）を有する銀行等をいう。以下同じ。）にあつては、自己資本比率の補完的指標として定めるレバレッジ比率についても、一定の水準を下回る場合、是正措置命令を発動することとした。

早期是正措置の発動により、

- ① 金融機関の経営状況を客観的な指標で捉え、適時に是正措置を講じることにより、金融機関経営の健全性確保と経営破綻の未然防止を図ること、
- ② 是正措置の発動ルールを明確化することにより、行政の透明性確保にも資すること、
- ③ 結果として、金融機関が破綻した場合の破綻処理コストの抑制につながること、

などが期待される。

【参考1】自己資本比率及びレバレッジ比率の算式

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額}}{\text{リスクアセット額}} \quad \text{レバレッジ比率} = \frac{\text{T i e r 1 資本}}{\text{総エクスポージャーの額}}$$

【参考2】措置区分毎の閾値と命令の内容

	自己資本比率		レバレッジ比率	措置の内容
	国際統一基準行	国内基準行（注）	国際統一基準行のみ	
第1区分	【普通株式等 T i e r 1 比率】 : 4.5%未満 2.25%以上 【T i e r 1 比率】 : 6%未満 3%以上 【総自己資本比率】 : 8%未満 4%以上	4%未満 2%以上	3%未満 1.5%以上	経営改善計画（原則として資本増強に係る措置を含む）の提出及びその実行

第2区分	【普通株式等Tier 1比率】 : 2.25%未満 1.13%以上 【Tier 1比率】 : 3%未満 1.5%以上 【総自己資本比率】 : 4%未満 2%以上	2%未満 1%以上	1.5%未満 0.75%以上	資本増強に係る合理的と認められる計画の提出・実行、配当・役員賞与の禁止又はその額の抑制、総資産の圧縮又は抑制等
第2区分の2	【普通株式等Tier 1比率】 : 1.13%未満 0%以上 【Tier 1比率】 : 1.5%未満 0%以上 【総自己資本比率】 : 2%未満 0%以上	1%未満 0%以上	0.75%未満 0%以上	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施
第3区分	【普通株式等Tier 1比率】 : 0%未満 【Tier 1比率】 : 0%未満 【総自己資本比率】 : 0%未満	0%未満	0%未満	業務の全部又は一部の停止

(注) 海外営業拠点を有しない銀行・信金等をいう。以下同じ。

2. 発動実績

2019 事務年度における早期是正措置に基づく是正命令の発動実績はなし。

※ 早期是正措置導入後の発動実績の累計

銀行等	14 件
信用金庫	23 件
労働金庫	0 件
信用組合	69 件
系統金融機関	3 件
保険会社	1 件

(注) 労働金庫については厚生労働大臣と金融庁長官の連名で、系統金融機関については農林水産大臣と金融庁長官の連名で、命令が発出される。

II 社外流出制限措置の概要及び運用

1. 社外流出制限措置の趣旨（別紙2参照）

社外流出制限措置は、リーマン・ショック後の世界的な金融危機の教訓を踏まえ、国際的に活動する銀行等について、最低所要自己資本に加え、ストレス期における緩衝剤としての役割を期待して「資本バッファの積み立てを求める規制」を導入することが国際的に合意されたことを受けて、「資本バッファ比率」が一定の水準を下回った場合、早期是正措置同様、自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときに発動するものとして、利益に対する一定割合まで配当・賞与の支払い等の社外流出行為を制限するものである（銀行法第26条第2項等）。

【参考1】資本バッファ比率の算式

$$\text{資本バッファ比率} = \frac{\text{資本バッファに係る普通株式等Tier 1資本の額}}{\text{リスクアセット額}}$$

【参考2】措置区分毎の閾値と命令の内容

資本バッファの充実の状況に係る区分	資本バッファ比率	措置の内容	
		社外流出制限割合	
資本バッファ第1区分	2.5%未満	40%	社外流出額の制限に係る内容を含む資本バッファ比率を回復するための合理的と認められる改善計画の提出の求め・実行の命令
資本バッファ第2区分	1.875%未満	60%	
資本バッファ第3区分	1.25%未満	80%	
資本バッファ第4区分	0.625%未満	100%	
資本バッファ第4区分	※早期是正措置における第1区分～第3区分に該当する場合、同時に資本バッファ第4区分にも該当する。 この場合、①早期是正措置と②社外流出制限措置の両方の内容を含む1つの命令を発出することが想定される。		

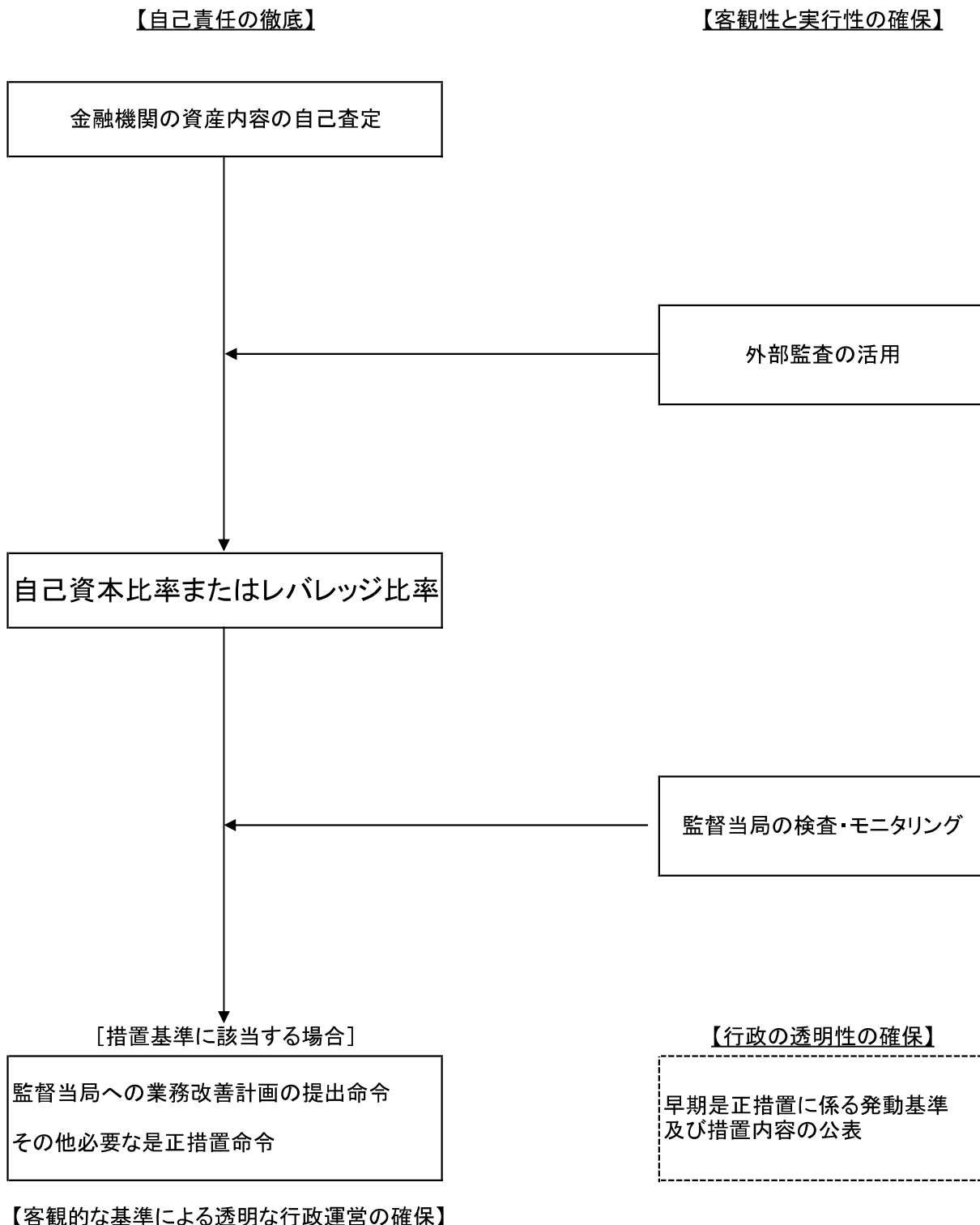
(注1) 上記の数値は、資本保全バッファ2.5%分のみを勘案した例示であり、カウ

ター・シクリカル・バッファーおよびG-SIBs/D-SIBsバッファーは含んでいない。

2. 発動実績

2019 事務年度における社外流出制限措置に基づく命令の発動実績はなし。

早期是正措置の概念図

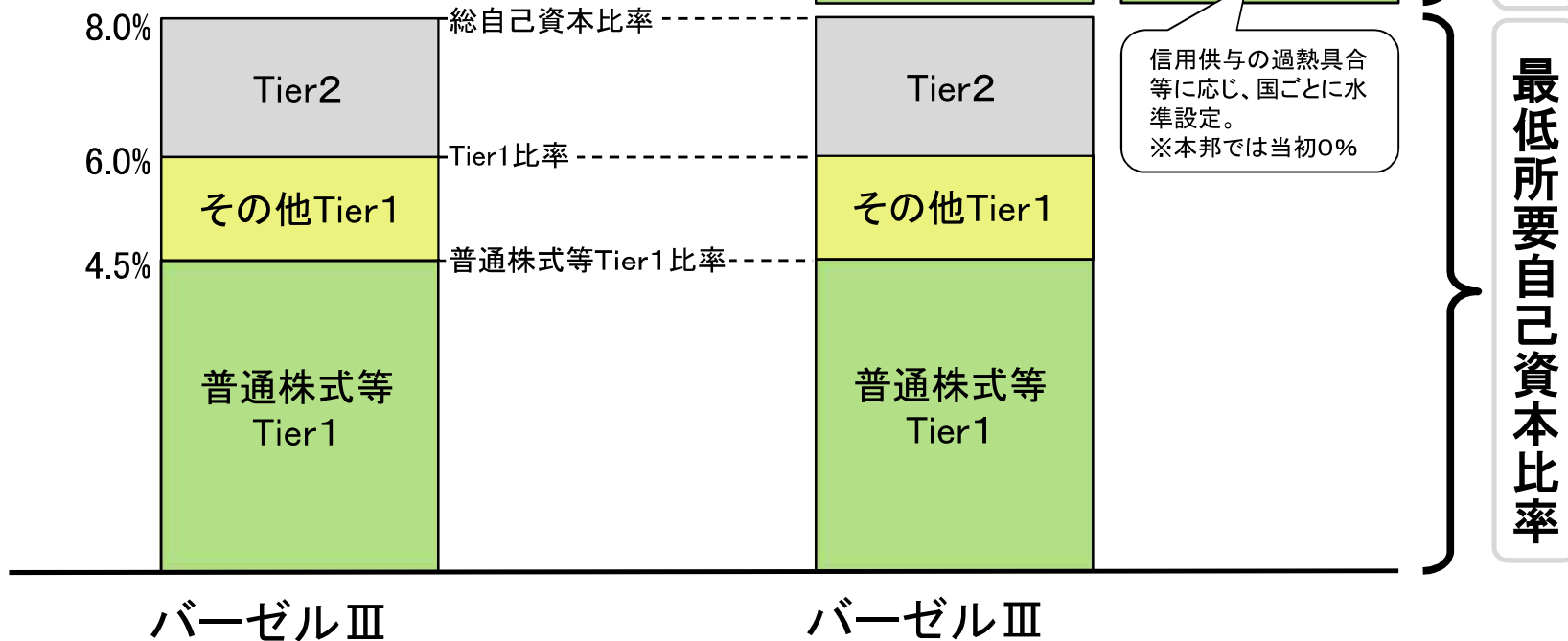


「最低所要自己資本比率」と「資本バッファ」

(別紙2)

★数値はいずれも完全実施ベースであり、2020年8月時点のもの。
また、G-SIBsとD-SIBsの両方に指定された金融機関については、
G-SIBsバッファとD-SIBsバッファのいずれか高い比率が適用される。

資本バッファの種類	本邦において必要となる 普通株式等Tier1比率
資本保全バッファ	2.5%
カウンター・シクリカル・ バッファ	0% <small>〔金融庁長官が別に指定した場合は 別に指定した比率〕</small>
G-SIBsバッファ	1%～1.5% (FSBが毎年設定)
D-SIBsバッファ	0.5%～1.5% (金融庁長官が指定)



第5節 金融上の行政処分について

I 行政処分の趣旨（別紙1参照）

当庁では、立入検査、報告徴求等により、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、明確なルールの下、厳正かつ適切な行政処分（注1）を行っているところである。

2007年3月には、こうした行政処分に対する基本原則や、実際に処分を行う際の勘案要素について「金融上の行政処分について」として公表を行った。2008年4月には、「金融サービス業におけるプリンシプル」の公表を踏まえた一部改訂を行い、各金融機関がプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、処分軽減事由として考慮することを明確化した。

II 行政処分の業態別発動状況（別紙2参照）

2019事務年度における行政処分の業態別発動件数（注2）は、以下の通り。

① 銀行等	:	0件	【0件】（注3）
② 協同組織金融機関	:	1件	【0件】
③ 政府系金融機関	:	0件	【0件】
④ 金融商品取引業者等	:	33件	【15件】
⑤ 保険会社等	:	7件	【3件】
⑥ 貸金業者	:	0件	【0件】
⑦ 特定目的会社	:	0件	【0件】
⑧ 前払式支払手段発行者	:	0件	【0件】
⑨ 資金移動業者	:	0件	【0件】
⑩ 暗号資産交換業者	:	0件	【0件】

（注1）本節でいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等（勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等）をいう。

（注2）本節でいう業態の内訳は、銀行等（主要行等（銀行持株会社を含む）、外国銀行支店等、その他銀行（ゆうちょ銀行を含む）、地域銀行（銀行持株会社を含む）、信託会社、銀行代理業者）、協同組織金融機関（信用金庫、信用組合、労働金庫、農水系統）、金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、投資運用業者、投資法人、金融商品仲介業者、適格機関投資家等特例業務届出者、証券金融会社、登録金融機関、信用格付業者）、保険会社等（生命保険会社（かんぽ生命を含む）、損害保険会社、保険持株会社、特定保険事業者、少額短期保険業者、少額短期保険持株会社、生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人（特定少額短期保険募集人を除く）、保険仲立人）である。

（注3）【 】内の件数は業務停止命令等（本節では、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し等をいう）の件数。

金融上の行政処分について

○ 行政運営の基本的な考え方

- ・ 明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底
- ・ 利用者保護と市場の公正性の確保に配慮した金融のルールの整備と適切な運用

○ 基本原則

行政運営の基本的な考え方に基づき、金融機関等の業態や規模の如何、外国企業であるか国内企業であるかを問わず、法令に照らして、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ適切な処分を行っている。

○ 行政処分の公正性・透明性の確保

1. 事前にルールや解釈を明示

- ・ 検査監督上の着眼点や行政処分に関する事務の流れ等を、あらかじめ「監督指針」として定め、広く周知している。

(例1) 銀行において、預金等の金融商品のリスクや重要事項の提示・説明を行わずに、顧客を誤認させて取引の勧誘・販売を行った事例については、あらかじめ主要行等向け監督指針 Ⅲ-3-3「利用者保護のための情報提供・相談機能」に明確なチェックポイントが掲げてあった。

(例2) 保険会社において、保険金の不適切な不払い等があった事例でも、あらかじめ保険会社向け監督指針 Ⅱ-3-5-2(※)「保険金等支払管理態勢」、Ⅱ-3-3(※)「保険募集態勢」に明確なチェックポイントが掲げてあった。

※項目番号については、当時のものであり、現在の項目番号と異なる。

- ・ いわゆるノーアクションレター制度において、民間企業等が新規に事業や取引等を具体的に始めようとする際に、当該具体的行為が不利益処分の対象となるか等について照会を受け、回答を行っている。
また、ノーアクションレター制度を補完するものとして、「一般的な法令解釈に係

る書面照会手続」を導入し、個別事例から離れた一般的抽象的な法令解釈についての照会も可能としている。

(注1)ノーアクションレター制度の利用実績は、平成13年7月の制度導入以降、累計で66件。うち、証券取引法、同施行令に関する照会・公表は7件。

(注2)「一般的法令解釈に係る書面照会手続」におけるノーアクションレター制度との相違点

- ① 個別具体的事例から離れた一般的抽象的な法令解釈に係る照会を可能とした
- ② 個別事業者に加えて、事業者団体が自ら照会することを可能とした
- ③ 弁護士等(弁護士、公認会計士等、照会事項につき高い専門的知見を有する者)以外の者が代理人になることを可能とした

2. デュープロセスの遵守

- ・ 行政処分を行うにあたっては、行政手続法に則り、聴聞又は弁明の機会の付与を行っている。
- ・ 更に、行政手続法で定める手続きの前段階として、金融機関からの求めに応じ、意見交換を行う手続きを用意している(意見交換制度)。

(注)更に、処分に対しては、行政不服審査法第6条に基づく異議申立てや行政事件訴訟法第8条に基づく処分の取消しの訴えを提起することが可能である。

3. 透明性の確保

- ・ 行政処分については、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除きすべて公表している。
その際には、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を必ず明示することにより、予測可能性を高めるよう努力している。
- ・ また、行政処分事例集を取りまとめ、四半期毎に公表している。
- ・ 情報公開法の適用により、毎年多数の情報公開請求に応じている。

○ 行政処分の基準

1. 具体的にどのような処分を行うかの判断については、まず、以下のような点を検証することとしている。

- ① 当該行為の重大性・悪質性
- ◎ 公益侵害の程度

金融機関が、例えば、顧客の財務内容の適切な開示という観点から著しく不適切な商品を組成・提供し、金融市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか。

◎利用者被害の程度

広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が受けた被害がどの程度深刻か。

◎行為自体の悪質性

例えば、利用者から多数の苦情を受けているにもかかわらず、引き続き同様の商品を販売し続けるなど、金融機関の行為が悪質であったか。

◎当該行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

◎故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

◎組織性の有無

当該行為が現場の営業担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。

◎隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

◎反社会的勢力との関与の有無

反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

②当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

◎代表取締役や取締役会の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。

◎内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

◎コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

◎業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分になされているか。

③軽減事由

以上の他に、行政による対応に先行して、金融機関自身が自主的に利用者保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった軽減事由があるか。

特に、金融機関が、行政当局と共有されたプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、軽減事由として考慮するものとする。

2. 上記1の諸要因を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味した上で、

①改善に向けた取組みを金融機関の自主性に委ねることが適切かどうか、

②改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、

③業務を継続させることが適切かどうか、

等の点について検討を行い、最終的な行政処分の内容を決定している。

○ チェック体制等

- ・ 行政処分の内容を検討するに当たっては、公平性を欠くことがないよう、過去の処分事例等を勘案するのみならず、複数の課室において慎重にチェックする態勢を採っている。
- ・ 庁内に、弁護士等により構成される独立した法令等遵守調査室及び金融庁（職員）の法令等遵守に関する情報の受付窓口を設置。

○ 事後のフォローアップ

- ・ 行政処分を行うのは、金融機関の財務の健全性、業務の適切性等の確保が主眼であり、処分そのものが目的ではない。

行政処分に際して、業務改善計画の提出を求めているのは、ガバナンス、リスク管理、コンプライアンス等について、金融機関が自ら抜本的な態勢の改善に取り組む、その効果が将来にわたって持続的に発揮されることを期待しているため。

このような観点から、当庁においては、金融機関の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すことに注力している。

(以上)

行政処分の件数(2002年4月～2019事務年度)

	2001事務年度 (2002年4月1日 ～6月30日)	2002事務年度	2003事務年度	2004事務年度	2005事務年度	2006事務年度	2007事務年度	2008事務年度	2009事務年度	2010事務年度	2011事務年度	2012事務年度	2013事務年度	2014事務年度	2015事務年度	2016事務年度	2017事務年度	2018事務年度	2019事務年度	合計
主要行等	3	3	11	2	8	5	0	3	6	2	2	0	4	0	0	0	0	0	0	49
その他銀行	0	1	1	1	0	0	0	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
外国銀行支店等	0	0	9	11	10	1	0	0	2	1	1	2	1	5	0	0	0	0	0	43
地域銀行等	0	10	20	18	13	10	2	4	4	1	0	1	0	0	0	0	0	3	0	86
銀行代理業者	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
信用金庫	0	1	4	2	13	20	9	2	4	4	2	0	0	0	0	0	1	1	0	63
信用組合	0	0	4	2	2	3	3	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	19
農水系統	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
労働金庫	0	10	10	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24
政府系金融機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2
信託会社	0	0	0	0	0	0	1	2	5	8	4	0	0	0	0	0	0	0	0	20
貸金業者	1	9	10	6	11	11	4	9	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65
特定目的会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
前払式支払手段発行者	2	0	0	6	3	8	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	21
資金移動業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	3
振当証券業者	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	2
暗号資産交換業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	2	0	29
第一種金融商品取引業者	10	22	26	29	139	26	33	23	21	13	33	15	6	6	25	1	5	6	5	444
第二種金融商品取引業者	0	0	3	2	1	2	0	6	17	9	2	9	11	8	13	10	6	9	0	108
投資助言・代理業者	2	1	2	2	7	9	13	10	19	22	6	12	18	4	9	6	5	8	16	171
投資運用業者	0	0	0	1	6	6	5	5	7	3	8	6	8	0	0	2	0	0	2	59
投資法人	0	0	0	0	1	6	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
金融商品仲介業者	0	0	0	0	2	1	0	2	2	2	0	2	0	1	0	0	0	0	2	14
酒類機械投資家等特別業務届出者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,165	37	32	8	1,242	
証券金融会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
登録金融機関	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
信用格付業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
生命保険会社	0	3	4	3	4	1	1	10	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	32
損害保険会社	2	5	2	1	31	17	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	61
特定保険業者	0	0	0	0	0	3	5	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
少額短期保険業者等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	2	5
生命保険募集人	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3
損害保険代理店	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
合計	20	65	107	90	253	129	80	87	104	70	58	53	49	27	47	1,185	83	62	41	2,610
うち業務停止以上	9	20	29	30	91	40	33	26	40	30	23	22	20	8	17	582	24	24	18	1,086

(注1) ここでいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等(勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等)をいう。

(注2) 複数の行政処分(例:業務停止命令と業務改善命令)を同時に行った場合はそれぞれ1件としている。

(注3) 金融商品仲介業者(2007年9月以前は証券仲介業者)の件数は、2004年4月より証券仲介業者制度が導入されたため、2004年4月からの計上となっている。

(注4) 少額短期保険業者等の件数は、2006年4月より少額短期保険業者制度が導入されたため、2006年4月からの計上となっている。

(注5) 合計欄のうち業務停止以上とは、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令のいずれかをいう。

(注6) 主要行等及び地域銀行等の件数はそれぞれ銀行持株会社に対する行政処分の件数を含む。

(注7) 前払式支払手段発行者のうち2010年4月以前の件数は、前払式証券発行者の処分件数。

(注8) 資金移動業者の処分件数は、2010年4月より資金決済法が施行されたため、2010年4月からの計上となっている。

(注9) 暗号資産交換業者の処分件数は、2017年4月より改正資金決済法が施行されたため、2017年4月からの計上となっている。

(注10) 第一種金融商品取引業者のうち2007年9月以前の件数は、証券会社と金融先物取引業者の処分件数の合計。

(注11) 第二種金融商品取引業者のうち2007年9月以前の件数は、商品投資販売業者の処分件数。

(注12) 投資助言・代理業者のうち2007年9月以前の件数は、投資一任業務を営む者以外の投資顧問業者の処分件数。

(注13) 投資運用業者のうち2007年9月以前の件数は、投資信託委託業者及び投資一任業務を営む認可投資顧問業者の処分件数の合計。

(注14) 生命保険会社の件数は、保険持株会社に対する行政処分の件数を含む。

第6節 反社会的勢力への対応について

I 経緯

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画―「世界一安全な国、日本」の復活を目指して―」（2003年12月犯罪対策閣僚会議）を踏まえ、公共事業からの暴力団排除、企業活動からの暴力団排除等の暴力団の資金源に打撃を与えるための総合的な対策を検討するため、2006年7月21日、関係省庁の申合わせにより暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームが設置された。また、2008年12月には、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」が策定され、暴力団対策として、暴力団及び周辺者の経済活動からの排除に取り組んでいくこととしているほか、2013年12月に閣議決定された「「世界一安全な日本」創造戦略」においても「民間取引等からの暴力団排除の推進」等の取組みが盛り込まれている。金融庁としては、関係省庁と連携を図りつつ、上記の目的の具体化に向けて対応を行ってきたところである。

II これまでの対応

1. 暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチーム

2006年6月20日、第7回犯罪対策閣僚会議において暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームの設置を指示され、同年7月21日、関係省庁の申し合わせにより設置された（2007年7月、暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームに改称）。

2. 企業活動からの暴力団排除

（1）暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームの下部組織として企業活動からの暴力団排除グループが設置された。同グループにおいて、企業における反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応に関する「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（政府指針）の策定に向けた検討を重ねた。2007年6月19日、犯罪対策閣僚会議幹事会における申し合わせにより同指針が策定され、同年7月3日、第9回犯罪対策閣僚会議において報告された。

（2）金融庁では、2007年7月、政府指針の周知を図るべく、関係業界団体に対して要請文を発送し、2008年3月、政府指針の内容を踏まえた各業態の監督指針の改正を行った。2013年12月には反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み策を公表し、これを踏まえ、2014年6月、反社会的勢力との取引の未然防止等の取組みを推進するための監督指針等の改正を行い、金融取引等からの反社会的勢力の排除に努めている。

（3）金融庁、警察庁及び全国銀行協会等で構成する「反社会的勢力介入排除対策

協議会」や、各都道府県単位で設置される「銀行警察連絡協議会」等を通じて、反社会的勢力の排除に向けた連携を強化している。

これらの協議会での検討結果等を踏まえ、全国銀行協会は、暴力団排除条項の参考例を制定した（融資取引：2008年11月、普通預金規定等：2009年9月）。全国信用金庫協会など他の業界団体においても、この取組みを参考として、順次、暴力団排除条項の参考例を提示した。その後、全国銀行協会は、2011年6月に、反社会的勢力の活動実態に即して排除対象をより明確化するために、参考例の一部改正を行った。

また、全国銀行協会は、2010年4月に、反社会的勢力の情報を集約した共有データベースの稼働を開始したほか、2013年11月、会員各行が他社（信販会社等）との提携等により金融サービス（融資等）を提供する場合の反社会的勢力との関係遮断を徹底するため、「反社会的勢力との関係遮断に向けた対応について」を決定・公表した。また、2017年3月、反社会的勢力との関係遮断等の取組みのさらなる強化に向け、関係省庁等との連携の推進や本人確認を一層強化・徹底するため、「反社会的勢力との関係遮断に向けた対応の強化について」を決定・公表した。その後、2018年1月に、預金保険機構を介して警察庁が保有する暴力団情報に係るデータベースへの接続を開始し、警察庁へのオンライン照会が可能となった。

- (4) 金融庁、警察庁及び日本証券業協会等で構成する「証券保安連絡会」や、各都道府県単位で設置されている「証券警察連絡協議会」等を通じて、反社会的勢力の排除に向けた連携を強化している。

これらの連絡会や協議会での検討結果等を踏まえ、日本証券業協会は、2009年3月に、国家公安委員会よりいわゆる暴力団対策法に規定する「不当要求情報管理機関」としての登録を受け、業務を開始した。また、2010年5月に、暴力団排除条項の導入の義務化等を内容とする自主規制規則を制定した。

また、同年4月に、警察庁に対し、保有する暴力団情報を活用できるよう支援を求める旨要望し、警察庁は、同年5月、情報提供を行う枠組みを構築する方針を公表した。その後、2013年1月に、日本証券業協会のシステムと警察庁が保有する暴力団情報に係るデータベースとが接続（同年2月より稼働）され、警察庁へのオンライン照会が可能となった。

- (5) 生命保険協会は、金融庁、警察庁及び法務省等の関係機関との協議を踏まえ、2011年6月、暴力団排除条項を導入した保険約款の規定例を策定・提示し、2012年1月に公表した。また、2013年11月、「反社会的勢力との関係遮断に向けた今後の取組みについて」を決定・公表した。

日本少額短期保険協会、日本損害保険協会においては、金融庁、警察庁等の関係機関との協議を踏まえ、暴力団排除条項を導入した保険約款の規定例等をそれぞれ同年4月、7月に策定・公表した。また、同年11月、日本損害保険協会は、「反社会的勢力の排除に向けた取組みを強化」を決定・公表した。

第7節 指定紛争解決機関

金融機関とのトラブルに関し、迅速・簡便・中立・公正な苦情処理・紛争解決を行うことにより、利用者保護の充実・利用者利便の向上を図ることを目的として、金融商品取引法、銀行法、保険業法等の金融関連法において、「金融ADR制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）」が設けられている。

指定紛争解決機関は、金融ADR制度において中核となる機関であり、行政庁がこれを指定・監督することにより、中立性・公正性を確保する枠組みとなっている。

指定紛争解決機関の監督に当たっては、「実践と方針」及び「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針（2013年8月2日策定）」に基づき、紛争解決等業務の運営に係る監督を行うことで、利用者の信頼性向上や、各機関の特性を踏まえた上での運用の整合性確保を図っている。

2020年6月までに、下記の団体を指定紛争解決機関として指定している。

(2020年6月30日現在)

指定日 (業務開始日)	機関名	業務の種別
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	一般社団法人全国銀行協会	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 銀行業務 ▪ 農林中央金庫業務
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	一般社団法人信託協会	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 手続対象信託業務 ▪ 特定兼営業務
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	一般社団法人生命保険協会	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 生命保険業務 ▪ 外国生命保険業務
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	一般社団法人日本損害保険協会	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 損害保険業務 ▪ 外国損害保険業務 ▪ 特定損害保険業務
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	一般社団法人保険オンブズマン	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 損害保険業務 ▪ 外国損害保険業務 ▪ 特定損害保険業務 ▪ 保険仲立人保険募集
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	一般社団法人日本少額短期保険協会	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 少額短期保険業務
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	日本貸金業協会	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 貸金業務
2011. 2. 15 (2011. 4. 1)	特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 特定第一種金融商品取引業務

第9章 預金取扱等金融機関の検査・監督をめぐる動き

第1節 監督指針等

I 主要行等向けの総合的な監督指針等

主要行等向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、2005年10月28日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、2019事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

- ① 電子決済等代行業者に対するモニタリングの枠組みに係る改正（2019年7月24日）

電子決済等代行業者が、利用者保護やシステムの安定性を確保しながら、金融サービスのイノベーションを促進していく観点から、電子決済等代行業者に係る登録後のモニタリングの枠組みを新たに構築するべく所要の改正を行ったもの（2019年7月24日より適用）。
- ② 銀行業高度化等会社の認可に係る改正（2019年10月15日）

銀行業高度化等会社の認可に係る審査目線の明確化のため所要の改正を行ったもの（2019年10月15日より適用）。
- ③ 大口信用供与等規制の見直しに係る改正（2019年10月30日）

大口信用供与等規制の見直しに係る政府令の改正に伴う所要の改正を行ったもの（2020年4月1日より適用）。
- ④ 「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」や金融庁の組織再編等を踏まえた改正（2019年12月18日）

2018年6月公表の「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」や金融庁の組織再編等を踏まえて所要の改正を行ったもの（2019年12月18日より適用）。
- ⑤ 金融再生法開示債権とリスク管理債権の一本化に係る改正（2020年1月24日）

銀行法において開示が求められている「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律において開示が求められている「再生法開示債権」の区分等に合わせることにより、開示事項の簡潔化・明確化等を図るべく所要の改正を行ったもの（2022年3月31日より適用）。
- ⑥ 民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う改正（2020年2月6日）

民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う所要の改正を行ったもの（2020年4月1日より適用）。

- ⑦ 自己資本比率規制（第1の柱）に関する告示等の一部改正に係る改正（2020年3月3日）

他の金融機関向けの出資に係る制限（ダブルギアリング規制）の特例承認について、地域の金融仲介機能の継続的な発揮に資する一定の出資等を対象範囲とするよう所要の改正を行ったもの（2020年3月31日より適用）。

- ⑧ 個人データの第三者提供における本人からの同意取得に係る改正（2020年3月4日）

近年の情報通信技術等の飛躍的な発展や2019年5月の銀行法等改正を踏まえ、個人データの第三者提供における本人からの同意取得に係る所要の改正を行ったもの（2020年3月4日より適用）。

- ⑨ 暗号資産の取得等に係る改正（2020年4月3日）

銀行グループの暗号資産の取得等における態勢整備に係る所要の改正を行ったもの（2020年5月1日より適用）。

- ⑩ 行政手続のオンライン化に係る改正（2020年4月24日）

行政手続について原則としてオンラインで実施することとされたことを踏まえ、電子申請に係る手続について所要の改正を行ったもの（2020年4月24日より適用）。

- ⑪ 資本性借入金の取扱いの明確化に係る改正（2020年5月27日）

資本性借入金が、急激な経営環境の変化により資本の充実が必要となった企業への支援の手法として有用であることを改めて確認するとともに、金融検査マニュアル廃止後も資本類似性を判断する際の観点に変更がない旨を明確化するべく所要の改正を行ったもの（2020年5月27日より適用）。

- ⑫ レバレッジ比率規制に関する告示等の一部改正に係る改正（2020年6月30日）

日本銀行による金融政策と銀行等への健全性規制との調和を図るため、レバレッジ比率規制に関する告示等の改正に伴う所要の改正を行ったもの（2020年6月30日より適用）。

II 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、2004年5月31日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、2019事務年度の改正内容は、上記のⅠ 主要行等向けの総合的な監督指針等の改正内容の②から⑪である。これに加え、以下の改正を行っている。

- 地域商社への出資に係る改正（2019年10月15日）
いわゆる地域商社に関して、銀行業高度化等会社として認可する際の審査の留意点等を明確化することにより、地域商社に対し5%を超えて100%までの出資が可能となるよう、所要の改正を行ったもの（2019年10月15日より適用）。
- 経営戦略の策定・実行に当たって活用し得る定量的指標に係る改正（2020年3月31日）
経営戦略の策定・実行に当たって活用し得る定量的指標について例示を行ったもの（2020年3月31日より適用）。
- 協同組織金融機関の信用供与等限度額を超える場合の承認に係る改正（2020年6月5日）
中央機関に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超える場合の承認に係る考え方について改正を行ったもの（2020年6月5日より適用）。

第2節 預金取扱等金融機関の概況

I 主要行等の2019年度決算概況（別紙1参照）

II 地域銀行の2019年度決算概況（別紙2参照）

地域銀行の2019年度決算の概況（銀行単体ベース）は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

- ① 当期純利益は、実質業務純益が資金利益の減少を債券等関係損益の増加及び経費の減少等でカバーし前年同期比で増加したものの、株式等関係損益の減少や与信関係費用の増加等により前年同期比785億円減益の6,901億円となった。
- ② 不良債権額は前年同期と横ばいの4.8兆円、不良債権比率は前年同期比0.04%ポイント低下の1.70%となった。
- ③ 国際統一基準行の総自己資本比率は前年同期比0.56%ポイント低下の13.28%、Tier1比率及び普通株式等Tier1比率は、いずれも前年同期比0.64%ポイント低下の12.73%となった。
国内基準行の自己資本比率は前年同期比0.05%ポイント上昇の9.52%となった。

III 再編等の状況

1. 銀行業の免許

2019年7月以降、新たに銀行業の免許を付与した銀行はない。

2. 主要行等の再編等

2019年7月以降、主要行等における再編等は、行われていない。

3. 地域銀行の再編等（別紙3参照）

2019年7月以降に行われた地域銀行における再編等は、以下のとおりである。

株式会社徳島銀行、株式会社大正銀行

（内容）2020年1月1日に合併

合併後の銀行名：株式会社徳島大正銀行

4. 外国銀行の参入

2019年7月以降、新たに銀行業の免許を付与した外国銀行はない（2020年6月末現在、免許を付与されている外国銀行支店は55行）。

5. 外国銀行の退出

2019年7月以降、以下のとおり、外国銀行支店において銀行業の廃止があった。

銀行名	廃止年月日
イタウ・ユニバンク・エッセ・アー (イタウ・ユニバンク銀行)	2020年2月28日

IV 不良債権処理等の推移

1. 不良債権の概念（別紙4～5参照）

(1) 金融再生法開示債権

金融機関の不良債権の概念の一つに、金融再生法開示債権がある。これは、金融再生法（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律）の規定に基づき、貸出金、支払承諾見返等の総与信を対象に、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」及び「正常債権」の4つの区分に分けて開示するものである（主要行については1999年3月期より、地域銀行については1999年9月期より、協同組織金融機関については2000年3月期より、開示が義務付けられた）。このうち「正常債権」以外の3つを「金融再生法開示債権」と呼んでいる。

(2) リスク管理債権

リスク管理債権は、金融再生法開示債権と並ぶ不良債権の概念の一つであり、貸出金を対象に、客観的形式的基準により区分（破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）し、区分された債権毎に各金融機関が開示するものである。このリスク管理債権は、米国証券取引委員会（SEC）と同様の基準に基づくものであり、1998年3月期より各銀行が全銀協統一開示基準等に基づき開示を開始、1999年3月期からは、金融システム改革法に基づく銀行法等の改正により、全預金取扱金融機関に対し、連結ベースでの開示が罰則付きで義務付けられた。

2. 金融再生法開示債権等の現状（別紙6～13参照）

(1) 金融再生法開示債権【全国銀行ベース】

単位：%、兆円	2002年 3月期		2018年 9月期	2019年 3月期	2019年 9月期	2020年 3月期
不良債権比率	8.4		1.1	1.1	1.1	1.1
総与信	512.1		607.8	612.5	613.3	629.6

金融再生法 開示債権	43.2	6.5	6.7	6.8	6.8
破産更生 債権	7.4	1.1	1.2	1.2	1.2
危険債権	19.3	4.0	4.2	4.1	4.0
要管理 債権	16.5	1.3	1.4	1.5	1.6
正常債権	468.9	601.3	605.7	606.5	622.8

(2) リスク管理債権残高の推移【全国銀行ベース】

(単位:兆円)

2013年 3月期	2014年 3月期	2015年 3月期	2016年 3月期	2017年 3月期	2018年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期
11.7	10.0	9.0	8.2	7.6	6.6	6.5	6.7

3. 不良債権問題への取組み (別紙 14~15 参照)

不良債権の最終処理は、金融機関の収益力の改善や貸出先企業の経営資源の有効活用などに寄与し、新たな成長分野への資金の供給や資源の移動を促すことにつながるものであり、他の分野の構造改革と合わせてこれを加速することは、日本経済の再生に不可欠なものであった。

これまで、2001年4月の緊急経済対策以来、主要行の破綻懸念先以下債権について、いわゆる「2年・3年ルール」「5割・8割ルール」等のオフバランス化のルールを設定し、それに則って不良債権の最終処理が着実に進められてきたところである。

(注1) さらに、2002年10月の「金融再生プログラム」においては、主要行の不良債権比率を2004年度末までに半分程度に低下させ、不良債権問題の正常化を図るとともに、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築に取り組むこととした。同プログラムに盛り込まれた、主要行の資産査定を厳格化、自己査定の充実、ガバナンスの強化といった目標や、産業と金融の一体再生の取組み等の諸施策を約2年半の間、強力に推進してきた結果、2005年3月期には主要行の不良債権比率は2.9%へと低下し、同プログラムの最も中心的な課題であった主要行の不良債権問題の正常化という目標を達成した。

(注2) なお、2005年10月に策定した「主要行等向けの総合的な監督指針」においては、「2年・3年ルール」「5割・8割ルール」といったこれまでのオフバ

ランス化ルールを取りやめることとする一方、不良債権の早期認知、早期対処のための銀行の不良債権管理についての総合的な着眼点を明確化することとし、不良債権問題の再発防止を図ることとしたところである。

V 預金保険料率の変更

2020年度の預金保険料率については、預金保険機構の運営委員会において、実効料率は現行の0.033%に据え置くものの、この実効料率を基に、決済用預金と一般預金等の金額割合を踏まえて、それぞれの保険料率に割り付けた結果、一般預金等に係る保険料率を0.031%（現行比▲0.001%）に変更（決済用預金に係る保険料率は現行どおり（0.045%））することが議決された。

これを受け、預金保険機構より、一般預金等に係る保険料率を0.031%（現行比▲0.001%）に変更する認可申請がなされ、2020年3月31日、預金保険法に基づき、これを認可した。

（注）預金保険機構は、「中長期的な預金保険料率のあり方等について」（「預金保険料率に関する検討会」報告書（2015年1月30日公表））を踏まえ、2021年度末に責任準備金が5兆円程度になるように積み立てを行っていくことを当面の積立目標としている。

主要行等の令和2年3月期決算の概要

1. 損益の状況（グループ連結ベース）

○ 令和2年3月期は、国内の低金利環境の継続が資金利益の下押し要因となったことに加え、引当金の増加により与信関係費用が増加したこと等により、当期純利益は前年に比べ▲3.0%の減少。

（単位：億円）

	H30年3月期	H31年3月期	R2年3月期	前年比
連結業務粗利益	102,995	100,209	105,022	4,813
資金利益	48,306	47,718	46,440	▲1,278
役務取引等利益	35,039	34,982	35,521	539
その他業務利益	8,064	6,893	10,367	3,475
うち債券等関係損益*	▲96	▲588	7,448	8,036
経費	▲68,901	▲68,356	▲69,708	▲1,352
連結業務純益	35,067	32,915	35,952	3,037
コア業務純益*			13,534	
コア業務純益*(除く投資信託解約損益)			13,229	
与信関係費用**	53	▲1,702	▲6,830	▲5,127
株式等関係損益	5,629	5,404	3,046	▲2,358
親会社株主に帰属する当期純利益	27,853	21,334	20,697	▲637

*債券等関係損益、コア業務純益については銀行単体ベース。**与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。

(参考)	H30年3月末	H31年3月末	R2年3月末
貸出金(末残)***	296.9兆円	305.2兆円	314.7兆円

***貸出金は銀行単体ベースの銀行勘定計。

2. 不良債権の状況（銀行単体ベース）

○ 不良債権額は平成31年3月期に比べ増加、不良債権比率は上昇。

	H30年3月期	H31年3月期	R2年3月期
不良債権額	2.2兆円	2.0兆円	2.1兆円
不良債権比率	0.66%	0.58%	0.59%

3. 自己資本比率の状況（グループ連結ベース）

○ 国際統一基準行の総自己資本比率、Tier1比率、普通株式等Tier1比率は、平成31年3月期に比べ低下。

○ 国内基準行の自己資本比率は、31年3月期に比べ上昇。

（国際統一基準行：4グループ）

（国内基準行：3グループ）

	H31年3月期	R2年3月期
総自己資本比率	17.83%	17.00%
Tier1比率	15.39%	14.60%
普通株式等Tier1比率	13.31%	12.77%

	H31年3月期	R2年3月期
自己資本比率	10.52%	11.04%

(注1) 記載金額・比率は、四捨五入して表示。

(注2) グループ連結ベースは、みずほFG、三菱UFJFG、三井住友FG、三井住友トラストHD（以上、国際統一基準行）、りそなHD、新生銀行、あおぞら銀行（以上、国内基準行）を対象とする。

(注3) 銀行単体ベースは、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行を対象とする。

令和2年6月5日

金融庁

地域銀行の令和2年3月期決算の概要

1. 損益の状況（銀行単体ベース）

- 実質業務純益は、資金利益の減少はあるが、経費の減少や債券等関係損益の増加等により、前年同期に比べ、4.3%の増益。
- 当期純利益は、株式等関係損益の減少や与信関係費用の増加等により、前年同期に比べ、10.2%の減益。

(単位：億円)

	H30年3月期	H31年3月期	R2年3月期	前年同期比
業務粗利益	42,707	42,233	42,480	247
資金利益	38,319	37,201	36,172	▲ 1,029
役務取引等利益	5,297	5,281	5,233	▲ 48
その他業務利益			1,032	—
うち、債券等関係損益	▲ 1,213	▲ 332	832	1,164
経費	▲ 30,528	▲ 30,011	▲ 29,728	283
実質業務純益	12,178	12,221	12,751	530
コア業務純益			11,919	—
コア業務純益 (除く投資信託解約損益)			11,113	—
与信関係費用(※)	▲ 1,065	▲ 3,473	▲ 3,583	▲ 110
株式等関係損益	2,751	2,485	749	▲ 1,736
当期純利益	9,965	7,686	6,901	▲ 785

※ 与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。

	H30年3月期	H31年3月期	R2年3月期
貸出金(末残)	260.6兆円	269.3兆円	277.7兆円

2. 不良債権の状況（銀行単体ベース）

- 不良債権額は31年3月期に比べ横ばいだが、不良債権比率は低下。

	H30年3月期	H31年3月期	R2年3月期
不良債権額	4.5兆円	4.8兆円	4.8兆円
不良債権比率	1.71%	1.74%	1.70%

3. 自己資本比率の状況（銀行単体ベース）

- 国際統一基準行の総自己資本比率は、31年3月期に比べ低下。
- 国内基準行の自己資本比率は、31年3月期に比べ上昇。

(国際統一基準行：11行)

(国内基準行：H31年3月期 94行、R2年3月期 92行)

	H31年3月期	R2年3月期
総自己資本比率	13.84%	13.28%
Tier1比率	13.37%	12.73%
普通株式等Tier1比率	13.37%	12.73%

	H31年3月期	R2年3月期
自己資本比率	9.47%	9.52%

(注1) 記載金額・比率は、四捨五入して表示。

(注2) H30年3月期の集計対象は106行(地方銀行64行、第二地方銀行41行及び埼玉りそな銀行)

H31年3月期の集計対象は105行(地方銀行64行、第二地方銀行40行及び埼玉りそな銀行)

R2年3月期の集計対象は103行(地方銀行64行、第二地方銀行38行及び埼玉りそな銀行)

(注3) 与信関係費用・不良債権の計数には、再生専門子会社分を含む。

令和元年 12 月 25 日
金 融 庁

銀行の合併認可について

本日、株式会社徳島銀行と株式会社大正銀行に対し、銀行法第 30 条第 1 項の規定に基づき、両行が合併することについて認可しました。

(参考)合併後の銀行の概要

1. 商号：株式会社徳島大正銀行
2. 本店所在地：徳島県徳島市富田浜1丁目 41 番地
3. 代表者：代表取締役会長 柿内 慎市
代表取締役副会長 吉田 雅昭
代表取締役頭取 吉岡 宏美
代表取締役専務 岡崎 悦夫
4. 資本金：11,036 百万円
5. 合併予定日：令和2年1月1日

お問い合わせ先

四国財務局 Tel:087-811-7780(代表)
金融監督第一課

近畿財務局 Tel:06-6949-6369
金融監督第一課

金融庁 Tel:03-3506-6000(代表)
監督局銀行第二課
(内線:3222、3681)

リスク管理債権、金融再生法に基づく資産査定の違い

	リスク管理債権	金融再生法に基づく資産査定
目的	ディスクロージャー	ディスクロージャー
対象資産	貸出金	総与信（貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返、有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る））
区分方法	債権の客観的な状況による区分 （＝債権ベース、但し、一部金融機関においては、金融再生法と同様の債務者ベースによる区分を実施） （破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）	債務者の状況に基づく区分 （＝債務者ベース） （破産更生等債権、危険債権、要管理債権、正常債権）
担保・引当カバー部分の扱い	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保・引当カバー部分も含まれている。

リスク管理債権及び再生法開示債権の関係

リスク管理債権	再生法開示債権
銀行法等に基づく開示	再生法等に基づく開示
対象：貸出金	対象：貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返等
担保・引当カバー分を含む	担保・引当カバー分を含む
<p style="text-align: center;">破綻先債権</p> 未収利息不計上貸出金のうち、更生手続き開始等の事由が生じているもの	<p style="text-align: center;">破産更生債権及びこれらに準ずる債権</p> 破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
<p style="text-align: center;">延滞債権</p> 未収利息不計上貸出金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外のもの	<p style="text-align: center;">危険債権</p> 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
<p style="text-align: center;">3カ月以上延滞債権</p> 元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出債権（破綻先債権、延滞債権に該当するものを除く）	<p style="text-align: center;">要管理債権</p> 3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権
<p style="text-align: center;">貸出条件緩和債権</p> 経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（上記に該当するものを除く）	

令和2年8月28日
 金融庁

令和2年3月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）

1. 金融再生法開示債権の状況

令和2年3月期の全国銀行の金融再生法開示債権残高は6.8兆円であり、平成31年3月期の6.7兆円と比べ0.1兆円の増加となっています。

（参考）令和2年3月期における金融再生法開示債権の増減要因（単位：兆円）

金融再生法開示債権	+0.1
うち 要管理債権	+0.3
[増加要因] 債務者の業況悪化等に伴う新規発生 危険債権以下からの上方遷移 (債務者の業況改善+0.1 再建計画の策定等+0.0)	+0.6 +0.1 (増加要因計 +0.7)
[減少要因] 正常債権化 (債務者の業況改善▲0.2 再建計画の策定等▲0.0) 危険債権以下への下方遷移 返済等(*)	▲0.2 ▲0.1 ▲0.1 (減少要因計 ▲0.4)
うち 危険債権以下	▲0.2
[増加要因] 債務者の業況悪化等に伴う新規発生 要管理債権からの下方遷移	+1.1 +0.1 (増加要因計 +1.3)
[減少要因] オフバランス化等(*) (債権流動化等▲1.0、正常債権化及び要管理債権への上方遷移▲0.4)	▲1.4 (減少要因計 ▲1.4)

* 「返済等」「オフバランス化等」には、統計上生じる誤差脱漏が含まれます。

（注）銀行に対するアンケート調査により把握したものです。

2. 個別貸倒引当金の状況

令和2年3月期の全国銀行の個別貸倒引当金残高は1.5兆円であり、平成31年3月期の1.5兆円と比べ横ばいとなっています。

3. 不良債権処分損の状況

令和2年3月期の全国銀行の不良債権処分損（不良債権の処理に伴う損失）は、平成31年3月期の0.3兆円と比べて0.4兆円悪化し、0.7兆円の損失となっています。

（注）計数は全て、百億円単位を四捨五入して記載しています。なお、平成31年3月期の（表7）自己査定による債務者区分の推移の一部の計数につき訂正致しました。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

監督局総務課監督調査室

（内線 2688、3278）

（表 1）金融再生法開示債権等の推移

（Excel）（PDF：356KB）

（表 2）全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因

（Excel）（PDF：142KB）

（表 3）金融再生法開示債権の保全状況の推移

（Excel）（PDF：37KB）

（表 4）担保不動産の評価額（処分可能見込額）と売却実績額の推移

（Excel）（PDF：27KB）

（表 5）不良債権処分損等の推移（全国銀行）

（Excel）（PDF：49KB）

（表 6）リスク管理債権額等の推移

（Excel）（PDF：507KB）

（表 7）自己査定による債務者区分の推移

（Excel）（PDF：37KB）

(表1) 金融再生法開示債権等の推移

(別紙7)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期	28年9月期	29年3月期	29年9月期	30年3月期	30年9月期	31年3月期	元年9月期	2年3月期		
(0) 総行 債権・ 貸付債権 ・債権	総与債(億円)	3,269,620	2,873,530	2,693,570	2,593,000	2,631,590	2,662,870	2,704,100	2,757,540	2,771,990	2,798,260	2,858,960	2,899,090	2,749,260	2,699,540	2,625,590	2,639,270	2,628,610	2,704,700	2,694,570	2,867,610	2,907,090	3,018,050	3,083,250	3,199,450	3,225,480	3,246,040	3,178,640	3,315,290	3,322,220	3,310,330	3,394,860	3,391,280	3,368,850	3,477,410	
	金融再生法開示債権(億円)	283,850	206,800	138,020	75,600	62,290	46,940	39,500	41,440	40,780	38,590	43,420	48,080	51,840	50,310	49,560	48,600	47,790	49,830	49,460	50,970	44,420	40,160	35,100	35,150	31,740	31,490	28,890	28,990	24,220	21,910	18,290	19,630	20,470	20,550	
	破産更生等債権(億円)	35,290	22,100	14,940	10,580	7,740	5,180	4,380	4,050	4,450	4,490	8,240	11,610	10,830	9,290	7,600	6,650	5,600	5,370	5,370	5,640	4,900	3,420	2,990	2,890	3,870	3,900	3,690	3,680	3,650	3,120	2,950	2,570	2,570	2,830	
	危険債権(億円)	129,790	67,740	53,270	37,470	31,760	19,020	16,110	19,550	21,420	17,130	21,420	25,000	29,650	29,120	28,650	26,580	27,280	29,340	29,180	29,140	25,230	23,760	20,520	18,330	16,160	17,940	13,280	13,320	11,850	10,540	10,220	12,230	12,300	11,400	
	要管理債権(億円)	118,770	116,960	69,810	27,550	22,800	22,750	19,020	17,850	14,900	16,970	13,760	11,470	11,360	11,900	13,310	15,370	14,920	15,120	14,920	16,180	14,290	12,980	11,590	13,930	11,710	9,650	11,920	11,990	8,720	8,250	5,120	4,730	5,610	6,330	
	正常債権(億円)	2,985,770	2,666,730	2,555,550	2,517,400	2,569,300	2,615,930	2,664,590	2,716,090	2,731,210	2,759,670	2,815,540	2,851,010	2,697,420	2,649,220	2,576,030	2,590,670	2,580,810	2,654,870	2,645,110	2,816,650	2,862,670	2,977,890	3,048,160	3,164,300	3,193,750	3,214,550	3,149,750	3,286,290	3,298,000	3,288,420	3,376,570	3,371,650	3,348,380	3,456,850	
	不良債権比率(%)	8.7	7.2	5.1	2.9	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.5	1.7	1.9	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.5	1.3	1.1	1.1	1.0	0.9	0.9	0.7	0.7	0.5	0.6	0.6	0.6		
	不良債権処分額(兆円)	7.7	5.1	3.5	2.0		▲0.3		0.3		0.4		0.4		1.0		0.4		3.2		0.2		▲0.3		▲0.0		▲0.2		▲0.2		▲0.2		▲0.1		▲0.1	0.3
	実質業務利益(兆円)	4.2	4.1	4.0	3.9		3.9		3.5		3.3		2.7		2.9		3.2		3.2		3.3		2.9		3.2		2.6		2.1		1.8		2.1		2.1	
	(1) 都市 銀行	総与債(億円)	2,503,960	2,406,670	2,254,850	2,176,790	2,211,090	2,241,680	2,272,530	2,319,430	2,333,780	2,355,220	2,413,270	2,444,980	2,300,590	2,256,270	2,191,390	2,206,870	2,195,810	2,274,270	2,255,940	2,409,040	2,450,010	2,546,870	2,606,160	2,701,620	2,718,050	2,727,740	2,657,520	2,774,690	2,781,430	2,764,610	2,941,140	2,932,290	2,911,490	3,015,440
金融再生法開示債権(億円)		218,120	176,690	118,490	64,630	53,680	40,650	33,800	35,090	35,190	33,300	38,440	41,130	42,530	40,630	40,760	40,740	40,740	42,090	42,100	43,150	37,900	34,680	30,650	31,830	29,430	29,420	27,070	27,250	22,960	20,760	17,360	18,390	18,940	19,150	
破産更生等債権(億円)		25,260	18,500	12,710	9,270	6,600	4,580	3,940	3,460	3,740	3,800	6,410	8,930	8,040	6,880	5,800	5,070	4,260	4,130	4,150	4,530	4,090	3,100	2,770	2,710	3,500	3,700	3,520	3,540	3,470	2,950	2,800	2,540	2,400	2,660	
危険債権(億円)		101,890	58,530	44,600	31,830	27,350	17,020	14,340	16,840	18,770	15,230	19,400	21,520	24,460	23,840	23,600	22,080	22,950	24,360	24,290	23,990	21,180	20,290	17,720	16,400	14,950	16,640	12,340	12,680	11,350	10,080	9,760	11,380	11,320	10,610	
要管理債権(億円)		90,980	99,660	61,170	23,530	19,730	19,050	15,520	14,800	12,680	14,270	12,630	10,670	10,030	9,910	11,360	13,600	13,530	13,600	13,660	14,630	12,640	11,270	10,170	12,720	10,980	9,090	11,210	11,040	8,150	7,730	4,810	4,480	5,210	5,880	
正常債権(億円)		2,285,840	2,229,980	2,136,360	2,112,170	2,157,420	2,201,040	2,238,730	2,284,340	2,298,590	2,321,920	2,374,840	2,403,860	2,258,060	2,215,650	2,150,630	2,166,120	2,155,070	2,232,180	2,213,850	2,365,890	2,412,110	2,512,210	2,575,500	2,669,800	2,688,630	2,698,320	2,630,460	2,747,440	2,758,470	2,743,850	2,923,780	2,913,900	2,892,550	2,996,290	
不良債権比率(%)		8.7	7.3	5.3	3.0	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.6	1.7	1.8	1.8	1.9	1.8	1.9	1.9	1.9	1.8	1.5	1.4	1.2	1.2	1.1	1.1	1.0	0.8	0.8	0.6	0.6	0.7	0.6		
不良債権処分額(兆円)		6.2	4.6	3.3	1.9		▲0.3		0.2		0.4		1.6		0.9		0.3		0.2		0.2		▲0.2		0.0		0.2		▲0.2		▲0.1		▲0.1		0.3	
実質業務利益(兆円)		3.3	3.4	3.2	3.1		3.1		2.7		2.6		2.3		2.5		2.7		2.7		2.8		2.4		2.6		2.4		2.1		1.6		1.3		1.6	
(2) 旧長期 債権		総与債(億円)	346,260	74,770	64,970	62,440	65,560	71,780	80,780	87,010	92,000	95,750	98,320	90,510	84,440	80,780	77,420	68,920	70,320	71,740	70,720	73,360	69,830	70,120	69,840	71,250	70,610	69,270	69,530	72,890	72,480	73,850	75,880	78,310	79,300	81,460
	金融再生法開示債権(億円)	27,420	4,360	1,860	1,500	1,210	640	490	610	840	930	1,510	2,860	2,920	5,050	4,580	4,070	3,470	4,050	3,740	3,490	2,900	2,450	1,620	990	620	580	520	230	130	150	170	260	390	460	
	破産更生等債権(億円)	5,620	490	290	90	80	10	40	10	100	80	740	1,270	1,620	1,540	1,100	740	610	570	560	460	370	170	90	50	60	50	40	30	20	20	20	60	70		
	危険債権(億円)	11,300	1,920	1,280	1,260	890	390	230	400	550	460	460	1,370	840	3,040	3,000	2,910	2,490	3,090	2,950	2,780	2,270	2,030	1,370	780	490	460	420	150	50	80	100	200	310	340	
	要管理債権(億円)	10,500	1,940	290	150	230	230	210	200	190	390	310	220	460	470	490	420	370	390	230	260	270	250	160	160	60	60	60	50	50	50	30	30	30	50	
	正常債権(億円)	318,840	70,410	63,110	60,940	64,360	71,140	80,290	86,400	91,160	94,820	96,810	87,650	81,520	75,730	72,830	64,850	66,850	67,690	66,980	69,870	66,930	67,670	68,220	70,260	69,540	68,690	69,010	72,660	72,350	73,690	75,710	78,050	78,910	80,990	
	不良債権比率(%)	7.9	5.8	2.9	2.4	1.8	0.9	0.6	0.7	0.9	1.0	1.5	3.2	3.5	6.2	5.9	5.9	4.9	5.6	5.3	4.8	4.2	3.5	2.3	1.4	0.9	0.8	0.7	0.3	0.2	0.2	0.3	0.5	0.6		
	不良債権処分額(兆円)	0.7	▲0.0	▲0.0	▲0.0		▲0.0		▲0.0		0.0		0.2		0.1		0.0		0.0		0.0		0.0		▲0.0		▲0.0		▲0.0		▲0.0		▲0.0		0.0	
	実質業務利益(兆円)	0.3	0.1	0.1	0.1		0.1		0.1		0.1		▲0.1		0.1		0.1		0.1		0.1		0.1		0.1		0.1		0.1		0.1		0.1		0.1	
	(3) 住持 債権	総与債(億円)	419,400	392,090	373,750	353,770	354,940	349,410	350,790	351,100	346,210	347,290	347,370	363,590	364,240	362,480	356,790	363,480	362,470	358,690	367,910	385,220	387,250	401,070	407,260	426,570	437,270	449,030	451,590	467,710	468,310	471,870	377,840	380,670	378,060	380,520
金融再生法開示債権(億円)		38,310	25,750	17,670	9,470	7,410	5,660	5,210	5,740	4,750	4,360	3,470	4,090	6,400	5,210	4,640	4,220	3,780	3,580	3,690	3,630	4,330	3,060	2,820	2,330	1,700	1,490	1,300	1,510	1,130	990	760	980	1,140	940	
破産更生等債権(億円)		4,410	3,110	1,940	1,230	1,060	590	390	580	620	610	1,090	1,410	1,170	880	710	830	740	680	660	650	440	150	130	140	320	150	130	110	160	140	120	110	100		
危険債権(億円)		16,610	7,290	7,390	4,380	3,510	1,610	1,530	2,310	2,100	1,440	1,560	2,110	4,350	2,240	2,050	1,590	1,830	1,880	1,940	2,380	1,790	1,440	1,430	1,150	720	840	530	500	450						

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期	28年9月期	29年3月期	29年9月期	30年3月期	30年9月期	31年3月期	元年9月期	2年3月期
地域銀行	総手債(億円)	1,851,150	1,872,290	1,861,480	1,868,270	1,868,210	1,911,860	1,928,110	1,969,030	1,980,430	2,018,110	2,030,970	2,088,270	2,072,860	2,083,270	2,082,720	2,111,180	2,119,260	2,161,530	2,182,140	2,221,090	2,238,770	2,284,330	2,315,110	2,368,010	2,397,890	2,450,750	2,487,290	2,542,520	2,584,890	2,642,640	2,682,650	2,733,410	2,764,330	2,818,700
	金融再生法開示債種(億円)	148,220	146,600	127,920	103,670	97,050	86,780	83,930	78,300	77,930	75,470	79,520	71,500	71,220	66,890	66,100	66,750	68,410	68,400	68,990	68,060	65,140	62,050	59,190	56,280	54,500	52,310	50,260	48,240	46,230	45,050	47,640	47,680	47,920	
	破産更生等債種(億円)	38,750	35,370	28,580	21,720	20,420	18,400	17,640	16,620	16,160	15,690	19,340	22,290	21,410	19,450	18,110	17,260	16,520	14,610	13,990	12,850	11,690	11,130	10,330	9,560	9,260	8,850	8,520	8,300	8,090	7,920	8,400	9,250	9,670	9,410
	危険債種(億円)	63,360	62,390	58,610	50,900	48,190	44,220	43,650	40,980	41,410	40,180	40,490	39,350	39,110	38,160	38,970	39,900	41,480	42,440	43,350	43,600	42,050	39,800	38,400	36,810	35,530	34,310	33,040	31,800	30,250	29,580	29,800	29,480	28,620	28,420
	要管理債種(億円)	46,110	48,840	40,730	31,050	28,440	24,150	22,640	20,690	20,360	19,600	19,690	9,870	10,700	9,280	9,020	9,600	10,410	11,350	11,650	11,610	11,400	11,120	10,450	9,900	9,710	9,150	8,690	8,130	7,890	7,540	8,340	8,920	9,390	10,090
	正常債種(億円)	1,702,920	1,725,880	1,733,570	1,764,600	1,771,160	1,825,090	1,844,180	1,890,730	1,902,490	1,942,630	1,951,440	2,016,760	2,001,630	2,016,380	2,016,640	2,044,420	2,050,850	2,093,140	2,113,150	2,153,050	2,173,640	2,222,280	2,255,920	2,311,740	2,343,390	2,398,440	2,437,030	2,494,280	2,538,670	2,597,580	2,636,100	2,685,770	2,716,650	2,770,780
	不良債種比率(%)	8.0	7.8	6.9	5.5	5.2	4.5	4.4	4.0	3.9	3.7	3.9	3.4	3.4	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.1	2.9	2.7	2.6	2.4	2.3	2.1	2.0	1.9	1.8	1.7	1.7	1.7	
	不良債種処分額(兆円)	2.0	1.6	1.9	0.9		0.6		0.8		0.7		1.2		0.7		0.3		0.3		0.4		0.2		0.1		0.1		0.1		0.1		0.3		0.4
	実質業務純益(兆円)	1.8	1.9	1.9	2.0		2.0		2.0		1.8		1.1		1.8		1.8		1.7		1.7		1.6		1.6		1.6		1.3		1.2		1.2		1.3
	(103) 地方銀行	総手債(億円)	1,402,920	1,386,450	1,383,190	1,404,210	1,400,760	1,435,290	1,445,510	1,482,690	1,490,450	1,519,390	1,531,100	1,581,630	1,565,840	1,578,030	1,579,020	1,602,630	1,609,480	1,644,320	1,666,340	1,697,560	1,714,160	1,750,040	1,775,550	1,818,900	1,841,260	1,883,110	1,912,990	1,957,270	1,992,300	2,039,710	2,090,130	2,131,090	2,200,710
金融再生法開示債種(億円)		107,810	105,890	94,440	76,740	71,920	63,830	61,590	58,150	57,700	55,510	57,920	51,380	51,120	48,040	47,550	48,900	49,920	49,820	50,480	49,540	47,600	45,610	43,690	41,920	40,730	39,090	37,370	36,080	34,580	33,710	35,720	36,840	37,670	37,500
破産更生等債種(億円)		27,500	24,660	19,990	15,220	14,380	12,910	12,550	12,010	11,450	10,920	13,320	14,820	14,200	12,750	12,140	11,860	11,180	9,850	9,610	8,690	7,820	7,420	6,800	6,350	6,210	6,090	5,860	5,750	5,620	5,530	6,030	6,900	7,440	7,180
危険債種(億円)		46,410	45,200	43,820	37,840	35,510	32,330	31,910	30,440	30,770	29,500	29,590	29,040	28,620	28,110	28,480	29,390	30,400	30,830	31,580	32,000	30,940	29,540	28,490	27,530	26,670	25,590	24,450	23,670	22,420	21,900	22,580	22,360	22,010	21,570
要管理債種(億円)		33,900	36,040	30,630	23,670	22,030	18,590	17,140	15,710	15,470	15,080	15,010	7,520	8,300	7,180	6,930	7,660	8,330	9,140	9,290	8,850	8,840	8,660	8,400	8,040	7,850	7,420	7,070	6,660	6,540	6,280	7,110	7,580	8,220	8,760
正常債種(億円)		1,295,110	1,280,550	1,288,760	1,327,470	1,328,840	1,371,470	1,383,920	1,424,540	1,432,750	1,463,870	1,473,180	1,530,250	1,514,710	1,529,990	1,531,470	1,553,720	1,559,560	1,594,500	1,615,870	1,648,030	1,666,570	1,704,420	1,731,860	1,776,990	1,800,540	1,844,020	1,875,620	1,921,190	1,957,730	2,006,000	2,054,410	2,094,250	2,163,040	2,204,130
不良債種比率(%)		7.7	7.6	6.8	5.5	5.1	4.4	4.3	3.9	3.9	3.7	3.8	3.3	3.3	3.0	3.0	3.1	3.0	3.0	3.0	2.9	2.9	2.6	2.5	2.3	2.2	2.1	2.0	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7		
不良債種処分額(兆円)		1.5	1.1	1.6	0.6		0.4		0.5		0.5		0.8		0.5		0.5		0.2		0.3		0.1		0.1		0.1		0.1		0.1		0.3		0.3
実質業務純益(兆円)		1.4	1.4	1.4	1.5		1.5		1.5		1.4		1.0		1.4		1.3		1.3		1.3		1.2		1.3		1.3		1.0		1.0		1.0		1.1
(84) 第二地方銀行		総手債(億円)	448,230	438,120	427,710	410,000	411,940	418,900	423,810	426,200	429,250	436,110	437,320	442,240	442,800	440,780	439,640	444,110	445,400	452,040	449,800	456,740	457,910	466,950	471,610	479,970	486,800	497,310	503,280	513,660	520,530	530,070	519,100	528,240	489,170
	金融再生法開示債種(億円)	40,410	38,990	31,950	25,870	24,090	22,080	21,380	19,270	19,340	19,070	20,540	19,120	19,000	17,710	17,270	16,630	17,270	17,430	17,310	17,380	16,390	15,330	14,390	13,330	12,700	12,080	11,770	11,060	10,610	10,330	9,860	9,810	9,120	9,480
	破産更生等債種(億円)	11,250	10,420	8,400	6,380	5,950	5,380	5,000	4,490	4,570	4,630	5,870	7,310	7,040	6,570	5,830	5,240	5,160	4,600	4,250	4,020	3,760	3,600	3,380	3,030	2,860	2,570	2,470	2,360	2,260	2,190	2,180	2,070	2,080	
	危険債種(億円)	16,950	16,580	14,180	12,610	12,200	11,470	11,290	10,070	10,100	10,110	12,610	9,700	9,830	9,320	9,710	9,720	10,270	10,840	10,940	10,840	10,300	9,510	9,190	8,610	8,210	8,020	7,880	7,420	7,160	7,030	6,600	6,490	6,010	6,260
	要管理債種(億円)	12,210	11,990	9,370	6,890	5,940	5,220	5,090	4,720	4,670	4,330	4,420	2,120	2,130	1,820	1,740	1,670	1,840	1,990	2,120	2,520	2,330	2,220	1,820	1,680	1,630	1,480	1,410	1,280	1,190	1,110	1,090	1,140	1,040	1,140
	正常債種(億円)	407,820	399,130	395,750	384,130	387,850	396,820	402,430	406,920	409,910	417,030	416,770	423,120	423,790	423,080	422,370	427,480	428,130	434,620	432,490	439,360	441,530	451,620	457,220	466,640	474,100	485,230	491,510	502,600	509,910	519,730	509,230	518,430	480,040	490,630
	不良債種比率(%)	9.0	8.9	7.5	6.3	5.8	5.3	5.0	4.5	4.5	4.4	4.7	4.3	4.3	4.0	3.9	3.7	3.9	3.9	3.8	3.8	3.6	3.3	3.1	2.8	2.6	2.4	2.3	2.2	2.0	1.9	1.9	1.9	1.9	
	不良債種処分額(兆円)	0.5	0.5	0.3	0.3		0.2		0.3		0.2		0.4		0.2		0.1		0.1		0.1		0.1		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.1
	実質業務純益(兆円)	0.4	0.4	0.4	0.4		0.4		0.4		0.4		0.0		0.3		0.3		0.3		0.3		0.4		0.3		0.3		0.2		0.2		0.2		0.2
	(12) 全国銀行	総手債(億円)	5,120,760	4,745,810	4,555,050	4,461,270	4,499,800	4,574,720	4,632,210	4,726,570	4,752,420	4,816,370	4,889,930	4,987,360	4,822,120	4,782,810	4,708,320	4,750,440	4,747,870	4,866,230	4,876,710	5,088,710	5,145,860	5,302,380	5,398,360	5,567,460	5,623,370	5,696,790	5,665,930	5,857,810	5,907,110	5,952,960	6,077,500	6,124,690	6,133,190
金融再生法開示債種(億円)		432,070	353,390	265,940	179,270	159,340	133,720	123,430	119,740	118,710	114,060	122,940	119,580	123,060	117,200	115,660	115,350	116,200	118,230	118,450	119,030	109,560	102,210	94,280	91,430	86,240	83,800	79,140	77,240	70,450	66,950	64,830	67,270	68,150	68,480
破産更生等債種(億円)		74,040	57,470	43,520	32,310	28,160	23,580	22,020	20,670	20,620	20,180	27,580	33,900	32,240	28,750	25,710	23,910	22,120	19,990	19,370	18,490	16,590	14,550	13,320	12,450	13,140	12,750	12,21							

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期	28年9月期	29年3月期	29年9月期	30年3月期	30年9月期	31年3月期	元年9月期	2年3月期		
信託 金融機関	総与信(億円)	955,590	945,270	927,430	908,080		902,330	906,780		907,650		921,620		924,700		914,530		915,770		916,290		934,060		946,470		982,850		1,046,680		1,078,190		1,112,930		1,144,500		
	金融再生法開示債権(億円)	92,350	91,680	80,080	69,780		61,900	57,550		56,630		51,640		50,620		50,930		53,630		53,720		50,980		47,950		43,980		40,640		37,880		35,680		34,780		
	破産更生等債権(億円)	29,920	29,550	26,580	22,350		19,450	18,320		17,800		19,660		18,670		16,670		15,640		14,330		13,160		11,860		10,620		9,780		9,090		8,570		8,310		
	危険債権(億円)	35,970	36,070	33,610	31,040		29,100	28,170		28,780		27,130		27,790		29,750		32,980		34,380		33,140		31,530		29,180		27,070		25,220		23,770		23,180		
	管理債権(億円)	26,460	26,050	19,900	16,390		13,350	11,060		10,040		4,850		4,150		4,510		5,010		5,000		4,670		4,560		4,180		3,790		3,570		3,340		3,290		
	正常債権(億円)	863,240	853,530	847,320	838,290		840,390	849,210		869,950		874,040		863,550		882,520		863,550		862,100		882,520		883,050		898,460		938,840		1,006,020		1,040,270		1,077,180		1,109,660
	不良債権比率(%)	9.7	9.7	8.6	7.7		6.9	6.3		6.2		5.6		5.5		5.6		5.9		5.9		5.5		5.1		4.5		3.9		3.5		3.2		3.0		
	不良債権処分額(兆円)	0.9	0.8	0.6	0.5		0.4	0.5		0.4		0.8		0.6		0.3		0.4		0.3		0.2		0.1		0.1		0.1		0.1		0.1		0.2		
	実質業務純益(兆円)	0.8	1.3	1.1	1.2		1.3	1.3		1.2		0.0		1.1		1.1		1.0		1.0		1.1		1.3		1.1		0.6		0.5		0.5		0.8		
	(417) 信用 金庫	総与信(億円)	750,180	746,830	728,090	708,680		699,650	702,740		704,580		712,600		712,350		697,100		698,050		697,260		710,240		722,710		746,290		777,030		784,660		796,340		817,820	
金融再生法開示債権(億円)		75,930	74,170	65,210	56,610		49,930	45,980		41,460		41,460		41,720		44,330		42,310		44,330		42,310		39,640		36,300		33,500		31,340		29,660		28,880		
破産更生等債権(億円)		23,580	23,500	21,000	17,260		14,990	14,040		13,320		15,030		14,300		12,610		11,940		10,770		9,970		9,030		8,040		7,360		6,800		6,580		6,410		
危険債権(億円)		30,850	30,210	28,370	26,470		24,500	23,550		24,310		22,940		23,820		25,730		28,430		29,730		28,780		27,170		25,110		23,310		21,890		20,610		20,070		
管理債権(億円)		21,510	20,460	15,830	12,880		10,430	8,390		7,540		3,500		3,380		3,050		3,810		3,830		3,560		3,440		3,160		2,820		2,650		2,480		2,400		
正常債権(億円)		674,250	672,600	662,850	652,070		649,710	656,760		659,400		671,120		671,160		655,360		653,850		652,890		667,920		683,040		709,980		743,510		753,290		766,640		788,910		
不良債権比率(%)		10.1	9.9	9.0	8.0		7.1	6.5		6.4		5.8		6.0		6.3		6.4		6.4		6.0		5.5		4.9		4.3		4.0		3.7		3.5		
(256) 信用 組合		総与信(億円)	118,580	104,270	100,190	99,670		100,250	99,920		99,010		98,970		98,440		100,440		98,610		99,610		101,120		103,480		112,490		138,270		147,910		154,730		159,080	
		金融再生法開示債権(億円)	15,100	15,980	13,350	11,830		10,710	10,340		10,180		8,900		8,110		8,030		8,370		8,370		7,740		7,440		6,880		6,360		5,770		5,230		5,080	
		破産更生等債権(億円)	5,980	5,700	5,170	4,490		3,840	3,950		4,170		4,020		3,890		3,440		3,440		3,340		2,990		2,630		2,400		2,220		2,060		1,740		1,650	
	危険債権(億円)	4,360	4,960	4,330	4,050		3,990	3,960		3,770		3,470		3,230		3,340		3,820		3,940		3,710		3,750		3,510		3,220		2,830		2,670		2,580		
	管理債権(億円)	4,760	5,330	3,850	3,290		2,760	2,540		2,400		1,260		990		1,040		1,110		1,080		1,040		1,050		970		920		880		820		850		
	正常債権(億円)	103,480	88,270	86,840	87,840		89,520	89,570		88,800		90,050		90,310		92,390		90,220		91,240		93,360		96,010		105,590		131,910		142,120		149,470		153,970		
	不良債権比率(%)	12.7	15.3	13.3	11.9		10.7	10.3		10.3		9.0		8.2		8.0		8.5		8.4		7.7		7.2		6.1		4.6		3.9		3.4		3.2		
	(146) 預金取扱 金融機関	総与信(億円)	6,076,350	5,691,090	5,482,480	5,369,350		5,477,050	5,633,340		5,724,020		5,908,990		5,707,510		5,782,000		5,664,980		6,005,000		6,236,450		6,513,930		6,679,640		6,904,490		7,031,150		7,237,620		7,440,610	
		金融再生法開示債権(億円)	524,420	445,070	346,020	249,040		195,620	177,290		170,680		171,220		167,820		166,280		171,860		172,740		153,190		139,370		127,780		117,870		104,830		102,950		103,260	
		破産更生等債権(億円)	103,960	87,020	70,090	54,660		43,030	38,990		37,980		53,560		47,420		40,570		35,630		32,820		27,710		24,310		23,370		21,760		20,130		20,500		20,550	
危険債権(億円)		229,120	166,200	145,480	119,400		92,340	88,700		86,100		91,470		95,070		96,230		104,750		107,130		96,700		86,680		81,430		72,200		65,350		65,470		63,000		
管理債権(億円)		191,340	191,840	130,440	74,990		60,250	49,600		46,610		26,190		25,330		29,480		31,480		32,800		28,780		28,390		22,980		23,910		19,360		16,990		19,710		
正常債権(億円)		5,551,930	5,245,940	5,136,430	5,120,290		5,281,410	5,456,030		5,553,290		5,737,720		5,539,650		5,498,630		5,610,110		5,832,210		6,083,220		6,374,500		6,551,830		6,786,590		6,926,270		7,134,590		7,337,290		
不良債権比率(%)		8.6	7.8	6.3	4.6		3.6	3.0		3.1		2.9		2.9		2.9		2.9		2.9		2.5		2.1		1.9		1.7		1.5		1.4				
不良債権処分額(兆円)		10.6	7.4	6.0	3.4		0.8	1.5		1.4		3.9		2.3		0.9		0.9		0.9		0.2		0.2		0.4		0.4		0.4		0.4				
(329) 実質業務純益(兆円)		6.8	7.3	7.0	7.1		7.1	6.7		6.3		3.9		5.8		6.1		5.9		6.0		5.7		6.1		5.7		4.8		3.8		3.6				

(注) 1. 計数は、不良債権処分額及び実質業務純益については兆円単位、不良債権比率については%で表示。その他については億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。
2. ()内は令和2年3月期時点の対象金融機関数。
3. 旧長信銀の計数は、14年3月期は日本興業銀行を含み、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行に転換したあおぞら銀行を含む。
4. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。
5. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。
6. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀・信託及び地域銀行を累計したもの。
7. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行及び協同組織金融機関を累計したもの(信託等は含まない)。ただし、不良債権処分額及び実質業務純益については、信託連等及び商工中金を含む。
8. 一部の銀行においては、再生専門会社および株式会社保有専門会社の計数を含む。
9. 不良債権処分額及び実質業務純益については9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。
10. 19年9月期～22年3月期の計数については、業績修正を行った銀行があるため、過去の当庁公表数値と異なる。

(表2) 全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因

(別紙8)

(単位:兆円)

	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期
金融再生法開示債権	▲ 7.9	▲ 8.7	▲ 8.7	▲ 4.6	▲ 1.4	▲ 0.6	+ 0.6	▲ 0.2	▲ 0.2	+ 0.3	+ 0.1	▲ 1.7	▲ 1.1	▲ 0.8	▲ 0.7	▲ 1.0	+ 0.0	+ 0.1
うち要管理債権	+ 0.1	▲ 5.5	▲ 5.2	▲ 1.2	▲ 0.8	▲ 0.2	▲ 1.5	▲ 0.0	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.1	▲ 0.4	+ 0.0	▲ 0.5	+ 0.1	▲ 0.4	▲ 0.2	+ 0.3
〔増減要因〕債務者の業況悪化等	+ 4.7	+ 3.0	+ 2.1	+ 1.5	+ 1.0	+ 1.2	+ 0.9	+ 0.9	+ 0.9	+ 1.0	+ 0.9	+ 0.5	+ 0.9	+ 0.4	+ 0.4	+ 0.3	+ 0.4	+ 0.6
危険債権以下からの上方遷移	+ 1.5	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.3	+ 0.0	+ 0.0
債務者の業況改善	+ 0.6	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.1	+ 0.2	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.3	+ 0.0	+ 0.0
再建計画の策定等	+ 0.9	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.2	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0
正常債権化(*)	▲ 2.3	▲ 3.8	▲ 3.4	▲ 1.5	▲ 1.1	▲ 1.3	▲ 2.3	▲ 0.7	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.4	▲ 0.6	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 0.7	▲ 0.5	▲ 0.2
債務者の業況改善	▲ 2.2	▲ 3.3	▲ 1.9	▲ 1.3	▲ 1.0	▲ 1.1	▲ 0.9	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.6	▲ 0.5	▲ 0.2
再建計画の策定等	▲ 0.1	▲ 0.6	▲ 1.6	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 1.4	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.0
危険債権以下への下方遷移(*)	▲ 3.1	▲ 3.3	▲ 2.3	▲ 0.9	▲ 0.7	▲ 0.5	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1
返済等(**)	▲ 0.7	▲ 1.7	▲ 1.9	▲ 0.7	▲ 0.2	+ 0.0	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.0	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.0	+ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.1
うち危険債権以下	▲ 8.0	▲ 3.2	▲ 3.5	▲ 3.4	▲ 0.6	▲ 0.4	+ 2.1	▲ 0.2	▲ 0.6	+ 0.1	▲ 0.1	▲ 1.3	▲ 1.1	▲ 0.3	▲ 0.8	▲ 0.6	+ 0.2	▲ 0.2
〔増減要因〕債務者の業況悪化等	+ 4.0	+ 3.3	+ 3.1	+ 1.9	+ 2.7	+ 2.7	+ 4.7	+ 3.3	+ 2.8	+ 2.7	+ 2.3	+ 1.4	+ 1.2	+ 1.2	+ 1.2	+ 1.0	+ 1.5	+ 1.1
要管理債権からの下方遷移(*)	+ 3.1	+ 3.3	+ 2.3	+ 0.9	+ 0.7	+ 0.5	+ 0.4	+ 0.5	+ 0.3	+ 0.3	+ 0.4	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1
オフバランス化等(**)	▲ 15.1	▲ 9.8	▲ 8.9	▲ 6.3	▲ 4.0	▲ 3.6	▲ 3.1	▲ 4.1	▲ 3.7	▲ 2.9	▲ 2.7	▲ 2.9	▲ 2.4	▲ 1.9	▲ 2.1	▲ 1.7	▲ 1.4	▲ 1.4

(注) 1. 計数は、銀行に対するアンケート調査により把握したものの。

2. 2年3月期時点の対象金融機関数は112行。

3. 都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行(埼玉りそな銀行を含む。)を集計。

4. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

* 要管理債権の遷移の他に、要管理先である債務者に対する債権のうち正常債権であるものの遷移を含んでいる。

** 「返済等」「オフバランス化等」には、統計上生じる誤差脱漏が含まれる。

(表3) 金融再生法開示債権の保全状況の推移

(別紙9)

主要行

(単位: 兆円、%)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期	
これらに準ずる債権 破産更生債権及び	債権額	3.2	2.2	1.5	1.1	0.5	0.4	0.4	1.0	0.8	0.6	0.5	0.5	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3
	保全額	3.2	2.2	1.5	1.1	0.5	0.4	0.4	1.0	0.8	0.6	0.5	0.5	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3
	担保・保証等	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	引当	2.8	2.0	1.4	1.0	0.5	0.4	0.4	1.0	0.7	0.5	0.4	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3
	(88.7)	(91.5)	(92.9)	(92.5)	(92.5)	(91.0)	(91.1)	(92.1)	(91.5)	(90.3)	(87.9)	(90.6)	(94.4)	(94.4)	(80.6)	(85.4)	(93.6)	(90.5)	(91.8)	
	0.4	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	
	(11.3)	(8.5)	(7.1)	(7.5)	(7.5)	(9.0)	(8.9)	(7.9)	(8.5)	(9.7)	(12.1)	(9.4)	(5.6)	(5.6)	(19.4)	(14.6)	(6.4)	(9.5)	(8.2)	
危険債権	債権額	12.2	6.6	5.2	3.6	1.9	1.9	1.7	2.4	2.6	2.4	2.6	2.6	2.2	1.8	1.7	1.3	1.1	1.2	1.1
	保全額	9.9	5.7	4.7	3.2	1.7	1.6	1.4	1.9	2.2	2.0	2.2	2.2	1.8	1.5	1.5	1.1	0.9	1.0	0.9
	担保・保証等	(81.3)	(86.0)	(89.6)	(87.5)	(91.9)	(85.0)	(86.9)	(81.3)	(84.9)	(82.0)	(82.9)	(83.7)	(85.5)	(85.0)	(82.9)	(82.6)	(81.3)	(82.9)	
	引当	5.5	3.1	2.4	1.5	1.0	0.8	0.9	1.1	1.3	1.3	1.4	1.4	1.2	1.0	0.9	0.7	0.6	0.6	
	(44.9)	(47.0)	(46.5)	(40.2)	(54.7)	(42.2)	(52.9)	(48.1)	(50.8)	(55.3)	(54.6)	(54.1)	(54.9)	(57.2)	(50.5)	(55.6)	(54.8)	(47.2)	(51.4)	
	4.5	2.6	2.2	1.7	0.7	0.8	0.6	0.8	0.9	0.7	0.7	0.8	0.6	0.5	0.6	0.4	0.3	0.4	0.3	
	(36.5)	(39.1)	(43.1)	(47.3)	(37.1)	(42.8)	(34.1)	(33.2)	(34.1)	(27.5)	(27.3)	(28.9)	(28.8)	(28.3)	(34.5)	(27.3)	(27.8)	(34.2)	(31.4)	
要管理債権	債権額	11.3	11.5	7.0	2.7	2.3	1.8	1.7	1.1	1.1	1.5	1.5	1.6	1.3	1.4	1.0	1.2	0.8	0.5	0.6
	保全額	6.1	7.0	4.5	1.7	1.3	1.1	0.9	0.6	0.7	1.0	1.0	1.1	0.9	0.9	0.7	0.8	0.5	0.3	0.3
	担保・保証等	(53.5)	(60.5)	(64.5)	(61.1)	(59.9)	(63.4)	(56.4)	(56.1)	(59.6)	(64.6)	(69.7)	(71.1)	(67.6)	(65.2)	(69.4)	(69.9)	(66.1)	(61.8)	(55.0)
	引当	4.5	4.6	2.6	0.9	0.8	0.7	0.5	0.3	0.4	0.6	0.7	0.8	0.6	0.5	0.4	0.5	0.3	0.2	0.2
	(39.5)	(39.9)	(36.9)	(33.2)	(34.3)	(38.4)	(28.4)	(29.8)	(36.2)	(41.0)	(46.3)	(48.0)	(46.7)	(39.8)	(45.9)	(39.3)	(37.4)	(42.5)	(34.0)	
	1.6	2.4	1.9	0.8	0.6	0.4	0.5	0.3	0.3	0.4	0.3	0.4	0.3	0.3	0.2	0.4	0.2	0.1	0.1	
	(14.0)	(20.6)	(27.6)	(27.8)	(25.6)	(25.0)	(27.9)	(26.3)	(23.5)	(23.6)	(23.4)	(23.2)	(20.9)	(25.4)	(23.9)	(30.6)	(28.7)	(19.3)	(21.0)	
合計	債権額	26.8	20.2	13.6	7.4	4.6	4.1	3.8	4.5	4.5	4.5	4.6	4.7	3.8	3.4	3.1	2.9	2.2	2.0	2.0
	保全額	19.2	14.8	10.6	5.9	3.6	3.1	2.8	3.6	3.7	3.5	3.7	3.8	3.0	2.7	2.5	2.3	1.7	1.6	1.5
	担保・保証等	(71.8)	(73.0)	(77.9)	(79.5)	(77.2)	(77.1)	(75.0)	(79.3)	(81.1)	(79.0)	(79.9)	(80.8)	(79.7)	(78.5)	(82.1)	(79.6)	(78.9)	(79.2)	(76.5)
	引当	12.8	9.7	6.3	3.3	2.3	1.9	1.8	2.4	2.4	2.5	2.5	2.7	2.1	1.8	1.6	1.5	1.2	1.0	1.0
	(47.8)	(47.7)	(46.6)	(45.0)	(49.0)	(45.4)	(46.6)	(53.6)	(54.1)	(55.2)	(55.5)	(56.0)	(55.5)	(53.3)	(52.8)	(52.6)	(53.7)	(52.0)	(51.5)	
	6.4	5.1	4.3	2.6	1.3	1.3	1.1	1.2	1.2	1.1	1.1	1.2	0.9	0.9	0.9	0.8	0.6	0.5	0.5	
	(23.9)	(25.3)	(31.3)	(34.5)	(28.2)	(31.7)	(28.4)	(25.7)	(27.0)	(23.9)	(24.5)	(24.8)	(24.1)	(25.2)	(29.3)	(27.0)	(25.1)	(27.2)	(25.0)	

地域銀行

(単位: 兆円、%)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	債権額	3.9	3.5	2.9	2.2	1.8	1.7	1.6	2.2	1.9	1.7	1.5	1.3	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9	0.9
	保全額	3.9	3.5	2.9	2.2	1.8	1.7	1.6	2.2	1.9	1.7	1.5	1.3	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9	0.9
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.9)	(99.9)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.9)	(100.0)	(100.0)
	担保・保証等	2.4	2.3	1.8	1.4	1.2	1.1	1.0	1.4	1.2	1.1	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	(63.0)	(64.1)	(62.4)	(64.4)	(63.2)	(63.5)	(65.3)	(64.2)	(61.9)	(60.3)	(60.2)	(60.1)	(59.2)	(60.8)	(60.5)	(61.3)	(62.0)	(56.8)	(55.9)	
引当	1.4	1.3	1.1	0.8	0.7	0.6	0.5	0.8	0.7	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4
	(37.0)	(35.9)	(37.6)	(35.6)	(36.8)	(36.5)	(34.6)	(35.7)	(38.1)	(39.6)	(39.7)	(39.8)	(40.8)	(39.2)	(39.5)	(38.7)	(37.9)	(43.2)	(44.1)	
危険債権	債権額	6.3	6.2	5.9	5.1	4.4	4.1	4.0	3.9	3.8	4.0	4.2	4.4	4.0	3.7	3.4	3.2	3.0	2.9	2.8
	保全額	5.4	5.3	5.0	4.3	3.8	3.5	3.4	3.4	3.2	3.4	3.6	3.7	3.4	3.2	2.9	2.7	2.5	2.5	2.4
		(85.4)	(84.4)	(85.2)	(85.3)	(84.9)	(85.7)	(85.7)	(85.2)	(84.3)	(84.4)	(84.5)	(85.2)	(85.8)	(85.6)	(85.8)	(85.2)	(84.6)	(84.5)	(82.9)
	担保・保証等	3.7	3.5	3.2	2.8	2.5	2.4	2.4	2.5	2.4	2.6	2.8	2.8	2.6	2.4	2.2	2.0	1.9	1.8	1.7
	(58.7)	(56.7)	(54.7)	(54.2)	(56.1)	(58.2)	(60.3)	(63.0)	(64.0)	(64.8)	(65.2)	(64.7)	(65.4)	(64.8)	(64.2)	(63.4)	(62.7)	(61.5)	(60.7)	
引当	1.7	1.7	1.8	1.6	1.3	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.8	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6	0.7	0.7	0.6
	(26.7)	(27.7)	(30.5)	(31.1)	(28.9)	(27.5)	(25.4)	(22.2)	(20.3)	(19.7)	(19.3)	(20.5)	(20.3)	(20.8)	(21.5)	(21.8)	(21.9)	(23.0)	(22.2)	
要管理債権	債権額	4.6	4.9	4.1	3.1	2.4	2.1	2.0	1.0	0.9	1.0	1.1	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9	1.0
	保全額	2.9	3.0	2.5	1.8	1.4	1.1	1.0	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	0.5
		(64.0)	(62.4)	(60.6)	(58.6)	(57.1)	(55.4)	(52.4)	(52.1)	(54.3)	(54.8)	(53.4)	(54.6)	(54.4)	(54.2)	(53.4)	(52.6)	(51.6)	(51.2)	(51.5)
	担保・保証等	2.4	2.3	1.7	1.2	0.9	0.8	0.7	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	(51.0)	(47.4)	(42.8)	(38.8)	(37.9)	(36.4)	(34.5)	(35.9)	(38.8)	(40.6)	(38.2)	(39.1)	(38.5)	(39.0)	(38.3)	(38.0)	(37.9)	(34.5)	(34.1)	
引当	0.6	0.7	0.7	0.6	0.5	0.4	0.4	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	
	(12.9)	(14.9)	(17.8)	(19.8)	(19.2)	(19.0)	(17.9)	(16.2)	(15.5)	(14.4)	(15.1)	(15.5)	(15.9)	(15.1)	(15.2)	(14.6)	(13.7)	(16.6)	(17.4)	
合計	債権額	14.8	14.7	12.8	10.4	8.7	7.8	7.5	7.2	6.7	6.7	6.8	6.8	6.2	5.6	5.2	4.8	4.5	4.8	4.8
	保全額	12.2	11.8	10.3	8.3	7.0	6.3	6.0	6.1	5.7	5.6	5.7	5.6	5.1	4.6	4.3	4.0	3.7	3.9	3.8
		(82.4)	(80.8)	(80.7)	(80.4)	(80.4)	(80.7)	(80.0)	(85.2)	(84.7)	(84.2)	(82.6)	(82.8)	(82.7)	(82.4)	(82.5)	(82.2)	(81.8)	(81.3)	(79.6)
	担保・保証等	8.5	8.1	6.7	5.4	4.6	4.2	4.1	4.3	4.0	4.0	4.1	4.0	3.7	3.4	3.1	2.8	2.6	2.6	2.6
	(57.3)	(55.4)	(52.6)	(51.7)	(52.5)	(53.5)	(54.6)	(59.7)	(59.9)	(60.2)	(59.6)	(59.4)	(59.5)	(59.4)	(59.1)	(58.8)	(58.4)	(55.5)	(54.1)	
引当	3.7	3.7	3.6	3.0	2.4	2.1	1.9	1.8	1.7	1.6	1.6	1.6	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.2	1.2	
	(25.1)	(25.4)	(28.1)	(28.7)	(27.9)	(27.2)	(25.4)	(25.6)	(24.8)	(24.1)	(23.0)	(23.3)	(23.2)	(22.9)	(23.5)	(23.5)	(23.4)	(25.7)	(25.5)	

全国銀行

(単位:兆円、%)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	債権額	7.4	5.7	4.4	3.2	2.4	2.1	2.0	3.4	2.9	2.4	2.0	1.8	1.5	1.2	1.3	1.2	1.1	1.2	1.2
	保全額	7.4	5.7	4.4	3.2	2.4	2.1	2.0	3.4	2.9	2.4	2.0	1.8	1.5	1.2	1.3	1.2	1.1	1.2	1.2
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.9)	(99.9)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.9)	(100.0)	(100.0)
	担保・保証等	5.5	4.3	3.2	2.4	1.6	1.4	1.4	2.5	2.1	1.7	1.4	1.3	1.0	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8
	(75.0)	(74.4)	(72.8)	(73.6)	(69.6)	(68.9)	(71.1)	(74.1)	(71.7)	(68.7)	(67.8)	(69.7)	(67.5)	(68.6)	(66.7)	(68.7)	(70.9)	(64.4)	(64.2)	
引当	1.8	1.5	1.2	0.9	0.7	0.6	0.6	0.9	0.8	0.8	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.4	
	(25.0)	(25.5)	(27.2)	(26.4)	(30.4)	(31.1)	(28.9)	(25.9)	(28.2)	(31.2)	(32.2)	(30.3)	(32.5)	(31.4)	(33.3)	(31.3)	(29.1)	(35.6)	(35.8)	
危険債権	債権額	19.3	13.0	11.2	8.8	6.3	6.1	5.7	6.4	6.7	6.7	7.2	7.3	6.4	5.5	5.2	4.5	4.0	4.2	4.0
	保全額	16.1	11.1	9.8	7.6	5.5	5.2	4.9	5.4	5.7	5.6	6.0	6.2	5.4	4.7	4.5	3.8	3.4	3.5	3.3
		(83.1)	(85.4)	(87.4)	(86.4)	(87.0)	(85.5)	(86.2)	(83.9)	(85.1)	(84.5)	(84.1)	(84.8)	(85.4)	(85.7)	(85.6)	(84.5)	(84.1)	(83.6)	(83.0)
	担保・保証等	9.7	6.7	5.7	4.3	3.5	3.2	3.3	3.7	4.0	4.1	4.4	4.4	3.9	3.4	3.1	2.8	2.4	2.4	2.3
	(50.1)	(51.8)	(50.7)	(48.4)	(55.5)	(53.1)	(58.2)	(57.3)	(59.6)	(62.0)	(61.4)	(60.6)	(61.6)	(62.2)	(59.7)	(61.1)	(60.6)	(57.3)	(57.9)	
引当	6.4	4.4	4.1	3.4	2.0	2.0	1.6	1.7	1.7	1.5	1.6	1.8	1.5	1.3	1.4	1.1	0.9	1.1	1.0	
	(33.1)	(33.6)	(36.7)	(38.0)	(31.5)	(32.4)	(27.9)	(26.6)	(25.5)	(22.5)	(22.7)	(24.1)	(23.8)	(23.5)	(25.9)	(23.4)	(23.5)	(26.3)	(25.1)	
要管理債権	債権額	16.5	16.6	11.1	5.9	4.7	3.9	3.7	2.1	2.1	2.5	2.6	2.8	2.4	2.4	1.9	2.0	1.6	1.4	1.6
	保全額	9.4	10.2	7.0	3.5	2.7	2.3	2.0	1.2	1.2	1.5	1.7	1.8	1.5	1.4	1.2	1.3	0.9	0.7	0.9
		(56.8)	(61.3)	(63.2)	(59.8)	(58.5)	(59.1)	(54.1)	(54.4)	(57.3)	(60.9)	(62.7)	(64.3)	(61.6)	(60.6)	(61.6)	(62.9)	(59.2)	(54.9)	(52.8)
	担保・保証等	7.0	7.0	4.3	2.1	1.7	1.4	1.1	0.7	0.8	1.0	1.1	1.2	1.0	0.9	0.8	0.8	0.6	0.5	0.6
	(42.4)	(42.2)	(39.1)	(36.2)	(36.1)	(37.3)	(31.4)	(32.7)	(37.1)	(40.5)	(42.6)	(44.2)	(42.7)	(39.5)	(42.1)	(38.8)	(37.6)	(37.3)	(34.0)	
引当	2.4	3.2	2.7	1.4	1.1	0.8	0.8	0.5	0.4	0.5	0.5	0.6	0.5	0.5	0.4	0.5	0.3	0.2	0.3	
	(14.4)	(19.1)	(24.0)	(23.6)	(22.4)	(21.9)	(22.6)	(21.6)	(20.1)	(20.4)	(20.1)	(20.1)	(18.8)	(21.1)	(19.7)	(24.1)	(21.5)	(17.5)	(18.9)	
合計	債権額	43.2	35.3	26.6	17.9	13.4	12.0	11.4	12.0	11.7	11.6	11.8	11.9	10.2	9.2	8.4	7.7	6.7	6.7	6.8
	保全額	32.8	27.0	21.1	14.4	10.6	9.5	8.9	9.9	9.8	9.5	9.7	9.8	8.4	7.4	6.9	6.3	5.4	5.4	5.4
		(75.9)	(76.5)	(79.4)	(80.2)	(79.3)	(79.5)	(78.3)	(83.2)	(83.7)	(82.6)	(82.0)	(82.3)	(81.8)	(81.0)	(82.5)	(81.2)	(80.8)	(80.7)	(78.8)
	担保・保証等	22.2	18.0	13.2	8.8	6.8	6.1	5.9	6.9	6.9	6.8	6.9	6.9	5.9	5.2	4.8	4.4	3.8	3.7	3.6
	(51.4)	(51.0)	(49.5)	(49.0)	(51.2)	(50.8)	(51.9)	(57.7)	(58.5)	(58.8)	(58.3)	(58.2)	(58.0)	(57.1)	(56.8)	(56.5)	(56.9)	(54.5)	(53.3)	
引当	10.6	9.0	7.9	5.6	3.8	3.4	3.0	3.1	3.0	2.8	2.8	2.9	2.4	2.2	2.1	1.9	1.6	1.8	1.7	
	(24.5)	(25.5)	(29.9)	(31.2)	(28.1)	(28.8)	(26.4)	(25.5)	(25.2)	(23.8)	(23.7)	(24.2)	(23.9)	(24.0)	(25.6)	(24.8)	(23.9)	(26.2)	(25.5)	

- (注) 1. ()内の計数は保全率。
 2. 主要行の計数は都銀と信託の合計。
 3. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。
 4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。
 5. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。
 6. 引当には、個別貸倒引当金、一般貸倒引当金のほか、特定債務者支援引当金等を含む。

(表4) 担保不動産の評価額(処分可能見込額)と売却実績額の推移
(アンケートによる全数調査)

(別紙10)

主要行(7行)

(単位: 億円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期
実際の売却額 [A]	11,019	10,262	12,791	15,904	5,285	4,239	2,085	1,161	2,709	2,963	1,886	1,724	1,447	1,613	1,236	1,015	660	533	508
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	9,712	8,850	10,471	12,014	3,443	2,497	1,204	849	2,007	2,222	1,370	1,240	1,097	1,129	833	651	406	361	300
A-B	1,307	1,412	2,320	3,891	1,841	1,742	882	311	703	740	517	484	350	484	404	364	254	173	208
A/B (%)	113.5	116.0	122.2	132.4	153.5	169.8	173.3	136.7	135.0	133.3	137.7	139.0	131.9	142.9	148.5	155.9	162.5	147.9	169.3

地域銀行(103行)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期
実際の売却額 [A]	6,202	6,270	8,179	6,916	6,571	5,778	4,785	3,723	5,674	5,080	3,832	2,959	2,780	2,339	2,266	1,953	1,677	1,336	1,530
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	6,154	5,674	7,440	5,549	4,419	3,648	2,911	2,586	4,392	4,026	2,786	2,165	1,864	1,433	1,228	1,055	878	721	828
A-B	48	596	739	1,367	2,152	2,130	1,874	1,137	1,282	1,054	1,046	793	916	906	1,039	898	799	615	702
A/B (%)	100.8	110.5	109.9	124.6	148.7	158.4	164.4	143.9	129.2	126.2	137.5	136.6	149.1	163.2	184.6	185.1	190.9	185.2	184.8

全国銀行(112行)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期
実際の売却額 [A]	17,815	16,751	21,322	23,066	11,991	10,039	6,910	5,055	10,351	8,865	6,596	5,340	6,474	5,955	3,514	2,972	2,347	1,869	2,065
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	16,269	14,621	18,060	17,655	7,891	6,151	4,132	3,605	8,057	6,964	4,863	3,925	4,687	3,983	2,069	1,709	1,291	1,082	1,149
A-B	1,546	2,130	3,262	5,411	4,099	3,888	2,778	1,450	2,293	1,901	1,733	1,414	1,787	1,971	1,446	1,263	1,057	787	916
A/B (%)	109.5	114.6	118.1	130.6	152.0	163.2	167.2	140.2	128.5	127.3	135.6	136.0	138.1	149.5	169.9	173.9	181.8	172.8	179.7

(注) 1. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。

2. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。

3. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。

4. ()内は2年3月期時点の対象金融機関数。

(表5) 不良債権処分損等の推移(全国銀行)

(別紙11)

(単位:億円)

	5年3月期	6年3月期	7年3月期	8年3月期	9年3月期	10年3月期	11年3月期	12年3月期	13年3月期	14年3月期	15年3月期
不良債権処分損	16,398	38,722	52,322	133,692 (110,669)	77,634 (62,099)	132,583 (108,188)	136,309 (104,403)	69,441 (53,975)	61,076 (42,898)	97,221 (77,212)	66,584 (51,048)
貸倒引当金繰入額	9,449	11,461	14,021	70,873 (55,758)	34,473 (25,342)	84,025 (65,522)	81,181 (54,901)	25,313 (13,388)	27,319 (13,706)	51,959 (38,062)	31,011 (20,418)
直接償却等	4,235	20,900	28,085	59,802 (54,901)	43,158 (36,756)	39,927 (35,005)	47,093 (42,677)	38,646 (36,094)	30,717 (26,500)	39,745 (34,136)	35,201 (30,376)
貸出金償却	2,044	2,354	7,060	17,213 (15,676)	9,730 (8,495)	8,506 (7,912)	23,772 (22,549)	18,807 (17,335)	25,202 (22,014)	32,042 (27,183)	21,627 (17,737)
バルクセール による売却損等	2,191	18,546	21,025	42,589 (39,225)	33,428 (28,261)	31,421 (27,093)	23,321 (20,128)	19,839 (18,759)	5,516 (4,486)	7,703 (6,953)	13,574 (12,640)
その他	2,714	6,361	10,216	3,017 (10)	3 (1)	8,631 (7,661)	8,035 (6,825)	5,482 (4,493)	3,040 (2,691)	5,517 (5,013)	372 (253)
4年度以降の累計	16,398	55,120	107,442	241,134 (218,111)	318,768 (280,210)	451,351 (388,398)	587,660 (492,801)	657,101 (546,776)	718,177 (589,674)	815,398 (666,886)	881,982 (717,934)
直接償却等の累計	4,235	25,135	53,220	113,022 (108,121)	156,180 (144,877)	196,107 (179,882)	243,200 (222,559)	281,846 (258,653)	312,563 (285,153)	352,308 (319,289)	387,509 (349,665)
リスク管理債権残高	127,746	135,759	125,462	285,043 (218,682)	217,890 (164,406)	297,580 (219,780)	296,270 (202,500)	303,660 (197,720)	325,150 (192,810)	420,280 (276,260)	348,490 (204,330)
貸倒引当金残高	36,983	45,468	55,364	132,930 (103,450)	123,340 (93,880)	178,150 (136,010)	147,970 (92,580)	122,300 (76,780)	115,550 (69,390)	133,530 (86,570)	125,850 (78,970)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	18,670	30,234	42,984	114,270 (90,700)	104,360 (80,770)	159,290 (122,600)	112,320 (68,130)	83,640 (49,820)	72,420 (39,170)	78,860 (46,690)	60,810 (30,020)

(単位:億円)

	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期
不良債権処分損	53,742 (34,607)	28,475 (19,621)	3,629 (▲2,803)	10,460 (2,729)	11,238 (4,110)	30,938 (19,119)	16,821 (9,654)	10,046 (3,912)	5,486 (2,575)	5,754 (2,117)	▲ 753 (▲2,546)
貸倒引当金繰入額	16,157 (4,202)	940 (▲4,262)	▲ 3,722 (▲6,963)	5,239 (537)	2,893 (▲1,573)	15,318 (7,255)	8,028 (3,530)	5,362 (1,115)	2,212 (740)	2,850 (492)	▲ 2,332 (▲3,135)
直接償却等	37,335 (30,472)	27,536 (23,862)	7,020 (3,804)	5,373 (2,369)	8,206 (5,770)	15,328 (11,779)	8,574 (6,078)	4,534 (2,854)	3,147 (1,802)	2,768 (1,591)	1,665 (761)
貸出金償却	25,166 (19,852)	17,114 (14,743)	4,786 (2,344)	3,893 (2,077)	6,275 (4,499)	13,933 (10,797)	7,003 (5,021)	4,086 (2,683)	2,379 (1,325)	2,340 (1,437)	1,375 (680)
バルクセール による売却損等	12,169 (10,621)	10,422 (9,119)	2,235 (1,461)	1,479 (292)	1,931 (1,271)	1,395 (981)	1,571 (1,057)	448 (171)	769 (477)	428 (154)	290 (81)
その他	250 (▲68)	▲ 1 (21)	332 (356)	▲ 152 (▲171)	139 (▲86)	291 (85)	218 (47)	151 (▲57)	127 (33)	136 (34)	▲ 86 (▲172)
4年度以降の累計	935,724 (752,541)	964,199 (772,162)	967,828 (769,359)	978,288 (772,088)	989,526 (776,198)	1,020,464 (795,317)	1,037,285 (804,971)	1,047,331 (808,883)	1,052,817 (811,458)	1,058,571 (813,575)	1,057,818 (811,029)
直接償却等の累計	424,844 (380,137)	452,380 (403,999)	459,400 (407,803)	464,773 (410,172)	472,979 (415,942)	488,307 (427,721)	496,881 (433,799)	501,415 (436,653)	504,562 (438,455)	507,330 (440,046)	508,995 (440,807)
リスク管理債権残高	262,040 (135,670)	175,390 (72,900)	131,090 (45,240)	117,540 (40,040)	111,690 (36,990)	116,100 (45,370)	114,280 (48,190)	112,720 (46,390)	115,310 (47,500)	116,820 (49,350)	100,346 (38,722)
貸倒引当金残高	114,300 (69,030)	85,350 (47,390)	64,380 (32,470)	58,960 (30,200)	52,730 (25,800)	58,650 (30,270)	57,020 (29,630)	53,950 (27,060)	51,030 (26,400)	48,650 (25,140)	41,740 (20,430)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	54,410 (25,750)	43,860 (20,000)	28,760 (8,910)	27,200 (9,590)	22,720 (6,840)	27,090 (10,070)	26,770 (11,220)	23,940 (8,800)	24,310 (9,870)	23,880 (9,480)	20,500 (7,580)

(単位:億円)

	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期
不良債権処分損	747 (▲168)	2,694 (1,814)	2,831 (1,965)	▲1,246 (▲2,479)	2,579 (▲890)	6,782 (3,206)
貸倒引当金繰入額	▲1,352 (▲1,464)	705 (352)	1,412 (1,056)	▲2,766 (▲3,512)	1,569 (▲1,175)	5,003 (2,310)
直接償却等	2,068 (1,332)	1,926 (1,439)	887 (429)	1,360 (931)	1,497 (859)	1,705 (931)
貸出金償却	1,717 (1,127)	1,270 (921)	585 (231)	1,036 (693)	1,268 (748)	1,306 (689)
バルクセール による売却損等	351 (205)	656 (518)	301 (198)	323 (239)	229 (111)	399 (241)
その他	32 (▲36)	63 (23)	532 (480)	161 (102)	▲487 (▲574)	74 (▲35)
4年度以降の累計	1,058,565 (810,861)	1,061,259 (812,675)	1,064,090 (814,640)	1,062,844 (812,161)	1,065,423 (811,271)	1,069,626 (815,367)
直接償却等の累計	511,063 (442,139)	512,989 (443,578)	513,876 (444,007)	515,235 (444,938)	516,732 (445,797)	516,940 (445,868)
リスク管理債権残高	89,692 (33,718)	81,990 (30,021)	75,626 (27,734)	65,602 (20,837)	65,443 (18,148)	67,068 (19,585)
貸倒引当金残高	37,040 (17,950)	34,880 (17,000)	33,610 (17,060)	28,300 (12,480)	28,070 (10,690)	30,300 (12,250)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	17,270 (5,630)	18,260 (7,150)	14,670 (4,330)	12,940 (3,280)	15,460 (4,540)	14,630 (4,010)

- (注) 1. ()内の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託を集計。
2. 7年3月期以前の計数は、都銀・長信銀・信託のみを集計。
3. 8年3月期以降の計数は、都銀・旧長信銀・信託及び地域銀行(15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。)を集計。
4. 10年3月期以降の計数は、北海道拓殖、徳陽シティ、京都共栄、なにわ、福徳、みどりの各行を含まず、11年3月期以降の計数は、国民、幸福、東京相和の各行を含まない。
また、12年3月期以降の計数は、なみはや銀行及び新潟中央銀行を含まず、14年3月期以降の計数は、石川銀行及び中部銀行を含まない。
5. 不良債権処分損については、11年3月期の計数には日本長期信用銀行(現・新生銀行)及び日本債券信用銀行(現・あおぞら銀行)を含まず、12年3月期の計数には日本債券信用銀行を含まない。また、14年3月期は東海銀行(14年1月合併)を含み、15年3月期はあさひ銀行(15年3月再編)を含む。
6. リスク管理債権残高及び貸倒引当金残高については、11年3月期の計数には日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行を含まない。
7. 一部の銀行については、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。
8. 貸倒引当金は、個別貸倒引当金の他、一般貸倒引当金等を含む。
9. バルクセールによる売却損等は、バルクセールによる売却損のほか、子会社等に対する支援損や整理回収機構(RCC)への売却損等を含む。
10. 不良債権処分損の「その他」は、特定債務者支援引当金(子会社等へ支援を予定している場合における当該支援損への引当金への繰入額)等を表す。
11. リスク管理債権の金額については、7年3月期以前は破綻先債権、延滞債権の合計額、8年3月期～9年3月期は破綻先債権、延滞債権、金利減免等債権の合計額としている。

(表6) リスク管理債権額等の推移

(別紙12)

(単位:億円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期		
都銀・ 旧長信 銀・信 託	貸出金	2,932,230	2,638,740	2,475,810	2,360,950	2,426,790	2,446,820	2,494,870	2,620,060	2,449,130	2,393,530	2,452,280	2,593,130	2,735,470	2,889,210	2,955,040	3,000,390	2,970,080	3,052,330	3,146,980	
	リスク管理債権	276,260	204,330	135,670	72,900	45,240	40,040	36,990	45,370	48,190	46,390	47,500	49,350	38,720	33,720	30,020	27,730	20,840	18,150	19,590	
	破綻先債権	15,290	8,670	4,590	2,120	1,410	1,310	1,360	6,170	3,820	2,120	1,660	1,800	710	560	1,370	1,220	1,000	690	700	
	延滞債権	142,240	78,810	61,230	43,210	21,090	20,590	18,670	27,750	32,460	28,900	30,710	31,360	25,020	19,230	19,000	14,520	11,590	12,730	12,560	
	3ヶ月以上延滞債権	4,560	3,690	2,130	1,370	690	540	510	910	690	1,570	970	740	720	670	640	700	330	190	210	
	貸出条件緩和債権	114,170	113,160	67,720	26,200	22,050	17,310	16,450	10,540	11,210	13,800	14,150	15,440	12,270	13,260	9,010	11,300	7,920	4,540	6,120	
	貸倒引当金残高	86,570	78,970	69,030	47,390	32,470	30,200	25,800	30,270	29,630	27,060	26,400	25,140	20,430	17,950	17,000	17,060	12,480	10,690	12,250	
	個別貸倒引当金残高	46,690	30,020	25,750	20,000	8,910	9,590	6,840	10,070	11,220	8,800	9,870	9,480	7,580	5,630	7,150	4,330	3,280	4,540	4,010	
	(9) 都市 銀行	貸出金	2,256,850	2,192,100	2,053,040	1,959,940	2,020,730	2,027,260	2,068,470	2,186,050	2,018,690	1,972,420	2,035,210	2,148,320	2,274,400	2,403,010	2,448,620	2,471,180	2,434,740	2,601,150	2,693,170
		リスク管理債権	211,800	174,480	116,260	62,100	39,070	34,000	32,020	38,870	39,210	39,180	40,390	42,090	33,420	30,450	27,990	26,030	19,720	16,940	18,220
破綻先債権		9,800	7,050	3,370	1,720	1,150	1,140	1,230	4,760	2,980	1,670	1,350	1,510	620	540	1,330	1,190	940	640	620	
延滞債権		111,020	67,760	51,710	36,850	18,870	18,060	16,520	23,440	26,320	23,920	25,440	25,950	21,530	17,200	17,570	13,790	11,050	11,830	11,720	
3ヶ月以上延滞債権		3,360	2,800	2,000	1,310	670	520	490	860	660	1,550	950	720	700	650	620	680	310	190	170	
貸出条件緩和債権		87,620	96,860	59,170	22,230	18,380	14,280	13,780	9,810	9,250	12,050	12,650	13,900	10,570	12,070	8,460	10,360	7,420	4,290	5,710	
貸倒引当金残高		66,440	67,130	59,950	40,770	27,750	25,140	21,480	25,100	25,040	22,950	22,420	21,590	17,610	15,730	15,040	14,730	10,660	9,190	10,370	
個別貸倒引当金残高		37,150	25,560	21,940	17,150	7,520	8,070	5,860	8,070	9,190	7,210	7,970	7,640	6,320	4,960	6,760	4,100	3,130	4,140	3,610	
(4) 旧長 期信 用銀 行		貸出金	275,140	69,440	61,880	60,490	69,870	84,380	93,070	83,620	78,020	67,120	67,870	69,650	68,850	70,040	68,160	70,750	72,630	77,150	79,780
		リスク管理債権	26,470	4,270	1,820	1,480	630	600	930	2,810	4,770	3,780	3,780	3,310	2,300	990	580	230	150	260	460
	破綻先債権	3,670	220	190	30	10	10	10	660	510	170	100	110	70	10	10	10	10	10	50	
	延滞債権	12,370	2,150	1,350	1,300	390	400	550	1,940	3,780	3,190	3,280	2,950	1,980	820	500	170	90	220	360	
	3ヶ月以上延滞債権	1,020	760	80	30	0	0	0	40	20	20	10	10	10	10	10	10	10	0	0	
	貸出条件緩和債権	9,410	1,140	200	120	230	200	370	170	450	400	380	250	240	150	50	40	40	30	50	
	貸倒引当金残高	9,620	4,160	3,400	2,580	1,930	1,690	1,460	2,490	2,180	2,140	1,980	1,700	1,480	1,100	880	800	700	700	850	
	個別貸倒引当金残高	3,690	1,500	1,500	1,050	700	570	490	980	1,020	950	1,030	1,050	850	370	160	110	60	120	220	
	(2) 信託 銀行	貸出金	400,240	377,190	360,900	340,510	336,190	335,180	333,330	350,390	352,420	354,000	349,200	375,150	392,220	416,160	438,260	458,460	462,710	374,030	374,020
		リスク管理債権	37,990	25,580	17,590	9,320	5,540	5,440	4,040	3,690	4,210	3,420	3,330	3,950	3,000	2,280	1,450	1,480	960	950	910
破綻先債権		1,820	1,400	1,030	370	250	160	120	750	320	280	210	180	10	20	20	20	50	40	30	
延滞債権		18,860	8,890	8,170	5,070	1,830	2,430	1,610	2,370	2,360	1,780	1,990	2,470	1,510	1,210	930	560	450	680	480	
3ヶ月以上延滞債権		180	130	50	30	20	20	20	10	20	10	10	10	10	0	0	0	0	0	30	
貸出条件緩和債権		17,130	15,150	8,340	3,850	3,440	2,830	2,290	560	1,510	1,350	1,120	1,290	1,460	1,040	500	900	460	220	360	
貸倒引当金残高		10,510	7,680	5,680	4,040	2,790	3,370	2,860	2,680	2,410	1,980	2,010	1,850	1,340	1,120	1,070	1,540	1,120	800	1,030	
個別貸倒引当金残高		5,850	2,960	2,310	1,800	700	950	490	1,020	1,010	630	880	800	410	290	240	120	100	280	180	
(3) 主要 行		貸出金	2,849,060	2,569,300	2,413,940	2,300,450	2,356,920	2,362,440	2,401,800	2,536,440	2,371,110	2,326,410	2,384,410	2,523,470	2,666,620	2,819,170	2,886,880	2,929,640	2,897,450	2,975,180	3,067,190
		リスク管理債権	260,940	200,060	133,850	71,420	44,610	39,440	36,060	42,560	43,420	42,610	43,720	46,040	36,420	32,730	29,440	27,500	20,680	17,890	19,130
	破綻先債権	13,100	8,450	4,400	2,090	1,400	1,300	1,350	5,510	3,310	1,950	1,560	1,690	630	560	1,350	1,210	990	680	650	
	延滞債権	134,340	76,650	59,890	41,920	20,700	20,480	18,120	25,810	28,680	25,700	27,430	28,420	23,050	18,410	18,500	14,350	11,500	12,510	12,200	
	3ヶ月以上延滞債権	3,610	2,930	2,050	1,340	690	540	510	870	670	1,560	960	730	710	660	630	690	320	190	210	
	貸出条件緩和債権	109,880	112,020	67,510	26,070	21,820	17,110	16,070	10,370	10,760	13,400	13,770	15,200	12,030	13,110	8,960	11,260	7,880	4,510	6,070	
	貸倒引当金残高	80,540	74,810	65,630	44,810	30,540	28,510	24,340	27,780	27,450	24,930	24,420	23,440	18,950	16,850	16,110	16,270	11,780	9,990	11,400	
	個別貸倒引当金残高	44,340	28,520	24,250	18,950	8,220	9,020	6,350	9,090	10,200	7,850	8,840	8,430	6,730	5,260	7,000	4,220	3,220	4,420	3,790	

(単位:億円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期		
地域銀行	貸出金	1,800,190	1,831,190	1,823,760	1,831,540	1,875,530	1,926,740	1,977,170	2,050,270	2,048,590	2,079,870	2,131,100	2,191,830	2,255,410	2,338,120	2,420,120	2,510,200	2,605,260	2,693,310	2,776,640	
	リスク管理債権	144,020	144,160	126,370	102,480	85,850	77,500	74,700	70,730	66,090	66,330	67,810	67,470	61,620	55,970	51,970	47,890	44,770	47,300	47,480	
	破綻先債権	15,070	13,720	9,180	6,120	4,880	4,340	4,820	9,530	7,370	5,410	3,810	3,130	2,450	1,850	1,690	1,430	1,490	1,670	1,880	
	延滞債権	80,720	80,380	75,370	64,320	56,400	52,460	50,280	51,310	49,440	51,320	52,650	52,730	48,050	44,200	41,190	38,330	35,720	36,720	35,510	
	3ヶ月以上延滞債権	1,510	1,310	1,020	840	620	690	590	790	750	630	500	390	320	260	270	260	300	370	380	
	貸出条件緩和債権	46,720	48,740	40,800	31,210	23,950	20,000	19,010	9,100	8,530	8,970	10,850	11,220	10,810	9,670	8,820	7,880	7,250	8,540	9,710	
	貸倒引当金残高	46,960	46,880	45,270	37,960	31,910	28,760	26,930	28,380	27,390	26,880	24,620	23,510	21,310	19,090	17,880	16,540	15,820	17,380	18,050	
	個別貸倒引当金残高	32,170	30,790	28,660	23,860	19,850	17,610	15,880	17,030	15,550	15,140	14,430	14,390	12,920	11,640	11,100	10,350	9,660	10,920	10,620	
	(103) 地方銀行	貸出金	1,363,180	1,354,950	1,353,970	1,374,920	1,406,130	1,448,150	1,485,930	1,550,650	1,549,770	1,577,000	1,619,600	1,673,740	1,726,410	1,794,440	1,858,230	1,931,230	2,009,320	2,098,540	2,207,510
		リスク管理債権	104,880	104,230	93,350	75,840	63,170	57,580	54,970	50,840	47,470	48,440	49,400	49,130	45,300	41,730	38,850	35,810	33,460	36,560	37,210
破綻先債権		10,290	9,170	6,030	4,060	3,340	2,980	3,190	6,170	4,620	3,600	2,500	1,980	1,570	1,220	1,210	1,020	1,080	1,270	1,500	
延滞債権		59,110	57,900	55,640	47,130	40,820	38,890	36,690	37,130	35,670	37,170	37,750	38,300	35,080	32,450	30,290	28,130	26,090	27,710	26,960	
3ヶ月以上延滞債権		1,210	1,030	790	660	470	540	470	560	530	460	340	330	260	210	220	220	260	320	330	
貸出条件緩和債権		34,270	36,130	30,890	23,980	18,540	15,170	14,620	6,970	6,650	7,200	8,800	8,520	8,400	7,850	7,130	6,440	6,030	7,250	8,430	
貸倒引当金残高		34,870	34,550	35,160	29,380	24,080	21,330	19,730	20,550	19,630	19,520	17,900	17,250	15,840	14,410	13,680	12,780	12,340	14,060	14,760	
個別貸倒引当金残高		23,670	22,350	22,100	18,240	14,820	13,200	11,540	12,240	10,960	10,830	10,030	10,250	9,340	8,560	8,250	7,800	7,330	8,780	8,560	
(64) 第二地方銀行		貸出金	437,010	429,130	419,990	403,400	412,560	419,380	429,430	435,920	434,950	438,980	446,830	451,780	462,070	475,000	492,130	508,010	523,840	521,610	493,350
		リスク管理債権	39,140	38,230	31,490	25,590	21,820	19,050	18,840	18,890	17,490	16,690	17,270	17,200	15,220	13,220	11,990	10,990	10,310	9,760	9,330
	破綻先債権	4,770	4,470	3,120	2,030	1,520	1,330	1,590	3,290	2,710	1,760	1,260	1,100	850	610	470	400	390	380	360	
	延滞債権	21,620	21,670	18,970	16,640	15,070	12,990	12,920	13,480	12,950	13,250	14,030	13,590	12,150	10,930	10,040	9,310	8,800	8,240	7,830	
	3ヶ月以上延滞債権	300	210	130	130	100	110	100	180	190	140	160	60	50	50	40	30	40	40	50	
	貸出条件緩和債権	12,450	11,880	9,270	6,790	5,130	4,610	4,240	1,930	1,630	1,530	1,830	2,460	2,170	1,630	1,440	1,250	1,080	1,100	1,090	
	貸倒引当金残高	12,090	11,980	9,660	8,220	7,470	7,070	6,810	7,430	7,260	6,840	6,240	5,820	5,090	4,370	3,900	3,500	3,280	3,110	3,090	
	個別貸倒引当金残高	8,510	8,290	6,360	5,480	4,850	4,240	4,130	4,660	4,430	4,120	4,190	3,930	3,390	2,930	2,700	2,390	2,230	2,050	1,990	
	(38) 全国銀行	貸出金	4,732,420	4,469,930	4,299,570	4,192,490	4,302,320	4,373,560	4,472,040	4,670,330	4,497,720	4,473,400	4,583,380	4,784,950	4,990,870	5,227,330	5,375,170	5,510,590	5,575,340	5,745,650	5,923,610
		リスク管理債権	420,280	348,490	262,040	175,390	131,090	117,540	111,690	116,100	114,280	112,720	115,310	116,820	100,350	89,690	81,990	75,630	65,600	65,440	67,070
破綻先債権		30,360	22,390	13,770	8,240	6,300	5,650	6,180	15,700	11,190	7,530	5,470	4,930	3,160	2,420	3,060	2,650	2,490	2,350	2,590	
延滞債権		222,960	159,190	136,600	107,530	77,480	73,340	68,950	79,060	81,900	80,220	83,370	84,100	73,070	63,420	60,190	52,850	47,310	49,450	48,070	
3ヶ月以上延滞債権		6,070	5,000	3,150	2,210	1,310	1,230	1,100	1,700	1,440	2,200	1,470	1,130	1,040	920	910	960	630	560	590	
貸出条件緩和債権		160,890	161,900	108,520	57,400	46,000	37,310	35,460	19,640	19,750	22,770	25,000	26,660	23,070	22,930	17,830	19,170	15,170	13,080	15,820	
貸倒引当金残高		133,530	125,850	114,300	85,350	64,380	58,960	52,730	58,650	57,020	53,950	51,030	48,650	41,740	37,040	34,880	33,610	28,300	28,070	30,300	
個別貸倒引当金残高		78,860	60,810	54,410	43,860	28,760	27,200	22,720	27,090	26,770	23,940	24,310	23,880	20,500	17,270	18,260	14,670	12,940	15,460	14,630	

(単位:億円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期		
協同 組織 金融 機関	貸出金	1,331,300	1,265,560	1,240,920	1,201,960	1,163,080	1,179,220	1,149,840	1,183,720	1,211,420	1,210,910	1,219,850	1,235,520	1,264,120	1,302,620	1,318,630	1,323,820	1,350,360	1,451,170	1,500,890	
	リスク管理債権	110,210	108,270	96,470	83,020	71,750	66,000	63,250	57,400	57,120	57,280	59,920	60,190	57,750	54,370	50,030	45,780	42,350	39,990	38,420	
	破綻先債権	14,810	13,740	10,920	7,980	6,300	5,650	5,390	7,150	6,430	5,120	4,540	4,020	3,200	2,700	2,630	2,390	2,200	2,060	2,080	
	延滞債権	61,660	63,090	59,740	53,220	48,700	46,290	45,740	44,280	45,370	46,580	49,280	50,180	49,040	46,340	42,540	38,990	35,890	33,890	32,510	
	3ヶ月以上延滞債権	1,090	920	690	450	350	360	400	440	470	310	260	260	190	190	140	130	150	130	130	
	貸出条件緩和債権	32,650	30,530	25,130	21,360	16,390	13,690	11,710	5,510	4,850	5,260	5,840	5,720	5,320	5,140	4,720	4,280	4,110	3,900	3,690	
	貸倒引当金残高	34,030	33,310	31,470	27,190	23,320	21,460	19,900	20,540	21,380	20,130	19,820	18,900	18,440	17,280	16,360	15,140	13,760	12,970	12,850	
	個別貸倒引当金残高	24,890	24,880	23,340	19,980	17,070	15,770	14,630	15,360	15,920	15,150	15,340	14,620	14,250	13,550	12,720	11,600	9,290	9,650	9,270	
	(450) 信用 金庫	貸出金	729,130	727,400	711,090	693,800	686,570	690,820	693,960	703,160	704,210	690,090	691,630	691,480	704,550	716,870	740,840	771,630	779,130	790,290	811,490
		リスク管理債権	72,990	72,290	63,830	55,470	49,010	45,140	44,360	40,700	40,440	41,010	43,470	43,690	41,690	39,080	35,760	33,010	30,770	29,300	28,530
破綻先債権		8,190	7,740	6,040	4,350	3,390	3,230	3,130	4,140	3,710	2,910	2,610	2,260	1,720	1,480	1,350	1,230	1,120	1,030	1,060	
延滞債権		42,410	43,510	41,530	37,830	34,890	33,220	33,480	32,850	33,500	34,530	36,850	37,390	36,210	33,950	31,080	28,800	26,880	25,670	24,950	
3ヶ月以上延滞債権		640	550	340	240	190	180	210	210	240	180	140	140	80	80	60	60	70	60	60	
貸出条件緩和債権		21,750	20,490	15,920	13,050	10,530	8,510	7,530	3,500	2,990	3,390	3,870	3,890	3,670	3,570	3,260	2,920	2,700	2,530	2,460	
貸倒引当金残高		18,250	18,670	17,170	15,100	13,450	12,560	11,970	12,070	11,890	11,270	11,330	10,950	10,690	10,120	9,480	8,860	8,210	7,840	7,840	
個別貸倒引当金残高		13,240	13,790	12,930	11,360	10,220	9,580	8,980	9,240	8,990	8,500	8,850	8,620	8,390	8,020	7,460	7,030	6,470	6,070	5,890	
(256) 信用 組合		貸出金	115,830	98,230	97,430	97,360	98,430	98,440	97,810	97,930	97,560	99,700	98,000	99,070	100,670	103,090	112,290	137,930	147,540	154,300	158,630
		リスク管理債権	14,840	15,140	13,160	11,660	10,600	10,240	10,090	8,810	8,050	7,980	8,320	8,320	7,720	7,380	6,860	6,340	5,740	5,230	5,080
	破綻先債権	2,050	1,850	1,610	1,290	1,090	1,050	1,180	1,260	1,070	950	780	760	660	550	500	460	400	330	350	
	延滞債権	7,880	7,990	7,660	7,120	6,730	6,620	6,470	6,260	5,950	5,950	6,410	6,440	5,990	5,780	5,370	4,940	4,440	4,070	3,870	
	3ヶ月以上延滞債権	210	230	210	120	100	110	100	120	120	70	60	60	40	50	30	30	30	20	30	
	貸出条件緩和債権	4,700	5,070	3,680	3,130	2,680	2,460	2,330	1,170	910	1,010	1,070	1,060	1,030	1,000	960	900	870	810	820	
	貸倒引当金残高	4,330	3,910	3,980	3,500	3,170	3,100	3,080	2,890	2,800	2,810	2,910	2,930	2,790	2,680	2,540	2,450	2,250	2,030	2,050	
	個別貸倒引当金残高	3,380	3,050	3,130	2,780	2,500	2,440	2,400	2,270	2,210	2,240	2,370	2,430	2,320	2,210	2,090	2,010	1,820	1,580	1,570	
	(146) 預金 取扱 金融 機関	貸出金	6,063,730	5,735,480	5,540,500	5,394,460	5,465,390	5,552,780	5,621,880	5,854,050	5,709,140	5,684,310	5,803,230	6,020,480	6,254,990	6,529,950	6,693,790	6,834,410	6,925,700	7,196,820	7,424,510
		リスク管理債権	530,490	456,760	358,510	258,400	202,840	183,540	174,940	173,490	171,410	169,990	175,230	177,010	158,090	144,060	132,020	121,410	107,950	105,430	105,490
破綻先債権		45,170	36,130	24,690	16,220	12,600	11,300	11,580	22,850	17,630	12,650	10,010	8,950	6,350	5,120	5,690	5,040	4,690	4,410	4,660	
延滞債権		284,630	222,280	196,340	160,750	126,190	119,630	114,690	123,340	127,270	126,800	132,640	134,280	122,120	109,760	102,730	91,840	83,200	83,340	80,580	
3ヶ月以上延滞債権		7,160	5,920	3,840	2,660	1,660	1,590	1,500	2,140	1,900	2,510	1,730	1,400	1,220	1,110	1,050	1,090	780	690	730	
貸出条件緩和債権		193,540	192,430	133,640	78,760	62,390	51,000	47,160	25,150	24,590	28,020	30,840	32,380	28,390	28,070	22,550	23,450	19,280	16,980	19,520	
貸倒引当金残高	167,560	159,160	145,770	112,540	87,690	80,420	72,630	79,200	78,400	74,080	70,840	67,550	60,180	54,330	51,240	48,750	42,060	41,040	43,160		
(562) 個別貸倒引当金残高	103,750	85,690	77,750	63,840	45,830	42,970	37,350	42,450	42,690	39,090	39,640	38,500	34,740	30,820	30,980	26,270	22,230	25,110	23,900		

(注) 1. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。

2. ()内は2年3月期時点の対象金融機関数。

3. 旧長信銀の計数は、14年3月期は日本興業銀行を含み、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。

4. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。

5. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。

6. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

(表7) 自己査定による債務者区分の推移

(別紙13)

主要行(7行)

(単位:兆円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期
正常先	250.8	224.5	221.1	222.7	221.6	228.5	231.1	236.3	234.9	230.1	237.7	254.5	273.0	296.1	303.4	308.9	311.7	321.2	329.1
要注意先	45.8	40.5	28.2	17.3	14.1	15.8	16.3	18.5	18.3	17.0	15.7	15.2	12.2	9.6	8.7	9.0	7.3	5.8	6.3
(要管理債権)	11.3	11.5	7.0	2.7	2.3	1.8	1.7	1.1	1.1	1.5	1.5	1.6	1.3	1.4	1.0	1.2	0.8	0.5	0.6
破綻懸念先	12.2	6.6	5.2	3.6	1.9	1.9	1.7	2.4	2.6	2.4	2.6	2.6	2.2	1.8	1.7	1.3	1.0	1.2	1.1
破綻先・実質破綻先	3.2	2.2	1.5	1.0	0.5	0.4	0.4	1.0	0.8	0.6	0.5	0.5	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3
要管理～破綻先の合計	26.8	20.2	13.6	7.4	4.6	4.1	3.8	4.5	4.5	4.5	4.6	4.7	3.8	3.4	3.1	2.9	2.2	1.9	2.0

地域銀行(103行)

(単位:兆円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期
正常先	136.2	141.0	142.7	146.8	152.2	156.4	159.3	162.2	158.9	161.5	165.9	173.3	180.8	190.9	200.3	209.5	219.3	225.6	231.2
要注意先	32.9	30.1	26.5	23.7	22.9	24.2	25.2	27.8	30.3	29.9	29.1	27.5	25.9	24.1	23.1	22.0	21.2	22.6	23.5
(要管理債権)	4.6	4.9	4.1	3.1	2.4	2.1	2.0	1.0	0.9	1.0	1.1	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9	1.0
破綻懸念先	6.4	6.3	5.8	5.1	4.4	4.1	4.0	4.0	3.8	4.0	4.2	4.4	4.0	3.7	3.4	3.2	3.0	2.9	2.8
破綻先・実質破綻先	3.9	3.5	2.8	2.2	1.8	1.7	1.6	2.2	1.9	1.7	1.5	1.3	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9	0.9
要管理～破綻先の合計	14.8	14.7	12.8	10.4	8.7	7.8	7.6	7.2	6.6	6.7	6.8	6.9	6.2	5.7	5.2	4.8	4.5	4.8	4.8

全国銀行(112行)

(単位:兆円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期
正常先	393.4	371.7	369.5	375.0	380.5	392.7	398.8	405.5	399.9	396.9	409.2	433.9	460.0	493.5	510.1	525.2	538.0	554.1	567.7
要注意先	80.2	71.4	55.3	41.4	37.2	40.5	42.0	47.3	49.7	47.8	45.5	43.1	38.4	34.0	32.1	31.2	28.7	28.8	30.3
(要管理債権)	16.5	16.6	11.1	5.9	4.7	3.9	3.7	2.1	2.1	2.5	2.6	2.8	2.4	2.4	1.9	2.0	1.6	1.4	1.6
破綻懸念先	19.3	13.0	11.2	8.9	6.3	6.1	5.7	6.5	6.7	6.7	7.2	7.3	6.4	5.5	5.2	4.5	4.0	4.2	4.0
破綻先・実質破綻先	7.4	5.7	4.3	3.2	2.4	2.1	2.0	3.4	2.9	2.4	2.0	1.9	1.5	1.3	1.3	1.2	1.1	1.2	1.2
要管理～破綻先の合計	43.2	35.3	26.6	17.9	13.4	12.0	11.4	12.0	11.7	11.6	11.8	12.0	10.2	9.2	8.4	7.7	6.7	6.7	6.9

預金取扱金融機関(562機関)

(単位:兆円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期
正常先	487.3	465.3	459.6	463.7	472.8	481.1	485.1	491.8	482.3	485.3	498.6	525.3	554.2	592.4	610.3	624.5	640.9	667.4	685.1
要注意先	100.0	90.5	72.6	57.2	52.3	55.8	57.8	65.2	70.5	68.7	65.7	62.4	56.8	51.6	49.4	48.2	45.4	45.6	47.7
(要管理債権)	19.1	19.2	13.0	7.5	6.0	5.0	4.7	2.6	2.5	2.9	3.1	3.3	2.9	2.8	2.3	2.4	2.0	1.7	2.0
破綻懸念先	23.8	17.4	15.3	12.5	9.7	9.3	9.0	9.5	9.9	10.0	10.9	11.1	10.1	9.1	8.5	7.5	6.8	6.7	6.5
破綻先・実質破綻先	11.2	9.0	7.2	5.6	4.4	4.0	3.9	5.5	5.0	4.2	3.6	3.4	2.9	2.5	2.4	2.3	2.1	2.1	2.1
要管理～破綻先の合計	54.2	45.6	35.5	25.6	20.2	18.3	17.5	17.6	17.4	17.1	17.6	17.8	15.9	14.4	13.2	12.2	10.8	10.6	10.6

(注) 1. 要管理債権とは、3か月以上延滞が生じ、又は債務者の再建・支援を目的として貸出条件緩和が行われているもの。

2. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。

3. 地域銀行の計数は、15年3月期以降増減玉りな銀行を含む。

4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。

5. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

6. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行、協同組織金融機関、信農連等及び商工中金を集計したもの。ただし、(要管理債権)については、信農連等及び商工中金を含まない。

7. 不良債権とは、概して言えば、米国のSEC基準と同様、元利払いや貸出条件に問題が生じている債権(リスク管理債権又は再生法開示債権)であり、上記表中、要管理債権、破綻懸念先債権、破綻先・実質破綻先債権の合計がこれに該当し、要管理債権以外の要注意先に対する債権はこれに該当しない。

8. ()内は2年3月期時点の対象金融機関数。

金融再生プログラム

—主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—

平成 14 年 10 月 30 日

- 主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生 ← 不良債権問題の解決と構造改革の推進は「車の両輪」
- 「痛み」を最小にしながら経済の活性化をより強力に推進 ← 雇用、中小企業対策等とあわせて総合的な対策を実施

《1. 新しい金融システムの枠組み》

- (1) 安心できる金融システムの構築
 - 国民のための金融行政
 - 決済機能の安定確保
 - モニタリング体制の整備
- (2) 中小企業貸出に対する十分な配慮
 - 中小企業貸出に関する担い手の拡充
 - 中小企業再生をサポートする仕組みの整備
 - 中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令の発出
 - 中小企業の実態を反映した検査の確保
 - 中小企業金融に関するモニタリング体制の整備
 - 貸し渋り・貸し剥がしホットラインの設置
 - 貸し渋り・貸し剥がし検査
- (3) 平成16年度に向けた不良債権問題の終結
 - 政府と日銀が一体となった支援体制の整備
 - 「特別支援金融機関」における経営改革
 - 新しい公的資金制度の創設

《2. 新しい企業再生の枠組み》

- (1) 「特別支援」を介した企業再生
 - 貸出債権のオフバランス化推進
 - 時価の参考情報としての自己査定を活用
 - DIPファイナンスへの保証制度
- (2) RCCの一層の活用と企業再生
 - 企業再生機能の強化
 - 企業再生ファンド等との連携強化
 - 貸出債権取引市場の創設
 - 証券化機能の拡充
- (3) 企業再生のための環境整備
 - 企業再生に資する支援環境の整備
 - 過剰供給問題等への対応
 - 早期事業再生ガイドラインの策定
 - 株式の価格変動リスクへの対処
 - 一層の金融緩和の期待
- (4) 企業と産業の再生のための新たな仕組み

《3. 新しい金融行政の枠組み》

- (1) 資産査定の厳格化
 - 資産査定に関する基準の見直し
 - 引当に関するDCF的手法の採用
 - 引当金算定における期間の見直し
 - 再建計画や担保評価の厳正な検証 等
 - 特別検査の再実施
 - 自己査定と金融庁検査の格差公表
 - 自己査定の是正不備に対する行政処分の強化
 - 財務諸表の正確性に関する経営者による宣言
- (2) 自己資本の充実
 - 自己資本を強化するための税制改正
 - 繰延税金資産の合理性の確認
 - 自己資本比率に関する外部監査の導入 等
- (3) ガバナンスの強化
 - 優先株の普通株への転換
 - 健全化計画未達先に対する業務改善命令の発出
 - 早期是正措置の厳格化
 - 「早期警戒制度」の活用 等

— 速やかに実施（平成14年11月29日に作業工程表を公表） —

※中小・地域金融機関の不良債権処理については、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定

〔基本的考え方〕

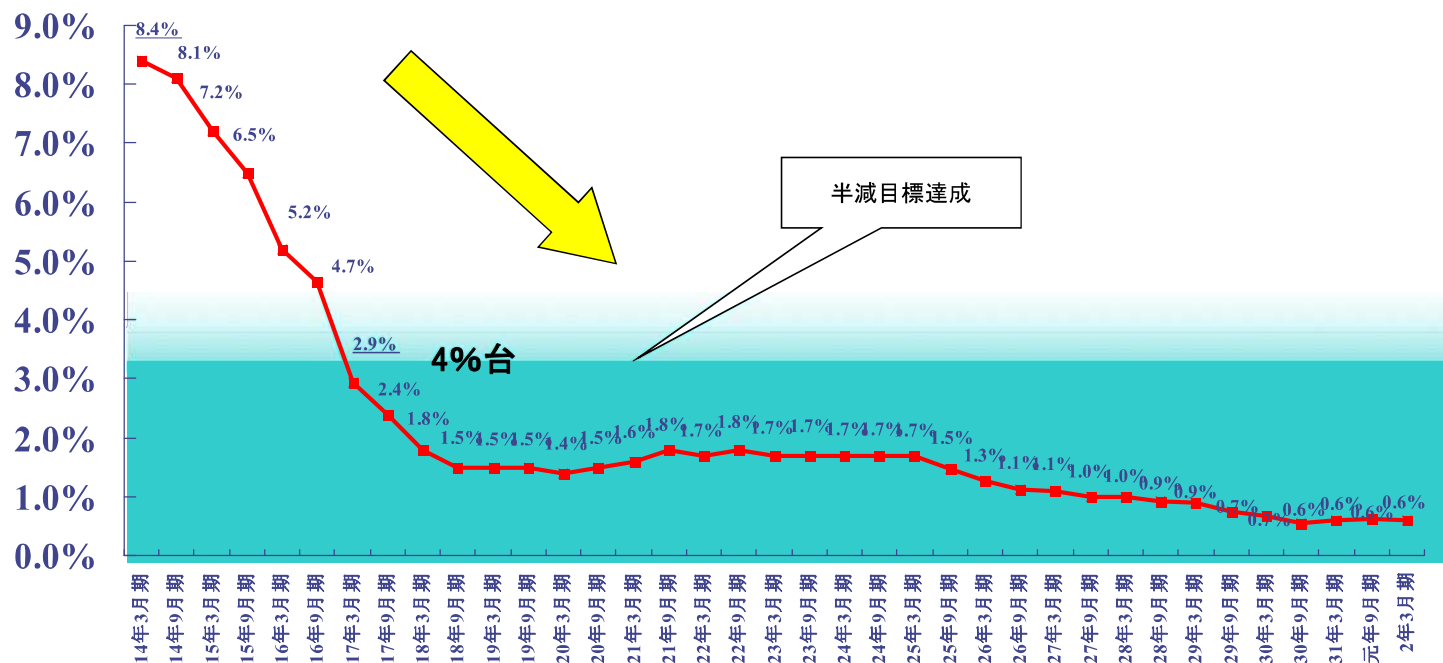
日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を実現



- ◎平成 16 年度には主要行の不良債権比率を半分程度に低下させ、問題を正常化
- ◎構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指す

不良債権比率の推移(主要行)

別紙15



○金融再生プログラム

「平成16年度(17年3月期)には、主要行の不良債権比率を現状(平成14年3月期 8.4%)の半分程度に低下させ、問題の正常化を図る」

○骨太2004

「金融分野においては、平成16年度(平成17年3月)末までに、「金融再生プログラム」の着実な推進により、不良債権問題を終結させる」

*計数は金融再生法開示債権ベース。

第3節 預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング（別紙1参照）

I 大手銀行グループに対する金融モニタリング

2019 事務年度の大手銀行グループに対するモニタリングについては、拡大する海外事業の実態を把握するため、海外拠点の実地調査や現地当局との意見交換を高頻度で実施したほか、大手銀行が抱えるリスクや課題について、監督カレッジを含めた海外当局との会合において意見交換を実施した。

大手銀行に共通する重要課題（海外投融資管理（レバレッジドローン、CLO 等）、外貨流動性リスク管理、大口個社管理、政策保有株式縮減、ストレステストの活用等）について、課題によっては日本銀行とも連携しながら、リスク管理の高度化に向けた対話を実施した。また、金融業を取り巻く環境変化に伴うリスク変容を早期に把握するため、グループ戦略やリスク管理等の責任者や、ビジネスライン毎の事業部門長等の経営陣と対話を実施した。

2020 年3月以降は、コロナ禍の拡大による影響が広がる中、①金融・資本市場の大きな変動の中での市場リスク管理や外貨資金繰りの状況、②企業に対する資金繰り支援など金融仲介機能の発揮状況、などについて集中的にモニタリングを実施した。

II 地域銀行に対する金融モニタリング

2019 事務年度の地域銀行に対するモニタリングについては、2019 年6月に改正した新たな「早期警戒制度」において、足元の収益等の実態にとどまらず、各行の「持続可能な収益性」や、「将来にわたる健全性」についてモニタリングを行い、課題のある金融機関に対して、早め早めの経営改善を促すための丁寧な対話を実施した。また、地域銀行の経営とガバナンスの実効性の向上に資するため、自らの経営のあり方について検討する際に参考となる主要な論点（「コア・イシュー」）を2020年3月に策定・公表し、地域金融機関の抱える課題に応じて、経営トップ等と、「コア・イシュー」も活用して対話を実施した。

一方で、リスクの顕在化が見られる場合や実態が不透明な場合は検査も活用して実態把握を行った。

また、金融機関による金融仲介機能の十分な発揮に向け、金融機関の金融仲介の質の向上に向けた取組みの実態把握の結果や、「金融仲介機能のベンチマーク」等の指標を活用し、金融機関との間で深度ある対話を行い、顧客企業のニーズを踏まえた取組みを促した。

取引先企業の事業内容や成長可能性等の適切な評価に基づく融資・本業支援（事業性評価）については、2013 事務年度からモニタリングを実施しており、2019 事務年度も、引き続き金融機関における取組状況を把握した。

2018 年7月に公表した「地域銀行有価証券運用モニタリング中間とりまとめ」を踏まえ、地域銀行に対して、オン・オフ一体のモニタリングを通じて、実効的な有

価証券運用態勢・リスク管理態勢の構築等を促した。

Ⅲ 外国銀行に対する金融モニタリング

2019 事務年度の外国銀行に対するモニタリングとしては、ビジネスモデルの変容に関する情報収集を継続するとともに、流動性リスク管理態勢の整備状況、大口与信管理態勢の検証を行った。

流動性リスク管理態勢については流動性リスク管理インフラの進展状況について検証を行ったところ、データ管理システム（M I S）を利用した高粒度での日中流動性の把握や、経営陣への報告を含む精緻なガバナンス体制の整備がなされていることが確認された。

大口与信管理態勢については海外本店との対話を通じ、本邦与信取引の海外における管理手法と日本拠点の役割について検証を行ったところ、個社エクスポージャーのみならず、業種別、国別、クロスボーダーリミット等を通じた多面的な管理の実態が認められた。

Ⅳ 協同組織金融機関に対する金融モニタリング

1. 信用金庫・信用組合等に対する金融モニタリング

信用金庫・信用組合に対する金融モニタリングについては、足元の健全性やリスクに着目しつつ、個々の経営課題に焦点を当てたモニタリングを実施してきたところ。これに加え、2019 事務年度からは早め早めの改善を促すべく、新たな早期警戒制度に基づく対話を実施し、計数等を提示しつつ、当局の課題認識の伝達・共有を図った。

また、持続可能なビジネスモデルに関する探求型対話を財務局において試行した。当局と金融機関の双方の「気づき」にもつながるよう、理事長をはじめとした本部・営業店の様々な階層に対し、経営理念に立ち返った問いかけを丁寧に繰り返した。

そのほか、サイバーセキュリティやマネー・ローンダリング等の潜在するリスクについての対話を行い、更なる対応を促した。

なお、コロナ禍の影響を踏まえて、事業者に対する資金繰り支援の取組みについて累次の要請を行うとともに、その取組状況を特別ヒアリングにより確認した。

2. 協同組織金融機関の中央機関の機能発揮

会員・組合員企業の経営改善提案や経営分析・モニタリング等の金融仲介機能の発揮に向けた支援に関して、中央機関のこれまでの取組みの効果や支援機能の拡充（キャッシュレス決済やフィンテックの活用など）等について、中央機関と対話を行った。また、各財務局においても、個別信金・信組に関する事項や、特定のテーマに関する事項など、地域の実情に合わせた内容について、中央機関支店と意見交換を実施している。

3. 他省と共管する金融機関に対する金融モニタリング

(1) 労働金庫等に対する金融モニタリング

労働金庫等は、労働金庫法に基づき厚生労働省と金融庁等との共管となっており、厚生労働省と財務（支）局が共同で検査を実施することとしている（労働金庫連合会は、厚生労働省が金融庁と共同で検査を実施し、1の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫については、都道府県も検査を行うこととされており、この場合は、原則として厚生労働省が都道府県及び財務（支）局と共同で検査を実施）。

(2) 農林中央金庫等に対する金融モニタリング

農林中央金庫は、農林中央金庫法に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省と金融庁が共同で検査を実施している。

また、信用農業協同組合連合会等は、農業協同組合法等に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省と財務（支）局が共同で検査を実施している。

2019 事務年度は、2 連合会（内訳は、信用農業協同組合連合会 1 連合会、信用漁業協同組合連合会 1 連合会）に対して検査を実施した。

(3) 農業協同組合に対する金融モニタリング

農業協同組合は、農業協同組合法に基づき、都道府県知事（都道府県の区域を超える区域を地区とする農業協同組合を除く。）が行政庁となっているが、信用事業を営む農業協同組合に対する検査について、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣（内閣総理大臣及び農林水産大臣）が必要があると認める場合の行政庁は、主務大臣及び都道府県知事となっている。

2019 事務年度は、13 組合に対して立入検査を実施した。

2019事務年度における金融モニタリングの実施状況(業態別・地域別)

業態	地域	対象機関数 (2020年6月30日現在)	検査実施機関数
銀行持株会社	全国	25	8
主要行等	全国	31	9
地域銀行	関東	22	4
	近畿	8	3
	北海道	2	0
	東北	15	0
	東海	12	2
	北陸	6	0
	中国	9	2
	四国	8	0
	九州	21	1
	計	103	12
信用金庫	関東	72	5
	近畿	29	1
	北海道	20	0
	東北	27	0
	東海	34	0
	北陸	16	2
	中国	20	2
	四国	10	1
	九州	27	3
	計	255	14
信用組合	関東	51	4
	近畿	21	2
	北海道	7	0
	東北	15	0
	東海	15	0
	北陸	6	3
	中国	10	1
	四国	3	0
	九州	17	1
	計	145	11
外国金融機関等	全国	57	0
生命保険会社	全国	42	1
損害保険会社	全国	53	0
その他金融機関	全国	4	1
政策金融機関等	全国	12	0

1. 本表には、財務局検査を含む。
2. 地域は財務局管轄区域で区分し、本店所在地により分類。
九州には、九州財務局管内、福岡財務支局管内及び沖縄総合事務局管内を含む。
3. 対象機関数は、2020年6月30日現在。
主要行等とは都市銀行、信託銀行(外資系信託銀行を除く)、決済・IT専門銀行、整理回収機構及びゆうちょ銀行をいう。
外国金融機関等とは、外国銀行支店(複数支店を有する外国銀行は1店として計上)、外資系信託銀行をいう。
その他金融機関とは、農林中央金庫、労働金庫連合会、信金中央金庫及び全国信用協同組合連合会をいう。
政策金融機関等には、独立行政法人を含む。
4. 同一年度に複数の検査を実施した場合は、実施機関数1件として計上する。
5. 検査実施機関数については、新型コロナウイルスの影響により中止した検査を除いている。

第4節 自己資本比率規制等

I 自己資本比率規制等（バーゼル規制）の概要（別紙参照）

バーゼル規制とは、国際的に活動する銀行に適用される銀行の健全性に係る国際基準であり、「最低所要比率」（第1の柱）、「金融機関の自己管理と監督上の検証」（第2の柱）、「市場規律の活用」（第3の柱）という3つの柱から構成される。

我が国では、銀行法14条の2等に基づき経営の健全性を判断するための基準を定めること等により、①自己資本比率規制、②流動性規制、③レバレッジ比率規制を導入している。

II 関連告示等の整備

ダブルギアリング規制の特例承認について、地域の金融仲介機能の継続的な発揮に資する一定の出資等を対象範囲とするよう、自己資本比率規制告示（第1の柱）及び監督指針について、2019年11月及び2020年1月にパブリックコメントを実施し、2020年3月に改正を行った（2020年3月期より適用）。

また、新型コロナウイルス感染症の影響拡大が懸念される中、日本銀行による金融政策と銀行等への健全性規制との調和を図るため、レバレッジ比率を算定するにあたって日銀預け金を除外するべく、レバレッジ比率規制告示（第1の柱）及び監督指針等について、2020年4月にパブリックコメントを実施し、2020年6月に改正を行った（2020年3月期より適用）。

III 自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認実績（2019事務年度）

- ・信用リスクの内部格付手法（基礎的内部格付手法）…2行（紀陽銀行及び足利銀行）

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{リスクアセット (RWA)}} \geq \begin{matrix} 8\% \\ (4\%)^{(*)} \end{matrix}$$

(※)国内基準行に求められる自己資本比率の水準

RWA：標準的手法の場合、保有資産額にリスクウェイトを乗じて算出。

(例) 大企業向け貸出×100%+中堅企業向け×85%+中小企業向け×75%
+国債×0%+……

ほか、銀行の内部データを活用して所要自己資本を見積もる内部モデル手法が存在。

信用リスク

貸出先(企業、個人等)の債務不履行リスク

+

市場リスク

市場の動向による保有有価証券等の価格変動リスク

+

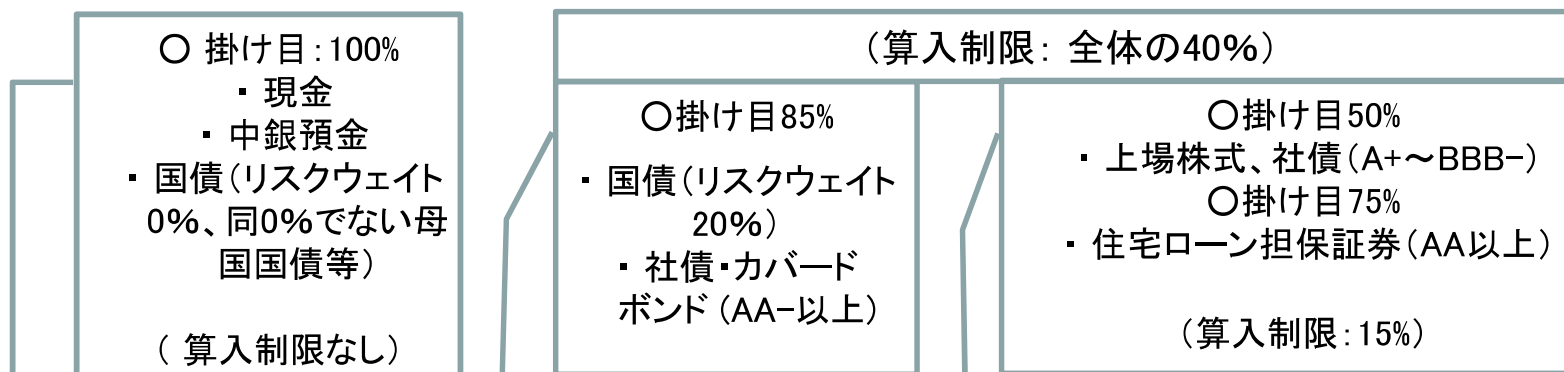
オペレーショナルリスク

事務事故、システム障害、不正行為等で損失が生じるリスク

流動性カバレッジ比率 (Liquidity Coverage Ratio: LCR)

■ 目的: 金融危機の際、多くの銀行が資金繰りに困難を生じた反省に基づき、30日間のストレス下での資金流出に対応できるよう、良質の流動資産を保有することを求めるもの。

■ 基準の概要:



$$\text{LCR} = \frac{\text{レベル1資産} + \text{レベル2A資産} + \text{レベル2B資産}}{\text{30日間のストレス期間の資金流出額}} \geq 100\%$$

<主な預金の流出率>

・ リテール・中小企業(預金保険対象).....	5% (3%*)
" (預金保険対象外).....	10%
・ 非金融機関(預金保険対象).....	20%
" (預金保険対象外).....	40%
・ 金融機関.....	100%

<与信・流動性ファシリティ等の流出率>

・ リテール向け与信・流動性枠.....	5%
・ 非金融機関向け与信枠.....	10%
・ 非金融機関向け流動性枠.....	30%
・ 金融機関向け与信・流動性枠.....	40%
・ 中銀とのレポ取引.....	0%

* リテール・中小企業預金の流出率は過去の実際の流出率を見て決定する

レバレッジ比率

- 目的: 銀行システムにおけるレバレッジの拡大を抑制。簡素な指標とすることで、リスクベースの指標(自己資本比率)を補完
- 基準の概要:

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{Tier 1 資本}}{\text{総エクスポージャー(オンバランス項目 + オフバランス項目)の額}} \geq 3\%$$

【本邦におけるこれまでの経緯】

- 2015年3月末 国際統一基準行に対して、開示規制(第3の柱)を導入
- 2019年3月末 国際統一基準行に対して、所要最低比率規制(第1の柱)を導入

【現行のレバレッジ比率規制の概要】

- 国際統一基準行を対象に、連結ベース・単体ベースで3%の最低比率を設定
- 最低比率を下回った場合には、自己資本比率規制と同様の早期是正措置を導入

第5節 資本増強制度の運用状況

I 旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法

1. 資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ

2019年9月期の経営健全化計画の履行状況報告については同年12月26日に、2020年3月期の経営健全化計画の履行状況報告については同年7月14日に、報告内容を公表した。(別紙1～2参照)

2. 経営健全化計画の見直し

新生銀行において、経営健全化計画の見直しが行われ、見直し後の新しい経営健全化計画を、2020年3月25日に公表した。

3. 公的資金の返済状況

2019事務年度においては、公的資金の返済は行われなかった。

そのため、2018事務年度末時点と同様、旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法に基づく資本増強額(約12.3兆円)に対して、2020年6月末時点で約12.1兆円が返済されており、残額は約0.2兆円となっている(金額はいずれも額面ベース)。なお、既に返済されている約12.1兆円に対し、約1.5兆円の利益(キャピタルゲイン)が発生している。

II 金融機能強化法

1. 資本参加の決定

2019事務年度においては、金融機能強化法に基づき、以下の金融機関に対し国の資本参加を決定し、公表した。(別紙3参照)

2020年3月実施：全国信用協同組合連合会(92億円)

2. 資本参加した金融機関等の経営強化計画に係るフォローアップ

金融機能強化法に基づき、国が資本参加を行った金融機関等に対しては、法令の趣旨を踏まえた経営戦略とそれに基づく計画が営業店に浸透しているか、また、具体的な取組等が適切に評価され実行されているかといった点に加え、公的資金の返済原資の積上げと収益化が実現し返済可能性が確保されているかといった観点からモニタリングを実施し、フォローアップを行った。

また、2019年3月期(27金融機関)の経営強化計画の履行状況報告については同年9月27日に、同年9月期(27金融機関)の経営強化計画の履行状況報告については2020年3月3日に、報告内容を公表した。(別紙4～17参照)

3. 経営強化計画等の公表

豊和銀行、東京厚生信用組合、横浜幸銀信用組合（以上、本則）及び筑波銀行、東北銀行（以上、震災特例）の新たな経営強化計画等について、2019年9月27日に公表した。（別紙18参照）

4. 公的資金の返済状況

2019事務年度においては、公的資金の返済は行われなかったが、上記1のとおり資本参加を行ったことから、金融機能強化法に基づく資本参加実績は6,985.4億円となり、2020年6月末時点の残額は4,980.4億円となった。

5. 金融機能強化法の一部改正

現在、日本の金融システムの健全性に問題はないが、予め、将来にわたって金融システムの安定に万全を期すことにより、金融機関が、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小企業等に対し、積極的に資金繰り支援などを行い、経済の再生を図っていくことが重要である。

こうした考え方の下、国による資本参加の期限を2026年3月まで延長するとともに、新型コロナウイルス感染症等に関する特例措置を設ける「金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案」が、第201回国会において、2020年6月12日に成立した。（別紙19参照）

経営健全化計画履行状況報告

令和元年12月

○業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注)			経常利益			当期利益		
	平成31/3 実績	令和元/9 実績	令和2/3 健全化計画	平成31/3 実績	令和元/9 実績	令和2/3 健全化計画	平成31/3 実績	令和元/9 実績	令和2/3 健全化計画
新生	※373	※218	※360	386	223	388	354	227	330

(注)業務純益は、一般貸引繰入前の計数。
※クレジットトレーディング関連利益等を含む。

○自己資本比率の状況(連結ベース)

(%)

(参考)

(億円)

	自己資本比率			自己資本計			リスクアセット		
	平成31/3 実績	令和元/9 実績	令和2/3 健全化 計画	平成31/3 実績	令和元/9 実績	令和2/3 健全化 計画	平成31/3 実績	令和元/9 実績	令和2/3 健全化 計画
新生	11.85	11.56	13.00	7,953	8,134	8,808	67,112	70,347	67,706

○リストラの状況①(役員数、従業員数等)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	平成31/3 実績	令和元/9 実績	令和2/3 健全化 計画	平成31/3 実績	令和元/9 実績	令和2/3 健全化 計画	平成31/3 実績	令和元/9 実績	令和2/3 健全化 計画	平成31/3 実績	令和元/9 実績	令和2/3 健全化 計画	平成31/3 実績	令和元/9 実績	令和2/3 健全化 計画
新生	10	9	10	2,150	2,174	2,240	26,763	13,836	28,400	23,488	11,226	24,000	65,684	33,818	68,500

○リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円) (注)			うち役員報酬			平均役員(常勤)報酬・賞与 (百万円)			平均役員退職慰労金 (百万円)			平均給与月額 (千円)		
	平成31/3 実績	令和元/9 実績	令和2/3 健全化 計画	平成31/3 実績	令和元/9 実績	令和2/3 健全化 計画	平成31/3 実績	令和元/9 実績	令和2/3 健全化 計画	平成31/3 実績	令和元/9 実績	令和2/3 健全化 計画	平成31/3 実績	令和元/9 実績	令和2/3 健全化 計画
新生	181	99	200	181	99	200	36	36	40	9	-	-	477	473	495

(注) 使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

○国内貸出・中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)

	国内貸出の状況(実勢ベース) (億円)		中小企業向け貸出の状況(実勢ベース) (億円)	
	令和元年9月期 実績(対前期比)	令和2年3月期 計画(対前期比)	令和元年9月期 実績(対前期比)	令和2年3月期 計画(対前期比)
新生	795	▲ 2,238	301	10

(注)インパクトローンを除くベース。

○不良債権額(単体ベース)

	(億円)									
	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③ 銀行勘定のみ		不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算	
	平成31/3 実績	令和元/9 実績	平成31/3 実績	令和元/9 実績	平成31/3 実績	令和元/9 実績	平成31/3 実績	令和元/9 実績	平成31/3 実績	令和元/9 実績
新生	21	23	61	145	20	19	102	187	18	42

○剰余金の状況

	(億円)		
	剰余金の状況(令和元/9期)	【参考】公的資金注入額 (優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン)	【参考】公的資金残高(注)
新生	3,123	4,166	2,500

(注) 公的資金注入額ベース

経営健全化計画履行状況報告

令和2年7月

○業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注)			経常利益			当期利益		
	平成31/3 実績	令和2/3 健全化 計画	令和2/3 実績	平成31/3 実績	令和2/3 健全化 計画	令和2/3 実績	平成31/3 実績	令和2/3 健全化 計画	令和2/3 実績
新生	※373	※350	※419	386	335	339	354	330	332

(注)業務純益は、一般貸引繰入前の計数。

※金銭の信託運用損益を含む。

○自己資本比率の状況(連結ベース)

(%)

(参考)

(億円)

	自己資本比率			自己資本計			リスクアセット		
	平成31/3 実績	令和2/3 健全化 計画	令和2/3 実績	平成31/3 実績	令和2/3 健全化 計画	令和2/3 実績	平成31/3 実績	令和2/3 健全化 計画	令和2/3 実績
新生	11.85	11.40	11.21	7,953	8,244	8,225	67,112	72,283	73,366

○リストラの状況①(役員数、従業員数等)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	平成31/3 実績	令和2/3 健全化 計画	令和2/3 実績	平成31/3 実績	令和2/3 健全化 計画	令和2/3 実績	平成31/3 実績	令和2/3 健全化 計画	令和2/3 実績	平成31/3 実績	令和2/3 健全化 計画	令和2/3 実績	平成31/3 実績	令和2/3 健全化 計画	令和2/3 実績
新生	10	9	9	2,150	2,190	2,137	26,763	28,159	26,921	23,488	26,046	22,737	65,684	71,551	66,537

○リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円) (注)						平均役員(常勤)報酬・賞与 (百万円)			平均役員退職慰労金 (百万円)			平均給与月額 (千円)		
	うち役員報酬														
	平成31/3 実績	令和2/3 健全化 計画	令和2/3 実績	平成31/3 実績	令和2/3 健全化 計画	令和2/3 実績	平成31/3 実績	令和2/3 健全化 計画	令和2/3 実績	平成31/3 実績	令和2/3 健全化 計画	令和2/3 実績	平成31/3 実績	令和2/3 健全化 計画	令和2/3 実績
新生	181	200	173	181	200	173	36	40	36	9	-	-	477	495	476

(注) 使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

○国内貸出・中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)

	国内貸出の状況(実勢ベース) (億円)	中小企業向け貸出の状況(実勢ベース) (億円)
	令和2年3月期 実績(対前期比)	令和2年3月期 実績(対前期比)
新生	2,637	180

(注)インパクトローンを除くベース。

○不良債権額(単体ベース)

	(億円)									
	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③		不良債権処理損失額	
	平成31/3 実績	令和2/3 実績	平成31/3 実績	令和2/3 実績	平成31/3 実績	令和2/3 実績	平成31/3 実績	令和2/3 実績	平成31/3 実績	令和2/3 実績
新生	21	23	61	125	20	28	102	176	18	57

○剰余金の状況

	(億円)		
	剰余金の状況(令和2年3月期)	【参考】公的資金注入額 (優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン)	【参考】公的資金残高(注)
新生	3,228	4,166	2,500

(注)公的資金注入額ベース。

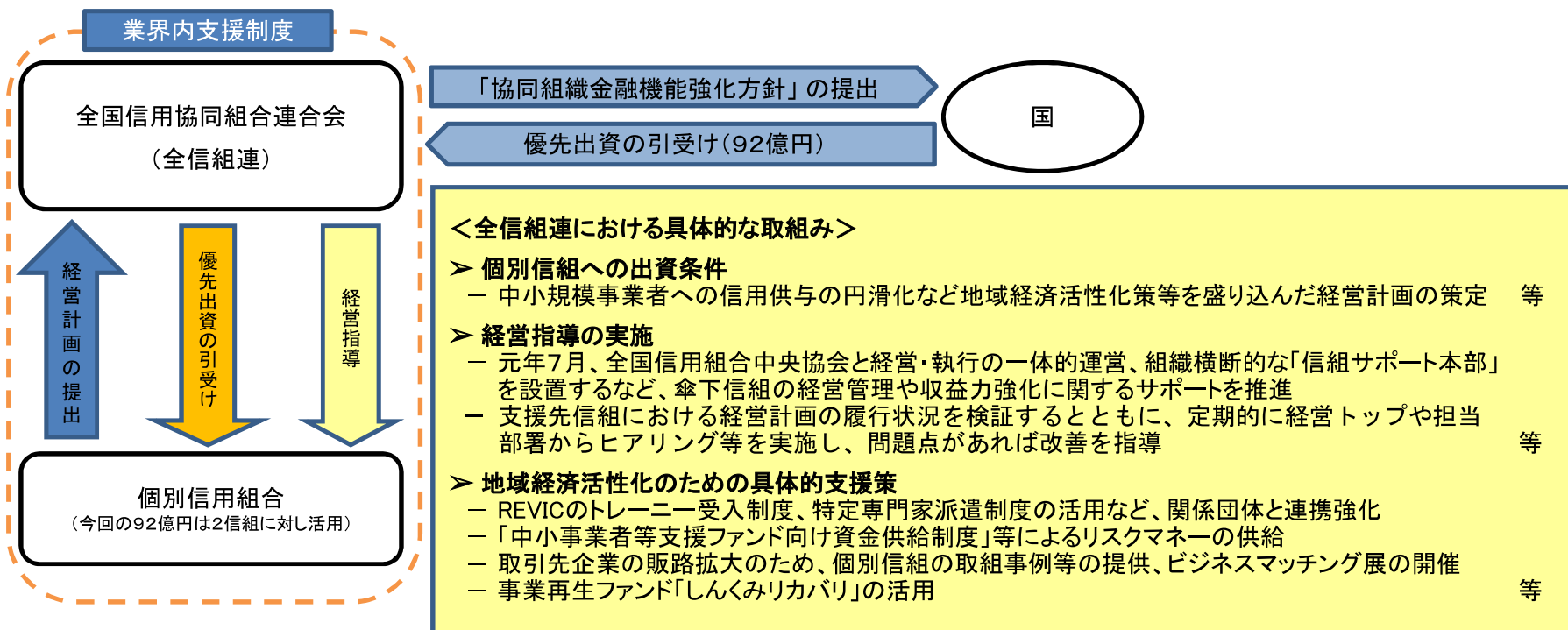
金融機能強化法に基づく全国信用協同組合連合会に対する資本参加の概要 (令和2年2月28日(金)決定)

(別紙3)

		全国信用協同組合連合会 (東京都中央区)
預金残高	(H31/3末)	7兆0,787億円
貸出金残高	(H31/3末)	3兆9,396億円
自己資本比率	(H31/3末)	17.32%
資本参加額		92億円※
優先出資の配当率		Tibor(12ヶ月)+0.38% (消却予定20年以内分) Tibor(12ヶ月)+0.49% (消却予定25年以内分)

※ 資本参加は傘下信組への出資に活用するため申し込まれたものであり、全信組連の資本増強・収益性向上を目的とするものではない。本件資本参加により全信組連の自己資本比率は変動しない。

【参考】資本参加スキーム



金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における 「経営強化計画の履行状況（平成31年3月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
本則（平成20年改正法）に基づき資本参加を行った金融機関		
福邦銀行	21年 3月31日	60億円
南日本銀行		150億円
みちのく銀行	21年 9月30日	200億円
第三銀行		300億円
山梨県民信用組合		450億円
東和銀行	21年12月28日	350億円
高知銀行		150億円
北都銀行	22年 3月31日	100億円
宮崎太陽銀行		130億円
ぐんまみらい信用組合	24年12月28日	250億円
豊和銀行	26年 3月31日	160億円
東京厚生信用組合		50億円
横浜幸銀信用組合		190億円
釧路信用組合	26年12月12日	80億円
滋賀県信用組合		90億円
全国信用協同組合連合会	27年12月22日	106億円
全国信用協同組合連合会	28年12月27日	62.4億円
全国信用協同組合連合会	29年12月22日	100億円

(注1) 山梨県民信用組合、ぐんまみらい信用組合、東京厚生信用組合、横浜幸銀信用組合、釧路信用組合及び滋賀県信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取り、北都銀行はフィデアホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

(注2) 東和銀行については、平成30年5月11日に、350億円のうち200億円を返済。

金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく経営強化計画 平成31年3月期の履行状況の概要

1. 経営改善の目標

1) コア業務純益

(単位: 億円)

	計画始期の水準	H31年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	5	4	3	▲ 1	▲ 1	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
南日本	36	27	23	▲ 13	▲ 3	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
みちのく	59	48	36	▲ 23	▲ 12	資金利益が有価証券利息配当金の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
第 三	50	59	54	+ 3	▲ 4	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
山梨県民 (信用組合)	6	11	8	+ 2	▲ 2	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
東 和	105	60	75	▲ 30	+ 14	有価証券利息配当金や貸出金利息が計画を上回ったことにより、資金利益が計画を上回ったほか、人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
高 知	24	19	15	▲ 8	▲ 4	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったほか、役員取引等利益も計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
北 都	24	17	18	▲ 5	+ 0	有価証券利息配当金が計画を上回ったこと等により、資金利益が計画を上回ったほか、人件費の削減により経費が計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
宮崎太陽	18	8	10	▲ 7	+ 2	貸出金利息は減少したものの、計画を上回ったことにより資金利益が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	▲0.11	▲4.26	0.51	+ 0.62	+ 4.77	資金利益が有価証券利息配当金の増加等により計画を上回ったほか、人件費の削減により経費が計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
豊 和	28	30	11	▲ 17	▲ 19	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
東京厚生 (信用組合)	1.45	1.47	1.48	+ 0.03	+ 0.01	資金利益が貸出金利息等の減少により計画を下回ったものの、人件費の削減により経費が計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
横浜幸銀 (信用組合)	13	13	25	+ 12	+ 11	資金利益が貸出金利息の増加等により計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
釧路 (信用組合)	1.96	1.84	0.75	▲ 1.21	▲ 1.08	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
滋賀県 (信用組合)	1.79	1.33	1.80	+ 0.01	+ 0.47	資金利益が貸出金利息の増加等により計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。

2) 業務粗利益経費率 (OHR)

(単位:%)

	計画始期の水準	H31年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	77.21	71.45	70.66	▲ 6.55	▲ 0.79	業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
南日本	57.67	64.78	65.93	+ 8.26	+ 1.15	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
みちのく	71.96	74.40	76.66	+ 4.70	+ 2.26	経費（機械化関連費用を除く）は計画を下回ったものの、業務粗利益が有価証券利息配当金の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
第 三	65.13	64.36	63.21	▲ 1.92	▲ 1.15	業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
山梨県民 (信用組合)	75.43	65.50	72.05	▲ 3.38	+ 6.55	経費（機械化関連費用を除く）が計画を上回ったことや、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
東 和	53.49	69.12	65.53	+ 12.04	▲ 3.59	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加等により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
高 知	73.00	71.19	73.16	+ 0.16	+ 1.97	経費（機械化関連費用を除く）は計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益や役員取引等利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
北 都	74.82	74.58	68.94	▲ 5.88	▲ 5.64	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益やその他業務利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
宮崎太陽	66.26	73.03	70.32	+ 4.06	▲ 2.71	経費（機械化関連費用を除く）がシステム移行に伴い計画を上回ったものの、資金利益が計画を上回ったことにより業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
ぐんまみらい (信用組合)	97.29	109.45	95.33	▲ 1.96	▲ 14.12	業務粗利益が計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が人件費の削減により計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
豊 和	53.02	53.01	68.40	+ 15.38	+ 15.39	経費（機械化関連費用を除く）がシステム移行に伴い計画を上回ったことに加え、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
東京厚生 (信用組合)	73.43	73.24	72.35	▲ 1.08	▲ 0.89	業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
横浜幸銀 (信用組合)	66.76	66.28	61.44	▲ 5.32	▲ 4.84	経費（機械化関連費用を除く）が合併等に伴う人件費・物件費の増加により計画を上回ったものの、業務粗利益が資金利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
釧路 (信用組合)	74.01	71.71	79.33	+ 5.32	+ 7.62	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
滋賀県 (信用組合)	77.85	80.48	75.98	▲ 1.87	▲ 4.50	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小規模事業者等向け貸出残高・比率

(単位: 億円、%)

	計画始期の水準	H31年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)	
		計画	実績				
福 邦	残高	1,491	1,520	1,579	+ 88	+ 59	事業性評価に基づく融資や課題解決型提案営業等に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	33.20	33.45	33.58	+ 0.38	+ 0.13	
南日本	残高	3,260	3,319	3,383	+ 123	+ 64	WIN-WINネット業務を中心に本業支援を行なうとともに、地元への融資に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	41.84	41.81	42.34	+ 0.50	+ 0.53	
みちのく	残高	5,106	5,184	5,313	+ 207	+ 129	Keymanを活用し、法人営業活動やミドルリスク層へのアプローチの強化に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	24.10	24.10	25.15	+ 1.05	+ 1.05	
第 三	残高	6,374	6,394	6,404	+ 30	+ 10	リレーションシート等を活用した事業性評価に基づく融資のほか、三重県中南部地域の活性化支援やミドルリスク先に対する取組み等を通じて、三重県・愛知県を中心に貸出金の増強に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	31.42	31.46	31.48	+ 0.06	+ 0.02	
山梨県民 (信用組合)	残高	1,755	1,764	1,460	▲ 294	▲ 304	本部の取組方針を明確にするなどにより、貸出金の増強に取り組んだものの、金融機関同士の競争が続いていることや不良債権処理の影響などにより、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	40.84	40.88	34.76	▲ 6.08	▲ 6.12	
東 和	残高	7,120	7,300	7,390	+ 270	+ 90	「TOWAお客様応援活動」を通じた本業支援に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	30.59	31.21	32.17	+ 1.58	+ 0.96	
高 知	残高	3,956	3,968	4,045	+ 89	+ 77	医療・福祉分野や農林水産業・食品加工分野等の成長分野に対するリレーション強化等によって、取引先の資金需要や各種相談にきめ細かく対応したことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	35.84	36.23	37.28	+ 1.44	+ 1.05	
北 都	残高	2,902	2,924	2,988	+ 86	+ 64	再生可能エネルギー事業向け融資に加え、一万先訪問活動により顧客接点が拡大したことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	21.64	21.66	22.02	+ 0.38	+ 0.36	
宮崎太陽	残高	2,529	2,535	2,656	+ 127	+ 121	本業サポートWithやたいようビジネスマッチングサービスにより顧客企業の売上改善に取り組んでいるほか、事業性評価に基づき、取引先の資金ニーズへの対応に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	36.91	36.10	38.25	+ 1.34	+ 2.15	
ぐんまみらい (信用組合)	残高	1,033	1,065	1,040	+ 6	▲ 25	中小規模事業者等へのプロパー貸出に取り組んできたものの、案件の掘り起こしが不十分で残高を伸ばせなかったこと等から、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	29.65	31.05	30.46	+ 0.81	▲ 0.59	
豊 和	残高	2,294	2,600	2,530	+ 235	▲ 70	取引先の資金ニーズの掘り起こしや経営改善支援活動に伴う資金供給に取り組んだものの、資金需要が厳しく、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	40.99	44.37	43.73	+ 2.74	▲ 0.64	
東京厚生 (信用組合)	残高	223	239	283	+ 59	+ 44	営業推進本部を軸とする営業推進体制・営業店サポート体制等の強化や店舗別推進体制の再構築と各店の特性に合った業務運営等の諸施策の実施により、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	37.45	39.34	46.03	+ 8.58	+ 6.69	
横浜幸銀 (信用組合)	残高	1,932	2,513	3,262	+ 1,329	+ 749	営業本部及び営業店において、取引先への訪問頻度を増やしメイン化を進めるなかで関係深化を図るとともに、その人縁・地縁を活かした新規顧客の開拓を行ったことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	56.73	59.50	65.22	+ 8.49	+ 5.72	
釧路 (信用組合)	残高	324	335	314	▲ 9	▲ 20	ブロック体制を導入し、内部事務の分業化と営業推進体制の整備を行い営業活動に取り組んだものの、貸出金償却及び債権売却等の影響により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	35.32	36.51	33.89	▲ 1.43	▲ 2.62	
滋賀県 (信用組合)	残高	411	425	489	+ 78	+ 64	融資推進店舗を選定し、外部人材を含めた人員を重点的に配置し、事業性融資先の開拓等を行ったことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	30.86	32.24	32.67	+ 1.81	+ 0.43	

2) 経営改善支援先割合

(単位:%)

	計画始期の水準	H31年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	9.11	9.22	15.58	+ 6.47	+ 6.36	外部支援機関との連携による経営相談支援や、ライフステージに応じた取引先支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
南日本	1.53	2.03	2.00	+ 0.47	▲ 0.03	取引先企業が抱える経営課題等を把握した上で、本部・営業店が連携してアドバイス等を行う経営相談支援等に取り組んだものの、担保・保証に依存しない融資が計画を下回ったことから、全体では計画を下回った。
みちのく	7.05	7.71	10.21	+ 3.16	+ 2.50	創業セミナーの開催、自治体や各種支援機関との連携、コンサルティングメニューの拡充などに積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
第 三	4.98	5.96	6.45	+ 1.47	+ 0.49	リレーションシート等を活用した融資や本業支援に加え、三重県中南部地域の活性化支援やミドルリスク先等に対する経営改善支援に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	6.74	7.02	7.69	+ 0.95	+ 0.67	所管部署である企業サポート課が中心となり、外部機関・外部専門家との連携により、きめ細かな経営相談及び早期事業再生支援等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
東 和	27.91	27.34	24.24	▲ 3.67	▲ 3.10	お客様の真のニーズに沿った精度の高い本業支援の提案を行なうため、お客様応援活動に係る営業店毎の本部示達目標を廃止し、支店長が自主目標を設定し、本部が営業店の支援と評価をする態勢に変更したこと等から、計画を下回った。
高 知	4.73	4.83	7.86	+ 3.13	+ 3.03	本部・営業店が連携して、ビジネスマッチングや商談会等の経営相談支援のほか、ABL等の活用や事業性評価融資に取り組んだことから、計画を上回った。
北 都	14.82	14.85	18.13	+ 3.31	+ 3.28	お客様の経営改善計画策定を積極的に支援したことや、ビジネスマッチングに積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
宮崎太陽	0.71	0.84	1.09	+ 0.38	+ 0.25	事業性評価に基づく融資や、外部機関との連携による創業・新事業開拓支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	26.54	32.33	50.44	+ 23.90	+ 18.11	支援先の経営課題の分析・把握等について外部専門家と連携・協力したほか、特別経営支援資金等の推奨により事業性評価に基づく融資に取り組んだことから、計画を上回った。
豊 和	7.23	7.83	9.00	+ 1.77	+ 1.17	経営改善計画の策定支援など取引先の経営相談支援や、事業性評価に基づく融資を推進したこと等から、計画を上回った。
東京厚生 (信用組合)	13.26	13.46	15.79	+ 2.53	+ 2.33	事業支援室が主体となり、支援先の経営課題の把握・分析、経営改善の取組みに係る企画立案、経営改善計画の策定支援などについて、外部の専門家等の協力を得て取り組んだことから、計画を上回った。
横浜幸銀 (信用組合)	7.82	16.05	19.10	+ 11.28	+ 3.05	経営支援部が主体となり、経営改善支援先の経営課題の把握や財務分析等を実施し、実現可能性の高い解決策の提案を行ったほか、事業性評価に基づく融資を推進したこと等から、計画を上回った。
釧路 (信用組合)	3.19	3.48	5.43	+ 2.24	+ 1.95	積極的にソリューション営業を展開し、取引先に対する経営改善支援の取組を強化したほか、取引先の売掛債権を弁済原資とするローンの活用や事業性評価に基づく融資を推進したこと等から、計画を上回った。
滋賀県 (信用組合)	36.06	37.11	41.03	+ 4.97	+ 3.92	事業再生の専担組織による支援先の経営分析・把握、中小企業再生支援協議会等の外部機関との連携による事業再生支援など、本部と営業店が連携して取り組んだことから、計画を上回った。

金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく協同組織金融機能強化方針 平成31年3月期の実施状況の概要

1. 経営改善の目標

1) 資金利益

(単位: 億円)

	計画始期の水準	H31年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
全国信用協同組合 連合会	171	164	214	+ 42	+ 50	高配当株式ETF、J-REITへの投資、国債レポ取引による収益等が寄与し、資金利益は計画を上回った。

2) 一営業店当たり資金量

(単位: 億円)

	計画始期の水準	H31年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
全国信用協同組合 連合会	6,476	8,355	7,865	+ 1,388	▲ 490	当初の想定よりも個別信用組合が有価証券の償還資金を当会預け金に預入する動きが見られず、一営業店当たり資金量は計画を下回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小規模事業者等向け貸出の残高及び比率

(単位: 億円、%)

	計画始期の水準	H31年3月期		始期比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績		
全国信用協同 組合連合会	残高	4,975	8,942	+ 3,966	特定信用組合(資本支援を行った11信用組合)において、既存先の資金ニーズの発掘、新規事業先の開拓、融資提案型営業の推進又は成長分野への融資推進等、地域金融の円滑化に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画始期を上回った。
	比率	36.07	46.42	+ 10.35	

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った11信用組合の合算値

2) 経営改善支援先割合

(単位: %)

	計画始期の水準	H31年3月期		始期比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績		
全国信用協同組合 連合会	6.30		16.67	+ 10.37	特定信用組合において、創業支援や新事業の開拓支援のほか、事業再生が必要となった取引先に対し、中小企業再生支援協議会等の外部機関と連携し事業再生支援などに取り組んだことから、計画始期を上回った。

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った11信用組合の合算値

金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った金融機関における 「経営強化計画の履行状況（平成 31 年 3 月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
震災特例（平成 23 年 7 月施行）に基づき資本参加を行った金融機関		
仙台銀行	23年 9月30日	300億円
筑波銀行		350億円
相双五城信用組合	24年 1月18日	160億円
いわき信用組合		200億円
宮古信用金庫	24年 2月20日	100億円
気仙沼信用金庫		150億円
石巻信用金庫		180億円
あぶくま信用金庫		200億円
那須信用組合	24年 3月30日	70億円
東北銀行	24年 9月28日	100億円
きらやか銀行	24年12月28日	300億円

（注）相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及びあぶくま信用金庫は信金中央金庫からの信託受益権の買取りにより、きらやか銀行は、じもとホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法(震災特例)を活用した4地域銀行の経営強化計画

(別紙8)

平成31年3月期の履行状況の概要

	じもとホールディングス		筑波銀行(茨城県土浦市)	東北銀行(岩手県盛岡市)
	仙台銀行 (宮城県仙台市)	きらやか銀行 (山形県山形市)		
資本参加額 (資本参加時期)	300億円(平成23年9月)	300億円(平成24年12月)	350億円(平成23年9月)	100億円(平成24年9月)

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 本店のほか6つの分室を設置している「地元企業応援部」に復興融資担当者や事業再生担当者が常駐し、被災者の復興相談等にきめ細やかに対応 	<ul style="list-style-type: none"> 仙山圏の仲介機能を拡充するとともに、本業支援推進態勢を強化するため、仙台に法人営業グループを設置 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年4月より、売上高1~30億円の層のうち、事業性評価の深掘先について、資金繰り改善を伴うファイナンスプランの融資提案を積極的に実施 平成30年4月より、正しいプロセスを踏んだ顧客目線の営業活動を一層強化するためにプロセス評価・目標を導入 	<ul style="list-style-type: none"> 「地域応援部」、「支店統括部」、「融資管理部」が各営業店と連携し、各種ソリューションの提供や経営改善支援等の本業支援への本部サポートを強化 地域の特性に応じたきめ細かい支援を行うため、各営業店の取り巻く環境を勘案した「店別営業戦略」に基づいた営業推進を実施
	② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> グループ統一ツールである「じもとホールディングスビジネスマッチング情報」の活用による仙山圏でのビジネスマッチングの実施(平成30年度下期成約件数:66件)(仙台、きらやか) 両行の協調融資等による被災企業への積極的な支援(平成30年度下期協調・紹介融資実績:9件)(仙台、きらやか) 復興支援に向けた共同イベント等の開催による被災者支援の継続(平成30年10月開催)(仙台、きらやか) 被災企業等の経営改善計画の策定支援や訪問活動、コンサルタント等の外部機関と連携した事業再建支援(仙台) 店舗が再開していない津波被災地(石巻市)等での顧客利便性を確保するため、巡回型移動店舗による営業(仙台) 	<ul style="list-style-type: none"> 「経営改善サポート協議会」において、条件変更を長期にわたり継続するなど経営課題を抱える先について、企業のライフステージに応じた経営支援に関する方針を営業店・本部一体となって検討・フォローアップ 条件変更先などの経営課題を抱える先のうち、経営計画書の未策定先等に対する経営計画書策定支援(平成30年度実績:408件) 「2018筑波銀行ビジネス交流商談会」を開催(平成30年10月)し、地域資源の発信及び茨城県の枠を超えた広域マッチングの場を提供 「つくば地域活性化ファンド」による資金供給支援(投資実績:10件)。令和元年4月、後継となるファンド(つくば地域活性化2号ファンド)を設立 	<ul style="list-style-type: none"> 震災復興推進本部活動報告書を作成し、復旧・復興資金の実行実績や被災地域の現状等、定期的なモニタリングを継続 自己資本に乏しい中小事業者への財務改善や資金繰り改善を図るための短期継続融資への取組強化(平成31年3月末:717億円) 「事業性評価シート」を活用(平成31年3月末:1,282先)し、事業特性や成長可能性など多方面から評価することで、担保や保証に依存しない融資を推進 営業活動の中で把握した様々なビジネス情報を行内イントラネットを活用し共有化することで、ビジネスマッチング等の支援を実施(平成30年度下期登録:36件)
被災者向け新規融資	事業性 7,078先/2,404億円 消費性 3,986先/235億円	1,423件/413億円 150件/19億円	44,262件/6,028億円 13,176件/1,591億円	3,713件/927億円 644件/109億円
被災者向け条件変更	事業性 248先/152億円 消費性 345先/41億円	643件/200億円 104件/18億円	3,649件/917億円 177件/17億円	1,093件/192億円 75件/9億円
【参考】平成31/3期の貸出金残高	7,342億円	1兆315億円	1兆6,463億円	5,711億円
産業復興機構の活用	決定 28先	—	決定 12先	決定57先
東日本大震災事業者再生支援機構の活用	決定67先/検討中 1先	決定 7先	決定 26先	決定55先
個人版私的整理ガイドラインの活用	成立42件/検討中 2件	成立 4件	—	成立18件

※ 計数は令和元年5月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は令和元年6月末時点)

金融機能強化法(震災特例)を活用した4信用金庫の経営強化計画 平成31年3月期の履行状況の概要

(別紙9)

	宮古(岩手県宮古市)	気仙沼(宮城県気仙沼市)	石巻(宮城県石巻市)	あぶくま(福島県南相馬市)
資本参加額 (資本参加時期)	100億円(平成24年2月) 【国85億円、信金中金15億円】	150億円(平成24年2月) 【国130億円、信金中金20億円】	180億円(平成24年2月) 【国157億円、信金中金23億円】	200億円(平成24年2月) 【国175億円、信金中金25億円】

※ 国は、信金中央金庫(信金中金)から、4信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・信用供与の円滑化のため、「みやしん山田相談プラザ」において受付時間を延長するとともに、月1回の休日相談を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・取引先の課題の多様化に対応するため、適切な専門家に相談できる「相談ブース」を本店に開設し、これまで累計で77件(令和元年5月末)の相談を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度からは、法人営業部、新分野推進室及びくらしの相談課を統合して「総合相談センター」に改組し、相談機能を充実・強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難する顧客の相談等に対応するため、平成30年度も定期的な移動相談会を開催(常設相談所と合わせ平成30年度:659件) 	
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・取引先の若手経営者を会員とする「みやしん Next」において、「消費税軽減税率制度説明会」を開催し、地域の若手経営者の税務に係る知識習得を支援 ・平成30年12月、国内最大級の事業承継・M&Aプラットフォームを運営する会社とビジネスマッチング契約を締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年9月に「2018“よい仕事おこし”フェア」、11月には「ビジネスマッチ東北2018」等へ当金庫取引先の参加を奨励し、出展企業に対して個別商談会等への参加を支援 ・平成30年11月、地域の垣根を超えた取組として、全店合同の「異種業交流経営者懇談会」を実施し、新たな事業展開や販路拡大等に繋がる機会の創出を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年10月、信金中央金庫の職員を講師に招き、「事業承継支援研修会」を開催 ・平成30年11月に開催された「ビジネスマッチ東北2018」において、当金庫職員を派遣して東北IM連携協議会の専門スタッフ等との連携によるサポート等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年9月及び11月、あぶくま元気塾会員を対象とした研修会等を開催したほか、同年11月には、販路拡大、マッチング支援のため、同会員等を対象に「ビジネスマッチ東北2018」の視察会を開催 ・平成30年10月、被災地で創業する事業者等向けの融資商品として、日本政策金融公庫との協調融資商品「あぶしん創業ローン」の取扱いを開始 	
被災者向け 新規融資	事業性 消費性	1,382先/195億円 642先/56億円	2,575先/549億円 678先/57億円	972先/485億円 1,020先/139億円	1,712先/675億円 489先/70億円
被災者向け 条件変更	事業性 消費性	189先/92億円 75先/6億円	124先/62億円 295先/11億円	238先/105億円 108先/13億円	480先/277億円 476先/39億円
【参考】 平成31/3期の貸出金残高		300億円	455億円	705億円	886億円
産業復興機構の活用		決定24件	決定29件	決定35件	決定5件
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用		決定46件	決定27件	決定57件	決定5件
個人版私的整理 ガイドラインの活用		成立11件	成立26件	成立39件	成立2件

※ 計数は令和元年5月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は令和元年6月末時点)

金融機能強化法(震災特例)を活用した3信用組合の経営強化計画 平成31年3月期の履行状況の概要

	相双五城(福島県相馬市)	いわき(福島県いわき市)	那須(栃木県那須塩原市)
資本参加額 (資本参加時期)	160億円(平成24年1月) 【国139億円、全信組連21億円】	200億円(平成24年1月) 【国175億円、全信組連25億円】	70億円(平成24年3月) 【国54億円、全信組連16億円】

※ 国は、全国信用協同組合連合会(全信組連)から、3信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度も継続して、行政機能が移転した先や避難先に相談所を開設しているほか、各ローンセンターにおいて休日融資相談会及び夜間融資相談会を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年2月、事業再生・事業承継等に係る支援強化を目的として事業支援部を新設 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度も継続して、被災者の金融支援に取り組むため、全営業店に各種相談窓口を開設
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・顧問契約を締結している中小企業診断士「経営改善支援コーディネーター」を支援対象先に派遣し、経営改善支援活動を実施 ・被災者の資金ニーズに応えるため、復興支援融資商品「そうごしんくみ復興特別資金」の取扱期間を令和2年3月末まで延長 ・平成31年1月、災害公営住宅に居住している被災者が当該災害公営住宅を買い取る場合の支援として、災害公営住宅ローンの取り扱いを開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年10月より、創業支援セミナー「磐城国地域復興・創業塾」(6講座)を開催(延べ133名が受講) ・平成31年3月、11信用組合による共同事業として開催した「しんくみご当地グルメ選手権 in 東京タワー」において取引先の出展を支援 ・平成31年3月、原発の避難指示解除準備区域解除を受け、帰還した顧客等の利便向上のため店外ATMを設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年10月、11月に西那須野商工会が開催した「西那須野創業塾」に、融資部と地域支援部の職員が講師として参加し、地域経済の活性化等に貢献 ・平成30年11月、日本政策金融公庫との協調融資商品(創業サポートローン「ハッスルトウギャザー」)の取扱を開始 ・平成30年12月、那須塩原市及び第一勧業信用組合と相互の発展及び地方創生の実現に資することを目的として、包括連携協定を締結
被災者向け 新規融資	626先/211億円	177先/324億円	3,762件(458先)/399億円
事業性	292先/45億円	67先/10億円	140件(86先)/3億円
消費性	552先/156億円	211先/230億円	3,416件/378億円
被災者向け 条件変更	198先/17億円	68先/8億円	178件/23億円
【参考】 平成31/3期の貸出金残高	401億円	1,090億円	403億円
産業復興機構の活用	決定5件	決定4件	—
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用	決定3先	決定9先	決定3先
個人版私的整理 ガイドラインの活用	成立2件	決定3件	—

※ 計数は令和元年5月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は令和元年6月末時点)

金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における 「経営強化計画の履行状況（令和元年9月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
本則（平成20年改正法）に基づき資本参加を行った金融機関		
福邦銀行	平成21年 3月31日	60億円
南日本銀行		150億円
みちのく銀行	平成21年 9月30日	200億円
第三銀行		300億円
山梨県民信用組合		450億円
東和銀行	平成21年12月28日	350億円
高知銀行		150億円
北都銀行	平成22年 3月31日	100億円
宮崎太陽銀行		130億円
ぐんまみらい信用組合	平成24年12月28日	250億円
豊和銀行	平成26年 3月31日	160億円
東京厚生信用組合		50億円
横浜幸銀信用組合		190億円
釧路信用組合	平成26年12月12日	80億円
滋賀県信用組合		90億円
全国信用協同組合連合会	平成27年12月22日	106億円
全国信用協同組合連合会	平成28年12月27日	62.4億円
全国信用協同組合連合会	平成29年12月22日	100億円

(注1) 山梨県民信用組合、ぐんまみらい信用組合、東京厚生信用組合、横浜幸銀信用組合、釧路信用組合及び滋賀県信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取り、北都銀行はフィデアホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

(注2) 東和銀行については、平成30年5月11日に、350億円のうち200億円を返済。

金融機能強化法に基づく経営強化計画 令和元年9月期の履行状況の概要

1. 経営改善の目標

1) コア業務純益

(単位: 億円)

	計画始期の水準	元年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	5	2	0	▲ 3	▲ 1	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
南日本	36	17	8	▲ 19	▲ 8	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
みちのく	59	27	7	▲ 45	▲ 20	資金利益が有価証券利息配当金の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
第 三	50	31	21	▲ 7	▲ 9	資金利益が有価証券利息配当金の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
東 和	105	28	35	▲ 35	+ 6	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったものの、人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
高 知	24	9	10	▲ 2	+ 1	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったものの、人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
北 都	24	12	9	▲ 5	▲ 2	役員取引等利益が預かり資産販売の不振等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
宮崎太陽	18	3	5	▲ 6	+ 2	資金利益が貸出金利息の増加により計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
豊 和	11	3	4	▲ 1	+ 1	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったものの、人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。

注)「始期比」は、令和元年9月期(半期)の実績を2倍にし、「計画始期の水準」(通期)と比較

2) 業務粗利益経費率 (OHR)

(単位: %)

	計画始期の水準	元年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	77.21	68.80	68.01	▲ 9.20	▲ 0.79	業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
南日本	57.67	60.53	64.95	+ 7.28	+ 4.42	経費（機械化関連費用を除く）は計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
みちのく	71.96	72.84	76.18	+ 4.22	+ 3.34	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
第 三	65.13	64.22	63.02	▲ 2.11	▲ 1.20	業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
東 和	53.49	70.46	63.37	+ 9.88	▲ 7.09	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益がその他業務利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
高 知	73.00	71.74	69.44	▲ 3.56	▲ 2.30	業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
北 都	74.82	73.25	68.68	▲ 6.14	▲ 4.57	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益がその他業務利益の増加等により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
宮崎太陽	66.26	73.15	66.90	+ 0.65	▲ 6.24	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
豊 和	68.40	71.68	68.75	+ 0.35	▲ 2.93	業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小企業向け貸出残高・比率

(単位:億円、%)

	計画始期の水準	元年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)	
		計画	実績				
福 邦	残高	1,491	1,525	1,575	+ 84	+ 50	ライフステージに応じた本業支援や提案営業等に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	33.20	33.36	34.88	+ 1.68	+ 1.52	
南日本	残高	3,260	3,334	3,403	+ 143	+ 69	顧客の事業性の把握及び理解に基づく貸出を中心に、地元への融資に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	41.84	41.90	42.61	+ 0.77	+ 0.71	
みちのく	残高	5,106	5,223	5,366	+ 260	+ 143	顧客の営業利益改善支援活動をベースとした法人営業活動、ミドルリスク層へのアプローチ強化に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	24.10	23.80	24.79	+ 0.69	+ 0.99	
第 三	残高	6,374	6,424	6,434	+ 59	+ 9	リレーションシート等を活用した事業性評価に基づく融資などを通じて、地元である三重県、愛知県を中心に貸出金の増強に取り組んだことから、貸出残高は計画を上回った。なお、比率は計画と同比率となった。
	比率	31.42	31.60	31.60	+ 0.18	± 0.00	
山梨県民 (信用組合)	残高	1,755	1,767	1,360	▲ 394	▲ 406	本部の取組方針を明確にするなどにより貸出金の増強に取り組んだものの、金融機関同士の金利競争が続いていることや不良債権処理の影響などにより、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	40.84	40.89	32.67	▲ 8.17	▲ 8.22	
東 和	残高	7,120	7,390	7,516	+ 396	+ 125	「TOWAお客様応援活動」を通じた本業支援に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	30.59	31.29	32.45	+ 1.86	+ 1.16	
高 知	残高	3,956	3,975	4,128	+ 172	+ 153	「医療・福祉分野」、「防災・環境関連分野」等の成長分野に対する一層のリレーション強化するなど、取引先の資金需要や各種相談にきめ細かく取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	35.84	36.26	38.27	+ 2.43	+ 2.01	
北 都	残高	2,902	2,939	3,047	+ 145	+ 108	再生可能エネルギー向け融資に加え、一万先訪問活動により顧客接点が拡大したことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	21.64	21.68	22.12	+ 0.48	+ 0.44	
宮崎太陽	残高	2,529	2,634	2,704	+ 175	+ 70	地元顧客との関係強化や、顧客本業支援に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	36.91	37.05	38.67	+ 1.76	+ 1.62	
ぐんまみらい (信用組合)	残高	1,033	1,083	1,054	+ 20	▲ 28	中小規模事業者等へのプロパー貸出に取り組んできたものの、案件の掘り起こしが不十分で残高を伸ばせなかったこと等から、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	29.65	31.46	30.58	+ 0.93	▲ 0.88	
豊 和	残高	2,530	2,570	2,511	▲ 19	▲ 59	中小規模事業者等向け貸出については、量を追うことなく質の高い融資の推進に努めたことから、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	43.73	44.40	43.38	▲ 0.35	▲ 1.02	
東京厚生 (信用組合)	残高	283	284	289	+ 6	+ 5	業域取引の基盤再構築と取引拡大、役員・本部・営業店一体となった営業推進体制の更なる強化等により、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	46.03	46.10	46.51	+ 0.48	+ 0.41	
横浜幸銀 (信用組合)	残高	3,262	3,290	3,397	+ 134	+ 107	営業本部及び営業店において、営業推進に取組んだ結果、貸出残高については計画を上回ったが、キャンペーン定期預金の獲得による預金・預け金の増加等により総資産額が大きくなったことから、貸出比率については計画を下回った。
	比率	65.22	65.40	64.14	▲ 1.08	▲ 1.26	
釧路 (信用組合)	残高	324	336	315	▲ 8	▲ 20	取引先とのリレーション強化に取り組んだものの、不良債権処理における貸出金償却及び債権売却に加え、他行への借り換え等の影響により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	35.32	36.46	33.82	▲ 1.50	▲ 2.64	
滋賀県 (信用組合)	残高	411	428	512	+ 101	+ 84	営業推進会議での情報共有の充実化や、営業店の効率的な運営による渉外活動時間の確保等を通じて、取引先の拡大や取引深耕を行ったことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	30.86	32.48	33.45	+ 2.59	+ 0.97	

2) 経営改善支援先割合

(単位:%)

	計画始期の水準	元年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	9.11	9.24	17.03	+ 7.92	+ 7.79	外部支援機関との連携による経営相談支援や、マッチング情報を切り口とした提案型営業に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
南日本	1.53	2.25	2.26	+ 0.73	+ 0.01	中小企業再生支援協議会等を活用した経営改善計画書策定先に対する資金繰り支援等の事業再生案件や、商工会議所・中小企業基盤整備機構等との連携による事業承継案件等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
みちのく	7.05	8.50	11.50	+ 4.45	+ 3.00	コンサルティングメニューの拡充やプロダクトサービスの強化による顧客の課題解決に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
第 三	4.98	5.97	6.03	+ 1.05	+ 0.06	リレーションシート等を活用した融資や本業支援に加え、ミドルリスク先等に対する経営改善支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	6.74	7.09	8.37	+ 1.63	+ 1.28	所管部署である企業サポート課が中心となり、外部機関・外部専門家との連携により、きめ細かな経営相談及び早期事業再生支援等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
東 和	27.91	28.19	36.27	+ 8.36	+ 8.08	「TOWAお客様応援活動」による事業支援の提案などの経営相談や、経営者保証ガイドラインを踏まえた担保・保証に過度に依存しない融資の促進に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
高 知	4.73	4.86	8.27	+ 3.54	+ 3.41	「営業サポート情報システム」によるビジネスマッチングや、商談会支援等のほか、担保・保証に過度に依存しない融資に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
北 都	14.82	14.86	18.37	+ 3.55	+ 3.51	経営改善計画策定支援やビジネスマッチング支援に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
宮崎太陽	0.71	0.89	1.32	+ 0.61	+ 0.43	事業性評価による担保・保証に過度に依存しない融資や、外部機関との連携による創業・新事業開拓支援に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	26.54	34.55	61.47	+ 34.93	+ 26.92	支援先の経営課題の分析・把握等について外部専門家と連携・協力したほか、特別経営支援資金等の推奨により事業性評価に基づく融資に取り組んだことから、計画を上回った。
豊 和	9.00	9.02	8.70	▲ 0.30	▲ 0.32	事業承継支援、創業・新事業開拓支援は計画を上回ったものの、経営相談支援が計画を下回ったことから、全体では計画を下回った。
東京厚生 (信用組合)	15.79	15.96	18.53	+ 2.74	+ 2.57	診療報酬・介護給付費等を担保とする債権譲渡担保融資や制度融資を含む無担保融資に取り組んだことから、計画を上回った。
横浜幸銀 (信用組合)	19.10	19.13	20.66	+ 1.56	+ 1.53	認定経営革新等支援機関である税理士事務所等と連携し、創業・新事業の展開支援を行ったほか、事業性評価に基づく融資や経営者保証に関するガイドラインの活用を推進したことから、計画を上回った。
釧路 (信用組合)	3.19	3.55	4.51	+ 1.32	+ 0.96	積極的にソリューション営業を展開し、取引先に対する経営改善支援の取組を強化したほか、取引先の売掛債権を弁済原資とするローンの活用や事業性評価に基づく融資を推進したことから、計画を上回った。
滋賀県 (信用組合)	36.06	37.20	41.33	+ 5.27	+ 4.13	小口無担保ローンの推進に取り組んだほか、創業・新事業開拓支援の取組を強化したことから、計画を上回った。

金融機能強化法に基づく協同組織金融機能強化方針 令和元年9月期の実施状況の概要

1. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小規模事業者等向け貸出の残高及び比率

(単位:億円、%)

	計画始期の水準	元年9月期	始期比	コメント (実績と計画の比較)	
		実績			
全国信用協同 組合連合会	残高	4,975	9,191	+ 4.215	特定信用組合（資本支援を行った11信用組合）において、既存先の資金ニーズの発掘、新規事業先の開拓、融資提案型営業の推進、成長分野への融資推進等、地域金融の円滑化に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画始期を上回った。
	比率	36.07	46.78	+ 10.71	

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った11信用組合の合算値

2) 経営改善支援先割合

(単位:%)

	計画始期の水準	元年9月期	始期比	コメント (実績と計画の比較)
		実績		
全国信用協同組合 連合会	6.30	13.78	+ 7.48	特定信用組合において、創業支援や新事業の開拓支援のほか、事業再生が必要となった取引先に対し、中小企業再生支援協議会等の外部機関と連携し事業再生支援などに取り組んだことから、計画始期を上回った。

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った11信用組合の合算値

金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った金融機関における 「経営強化計画の履行状況（令和元年9月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
震災特例（平成23年7月施行）に基づき資本参加を行った金融機関		
仙台銀行	平成23年 9月30日	300億円
筑波銀行		350億円
相双五城信用組合	平成24年 1月18日	160億円
いわき信用組合		200億円
宮古信用金庫	平成24年 2月20日	100億円
気仙沼信用金庫		150億円
石巻信用金庫		180億円
あぶくま信用金庫		200億円
那須信用組合	平成24年 3月30日	70億円
東北銀行	平成24年 9月28日	100億円
きらやか銀行	平成24年12月28日	300億円

（注）相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及びあぶくま信用金庫は信金中央金庫からの信託受益権の買取りにより、きらやか銀行は、じもとホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法(震災特例)を活用した4地域銀行の経営強化計画

令和元年9月期の履行状況の概要

	じもとホールディングス		筑波銀行(茨城県土浦市)	東北銀行(岩手県盛岡市)
	仙台銀行 (宮城県仙台市)	きらやか銀行 (山形県山形市)		
資本参加額 (資本参加時期)	300億円(平成23年9月)	300億円(平成24年12月)	350億円(平成23年9月)	100億円(平成24年9月)

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 「地元企業応援部」に配置している復興融資担当者や事業再生担当者が、被災者の復興相談等にきめ細やかに対応 	<ul style="list-style-type: none"> 仙山圏の仲介機能を拡充するとともに、本業支援推進態勢を強化するため、仙台に法人営業グループを設置 	<ul style="list-style-type: none"> 「コンサルティングサポート協議会」を設置(平成31年4月)し、本部、営業店に加え役員が一丸となって本業支援等をスピーディーに方針決定する仕組みを整備 現場審査役をブロック母店に配置し、営業店に常駐することにより、融資案件の相談や案件組成の指導を行いながら、迅速な審査対応及び営業現場行員のスキル向上を図る体制を整備 	<ul style="list-style-type: none"> 「地域応援部」、「支店統括部」、「資産運用コンサルティング部」が各営業店と連携し、各種ソリューションの提供や経営改善支援等の本業支援への本部サポートを強化 地域の事業者にきめ細かい支援を実施するため、各営業店の取り巻く環境を勘案した「店別営業戦略」に基づいた営業推進を実施
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> グループ統一ツールである「じもとホールディングスビジネスマッチング情報」の活用による仙山圏でのビジネスマッチングの実施(令和元年度上期:成約実績26件)(仙台、きらやか) 両行の協調融資等による被災企業への積極的な支援(令和元年度上期:協調・紹介融資実績3件)(仙台、きらやか) 復興支援に向けた共同イベント等の開催による被災者支援の継続(仙台、きらやか)※令和元年度は台風のため中止 被災企業等の経営改善計画の策定支援や訪問活動、コンサルタント等の外部機関と連携した事業再生支援(仙台) 店舗が再開していない津波被災地(石巻市)等での顧客利便性を確保するため、巡回型移動店舗による営業(仙台) 		<ul style="list-style-type: none"> 平成31年4月からこれまでの「復興」「振興」に加え、地域社会の持続的成長を支援する「SDGs推進プロジェクト『あゆみ』」により、更なる震災関連融資を推進(平成31年4月～11月:7,850件) 当行メインのミドルリスク先に対して「とことん支援する」方針のもと、事業性評価に基づき将来性を見極め、最適な提案による本業支援強化で融資を拡大(令和元年度上期:融資実行額494億円) 新たな資金供給手法として平成31年4月から「コベナンツ融資」開始。リファイナンス案件を中心に推進(令和元年度上期:130件) 被災者向け住宅ローン(担保評価基準緩和・金利優遇幅拡大)の取扱いを継続(令和元年度上期:20件) 	<ul style="list-style-type: none"> 震災復興推進本部活動報告書を作成し、復旧・復興資金の実行実績や被災地域の現状等、定期的なモニタリングを継続 財務改善や資金繰り改善を図るための短期継続融資への取組強化。30年9月よりプロパー短期継続融資「グローリング」の取扱い開始。(令和元年9月末:21億円) ローカルベンチマークを活用した事業性評価シートを活用(令和元年9月末:413先) 営業活動の中で把握した企業情報を行内イントラネットを活用し共有化することで、ビジネスマッチング等の支援を実施(令和元年度上期:登録75件)
被災者向け 新規融資	事業性 7,404先/2,537億円 消費性 4,171先/239億円	1,431件/416億円 150件/19億円	50,632件/6,649億円 13,531件/1,679億円	3,742件/932億円 650件/110億円
被災者向け 条件変更	事業性 248先/152億円 消費性 345先/41億円	643件/200億円 104件/18億円	3,649件/917億円 177件/17億円	1,093件/192億円 75件/9億円
【参考】 R1/9月期の貸出金残高	7,369億円	1兆335億円	1兆6,363億円	5,665億円
産業復興機構の活用	決定28先	—	決定12先	決定57先
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用	決定67先	決定7先	決定26先	決定55先
個人版私的整理 ガイドラインの活用	成立42件/検討中1件	成立4件	—	成立18件

※ 計数は令和元年11月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は令和元年12月末時点)

金融機能強化法(震災特例)を活用した4信用金庫の経営強化計画 令和元年9月期の履行状況の概要

(別紙16)

	宮古(岩手県宮古市)	気仙沼(宮城県気仙沼市)	石巻(宮城県石巻市)	あぶくま(福島県南相馬市)
資本参加額 (資本参加時期)	100億円(H24年2月) 【国85億円、信金中金15億円】	150億円(H24年2月) 【国130億円、信金中金20億円】	180億円(H24年2月) 【国157億円、信金中金23億円】	200億円(H24年2月) 【国175億円、信金中金25億円】

※ 国は、信金中央金庫(信金中金)から、4信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・信用供与の円滑化のため、「みやしん山田相談プラザ」において受付時間を延長するとともに、月1回の休日相談を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・取引先の課題の多様化に対応するため、適切な専門家に相談できる「相談ブース」を本店に開設し、これまで累計で107件(令和元年11月末)の相談を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度からは、地方創生支援部と地域貢献部を統合して「地方創生・地域貢献部」に改組し、地方創生、地域経済活性化及び地域貢献の充実・強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難する顧客の相談等に対応するため、令和元年度も常設相談所の設置や定期的な移動相談会を開催 	
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・取引先の若手経営者を会員とする「みやしん Next」において、「最新のインターネット活用術」講座を開催し、インターネットを活用した販路拡大等のほか、インターネット上で仕事の受発注を行うクラウドソーシング等に関する知識習得を支援 ・令和元年11月、信金中央金庫から講師を招聘し、事業性評価に関する勉強会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年9月、ネッパン協議会及び信金中央金庫と連携し、売上拡大を目指したネット通販の入門講座や個別相談会を開催 ・令和元年10月に「2019“よい仕事おこし”フェア」、11月には「ビジネスマッチ東北2019」等へ当金庫取引先の参加を奨励し、出展企業に対して個別商談会等への参加を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年8月、「東松島市人口ビジョン・総合戦略市民委員会」に委員として参加し、同市の第2期総合戦略の策定に協力 ・令和元年11月に開催された「ビジネスマッチ東北2019」において、当金庫職員を派遣してサポート等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年8月、あぶくま元気塾会員を対象とした研修会を開催したほか、同年11月には、販路拡大、マッチング支援のため、同会員等を対象に「ビジネスマッチ東北2019」の視察会を開催 ・令和元年11月、取引先企業が抱えている経営課題の解決を図ることを目的に大手企業OB等を中心としたシニア人材・専門家(新現役)の知見等を活用する人材マッチング支援施策として、新現役交流会2.0を他金融機関等と連携して開催 	
被災者向け 新規融資	事業性 消費性	1,485先/203億円 663先/57億円	2,719先/567億円 723先/59億円	997先/491億円 1,020先/139億円	1,804先/706億円 513先/72億円
被災者向け 条件変更	事業性 消費性	199先/95億円 80先/7億円	124先/62億円 296先/11億円	239先/105億円 108先/13億円	495先/284億円 480先/40億円
【参考】 R1/9期の貸出金残高		285億円	448億円	701億円	886億円
産業復興機構の活用		決定24件	決定29件	決定35件	決定5件
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用		決定46件	決定27件	決定57件	決定5件
個人版私的整理 ガイドラインの活用		成立11件	成立26件	成立39件	成立2件

※ 計数は令和元年11月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は令和元年12月末時点)

金融機能強化法(震災特例)を活用した3信用組合の経営強化計画 令和元年9月期の履行状況の概要

(別紙17)

	相双五城(福島県相馬市)	いわき(福島県いわき市)	那須(栃木県那須塩原市)
資本参加額 (資本参加時期)	160億円(H24年1月) 【国139億円、全信組連21億円】	200億円(H24年1月) 【国175億円、全信組連25億円】	70億円(H24年3月) 【国54億円、全信組連16億円】

※ 国は、全国信用協同組合連合会(全信組連)から、3信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度も継続して、地域の事業者等が来店しやすい支店をローンセンターとして整備し、各ローンセンターにおいて休日融資相談会及び夜間融資相談会を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度も継続して、顧問契約を締結している中小企業診断士等の外部専門家2名による中小企業・小規模事業者の経営課題解決に向けた相談を毎月実施(R1年11月末現在:51件) 	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度も継続して、被災者の金融支援に取り組むため、全営業店に各種相談窓口を開設 	
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> みやぎ事業引継支援センターと連携し、価格や条件面等、事業承継に係る様々な課題に対する解決に向けての支援を実施 令和元年6月から8月、募集金額の一部を相馬市に寄贈することにより地域活性化、観光振興を後押しするため、懸賞付定期預金「駒むすび」を販売 令和元年5月及び11月、地域観光振興を目的とした特定非営利活動法人等を支援するため、「FAAVO磐城国」を活用してクラウドファンディングを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年10月、取引先の新たな販路等の確保に向け、全信組連等が主催する「2019 しんくみ食のビジネスマッチング展」への取引先の出店を支援 令和元年11月、日本政策金融公庫いわき支店と事業承継支援に係る連携協定締結と併せ、協調融資商品「TUNAGU(つなぐ)」を創設 令和元年11月、「人材マッチング交流会」を開催し、地域企業の人材不足、人手不足の課題解決に資する「ダイバーシティ人材のマッチング」支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年7月、日本政策金融公庫と栃木県信用保証協会との創業に係る合同勉強会を開催 那須塩原市商工会の「創業支援塾」(令和元年7月)と西那須野商工会の「西那須野創業塾」(令和元年10月)に職員が講師として参加し、地域経済の活性化等に貢献 令和元年10月、取引先企業の持続的成長と地域経済の活性化を図ることを目的として、三井住友海上火災保険とSDGsに関する包括連携協定を締結 	
被災者向け 新規融資	事業性 消費性	634先/212億円 294先/45億円	177先/337億円 68先/11億円	3,900件(459先)/417億円 140件(85先)/3億円
被災者向け 条件変更	事業性 消費性	591先/164億円 199先/17億円	211先/230億円 68先/8億円	3,560件/392億円 188件/24億円
【参考】 R1/9期の貸出金残高		395億円	1,075億円	401億円
産業復興機構の活用		決定5件	決定4件	—
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用		決定3先	決定9先	決定3先
個人版私的整理 ガイドラインの活用		成立2件	決定3件	—

※ 計数は令和元年11月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は令和元年12月末時点)

金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要①【豊和銀行】

(別添18)

(令和元年9月27日(金)公表)

(単位：億円、%)

銀行名 (時期) [資本参加額]	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 (H31/3期)	計画終期 (R4/3期)	始期比	新計画の取組み
豊和銀行 (H26年3月) [160億円]	コア業務純益	11	11	0	○地域への徹底支援 (1)「販路開拓コンサルティング(Vサポート業務)」の深化・拡充による本業支援の強化 (2)「経営改善応援ファンド」による積極的な資金供給 (3)事業承継・M&A・創業支援等の取組み強化 ○お客さまの満足度向上に向けた取組み (1)チャネルの多様化 WEB完結型ローンの導入など顧客ニーズに対応する商品サービスの向上と体制整備 (2)お客さま目線に立った取組み ほうわホルトホールプラザ(ワンストップ相談窓口)の機能拡充等による顧客利便性の向上 ○経営基盤の強化 (1)業務の効率化 営業店に対する本部のサポート強化、BPRの継続的な取組み (2)人材育成の強化 管理職層の専門性向上、若手行員に対する研修の充実 (3)人材の確保、活躍推進に向けた取組み 女性行員及びシニア層の活用、働き方改革
	業務粗利益経費率	68.40	68.31	▲ 0.09	
	中小規模事業者等貸出残高	2,530	2,687	157	
	同 貸出比率	43.73	45.61	1.88	
	経営改善支援先割合	9.00	9.02	0.02	

金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要② 【東北銀行・筑波銀行】

(令和元年9月27日(金)公表)

(単位：億円、%)

銀行名 (時期) [資本参加額]	新計画の取組み
<p style="text-align: center;">東北銀行 (H24年9月) [100億円]</p>	<p>○営業店に対する本部サポート体制の構築等</p> <p>(1) 本部支援体制 ①支店統括部：計数管理、商品開発、融資審査、各種金融サービス等の企画を実施 ②地域応援部：事業性評価に基づく本業支援や企業のライフステージに対応した経営支援等を営業店と協働で取組み ③融資管理部：経営改善・事業再生支援先企業等に対する早期改善及び再建を果すための支援を実施 (2) 「店別営業戦略」および「営業店PL」を策定・実践すると共に、「アクションプラン」については中小事業者の企業価値向上に繋がる中長期的な本業支援の実施を組入れ</p> <p>○事業性評価に基づく本業支援</p> <p>(1) ローカルベンチマークを活用した事業性評価による短期継続融資の取組み (2) 信用リスクの抑制に向けて融資審査態勢の整備を図り、貸出金残高が増加している「成長予備軍」への更なる金融支援や本業支援を図る</p> <p>○復興支援のための方策</p> <p>(1) 条件変更への柔軟な対応 (2) 復旧・復興制度融資の活用 (3) 各種機構と連携した経営相談強化 (4) 個人版私的整理ガイドラインの利用促進等を継続実施</p> <p>○地域経済の活性化のための方策</p> <p>「企業価値」の向上に向けた本業支援をさらに深化させるための各種体制整備、実効性の高いリレーションシップバンキングの実践 (1) 事業性評価に基づく金融支援・本業支援 「重点支援先」を中心とした事業性評価に基づく「企業価値」の向上支援等 (2) 地域産業・企業の活性化支援 「アグリビジネス」、「ビジネスマッチング」、「事業承継・M&A」等 ⇒以上の各種施策を着実に実施していくことにより、「心のメイン」との評価を得て、地域の中小事業者の企業価値向上に貢献し、「地域力の向上」を図る</p>
<p style="text-align: center;">筑波銀行 (H23年9月) [350億円]</p>	<p>○実施体制の整備</p> <p>(1) 経営資源の選択と集中 店舗・人員配置戦略、業務効率化、ターゲット先の絞り込みなど、経営資源の選択と集中により地元中小企業への取組みを強化 (2) コンサルティングサポート協議会の新設 取引先企業へのソリューション提案から成約までを本部・営業店が一体となってスピーディーに実践 (3) 外部知見の活用 地域経済活性化支援機構 (REVIC) の活用による事業性評価や提案活動の質を向上</p> <p>○円滑な資金供給に関する方策</p> <p>(1) 「特約付手形貸付」や「コベナンツ融資」等を活用したミドルリスク先に対する積極的な信用供与、私募債やシンジケートローン等の多様な資金ニーズへの対応強化 (2) 住宅ローン等の特例条件の継続や定住支援商品の設定や返済支援を主な目的とする新たなローン商品の導入等による消費性融資への取組み強化</p> <p>○事業再生支援に関する方策</p> <p>(1) 「経営改善サポート協議会」による企業ライフステージの見極めと支援方針の明確化や本業支援にかかるビジネスソリューション部との連携強化等、経営改善により収益力や財務の改善が見込まれる企業に対する支援 (2) DDS、債権放棄等の金融支援等、真に実効性のある抜本的な事業再生を必要とする企業に対する支援 (3) リファイナンス・本業支援といった出口戦略の提案など、経営改善・事業再生が進んできた企業に対する支援</p> <p>○地方創生とソリューションに関する方策</p> <p>(1) 地域資源を活かした地域活性化への取組み (2) 自治体等外部機関と連携した取組み (3) 「産学官金労言」連携に基づく取組み (4) コンサルティングサポート協議会を通じた、取引先企業への事業性評価に基づくスピーディーな本業支援</p> <p>○CSRおよびその他の方策</p> <p>(1) 教育・芸術・歴史・文化・スポーツ等振興機関・団体と連携した取組み (2) 筑波ボランティアクラブの活用強化</p>

金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要③【東京厚生信用組合・横浜幸銀信用組合】

(令和元年9月27日(金)公表)

(単位：億円、%)

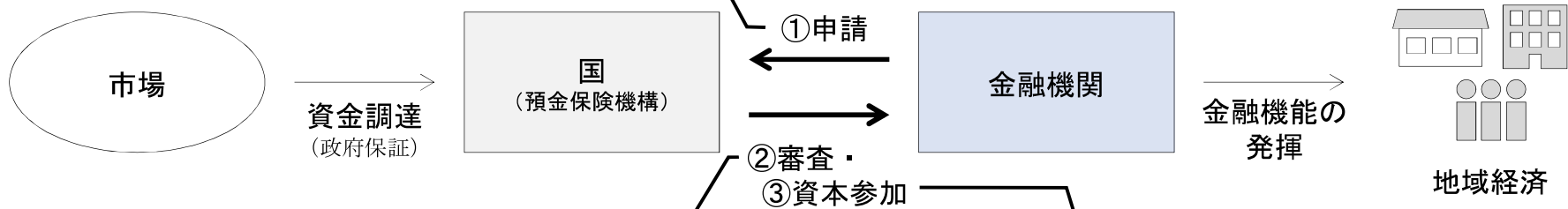
信用組合名 (時期) [資本参加額]	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 (H31/3期)	計画終期 (R4/3期)	始期比	新計画の取組み
東京厚生 信用組合 (H26年3月) [50億円]	コア業務純益	1	1	0	<p>○貸出業務増強等トップラインの拡大による収益力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> － 高齢者福祉分野、障害者福祉分野、児童福祉分野等のマーケットニーズを模索し、効率的・効果的なマーケット戦略を策定し、遂行 － 営業推進における横断的な戦略策定や助言・指導等を行う「業域専担者」を「福祉・医療開拓推進室」に配置し、業域取引推進に向けた体制を強化 <p>○人材育成の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> － 「医療経営士」「介護福祉経営士」等の資格取得、介護職員初任者研修への参加により、業域分野におけるプロフェッショナルを養成 <p>○信用リスク管理の一層の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> － 総与信額1億円以上の先について「融資審議会」における理事長以下常勤役員による審議・決裁体制を継続するほか、取引先の信用力に基づく個別クレジットラインの導入を検討 <p>○業務の効率化・事務の堅確化</p> <ul style="list-style-type: none"> － 収益基盤の確保・拡大のための職員増員、モラル・モチベーションの維持向上のための人件費見直し、現行の事務手続き等の検証による更なる業務の効率化と事務の堅確化を推進
	業務粗利益経費率	72.35	72.34	▲ 0.01	
	中小規模事業者等貸出残高	283	303	20	
	同 貸出比率	46.03	46.76	0.73	
	経営改善支援先割合	15.79	16.00	0.21	
横浜幸銀 信用組合 (H26年3月) [190億円]	コア業務純益	25	27	2	<p>○営業態勢の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> － 営業店を2ブロックに分け、営業店主導の取組みを推進 － 営業推進の重要ポイントと位置付けている営業店主体による営業推進態勢の構築に向け、営業店の推進体制強化とスキルアップを継続実施。 <p>○取引先の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> － 顧客との信頼関係を一層強め、会員取引先の紹介活動などにより、取引先を拡大 － 訪問の定例化によりお客様情報を収集し、提案型コンサル機能を発揮 <p>○信用コスト削減のための取組み強化</p> <ul style="list-style-type: none"> － 取引先の実態把握を強化し、キャッシュフロー重視の貸出審査、1億円以上の新規案件に係る審査部への事前協議、個別クレジットリミットの超過案件等の常勤理事会での妥当性検討を継続し、信用リスク管理を強化
	業務粗利益経費率	61.44	61.42	▲ 0.02	
	中小規模事業者等貸出残高	3,262	3,400	137	
	同 貸出比率	65.22	65.53	0.31	
	経営改善支援先割合	19.10	20.03	0.93	

金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の概要

- 現在日本の金融システムの健全性に問題はないが、予め、将来にわたって金融システムの安定に万全を期すことにより、金融機関が中小企業等を支え、経済の再生を図ることが重要。
 - このため、国の資本参加を通じて金融機関の金融仲介機能を強化する枠組みである金融機能強化法の期限(現在は2022年3月)を2026年3月まで延長するとともに、新型コロナウイルス感染症等に関する特例を設ける。
- ※ 第2次補正予算において、政府保証枠を12兆円から15兆円に拡充予定。

【① 金融機関が申請時に提出する経営強化計画の内容】

[通常]	[特例]
収益性や効率性の目標	⇒ 求めない
経営体制の見直し(経営責任)	⇒ 求めない
中小企業に対する信用供与の円滑化等 (数値目標を含む)	⇒ 数値目標は求めないが地域経済の再生に資する方策の策定を求める【内閣府令】



【② 国の審査基準】

[通常]	[特例]
収益性や効率性向上の見込み	⇒ 求めない
概ね15年以内【政令】の公的資金返済	⇒ 期限は設けない
適切な資産査定	⇒ 利用可能な直近の情報に基づく適切な資産査定

【③ 国による資本参加の種類等】

[通常] 原則優先株(銀行の場合)
⇒ [特例] 普通株や劣後債も可 とし、配当率も通常より引下げ【運用】

第6節 金融仲介機能の質の改善等に向けた取組み

I 金融仲介の改善に向けた検討会議

金融行政について民間の有識者の有益な意見や批判を継続的に反映させる取組みの一環として「金融仲介の改善に向けた検討会議」を2015年12月18日に設置し、同会議において、産業・企業の生産性向上や新陳代謝の促進への貢献、担保・保証依存の融資姿勢からの転換、金融当局に求められる役割など金融仲介のあるべき姿等について、継続して議論を行っている。

2019事務年度における開催状況と主なテーマは以下のとおり、

- ① 第19回（2019年7月2日開催）
 - ・地域銀行に対する競争政策の在り方について
 - ・金融仲介機能の発揮に向けたプロGRESSレポート（案）について
- ② 第20回（2019年10月24日開催）
 - ・企業アンケート調査の分析結果について
 - ・今事務年度の検討会議の議論の方向性（ビジネスモデル全体の議論へ）
- ③ 第21回（2020年2月18日開催）
 - ・地域金融機関の人材マッチングについて

II 企業アンケート調査

顧客企業による金融機関の評価を明らかにするため、金融庁では、2015年度より地域銀行をメインバンクとする企業に対してアンケート調査を実施している。2019年度では、メインバンクの取組みについての継続調査を行うとともに、金融仲介への取組みの全体観をより具体的に把握するため、非メインバンクの取組みに係る顧客評価の確認を行った。アンケート調査は約3万社に対して協力を依頼し、9,127社から回答を得た。

主な調査結果は以下のとおり。（別紙1参照）

【メインバンク】

「自社の経営課題につき地域金融機関が納得感のある分析や対応を行っている」と評価する企業（約半数）のうち8割の企業が、金融機関との取引継続を強く希望している。

また、損益等改善に役立った金融機関の商品・サービスについて聞くと、「経営改善支援サービス」が「融資」に劣らず評価されている。

【非メインバンク】

メインバンクとの取引継続意向がある企業は、非メインバンクに対し「複数行

からの借入」や「融資の金利条件」など、主に融資に係る補完機能としての役割を求めている。

一方、メインバンクとの取引継続意向が必ずしもあるとは言えない企業は、経営改善支援サービスの提供や自社への理解といった融資以外の機能への期待も高いことが窺える。

Ⅲ 金融仲介の取組みの「見える化」と「探究型対話」

1. 金融仲介の取組みの「見える化」

2019年9月、金融庁は、「成長戦略フォローアップ」（2019年6月21日公表）を踏まえ、金融機関の取組みの「見える化」を推進し、担保・保証に過度に依存せず、中小企業・小規模事業者の事業性評価や生産性向上に向けた経営支援に十分に組み込んでいくために、「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」を設定、公表し、主要行等及び地域銀行に対し、令和元年度下期以降の本指標の推移について、可能な限り自主的な公表を求めた。

2. 地域金融機関との深度ある「対話」の構築・実践

地域金融機関における持続可能なビジネスモデルの構築に向けた「探究型対話」について、2019事務年度は特に、①「経営理念」の確立と浸透状況の確認、②対話の際に「心理的安全性」を確保した探究型対話の実践の継続、対話の質的向上に取り組んだ。

例えば、金融庁・財務局において、心理的安全性に配慮しつつ、金融機関の経営トップから役員・本部職員・支店長・営業職員など様々な階層や社外取締役との間で、多数の対話を実践したほか、地域金融機関のビジネスモデルは様々であることを踏まえ、協同組織金融機関の特性を踏まえた対話や、財務局間の情報共有を通じて持株会社グループの実態を踏まえた対話を実践した。

Ⅳ Regional Banking Summit (Re:ing/SUM)

地域経済の活性化・課題解決に向け、地域金融機関の持続可能なビジネスモデル構築に関して多様な関係者が議論する場である Regional Banking Summit (Re:ing/SUM) を、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（2019年12月5日閣議決定）に基づき開催した。

具体的には、2020年6月16日、令和新時代の地域金融について、

- ①【Release】自らの“想い”と“壁”を解き放ち、関係者との相互・共通理解を醸成、
- ②【Remarkable】優良事例の発信・共有等
- ③【Redesign】地域金融機関における変革と持続可能なビジネスモデルの構築

の3点をコンセプトに、議論を行った。

新型コロナウイルス感染症の影響が広がる中、事業者支援に取り組んでいる地域金融機関にとって、足元での資金繰り支援等はもちろんのこと、中長期にわたり地域の企業や産業を支え、地域経済に付加価値をもたらすべく、いかに持続可能なビジネスモデルを構築していくか、まさに今、その真価が問われる局面にあることから、大規模な集まり等は難しい中ではあったが、「変化に対応する地域金融」をサブテーマに掲げ、ライブ配信を主体とした非対面形式で開催した。

※開催概要

(日時) 2020年6月16日(火) 9:20~17:00

(場所) 大手町プレイスカンファレンスセンター(東京都千代田区大手町二丁目3番1号)

V 地域課題解決支援チーム・室の取組み

2018 事務年度に政策オープンラボの枠組みの中で金融庁若手有志が立ち上げ、地域課題解決に資する活動を行う「地域課題解決支援チーム」の取組みをさらに進め、チームメンバーが地域課題のある現場に飛び込み、地方と中央、官と民の結節点となって、地域課題の解決に直接資する施策を共同企画・実施していくとともに、この活動を組織的に支援する「地域課題解決支援室」を起ち上げた。

同チーム・室及び「地域生産性向上支援チーム」の活動を通じて財務局と連携を強化しながら、地域の課題解決、地域経済エコシステムの形成・進化に貢献する取組みを行った。

VI 経営者保証に関するガイドラインの活用促進

経営者保証に関するガイドラインの積極的な活用により、中小企業等の経営者による思い切った事業展開や円滑な事業承継、創業を志す者の起業への取組みの意欲の増進が図られることによって、中小企業等の活力が一層引き出され、ひいては、日本経済の活性化に資することが期待されている。当庁としては、金融機関等によるガイドラインの積極的な活用を通じ、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着することが重要であるとの認識の下、以下のような取組みを実施した。

- ① ガイドラインの活用促進に係る行内態勢の整備や運用規定の制定等、組織的な取組事例を「『経営者保証に関するガイドライン』の活用に係る組織的な取組事例集」として取りまとめ、公表(2019年8月)。(別紙2参照)
- ② ガイドラインの活用に関して、広く実践されることが望ましい取組みを取りまとめた参考事例集について、取組事例を追加した改訂版を公表(2019年8月)。(別紙3参照)
- ③ 金融機関における金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群(KPI)

を設定し、2019年度下期以降の状況の公表を促した（2019年9月）。

- ④ 年末に行っている金融業界団体との意見交換会及び事業者の資金需要が高まる年度末の機会に合わせて、金融機関に、中小企業等の顧客に対し、積極的にガイドラインの周知を行うとともに、ガイドラインの更なる活用に努めること等を要請（2019年11月、2020年2月）。（別紙4参照）
- ⑤ 「経営者保証に関するガイドライン研究会」から、事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則が公表され、金融機関関係団体等に対し、当該特則の積極的な活用に努めること等を要請（2019年12月）。（別紙5参照）
- ⑥ 民間金融機関におけるガイドラインの活用実績の集計結果を公表（2019年12月、2020年6月）。（別紙6参照）
- ⑦ 地域経済活性化支援機構において、経営者保証付債権等を買取り、ガイドラインに沿った整理を行う特定支援業務について、2014年10月の業務開始以降、2020年6月末までに、127件の支援を実施

VII 金融仲介の質の向上に向けた取組み等

各財務（支）局において、地域の実情や課題に応じ、金融機関間の知見・ノウハウの共有に資する取組み（各種会議の開催等）を開催した（2019年11月～2020年3月）。具体的には、有識者による講演や地域関係者（企業経営者等）によるパネルディスカッション等を実施した。

VIII 認定支援機関による経営支援

2012年8月末に、「中小企業経営力強化支援法」の施行に伴い、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を改正し、財務、会計等の専門的知識を有する者（商工会・商工会議所、税理士や金融機関等）を経営革新等支援機関として国が認定し、認定を受けた経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）が、中小企業業者等に対し、経営状況の分析（運転資金の確保や業務効率化等）、事業計画策定及び実施に係る指導・助言等の支援を行う制度を構築してきた。

なお、2020年6月30日現在で、36,114件の認定支援機関（うち金融機関496件）を認定している。

IX 地域経済活性化支援機構（REVIC）等の積極的な活用

地域金融機関の取引先企業に対する経営課題の解決策の策定及び実行支援といった企業支援機能の強化に向け、REVIC及び日本人材機構を積極的に活用するよう、業界団体との意見交換会や金融機関との対話等を通じて促した。

X 金融の円滑化に向けた取組み

1. 中小企業金融の現状

(1) 資金繰り等に関する中小企業の判断

中小企業の資金繰りに関する判断の指標である日銀短観の「資金繰り判断 D. I.」（D. I. = 「楽である」と回答した社数構成比－「苦しい」と回答した社数構成比）をみると、2020年6月期では-1（対前年同月比-13）となっている。（別紙7参照）

(2) 融資残高等

2020年6月の民間金融機関の法人向け融資残高についてみると、中小企業向けが対前年同月比5.5%の増加、中堅・大企業向けが同13.54%の増加となっている。（別紙8参照）

2. 対応

このような現下の状況のもと、地域や中小企業等も含めた経済の好循環の更なる拡大を実現するために、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮がより一層重要となってくることから、中小企業金融をはじめとした金融の円滑化に向けて、以下のとおり各種施策を講じてきた。

(1) 中小企業金融等のきめ細かな実態把握

ア. 貸付条件の変更等の実施状況

貸付条件の変更等の実行率は全体で95%を超える水準で推移しており、条件変更等の取組みは金融機関に定着してきたことを鑑み、年次で求めていた「貸付条件の変更等の割合」の報告については、2018年度の計数の報告をもって一旦休止したが、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた、事業者等の資金繰り支援の状況について確認する必要があると認められたことから、条件変更等の取組状況（金融円滑化法と同様に「貸付けの条件変更等の申込み数」、「うち、条件変更を実行した数」、「うち、謝絶した数」等）の報告を求め（銀行法第24条等による報告徴求）、その状況を公表している。（別紙9参照）

イ. 「金融円滑化ホットライン」等における情報の受付け

金融サービス利用者相談室、「中小企業等金融円滑化相談窓口」及び「金融円滑化ホットライン」により、中小企業など借り手の方々からの情報を直接受け付け、金融機関に対する検査・監督に活用している。特に、「貸し渋り・貸し剥がし」等に関する情報のうち、情報提供者が金融機関側への申出内容の提示に同意している情報については、当該金融機関に対し事実確認等のヒアリングを実施している。

(2) 金融機関に対する要請及び中小企業等への周知・広報

ア. 金融機関トップへの直接の要請

金融担当大臣と金融機関トップとの意見交換の機会に、金融機関に対して、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮し、中小企業等に対して円滑な資金供給を図るといふ金融機関本来の使命を十分に発揮していくよう要請した。具体的には、2019年11月25日に全銀協、地銀協、第二地銀協、全信協、全信中協、政府系金融機関等の代表を招き、金融担当大臣、経済産業大臣政務官等から要請するとともに、融資動向等についての意見交換を行った。

イ. 文書による要請

2019年11月25日及び2020年2月28日に、金融機関に対し、中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化に一層努めるよう要請する文書を発出した。(別紙4参照)

1. 企業アンケート調査の果 (調査期間：2020年3月9日～19日)

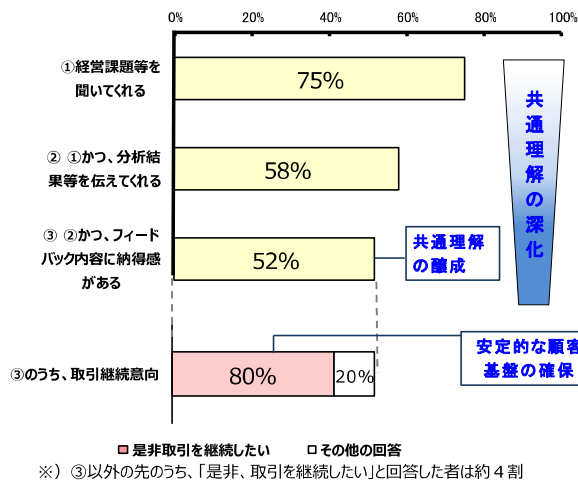
【メインバンク】

- 「自社の経営課題につき地域金融機関が納得感のある分析や対応を行っている」と考える企業（約半数）のうち8割の企業が、金融機関との取引継続を強く希望
- 損益等改善に役立った金融機関の商品・サービスについて聞くと、「経営改善支援サービス」が「融資」に劣らず評価されている

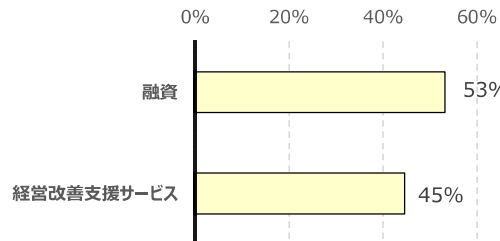
【非メインバンク】

- メインバンクとの取引継続意向がある企業は、非メインバンクに対し「複数行からの借入」や「融資の金利条件」など、主に融資に係る補完機能としての役割を求めている
- メインバンクとの取引継続意向が必ずしもあるとは言えない企業は、経営改善支援サービスの提供や自社への理解といった融資以外の機能への期待も高いことが窺える

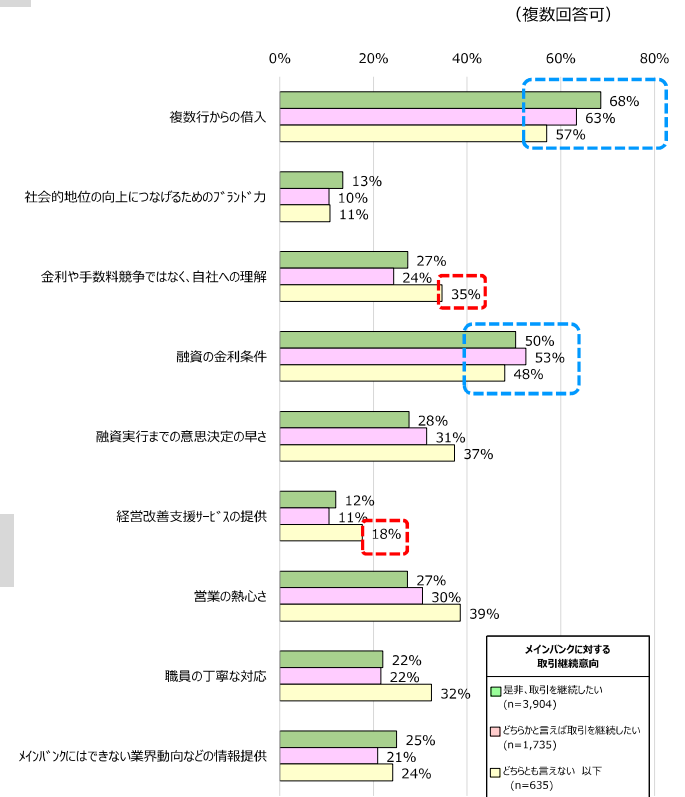
企業と課題について共通理解の醸成に至ることでより安定的な顧客基盤の確保に繋がる可能性



企業から金融機関のどの商品・サービスが損益等改善に役立つと評価されたか



非メインバンクに求める役割や取引意義



「経営者保証に関するガイドライン」の
活用に係る組織的な取組み事例集



金融庁
令和元年8月

【はじめに】

本事例集については、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の活用が今後更に促進され、融資慣行として一層の浸透・定着していくために、金融機関において各種取組みを検討する上での参考となるよう公表するものです。

本事例集の作成にあたっては、金融機関から、ガイドラインの活用に係る組織的な取組内容を提出いただき、当庁において代表的な取組事例を抽出したものです。

記載された各種取組みに対する評価等については、当該資料を作成した各金融機関における見解であり、当庁の見解を表したものではありません。

< 目次 >

I. 新規融資時に経営者保証に依存しない融資を促進するための運用・規定等の組織的な取組み

●経営トップがむやみに経営者保証を求めない方針を定めるなどの取組み

事例1	経営者保証を原則徴求しない取組み	地域銀行	・・・P 1
事例2	取引先の状況等に鑑み、できるだけ経営者保証を求めない取組み	地域銀行	・・・P 1
事例3	経営者保証を取らないことを前提としたチェックシートを活用する取組み	地域銀行	・・・P 2
事例4	一部の例外を除き、原則経営者保証を求めない取組み	信用金庫	・・・P 2

●事業性評価等の内容を踏まえて無保証融資の取扱いを可能とした取組み

事例5	ガイドライン要件の未充足先でも、事業性評価を通じて無保証融資の取扱いを可能とした取組み(1)	地域銀行	・・・P 3
事例6	ガイドライン要件の未充足先でも、事業性評価を通じて無保証融資の取扱いを可能とした取組み(2)	地域銀行	・・・P 3
事例7	事業性評価の内容をガイドラインの要件を補完するものとして取り扱うことを明確にした取組み	地域銀行	・・・P 3
事例8	事業性評価等の内容を踏まえて総合的な判断を行っている取組み	地域銀行 信用金庫	・・・P 4
事例9	事業性評価の内容を取り込み、経営者保証を求めない体制構築を検討	信用組合	・・・P 4

●ガイドラインの要件を柔軟に運用するなどの工夫した取組み

事例10	ガイドラインの各要件判断のチェックポイントを細分化する取組み	地域銀行	・・・P 5
事例11	法人のみの資産・収益力で借入返済可能先は、原則無保証とする取組み	地域銀行	・・・P 5
事例12	ガイドラインの各要件を具体的な数値を用いて判断する取組み	地域銀行	・・・P 5 ～6
事例13	ガイドラインの要件を点数化して判断する取組み	信用金庫	・・・P 6
事例14	ガイドラインの各要件判断をわかりやすい基準にする取組み	信用金庫	・・・P 7

●その他の取組み

事例15	コベナンツ付保証契約を具体的に制定した取組み	地域銀行	・・・P 8
事例16	短期融資(手形割引、決算資金融資)や個人事業主への融資における経営者保証を原則不要とする取組み	地域銀行 信用金庫	・・・P 8

Ⅱ. 事業承継時の保証契約を適切に見直すための運用・規定等の組織的な取組み

●事業承継時における二重徴求(新経営者と旧経営者の双方から保証を徴求)の解消に向けた取組み

事例17	事業承継時に、原則として旧経営者または新経営者のどちらか1名を保証人とする取組み(1)	地域銀行	・・・P 9
事例18	事業承継時に、原則として旧経営者または新経営者のどちらか1名を保証人とする取組み(2)	地域銀行	・・・P 9 ～10
事例19	事業承継時における二重徴求解消に向けた判断基準等を明示的にした取組み	地域銀行	・・・P 10 ～11
事例20	本部主導による二重徴求解消に向けた取組み	地域銀行	・・・P 11
事例21	真に保証が必要な場合を除いて、原則として二重徴求をしない取組み	信用金庫	・・・P 11

●その他の取組み

事例22	実質的な経営者1名のみから保証を徴求することで第三者保証人を徴求しないルールの制定	地域銀行	・・・P 12
事例23	事業承継に伴い、原則として旧経営者の保証を解除する取組み(1)	地域銀行	・・・P 12 ～13
事例24	事業承継に伴い、原則として旧経営者の保証を解除する取組み(2)	地域銀行	・・・P13
事例25	新経営者からやむを得ず保証が必要と判断した場合の取扱いを明確に定めた取組み	信用金庫	・・・P 14

Ⅲ. 保証債務の整理時における運用・規定等の組織的な取組み

事例26	保証債務整理時における行内体制の明確化(1)	地域銀行	・・・P 15
事例27	保証債務整理時における行内体制の明確化(2)	地域銀行	・・・P 15 ～16
事例28	保証債務整理時における本部とサービスとの連携による対応の明確化	地域銀行	・・・P 16

Ⅳ. 経営者保証に関するガイドラインの顧客周知・職員教育等の組織的な取組み

事例29	営業現場に対してわかりやすいフレーズで行内周知をした取組み	地域銀行	・・・P 17
事例30	モニタリングを踏まえた好事例等を営業店に還元するなどの取組み	地域銀行	・・・P 17 ～18
事例31	審査部内に「経営者保証に関するガイドライン」のホットラインの設置を行った取組み	地域銀行	・・・P 18
事例32	試験等による職員教育や顧客説明の徹底を行った取組み	地域銀行	・・・P 18
事例33	コベナンツ付保証契約を実際に活用した営業担当者の声を他の営業店へ紹介するなどの取組み	地域銀行	・・・P 19
事例34	銀行から積極的に保証解除を提案する取組み	地域銀行	・・・P 19
事例35	ホームページ上での顧客周知及び職員への研修や指導の徹底を実施した取組み	信用金庫	・・・P 19 ～20

I. 新規融資時に経営者保証に依存しない融資を促進するための運用・規定等の組織的な取組み

●経営トップがむやみに経営者保証を求めない方針を定めるなどの取組み

【事例1】 経営者保証を原則徴求しない取組み

(地域銀行)

- 経営者保証による債権の回収額は僅かであり、経営者保証が無くとも銀行の経営面への影響はないことを踏まえて、保証徴求の判断や回収に要する時間を、顧客とのリレーション構築に使いたいとの経営トップの考えの下、原則、経営者保証を徴求しない取組みを実施。
- 上記の取組みに関しては、日頃からのリレーションを構築していくことが重要である。なお、たとえ経営者として課題があったとしても、当行とともにその課題を解決していこうとする姿勢があれば、基本的には保証を徴求していない。
- これまでの経営者保証を徴求することが当たり前であった常識を覆すには、経営トップの意識がとても重要となってくる。

【事例2】 取引先の状況等に鑑み、できるだけ経営者保証を求めない取組み

(地域銀行)

- 取引先の多くが中小・零細企業であるため、ガイドラインの要件を満たさない場合が多く、ガイドラインをそのまま適用するとほとんどの取引先に経営者保証を求めることになる。また、経営者保証を求めても、ほとんどの場合で保証人からの回収を行うことができないため、債権保全としての機能はあまり果たされていない。このことから、できる限り経営者保証を求めない方針で取り組んでいる。
- 具体的には、取引先とのコミュニケーションを通じて実態把握が十分に行なわれている場合であれば、信用格付の低い先であっても経営者保証を求めないこととしている。
- また、現場の営業担当者がわかりやすく判断できるようなチェックシート(債務超過や赤字体質ではないか等を確認)を作成するとともに、事業性評価の内容を取り入れて、総合的な判断が行えるような運用を行っている。

【事例3】 経営者保証を取らないことを前提としたチェックシートを活用する取組み

(地域銀行)

- 経営者保証による回収実績を過去数年分析した結果、回収率はわずか数%しかないことがわかったため、経営トップから、ガイドラインを積極的に活用するよう指示があり、行内のチェックシートをはじめとする規定等の改定を実施した。
- 具体的には、営業現場にとってわかりやすい判断基準を設け、かつ、迅速に判断できるようにするために、点数制を用いたチェックシートの運用を開始した。なお、経営者保証を取らないことを前提とした緩めのチェックシートとしているため、例えば、「法人と個人の区分・分離」の要件が「0点」(未充足)であっても、その他の項目で出来る限りカバーできる仕組みとしている。
- これまでは当たり前のように保証に依存していたが、ガイドラインを活用することにより、保証に依存することなく、事業性や経営者の人格などをしっかりとみて融資をしていこうとする流れに寄与してきたと考えている。

【事例4】 一部の例外を除き、原則経営者保証を求めない取組み

(信用金庫)

- 以下の場合を除き、法人・個人事業主ともに原則保証を求めない。なお、債務者預金担保がある場合はその金額を除外した金額を保証対象とする。
 - i) 企業診断（債務者区分）が正常先下位の先で信用リスク上疑義のある先
 - ii) 企業診断が要注意以下の先(注) 直近決算あるいは試算において赤字、法人から経営者への貸付がある、法人の資産・収益力のみでは借入返済が困難。
- 上記基準に照らして、個別案件毎に異なる取扱いをする場合は、全て本部決裁とし、経営者保証を求める妥当性を検証し、不要な経営者保証を防止している。
- 結果、営業店職員に経営者保証に依存しない融資の考え方が浸透し、事業性評価に基づく融資が実践されてきている。

●事業性評価等の内容を踏まえて無保証融資の取扱いを可能とした取組み

【事例5】 ガイドライン要件の未充足先でも、事業性評価を通じて無保証融資の取扱いを可能とした取組み(1) (地域銀行)

- 「事業性評価」や「経営者保証に関するガイドライン」を積極的に活用した、担保・保証に過度に依存しない融資を促進するため、営業店長権限貸出の要件を緩和し、現場力を活かした迅速かつ柔軟な対応を可能とした。
- 具体的には、新規融資時において、ガイドラインの要件を全て充足していない取引先であっても、事業性評価等を通じて把握した内容を踏まえ、営業店長の権限で「無保証」融資を可能とした。

【事例6】 ガイドライン要件の未充足先でも、事業性評価を通じて無保証融資の取扱いを可能とした取組み(2) (地域銀行)

- 無保証融資の対応を行うにあたり、従来はガイドラインの5要件(法人・個人の一体性分離、法人単体での返済力等)を原則としてすべて充足する必要があるとしていたが、事業性評価を促進する中で、ガイドラインの5要件のうち1つ以上充足する場合は、営業店長権限で無保証人対応を可能とする取扱いに改訂し、スピーディな判断・対応を可能とした。

【事例7】 事業性評価の内容をガイドラインの要件を補完するものとして取り扱うことを明確にした取組み (地域銀行)

- 取引先企業の事業内容や持続・成長可能性などの事業性評価について、ガイドラインの要件を補完するものとして取り扱うことを明確化するため、「事業性評価完了先で、事業の継続性に問題がなく、直近2期連続で一定の信用格付以上の法人」はガイドラインの要件を充足しなくとも経営者保証を原則不要とした。

【事例8】 事業性評価等の内容を踏まえて総合的な判断を行っている取組み

(地域銀行、信用金庫)

- 経営者保証の必要性の検討においては、ガイドラインの要件を十分満たしていない状況であっても、形式的、硬直的に判断せず、事業性評価の内容を勘案することで総合的に判断できるよう運用している。具体的には、現時点の企業の姿にとらわれ過ぎること無く、将来返済力、潜在力、課題、ニーズなどの将来性も踏まえて適切に評価することで、経営者の前向きな決断や新たな挑戦等の後押しに努めるなど、事業者とのリレーションを通じて把握した内容も取り入れて、保証要否の判断を行うこととしている。

【事例9】 事業性評価の内容を取り込み、経営者保証を求めない体制を検討

(信用組合)

- 事業性評価の運用の第一歩としてローカルベンチマークの定性要因部分を審査書類の一つとして添付し推進している。
- 現在は取組みの初期段階であり、定性要因分析に特化していることから、具体的な無保証融資へ繋げる判断基準の構築には至っていないが、今までは属人的に把握していた企業内容を、事業性評価の取組みを通じて、組織全体として共有できるようになった。
- 今後は更にノウハウを蓄積し、規定や判断基準の構築を目指す。現状では、法人には経営者保証を求めているが、取組結果を考察・検証し、段階的に事業性評価の運用を拡大することで、経営者保証を求めない取扱いも検討する予定である。

●ガイドラインの要件を柔軟に運用するなどの工夫した取組み

【事例 10】 ガイドラインの各要件判断のチェックポイントを細分化する取組み

(地域銀行)

- 「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」、「財務基盤の強化」、「財務状況の適時適切な情報開示」に係るチェックポイントについて、これまでは全ての項目を充足しなければ経営者保証を外せない運用としていたが、チェックポイントを細分化するとともに、複数のチェックポイントのうち、いずれかに該当することをもって、要件充足とする取扱いに変更した。

【事例 11】 法人のみの資産・収益力で借入返済可能先は、原則無保証とする取組み

(地域銀行)

- 従前のチェックシートでは、ガイドラインの要件のうち「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」の要件が満たしていない時点で、他の要件をみることなく形式的に判断して保証を徴求していたが、変更後は、「法人のみの資産・収益力で借入返済が可能」と判断できた先であれば、他の要件が未充足であっても、原則保証を徴求しないとする運用を行っている。

【事例 12】 ガイドラインの各要件を具体的な数値を用いて判断する取組み

(地域銀行)

- 以下の(1)～(5)の判定要件において、(1)に該当し、かつ(3)か(5)のいずれかに該当する場合、(2)や(4)が未充足でも原則として経営者保証を不要とする取扱いを実施している。
 - (1) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離しているか。
 - (2) 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていないか。
 - (3) 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能か【実質自己資本比率が 20%以上、または、実質債務償還年数は 10 年以内】。
 - (4) 法人から適時適切に財務情報等が提供されているか【少なくとも 6 ヶ月ごとに試算表や資金繰り表等の財務状況が確認できる資料が提出されている】。

- (5) 経営者等から十分な物的担保の提供があるか【直近の保全状況において保全充足率は80%以上か】。
- 上記判定要件に該当しない場合でも、事業性評価などの内容を勘案し総合的に判断し、経営者保証を不要とすることも可能。

【事例 13】 ガイドラインの要件を点数化して判断する取組み

(信用金庫)

- チェックリストの書式を変更し、「○×形式」から「評点形式」に変更し、『100点満点中70点を超える評点の場合には、前向きに経営者保証を求めない対応を検討する。』と明確な基準を設けた。
- ガイドラインの諸要件以外に、「評点」を加算できる項目を当金庫において検討のうえ追加し、経営者保証を求めない貸出を前向きに検討できるようにした。

【変更事項の詳細】

- ガイドラインに関する基本要件の項目で100点（資産の分離7項目で計30点、資産・収益力で最大50点、情報提供3項目で最大20点）の合計点に加え、基本要件以外の顧客の強み5項目最大15点を追加し、総合計評点が「①70点を超えた場合には前向きに無保証人対応を検討可能」、「②70点以下でも個別に検討」と明確化した。
- 基本要件以外の追加要件は、「業暦10年以上」、「事業性評価の実施先」、「預金超過先・取引バランス構築先」、「物的担保の提供」、「他金融機関での無保証実績」とした。

【事例 14】 ガイドラインの各要件判断をわかりやすい基準にする取組み

(信用金庫)

- 金庫内の適用基準を定めた『『経営者保証に関するガイドライン』への対応手順』及び「経営者保証等の必要性に関するチェックリスト」を改正した。主な改正ポイントは次表のとおり。

No.	確認ポイント	改正内容
1	法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役の選任について、「親族以外からの選任」の削除 ・役員報酬決定ルールについて、「外部専門家の検証報告書による確認」の廃止
2	法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・「外部専門家の検証報告書による確認」を「営業店長による確認」に変更
3	法人から適時適切に財務情報等が提供されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・「中小企業の会計に関する指針・基本要領」の適用状況の確認を、「決算書個別注記表に記載があれば可」に変更
4	法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。	<ul style="list-style-type: none"> ・財務基準を次のとおり変更 ① 直近2期の決算期において減価償却前経常利益が赤字でない。 ② 直近の決算期において債務超過でない。
5	十分な物的担保が提供されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・上記1～4を満たさなくともガイドライン適用による経営者保証なしの融資採り上げ可。(新設)

- また、上記の要件を充足しない場合でも、債務者の実態把握や事業性評価に基づく総合的な判断により、柔軟に適用が可能であることを明記し、通達や会議等でその趣旨を周知徹底した。

●その他の取組み

【事例 15】 コベンツ付保証契約を具体的に制定した取組み

(地域銀行)

- コベンツ付保証契約(解除条件付保証契約、停止条件付保証契約)を以下の通り制定し、テレビ会議による説明会等により営業店への浸透を図った。
 - 解除条件付保証契約・停止条件付保証契約の事務取扱要領等の制定
 - コベンツ付保証契約の条件である「確定申告書添付書面」の概要と、「法人・個人の分離」について税理士に確認してもらい、その旨を書面の所定箇所に記載してもらう

【事例 16】 短期融資(手形割引、決算資金融資)や個人事業主への融資における経営者保証を原則不要とする取組み

(地域銀行、信用金庫)

- 貸出事務取扱に関する規定を改正し、以下について連帯保証人の徴求を不要とした。
 - ① 手形割引・でんさい割引の取扱いにおける連帯保証人を原則徴求不要とする。
 - ② 個人事業主の融資取扱において連帯保証人を原則徴求不要とする。
 - ③ 「決算・賞与資金(短期分割返済)」の連帯保証人を原則徴求不要とする。

II. 事業承継時の保証契約を適切に見直すための運用・規定等の組織的な取組み

●事業承継時における二重徴求（新経営者と旧経営者の双方から保証を徴求）の解消に向けた取組み

【事例 17】 事業承継時に、原則として旧経営者または新経営者のどちらか1名を保証人とする取組み(1)

(地域銀行)

- 事業承継時の対応として次のとおり取扱いを定めた。
 - ① 代表者交代時等、事業承継時に際しては前経営者が負担する保証債務を当然に後継者に引き継がせるのではなく、必要な情報開示を得たうえであらためて経営者保証徴求の要否を判断する。
 - ② 保証要否の判断は、「経営者保証の徴求要否判定シート」を活用し、総合的な見地で行う。
 - ③ 保証が必要と判断される場合であっても、連帯保証人は原則1名とする。
 - ④ 前経営者の保証は、引き続き実質的な経営権・支配権を有しているかを勘案し解除を検討する。
- 〔注〕 前経営者の保証を継続する場合は、取引方針協議時のほか、新規融資時や根保証の更新のタイミングで経営関与の度合いを都度確認し、保証の交替または免除を検討すること。
- 事業承継は、前経営者が引続き代表権または株式所有を維持するケースも多いことが二重保証の要因となっているものと考え、端的に「連帯保証人は原則1名」とする旨を明示したことが、二重保証の解消に大きく寄与した。

【事例 18】 事業承継時に、原則として旧経営者または新経営者のどちらか1名を保証人とする取組み(2)

(地域銀行)

- 取引先の円滑な事業承継を支援する取組みの一環として、以下の具体的な対応方策を実施した。
 - ① 経営者との保証契約を締結している取引先について、経営者の交代が生じた際、「経営者保証に関するガイドライン」の要件を充足しない等の理由により、保証人を付す必要がある場合は、原則として、旧経営者または新経営者のどちらか1名を保証人とする。
 - ② 何らかの理由により代表者の交代時に新・旧経営者両方を保証人とした取引先を対象として、本部主導により、いずれか一方の保証解除を提案する取組みを開始。

- 上記に伴い、代表者の交代時において、旧経営者との保証を解除せずに新経営者との保証契約を締結する割合が大幅に低下したほか、新・旧経営者両方を保証人とした取引先に対していずれか一方の保証解除を促進することができた。

【事例 19】 事業承継時における二重徴求解消に向けた判断基準等を明示的にした取組み

(地域銀行)

- 事業承継時（代表者交代時）における経営者保証の二重徴求解消に向けた基本方針の制定
 - ＜今後新たに貸出を行なう場合＞
 - 経営者保証を取得する場合は、原則として二重徴求は不可とし、保証人は原則、新代表者（後継者）のみとする。
 - ＜既存債権における事業承継時の対応＞
 - 継続して経営者保証を取得すると判断した場合、原則として二重徴求は不可とする。
 - 新旧経営者どちらの保証を取得するかについては、個別事情を踏まえ、判断するものとする。
 - ＜既存債権で新旧経営者保証を二重徴求している場合＞
 - 原則として二重徴求は不可とし、旧代表者の経営者保証解除を検討する。
 - ただし、個別の事情により、やむを得ず二重徴求を継続する場合は旧代表者の保証が解除されるまで、定期的にモニタリングを実施する。
- 事業承継時における二重徴求解消に向けた判断基準の明示
 - 旧代表者が、取締役にも残っておらず、且つ株式議決権割合が1/2以下の場合は、旧代表者の経営関与が弱い先と判断し、原則として旧代表者の保証解除を検討する。
 - 旧代表者が、「取締役で残る場合」や「過半数株主である場合」など、経営関与が強いため、やむを得ず二重徴求する場合もあるが、経営権・支配権への影響度合いを定期的にモニタリング（決算書徴求時等）し、その影響力の変化に応じて経営者保証解除を検討する。
 - 現行では旧代表者に実権があるとして個人保証を継続していたケースにおいても、「取締役でなく、且つ過半数株主でもない旧代表者」については第三者保証という観点のもと、保証継続の必要性について十分検討し、保証解除の可否について検討を行う。その影響力が多大であるとして、やむを得ず保証継続とする場合であっても、一時点の判断ではなく、継続的なモニタリングを通じて保証解除の可能性について検討する。

- 既存債権における経営者保証の二重徴求解消に向けた調査・モニタリングの実施
 - 新旧代表者の保証を二重に徴求している債権について早急に解消を図るため、還元リストを営業店に配付し、旧代表者の保証解除が可能か調査を実施。
 - 二重徴求先については、類型別に標準的な対応方針を明示し、旧代表者の保証を即解除するか、解除に向けた継続的なモニタリングを実施するかを検討する。

【事例 20】 本部主導による二重徴求解消に向けた取組み

(地域銀行)

- 事業承継時に二重保証とした対象先を営業店に還元し、営業店では事業承継時に二重保証とした理由を確認するとともに、改めて現在の経営実態（新旧代表者の実権や株式の新代表者への移転状況等）を調査したうえで、二重保証の解消に向けて今後の対応方針を策定した。
- 本部では当該対応方針等を踏まえ、二重保証の解消に向けて営業店指導を実施した。
- 今後も年 1 回、事業承継後の二重保証先に対するモニタリングを実施していく。
- 複数保証人を付保している先をリストアップし、過度な保証となっている場合には、能動的に解除を促すよう営業店に示達するとともに、融資審査部では案件審査や営業店臨店時において保証人の見直しを随時指導している。

【事例 21】 真に保証が必要な場合を除いて、原則として二重徴求をしない取組み

(信用金庫)

- 事業承継時、前経営者と後継者の双方から経営者保証をとることは原則行わないものとする。
 - <①事業承継時、前経営者の経営者保証が残る場合>
 - 基本的に後継者の経営者保証の追加は要しない。
 - <②事業承継時、前経営者の経営者保証を解除する場合>
 - 既存分の返済が正常で、前経営者及び後継者から前経営者の保証の解除の意向がある場合、前経営者に代表権がないこと、かつ株式保有が 1/2 以下であることを確認し、条件変更にて、前経営者の経営者保証を解除し、後継者の経営者保証を追加する。

●その他の取組み

【事例 22】 実質的な経営者 1 名のみから保証を徴求することで第三者保証人を徴求しないルールの制定

(地域銀行)

- 経営者保証徴求の基本的な考え方等の規定化について出状し、法人融資先について保証を徴求する場合には、「実質的な経営者 1 名のみ徴求」とすることを明確化した。これにより、法人向け融資における第三者保証人を徴求しないルールを制定済。
- 「実質的な経営者」の判定にあたっては、代表権の有無や自社株式保有割合等を踏まえ、下記の基準を明示。

＜実質的な経営者の判定基準＞

代表権		有	無
株式 保有 割合	50% 超	①代表権有かつ株式保有割合 50%超 「実質的な経営者」に該当する	③代表権無かつ株式保有割合 50%超 個別に判断する
	50% 以下	②代表権有かつ株式保有割合 50%以下 個別に判断する	④代表権無かつ株式保有割合 50%以下 「実質的な経営者」に該当しない

【事例 23】 事業承継に伴い、原則として旧経営者の保証を解除する取組み(1)

(地域銀行)

- 通達により「事業承継時」における経営者保証の要否判断について取扱い目線の統一化を図った。

＜要否判断を行う際の優先順位＞

- 1.チェックシートを活用のうえ、まずは無保証での対応可否を検討。
- 2.経営者保証を継続すべきと判断した場合は、原則として旧経営者の保証を解除し、新経営者の保証徴求を検討。
但し、旧経営者が以下のケースは、事後管理(注)を行うことを前提として旧経営者のみの保証を継続。

【旧経営者の保証を継続すべきと考えられるケース】

- (i) 旧経営者のみが代表権を有している。

(ii) 旧経営者が法人株式の過半数を保有している。

(iii) 代表権は新経営者に移行したが、実質的な経営権・支配権は旧経営者が握っている(いわゆる雇われ社長)等。

(注) 期間1年以内に保証解除の再検討を行い、既存保証契約の更改時期や当該債権の完済まで放置することがないよう管理を行う。

【事例 24】 事業承継に伴い、原則として旧経営者の保証を解除する取組み(2)

(地域銀行)

○ 事業承継時(代表者変更)に伴い保証人を新経営者とするときは、原則として旧経営者の保証を解除する。但し、次のいずれかに該当するときは、必要に応じて保証人の要否を検討する。

①旧経営者が以下のいずれかに該当し、事実上の経営者である。(※1)

➤ 旧経営者が取締役・理事である。

➤ 旧経営者が融資先に対して50%超の議決権を有している。(※2)

②以下のいずれかに該当し、旧経営者との一体性が解消されていない。

➤ 旧経営者の個人資産を法人に無償で使用させるなど、経営者と法人の資産・経理が分離されていない。

➤ 法人と経営者との間の資金のやりとり(役員報酬・配当・貸付等)が適切な範囲を超えている。

③当行が求めても適時適切に情報提供しないなど、法人の開示姿勢に問題がある。

④法人の信用格付が一定以下であり、業況不振である。

※1: 旧経営者が取締役であるか否か、および議決権の保有割合はヒアリングにより確認する。

※2: 旧経営者が直接50%超の議決権を有しているだけでなく、他の法人を介して間接的に50%超の議決権を有している場合を含む。

【事例 25】 新経営者からやむを得ず保証が必要と判断した場合の取扱いを明確に定めた取組み

(信用金庫)

- 基本的な対応として代表者交代時における既存融資に対し、新旧代表者の二重保証は、原則、取り扱わないこととした。
- また、代表者交代時にはガイドラインに則し、既存の保証契約について見直しを行った結果、ガイドラインの適用に該当せず、やむを得ず、保証契約が必要と判断した場合の既存融資については、新代表に以下の①②の確認と保証意思を確認し、保証を引き継いでもらう取扱いとした。
 - ①新代表は、企業の事業・経営・財務・借入・保証契約等の状況を把握(認識)したうえで、代表に就任している。
 - ②新代表が経営に携わっていない時の既存融資であっても、返済財源については就任後の経営により捻出される。
- なお、法人や代表者の状況に応じて、既存融資については新代表者に保証を引き継がず、旧代表者の保証を継続する取扱いのほか、新規融資については旧代表者の保証を求めず、新代表者の保証とする対応等、柔軟な取扱いも可能とした。

Ⅲ. 保証債務の整理時における運用・規定等の組織的な取組み

【事例 26】 保証債務整理時における行内体制の明確化(1)

(地域銀行)

- 保証債務整理時の行内における取組みとしては、ガイドライン施行当初より、取引先に有事が発生した場合、まず営業店での対応として「保証人への説明」と情報収集を行い、その後、営業店と本部専担部署(融資部事業性管理・回収担当)との共同作業により「事前準備」と「初期対応」を行った後、本部専担部署による「スキームの策定」と「スキームの実行」を行うという行内態勢を確立している。
- 対外的取組みとして、当行が対象の融資先のメイン行であるか否かにかかわらず、地域経済のためにガイドラインに基づく保証債務整理手続を進めていくという当行の使命として、①支援専門家の弁済計画の策定支援、②金融機関間調整、③裁判所との調整等に主導的な役割を担っている。
- 実質破綻先・破綻先の管理回収は、全て本部専担部署(融資部事業性管理・回収担当)に集約(勘定も移管)して一元管理し、営業店は倒産初期対応以外関与しないこと、ガイドラインの出口部分(保証債務整理)の対応を、営業店と本部専担部署(融資部事業性管理・回収担当)との分業制としている

【事例 27】 保証債務整理時における行内体制の明確化(2)

(地域銀行)

- 経営者保証に関するガイドライン(以下、「ガイドライン」という)が策定された後、能動的な転・廃業支援を行うため、「再チャレンジ支援担当」1名を本部に配置。経営支援を行うも赤字脱却できず、長期間条件変更を繰り返している先をリストアップしたうえ、本部にて方針を協議することとした。
- 上記を検討するなか、租税債権や一般債権が多額で法的整理しか選択肢のない先も一定数存在することが判明。そのような先のソフランディングの一つの手法として、サービサーの活用を検討。サービサーへの債権売却に対する債務者の抵抗感に配慮し、アライアンス行と共同で買い取りファンドを設立した。

【体制】

- 本部に再チャレンジ支援担当を配置(現在2名)し、営業店の相談受付から債務者への提案、スキームの実行まで担当している。
- 通達やTV会議、階層別研修(初心者～支店長まで)にて再チャレンジ支援について周知を図っている。
- 再生支援担当と再チャレンジ支援担当が連携することにより再生～廃業まで切れ間のない支援を行える体制とした。
- 専門家として、外部より弁護士・公認会計士・中小企業診断士を出向形式にて受入。案件内容等を相談するとともに、必要に応じ債務者面談も行っている。

【具体的取組】

- 「当債務者にとって最適なソリューションは何か」を念頭に再生支援か、再チャレンジ支援かを見極める。
- チャレンジ支援が妥当と判断した場合、下記選択肢の中から最適な手法を選択。
再生支援協議会、REVIC、特定調停、法的整理、ファンドへの債権売却 等（経営者保証については、ガイドラインを活用し、これらと一体整理）
- 方針を決定した後、営業店とともに債務者あて提案。応諾となれば計画策定支援から、クロージングまでを支援していく。

【事例 28】 保証債務整理時における本部とサービサーとの連携による対応の明確化

(地域銀行)

- 主債務の破綻に至る経緯、保証人の置かれた状況は様々であり、ガイドラインの要件を画一的に当てはめるだけでは保証債務整理が停滞する懸念があるため、本部、子会社のサービサーが一体となって営業店をバックアップする体制を構築している。
- 保証人から保証債務整理の相談・申出を受けた場合は、ガイドラインに係る「ご案内」(当行制定)を保証人に交付し、その内容について説明を実施することとしている。そのうえで、保証人または支援専門家から債務者及び保証人の状況を継続的に聴取し、ガイドラインに則り保証債務整理に誠実に対応することとしている。仮にガイドラインを適用することができない場合もガイドラインの趣旨を尊重し、誠実に対応することとしている。(規定化)
- ガイドラインに係るインセンティブ資産の認否にあたっては、ガイドラインの要件を画一的に当てはめるのではなく、対象者の年齢、今後の収入(年金等の金額)、健康状態(医療費負担)、保証参加に至る経緯(過去の経営への関与度合い)等を総合的に考慮のうえ判断している。

IV. 経営者保証に関するガイドラインの顧客周知・職員教育等の組織的な取組み

【事例 29】 営業現場に対してわかりやすいフレーズで行内周知をした取組み

(地域銀行)

- 融資部から、営業現場に対してわかりやすいフレーズの行内文書を発出し、経営者保証について必要以上に保守的な運用とならないように、以下の注意喚起を図った。
 - 割引手形は融資先の信用力（買戻能力）のみならず、振出人の支払能力を踏まえた与信判断が可能。保証についても、他の融資と差を付けても良いのではないのでしょうか？
(当行では、正常先の割引手形については、従前から経営者保証を徴求しない対応を可としている)
 - 頻度の少ない資金要請に備え、普段は必要のない根保証を徴求していませんか？経営者保証が必要であれば、「必要なときに、必要な保証を、必要な期間だけ」徴求しましょう。
 - チェック項目が「全適」なのに保証を徴求していませんか？「全適」で保証を徴求する理由は何でしょうか？「保証協会付きだから」というケースもあるかもしれませんが、保証協会においても経営者保証を不要とする取扱いをすすめています。お客さまの意向を踏まえ、保証協会と十分に協議してください。

【事例 30】 モニタリングを踏まえた好事例等を営業店に還元するなどの取組み

(地域銀行)

- 営業店の「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況を確認するためモニタリング(営業店臨店)を実施し、その結果(好事例・不芳事例)を営業店に還元するとともに、当該モニタリング結果を踏まえ、行員向研修において「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や事業承継(代表者交代)時における新旧代表者の保証人付融資の考え方等を再徹底した。

【モニタリングにおける主なヒアリング内容および徹底事項】

- ① 「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨の理解度や営業店における勉強会等の実施状況
- ② お客さまへの説明の適切性
- ③ 「チェックシート」の作成状況や要件の検証状況

- ④ 事業承継(代表者交代)時における新旧代表者の保証人付融資の考え方
- ⑤ 「経営者保証に関するガイドライン」の運用に対する課題や問題点 等

【事例 31】 審査部内に「経営者保証に関するガイドライン」のホットラインの設置を行った取り組み

(地域銀行)

- 審査部内に「経営者保証に関するガイドライン」のホットラインを設置するとともに、「経営者保証に関するガイドライン」についての質問・相談に関する相談窓口としてホームページ上に掲載した。

【事例 32】 試験等による職員教育や顧客説明の徹底を行った取り組み

(地域銀行)

- 融資業務に携わる行員向けに、以下の機会を利用して、経営者保証ガイドラインや「個人保証Q & A」および経営者保証に関する規程・通達類の職員教育を実施している。
 - ① 融資能力診断テスト（融資業務に携わる行員は受験必須）
 - ② 行員が自宅でパソコンやスマートフォンを利用して学ぶ「E-ラーニング」
 - ③ 昇格登用試験
- お客さまへの周知は、以下の機会には必ずガイドライン事務局のチラシを使用してガイドラインについてご説明すること、および、お客さまにガイドラインの内容を理解していただいたことをチェックリストに記録・確認するよう規程化している。
 - ④ 新規融資取り上げ時
 - ⑤ 事業承継時
 - ⑥ 根保証および手形保証の更新・増額時
 - ⑦ 保証人脱退・加入など既往保証契約の見直し時

【事例 33】 コベンツ付保証契約を実際に活用した営業担当者の声を他の営業店へ紹介するなどの取組み

(地域銀行)

- 代替的手法として新設したコベンツ付保証契約について、TV会議での「営業店説明会」を開催。
 - コベンツ付保証契約（解除条件付保証契約、停止条件付保証契約）の概要、および保証人徴求時の検討フローを説明。コベンツ付保証契約の要件である添付書面の有無を決算書徴求時に確認することを促し、コベンツ付保証契約の浸透を図った。
- コベンツ付保証契約を締結した店舗のヒアリングを実施し、「営業店担当者の声」として営業店へ周知した。
 - コベンツを活用した営業店に、取引先の反応等のヒアリングを実施。取引先からは「保証解除の基準が明確になったことから、それを目標に当社の経営管理態勢強化に取り組む」等の反応を得たことから、営業店へ各事例の紹介とポイントの解説を行い広く周知を図った。

【事例 34】 銀行から積極的に保証解除を提案する取組み

(地域銀行)

- 店長、審査課長向けの研修の際、根保証の期限が未到来であっても、当行より根保証解除を提案していく基準を示した。具体的には、当行内部格付の正常先中位までの先を目安として、顧客からの要請ではなく、当行から根保証解除を進んで提案するとした指針を示した。

【事例 35】 ホームページ上での顧客周知及び職員への研修や指導の徹底を実施した取組み

(信用金庫)

- 経営者保証に関するガイドラインの活用状況（後継者への活用状況）を地域貢献度の自己評価の指標に取り入れ、その実績を当金庫ホームページで顧客等に周知している。
- 営業店長や融資サービス課長対象の会議・研修において、随時、取組みや好事例を説明し浸透を図るとともに、取扱いに変更があった場合にはその趣旨を同会議等において説明し、周知している。

- 融資案件相談時や稟議申請時に、本部担当者から営業店に対し、債務者の事業性やキャッシュフローに着目して個別案件の内容に即したアドバイスを行い、課題解決策の提案につなげている。
- 特に、事業承継時(承継予定先を含む)には、債務者の課題解決に資するため、株式承継支援対策(自社株評価等を含む)等の対策と併せて経営者保証についても提案ができる態勢の整備(営業推進部署と審査本部(←同上)の連携)を行い、営業店職員への周知を図っている。



「経営者保証に関するガイドライン」の活用 に係る参考事例集

金融庁
令和元年8月改訂版



【はじめに】

「『経営者保証に関するガイドライン』の活用に係る参考事例集」については、「経営者保証に関するガイドライン」の活用に関して、金融機関等により広く実践されることが望ましい取組事例を収集し、当局において取りまとめ、平成26年6月に公表しました。また、同年12月、平成27年7月、12月、平成29年4月、12月には、取組事例を追加した改訂版を公表しました。

この度、金融機関等における取組事例を更に追加的に収集しましたので、改訂版を公表します。

これにより、金融機関等において「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用が促進され、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着していくこと、中小企業等にとっても思い切った事業展開や早期の事業再生等の取組みの参考としていただくこと、さらには、その他の経営支援の担い手の方々にとっても経営支援等の一助にさせていただくことを期待しています。

なお、本事例集は、各金融機関から提出を受けた資料により作成しており、文中等における取組みに対する評価等については、当該資料を作成した各金融機関における見解であり、当庁の見解を表したものではありません。

< 目 次 >

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件が充足されていることを確認した上で、経営者保証を求めなかった事例

- | | | |
|---|------|--------|
| 1. 事業計画の実現可能性等を考慮して、経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P 1 |
| 2. 経営管理の強化に取り組んでいる経営先に対して、経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P 2 |
| 3. 他の金融機関と協調して、経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P 3 |
| 4. 今後の事業承継を考慮して、経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P 4 |
| 5. 海外進出企業に対して、経営者保証を求めなかった事例 | 信用金庫 | ・・・P 5 |
| 6. ガイドラインの適用可能性について集中的に検討し、経営者保証を求めなかった事例 | 信用組合 | ・・・P 6 |
| 7. 適時適切な情報開示が実現したため、経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P 7 |
| 8. 事業性評価の内容を考慮して経営者保証を求めなかった事例(1) | 地域銀行 | ・・・P 8 |
| 9. 事業性評価の内容を考慮して経営者保証を求めなかった事例(2) | 地域銀行 | ・・・P 9 |

追加

ガイドラインの要件は十分に充足されていないものの、経営者保証を求めなかった事例

- | | | |
|---|------|---------|
| 10. 牽制機能の発揮に課題が残っているが、経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P 10 |
| 11. 保全不足ではあるが、経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P 11 |
| 12. 債務超過ではあるが、経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P 12 |
| 13. 創業資金について、法人・個人の資産の分離が不十分であるが、経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P 13 |

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件は十分に充足されていないものの、経営者保証を求めなかった事例

- | | | | |
|----|---|------|---------|
| 追加 | 14. 法人・個人の資産の分離が不十分であるが、経営者保証を求めなかった事例 | 信用金庫 | ・・・P 14 |
| 追加 | 15. ガイドラインの要件を十分に満たしていないものの、事業性評価の内容や信用保証協会との連携により、新・旧経営者の保証を解除した事例 | 地域銀行 | ・・・P 15 |

運転資金への短期融資に係る事例

- | | | | |
|----|---|------|---------|
| | 16. ABL等の代替手法も検討したが、結果として、経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P 16 |
| | 17. 今後のモニタリング強化の方針のもと、組合員全員の保証を解除した事例 | 地域銀行 | ・・・P 17 |
| | 18. 短期継続融資について、経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P 19 |
| | 19. 在庫の特性を踏まえABLを活用して、経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P 20 |
| | 20. 再生手続中の法人に対し、経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P 21 |
| | 21. 適切に在庫管理を行っている取引先に対し、経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P 22 |
| | 22. 売掛債権を担保として増加運転資金に対応することで、経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P 23 |
| 追加 | 23. 新設法人に対して、ABLを活用することで経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P 24 |

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

解除・停止条件付保証契約を活用した事例

	24. 経営者保証の機能の代替として解除条件付保証契約を活用した事例(1)	主要行	・・・P 25
追加	25. 経営者保証の機能の代替として解除条件付保証契約を活用した事例(2)	地域銀行	・・・P 26
	26. 経営者保証の機能の代替として停止条件付保証契約を活用した事例(1)	地域銀行	・・・P 27
	27. 経営者保証の機能の代替として停止条件付保証契約を活用した事例(2)	地域銀行	・・・P 28
	28. 他行にノウハウの提供を行い、協調して停止条件付保証契約を活用した事例	その他の 金融機関	・・・P 29
追加	29. ガイドラインの要件を十分に満たしていないものの、停止条件付保証契約の活用で経営者保証を求めなかった事例	主要行	・・・P 30
	【参考】 停止条件付保証契約の特約条項の例		・・・P 31

II. 適切な保証金額の設定に関する事例

	30. 預金担保による保全状況等を考慮して保証金額を設定した事例	地域銀行	・・・P 32
	31. 不動産担保による保全、業績、経営者の業務意欲等を踏まえて保証金額を減額した事例	地域銀行	・・・P 33
	32. 不動産担保による保全状況等を考慮して保証金額を減額した事例	信用金庫	・・・P 34
	33. 保証金額を融資額の一定割合に限定することを原則としている事例	信用組合	・・・P 35
追加	34. 物的担保の状況を考慮して、適切な保証金額の設定を行なった事例	信用金庫	・・・P 36

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

35.	事業承継に際し、元社長の保証を解除した事例	地域銀行	・・・P 37
36.	当社との関係がなくなった前経営者の保証を解除した事例	信用金庫	・・・P 38
37.	経営者の交替に際し、前経営者の保証を解除し、新経営者から保証を求めなかった事例(1)	地域銀行	・・・P 39
38.	経営者の交替に際し、前経営者の保証を解除し、新経営者から保証を求めなかった事例(2)	地域銀行	・・・P 40
39.	ガイドラインに基づき制度融資の保証人に関する要件の見直しが行われた事例	地域銀行	・・・P 41
40.	会長の保証契約の解除と社長の保証金額の減額を同時に行った事例	信用金庫	・・・P 42
41.	過去に不適切な経理処理が行われたが、事業承継に際し、新・旧経営者から経営者保証を求めなかった事例	地域銀行	・・・P 43
42.	ガイドラインの要件を一部満たしていないが、事業承継に際し、新・旧経営者から経営者保証を求めなかった事例	地域銀行	・・・P 44
追加	43. 事業承継に際し、事業性評価等を総合的に勘案することで、新・旧経営者から経営者保証を求めなかった事例	地域銀行	・・・P 45
追加	44. 事業承継に際し、法人・個人の一体性の解消に向けた取組みを踏まえ、新・旧経営者から経営者保証を求めなかった事例	地域銀行	・・・P 46
追加	45. 事業承継に際し、税理士グループと連携して停止条件付保証契約を活用した事例	地域銀行	・・・P 47
追加	46. 事業承継に際し、金利面の上乗せをする一方で、新・旧経営者から経営者保証を求めなかった事例	地域銀行	・・・P 48

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

- | | | | |
|----|---|------|---------|
| 追加 | 47. 事業承継に際し、コベナンツ付融資の活用により、新・旧経営者から経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P 49 |
| 追加 | 48. 一定の影響力を持つ旧経営者(会長)の経営者保証の解除を行うとともに、新経営者(社長)からは経営者保証を求めなかった事例 | 地域銀行 | ・・・P 50 |

その他

- | | | | |
|----|------------------------------------|------|---------|
| | 49. 根保証契約の期限到来に伴い、経営者保証を解除した事例(1) | 地域銀行 | ・・・P 51 |
| | 50. 根保証契約の期限到来に伴い、経営者保証を解除した事例(2) | 信用金庫 | ・・・P 52 |
| | 51. 他の金融機関と協調して経営者保証を解除した事例 | 地域銀行 | ・・・P 53 |
| 追加 | 52. 金利面の見直しに際し、総合的な判断で経営者保証を解除した事例 | 地域銀行 | ・・・P 54 |

Ⅳ. 保証債務の整理に関する事例

中小企業再生支援協議会を活用した事例

- | | | | |
|--|---------------------------------------|------|---------|
| | 53. 早期再生に伴う回収見込額の増加額の全額を残存資産とした事例 | 地域銀行 | ・・・P 55 |
| | 54. 介護に必要な費用等を残存資産に含めた事例 | 地域銀行 | ・・・P 57 |
| | 55. 保証人の持病や扶養親族の状況等を踏まえて、残存資産を決めた事例 | 地域銀行 | ・・・P 58 |
| | 56. 保証債務のみ型による保証債務の整理を行った事例 | 地域銀行 | ・・・P 59 |
| | 57. 4名の保証人について高齢や介護負担を踏まえて、残存資産を決めた事例 | 地域銀行 | ・・・P 60 |

IV. 保証債務の整理に関する事例

中小企業再生支援協議会を活用した事例

- | | | | |
|-----|---|------|---------|
| 58. | 再生ファンドを活用し、一定期間の生計費や保険解約返戻金等を残存資産に含めた事例 | 地域銀行 | ・・・P 61 |
| 59. | サブメイン金融機関が主体的に対応することで、早期の事業譲渡につなげた事例 | 信用金庫 | ・・・P 62 |

特定調停を活用した事例

- | | | | |
|-----|--|----------|---------|
| 60. | 早期に債務整理に着手することで、配当見込み額が増加し残存資産が残せた事例 | 地域銀行 | ・・・P 64 |
| 61. | 保証人は自宅を親族に売却し、当該親族から賃借することで居住を継続した事例 | その他の金融機関 | ・・・P 65 |
| 62. | 組合の破綻処理に早期に着手し、保証人7名(理事)に自由財産以上の資産を残した事例 | 地域銀行 | ・・・P 66 |
| 63. | 保証人の将来の高度医療費等を残存資産に含めた事例 | 地域銀行 | ・・・P 67 |
| 64. | 保証人が不動産処分に協力し多額の残存資産を残すことができた事例 | 信用金庫 | ・・・P 68 |

REVICの特定支援業務を活用した事例

- | | | | |
|-----|-----------------------------------|----------|---------|
| 65. | 各専門家と連携して廃業を支援し、保証債務を整理した事例 | 信用金庫 | ・・・P 70 |
| 66. | 組合の廃業を支援し、保証人(理事)の保証債務を整理した事例 | その他の金融機関 | ・・・P 71 |
| 67. | スポンサーへの事業譲渡を行い、保証人に一定の資産を残した事例(1) | 地域銀行 | ・・・P 72 |
| 68. | スポンサーへの事業譲渡を行い、保証人に一定の資産を残した事例(2) | 信用金庫 | ・・・P 73 |

IV. 保証債務の整理に関する事例

REVICを活用した事例

- | | | |
|------------------------------|------|---------|
| 69. 第二会社方式により保証債務を整理した事例 | 地域銀行 | ・・・P 74 |
| 70. 地元企業と連携して旅館業者の再生支援を行った事例 | 地域銀行 | ・・・P 75 |
| 71. 保証人の子息の大学進学費用を残存資産に含めた事例 | 地域銀行 | ・・・P 77 |

その他

- | | | |
|--------------------------------|------|---------|
| 72. 事業再生ADRを活用して保証債務を整理した事例 | 地域銀行 | ・・・P 79 |
| 73. 主債務の民事再生手続の終結後に保証債務を整理した事例 | 地域銀行 | ・・・P 80 |

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件が充足されていることを確認した上で、経営者保証を求めなかった事例

事例1. 事業計画の実現可能性等を考慮して、経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、宿泊業者であり、当行の主力取引先である。
- ・ 今般、新事業計画に基づき 10 億円の運転資金の申込みがあり、当行より「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証に依存しない融資の検討について打診したところ、可能であれば利用したいので是非検討してほしいとの申し出があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・ 当行において、保証を求めない可能性について検討したところ、以下のような点を勘案し、経営者保証を求めないで融資を行うことになった。
 - ① 当社から提出を受けた事業計画の実現可能性が高く、また、事業計画の達成には当行の支援が必要不可欠であること
 - ② 計算書類の作成に当たっては公認会計士による監査を受け、取締役会の適切な牽制機能発揮のため、親族以外の第三者から選任された取締役が取締役会に出席するなど、法人と経営者の関係の明確な区分・分離がなされていること
 - ③ 毎月月初に自発的に前月の営業実績、資金繰り表、銀行取引状況表等を持参して経営状況の報告を行うとともに、公認会計士による適切な決算資料の作成を行うなど、情報開示に積極的であり、従来から良好なリレーションシップが構築されていること
- ・ 申込みがあった 10 億円のうち、8 億円を無担保のプロパー融資で実行し、2 億円を有担保の信用保証（「経営者保証ガイドライン対応保証」）付融資で実行した。なお、信用保証付融資の担保は、当行の既存融資に対して設定していた担保を当該融資に優先適用するものとしたものであり、当社からの追加提供ではない。
- ・ 本件融資が、当社の事業計画の達成に向けた当行の支援の強化に繋がることが期待される。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件が充足されていることを確認した上で、経営者保証を求めなかった事例

事例2. 経営管理の強化に取り組んでいる経営先に対して、経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、建設工事及び建材卸売業を営んでおり、建材卸売部門では大手メーカーや商社等と代理店・特約店契約を結んでおり、多種多様な商品（内外装タイル、ユニットバス、耐火壁、エレベーター等）を取り扱っている。
- ・震災復興関連工事の受注の増加により増収基調が続いており、内部留保も厚く堅固な財務内容を維持している。
- ・当行は、メイン行ではないものの、増加する震災復興関連工事に伴う資金需要に対応してきたところ、当社から短期資金の借入の相談があった。
- ・また、借入の相談の際に、当行本部から送付されたガイドラインのパンフレットを見た経営者から、経営者保証を求めない融資の相談を受けたことから、ガイドラインの内容を改めて説明するとともに、当社から提出のあった直近の試算表や工事概況調等を勘案しつつ、ガイドラインの適用要件等の確認を行った上で回答することとした。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・当行の営業店では、案件受付票の作成に合わせ、今回新設した「経営者保証に関するガイドラインチェックシート」を活用し、適用要件の確認を実施している。当該手続による確認の結果、以下のような点を勘案し、経営者保証を求めないで新規融資に応じることとした。
 - ①決算書類について「中小企業の会計に関する基本要領」に則った計算書類を作成し、地元の手元大手会計事務所が検証等を行っているなど、法人と経営者の関係の明確な区分・分離がなされていること
 - ②内部留保も厚く堅固な財務内容を維持しており、償還面に問題がないこと
 - ③四半期毎に試算表等の提出を行うなど、当社の業況等が継続的に確認可能なこと
- ・当社とは、長年の取引を通じてリレーションシップは十分に構築されている。震災復興関連工事の増加による業況の拡大が、ガイドラインで求められている返済能力の向上に寄与している面は否めないが、当社が、外部専門家による検証等を含め、経営管理の強化に従来以上に取り組むことを表明していることから、当行としても、業況の把握に留まらず、当社の経営管理体制の構築について引き続き積極的にアドバイスを行っていく方針である。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件が充足されていることを確認した上で、経営者保証を求めなかった事例

事例3. 他の金融機関と協調して、経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、段ボール紙の製造業者である。営業地域内に競合先がないことから、安定的に受注を確保し業況は堅調に推移している。
- ・ 震災直後は売上低下により減収となったが、新たな事業展開として、段ボールによるインテリア製品の製造や簡易防音施設の開発を開始している。
- ・ 上記の新事業展開もあり、当社は企業立地補助金を活用した新工場の設備投資を計画しており、補助金以外の設備資金については、当行及び地元信金の2行が4億円の協調融資を行うこととなった。
- ・ 本件協調融資については、当初、経営者保証の提供を条件として検討を進めていたが、ガイドライン適用開始後の融資実行となることから、協調先の地元信金とも連携の上、保証人の条件について見直しを図ることとした。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・ 当社は上場企業も含めた優良取引先を有しており、業況は安定している。また、新工場の稼働により生産能力の拡充が見込まれるため、当行としても設備資金の需要に積極的に対応する方針としている。
- ・ 当社については、以下のような点に鑑み、保証人は不要と判断した。
 - ① 当社は実質的にはオーナー企業であるが、その親族は取締役役に就任しておらず、適切な牽制機能が発揮されていること
 - ② 当社から経営者への貸付等もなく、事業用資産は全て法人所有であるなど法人と経営者の関係の区分・分離が図られていること
 - ③ 法人単体での返済力も十分であること
- ・ また、協調先の地元信金との目線合わせも行い、当該金庫においても保証人を求めないで融資を行うこととなった。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件が充足されていることを確認した上で、経営者保証を求めなかった事例

事例4. 今後の事業承継を考慮して、経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、建設業を営む当行メインの取引先であり、一般建設工事の受注を中心とした堅実な経営により、近年の業況は安定的に推移している。
- ・ 今般、長期運転資金の申込みがあり、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証に依存しない融資の検討について打診したところ、代表者は高齢で、後継者に、相続により保証債務の負担を残したくないとの希望を有しており、経営者保証を提供しないで資金調達ができるのであれば是非利用したいとの申し出があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づく検討を行う中で、当社から経営者への立替金勘定が存在し、法人と経営者の資産・経理の明確な区分・分離について課題が残っていたため、この点を含めて経営者保証を求めないことについての検討を行った。
- ・ 検討の結果、以下のような点を勘案し、経営者保証を求めないで融資を行うことを決定した。
 - ① 経営者への立替金勘定については近年減少しており、今後さらに解消に向けて減少を図る旨の意向が示されていること
 - ② 法人のみの資産や収益力で借入の返済が可能であること
 - ③ 適時適切な情報開示がなされ、従来から良好なりレーションシップが構築されていること
- ・ 当社の希望に沿った対応を図ったことにより、当社から、今後の事業承継が円滑に進められると高い評価を受けることとなった。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件が充足されていることを確認した上で、経営者保証を求めなかった事例

事例5. 海外進出企業に対して、経営者保証を求めなかった事例

(信用金庫)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、冷間鍛造部品製造及び精密部品加工を行っている取引先である。
- ・ 平成 25 年 9 月期は中国向けの生産縮小により売上が減少して営業赤字となったが、為替差益により最終利益は黒字となっている。
- ・ 平成 26 年 5 月のタイ子会社の工場操業開始に向けて準備を行っているところ、今般、取引先からの要請によりタイ子会社の増資及び工場の増設を行うこととなり、必要資金の融資の申込みがあった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・ 当社からの申込みを受けて検討した結果、以下のような点を勘案し、新規融資に関し経営者保証を求めないこととした。
 - ①事業用の資産は法人の所有としており、法人と経営者の間の貸借や不明瞭な資金のやりとりもないなど、法人と経営者の関係が区分・分離されていること
 - ②平成 25 年 9 月期は減収減益となったため返済キャッシュフローは不足しており、債務償還年数は 20 年を超えているが、タイ子会社は既に 207 百万円の受注を確保しており、当社の子会社への貸付金は早期に回収可能と見込まれることや、現預金を毎期 10 億円超保有していることから、返済に懸念はないものと判断されること
 - ③決算時等に定期的な経営状況の報告があるほか、当金庫の求めに応じて、営業状況が把握できる資料の提出を行うなど情報開示にも協力的であり、従来から良好なりレーションシップが構築されていること

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件が充足されていることを確認した上で、経営者保証を求めなかった事例

事例6. ガイドラインの適用可能性について集中的に検討し、経営者保証を求めなかった事例

(信用組合)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨に鑑み、ガイドライン適用開始前に組合内で審査会を開催し、「法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること」、「法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得ること」、「法人から適時適切に財務情報等が提供されていること」等、ガイドラインに定められたいずれかの要件に合致する取引先 65 先について、経営者保証を求めないことが可能か検討を行った。その結果、可能と判断された取引先について、2月1日のガイドラインの適用開始と同時に、他の取引金融機関に先駆けてガイドラインの説明を行い、無保証の取扱いについて意向を確認した。金融機関側からの迅速な働きかけに顧客からは大変評価され、取引の拡大・深耕等に寄与している。
- ・対象先の業種は下記のとおり多岐に亘っている。
 - ①一般乗合旅客・一般貸切旅客自動車運送業及びタクシー事業等、
 - ②管工事・塗装工事・土木工事等、
 - ③福祉・介護事業、
 - ④建設業・不動産業、
 - ⑤観光牧場・酪農・農産物加工業、
 - ⑥ゴルフ場経営、
 - ⑦生鮮魚貝加工・販売業

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・上記の取組みの対象の取引先に対し、経営者保証を求めないで合計で2億円を超える融資を実行しており、組合全体で迅速かつ積極的に取り組むことで、他行との差別化を図ることができた。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件が充足されていることを確認した上で、経営者保証を求めなかった事例

事例7. 適時適切な情報開示が実現したため、経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・電気工事業者である当社は、企業グループの1社として毎期安定的に受注を確保し、業況は堅調に推移している。
- ・グループの中核企業とは貸出取引があるものの、当社とは長年預金取引のみ。従来から貸出取引の開始を提案していたが、借入需要がなく、実現していなかった。
- ・今般、当社より大口公共工事が重なった場合を想定し、200百万円の融資枠開設の検討依頼があったが、中核企業と同様に、財務関係資料については貸借対照表・損益計算書のみの開示で、無担保・無保証人で検討してほしいとの依頼であった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・当行では、「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ審査を行ったが、法人の収益力・財務内容については問題ないと判断できるものの、勘定科目明細等の提出がないため、法人と個人の資産・経理が分離されているかの判断を行うことが困難であった。
- ・そのため、当社に対し、ガイドラインでは、経営者保証を提供しないで資金調達を希望する場合には、適時適切に情報開示を行うことにより経営の透明性を確保することが求められていることについて説明を行った。
- ・当社は、ガイドラインの趣旨について理解を示し、勘定科目明細等の資料の追加提出を了承した。当行は、追加で提出された資料に基づき改めて検討を行い、法人と個人の資産・経理が分離されていることを確認し、当社の希望通り、経営者保証を求めないで融資を行うことを決定した。
- ・本件により、当社とのリレーションが一層深まり、今後の取引深耕が期待される。
- ・また、これまで詳細な財務資料の開示に消極的であったグループの中核企業（ガイドライン策定前から経営者保証なしで取引中）の大型設備資金案件についても、ガイドラインの趣旨に則り、積極的な財務情報の開示を受けることができ、グループ全体とのリレーションの強化も実現した。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件が充足されていることを確認した上で、経営者保証を求めなかった事例

事例 8. 事業性評価の内容を考慮して経営者保証を求めなかった事例（1）

（地域銀行）

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・当社は、昭和 40 年に創業した食肉加工業で、主に牛肉、豚肉、鶏肉の一次加工メーカーとして、食品工場や飲食チェーン店等に多数の商品を出荷しているが、近年は、主要取引先との取引減少や低価格の輸入加工肉の増加等の影響を受け、経常赤字が続き、債務超過に陥っていた。
- ・今後、地域の人口減少により、更なる需要の減少が見込まれる中、介護業界向け食肉加工する新規事業を立ち上げる等、経営体制の見直しを図ったことで、平成 27 年 9 月期以降は、粗利益改善、2 期連続の経常利益を計上し、債務超過も解消することができた。
- ・今回、当行は、当社からの期間 5 年の運転資金 40 百万円の申し込みを受けた際、「経営者保証に関するガイドライン」の適用を検討したもの。

2. 当該整理の具体的内容

- ・当社は業況が改善しつつあるものの、経常赤字、債務超過を解消して間もないことを踏まえると、財務基盤の安定性については、やや不安が残る状況であり、経営者保証ガイドラインの要件を十分に満たしているとは言えない状況であった。しかし、当行は、当社への定期的な訪問や経営者との対話を通じて、当社の事業内容や成長可能性等を含めた事業性を評価（事業性評価）することができていたことから、総合的に判断し、最終的には、経営者保証を求めないで融資を行うこととした。

（事業性評価による当社の強み）

- 当社独自の製造ノウハウを有するとともに、商品配送なども効率化しており、高品質かつ低価格な商品を大企業と比較して、小ロット・短納期で提供することが可能。
- 今後ニーズの拡大が見込まれる介護業界向け食肉加工に対応するため、ものづくり補助金等を利用した積極的な設備投資を行っており、新分野においても、作業効率を高めた上で生産力の拡大を図ることにより、全国的な販路拡大、中長期的な収益の増大が期待できる。

（経営者保証ガイドラインの適用要件に係る充足状況）

- ① 強固な財務基盤という点においては、経常赤字、債務超過の状況から脱却して間もないことを踏まえると、やや不安が残るものの、事業性評価を実施することで、十分なキャッシュフローの確保が見込まれるなど、将来の返済には問題がないと判断できるため。
- ② 当社および保証人からの財産状況等の適時適切な開示が行われている。
- ③ 法人と経営者の間の資金のやり取りがなく、法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件が充足されていることを確認した上で、経営者保証を求めなかった事例

事例 9. 事業性評価の内容を考慮して経営者保証を求めなかった事例 (2)

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・昭和 22 年設立の石英ガラス・工業用ガラス材料等の加工業者。半導体や家電等、様々な産業分野で幅広く利用されている石英ガラスやファインセラミックスを主体に加工・販売を行っている。
- ・多種多様な製品の取扱いがあり、切削・加工技術にも定評がある。受注先は大手企業が多く、業績は当該大手企業の業績に連動するため、売上に波があるものの、近時は安定して利益を生み出している。
- ・当行とは昭和 38 年に取引開始、資金支援の際には代表者と保証契約を締結して取引を継続してきた。
- ・代表者が 73 歳と高齢であり、近い将来の事業承継を見据えた意向から、今般既存保証契約の解除および無保証で資金調達を行いたい旨の申し出があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・当社は決算資料等の情報開示が乏しく、さらに製品管理がずさんなところがあるなどガバナンス面でもやや不安が残っており、申し出に応じるためには、踏み込んだ事業性評価が必要であると判断した。
- ・事業性評価を実施するに際しては、当社の工場見学のみにとどまらず、当社の了解を得たうえで得意先へ訪問し、業界動向や当社の評判や強みまでも聴取した。
- ・工場見学・得意先訪問の結果、今後更なる伸びが期待される半導体市場で幅広く応用される明るい市場であることや、当社が高度な技術集団と呼ばれるほどの高い営業力を持つことがわかり、具体的な当社の強みを把握した。
- ・当該事業性評価に基づき、既存保証契約を解除し、無保証で融資を実行した。
- ・さらに得意先の訪問レポートを当社に交付することにより、事業性評価に対する当行のスタンスを高く評価していただいております、今後も一層の総合取引深耕が期待される。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件は十分に充足されていないものの、経営者保証を求めなかった事例

事例10. 牽制機能の発揮に課題が残っているが、経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、HID ランプ（高輝度放電ランプ）を主力とする自動車用照明器具製造・販売業者であり、近年はLED ランプも好調なため、売上、キャッシュフローともに安定的に推移している。
- ・取引金融機関は当行をはじめ4行で、当行と県外地銀が各々貸出シェア 30%前後であり、並行してメイン行となっている。
- ・当社の今年度の資金調達に当たり、「経営者保証に関するガイドライン」を説明したところ、可能であれば、今後は経営者保証なしで借入したいとの要望があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・当行の検討においては、当社が同族会社であることから適切な牽制機能の発揮には未だ課題が残っているものの、以下のような点を勘案し、当社への融資に当たり経営者保証を求めないこととした。
 - ①当社は、以前から「中小企業の会計に関する基本要領」に拠った計算書類を作成しており、法人と経営者の間に資金の貸借はなく、役員報酬も適正な金額となっているなど、法人と経営者の資産・経理が明確に区分・分離されていること
 - ②当社の収益力で借入金の返済が十分可能であり、また、借換資金の調達余力にも問題がないこと
 - ③情報開示の必要性にも十分な理解を示し、適時適切に試算表や資金繰り表により財務情報等を提供しており、長年の取引の中で良好なリレーションシップが構築されていること
- ・なお、並行してメイン行となっている県外地銀も、今後は経営者保証を求めない予定とのこと。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件は十分に充足されていないものの、経営者保証を求めなかった事例

事例 1 1. 保全不足ではあるが、経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、放送・インターネット関連事業を営んでいる地元の優良企業であり、山間部への放送・通信等設備の整備を進め、加入世帯数も増加基調を維持しているなど、業況は安定的に推移している。
- ・ 今般、当社からの通信設備等に関する新規融資の申込みに当たり、当行から「経営者保証に関するガイドライン」について説明し、当社の意向を確認したところ、将来的に株式公開等も見据えているため、無保証の融資を検討してほしいとの申し出があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・ 当社の意向を受け、当行において検討したところ、経営者等から十分な物的担保の提供がないなど、大幅な保全不足ではあるが、以下のような点を考慮し、本件融資については経営者保証を求めずに対応することとした。また、既存の融資に関する保証契約についても、今後、解除することとした。
 - ① 本社等の資産の一部は経営者名義であるが、当社より適正な賃料が支払われているなど、法人と経営者の資産は明確に区分されていること
 - ② キャッシュフローが潤沢で利益償還が十分可能なこと
 - ③ 年度決算時や中間決算時等に定期的な経営状況の報告があるほか、当行の求めに応じて、営業の状況が把握できる各種資料の提出を行うなど情報開示には協力的であり、従来から良好なりレーションシップが構築されていること
- ・ 当社の意向に基づき、経営者保証を求めない新規融資及び既存の保証契約の解除について、迅速に対応したことから、今後一層の取引の深耕が期待される。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件は十分に充足されていないものの、経営者保証を求めなかった事例

事例12. 債務超過ではあるが、経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、ガス設備工事、メンテナンス、ガス機器販売等を営む当行メインの取引先。
- ・ 今般、一般家庭向け省エネ設備の仕入のため、当社から新規融資の申込みがあり、当行が「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証に依存しない融資の検討について打診したところ、可能であれば利用したいので検討してほしいとの申し出があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・ 当行での検討においては、以下のような点を勧告し、経営者保証を求めないで融資することとなった。
 - ① 当社の事業用資産は関連会社（事業用資産の管理会社）の所有であり、社外取締役及び監査役といった外部からの適切な牽制機能の発揮による社内管理体制が整備されているなど、法人と経営者との関係の区分・分離がなされていること
 - ② 現在、当社単体では債務超過（関連会社との連結では資産超過）であるが、業績が堅調であることから、今後も利益計上が見込まれ、利益による債務の返済が十分可能であり、2年後の債務超過の解消も見込まれること
 - ③ 当社からは定期的に試算表及び銀行取引状況表の提出があり、当行からの資料提出の求めにも速やかに対応するなど、適時適切な財務情報の開示が行われていること
 - ④ 従来から良好なリレーションシップが構築されており、取引状況も良好であること
- ・ 本件融資については他行との競合があったが、堅調な業況や今後の事業見通し、財務情報の適切な開示、良好なリレーションシップや取引状況といった点について当行が高く評価したことを当社が好感し、当行からの融資を利用することとなった。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件は十分に充足されていないものの、経営者保証を求めなかった事例

事例13. 創業資金について、法人・個人の資産の分離が不十分であるが、経営者保証を求めなかった事例 (地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、地元で飲食店開業を目的として新規に設立された。当社代表取締役は、地元出身のフレンチシェフであるとともに、東京でレストランの運営や店舗プロデュース、コンサル業務にも従事した経験を有する。
- ・ 地元の観光スポットにある古民家をレストランに改修し、地元食材を使ったフランス料理を提供することで、地元食材のブランド化、地元雇用の増加、空き家の利活用、交流人口の増加・観光滞在時間の延長、といった地域経済活性化の好循環を生んでいく事業（古民家再生レストランプロジェクト）を、当社を主体として、県、市、支援機関（地元の産業支援センター）と協働して計画したもの。
- ・ 当行も、産金官連携の一員として、計画に参画してきたもので、32 百万円の融資について、無担保・無保証で検討してほしいとの依頼があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・ 当行が創業資金を融資する場合、経営者保証の徴求や担保取得を検討するケースが多いが、本事案では以下の点を考慮して、無担保・無保証で対応することとした。
 - ① 県・市・支援機関の監修で策定された計画であり、実現性、将来のキャッシュフローに合理性が認められること
 - ② 事業計画段階で、適切な情報開示を行っており、今後も継続的に適時適切な開示が見込まれること
 - ③ 法人、個人の資産の分離が必ずしも十分でないものの、その必要性を経営者が認識し、事業計画でも分離に取り組むことが前提となっていること
 - ④ 創業後の産金官による地域連携サポートの一環で、地域金融機関として、融資等による資金支援はもとより、経営状況を把握し、適切な指導の下、健全な経営を促していく枠組みとしていること
 - ⑤ 本事業は、経営者のシェフとしての高い調理技術と、これまでのレストラン運営等の経験により培った経営能力を生かした創業であること
 - ⑥ 古民家再生を活用し、地物の食材を生かした料理を県内外及び海外観光客に提供することで地域活性化を図るものであること
(総投資額 52 百万円、当行融資 32 百万円、補助金 20 百万円)

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件は十分に充足されていないものの、経営者保証を求めなかった事例

事例14. 法人・個人の資産の分離が不十分であるが、経営者保証を求めなかった事例

(信用金庫)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は高速道路等の道路舗装工事を主業とし、国内だけでなく海外における公共工事も受注しており、業況は堅調に推移している。
- ・運転資金の新規融資にあたり「経営者保証ガイドライン」に関する説明を行ったところ、事実上の実権者である創業者の取締役会長（当社株式68%を保有）が77歳と高齢であり、事業承継が当社の喫緊の課題となっていることから、事業規模、取引状況、財務内容を鑑み、経営者保証に依存しない融資について検討して欲しいとの申し出があった。
- ・新規貸出申込額は100百万円であり、実行後の総貸出額は1,142百万円、担保額が463百万円、未保全額は679百万円となる。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・売上高は每期8,000百万円以上、償却前利益500百万円を計上しており、直近期において実質自己資本1,500百万円と厚く、金融負債1,500百万円に対し預金残高1,500百万円を有している等、財務基盤は盤石である。
- ・業況報告については経理担当役員から定期的に試算表、国内外工事状況、他行取引状況等の資料を基に報告を受けている。
- ・法人・個人の資産および経理の分離において、現経営者から長期預り金が每期計上されており明確な分離ができているとは言えないが、当社業況及び財務内容が堅調で、適時適切な情報開示がなされる等、従来から良好なりレーションが構築されていること等を総合的に勘案し、経営者保証を求めず融資を行うこととなった。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

ガイドラインの要件は十分に充足されていないものの、経営者保証を求めなかった事例

事例15. ガイドラインの要件を十分に満たしていないものの、事業性評価の内容や信用保証協会との連携により、新・旧経営者の保証を解除した事例 (地域銀行)

<p>1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等</p> <ul style="list-style-type: none">・当社は、看板・標識・店舗外装等の企画・印刷業者で、事業規模は小規模であるが、品質、デザイン性を強みに、受注状況は良好に推移していた。・前年度に創業者であった旧経営者が退任し、創業者の子息が新経営者に就任しており、当行は、新・旧経営者の2名から経営者保証を徴求していた。・当社より、事業承継の一環として、経営者保証を解除できないか相談を受け、経営状況を確認したところ、以下の点などについてガイドラインの要件を十分に満たしているとは言い難い状況にあった。<ol style="list-style-type: none">① 事業承継後も旧経営者は同社の株式の大部分を有しており、実質的に経営にも関与していた。② 法人と旧経営者の間でBS上に多額の役員貸付金が計上されており、役員貸付金の返済計画は未策定であった。③ 当社からは十分な担保提供は行われておらず、内部留保も潤沢とは言い難い状況にあった。
<p>2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none">・当行において経営者保証の解除の可能性を再検討したところ、ガイドラインの要件を十分に満たしている状況ではないものの、以下の点を踏まえ、新旧経営者2名の保証解除を行った。<ol style="list-style-type: none">① 当社の事業性評価を実施するなかで、当社の収益状況を十分に把握できており、当行も当社の経営課題に対する支援として、販路開拓支援、事業承継支援、外部専門家の活用提案を行うなど、当社と良好な関係を構築していた。② これまでは、当社の既存借入金に信用保証協会保証付借入があり、保証協会の定めにより、経営者保証の解除が困難であった点も、保証徴求する要因の1つであったが、平成30年4月以降の信用保証制度の見直しを活用し、当行と信用保証協会との連携により、信用保証協会付についても経営者保証の解除が可能であった。・本件を機に、新・旧経営者とのリレーションを深めることができ、更には運転資金の対応により融資シェアの拡大が図れた。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

運転資金への短期融資に係る事例

事例16. ABL等の代替手法も検討したが、結果として、経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、院外処方薬局を展開しており、財務基盤は強固で、業況は堅調に推移している。
- ・ 当行との取引は預金のみであり、貸出取引はない。
- ・ 当社の手許資金は潤沢であるが、一時的な資金不足に対応するため、当行に対し、新規の当座貸越枠の設定の申込みがあった。
- ・ 当該申込みを受け、当行から「経営者保証に関するガイドライン」を説明し、経営者保証に依存しない融資の検討について打診したところ、可能であれば利用したいので、是非検討してほしい旨の申し出があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・ 当行の検討においては、ABL等の経営者保証を代替する手法についても併せて検討したが、①上記のように財務内容が良好であり堅調な業況を受けて利益による償還が十分可能であること、②以下のような法人と経営者の関係の明確な区分・分離がなされていること、③今回の融資において適時適切な情報開示がなされ、今後も良好なリレーションシップの下での情報開示が期待されること、等を勘案し、経営者保証を求めないで融資を行うこととした。

<法人と経営者の関係の明確な区分・分離の状況>

- 事業用資産は法人所有となっている。
- 適切な牽制機能を発揮するため、以下のような仕組みが構築されている。
 - (イ) 経営者及び親族による自社株の保有を定款で制限し、株主総会で役員報酬の総額を決定
 - (ロ) 取締役の過半数は、経営者及び親族以外の第三者が就任

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

運転資金への短期融資に係る事例

事例 17. 今後のモニタリング強化の方針のもと、組合員全員の保証を解除した事例

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・当組合は県内の畜産農家を取りまとめる協同組合で、上部団体（一般社団法人日本家畜商協会）及び傘下の畜産農家（協同組合員、以下「組合員」という。）からの保証を受けて金融機関から資金調達を行い、素牛（繁殖牛や肉用牛として育成する前の子牛）を購入し、組合員が素牛を肥育・販売を行う「預託牛事業」を行っている。
- ・上記保証については、上部団体が融資額の9割を保証し、組合員である15名が残り1割相当分を保証してきた。
- ・預託牛事業は、元々は信用力の低い個人農家が集まって信用力を補完し、円滑に素牛を調達するための相互扶助の仕組みであった。しかし、近年、組合員によって信用力の開きが大きくなり、預託牛の仕組みを利用しなくとも自身の信用力で資金調達が可能な組合員がいることに加え、預託牛の利用頭数の多寡に関わらず、組合員が一律に保証を差し入れる預託牛制度に対する不公平感が高まっていた。
- ・さらに、預託牛の仕組みから脱退する組合員が出てくると、預託牛制度が崩壊し素牛を仕入れられなくなる畜産農家が出てくることから、保証に代替する手法の活用が急務となっていた。

2. 当該整理の具体的内容

- ・当行では、上記課題に対する当組合からの相談を受け、「経営者保証に関するガイドライン」を活用し、保証の代替的融資手法であるABLによって問題解決（保証解除）が図れないかを検討したが、各組合員の農場に分散された全ての預託牛に対して担保設定することが手続き上困難であることに加え、組合員の担保提供に対する抵抗感などもあり、対応に行き詰まっていた。
- ・そこで、最終的に本事業においては、以下の点を考慮することで、実際に「預託牛」を担保取得することなく、組合員15人全員の保証を解除することとした。
 - ①法人（組合）のみの資産・収益力で借入金の返済が十分可能であること。
 - ②法人（組合）と経営者（組合員）の資産・経理の明確な分離については、現状は多少の課題が残るものの、各組合員がその趣旨と必要性を認識しており、今後改善が見込まれること。
 - ③当組合からは、今回、これまで開示を拒んでいた預託牛の管理書類等の提出を受けられることとなり、情報開示の改善が進み、当社の事業に対する理解が進んだこと。
 - ④当社の預託牛の所在や飼育状況等を含む在庫状況や売掛金、資金繰りの実態等を十分にモニタリングすることとし、経営状況に変化が生じた場合には、迅速に経営支援を行う体制を構築することで、担保を徴求せずとも、適切なリスク管理が行えるものと判断したこと。

⑤本件は、畜産という地域産業の活性化に資するものであること。

- ・なお、今後、組合と組合員の経営実態をより一層理解する観点から、緊密なリレーションシップの構築を図るとともに、モニタリングを継続していく予定である。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

運転資金への短期融資に係る事例

事例18. 短期継続融資について、経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、射出成形のプラスチック成形を得意とするプラスチック製品製造業であり、主力商品であるフィギュアやプラモデルを中心に、大手玩具メーカーとの取引パイプを確立している。
- ・当社は、前期、前々期と営業赤字が発生しており、直近期中黒字化したばかりであった。
- ・当社の資金繰りについて、月商の3~4カ月分の経常運転資金が必要ななか、資金調達は商手割引、手形貸付のほか一部が長期運転資金となっており、約定弁済の負担が重く借換え対応が必要な状況となっていた。
- ・今般、当行に対し、運転資金の申込みがあり、その際、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証に依存しない融資について説明したところ、可能であれば利用したいので、検討してほしいとの依頼があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・当社の約定弁済の負担を軽減したいというニーズを捉え、経常運転資金に対する短期継続融資を提案することを検討し、当社のビジネスモデルを踏まえて、売掛先別の回収サイトや棚卸資産の内容を十分に把握（事業性評価）するとともに、以下の点を勘案して、運転資金所要額から既存の商手割引額及び手形貸付金額を控除した残額に相当する額を、約定返済のない手形貸付にて無担保・無保証で対応することとした。
 - ①黒字化して間もない状況であるものの、業績は改善傾向にあり、直近期中における総有利子負債額から短期継続融資額分を除いた後の利益償還すべき負債額に対して、十分に償還能力を有していること
 - ②適時適切な情報開示がなされており、ビジネスモデルや売上債権、棚卸資産の内容の十分な把握が可能であり、定期的な面談や実査等によるモニタリングなどを通じて、取引先と緊密なリレーションを構築しており、事業性評価を継続的に実施することが可能なこと

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

運転資金への短期融資に係る事例

事例19. 在庫の特性を踏まえABLを活用して、経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・人形・仏壇の小売業者である当社は、雛人形・五月人形で多くのオリジナル商品を取り扱っており、県内での知名度も非常に高い。また、近年、県外にも店舗展開し、売上げの増加を図っている。
- ・今般、メイン銀行である当行に対し、増加運転資金の申込みあり。その際、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、経営者の保証を提供しないことが可能か合わせて検討してほしいとの依頼があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・当社は、法人のみの資産・収益力で借入返済が十分可能であったものの、法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されておらず、また、適時適切な情報開示により経営の透明性が確保されていないなど、ガイドラインの要件を十分に満たしていなかった。
- ・こうした中、当行は、当社の取り扱う商品の売上げが特定の時期に集中するため、平均月商に比して在庫が多いという特性や、当社の商品がブランド化されており在庫の固定化の懸念が小さいこと、また、今後も安定した業績が見込まれることから、ABLによる当座貸越枠で増加運転資金に対応することとした。
- ・ABLを活用することで、経営者保証を提供せずに資金調達を行いたいとの当社のニーズにも応えることができた。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

運転資金への短期融資に係る事例

事例20. 再生手続中の法人に対し、経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・コンクリート製品の製造、卸業者である当社は、過去に、借入過多、不良債権の発生等により資金繰りに行き詰まり、民事再生法の適用を申請している。
- ・民事再生手続開始後は黒字転換し、財務内容の改善が図れてきており、また、再生計画の進捗状況の報告や、決算書等の財務状況の開示がなされている。
- ・民事再生手続開始後は、仕入代金の現金払いを余儀なくされており、運転資金が必要となっている。地元金融機関から手形割引で新規の資金調達を行っているが、資金調達の窓口を広げるため、当行に対し借入の申込みがあった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・以下の点を考慮し、経営者保証の提供を受けることなく対応することとした。
 - ① ABLを活用することにより、相応の保全が図れること
 - ② 財務内容が改善傾向にあり、債務超過の解消が見込まれること
 - ③ 地元金融機関による金融支援が行われていること
 - ④ 再生計画及び決算書等の財務分析に必要な書類が提出されていること
- ・本件融資で、当社の資金繰りは改善し、事業の安定化に寄与した。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

運転資金への短期融資に係る事例

事例 2 1. 適切に在庫管理を行っている取引先に対し、経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・長い業歴を有する真珠加工卸売業者である当社は、国内外に 200 社以上の取引先を確保しており、業況は安定している。
- ・当行との取引は 1 年余りと短いものの、海外での売上げが好調で増収増益となっていることから、当行から運転資金枠の設定を積極的に提案していた。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・他行との差別化を図るため、以下の理由から、A B L を活用した商品仕入資金の融資を提案した。
 - ① 当社の取り扱う真珠は、天然素材及び宝飾品としての市場価格があり、A B L に適していること
 - ② 事務所、倉庫、作業場での在庫の管理状況に不安はなく、データ管理に基づくモニタリングが可能なこと
 - ③ 市場価格と在庫状況からシステムを利用して、随時、在庫評価額が把握できること
- ・当社の業績が好調であったことや、A B L の活用を踏まえ、経営者保証の提供を求めないこととしたため、当社にも受け容れられ、当座貸越枠の設定に至った。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

運転資金への短期融資に係る事例

事例 2 2. 売掛債権を担保として増加運転資金に対応することで、経営者保証を求めなかった事例 (地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、農産物生産の大規模化をめざしてスタートした農業生産法人であり、食肉加工、青果加工にも進出し、6次産業化を推進している。
- ・ これまでメイン行で設備資金中心の資金調達を行ってきたが、事業拡大に伴い運転資金の調達が必要となり、これまで融資取引がなかった当行にも新規融資の相談があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・ メイン行では経営者保証の提供を受けて貸出を行っていたが、当行において「経営者保証に関するガイドライン」に基づき経営者保証を求めることが必要か検討を行ったところ、以下の事項が確認できた。
 - 法人と経営者の間の貸借や役員報酬等が、事業規模や収益状況から妥当と判断される水準であり、法人と経営者の資産の区分が図れていること
 - 事業計画に妥当性が認められ、償還に不安がないこと
 - 適時適切な情報開示により経営の透明性が確保されていること
- ・ また、安定的な販路が確保されており、外部専門会社による検証を行ったところ、売掛債権の担保適格性の確認ができたことから、ABLを活用し、経営者保証を求めないこととなった。
- ・ メイン行で対応している設備資金と比べると、少額の運転資金の取組みであるが、業容が拡大する中でABLによる新たな資金調達の道が開けたことから、今後の取引深耕が期待される。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

運転資金への短期融資に係る事例

事例 23. 新設法人に対して、ABL を活用することで経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は肉牛生産農家 10 人出資による新設法人。
- ・当社は、繁殖生産基盤を集約して生産子牛の確保、作業委託、人材確保・育成を実現し地域畜産農家の発展を目的とした事業モデルの構築を検討しており、構想段階から当行含む金融機関へ相談していた経緯があった。
- ・このような中、事業導入資金として、短期資金 40 百万円（ABL での取組み）の新規融資の相談があったもの。
- ・上記事業導入資金として新規融資を検討する中で、これまでの保証人に依存した融資条件からの脱却のため、当社より無保証人扱いの希望があったもの。

2. 保証契約の見直しの具体的内容

- ・当社は新設法人であり、決算情報などが無いため、当行がチェック項目に制定している以下のガイドライン適用要件の一部（②及び④）に該当しなかった。
 - ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
 - ② 法人と経営者の間のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていない。
 - ③ 法人から、決算報告以外の試算表や資金繰り表等が適時適切に提供されている（してもらえる）。
 - ④ 法人のみの資産・収益力で返済が可能と判断し得る。
- ・上記の状況であるものの、当社からの希望に沿うために、無保証人での取扱いの可能性について検討をした。
- ・検討の結果、以下の内容を踏まえると、無保証人扱いを許容できる先と判断し、経営者保証を求めずに融資を実行した。
 - （1）動産担保の取得により、信用補完が可能であること。
 - （2）ABL での取組みにより、モニタリングの毎月の実施、当社の物流・商流の実態把握が可能であること。
 - （3）当社（決算書以外の）財務資料の提出、構成員 10 名の財務資料提出、牛舎の実査により当行とのリレーションが構築できること。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

解除・停止条件付保証契約を活用した事例

事例 2 4. 経営者保証の機能の代替として解除条件付保証契約を活用した事例（1）

（主要行）

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、システム開発会社であり、大手他社に先駆けてクラウド環境でのインターネットサイト構築に参入し、大手企業を中心に取引先が増加している。
- ・今般、取引先の増加に伴う運転資金に係る新規融資の申し出があったため、当行から「経営者保証に関するガイドライン」の内容を説明するとともに、当社を巡る状況を勘案し、解除条件付保証契約での融資を提案した。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・法人と経営者との関係の区分・分離は不十分であったが、以下のような点を勘案し、上場申請を解除条件とする解除条件付保証契約（注）の活用を提案したところ、当社の了解が得られたため、当行の提案どおり、解除条件付保証契約での新規融資を行うこととなった。
 - ①業歴が浅く、直近決算は赤字であるものの、一定の販路を構築済みであり、足元の試算表では黒字に転換しており、今期決算は黒字が見込まれること
 - ②試算表等の定期的な提出があり、情報開示の姿勢が良好であること
 - ③上場を志向しており、主幹事先である当行関連証券会社と具体的な協議を進めていること

（注）解除条件付保証契約とは、特約条項（本事例では、上場申請）を充足する場合は保証債務が効力を失う契約。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

解除・停止条件付保証契約を活用した事例

事例 25. 経営者保証の機能の代替として解除条件付保証契約を活用した事例（2）

（地域銀行）

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は業暦 30 年超の食品製造業者。毎期 30 億円程度の売上を計上しており、業況は堅調に推移している。一方で、生産設備への投資のため借入金の水準は高く、実態の自己資本比率は 3%程度と財務面はやや見劣りする状況である。
- ・当社は利益率の高い商品の生産拡大を目的とし、工場設備の増設、更新を計画しており、当行および以前から取引のある政府系金融機関に対して資金借入の申し出があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・当社からの申し出を受け、営業店内で「経営者保証に関するガイドライン」に則して経営者保証の必要性を検証した。
- ・当社は財務面が低位であるうえ、借入金返済によるキャッシュフロー悪化の懸念があるものの、商品の採算性向上により今後の改善が見込まれることから、当行所定の「解除条件付保証契約」を活用することとした。

<当行所定の「解除条件付保証契約」における主な特約事項>

- 一定の期間にわたる月次の試算表、金融機関取引状況等の資料提出
 - 「税理士法第 33 条の 2 第 1 項に規定する確定申告書添付書面」に「法人と経営者個人の資産、経理が明確に分離されている」旨の記載があること
 - 2 期連続の自己資本比率 30%以上確保
 - 有利子負債償還年数 5 年以内
- ・保証契約締結時に、当社代表者より「自己資本比率 30%は高いハードルだが、当社としても経営計画上の目標としており、目指すところは銀行と同じ」である旨の発言があった。
 - ・「解除条件付保証契約」を利用して経営者保証を解除できる条件を提示することにより、地場中小企業の成長支援を行った事例。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

解除・停止条件付保証契約を活用した事例

事例26. 経営者保証の機能の代替として停止条件付保証契約を活用した事例(1)

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、各種帳票の特殊印刷（主に損害保険会社向け保険約款）を中心に、ロールペーパーの製造、一般印刷も手掛けている。
- ・近年の保険契約におけるネット通販化やWEB手続によるペーパーレス化を背景とした主力取引先からの値下げ圧力等から、大幅な減収・赤字となり、既存のシンジケート・ローンの財務制限条項に抵触するまで業績が悪化した。
- ・このため、外部コンサルを導入し、安定受注の確保と経費削減を骨子とした「経営改善5ヵ年計画」を策定したところ、経営改善計画1期目は、売上の減少に歯止めが掛からなかったものの、利益面では計画を達成した。
- ・このように業績が改善傾向にある中、期限一括返済としていた既存のシンジケート・ローンの期限到来によってリファイナンスを行うに当たり、当行から「経営者保証に関するガイドライン」の内容を説明したところ、当社から経営者保証を求めないでほしい旨の申し出があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・当行での検討においては、当社は経営改善計画を遂行中であり、法人のみの資産・収益力での借入金の返済は難しい状況にあるものの、以下のような点を勘案し、特約条項（注）に抵触しない限り保証契約が発生しない停止条件付連帯保証契約を活用することとした。なお、本対応については、シンジケート・ローンの協調融資行とも協調の上行っている。
 - ①外部コンサルによる計画策定やモニタリングの徹底により、透明性の高い経営がなされていること
 - ②経営改善計画2期目の計画達成も視野に入ってきているなど、一定の経営改善が図られてきていること
- （注）特約条項の主な内容
 - いずれかの表明事項が真実でないことが判明したこと
 - 借入人又は保証人の本契約上の義務違反が発生したこと（純資産維持、2期連続赤字回避等の財務特約条項を含む。）
 - 保証人による財産、経営又は業況に関する虚偽の開示がなされたこと
- ・また、弁護士の指導により、保証債務の整理に関して、「保証人がガイドラインに則った整理を申し立てた場合、各貸付人及びエージェントはガイドラインに基づき、当該整理に誠実に対応するよう努める」旨の規定を保証契約に盛り込んだ。
- ・今回の対応により、今後の当社の経営に関する規律付けと情報開示等による更なるリレーションシップの強化が期待できる。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

解除・停止条件付保証契約を活用した事例

事例 27. 経営者保証の機能の代替として停止条件付保証契約を活用した事例 (2)

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 工作用機械の製造業者である当社は、経営状態の悪化により、数年前に整理回収機構を活用し、当行を含めた取引金融機関は債権放棄を行っている。外部から社長を招聘するなど抜本的再生に取り組み、当行もこれまで他行と協調して再生支援を行ってきた。
- ・ 当社は、所有不動産の売却に加え、海外受注の増加等により業績改善が図れたことから、前期決算にて債務超過を解消している。
- ・ 現状のコミットメントライン ABL (他行イベントによるシヅケートローン) の契約期限を迎えるにあたり、売上げの増加により現状の 3 億円の極度額では資金不足となるため、本契約を更新せず当行単独で極度額を増額してほしいとの申出を受けた。
- ・ 現状のコミットメントラインは停止条件付保証にて対応しており、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証に依存しない融資として、引き続き ABL ならびに停止条件付保証での対応を検討してほしいとの要望があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・ 本件は、ABL を活用する案件であるが、担保設定する当社製品は特殊性が高いこと、また、創業者一族との一体性の解消を確保・維持するガバナンスの構築が十分でないことから、停止条件付保証により、当行単独で極度額 5 億円への増額の対応を行うこととなった。

※ 保証契約における特約条項の主な内容

- 財務状況等の報告：毎月の試算表ならびに毎月の金融機関別残高一覧表の提出
- 要承諾事項：重要な資産もしくは事業の全部または一部譲渡
減資または自己株式の買入れもしくは消却
経営状況や財務内容に重大な影響を及ぼすおそれのある行為 など

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

解除・停止条件付保証契約を活用した事例

事例 28. 他行にノウハウの提供を行い、協調して停止条件付保証契約を活用した事例

(その他の金融機関)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・地場有力の食品スーパーである当社は、地域での知名度が高く業況は安定的に推移しているが、期中の試算表や今後の事業計画等に関する情報開示が十分ではなく、関係強化に苦慮していた。
- ・今般、当社から既存店舗の改装・増床に係る設備資金について、当行と地元の金融機関 2 行による協調融資の相談があった際、代表者から、借入の増加に伴い自らの保証債務負担が増えることに抵抗があり、「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、何らかの対応ができないか検討の依頼があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・当行は、当社から積極的な情報開示が得られれば、迅速なソリューションが提供でき、一層の関係強化に繋がると考え、事前に定めた特約条項（コベナンツ）に違反した場合以外には保証が発生しない、停止条件付保証を提案した。協調行は、停止条件付保証のノウハウが乏しく対応に苦慮していたが、当社を通じ当行の契約書ひな形を開示したところ、当行と同じ内容の特約条項（コベナンツ）を付した停止条件付保証を活用して協調で融資を行うこととなった。
- ・代表者は、大手スーパーやドラッグストアとの競合等から今後の事業展開に閉塞感を感じていたが、停止条件付保証の活用により前向きな設備投資に踏み切ることができ、大変感謝された。
- ・また、特約条項（コベナンツ）には、定期的な業況報告を行うことや提出資料の真実性を代表者が表明し保証する旨の内容が含まれており、当行および協調して対応した地元の金融機関 2 行と当社との一層のリレーション強化が期待される。

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例

解除・停止条件付保証契約を活用した事例

事例29. ガイドラインの要件を十分に満たしていないものの、停止条件付保証契約の活用で経営者保証を求めなかった事例

(主要行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は婦人服の卸・製造・販売を営む老舗業者。全国の有名百貨店等でインショップ販売を行う。
- ・内部留保の蓄積があり、実質無借金の経営ではあるが、2期連続で営業利益以下が赤字。赤字解消のため、不採算店舗等の整理を行っている。
- ・今般、既存の稼働工場について、老朽化および生産縮小のため閉鎖を予定しており、解体のうえ跡地に賃貸アパートを建築し有効活用したいとの相談に接し、当該アパートの建築費用の新規融資を検討したもの。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・当社から賃貸アパートにかかる事業計画の提出を受け、当行にて、市場環境や地域の特異性、当社の属性、将来の返済可能性などを総合的に判断した結果、物件単体の収支見込等については懸念がないことを確認した。
- ・他方、婦人服事業については赤字が続いており、ガイドラインの適用要件である「財務基盤の強化」については、十分に満たしていない状況であった。
- ・このため、今後も法人の財務内容悪化が続いた場合には、本件アパートからの賃料収入が婦人服事業の赤字補填に充当されることも考えられるため、与信採択に際しては、今後の法人財務内容の推移やアパートの入居状況等について適切に開示を受けること、および返済原資である賃料収入について確実に捕捉することが重要と判断した。
- ・上記の状況のもと、無保証での与信対応を希望する債務者の意向も踏まえ、保証を求めない可能性について検討した結果、以下のようなコベナントを付した停止条件付保証契約を活用することとした。

【コベナントの主な内容】

- アパートの賃料等入金口座を当行に開設した預金口座とすること
 - 決算期毎のレントロール（アパートの戸別の入居状況、賃料、その他賃貸状況に関する明細表）の提出
 - 計算書類及び付属明細書等の内容の正確性等についての表明保証
 - 役員または株主・資本構成の変更等があった場合には直ちに報告すること
- ・コベナントである情報開示等により、今後の更なるリレーションの強化が期待できる事例。

【参考】停止条件付保証契約の特約条項の例

商工組合中央金庫の停止条件付保証契約においては、以下の1～5のような特約条項が付されている。仮に表明保証が真実でなかった場合、報告、届出、承諾、確約事項の義務違反が生じた場合等において、代表者が債務者と連帯して保証する旨の契約を、あらかじめ債務者及び代表者、金融機関との間で締結している。

1. 真実性の表明、保証

■ 債務者及び代表者が、以下の事項について、真実に相違ないことを表明、保証

- (例) > 計算書類等が正確かつ適法に作成されていること
> 事業が関係諸法令に違反していないこと

2. 財務状況等の報告

■ 債務者が、以下の資料を一定の期限までに提出することを約束。また、代表者は、資料の真実性を表明し、保証

- (例) > ○ヶ月毎の試算表
> ○ヶ月毎の各取引金融機関からの借入残高の一覧表
> 各事業年度の計算書類等

3. 報告、届出事項の取決め

■ 債務者及び代表者が、以下の事項について、報告、届出することを約束

- (例) > 商号、代表者、主たる事務所、役員等の変更
> 訴訟、行政手続、その他の紛争等の開始
> 財産、経営、業況の重大な変化の発生

4. 承諾事項の取決め

■ 債務者及び代表者が、以下の事項について、事前承諾がない限り行わないことを約束

- (例) > 減資、合併、会社分割
> 重要な資産、事業の譲渡
> 経営状況、財務内容に重大な影響を及ぼすおそれのある行為

5. 確約事項の取決め

■ 債務者及び代表者が、以下の事項について、確約

- (例) > 主たる事業に必要な許認可等を継続すること
> 全ての法令を遵守して事業を継続すること

Ⅱ. 適切な保証金額の設定に関する事例

事例 30. 預金担保による保全状況等を考慮して保証金額を設定した事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、飲食店及びモバイル端末の販売代理店を運営しているが、不況の煽りを受け、平成 21 年に売上が悪化。平成 22 年 3 月から貸出条件の変更を実施し、現在も各金融機関に対して貸出シェアに応じ、当初の約定返済額から減額した金額での返済を継続している。
- ・今般、根保証の期限到来に伴う更改手続の際に、当行から、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証金額の見直しの提案を行った。

2. 適切な保証金額の設定に関する具体的内容

- ・当社に対する融資額 25 百万円に対して同額の保証金額を設定していたが、今回の更改に際して、預金担保が 10 百万円あることから、ガイドラインに基づき当該担保分を保証金額から控除するとともに与信残高の減少見込分等も勘案し、保証金額を 12 百万円に減額することを提案し、当社と合意に至った。
- ・当社は条件変更先ではあるが、ガイドラインに基づき、担保のうち保全の確実性が認められる部分を控除して保証金額を設定したところ、経営者は保証負担が軽減されたことに謝意を示し、「金融機関も変わってきたのですね」と高く評価している。

Ⅱ. 適切な保証金額の設定に関する事例

事例3 1. 不動産担保による保全、業績、経営者の業務意欲等を踏まえて保証金額を減額した事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、大手電気器具製造業者である。
- ・過去に当社が窮境に陥った際には、中小企業再生支援協議会及び整理回収機構を活用した債務整理を実施するなど、当行は長年に亘って当社を支援してきた。
- ・近年の機器の電子化の進行により海外を含め受注が拡大傾向にあるため、堅調な業績を維持しており、未だ繰越損失を抱えているものの、今後1年程度で解消できるまでに財務基盤が回復している。
- ・従来、当社への与信については、債権額（52億円）をほぼ全額カバーする額の経営者による根保証や不動産への根抵当権の設定等（計40億円）の提供を受けていたが、今般、根保証契約の期限到来に際し、当行から「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証金額の見直しの提案を行い、経営者と協議を行った。

2. 適切な保証金額の設定に関する具体的内容

- ・当社との協議においては、過去の経緯もあり、現時点で経営者保証を全て解除することは困難であると認識しつつも、根抵当権を設定している不動産担保等の保全や、足元の業績、経営者の業務意欲等を考慮した。
- ・当該協議の過程で経営者の繰越損失解消に向けた強い意欲を確認することができたことや経営者からの希望もあり、保証金額は繰越損失金額相当を目処として5億円（保証期間は1年）に設定することで保証契約の更改に合意した。
- ・今回、経営者保証の全額解除までには至らなかったものの、経営者からは「保証金額の減額は事業への取組意欲の増進に繋がるものであり、好決算に向けて一層の努力を行う励みとなる。1年後の保証期限到来時には改めて保証金額について相談に乗ってほしい。」と前向きな発言があった。

Ⅱ. 適切な保証金額の設定に関する事例

事例3 2. 不動産担保による保全状況等を考慮して保証金額を減額した事例

(信用金庫)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、親会社が当地の営業所の位置付けで設立した酒類や醸造米の卸売業者であり、経営基盤には不安定な部分があるが、着実に業績を上げてきている。
- ・従来は、親会社から運転資金を調達してきたが、親会社からの独立を経営方針としたため、金融機関から初めて資金調達を行うこととなり、当金庫に融資の申込みがあった。
- ・初めての融資取引ということもあり、経営者からは、本人による保証と所有不動産の担保提供の申し出があったが、当金庫から「経営者保証に関するガイドライン」を説明するとともに、経営者の保証金額を不動産担保による保全が図られない部分に限定することを検討することとなった。

2. 適切な保証金額の設定に関する具体的内容

- ・当金庫において、経営者による保証の金額を限定することについて検討したところ、融資金額 25 百万円に対して、不動産担保物件の評価額は 17 百万円であるが、物件の所在地は、市内の住宅開発地として人気の高い地区にあり、将来的に保全価値が減少する可能性は低いと判断したことから、不動産担保物件による保全部分、今後の与信増加の可能性を総合的に勘案の上、経営者の保証金額を 25 百万円から 10 百万円に減額して融資を実行した。
- ・経営者からは「保証金額は融資額と同額となっても仕方がないと思っていたが、減額してもらえたのはありがたい。貴金庫の期待に応えられるよう経営に注力したい。今後もいろいろと相談に乗ってもらいたい。」との発言があった。当金庫としても、引き続き当社の事業の発展を支援し、取引の深耕を図っていく方針である。

Ⅱ. 適切な保証金額の設定に関する事例

事例 3 3. 保証金額を融資額の一定割合に限定することを原則としている事例

(信用組合)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、シェアハウスの運営を目的として、建設業・不動産業勤務を経た 20 代の代表者により設立された。
- ・ 現在、複数の物件の運営を受託しており、決算未了であるが、設立から実働 4 ヶ月後の試算で一定の賃料収入売上と営業利益を計上している。
- ・ 当社の事業は、開業間もないことから事業実績も乏しく、代表者のノウハウによるところが大きく、法人と経営者との関係の明確な区分・分離が図れていない状況であった。
- ・ 今般、自らシェアハウスを所有し運営する目的で収益物件購入資金として 50 百万円の新規融資の申込みを受けた。
- ・ 本件融資の申込みを受け、「経営者保証に関するガイドライン」の内容に沿って適切な保証金額での融資取組の説明を行ったところ、是非ともその内容で融資を検討してほしいとの申出があった。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・ 当組合においては、「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、平成 26 年 4 月以降、以下の点に着目して、有担保で経営者保証を徴求する場合には、原則として保証金額を融資額の 20%に限定して融資を行うこととしている。
 - ① 個人資産に対して過大な保証金額とならないようにすること
 - ② 有担保により一定の保全が図られていることから、必要以上に個人保証をとる必要がないこと
 - ③ 保証金額を限定することで、個人負担を減らし創業支援などを進めることができること
 - ④ 経営への規律付けの観点からは、融資額の 20%程度の保証金額で十分だと考えられること
- ・ 当社は、法人としての事業実績及び足元の収益が乏しく、また本件融資では担保により保全が図られていない部分が 27 百万円であったが、上記の方針や事業計画の妥当性を勘案して、融資額の 20% (10 百万円)に限定することとした。
(融資額 50 百万円、不動産担保の評価額 23 百万円、経営者保証額 10 百万円、無担保・無保証額 17 百万円)
- ・ 併せて、今後、当社の事業が軌道に乗り、以下の点が確認できた場合には、更に経営者の保証を見直していく旨を顧客に説明し理解を得ている。
 - 利益償還が可能であること
 - 法人と経営者の関係の明確な区分・分離がなされていること
 - 適時適切な情報開示が行われ、当組合との間で良好なリレーションが構築されていること

Ⅱ. 適切な保証金額の設定に関する事例

事例 3 4. 物的担保の状況を考慮して、適切な保証金額の設定を行った事例

(信用金庫)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は昭和 27 年設立のタクシー事業であり、長い業歴で安定した業務基盤を有している。
- ・ 今般、車両入替の資金として 40 百万円の借入れ申込みを受け付けた際に、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証に依存しない融資の検討について打診したところ、可能であれば利用したいとの申出があり対応したものである。

2. 適切な保証金額の設定に関する具体的内容

- ・ 上記の申出により、当庫の「経営者保証に関するガイドライン」対応マニュアルにおける「経営者保証の必要性チェックリスト」により経営者保証が必要か不要かを判定することとした。
- ・ 当社においては、法人単独によるキャッシュフローが充分でなく、かつ経営者等による物的担保の提供が十分とは言えないことから、経営者保証が必要となる旨を説明し、理解を得ることとなった。
- ・ 経営者保証を前提に適切な保証金額を算出したところ、担保提供（根抵当権 23 百万円設定）のあった物件の担保力を差し引いた未保全額について、経営者保証をいただくことで理解をいただき、融資を実行したものである。

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例 35. 事業承継に際し、元社長の保証を解除した事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は、不動産賃貸業者であり、当行のメインの取引先である。
- ・元社長は高齢で経営の一線からは退いているが、筆頭株主で取締役ということもあり、配偶者である現社長と共に保証を提供していた。
- ・このような状況の下、社長から取締役である長男への事業承継について相談があり、既に実質的な経営者である長男に対し、社長から保有する自社株を譲渡したいとの意向が示された。

2. 保証契約の見直しの具体的内容

- ・社長からの相談を受け、当行の営業店において「経営者保証に関するガイドライン」の事業承継時の対応に則して、今回の事業承継を機に元社長の保証を解除する可能性を検討したが、当行所定のチェックシートでは、法人と経営者との関係の区分・分離が不十分なため、引き続き保証を求める可能性を検討することとなった。
- ・しかしながら、これまでの返済状況や担保による債権の保全状況に全く問題がなかったことから、前経営者の実質的な経営権・支配権、既存債権の保全状況、法人の資産・収益力を勘案し、ガイドラインの趣旨に則して、元社長の保証を解除することを営業店の方針とし、保証解除の稟議を本部に申請した。
- ・また、元社長との面談時にガイドラインについての説明を行い、元社長の保証解除を検討する用意がある旨を伝えた。
- ・後日、正式に当社から元社長の保証解除の依頼があったところ、本部において稟議も承認され、元社長の保証を解除することとした。

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例36. 当社との関係がなくなった前経営者の保証を解除した事例

(信用金庫)

<p>1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等</p> <ul style="list-style-type: none">・ 当社は、建設業者として高い施工技術を持ち、一定の経営基盤や収益環境を構築している。・ 平成25年10月期決算は、公共工事の減少により売上は事業計画を下回ったものの、コスト削減により事業計画を上回る経常利益を確保するなど、財務内容の改善に向けた取組みが見られた。・ こうした中、健康上の理由により前経営者が平成25年10月に退任したが、既存の借入金について前経営者が提供していた保証の解除は行わず、新経営者とともに保証の提供を引き続き受けていた。・ 今般、当金庫から、「経営者保証に関するガイドライン」の説明を行ったところ、前経営者が当社の株式を譲渡するなど、当社と全く関係のない立場となったことから、前経営者による保証の解除について当金庫に相談があった。
<p>2. 保証契約の見直しの具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none">・ 当社からの相談を受け、前経営者と当社の現在の関係を確認したところ、前経営者が保有していた当社の株式は全て譲渡され、前経営者は経営にも全く参画しておらず、実質的にも当社と関係のない立場にあることが確認できたため、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする」監督指針の趣旨を踏まえ、前経営者との保証契約の見直しを検討することとした。・ 当金庫において検討を行ったところ、新経営者から保証の提供を受けていることや業況回復への当社の取組状況を勘案し、前経営者の保証を解除することとした。・ 当金庫は、メインバンクとして当社との信頼関係を維持するため、本件保証契約の見直しに取り組んだところ、当社からは当金庫の対応を高く評価され、リレーションシップの強化を図ることができた。

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例 37. 経営者の交替に際し、前経営者の保証を解除し、新経営者から保証を求めなかった事例 (1) (地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、自動車用品卸売業者であり、ガソリンスタンドを主な販売先とし、業況は堅調に推移している。
- ・ 今般、当社から経営者の交替の連絡を受けた際に、当行において「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証契約の適切な見直しが必要な状況に該当するものと判断し、当社にその旨を説明したところ、前経営者の保証の解除とともに、新経営者からの保証も可能であれば提供せず取引を継続したい旨の意向が示された。

2. 保証契約の見直しの具体的内容

- ・ 当社の意向を受けて、当行において検討したところ、以下のような点から、法人と経営者との関係の区分・分離が図られていること等を勘案し、前経営者の保証を解除するとともに、新経営者に対しても新たな保証を求めないこととした。
 - ① 事業用資産は全て法人所有であること
 - ② 法人から役員への貸付がないこと
 - ③ 当社の代表者は内部昇進での登用が中心であり、その親族は取締役役に就任しておらず、取締役会には顧問税理士が監査役として参加しているなど、一定の牽制機能の発揮による社内管理態勢の整備が認められること
 - ④ 法人単体の収益力により、将来に亘って、借入金の返済が可能であると判断できること
 - ⑤ 財務諸表のほか当行が求める詳細な資料（試算表等）の提出にも協力的であること

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例38. 経営者の交替に際し、前経営者の保証を解除し、新経営者から保証を求めなかった事例(2) (地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、親会社グループの運送部門を担っている貨物運送業者であり、グループ会社の商品搬送が主な業務である。
- ・ 当社は小規模ながら営業基盤が確立されており、業績は安定している(25年9月期は、売上高200百万円、経常利益20百万円と増収増益)。
- ・ 従来は、経営者から根保証の提供を受けて融資を行ってきたが、経営者の交替に当たり、当行から「経営者保証に関するガイドライン」について説明したところ、新経営者から経営者保証なしの融資を検討してほしい旨の要請を受けた。

2. 保証契約の見直しの具体的内容

- ・ 当社からの要請を踏まえ、当行において検討を行ったところ、以下のような点を勧告し、経営者の交替に当たり、前経営者の根保証を解除するとともに、新経営者からの新たな保証も求めることなく融資を行った。
 - ① 当社の経営者は、任期が2年乃至4年程度のいわゆるサラリーマン社長であり、当社への出資や貸付金など金銭のやり取りはなく、会社決定事項も組織的に決議されているなど社内における牽制機能・管理体制が構築されていること等に鑑み、法人と経営者との関係の区分・分離が図られていること
 - ② 親会社・当社ともに財務内容に懸念がなく、また、収益による償還能力も問題のない水準であること

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例 39. ガイドラインに基づき制度融資の保証人に関する要件の見直しが行われた事例

(地域銀行)

<p>1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等</p> <ul style="list-style-type: none">・ 当社は、市内中心地区の活性化・商業環境づくりを目的に共通駐車券発行业や中心地区の商業ビルの管理運営等の事業を行っている地場企業である。地域活性化を目的としていることから、地区で商業を営む複数の企業のほか、市も出資参加している。・ 既存の証書貸付は、商業ビルの購入資金で、政府系金融機関を含む3行による協調融資総額5億円（残高3.8億円）。その内、当行は、県制度融資による貸出で、当初融資額1億円（残高0.8億円）。当該制度融資は、代表者1名以上の保証が利用要件となっており、当社社長が経営者保証を提供していた。・ 今般、当社社長から高齢を理由とした代表者交代の申出があり、その際、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき保証契約の見直しの申出があった。
<p>2. 保証契約の見直しの具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none">・ 保証契約の見直しについて検討を行ったところ、以下のとおり法人・個人が明確に分離されていることが確認できたことから、旧社長の保証を解除し、新社長に対しても保証を求めないこととした。<ul style="list-style-type: none">① 当社は、市内中心地区の活性化を目的に複数の企業の出資により設立された企業であり、所有と経営が分離されていること② 営業資産はすべて法人の所有であり、社長への貸付も一切ないこと③ 市が出資するとともに経営にも関与し、適切に組織運営が行われていること・ ただし、利用している制度融資では代表者1名の保証が要件とされていたため、県に対してガイドラインに則して保証人要件の見直しについて相談したところ、制度改正を検討しているとの回答があった。制度改正に対する県の迅速な対応により、必ずしも保証人を必要とすることとはしない旨の見直しが行われ、これにより、旧社長の保証解除および新社長の保証を求めない対応を行うことができた。

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例40. 会長の保証契約の解除と社長の保証金額の減額を同時に行った事例

(信用金庫)

<p>1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等</p> <ul style="list-style-type: none">・ 当社は、主業である材木・建材の卸売業と副業である住宅リフォーム等の建築工事請負業者を兼業しており、いずれの事業も地元工務店を中心とした取引先から安定した受注を確保しているため、業況は堅調に推移している。・ 当金庫とは法人設立当初から、材木・建材仕入資金等の運転資金を中心に貸出取引（36 百万円）があるが、代表権を持つ会長及び社長から連帯して根保証（極度額 36 百万円）の提供を受けるとともに、事務所に根抵当（第 1 順位。極度額 25 百万円）を設定していた。・ 今般、当社から長期運転資金 15 百万円の追加借入の申込みがあったため、当金庫から「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証の見直しを提案した。
<p>2. 適切な保証金額の設定に関する具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none">・ 今回の見直しに先立ち、会長が代表取締役を退任して実質的に経営から退いたことから、新規融資については会長の保証を求めず、単独で代表となった現社長とのみ根保証契約を締結することとした。・ また、既存分と新規分を合計した債権額（計 51 百万円）に対する根保証の極度額については、根抵当による保全が図られていない部分に限定し、36 百万円から 26 百万円に減額することとした。

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例 4 1. 過去に不適切な経理処理が行われたが、事業承継に際し、新・旧経営者から経営者保証を求めなかった事例
(地域銀行)

<p>1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等</p> <ul style="list-style-type: none">・青果・園芸専門農協である当組合は、平成 19 年に不適切な経理処理が判明し、未計上であった多額の損失を計上した結果、債務超過であることが判明した。当組合、外部研修支援機関、中央会及びメイン銀行の当行が一体となり適切な経理処理及び経営改善に向けた取組みを開始した。・具体的には、外部研修支援機関の経営診断による経営改善計画書の策定、内部体制の見直し、中央会による経営指導、取引金融機関による金融支援を行うとともに、これらの実効性を持たせるため、当行からの行員派遣も行ってきた。その結果、当組合の業績は改善し、平成 28 年 8 月期に債務超過が解消した。・これらの取組みは、当組合の役員を入れ替え、新体制の下で行われてきたが、個人保証については、経営責任の観点から旧役員からは徴求したままであったが、経営改善等の取組みに大きく貢献している現役員からは徴求していなかった。・今般、当組合より旧役員 3 名の個人保証を解除し、代わりに現役員 2 名の個人保証を提供したい旨の申出があった。
<p>2. 適切な保証金額の設定に関する具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none">・当行で検討したところ、当組合では過去に不適切な経理処理がなされ、債務超過も解消したばかりであったものの、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、また以下の点を勘案し、旧役員の全ての個人保証を解除するとともに、現役員 2 名からも個人保証を徴求しないこととした。<ol style="list-style-type: none">①経理処理は、現在、当行をはじめとする上記の関係者による取組みと、顧問税理士からの客観的な外部チェックも入り、適切な運用がなされ、法人と個人との関係が明確に区分・分離されている。②経営改善計画に基づく改善が進み、債務超過を解消するとともに、安定したキャッシュフローを確保しており、借入金返済は順調に進んでいる。③当組合は適時適切な情報開示を行っていることに加えて、当行はメイン先として、平成 20 年から行員を派遣しているなど、良好なリレーションシップが構築されている。・なお、メイン銀行である当行が旧役員の個人保証の解除に応じ、無保証での取組みを表明したことから、その後、他行も同様に無保証にて対応することとなった。

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例 4 2. ガイドラインの要件を一部満たしていないが、事業承継に際し、新・旧経営者から経営者保証を求めなかった事例
(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・当社は、建築資材を中心に食料品も取り扱うホームセンターで、50年以上の業歴を有する老舗企業。地域で最も品揃えが豊富で、価格競争力を有しており、財務内容も良好。
- ・当社の代表取締役（旧経営者）は高齢であったことから、子息（新経営者）への事業承継に向けて、顧問税理士による指導の下、株式譲渡への準備や代表者が交代した後も事業が継続できるよう、事業内容の更なる改善に取り組んできた。
- ・メイン銀行である当行としても、これらの取組みを後押しするべく、当社の在庫管理、収益力強化に向けPOSシステム導入や仕入れ先の選定を紹介するなど本業支援を実施。
- ・当社への既往の極度貸付について、当社代表取締役（旧経営者）1名から個人保証を徴求しているところであったが、今般の事業承継の準備を進めるにあたり、当社より「経営者保証に関するガイドライン」を活用して、個人保証を解除したい旨の相談があったもの。

2. 当該整理の具体的内容

- ・当社は、現状においては、法人と個人の資産の分離が明確に行われていないなど、経営者保証ガイドラインの適用要件を一部満たしてはなかったが、下記の点を考慮して、代表取締役（旧経営者）の個人保証を解除するとともに、事業承継予定者である子息（新経営者）からも、個人保証を徴求しないこととした。

- ①現状は、法人と個人の資産の分離が明確には行えていないが、当行及び顧問税理士が指導を行うことで、法人と個人の資産を分離することの必要性を新・旧の経営者が十分に認識している。実際に、今般、工場や社用車の所有名義を旧経営者から法人名義へ変更している。顧問税理士による外部の適切な指導の下、法人と個人の一体性の解消に向けて取り組んでいること。
- ②財務内容が良好で、返済力に懸念がないこと。
- ③当社より適時適切に情報の開示・説明が行われ、経営の透明性が確保できており、当行と良好な関係性が構築できていること。
- ④事業承継を検討しはじめた早期から、当社と当行は円滑な事業承継に向けて、今後の事業計画の共有を含めた連携を図ってきたことで、事業承継後に、当該代表取締役（旧経営者）が経営から離れても、新経営者の下で事業の継続性に問題がないと判断できること。

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例 4 3. 事業承継に際し、事業性評価等を総合的に勘案することで、新・旧経営者から経営者保証を求めなかった事例
(地域銀行)

<p>1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等</p> <ul style="list-style-type: none">・ 当社は 72 年の業暦を有する農業土木建設業者である。・ 現在の借入は、短期貸出枠 260 百万円ならびに支枠 100 百万円を許容中。・ 代表の高齢化に伴い事業承継を実施して、副社長を新代表に、代表を会長（代表権なし）に各々変更するにあたり、旧代表の保証を解除するとともに、新代表からは保証を求めず無保証人扱いに変更したものの。
<p>2. 保証契約の見直しの具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none">・ 当社は実質無借金会社で高格付、財務内容も良好な先。昨年、事業性評価を実施し当社の企業概況や課題事項等について認識を共有するなど適切なリレーションを構築している。その中で、事業承継対策についても経営課題として認識を共有していた。・ 上記内容を踏まえ、行内では当社の無保証人扱いへの変更を検討していたところ、当社より事業承継に伴う代表者変更の申出があり、当行側からは事業承継を機に無保証人扱いへの変更を提案した。・ ガイドライン項目については、「①法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている」「③法人から、決算報告以外の試算表や資金繰り表等が適時適切に提供されている」の 2 項目が充足されていない状況であったが、事業性評価による十分な内容調査（S W O T 分析、知名度、技術力など）およびディスカッションを通じて無保証人扱いを許容できる先と判断し、旧経営者の連帯保証を解除するとともに、新経営者からは保証を求めなかった。・ 他行からは無保証人に関する申出等は無かったとのことで、新・旧経営者より当行の取組に対し高い評価と感謝の意を示された。

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例 4 4. 事業承継に際し、法人・個人の一体性の解消に向けた取組みを踏まえ、新・旧経営者から経営者保証を求めなかった事例 (地域銀行)

<p>1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等</p> <ul style="list-style-type: none">・当社は工場の生産ラインに用いるステンレスタンク、薬品や接着剤等の定量排出装置などを製造している。取引先は業種を問わず 900 社超にわたり、業種や販売先が分散されていることから景気動向に左右されにくく、業績は堅調に推移している。・これまでの資金調達は、約定弁済付きの長期運転資金が中心であったが、2016 年に正常な運転資金に対応した短期継続融資を取組み、試算表等によるモニタリングを継続するなか、手形貸付の書替えに応じている。・当社の直近決算書には、代表者（旧経営者）および事業承継予定の専務（新経営者、生え抜き）に対する当社株式取得資金が計上されており、法人と経営者との関係の明確な区分・分離がなされておらず、ガイドラインの要件を充足していない状況であった。・今般、経営者の交替に伴い、旧経営者の保証解除および新経営者から保証を求めない対応の要請を受けた。
<p>2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none">・「経営者保証に関するガイドライン」について改めて説明し、当社から旧経営者に対する貸付金（株式取得資金）があり、更に直近期には新たに新経営者に対する貸付金も発生しており、法人と経営者との関係の明確な区分・分離がなされておらず、ガイドラインの要件を充足していない旨を説明するとともに、法人・個人の一体性の解消に向けた取組みについて確認した。・確認の結果、旧経営者への貸付金は、今後、保有株式の譲渡金にて清算予定であること、新経営者への貸付金は、一括返済は困難であるが、毎年一定額を返済（約 10 年程度で完済）することで、法人・個人の一体性の解消を図っていく方針である旨の説明があった。・要請に対して、以下の点を勧告し、旧経営者の保証を解除するとともに、新経営者からの保証を求めないこととした。<ol style="list-style-type: none">① 上記、法人・個人の一体性の解消に向けた取組みを踏まえ、今後、法人から経営者への貸付金の清算が見込まれること② 事業基盤が磐石で業績も堅調であり、法人のみの資産・収益力で借入金の返済が十分可能と見込まれること③ 適時適切に財務情報の開示を受けており、良好なリレーションシップが構築できていること

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例 4 5. 事業承継に際し、税理士グループと連携して停止条件付保証契約を活用した事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・当社は国内最大手である自動車用品販売店のフランチャイジーとして小売店を9店舗、板金工場を1店舗有し、車検サービスや車両用品の販売を行っている。自動車市場は人口減少や若者の自動車離れ等により縮小傾向が続く中、立地条件が良好な幹線道路沿いへの出店戦略や付加価値向上に向けた従業員への社員教育が奏功し、每期安定的な収益を確保している。
- ・当社の代表者は今後の事業展開を画策する中で子息への事業承継を検討していたが、自身の保証債務も承継しなければならないことを苦慮していた。

(※) 当行は、全国的な規模を有する税理士グループと連携し、顧問税理士による「経営者保証に関するガイドライン」に沿った検証を受け、当行所定の取扱条件を満たす取引先には、停止条件付保証を付した融資の取扱いを開始している。

2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容

- ・当行独自の税理士グループと連携した停止条件付保証制度を利用し、既存保証を停止条件付保証へ切替え、取引先の円滑な事業承継を進めることに寄与した。本件のポイントは以下の通り。
 - ① リレーションの構築と事業性評価
当社との長い取引の中で、メイン行として十分なリレーションが構築されており、当社の事業内容、商流、強み・課題等を共有し、実態把握と事業性評価を行うことができた。
 - ② 円滑な事業承継に向けた支援
当社に対しては、代表者子息への事業承継に向けて各種ソリューションを提案していた。その中で、代表者の保証債務が事業承継に踏み切れない一因となっていたため、円滑な事業承継を目的に停止条件付保証への切り替えを提案し、課題解決につながった。
 - ③ 外部専門家（顧問税理士）との連携
当行は、顧問税理士による適時適切な情報開示や法人・個人の資金やりとりの適切性確認を踏まえ、ガイドラインの要件検証を行うことで、経営者保証の代替手段である停止条件付保証の取扱いを可能とした。

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例 46. 事業承継に際し、金利面の上乗せする一方で、新・旧経営者から経営者保証を求めなかった事例（地域銀行）

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・平成8年創業のパソコンを中心とする中古情報家電製品の販売業者。直営5店舗とネット販売を展開し、業況は堅調。当社の強みは仕入ラインにあり、大手企業から中古パソコンを直接仕入れることで商品の安定調達を可能としている。
- ・当行は、当社の成長性に着目し、中古パソコンの仕入先となる企業を紹介、資金調達が長期借入に偏る中、短期継続融資による財務是正アドバイス等を行うとともに事業性評価を進めてきた。これらの取組みにより、資金調達のみならず、事業承継など経営全般にわたり相談を受けるようになった。
- ・当社は創業者2名のうち、A氏が初代表取締役を務め、平成17年にもう一人の創業者B氏が代表取締役に就任。今般、現代表取締役（B氏）が退任し、現取締役C氏が代表取締役に就任。取締役会長となっていたA氏が代表取締役会長に就任、複数代表制とした。

2. 保証契約の見直しの具体的内容

- ・今般の代表者交替にあたって、他行においては、退任するB氏に代わって創業者であったA氏の保証人加入を交渉していたが、事業性評価を進める中で、当行は、A氏の役割が経営への積極的な関与のためではなく、新代表取締役の補佐役であることを把握していた。また、以下の事項も勘案し、旧代表取締役（B氏）の保証契約を解除するとともに、他の代表取締役については、A氏、C氏の2名とも保証を求めない対応とした。
 - ① 財務体質、財務基盤は強固であり、業況も堅調に推移している
 - ② 財務諸表等の提出にも問題がない
 - ③ A氏は当社株式の35%を保有する筆頭株主だが、従前から社内体制の構築やガバナンス強化の必要性を認識し、それに取り組んできたことから、今後も法人・個人の分離が維持されるものと判断できた
- ・今般の保証人への対応により無担保・無保証人となることから、信用リスクの補填として、既存借入の金利引上（+0.2%）を交渉し、応諾が得ることができた。また当行の対応に他行も追随する形となり、当社の円滑な事業承継に寄与することができた。

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例 47. 事業承継に際し、コベナンツ付融資の活用により、新・旧経営者から経営者保証を求めなかった事例

(地域銀行)

<p>1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等</p> <ul style="list-style-type: none">・昭和 60 年設立の CATV 設備設置、高速道路情報や地域情報のインフラ設備等を行う電気通信工事業者。県内における FTTH 通信設備工事（光回線の引込み）の受注により業況は堅調。・当社との与信取引は平成 28 年からと長くはないが、担当者のみならず支店長の帯同訪問により事業性評価に取り組み、当社の課題が事業承継（※）であることを把握し、代表取締役とも共通した認識を持っていた。 <p>（※）現代表取締役は時期をみて退任し、創業家（株主）への事業承継を予定</p>
<p>2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none">・当行は円滑な事業承継を支援するため既存の証書貸付（保証人：代表取締役）を無保証人扱いに切り替えるとともに、向こう 1、2 年の仕入資金の対応を含めたコベナンツ付融資（既存の証書貸付の借換え）を提案。・今般の対応により、保全不足が拡大することとなるが、以下の事項を踏まえ無保証人扱いで対応した。<ol style="list-style-type: none">① 財務基盤は良好、加えて財務のスリム化に向けて遊休不動産の処分に取り組んでいる② 安定した受注が確保される見通しであり、業績の安定推移が見込まれる③ 円滑な事業承継に向け株式の整理等の対策に着手している④ コベナンツ（財務制限条項）設定により適時適切な財務情報の把握が可能となる・今般のコベナンツ付融資の対応により、当行は事業承継時の繰上返済による逸失利益も想定したコベナンツフィーを受領することができた。

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

事業承継に伴い保証契約を見直した事例

事例48. 一定の影響力を持つ旧経営者（会長）の経営者保証の解除を行うとともに、新経営者（社長）からは経営者保証を求めなかった事例（地域銀行）

<p>1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等</p> <ul style="list-style-type: none">・ 当社は四輪車販売ディーラーで業暦40年超。県内に4拠点を有し、長期的には減収トレンドではあるものの、直近期には増収増益となるなど、業績は堅調に推移している。・ 創業者であるオーナーが高齢であることから、2年ほど前に生え抜きの社員を代表取締役社長とし、前代表取締役社長は代表取締役会長に就任。当行は、会長が株式の9割超を保有しており実質的な影響力も大きいことから、実権者は引き続き会長であると判断し、既存の保証契約を解除しなかった。一方、新社長は株式を保有していない、いわゆる雇われ社長であることから、保証契約を締結しなかった。・ 当社は従前より、プロパー融資と保証協会付融資を併用しており、今般、保証協会付融資の申込にあたり、2018年4月から信用保証協会が運用を開始した「BK連携型」を当行が案内したところ、経営者保証を不要とする取組みを検討して欲しい旨の申し出を受けた。
<p>2. 経営者保証に依存しない融資の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none">・ 以下の点を勘案し、保証協会付融資を無保証で取組むとともに、既存のプロパー債権についても会長の保証契約を解除した。<ol style="list-style-type: none">① 現在も会長が株式の9割超（かつ創業者一族で株式全て）を保有し一定の影響力は残るものの、各部門の責任者が出席する会議を毎月実施し会社の意思決定を行うなど、適切な社内管理体制を整備していること。② 会長から当社への貸付金についても清算済みであるなど、法人と個人の資産の分離に向けた取組みが見られること。（当行から、申し出を受けた段階から、法人・個人の資産の分離に向けて取組むようにアドバイスを行っている。）③ 5期連続で利益を計上しており、今後も、法人のみの資産・収益で借入金返済が十分可能であると見込まれること。④ 試算表などの財務情報について、適時適切な情報開示を行っていること。

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

その他

事例 49. 根保証契約の期限到来に伴い、経営者保証を解除した事例 (1)

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、パン・菓子製造業者であり、国内大手のパン製造業者との業務提携により、同社の一部商品の県内での製造・販売を受託するなど、業況は安定的に推移している。
- ・ 既存の根保証契約の期限到来に伴い、当行から「経営者保証に関するガイドライン」の説明を行ったところ、当社から現社長の根保証契約の解除について相談があった。

2. 保証契約の見直しの具体的内容

- ・ 当行において検討を行ったところ、以下のような点を勘案し、既存の根保証契約の解除を行うこととした。
 - ① 本社、工場、営業車等の事業活動に必要な資産は全て法人所有となっており、役員への貸付金や不透明な経費計上等もなく資金のやりとりは適切な範囲内に収まっており、また、役員報酬は、業況、事業規模等から妥当な水準と判断されるなど、法人与経営者との関係の明確な区分・分離がなされていること
 - ② 好業績が続いており、十分な利益が確保されていること
 - ③ 決算関連資料が継続的に提供されているほか、渉外担当行員が週1回訪問し、業況変化の報告や資金需要等の相談を受けるなど、情報開示についても協力的であること
 - ④ 創業以来のメイン行として、業況変化や資金需要等ある際には事前に相談を受けるなど、従前から良好なリレーションシップが構築されていること

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

その他

事例50. 根保証契約の期限到来に伴い、経営者保証を解除した事例(2)

(信用金庫)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、建設機械のリース・販売・修理を行う企業。多数の取引先を有し、業況は安定的に推移している。
- ・ 当金庫は準メイン行。これまでは、メイン行をはじめとする他の金融機関とともに、経営者保証の提供を受けていた。
- ・ 現在の経営者は、当社の組織も大きくなったことから、次の経営者へのバトンタッチをしたいと考えているものの、自身や次の経営者の保証について漠然と不安を抱えていた。
- ・ 今般、根保証約定書の期限到来に伴い、当金庫より「経営者保証に関するガイドライン」の説明を行い、経営者保証を求めない(根保証約定書を更改しない)ことを提案した。

2. 保証契約の見直しの具体的内容

- ・ 以下のような点を勘案し、根保証約定書を更改せず無保証人扱いで対応することとした。
 - ①法人と経営者との間に資金の貸借はなく、法人と経営者の資産・経理が明確に分離されていること
 - ②法人のみの資産・収益力で借入返済が十分可能であると判断できたこと
- ・ 当社は、これまで他の金融機関からも具体的に「経営者保証に関するガイドライン」について説明を受けたことがなかったことから、当金庫の対応を高く評価して資金調達の相談を優先的に持ちかけるようになり、今後の一層の取引深耕が見込まれることとなった。

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

その他

事例 5 1. 他の金融機関と協調して経営者保証を解除した事例

(地域銀行)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・ 当社は、仏壇仏具店として広く店舗を展開している。
- ・ 当社は、経営者保証を提供して借入しているが、経営者が高齢なため、保証の必要性については以前から関心があったところ、今般、メイン行から「経営者保証に関するガイドライン」についての説明を受け、当行を含む全取引金融機関に対して、経営者保証の解除についての検討の申し出があった。

2. 保証契約の見直しの具体的内容

- ・ 当社からの申し出を受け、当行において経営者保証の必要性について改めて検討したところ、以下のような点を勘案し、経営者保証を解除することとした。
 - ① 法人と経営者との資金のやり取りもなく、法人と経営者との関係が明確に区分・分離できていること
 - ② 増収増益のため業績は良く、法人のみの資産・収益で借入金返済が可能であること（自己資本比率は 31.7%、債務償還年数は 5 年）
 - ③ 決算関係資料や試算表の提出等、必要に応じて信頼性のある情報の開示・説明があり、経営の透明性が確保できていること
- ・ なお、メイン行を始めとする他の金融機関も経営者保証の解除について了解した。

Ⅲ. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例

その他

事例52. 金利面の見直しに際し、総合的な判断で経営者保証を解除した事例

(地域銀行)

<p>1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等</p> <ul style="list-style-type: none">・ 当社は、当行メイン先の大手土木建築サービス業。航空測量は「3D測量設備」を導入し他社差別化を図っている。地理情報システムについても航空写真とマッピング技術を組み合わせるなど、独自の技術を有している。・ 1級土木施工管理士等の技術者も多く在籍し、事業所は東北から北関東、北陸をカバー。自己資本比率82%と営業面、財務面ともに磐石である。・ 当行借入については、社長、副社長（共に代表者）の二人が経営者保証を提供している。（社長はプロパー社員からの昇格、副社長は創業一家）・ 今般、既存の借入に対して、金利の見直し（0.2%引き下げ）の提案があった。
<p>2. 保証契約の見直しの具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none">・ 当行において、金利面の見直しとともに、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨に則して、既存連帯保証人（代表者二人）の保証解除についても検討を行った。 ＜検討項目：経営状況のチェック等＞<ol style="list-style-type: none">①当社は安定したビジネスモデルを持ち、事業性が高く評価できること。②実質無借金、自己資本比率82%と業況堅調で将来に亘っても借入返済が可能と判断されること。③ガバナンス構築を証明するエビデンスによらず、ヒアリングで確認できたこと。④永年にわたり良好なリレーションが構築されていること。・ 上記の検討結果を踏まえ、当座貸越500百万円、支払承諾20百万円について無保証扱いでの対応とした。・ また、本件対応がお客様のニーズに合致したことから、金利面の見直し（当初の提案の0.2%の引き下げではなく、0.1%の引き下げに留めること）についても合意した。・ 社長より「私は創業者一家では無く、サラリーマン社長であるだけに、今回の提案は有り難い」とのご意見を頂いた。・ 今後も、システム開発費等の資金調達提案を継続する予定であり、迅速な保証解除手続きの対応が、更なるリレーションシップの深耕に寄与した。

IV. 保証債務の整理に関する事例

中小企業再生支援協議会を活用した事例

事例53. 早期再生に伴う回収見込額の増加額の全額を残存資産とした事例

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・ 当社は、小売業者であり、競合店の進出、市況の悪化等による売上の減少、収益力の低下のため、再生計画を策定して各種改善策に取り組んだが、実績は計画から大幅に乖離したため、計画の見直しが求められていた。
- ・ 数年前から店舗閉鎖を進め、閉鎖した店舗を転貸することにより平成 25 年度決算期には黒字に転換し、一定の事業継続の可能性が認められたことから、再度、債権放棄を含む抜本的な再生計画に取り組むため、中小企業再生支援協議会に相談することとなった。

2. 当該整理の具体的内容

- ・ 中小企業再生支援協議会に相談し、経営者の息子が設立する新会社が受皿会社として当社の全事業を承継し、当社は特別清算手続により清算される第二会社方式による事業再建計画が策定された。
- ・ 中小企業再生支援協議会の斡旋による当事者間の協議に基づき債務整理を行い、保証債務の一部履行後、主債権と保証債権を中小企業再生ファンドに譲渡した。当該譲渡後、当社から新会社に債務の一部を承継するとともに、当社に残存する債務については、特別清算手続による債権放棄及び残存保証債務の債務免除が行われる予定である。
- ・ 保証債務の整理の概要は以下のとおり。
 - 金融機関の債権は数億円（経営者を含む取締役数名が連帯保証）、早期再生に伴う回収見込額の増加額は 44 百万円であった。
 - 調査の結果、保証人は計 1 億円超の私財を保有していることが判明したため、各保証人の財産に関する表明保証に加え、いずれの保証人とも利害関係のない弁護士が調査・確認して保有資産を明らかにした上で、一定の資産を保証人の手元に残した上で、保証債務の一部履行を実施した。
 - 具体的には、計 14 百万円を生計費として保証人の手元に残した（原則として各 4 百万円。うち 1 名に医療費 2 百万円を追加）。また、新会社の運転資金 11 百万円及び不動産転貸に係る預かり保証金の返戻金請求に備えた 19 百万円の計 30 百万円を保証人から新会社に対する貸付金とした。このようにして、最終的には、保証人の私財から手元に残る資産計 44 百万円を控除した金額で保証債務の履行を受け、保証人の手元に残る資産の額に相当する残存債務計 44 百万円については免除した。
- ・ 債務整理に当たり、取締役は責任をとって退任し、また、株主は会社分割後の特別清算（予定）により株主責任を果たした。

- ・債務整理に関する合意は「経営者保証に関するガイドライン」の適用開始前に行われたが、ガイドラインの趣旨を踏まえて、メイン行として保証債務の整理に係る金融機関間の調整を行った。その際に、各行の債務免除額の決定に当たっては、新会社への貸付分 30 百万円及び医療費分 2 百万円に相当する債務免除額をメイン行である当行が負担した上で、残余の債務免除額については各行が融資シェア比で按分することとし、下位行からの計画合意を取り付けた。
- ・最終的に、保証人の残存資産を、上限である早期再生に伴う回収見込額の増加額と同額として、保証債務の免除を行ったことから、保証人の生計の維持及び新会社の事業継続に大きく寄与することとなった。

IV. 保証債務の整理に関する事例

中小企業再生支援協議会を活用した事例

事例5 4. 介護に必要な費用等を残存資産に含めた事例

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・当社は、リーマンショック直後に大口の受注取消が相次いだことから、連続して赤字計上し、債務超過となった。

2. 当該整理の具体的内容

【主たる債務の整理の概要】

- ・メインバンク主導のもと中小企業再生支援協議会に相談したところ、事業再生計画を策定し、第二会社方式により再建を目指すこととなった。事業の継続により、地元従業員の雇用も確保されることや、法的清算手続きと比べて経済合理性もあることから、当行を含む取引各行が事業再生計画に同意した。
- ・分割会社は、特別清算による清算を予定している。なお、残余財産がないことから株主（経営陣）への分配は見込まれない。
- ・また、会長と社長が経営者保証を提供していたが、「経営者保証に関するガイドライン」に則り、一部弁済後の保証債務について免除の要請があった。

【経営者の経営責任】

- ・経営責任により取締役は全員退任するものの、会長・社長以外の役員はスポンサーの意向により新会社の運営に関与する予定である。

【保証債務の整理の概要】

- ・早期再生に伴う回収見込額は、法的整理の場合よりも77百万円増加した。
- ・保証人は、保有する資産の内容を開示し、その正確性について表明保証を行った。また、支援専門家である弁護士がその適正性について確認を行っている。
- ・保証人の残存資産は、以下のとおりである。
 - 保証人の一人については、介護が必要な状態であることを勘案し、破産手続における自由財産に相当する現預金1百万円に加え、一定期間の生計費に相当する現預金や介護に必要な費用（現預金）等を残存資産とした。
 - もう一人の保証人については、保有資産（自家用車）の価額が破産手続による自由財産の範囲内であったため、引き続き所有を認めることとした。

IV. 保証債務の整理に関する事例

中小企業再生支援協議会を活用した事例

事例55. 保証人の持病や扶養親族の状況等を踏まえて、残存資産を決めた事例

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・小売業を営む当社は、商業圏の人口減少や高齢化による客単価の低下、同業者との競合激化等により、売上げ・利益ともに低迷していたところ、近隣に県外大手資本による大型店の出店があり、売上げが更に減少したため、中小企業再生支援協議会に相談した。

2. 当該整理の具体的内容

【主たる債務の整理の概要】

- ・スポンサーからの支援が得られることとなり、中小企業再生支援協議会の斡旋により当事者間の協議に基づき債務整理を行うこととなった。採算がとれる店舗をスポンサー企業に譲渡するとともに、スポンサー企業が当社の債務の一部を承継し、一括返済を行い、不採算店舗は閉鎖したうえで、残存債務については、清算手続きによる債権放棄を受ける予定である。

【保証債務の整理の概要】

- ・早期再生に伴う回収見込額は、法的整理の場合よりも40百万円増加した。
- ・保証人は、保有する資産の内容を開示し、その正確性について表明保証を行った。また、支援専門家である弁護士がその適正性について確認を行っている。
- ・保証人の持病や扶養親族の状況等を勘案して、破産手続による自由財産相当額の現金1百万円に加え、一定期間の生計費相当額の保険等を保証人の残存資産とした。

IV. 保証債務の整理に関する事例

中小企業再生支援協議会を活用した事例

事例56. 保証債務のみ型による保証債務の整理を行った事例

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・ 建設会社である当社は、新規事業の失敗や受注減から業況が悪化し、特定調停による債務整理を行った。
- ・ 保証債務については、再生支援協議会スキームにより、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく整理を行いたい旨の申出があり、再生支援協議会に相談することとなった。

2. 当該整理の具体的内容

- ・ 再生支援協議会スキーム（保証債務のみ型）による保証債務の整理を行った。整理の概要は以下の通り。
 - 保証人は現代表者、前代表者、専務の3名。
 - 保証人の保有する資産は、自由財産の範囲内であり弁済は行わないこととなった。
 - 保証人は保有する資産の内容を開示し、その正確性について表明保証を行った。また、債務者や保証人と利害関係の無い外部専門家である弁護士がその適正性の検証を行った。
 - その後、全金融機関の同意を得て、保証債務388百万円を免除した。

IV. 保証債務の整理に関する事例

中小企業再生支援協議会を活用した事例

事例57. 4名の保証人について高齢や介護負担を踏まえて、残存資産を決めた事例

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・スポーツ施設を運営している当社は、大規模なスポーツ施設建設のため多額の借入を行ったことに加え、長引く景気の低迷や競技人口の減少が続いたことから経営環境が悪化。
- ・取引各行は、元金償還の停止等、金融支援を続けたが再生の目途が立たず、債権放棄を含む抜本的な再生計画に取り組むため、中小企業再生支援協議会に相談し、主たる債務については、スポンサーの出資により設立される新会社を受け皿会社とする第二会社方式での再建を目指すこととした。
- ・保証人は、代表者、取締役（同族）2名、前代表者（同族外）の4名。

2. 当該整理の具体的内容

①主たる債務の整理の概要

- ・取引各行は、以下のような事情を勘案して事業再生計画に同意。
 - －従業員の雇用が確保されること
 - －スポーツ施設が維持されること
 - －法的清算手続きと比べて回収見込額が増加すると判断できたこと

②経営者の経営責任

- ・取締役は全員退任。ただし、代表者については、当社の経営悪化後に代表に就任し、就任後間もなく、窮境原因との関連性が薄いことに加え、今後の事業存続に必要な人材であることから、新会社の従業員として留めることとした。

③保証債務の整理の概要

- ・早期再生に伴う回収見込額の増加額は258百万円。
- ・保証人は資産内容を開示し、その正確性について表明保証（弁護士が適正性を確認）。
- ・保証人4名のうち3名については、高齢であることを勘案し、それぞれ4百万円（破産手続における自由財産及び一定期間の生計費等）を残存資産とした。他の1名については、更に介護の負担を負っていることを勘案し、14百万円を残存資産とし、残りの保証債務は全額免除した。

IV. 保証債務の整理に関する事例

中小企業再生支援協議会を活用した事例

事例58. 再生ファンドを活用し、一定期間の生計費や保険解約返戻金等を残存資産に含めた事例 (地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・観光関連事業者である当社は観光客の減少等により実質赤字が続き債務超過状態に陥った。
- ・主債務については中小企業再生支援協議会による再生支援スキームにより再生ファンドへ債権を売却した。
- ・保証人2名(代表者及び常務)は、多額の保証債務を負っていたことから、「経営者保証に関するガイドライン」を活用して主債務と保証債務を一体で整理することとなった。

2. 当該整理の具体的内容

- ・再生支援スキームは、再生ファンドは備忘価格で全株式を取得、役員派遣・必要資金の追加支援を継続しながら事業再建を支援、再建の目処が立ち次第債権放棄を行い、スポンサー企業に株式を譲渡するという内容。
- ・早期再生に伴う回収見込額の増加額は約439百万円。
- ・金融機関は再生計画の早期着手により回収見込額が大きく増加し経済合理性が認められること、保証人債務弁済に対する誠意が認められることから再生計画に同意することとした。
- ・経営責任については、代表者は退任。常務は事業継続の観点から代表者として留め、一方、実質的な経営管理は再生ファンドが行う予定。
- ・保証人の資産状況については、弁護士による詳細な調査報告が実施され、自らその内容について表明保証を行った。保証人は合計50百万円超を弁済原資に充当した上で、以下の資産を残存資産とした。
 - 代表者：破産手続における自由財産(1百万円)、一定期間の生計費約4百万円、自宅、生命保険解約返戻金4百万円
 - 常務：破産手続における自由財産(1百万円)、一定期間の生計費約4百万円
(自宅については、引き続き借家に居住。雇用は継続。)

IV. 保証債務の整理に関する事例

中小企業再生支援協議会を活用した事例

事例59. サブメイン金融機関が主体的に対応することで、早期の事業譲渡につなげた事例

(信用金庫)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・創業70年超で地場産業向けの機械製造業の当社は、地場産業が低迷する中、経営の多角化や海外への販路拡大に乗り出したが、債権の回収に失敗するなどして、多額の債務超過に陥っていた。平成22年に中小企業再生支援協議会に持ち込み、一時的に改善が見られたが、その後、再び業績が悪化し、資金繰りに窮することとなった。
- ・当金庫は、サブメインであったが、当社の経営者と信頼関係を維持しながら、当社の経営状況や資金繰り等をタイムリーに把握しており、当社の資金繰り悪化もいち早く察知した。倒産を回避し、地域経済への影響を抑え、従業員の雇用を安定的に確保するためには、事業譲渡による抜本的な再生に迅速に取り組む必要があると判断した。
- ・そこで、当金庫は、再生ファンドに相談し、メインバンクの協力も得ながら、中小企業再生支援協議会に再度持ち込み、その他の金融機関や信用保証協会にも打診を開始した。
- ・保証人は、代表者（社長）、前代表者（会長）、代表者の妻（当社の主要株主の一人）の3名。

2. 当該整理の具体的内容

- ・当金庫は、再生ファンドと協調し、再生支援協議会、コンサルティング会社、公認会計士の支援を得て当社のDD（デューデリジェンス）を実施し、事業価値を判定の上で大枠のスキームを検討した上で、再生計画を策定した。
- ・主債務者の支援スキームは以下の通り。
 - 本業改善による黒字化とスポンサー企業の獲得に向け、再生ファンドへ株式と金融債務10億円を譲渡し、その後、8億円の債権放棄。
 - さらに、当社社長、再生ファンド、コンサルティング会社が協力してスポンサー企業の選定や交渉を行い、再生ファンドから、当該スポンサー企業に対して約2億円で株式、債権、不動産等を再び譲渡。
- ・保証人の保証債務整理の概要については、以下の通り。
 - 代表者（社長）：残存資産は約190万円（預金、保険等）。
 - 前代表者（会長）：残存資産は約190万円（預金、動産等）。
 - 代表者妻：残存資産は約370万円（保険、動産等）。
- ・社長及び会長は、役員を退任するとともに、当社への貸付債権を放棄、保有不動産や保有株式を売却して、当社の返済や運転資金に充当するなどして、経営者責任を果たした。

- ・以上、当庫はサブメインであったが、自らメインバンクに働きかけ協調して取り組み、整理着手から事業譲渡まで約6か月でスピード対応を行ったことから、資産価値の棄損を免れ、回収額を極大化するとともに、地域経済への影響を最小限に止めた上で、保証人の再チャレンジ支援にもつながった。

IV. 保証債務の整理に関する事例

特定調停を活用した事例

事例60. 早期に債務整理に着手することで、配当見込み額が増加し残存資産が残せた事例

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・ 建築業者である当社は、取引先からの受注低迷で事業の継続が困難な状況となっていたが、経営者とその配偶者（旧取締役）が多額の保証を行っていたため、事業の整理を決断することができずにいた。
- ・ 当行から、「経営者保証に関するガイドライン」を活用した場合、「早期に債務整理に着手した場合は一定期間の生計費等が残存資産に含まれる可能性があること」や「履行請求額には基準日以降の収入が含まれないこと」等を説明したところ、ガイドラインを活用したいとの申し出あり。

2. 当該整理の具体的内容

- ・ 主債務の早期整理と同時にガイドラインに基づく保証債務の整理に着手した結果、配当見込額が増加し、保証人に資産を残せることとなった。保証債務の整理は特定調停手続を活用した。
- ・ 保証債務の整理の概要は以下の通り。
 - 主債務者は、破産申立により整理を行った。将来的に破産を申し立てた場合の配当見込額は0であるところ、早期に整理を行うことにより30百万円の破産配当が行われることとなり、債権者にとっての経済合理性が認められた。
 - 経営者は、資産を保有しておらず、保証債務全額を免除することとした。
 - 経営者の配偶者は、4百万円の資産のうち自家用自動車1百万円相当と生計費2百万円、計3百万円を残存資産とし、残額1百万円を弁済し、残存する保証債務について債務免除を受けることとなった。
 - 経営者および配偶者は保有する資産の内容を開示し、その正確性についての表明保証を行い、支援専門家である弁護士はその適正性についての確認を行っている。

IV. 保証債務の整理に関する事例

特定調停を活用した事例

事例 6 1. 保証人は自宅を親族に売却し、当該親族から賃借することで居住を継続した事例 (その他の金融機関)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・ レストラン等を運営する当社は、競合の参入等により 4 期連続赤字に陥り、債務超過に転落したため、再生支援協議会の関与によりスポンサー選定のうえ、第二会社方式で再生を図ることとなった。
- ・ 保証人は、代表者と親族の経営する法人（以下、「法人保証人」という。）の 2 者であったが、代表者の保証債務については、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、特定調停による解決を進めることを提案した。
また、法人保証人については、日本弁護士連合会による特定調停のスキームを利用した債務整理を提案した。

2. 当該整理の具体的内容

- ・ 代表者の保証債務の整理に際し、保有資産合計 52 百万円（現預金 3 百万円、保険解約返戻金 33 百万円、有価証券 3 百万円、自宅 12 百万円）のうち、保険解約返戻金、有価証券、自宅を換価し、各行の残高に按分し弁済に充当した。なお、自宅は親族に売却し、当該親族から賃借することで保証人が引き続き居住できるようにした。現預金 3 百万円については、ガイドラインに基づき残存資産として手元に残し、残りの保証債務については免除した。
- ・ 早期再生に伴う債権者の回収見込額の増加額は 99 百万円（債務者の破産移行時との比較）であった。

IV. 保証債務の整理に関する事例

特定調停を活用した事例

事例62. 組合の破綻処理に早期に着手し、保証人7名（理事）に自由財産以上の資産を残した事例（地域銀行）

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・貸金業を主業とする協同組合である当組合は、貸金業法改正に伴う主業の低迷に加え、過払金の返還請求により、多額の損失を計上していた。そのため、クレジット事業を同業者へ譲渡し、譲渡代金を弁済に充当したが、多額の債務が残った。
- ・金融債権者らと協議の上、分割弁済を行うも、計画通りの弁済が困難な状況となり、再度債権者らとの協議を続けたが合意に至らず、その後は、弁済が可能な範囲内で債権者にプロラタでの返済を継続していた。
- ・主債務は理事7名と関連会社1社が保証していた。理事は各自が組合とは別の会社を経営しており、当初、主債務の法的整理には積極的ではなかったが、期限の利益の喪失をきっかけに「経営者保証に関するガイドライン」（以下G Lという）を活用して主債務と保証債務を一体で整理することとなった。
- ・当組合の理事らはみな地元の名士であり、各理事の経営する会社を存続させるためにも、資産の劣化が進む前に早期に当組合の債務整理を決断させる必要があった。

2. 当該整理の具体的内容

- ・本件では、債務者と関連会社が破産申立を行い、保証人6名はG Lを活用した特定調停での決着を図ることとなった。なお、保証人1名は理事を退任し破産していたことから個別に対応した。
- ・保証人の資産状況については、弁護士による詳細な調査が実施され、保証人はその内容について表明保証を行った。
- ・金融債務は5社で4億6,200万円であり、そのうち保証債務額は3億7,650万円。破産手続きが3年遅延した場合、手元資金が枯渇し、所有不動産の適切な維持管理ができず、多額の修繕費用が必要となるため、処分価格の大幅な下落等が予想されたことから、早期整理による回収見込額の増加額は約4,900万円。
- ・保証人の総資産は4,820万円であり、回収見込額の増加額の範囲内であったことから、極力資産を多く残すために、保証人の弁済額は各人10万円として保証債務の残額については免除することとし、G L手続き費用280万円を控除した4,480万円を残存資産とすることで調停は成立した。
- ・以上のとおり、G Lを活用して早期に組合の破綻処理に着手することで、資産を必要以上に毀損させず、破産手続きにおける自由財産以上の資産を保証人の手元に残すことが可能となるとともに、各理事が個別に経営する会社を存続させることができた。

IV. 保証債務の整理に関する事例

特定調停を活用した事例

事例63. 保証人の将来の高度医療費等を残存資産に含めた事例

(地域銀行)

<p>1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等</p> <ul style="list-style-type: none">・電子部品製造業の当社は主販売先の製造拠点の海外シフトや販売単価の低下等の影響により、業績低迷・過剰債務に陥った。・主債務者については相応の雇用を抱え地域経済への影響があることを勘案し、抜本的な再建案検討を目的として中小企業再生支援協議会へ支援要請し、第二会社方式による再建を目指すこととした。・保証人は、代表者、前代表者（同族外）、前々代表者（代表者の親族）の3名。・前々代表者の保証債務は中小企業再生支援協議会の支援を受けて整理した。一方、代表者及び前代表者は、中小企業再生支援協議会が関与しない関連会社に係る保証債務も負っていたこと、金融債権者が多数であったことから、より公平性、透明性を確保すべく裁判所が一定程度関与している特定調停を活用することとした。
<p>2. 当該整理の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none">・早期再生に伴う回収見込額は、法的整理の場合より約3,000万円増加。・保証人2名（代表者及び同族外の前代表者）については、特定調停により債務整理を行い、以下の資産を残存資産とした。<ul style="list-style-type: none">①代表者：私財を返済に充てた上、破産手続における自由財産（99万円）を残存資産とした。なお、今後は従業員として新会社に留まり、また、残存資産に自宅は含まれていないものの、親族から提供を受けることができた。②前代表者（同族外）：代表就任期間中の当社の経営状況とその後の経営悪化との関連性が薄いこと等を総合的に勘案し、以下の資産を手元に残し、それ以外の資産を返済に充てた。<ul style="list-style-type: none">－自由財産99万円及び一定期間の生計費約250万円－自宅及び火災保険、車両－医師の診断書に基づく既往症治療資金（将来の高度医療費）約1,200万円 <p>なお、当社に係る保証債務については、保証付で再生ファンドへ債権譲渡したことから、再生ファンドにおいて解除を行った。</p> <ul style="list-style-type: none">・前々代表者（代表者の親族）については、中小企業再生支援協議会スキームに基づき保証債務を整理し、破産手続における自由財産（99万円以下）を残存資産とした。なお、残存資産に自宅は含まれていないものの、親族から提供を受けることができた。

IV. 保証債務の整理に関する事例

特定調停を活用した事例

事例 6 4. 保証人が不動産処分に協力し多額の残存資産を残すことができた事例

(信用金庫)

<p>1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等</p> <ul style="list-style-type: none">・宝飾品輸入販売業者の当社は、個人消費が低迷する中で、業績悪化が進み、中小企業再生支援協議会関与の下で、経営改善に取り組んできたが、十分な改善が進んでいなかった。・後継者も育ておらず、現状の経営体制下では自主的な再生は困難であると判断し、当社の雇用を維持する観点から、スポンサー企業に事業譲渡を行う第二会社方式により再建を図ることとした。・保証人は代表者、取締役の2名で、保証債務については、「経営者保証ガイドライン」を活用し特定調停を申し立てることとした。
<p>2. 当該整理の具体的内容</p> <p>・当金庫は、関係者間の調整をする際に、外部専門家としての弁護士とともに、金融機関や信用保証協会に対して、日弁連の特定調停を活用した事例を用いて説明するなどして、早期に、関係者間での合意を形成することに努め、再生計画について了承を得た。</p> <p>①主たる債務の整理の概要は以下の通り</p> <ul style="list-style-type: none">➢ コンサルタント会社関与の下、スポンサー企業を選定し、事業譲渡の条件（譲渡価格、全従業員の雇用継続）を決定。➢ スポンサーの100%出資により設立された子会社（承継会社）に対し事業及び事業資産を譲渡。➢ 当社（清算会社）については、不動産の売却代金及び事業譲渡代金を金融機関に任意配当し、残存債務は特別清算手続きを行うこととした。➢ 早期再生に伴う回収見込額は、法的整理の場合より約5億円増加（所有不動産の売却に際して、当金庫のみならず、代表者・取締役が購入者を自ら選定・交渉するなど尽力することで、評価額290百万円を大幅に上回る760百万円の高額にて売却）。 <p>②保証人（代表者、取締役）の保証債務整理の概要は以下の通り</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 代表者：整理の開始前に、自主的に一部弁済を行い、整理時の保有資産が自由財産（99万円）の範囲内であったことから、全額を残存資産とした。➢ 取締役：整理時の保有資産は約17百万円（預金5百万円、有価証券12百万円）に対して、残存資産は約11百万円とした。なお、取締役の残存資産については、以下の点を考慮した上で、インセンティブ資産として妥当性あるものと判断された。

ー代表者が整理開始前に自主的に一定の弁済を行っていたこと。

ー上記の不動産を高額で売却する上で、当該取締役が関与し、債権者の回収額の増大に大きく貢献したこと。

- ・ 経営責任を明確化するため、代表者・取締役は退任し承継後の事業経営に関与せず、清算事務のみ取り組んだ。
- ・ 上記の通り、本件は、関係者間の調整を迅速に行うとともに、債務者の所有不動産売却に際し、債務者自らも不動産売却などの債務整理に積極的に協力することで、最終的に、保証人により多額の資産を残すことができた。

IV. 保証債務の整理に関する事例

REVICの特定支援業務を活用した事例

事例65. 各専門家と連携して廃業を支援し、保証債務を整理した事例

(信用金庫)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・ 印刷物関連事業を営む当社は、国内市場が縮小する中、得意先からの受注が減少し、過去の設備投資に係る借入金が増え、過剰債務となっていた。当金庫は、12年前から本部の経営改善サポート部署が直接関与してモニタリングや助言を実施してきたが、過剰債務の大幅な解消は困難だった。そのような中、主要得意先の発注方針変更により当社の受注が急激に落ち込み、今後の回復の見通しが不明なことから事業継続を断念し、当金庫に対し、自己破産の相談があった。
- ・ 2014年10月、関東財務局主催の勉強会において、REVICの特定支援業務に関する説明を受けたことから、本件取組を積極的に検討することになった。

2. 当該整理の具体的内容

- ・ 当金庫は、REVICに対し、経営者が自己破産をせず、当社が円滑に廃業することができないか事前相談を行い、その可能性を確認した。
- ・ 経営者と一緒に廃業スケジュールを検討する中でいくつもの課題を乗り越えなければならなかったが、各分野の専門家との連携及びサポートにより実行することが可能となった。従業員の処遇については社会保険労務士、不動産売却については不動産仲介業者が親身になって協力してくれた。当金庫も機械買取業者の紹介や廃業後の生活拠点の相談、買掛金・未払金の清算を含む資金繰り管理など様々なサポートを実施した。それぞれの課題を解決し現実的な債務整理及び廃業の目処が立ったことから、特定支援の申込みを行い、REVICにおいて本件に関する支援が正式に決定された。

【当該取組みの成果】

- ・ 経営者が自己破産することなく、当社が円滑に廃業することができ、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき経営者の手元に一定期間の生計費等を残し、今後の再チャレンジに向けた生活基盤を確保できる見通しである。

IV. 保証債務の整理に関する事例

REVICの特定支援業務を活用した事例

事例66. 組合の廃業を支援し、保証人（理事）の保証債務を整理した事例

（その他の金融機関）

<p>1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等</p> <ul style="list-style-type: none">当組合は地元小売商店の振興のために尽力してきた協同組合であるが、地元小売商店の業績低迷に伴い、当組合の業績も低迷していたことから廃業を検討することとなった。当行は、当組合から廃業へ向けた債務整理の相談を受け、保証人である組合理事の今後の生活にも配慮し、REVICの「特定支援業務」【※】の活用を提案し、当組合、保証人とともに支援申込を行った。 <p>【※】「特定支援業務」とは、REVICが金融機関等から経営者保証の付いた貸付債権等を買取り、事業者の債務整理を行うと同時に、経営者の保証債務について「経営者保証に関するガイドライン」に従った整理手続きを行うもの。 経営者の再チャレンジ実現、中小企業の各ライフステージにおける新陳代謝、ひいては地域経済の活性化を促進することを目的としている。</p>
<p>2. 当該整理の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none">「特定支援業務」にかかる全国初の事案として、平成27年3月支援決定に至った。保証人Aは個人事業（商店）を営んでいたため、保証人Aの保有する資産を「個人事業（商店）に関わる資産」と「その他の資産」とに分類した。「その他の資産」は破産手続における自由財産の範囲内であったため、保証債務全額について保証免除を実施することとなった。また、「個人事業（商店）に係る資産」については、当該事業に係る負債があり、債務超過であったこと、また、当該資産が事業継続に不可欠な資産である点を考慮し、全額を残存資産とした。本件により、当組合については、円滑な廃業を進めることが可能となり、保証人については、組合廃業に伴う保証債務の履行負担がなくなり、自身の個人事業に専心することが可能となった。

IV. 保証債務の整理に関する事例

REVICの特定支援業務を活用した事例

事例67. スポンサーへの事業譲渡を行い、保証人に一定の資産を残した事例 (1)

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経営・状況等

- 小売業を営む当社は、店頭販売の不振と過大な債務により、単独での事業再生が困難な状況となったため、当行、当社、スポンサーの三者で、スポンサーへの事業譲渡を軸とした支援スキームの検討を開始した。
- 取引金融機関の債権放棄が必要であったことから、REVICに相談し、特定支援業務を活用することとなった。

2. 当社整理の具体的内容

- REVICでの支援決定後、債権放棄を含む再建計画が提示され、取引全行が本計画に合意した。
- 主債務者の支援スキームは以下の通り。
 - 当社事業用資産をスポンサーへ譲渡。
 - 非事業用資産売却後にREVICが金融機関から債権を買い取り、当社は特別清算。
 - 当社従業員は、退職金等の清算後、スポンサーにて再雇用。
- 保証人（代表者等）の保証債務の整理の概要は以下の通り。
 - 所有不動産の売却により保証債務を一部履行後、残存する保証債務について免除。
- メイン行として主導してREVICへ相談を行い、事業継続に積極的に取り組んだ結果、地元従業員の雇用維持に貢献したほか、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、保証人の手元に一定期間の生計費等を残し、生計維持および今後の再チャレンジに大きく寄与することが出来た。

IV. 保証債務の整理に関する事例

REVICの特定支援業務を活用した事例

事例68. スポンサーへの事業譲渡を行い、保証人に一定の資産を残した事例 (2)

(信用金庫)

<p>1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等</p> <ul style="list-style-type: none">・地元テキスタイルの老舗である当社は、幅広い素材を手掛け、大手アパレル企業中心に販売基盤を確立していたが、安価な輸入品との競合により売上が減少、5期連続赤字となり大幅な債務超過に陥った。・メインバンクである当金庫は、早期の事業譲渡等行うことにより、当社の事業や従業員の雇用を維持するとともに経営者の再チャレンジを進めやすくするためREVICの「特定支援業務」の活用を提案し、当社と協議の上でREVICに相談を行った。
<p>2. 当該整理の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none">・本件は第三者支援による事業継続が見込まれることから、代表者同士面識があった当社の仕入れ先企業に対し支援の要請を行ったところ、当該仕入れ先企業は当社の販売基盤に魅力を感じていたこともあり、スポンサーとして支援することになった。スポンサーが決まったことを踏まえて、保証人の再チャレンジのほか、従業員の雇用確保の実現に向けてREVICでの特定支援が決定し、債権放棄を含む弁済計画が提示され、取引全行が本計画に合意した。・主債務者の支援スキームは以下の通り。<ul style="list-style-type: none">➢ 事業の全部をスポンサーが新設した企業に譲渡。➢ 非事業性の保有資産は換価・処分等を行い、対象債権者へ弁済。残余の対象債権については特別清算手続において債権放棄。➢ 従業員は、希望者全員が事業譲渡先で新規雇用。・保証人（代表者等）の保証債務の整理の概要は以下の通り。<ul style="list-style-type: none">➢ 保証人（2名）のうち1名は、当該事業者の事業譲渡先にて顧問として再就職。残る1名も、不動産管理会社に再就職となる。保証人の資産のうち、自宅については担保物件のため売却により債務の弁済に充当するものの、一定の生計費のほか、転居費用などを考慮し生活基盤の確保に必要な現預金等を残存資産とした。<ul style="list-style-type: none">①保証人A：保有資産として自宅（時価30百万円程度、事業者借入のために担保提供）、金融資産（現預金、保険、株式等）12百万円程度のうち、自宅を売却し売却代金を担保権者に弁済。その上で経営者保証ガイドラインにおける今後の生活費用等（自宅処分に伴い必要となる転居費、医療費等を含む）である520万円程度を残存資産とした。②保証人B：自宅は非所有、保有財産として金融資産（現預金、保険）1百万円程度及び自家用車（ローン超過）の全てを残存資産とした。

IV. 保証債務の整理に関する事例

REVICを活用した事例

事例69. 第二会社方式により保証債務を整理した事例

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経営・状況等

- 小売業を営む当社グループは、事業拡大に伴う過大投資等により債務超過に転落。
- メインバンクである当行は、当社が再生を図るためには、取引金融機関間の調整を行い、債権放棄を含む抜本的な金融支援が必要であると考え、地域経済活性化支援機構（以下、「REVIC」という。）を活用することが有効と判断し、当社と協議しREVICに相談を行った。

2. 当社整理の具体的内容

- REVICでの再生支援決定後、債権放棄を含む抜本的な再建計画が提示され、取引全行が本計画に合意した。
- 主債務者の支援スキームは以下の通り。
 - 当社グループの事業受皿会社として100%出資子会社を設立し、REVICが必要資金を出資するとともに新会社の全株式を取得。会社分割により当社グループの事業用資産等を新会社へ譲渡し、分割会社（旧会社）は、非事業用資産売却後に特別清算を行う。
 - 新会社の社長は外部から招聘するとともに、REVICから2名以上の取締役を派遣し、経営体制を強化。REVICによる人的支援の他、REVICと当行による資金支援の下で再生を図っていく計画。
- 保証人（旧会社社長）の保証債務の整理の概要は以下の通り。
 - 保証人が、保有する財産に関する表明保証を行い、保証人と利害関係のない弁護士が確認を行った。一定期間の生計費に相当する資産及び自宅を残存資産とし、その他の資産で保証債務の一部履行を実施し、残存する保証債務について免除した。
- メイン行として主導してREVICへ相談を行い、当社再建に積極的に取り組んだ結果、地元従業員の雇用維持に貢献したほか、「経営者保証に関するガイドライン」に基づいた対応により、保証人の生計維持および今後の再チャレンジに大きく寄与することとなった。

IV. 保証債務の整理に関する事例

REVICを活用した事例

事例70. 地元企業と連携して旅館業者の再生支援を行った事例

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・当社は、豊富な湧出量と特徴的な泉質を誇る源泉などにより、「地域の至宝」とされている一帯に所在する温泉旅館業者であるが、過剰な設備投資、東日本大震災などにより業績が低迷し、大幅な債務超過に陥っていた。
- ・当社は、地域経済において重要な役割を果たしており、当社の従業員の雇用を維持するとともに、当該地域の活性化に資するためには、メインバンクである当行を中心とする抜本的な事業再生支援が必要と判断し、当社と協議のうえ(株)地域経済活性化支援機構(以下、「REVIC」という。)に申込みを行った。

2. 当該整理の具体的内容

- ・REVICによる再生支援決定後、債権放棄を含む抜本的な事業再生計画が提示され、政府系金融機関や信用保証協会を含めた全取引金融機関が当該計画に同意した。
- ・再生スキームの概要は以下のとおり。
 - 当社は100%減資して、REVICが50%、当行及び地元企業が50%を出資。
 - 新たな代表取締役としてホテル・旅館経営に精通した人材を外部招聘するとともに、REVIC及び当行より、取締役とハンズオン人材を派遣して経営体制を強化。
 - 当行が貸付枠を設定し、新規融資に対応。
- ・保証人3名(会長、社長、相談役)の保証債務整理の概要は以下のとおり。
 - 保証人である経営者3名は、保有資産の内容を開示し、その正確性の表明保証を行うとともに、弁護士がその適正性について確認を行った資料を提出。
 - 金融債務全額を経営者3名が個人保証していたが、保証債務の一部を履行もしくは無償解除を実施し、全金融機関が保証債務を免除。
 - 保証人のうち2名(会長、社長)は自宅を有しており、華美とは認められず、今後の生活の維持を考慮し引き続き居住。また、保証人3名ともに、一定期間の生計費を加えて残存資産としており、うち2名(会長、相談役)は高齢であることを考慮して、今後必要となる医療費・介護費分を上乗せすることとした。

- なお代表者（社長）は、取締役を辞任した上で、当社の経営再建や地域の活性化に貢献するべく従業員として経営に携わっている。
- ・当該地域は、環境省が推進する国立公園ブランド化事業として選定されており、REVICと地元企業が支援して官民連携を推進することで、当該地域の活性化が図られることとなる。また、本件はREVICと地元企業等が折半出資にて地元企業の再生を進める地域主体の再生スキームであり、地域再生のモデル事例となりうるものである。

IV. 保証債務の整理に関する事例

REVICを活用した事例

事例 7 1. 保証人の子息の大学進学費用を残存資産に含めた事例

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・地域で唯一の総合病院として、長年に渡り地域医療を支えてきた当医療法人は、過去の過大投資と高コスト構造により、毎期経常損失を計上し、大幅な債務超過に陥っていた。
- ・当行はメイン行として、数年前より、事業再生に向けて、経営改善計画を策定し、過剰債務の解消等に取り組み、一定の改善が見られたが、設備の老朽化や医師をはじめとした人材難にも直面するなど、多くの課題が残り、将来の安定的な運営が懸念される状況であった。
- ・当行は、当該医療法人が、地域にとって必要不可欠である点を踏まえ、当該医療法人とも協議を重ねた結果、地域経済活性化支援機構（以下、「REVIC」という。）を活用して、スポンサーへ経営権を移転することにより、抜本的な事業再生を図ることとした。

2. 当該整理の具体的内容

- ・当行は、事業再生に向けて、他行に早い段階で相談し、協調体制を構築するとともに、REVICの支援決定後、債権放棄を含む再生計画に当行を含む取引全行が同意した。
- ・主債務者の支援スキームは以下の通り。
 - スポンサーは、地域医療を継続し、シナジー効果が発揮できることを重視するとともに、コストを抑えつつ、早期に見つける必要があったことから、当行の取引先の中から選定。
 - 当行を含む金融機関 3 行で、総額数億円の債権放棄を行った上で、スポンサーへ経営権を移転。
 - 当医療法人に対しては、銀行取引の正常化と老朽化した設備を刷新するために、他行と協調して総額 15 億円のリファイナンスを実施（リファイナンス資金 13 億円、設備資金 2 億円）。その際、スポンサーが金融債務に対して保証を提供。
- ・主な保証人（理事長）の保証債務整理の概要は以下の通り。
 - 保証人の保有資産は処分・換価して各債権者に弁済し、残存資産を超える保証債務は免除。
 - 実質的な残存資産は約 20 百万円（一定の生活費約 5 百万円、子息の大学進学費用約 15 百万円）。

(医師である保証人の子息は、当医療法人を支えるべく、医学部進学を希望し勉学に励んでいた。そこで、債権者間で協議した結果、子息が将来当法人に貢献することを期待し、インセンティブとして残すことに妥当性があるとの結論に達したもの。)

- ・ 本件の再生計画及び保証人の弁済計画は、法的整理である破産処分による回収見込額と比較して、数億円も多く回収が見込まれることから、十分に経済合理性があると判断し、債務整理を実施するに至った。
- ・ 以上の通り、本件はメインバンクが支援を通じて、債務者の事業内容や特徴を十分に理解し、自らの取引先中から最適なスポンサーを見つけ出し、事業再生につなげたことで、債権者の回収額が増加するとともに、保証人の子息の進学費用を含め、多くの残存資産を保証人に残せることとなった事例。

IV. 保証債務の整理に関する事例

その他

事例72. 事業再生 ADR を活用して保証債務を整理した事例

(地域銀行)

<p>1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等</p> <ul style="list-style-type: none">・当社は、宿泊業者であり、過去、多額の資金を投じ設備投資や事業の多角化を行ったものの、企図した投資効果を得られずに過剰債務・債務超過に陥った。・その後、一定のキャッシュフローの創出はできていたが、事業価値を維持するための設備投資資金の調達が困難であることや競争環境が厳しくなったこと等から、自主再建は困難と判断されたため、メインの地元銀行から抜本的改善スキームの必要性を説明し、事業再生 ADR を活用した事業再生計画の策定に着手した。
<p>2. 当該整理の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none">・スポンサーから出資・貸付により抛出を受けた資金を金融債務の一部弁済に充て、残りは債務免除を受けることで再建を図ることとなった。事業再生計画の概要は以下のとおり。<ul style="list-style-type: none">➢ 金融機関の債権(うち大半を経営者が連帯保証)について、スポンサーからの出資・貸付、不動産の売却等、経営者の保証履行で一部を弁済し、残りの債務については免除した。・経営者の保証債務については、「経営者保証に関するガイドライン」に即して、以下のような形で保証債務の免除を行うこととした。<ul style="list-style-type: none">➢ 保証人が保有資産の内容を開示するとともに、その正確性について表明保証を行い、支援専門家である弁護士がその適正性について確認を行った旨の報告書の提出を行った。➢ 保証人が、表明保証を行った資力の状況が事実と異なる場合には追加弁済を行う旨を表明した。➢ 早期再生に伴う回収見込額の増加額は、スポンサーからの出資・貸付により主たる債務の一部弁済に充てた金額であった。➢ 保証人の退職金により、保証債務の一部を履行した。➢ 保証人の残存資産については、以下のとおりとした。<ul style="list-style-type: none">－破産手続の自由財産に相当する現預金－生命保険を解約した場合の返戻金(破産手続においても自由財産として認められる可能性が高いことを考慮)－自宅(華美とは認められず、今後の生活の維持を考慮)・生命保険の解約返戻金のほか、自宅を残存資産として保証人に残したことにより、その後の保証人の生活再建に大きく寄与することとなった。

IV. 保証債務の整理に関する事例

その他

事例 7 3. 主債務の民事再生手続の終結後に保証債務を整理した事例

(地域銀行)

1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- ・ 当社は、同業者との競合による減収傾向に加え、設備に伴う借入金負担が重く、資金繰りが逼迫していた。取引金融機関による元本返済猶予の資金繰り支援の下、収益の改善を目指したが、自力での再生は困難と判断し、民事再生手続開始の申立を行った。
- ・ 経営者の保証債務については、別途整理を行うこととされていたが、民事再生手続の係属中に「経営者保証に関するガイドライン」の適用開始が決定したことから、ガイドラインを適用した保証債務の整理の申出があった。

2. 当該整理の具体的内容

【主たる債務の整理の概要】

- ・ 民事再生手続において、県外業者をスポンサーとした事業譲渡型の再生計画案が認可され、再生計画の遂行により再生手続は終結した。

【保証債務の整理の概要】

- ・ 保証人の一人は、金融債権のほか、リース債権、一般債権についても保証債務を負っており、代理人弁護士により金融機関に対する債務整理案の説明会が開催された。もう一人の保証人は、当行に対してのみ経営者保証を行っていた。
- ・ 本件は、主たる債務の整理終結後に保証債務の整理を行ったため、自由財産の範囲（現預金 1 百万円）を超えて保証人に資産を残すことができない事案であったが、保証人にとっては、自宅に住み続けることができることや、債務整理を行った事実等が信用情報登録機関に登録されないことなどのメリットがあるため、ガイドラインを活用して保証債務の整理を行うこととなった。
- ・ なお、自宅は、住宅ローンが残存しており、換価して当該住宅ローンの弁済に充当しても住宅ローン債務が残存し、保証債務の弁済原資とはならないことから、引き続き約定弁済を継続し、住み続けることができることとなった。

(別紙 4)

令和元年 11 月 25 日

年末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について

足元の景気は、輸出を中心に弱さが長引いているものの、緩やかに回復しています。先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されますが、通商問題を巡る緊張、中国経済の先行き、英国のEU離脱の行方等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引上げ後の消費者マインドの動向に留意する必要があります。また、令和元年台風第19号など相次ぐ自然災害の経済に与える影響に十分留意する必要があります。

このような現下の状況のもと、地域経済も含めた経済の好循環の更なる拡大の実現に向けて、金融機関においては、より一層、金融仲介機能を発揮し、成長分野等への積極的な資金供給や経営改善・体質強化等の支援に取り組むことが重要です。

金融機関による金融の円滑化への取組みは着実に進められてきておりますが、当庁としては、年末、更にはそれ以降の、中小企業・小規模事業者の資金繰りに万全を期す必要があると考えております。

また、金融機関は、円滑な資金供給にとどまらず、それぞれの借り手の経営課題に応じた適切な解決策を提案し、その実行を支援していくことが求められています。

今般、別添（写）のとおり、中小企業庁長官からも、中小企業・小規模事業者に対する年末における金融の円滑化について、周知徹底の要請があったところです。

については、貴協会傘下金融機関に対し、下記の周知徹底をお願いいたします。

記

- (1) 中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障が生じないように、中小企業・小規模事業者から相談があった場合は、その実情に応じてきめ細かく対応し、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めること。

とりわけ、政府において持続的な経済成長に向けた貸金・最低貸金の引上げを推進していることを踏まえた資金需要に、適切に対応すること。

- (2) 昨年4月から新たな信用補完制度の運用が始まったことも踏まえ、信用保証を含め、担保・保証や財務内容等の過去の実績に必要以上に依存することなく、今まで以上に、事業の内容及びその業界の状況等を踏まえた融資やコンサルティングを行い、企業や産業の成長を支援すること。
- (3) 必要に応じ、地域経済活性化支援機構、日本人材機構、中小企業再生支援協議会、事業引継ぎ支援センター等の外部機関や外部専門家とも連携しつつ、コンサルティング機能を十分に発揮し、それぞれの借り手の真の意味での経営改善が図られるよう積極的に支援（円滑な事業承継に向けた支援を含む）を行うこと。
- (4) 「経営者保証に関するガイドライン」が融資慣行として浸透・定着していくために、中小企業・小規模事業者等の顧客に対し、積極的に本ガイドラインの周知を行うとともに、活用状況について自主的な開示の推進を検討すること。
あわせて、事業承継時に新・旧経営者から二重で個人保証を徴求している割合は低下傾向にあるものの、改善の余地があることを踏まえ、事業承継時を含め、本ガイドラインの更なる活用に努めること。
- (5) 近年、大規模な自然災害が複数発生していることに鑑み、被災者の生活・事業の再建に向けて、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」等の活用に向けた周知・広報・利用相談を含め、被災事業者・個人の状況やニーズに応じたきめ細かな対応を行うこと。
- (6) 上記(1)から(5)までの取組みについて、営業現場の第一線まで浸透させ、組織全体として、積極的に取り組むこと。

以 上

令和 2 年 2 月 28 日
金 融 庁

年度末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について

足元の景気は、輸出が引き続き弱含むなかで、製造業を中心に弱さが一段と増しているものの、緩やかに回復しています。先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されますが、通商問題を巡る動向、中国経済の先行き、英国のEU離脱、中東地域を巡る情勢等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引上げ後の消費者マインドの動向に留意する必要があります。

このような現下の状況のもと、地域経済も含めた経済の好循環の更なる拡大の実現に向けて、金融機関においては、より一層、金融仲介機能を発揮し、成長分野等への積極的な資金供給や経営改善・体質強化等の支援に取り組むことが重要です。

金融機関による金融の円滑化への取組みは着実に行われてきておりますが、当庁としては、年度末、更にはそれ以降の、中小企業・小規模事業者の資金繰りに万全を期す必要があると考えております。

また、金融機関は、円滑な資金供給にとどまらず、それぞれの借り手の経営課題に応じた適切な解決策を提案し、その実行を支援していくことが求められています。

今般、中小企業庁長官からも、中小企業・小規模事業者に対する年度末における金融の円滑化について、周知徹底の要請があったところです。

については、貴協会傘下金融機関に対し、下記の周知徹底をお願いいたします。

記

- (1) 中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障が生じないように、中小企業・小規模事業者から相談があった場合は、その実情に応じてきめ細かく対応し、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めること。

とりわけ、政府において持続的な経済成長に向けた賃金・最低賃金の引上げを推進していることを踏まえた資金需要に、適切に対応すること。

- (2) 一昨年4月から新たな信用補完制度の運用が始まったことも踏まえ、信用保証を含め、担保・保証や財務内容等の過去の実績に必要以上に依存することなく、今まで以上に、事業の内容及びその業界の状況等を踏まえた融資やコンサルティングを行い、企業や産業の成長を支援すること。
- (3) 必要に応じ、地域経済活性化支援機構、日本人材機構、中小企業再生支援協議会、事業引継ぎ支援センター等の外部機関や外部専門家とも連携しつつ、コンサルティング機能を十分に発揮し、それぞれの借り手の真の意味での経営改善が図られるよう積極的に支援（円滑な事業承継に向けた支援を含む）を行うこと。
- (4) 「経営者保証に関するガイドライン」が融資慣行として浸透・定着していくために、中小企業・小規模事業者の顧客に対し、積極的に本ガイドラインの周知を行うとともに、活用状況について自主的な開示の推進を検討すること。
あわせて、円滑な事業承継を促す観点から、事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の周知徹底を図るとともに、内部規定の整備等の所要の態勢整備に努め、準備が整った場合は、運用開始日を待たず、先行した対応を開始すること。中小企業・小規模事業者からの相談にもきめ細かく対応すること。
- (5) 近年、大規模な自然災害が複数発生していることに鑑み、被災者の生活・事業の再建に向けて、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」等の活用に向けた周知・広報・利用相談を含め、被災事業者・個人の状況やニーズに応じたきめ細かな対応を行うこと。
- (6) 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対し、関係機関とも連携しつつ、きめ細かな事業者支援のため、金融機関が事業者を訪問するなど、丁寧かつ親身になって経営相談に乗るとともに、事業者からの経営の維持継続に必要な資金の借入の申込みや、顧客からの貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、適切な対応に努めること。
- (7) 上記(1)から(6)までの取組みについて、営業現場の第一線まで浸透させ、組織全体として、積極的に取り組むこと。

以 上

(別紙5)

令和元年 12 月 24 日
金 融 庁

「経営者保証に関するガイドライン」の特則の積極的な活用について

令和元年 12 月 24 日に「経営者保証に関するガイドライン研究会」から、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の特則が公表されました。

本特則は、「ガイドライン」を補完するものとして、事業承継時に際して求め、期待される具体的な取扱いを定めたものとなっております。当庁としては、金融機関等による積極的な活用を通じて、本特則が融資慣行として浸透・定着していくことが重要であると考えております。

本特則が広く活用され、事業承継時には原則二重徴求は求めないこととするなどの経営者保証に依存しない融資の一層の実現に向けた取組みが進むことで、円滑な事業承継が行われることが期待されます。

つきましては、貴協会傘下機関に対し、下記を周知徹底方宜しくお願いいたします。

記

- (1) 営業現場の第一線まで本特則の趣旨や内容の周知徹底を図るとともに、顧客に対する幅広い周知・広報の実施、社内規定や契約書の整備等、所要の態勢整備に取り組むこと。
- (2) 本特則の適用に関する準備が整った場合は、運用開始日を待たず、先行した対応を開始すること。
- (3) 中小企業等からの相談には、その実情に応じてきめ細かく対応し、必要に応じ外部機関や外部専門家とも連携しつつ、本特則の積極的な活用に努めること。

(以 上)

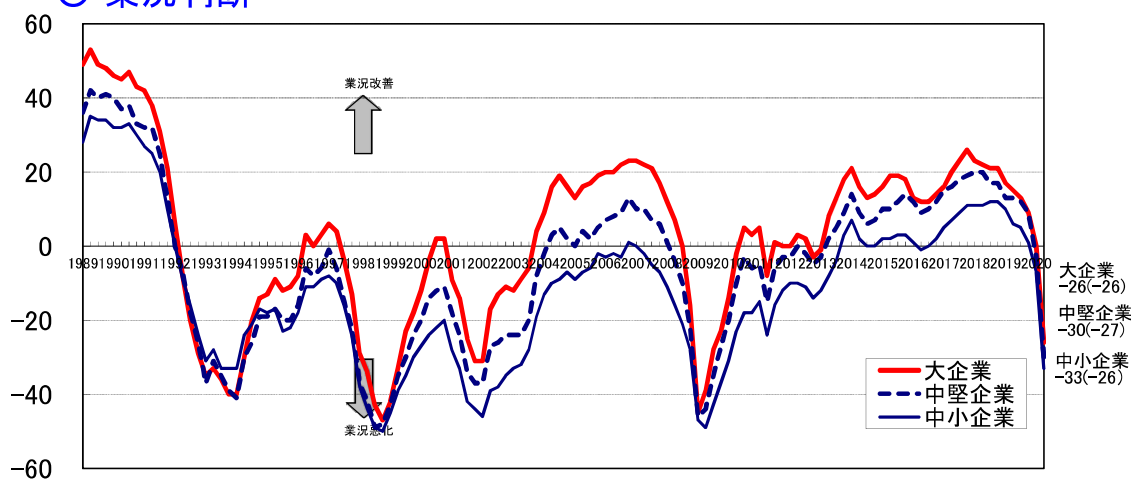
民間金融機関^(※1)における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績

	2018年度		2019年度	
	2018年4月-9月	2018年10月-2019年3月	2019年4月-9月	2019年10月-2020年3月
① 新規に無保証で融資した件数 (ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)	320,379	313,434	345,001	338,499
② 経営者保証の代替的な融資手法 ^(※2) を活用した件数	347	461	611	652
③ 保証契約を解除した件数 ^(※3)	33,651	33,335	32,225	35,765
④ 合計【④ = ①+②+③】	354,377	347,230	377,837	374,916
⑤ 保証金額を減額した件数	5,588	5,674	4,602	5,290
⑥ メイン行 ^(※4) としてガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数	103	163	73	221
⑦ 新規融資件数	1,674,781	1,647,069	1,612,568	1,581,685
⑧ 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合【⑧ = (①+②)÷⑦】	19.2%	19.1%	21.4%	21.4%
	19.1%		21.4%	
【代表者の交代時における対応】				
⑨ 旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数	2,923 (10.8%)	2,460 (10.1%)	2,867 (10.3%)	2,766 (10.1%)
⑩ 旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数	11,030 (40.9%)	10,509 (43.1%)	11,111 (39.9%)	11,848 (43.1%)
⑪ 旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数	7,888 (29.3%)	7,178 (29.4%)	9,789 (35.2%)	9,774 (35.6%)
⑫ 旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数	5,112 (19.0%)	4,251 (17.4%)	4,066 (14.6%)	3,074 (11.2%)

※1 「民間金融機関」とは、主要行等9行、その他銀行22行、地域銀行103行、信用金庫256金庫(信金中央金庫を含む)、信用組合146組合(全国信用組合連合会を含む)の合計536機関。
 ※2 「経営者保証の代替的な融資手法」とは、停止条件付保証契約、解除条件付保証契約及びABLをいう。
 ※3 「保証契約を解除した件数」とは、「特定債務保証の解除をした場合」又は「根保証の期限到来前に解除をした場合」又は「根保証の期限到来時に期限延長等をしなかった場合」をいう。
 ※4 メイン行の判定については、各金融機関の基準に拠る。
 (注) 【代表者の交代時における対応】とは、旧経営者が保証を提供している先において、代表者交代手続きが行われた場合の件数を記載(過去の実績についても同じ)。

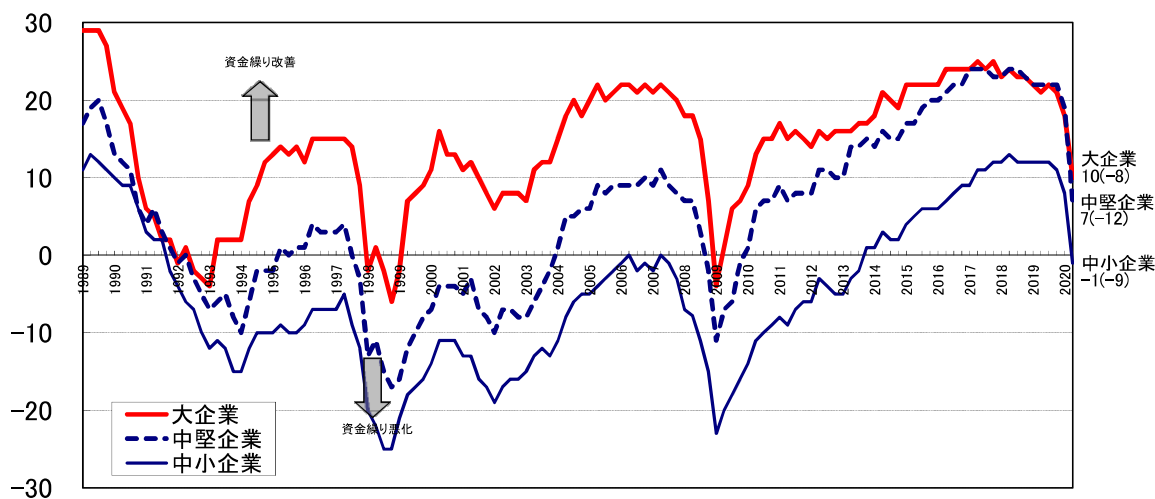
日銀短観D.I. の推移

○ 業況判断



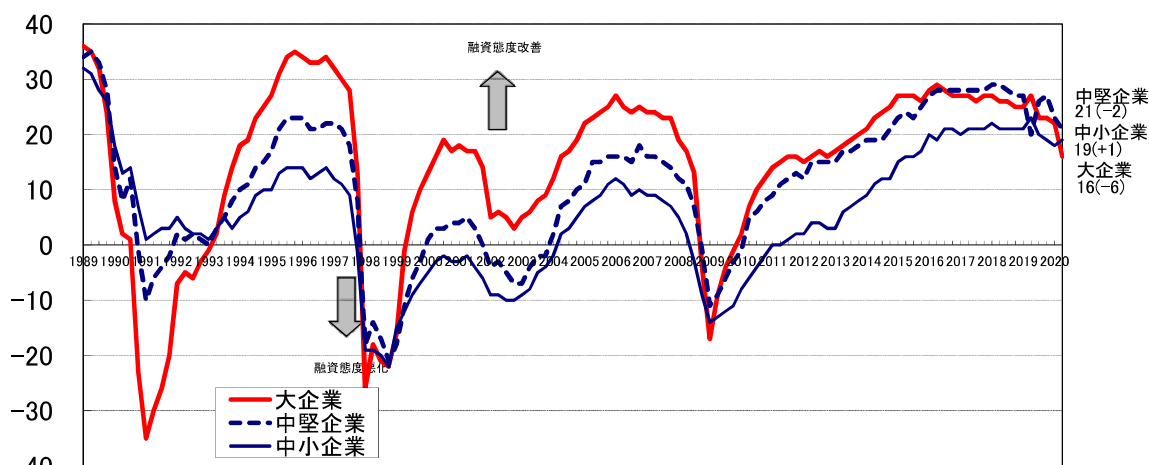
※業況判断D.I.は、「良い」の社数構成比から「悪い」の社数構成比を引いて算出。

○ 資金繰り判断



※資金繰り判断D.I.は、「楽である」の社数構成比から「苦しい」の社数構成比を引いて算出。

○ 金融機関の貸出態度判断



※金融機関の貸出態度判断D.I.は、「緩い」の社数構成比から「厳しい」の社数構成比を引いて算出。

(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 数字は2019年3月調査時点。(カッコ内の数字は前回調査(2018年12月)との比較)

(別紙 8)

法人向け貸出残高の推移(国内銀行)表

(単位:兆円,%)

月末	法人向け全体 貸出残高	前年同月比	中小企業向け		中堅・大企業向け	
				前年同月比		前年同月比
2017.01	301.6	2.7	187.9	3.3	113.8	1.8
2017.02	302.1	3.4	187.8	4.1	114.3	2.2
2017.03	306.2	3.3	193.6	4.2	112.6	1.7
2017.04	303.2	3.7	191.9	4.7	111.3	2.2
2017.05	302.3	3.9	190.9	5.2	111.4	1.8
2017.06	303.9	4.1	192.6	5.2	111.3	2.3
2017.07	304.0	3.9	192.7	4.4	111.3	2.9
2017.08	303.3	3.7	192.5	4.7	110.8	2.1
2017.09	307.3	3.5	196.1	5.2	111.1	0.7
2017.10	305.4	3.6	194.0	5.0	111.5	1.2
2017.11	307.0	3.1	194.8	5.0	112.2	0.1
2017.12	311.7	2.8	198.5	4.6	113.1	▲ 0.2
2018.01	309.7	2.7	196.7	4.7	113.0	▲ 0.7
2018.02	309.1	2.3	196.8	4.8	112.3	▲ 1.8
2018.03	312.4	2.0	201.2	3.9	111.2	▲ 1.2
2018.04	311.9	2.9	198.7	3.6	113.2	1.7
2018.05	310.1	2.6	197.1	3.3	113.0	1.4
2018.06	313.6	3.2	200.0	3.9	113.6	2.0
2018.07	313.7	3.2	198.7	3.1	114.9	3.2
2018.08	313.8	3.5	198.2	3.0	115.5	4.3
2018.09	318.1	3.5	201.7	2.9	116.4	4.7
2018.10	315.6	3.3	199.4	2.8	116.2	4.2
2018.11	318.3	3.7	200.6	2.9	117.7	4.9
2018.12	322.0	3.3	203.9	2.7	118.2	4.4
2019.01	319.8	3.2	201.5	2.4	118.2	4.6
2019.02	319.3	3.3	201.1	2.2	118.2	5.3
2019.03	323.8	3.7	205.9	2.3	117.9	6.0
2019.04	323.9	3.8	205.4	3.4	118.5	4.7
2019.05	320.4	3.3	202.7	2.9	117.7	4.1
2019.06	322.4	2.8	204.9	2.5	117.4	3.4
2019.07	321.5	2.5	203.0	2.2	118.5	3.1
2019.08	321.4	2.5	203.7	2.7	117.8	2.0
2019.09	324.2	1.9	206.1	2.1	118.1	1.5
2019.10	322.6	2.2	204.5	2.6	118.1	1.7
2019.11	324.7	2.0	205.7	2.6	119.0	1.1
2019.12	327.8	1.8	208.4	2.2	119.4	1.1
2020.01	326.8	2.2	206.7	2.6	120.1	1.6
2020.02	326.8	2.4	207.0	3.0	119.8	1.3
2020.03	331.0	2.2	210.1	2.0	120.9	2.5
2020.04	340.3	5.1	210.9	2.7	129.4	9.2
2020.05	347.0	8.3	214.3	5.7	132.7	12.8
2020.06	349.7	8.5	216.0	5.5	133.6	13.5

(出典)日本銀行「預金・現金・貸出金」

○法人向け貸出残高は「貸出先別貸出金」の「貸出金」から「地方公共団体」「個人」「海外円借款等」を除いた計数(個人企業を含む)。

○「中小企業」:資本金3億円(卸売業は1億円、小売業、飲食店、サービス業は5,000万円)以下、または常用従業員300人(卸売業、サービス業は100人、小売業、飲食店は50人)以下の企業(法人および個人企業)。

貸付条件の変更等の状況について
 (令和2年3月10日から令和2年6月末までの実績)

[債務者が中小企業者である場合]

(単位：件)

	申込み	貸付条件の変更等の状況				A/(A+B)
		実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	
主要行等(9)	24,364	15,456	250	7,795	863	98.4%
地域銀行(103)	131,297	107,255	337	20,390	3,315	99.7%
その他の銀行(78)	398	315	6	47	30	98.1%
合計(190)	156,059	123,026	593	28,232	4,208	99.5%

- ・ 主要行等とは、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行をいう。
- ・ 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。
- ・ その他の銀行とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行、外国銀行支店、整理回収機構をいう。
- ・ 左端の欄中の括弧内は、令和2年6月末時点の金融機関数。
- ・ 件数は、貸付債権ベース。

貸付条件の変更等の状況について
 (令和2年3月10日から令和2年6月末までの実績)

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位：件)

	申込み	貸付条件の変更等の状況				A/(A+B)
		実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	
主要行等(9)	5,363	2,111	63	2,896	293	97.1%
地域銀行(103)	12,946	8,892	73	2,918	1,063	99.2%
その他の銀行(78)	382	277	4	65	36	98.6%
合計(190)	18,691	11,280	140	5,879	1,392	98.8%

- 主要行等とは、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行をいう。
- 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。
- その他の銀行とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行、外国銀行支店、整理回収機構をいう。
- 左端の欄中の括弧内は、令和2年6月末時点の金融機関数。
- 件数は、貸付債権ベース。

貸付条件の変更等の状況について
(令和2年3月10日から令和2年6月末までの実績)

[債務者が中小企業者である場合]

(単位：件)

	申込み					A/(A+B)
	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ		
信用金庫(256)	130,483	102,067	270	25,533	2,613	99.7%
信用組合(146)	23,758	20,920	22	2,418	398	99.9%
労働金庫(14)	6	3	0	3	0	100.0%
信農連・信漁連(61)	779	666	2	91	20	99.7%
農協・漁協(661)	1,697	1,282	16	343	56	98.8%
合計(1138)	156,723	124,938	310	28,388	3,087	99.8%

- 信用金庫には信金中央金庫の計数を含む。
- 信用組合には全国信用協同組合連合会の計数を含む。
- 労働金庫には労働金庫連合会の計数を含む。
- 信農連・信漁連はそれぞれ信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会の略。農林中央金庫の計数を含む。
- 農協・漁協はそれぞれ農業協同組合、漁業協同組合の略。
- 労働金庫、信農連・信漁連、農協・漁協については令和2年3月13日から令和2年6月末までの実績を記載。
- 左端の欄中の括弧内は、令和2年6月末時点の金融機関数。
- 件数は、貸付債権ベース。

貸付条件の変更等の状況について
(令和2年3月10日から令和2年6月末までの実績)

【債務者が住宅資金借入者である場合】

(単位：件)

	申込み					A/(A+B)
	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ		
信用金庫(256)	6,440	5,025	24	1,111	280	99.5%
信用組合(146)	1,185	1,024	1	125	35	99.9%
労働金庫(14)	1,709	1,096	50	465	98	95.6%
信農連・信漁連(61)	28	24	0	3	1	100.0%
農協・漁協(661)	1,271	973	6	208	84	99.4%
合計(1138)	10,633	8,142	81	1,912	498	99.0%

- 信用金庫には信金中央金庫の計数を含む。
- 信用組合には全国信用協同組合連合会の計数を含む。
- 労働金庫には労働金庫連合会の計数を含む。
- 信農連・信漁連はそれぞれ信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会の略。農林中央金庫の計数を含む。
- 農協・漁協はそれぞれ農業協同組合、漁業協同組合の略。
- 労働金庫、信農連・信漁連、農協・漁協については令和2年3月13日から令和2年6月末までの実績を記載。
- 左端の欄中の括弧内は、令和2年6月末時点の金融機関数。
- 件数は、貸付債権ベース。

第7節 偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応

I 被害及び補償の状況（別紙1参照）

「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（預貯金者保護法）の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード等による被害の発生状況等を四半期ごとに取りまとめ、公表している。

最近の被害発生状況及び補償状況を見ると、以下のとおりとなっている。

- ① 偽造キャッシュカードによる被害発生件数は、2017年度は397件、2018年度は276件、2019年度は218件となっている。2019年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、98.9%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ② 盗難キャッシュカードによる被害発生件数は、2017年度は10,574件、2018年度は13,446件、2019年度は14,678件となっている。2019年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、55.5%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ③ 盗難通帳による被害発生件数は、2017年度は56件、2018年度は43件、2019年度は28件となっている。2019年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、44.4%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ④ インターネットバンキングにおける被害発生件数は、2017年度は363件、2018年度は396件、2019年度は1,866件となっている。2019年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、85.4%（件数ベース）を金融機関が補償している。

II 金融機関における対応状況

預貯金者保護法の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況についてアンケート調査を実施し、各年度に一度公表している。2019年度は、各金融機関の2019年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計した（2019年8月30日に概要を公表）。（別紙2参照）

また、2019年度は、フィッシング詐欺事案が多発したことを踏まえ、金融庁ウェブサイトにおいて主な手口や対策を公表し、広く注意喚起を行った（2019年11月19日、12月25日に公表）。業界団体との意見交換会においては、金融機関に対し、インターネットバンキングにかかるセキュリティ対策の有効性を確認するよう要請する等、フィッシング詐欺被害の発生防止に向けた対応を促した。

偽造キャッシュカードによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	計	処理方針決定済 補償	補償しない	調査・検討中等
12年度	0	0	1	18	0	0	0	0	1	18	1,857	1	1	0	0
13年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14年度	2	9	4	5	1	3	1	1	8	19	245	7	6	1	1
15年度	68	251	30	60	6	10	4	8	108	331	307	107	101	6	1
16年度	338	830	92	150	10	20	28	61	468	1,063	227	465	440	25	3
17年度	569	640	199	202	36	51	107	86	911	980	107	909	888	21	2
18年度	341	282	242	256	30	20	26	16	639	577	90	622	602	20	17
19年度	326	147	141	116	212	157	25	14	704	436	61	679	655	24	25
20年度	196	96	166	114	36	34	37	44	435	290	66	425	413	12	10
21年度	230	118	41	16	12	5	24	29	307	170	55	292	273	19	15
22年度	211	157	48	85	1	0	13	5	273	249	91	260	243	17	13
23年度	354	215	91	84	8	16	32	26	485	342	70	483	459	24	2
24年度	663	465	139	142	33	29	74	68	909	705	77	904	862	42	5
25年度	297	85	12	3	1	0	3	1	313	90	28	313	294	19	0
26年度	266	116	32	21	1	0	6	4	305	142	46	302	290	12	3
27年度	338	134	24	24	13	9	9	6	384	175	45	369	362	7	15
28年度	269	104	29	7	5	3	3	2	306	117	38	305	300	5	1
4月～6月	68	15	7	0	0	0	0	0	75	16	22	75	72	3	0
7月～9月	82	27	5	2	1	0	1	1	89	32	36	89	88	1	0
10月～12月	63	27	8	2	3	2	2	0	76	33	43	76	75	1	0
1月～3月	56	33	9	1	1	0	0	0	66	35	54	65	65	0	1
29年度	325	81	52	25	2	1	18	22	397	131	33	394	387	7	3
4月～6月	81	19	7	2	0	0	1	0	89	22	25	89	87	2	0
7月～9月	85	19	12	1	0	0	3	2	100	23	23	100	98	2	0
10月～12月	96	31	27	21	2	1	14	19	139	74	53	137	137	0	2
1月～3月	63	10	6	0	0	0	0	0	69	11	16	68	65	3	1
30年度	234	63	20	13	2	7	20	10	276	94	34	257	249	8	19
4月～6月	52	6	0	0	0	0	2	1	54	7	14	53	53	0	1
7月～9月	77	21	4	0	0	0	7	5	88	28	31	86	83	3	2
10月～12月	65	17	8	8	1	1	7	2	81	31	38	73	70	3	8
1月～3月	40	17	8	4	1	5	4	0	53	27	51	45	43	2	8
R1年度	165	62	38	53	7	11	8	17	218	145	66	183	181	2	35
4月～6月	40	19	0	0	1	8	1	6	42	34	81	39	39	0	3
7月～9月	41	12	12	30	3	2	1	2	57	48	84	56	54	2	1
10月～12月	65	26	25	22	3	0	4	7	97	57	59	73	73	0	24
1月～3月	19	4	1	0	0	0	2	1	22	5	24	15	15	0	7
計	5,192	3,864	1,401	1,406	416	384	438	429	7,447	6,085	81	7,277	7,006	271	170
構成比	69.7%	63.5%	18.8%	23.1%	5.6%	6.3%	5.9%	7.1%	100.0%	100.0%		100.0%	96.3%	3.7%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等96.5%(4,957件/5,136件)、地方銀行96.6%(1,279件/1,324件)、第二地方銀行95.8%(383件/400件)、信金等92.8%(387件/417件)。

盗難キャッシュカードによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)				
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	処理方針決定済			調査・検討中等	
												計	補償 金額	補償 75%又は 一部		補償 しない
17年2月～3月	154	187	184	202	23	24	107	97	468	512	109	466	260	69	137	2
17年度	3,070	2,359	1,806	1,238	388	251	894	518	6,158	4,367	70	6,141	3,297	799	2,045	17
18年度	3,998	1,661	1,825	1,055	389	172	715	347	6,927	3,237	46	6,899	3,342	969	2,588	28
19年度	3,469	1,365	1,162	623	200	84	498	227	5,329	2,300	43	5,329	2,132	854	2,343	0
20年度	3,512	1,581	1,002	529	171	111	444	211	5,129	2,433	47	5,128	1,820	908	2,400	1
21年度	4,237	1,884	1,074	647	208	130	533	301	6,052	2,963	48	6,050	1,774	1,518	2,758	2
22年度	4,463	2,430	1,174	878	290	200	703	486	6,630	3,995	60	6,628	1,667	2,087	2,874	2
23年度	3,718	1,823	926	644	208	140	532	338	5,384	2,946	54	5,382	1,234	1,452	2,696	2
24年度	2,892	1,239	623	399	109	75	312	187	3,936	1,902	48	3,935	819	848	2,268	1
25年度	2,792	1,205	472	290	66	34	208	129	3,538	1,660	46	3,534	604	703	2,227	4
26年度	2,389	1,054	418	223	74	55	205	162	3,086	1,495	48	3,079	580	604	1,895	7
27年度	2,129	1,123	482	371	95	36	230	243	2,936	1,775	60	2,922	595	747	1,580	14
28年度	2,821	1,871	584	453	97	76	426	350	3,928	2,753	70	3,918	562	1,271	2,085	10
4月～6月	630	403	132	91	21	16	72	56	855	567	66	855	151	226	478	0
7月～9月	647	388	158	130	21	12	65	64	891	595	66	891	129	285	477	0
10月～12月	696	483	130	113	23	17	108	94	957	708	74	954	123	280	551	3
1月～3月	848	596	164	118	32	30	181	135	1,225	881	71	1,218	159	480	579	7
29年度	6,844	4,589	1,630	1,339	387	315	1,713	1,175	10,574	7,419	70	10,537	1,230	5,108	4,199	37
4月～6月	1,271	825	326	326	60	61	306	219	1,963	1,434	73	1,957	250	898	809	6
7月～9月	1,536	1,000	357	279	90	58	389	295	2,372	1,634	68	2,363	327	1,086	950	9
10月～12月	1,958	1,386	466	351	119	107	483	313	3,026	2,159	71	3,017	284	1,541	1,192	9
1月～3月	2,079	1,376	481	382	118	86	535	346	3,213	2,192	68	3,200	369	1,583	1,248	13
30年度	8,555	6,009	2,243	1,710	386	245	2,262	1,447	13,446	9,412	70	13,228	1,167	6,754	5,307	218
4月～6月	1,810	1,290	419	358	94	68	491	325	2,814	2,043	72	2,804	255	1,269	1,280	10
7月～9月	2,000	1,401	504	362	99	64	516	336	3,119	2,165	69	3,094	299	1,539	1,256	25
10月～12月	2,419	1,745	708	548	92	56	588	375	3,807	2,725	71	3,758	331	2,085	1,342	49
1月～3月	2,326	1,570	612	440	101	56	667	409	3,706	2,477	66	3,572	282	1,861	1,429	134
R1年度	9,316	7,140	2,588	2,132	374	252	2,400	1,551	14,678	11,077	75	11,119	1,011	5,155	4,953	3,559
4月～6月	2,274	1,604	641	503	92	61	564	358	3,571	2,527	70	3,150	282	1,498	1,370	421
7月～9月	2,461	1,775	689	541	107	72	567	366	3,824	2,755	72	3,336	271	1,678	1,387	488
10月～12月	2,555	2,170	685	625	104	71	675	422	4,019	3,290	81	3,157	331	1,494	1,332	862
1月～3月	2,026	1,590	573	461	71	47	594	403	3,264	2,503	76	1,476	127	485	864	1,788
計	64,359	37,526	18,193	12,741	3,465	2,207	12,182	7,777	98,199	60,253	61	94,295	22,094	29,846	42,355	3,904
構成比	65.5%	62.3%	18.5%	21.1%	3.5%	3.7%	12.4%	12.9%	100.0%	100.0%	61	100.0%	23.4%	31.7%	44.9%	3.904

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫
(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。
(注3)被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。
(注4)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等49.0%(30,654件/62,543件)、地方銀行72.3%(12,405件/16,600件)、第二地方銀行63.5%(2,077件/3,272件)、信金等60.6%(7,204件/11,880件)。

盗難通帳による預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	処理方針決定済			調査・検討中等
												計	補償	補償しない	
15年度	234	891	325	798	38	112	77	158	674	1,961	290	673	165	508	1
16年度	73	195	148	123	19	44	65	63	305	426	139	305	60	245	0
17年度	100	909	132	85	13	11	39	34	284	1,040	366	284	65	219	0
18年度	82	140	124	108	14	13	37	32	257	294	114	218	60	158	39
19年度	175	336	72	65	15	14	29	52	291	468	160	221	115	106	70
20年度	192	276	59	29	9	9	15	17	275	332	121	263	148	115	12
21年度	140	197	71	54	9	3	25	15	245	271	110	227	107	120	18
22年度	153	165	65	46	8	4	19	13	245	229	93	235	130	105	10
23年度	104	148	62	42	10	7	12	14	188	214	113	185	111	74	3
24年度	84	78	51	73	7	1	11	11	153	165	107	152	94	58	1
25年度	82	52	30	23	5	3	16	13	133	92	69	133	90	43	0
26年度	67	52	23	13	3	0	13	24	106	90	85	105	63	42	1
27年度	48	40	18	7	7	10	11	6	84	65	77	84	31	53	0
28年度	36	16	16	5	0	0	6	2	58	25	43	57	36	21	1
4月～6月	6	2	5	1	0	0	2	0	13	5	38	13	6	7	0
7月～9月	5	1	2	0	0	0	2	1	9	3	36	9	6	3	0
10月～12月	16	6	8	3	0	0	2	0	26	10	41	25	21	4	1
1月～3月	9	6	1	0	0	0	0	0	10	6	62	10	3	7	0
29年度	31	21	14	9	1	0	10	2	56	34	60	51	29	22	5
4月～6月	12	8	5	4	1	0	4	1	22	15	70	21	13	8	1
7月～9月	8	3	6	2	0	0	0	0	14	6	49	13	8	5	1
10月～12月	7	6	2	0	0	0	4	0	13	7	59	10	5	5	3
1月～3月	4	2	1	0	0	0	2	0	7	4	57	7	3	4	0
30年度	27	17	6	2	3	0	7	3	43	24	57	39	26	13	4
4月～6月	7	2	1	0	1	0	3	3	12	5	47	12	10	2	0
7月～9月	9	1	3	2	1	0	2	0	15	4	30	15	9	6	0
10月～12月	6	3	1	0	0	0	1	0	8	4	56	7	4	3	1
1月～3月	5	9	1	0	1	0	1	0	8	9	122	5	3	2	3
R1年度	18	12	6	5	0	0	4	6	28	24	86	18	8	10	10
4月～6月	9	8	0	0	0	0	2	5	11	14	130	10	3	7	1
7月～9月	7	3	3	3	0	0	0	0	10	6	66	5	2	3	5
10月～12月	1	0	0	0	0	0	1	0	2	1	51	2	2	0	0
1月～3月	1	0	3	2	0	0	1	0	5	2	44	1	1	0	4
計	1,646	3,553	1,222	1,494	161	238	396	474	3,425	5,760	168	3,250	1,338	1,912	175
構成比	48.1%	61.7%	35.7%	25.9%	4.7%	4.1%	11.6%	8.2%	100.0%	100.0%		100.0%	41.2%	58.8%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。

(注4)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等45.5%(721件/1,584件)、地方銀行33.9%(397件/1,171件)、第二地方銀行45.3%(67件/148件)、信金等43.4%(161件/371件)。

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(単位:件、百万円)

業態	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	処理方針決定済			調査・検討中等
												計	補償	補償しない	
17年2月～3月	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0
17年度	34	34	10	58	2	2	3	9	49	105	214	49	38	11	0
18年度	86	104	8	4	2	0	5	20	101	129	128	100	69	31	1
19年度	226	185	5	4	1	0	1	0	233	191	81	233	190	43	0
20年度	127	129	5	5	1	3	3	2	136	141	104	130	88	42	6
21年度	53	22	6	89	3	3	0	0	62	116	187	52	28	24	10
22年度	64	65	7	19	3	2	4	0	78	88	113	73	48	25	5
23年度	90	172	39	99	10	52	23	71	162	395	244	161	109	52	1
24年度	142	141	6	8	0	0	1	1	149	151	101	149	104	45	0
25年度	1,871	1,942	67	190	14	76	4	4	1,956	2,213	113	1,950	1,777	173	6
26年度	1,123	1,240	142	416	22	142	122	414	1,409	2,213	157	1,403	1,177	226	6
27年度	1,179	1,442	191	343	25	129	166	546	1,561	2,461	157	1,552	1,311	241	9
28年度	572	617	116	328	14	57	62	139	764	1,142	149	755	637	118	9
4月～6月	256	226	18	24	0	0	11	8	285	259	91	283	235	48	2
7月～9月	84	115	26	102	2	7	10	14	122	239	196	120	95	25	2
10月～12月	167	209	40	133	8	32	28	100	243	474	195	241	217	24	2
1月～3月	65	66	32	68	4	17	13	15	114	168	147	111	90	21	3
29年度	208	406	97	366	14	59	44	175	363	1,007	277	351	279	72	12
4月～6月	58	103	19	100	6	20	14	70	97	295	304	95	71	24	2
7月～9月	56	145	29	44	2	23	8	9	95	222	234	95	86	9	0
10月～12月	37	49	28	153	2	8	14	21	81	232	287	76	58	18	5
1月～3月	57	106	21	67	4	7	8	74	90	256	284	85	64	21	5
30年度	304	669	59	147	9	23	24	44	396	884	223	374	308	66	22
4月～6月	84	157	30	102	3	7	9	28	126	296	235	120	101	19	6
7月～9月	38	38	11	17	5	13	7	10	61	80	131	58	44	14	3
10月～12月	28	25	12	6	0	0	6	4	46	36	79	40	25	15	6
1月～3月	154	447	6	21	1	3	2	0	163	472	289	156	138	18	7
R1年度	1,797	2,279	58	105	3	10	8	13	1,866	2,409	129	1,675	1,430	245	191
4月～6月	98	121	25	85	1	10	1	0	125	216	173	96	82	14	29
7月～9月	512	462	11	10	0	0	3	1	526	474	90	510	434	76	16
10月～12月	927	1,555	9	5	2	0	3	10	941	1,571	167	912	771	141	29
1月～3月	260	140	13	4	0	0	1	0	274	146	53	157	143	14	117
計	7,876	9,455	817	2,188	123	564	470	1,443	9,286	13,653	147	9,008	7,593	1,415	278
構成比	84.8%	69.3%	8.8%	16.0%	1.3%	4.1%	5.1%	10.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	84.3%	15.7%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。

(注4)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等84.7%(6,524件/7,706件)、地方銀行84.0%(615件/732件)、第二地方銀行65.5%(72件/110件)、信金等83.0%(382件/460件)。

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況)(個人)

(単位:件、百万円)

時期	業態	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	
個人	23年度	87	153	29	47	1	1	10	8	127	210	165	
	24年度	140	136	5	4	0	0	1	1	146	142	97	
	25年度	1,809	1,868	49	91	4	9	3	1	1,865	1,971	105	
	26年度	1,092	1,113	105	181	7	11	45	92	1,249	1,398	112	
	27年度	1,125	1,039	173	277	16	33	91	128	1,405	1,479	105	
	28年度	542	586	91	124	12	41	33	41	678	793	117	
	4月～6月	235	201	17	20	0	0	10	6	262	228	87	
	7月～9月	84	115	21	34	2	7	6	8	113	165	146	
	10月～12月	161	206	27	34	8	32	10	20	206	293	142	
	1月～3月	62	63	26	34	2	1	7	5	97	105	108	
	29年度	195	337	83	170	7	13	22	22	307	544	177	
	4月～6月	53	99	15	37	3	6	4	3	75	146	195	
	7月～9月	49	84	27	31	0	0	5	5	81	120	149	
	10月～12月	36	47	21	37	0	0	8	10	65	95	146	
	1月～3月	57	106	20	65	4	7	5	3	86	182	212	
	30年度	300	663	52	128	6	13	22	26	380	832	219	
	4月～6月	82	154	30	102	1	0	7	10	120	268	223	
	7月～9月	37	36	9	7	5	13	7	10	58	66	115	
	10月～12月	27	24	9	1	0	0	6	4	42	31	75	
	1月～3月	154	447	4	17	0	0	2	0	160	465	290	
	R1年度	1,789	2,265	54	84	3	10	8	13	1,854	2,374	128	
	4月～6月	96	120	22	69	1	10	1	0	120	200	166	
	7月～9月	508	460	10	4	0	0	3	1	521	466	89	
	10月～12月	927	1,555	9	5	2	0	3	10	941	1,571	167	
	1月～3月	258	130	13	4	0	0	1	0	272	135	49	
	計		7,079	8,164	641	1,111	56	135	235	335	8,011	9,748	121
	構成比		88.4%	83.8%	8.0%	11.4%	0.7%	1.4%	2.9%	3.4%	100.0%	100.0%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫・信用組合・労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況)(法人)

(単位:件、百万円)

業種	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	
法人	23年度	3	18	10	51	9	51	13	63	35	184	528
	24年度	2	5	1	3	0	0	0	0	3	9	309
	25年度	62	74	18	99	10	66	1	2	91	242	266
	26年度	31	126	37	235	15	130	77	321	160	814	509
	27年度	54	403	18	65	9	95	75	417	156	981	629
	28年度	30	30	25	204	2	16	29	98	86	349	406
	4月～6月	21	25	1	3	0	0	1	2	23	31	135
	7月～9月	0	0	5	67	0	0	4	6	9	74	827
	10月～12月	6	2	13	98	0	0	18	79	37	180	488
	1月～3月	3	2	6	33	2	16	6	9	17	62	369
	29年度	13	68	14	195	7	45	22	153	56	462	826
	4月～6月	5	4	4	63	3	14	10	67	22	149	679
	7月～9月	7	61	2	12	2	23	3	3	14	101	726
	10月～12月	1	2	7	116	2	8	6	11	16	137	860
	1月～3月	0	0	1	2	0	0	3	71	4	73	1,838
	30年度	4	6	7	18	3	9	2	17	16	52	328
	4月～6月	2	3	0	0	2	6	2	17	6	27	459
	7月～9月	1	2	2	10	0	0	0	0	3	13	438
	10月～12月	1	0	3	4	0	0	0	0	4	4	119
	1月～3月	0	0	2	4	1	3	0	0	3	7	233
	R1年度	8	13	4	21	0	0	0	0	12	34	290
	4月～6月	2	0	3	15	0	0	0	0	5	16	330
	7月～9月	4	2	1	5	0	0	0	0	5	7	156
	10月～12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1月～3月	2	10	0	0	0	0	0	0	2	10	525
	計	207	747	134	894	55	415	219	1,074	615	3,131	509
	構成比	33.7%	23.9%	21.8%	28.6%	8.9%	13.3%	35.6%	34.3%	100.0%	100.0%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。

偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(平成31年3月末)

○ 本調査結果は各預金取扱金融機関の平成31年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計し、その概要を公表するものである。

[表に関する説明]

- ・主要行等とは、いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行を指す。
- ・埼玉りそな銀行については、地方銀行に含む。
- ・その他の銀行とは、主要行等、地方銀行及び第二地方銀行以外の銀行(ゆうちょ銀行含む)を指す。
- ・ATMとはATM、CD及びこれに類する機能を有する機器を指す。
- ・パーセントは小数第二位を四捨五入。
- ・集計は、各金融機関からの有効回答数を基に行っている。
- ・速報ベースであるため、精査により計数が修正されることがあり得る。

[対象金融機関数]

主要行等…9行、地銀…65行、第二地銀41行、その他の銀行…79行
信用金庫…259、信用組合…146、労働金庫…13、農漁協等…761

[調査結果]

1. 基本情報

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数①	個人向けインターネットバンキング実施金融機関数②	法人向けインターネットバンキング実施金融機関数③	ATM設置台数④	キャッシュカード発行枚数⑤
主要行等	9	8	8	23,187	107,909
地銀	65	65	65	35,652	111,875
第二地銀	41	41	41	10,775	29,112
その他の銀行	17	22	32	74,664	210,833
信用金庫	259	257	257	19,358	51,093
信用組合	126	69	71	2,282	5,033
労働金庫	13	13	13	1,706	8,980
計	530	475	487	167,624	524,835
農漁協等	759	758	657	12,367	24,056
総計	1,289	1,233	1,144	179,991	548,891

2. キャッシュカードに関すること

(ICキャッシュカードの導入状況等)

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数①	ICキャッシュカード導入済み金融機関数⑥		ICキャッシュカード対応ATM台数⑦		ICキャッシュカード発行枚数⑧	
			⑥/①		⑦/④		⑧/⑤
主要行等	9	6	66.7%	23,010	99.2%	46,223	42.8%
地銀	65	65	100.0%	34,963	98.1%	35,131	31.4%
第二地銀	41	39	95.1%	10,270	95.3%	8,293	28.5%
その他の銀行	17	10	58.8%	74,664	100.0%	85,567	40.6%
信用金庫	259	209	80.7%	17,047	88.1%	12,198	23.9%
信用組合	126	46	36.5%	1,044	45.7%	665	13.2%
労働金庫	13	13	100.0%	1,706	100.0%	31	0.3%
計	530	388	73.2%	162,704	97.1%	188,108	35.8%
農漁協等	759	758	99.9%	12,099	97.8%	12,439	51.7%
総計	1,289	1,146	88.9%	174,803	97.1%	200,547	36.5%

(生体認証機能付きICキャッシュカードの導入状況等)

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数①	生体認証キャッシュカード導入済み金融機関数⑨		生体認証キャッシュカード対応ATM台数⑩		生体認証キャッシュカード発行枚数⑪	
			⑨/①		⑩/④		⑪/⑤
主要行等	9	5	55.6%	21,065	90.8%	36,907	34.2%
地銀	65	51	78.5%	23,699	66.5%	16,267	14.5%
第二地銀	41	10	24.4%	2,920	27.1%	776	2.7%
その他の銀行	17	3	17.6%	29,879	40.0%	66,049	31.3%
信用金庫	259	79	30.5%	6,616	34.2%	2,739	5.4%
信用組合	126	11	8.7%	365	16.0%	190	3.8%
労働金庫	13	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	530	159	30.0%	84,544	50.4%	122,928	23.4%
農漁協等	759	117	15.4%	1,899	15.4%	16	0.1%
総計	1,289	276	21.4%	86,443	48.0%	122,944	22.4%

3. インターネットバンキングに関すること

(取引時における本人認証の状況(個人向け))

業態	個人向けインターネットバンキング実施金融機関数②	可変パスワード導入済み金融機関数⑫	
			⑫/②
主要行等	8	8	100.0%
地銀	65	65	100.0%
第二地銀	41	41	100.0%
その他の銀行	22	22	100.0%
信用金庫	257	257	100.0%
信用組合	69	67	97.1%
労働金庫	13	13	100.0%
計	475	473	99.6%
農漁協等	758	758	100.0%
総計	1,233	1,231	99.8%

業態	導入している可変パスワードの種類(複数回答可)					
	乱数表⑬		パスワード生成機⑭		電子メール⑮	
		⑬/②		⑭/②		⑮/②
主要行等	5	62.5%	7	87.5%	3	37.5%
地銀	35	53.8%	51	78.5%	31	47.7%
第二地銀	20	48.8%	27	65.9%	18	43.9%
その他の銀行	12	54.5%	17	77.3%	5	22.7%
信用金庫	181	70.4%	228	88.7%	1	0.4%
信用組合	5	7.2%	65	94.2%	33	47.8%
労働金庫	13	100.0%	13	100.0%	0	0.0%
計	271	57.1%	408	85.9%	91	19.2%
農漁協等	0	0.0%	758	100.0%	758	100.0%
総計	271	22.0%	1,166	94.6%	849	68.9%

(取引時における本人認証の状況(法人向け))

業態	法人向けインターネットバンキング実施金融機関数③	可変パスワード導入済み金融機関数⑯		(可変パスワード導入未済の金融機関のうち)電子証明書導入済み金融機関数⑰	
			⑯/③		⑰/③
主要行等	8	8	100.0%	0	0.0%
地銀	65	65	100.0%	0	0.0%
第二地銀	41	36	87.8%	5	12.2%
その他の銀行	32	26	81.3%	4	12.5%
信用金庫	257	243	94.6%	13	5.1%
信用組合	71	64	90.1%	5	7.0%
労働金庫	13	13	100.0%	0	0.0%
計	487	455	93.4%	27	5.5%
農漁協等	657	657	100.0%	0	0.0%
総計	1,144	1,112	97.2%	27	2.4%

業態	導入している可変パスワードの種類(複数回答可)					
	乱数表⑱		パスワード生成機⑲		電子メール⑳	
		⑱/③		⑲/③		⑳/③
主要行等	1	12.5%	8	100.0%	0	0.0%
地銀	16	24.6%	60	92.3%	12	18.5%
第二地銀	8	19.5%	28	68.3%	5	12.2%
その他の銀行	5	15.6%	22	68.8%	2	6.3%
信用金庫	175	68.1%	151	58.8%	2	0.8%
信用組合	2	2.8%	62	87.3%	13	18.3%
労働金庫	0	0.0%	13	100.0%	0	0.0%
計	207	42.5%	344	70.6%	34	7.0%
農漁協等	0	0.0%	657	100.0%	1	0.2%
総計	207	18.1%	1,001	87.5%	35	3.1%

第8節 振り込め詐欺等への対応

I 金融庁における取組状況

金融庁では、振り込め詐欺等の預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、預金口座の不正利用に関する情報について、情報入手先から同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとしており、その情報提供件数等について、四半期毎に公表を行っている。

金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数は、2017年度は541件、2018年度は291件、2019年度は220件であり、調査を開始した2003年9月以降2020年3月末までの累計は44,638件となっている。

また、関係省庁と連携し、令和元年台風第19号の発生やコロナ禍等の社会不安に乗じた振り込め詐欺被害や、キャッシュカード窃取による被害を防止するため、金融庁ウェブサイトにおいて、最新の手口も踏まえた注意喚起を行った。金融機関に対しては、これらの被害の未然防止策の更なる実施を促した。

II 金融機関における取組状況

預金口座の不正利用と思われる情報があった場合には、金融機関において、直ちに調査を行い、本人確認の徹底や、必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応を迅速にとっていくことが肝要である。

金融庁及び全国の財務局等が提供した情報のうち、金融機関において利用停止したのは、2017年度は264件、2018年度は115件、2019年度は89件、強制解約等をしたのは、2017年度は142件、2018年度は128件、2019年度は107件であり、調査を開始した2003年9月以降2020年3月末までの累計は、利用停止が24,213件、強制解約等が15,884件となっている。

第9節 銀行カードローンへの対応

銀行カードローンについては、ここ数年の間に見られた融資残高の増加から、過剰な貸付けが行われているのではないかといった批判・指摘等がなされてきたところ、各銀行では、全銀協の「銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ（2017年3月）」を踏まえた取組みが進められている。

金融庁においても、これまで、多重債務の発生抑制等の観点から、銀行業界全体の業務運営の適正化を推進するため、カードローンホットラインの開設（2017年9月）や、カードローンの残高の多い銀行を中心とした立入検査（2018年1月公表）等の取組みを実施してきた。

また、検査実施先以外の銀行の実態把握及び検査実施先における業務運営の改善状況の確認を実施した（2018年8月公表）。

さらに、その後の各銀行における業務運営の改善状況についてフォローアップを実施し、その結果を公表した（2019年9月、別紙1参照）。

銀行カードローンの フォローアップ調査結果

主なポイント



令和元年9月
金融庁

フォローアップ調査の背景

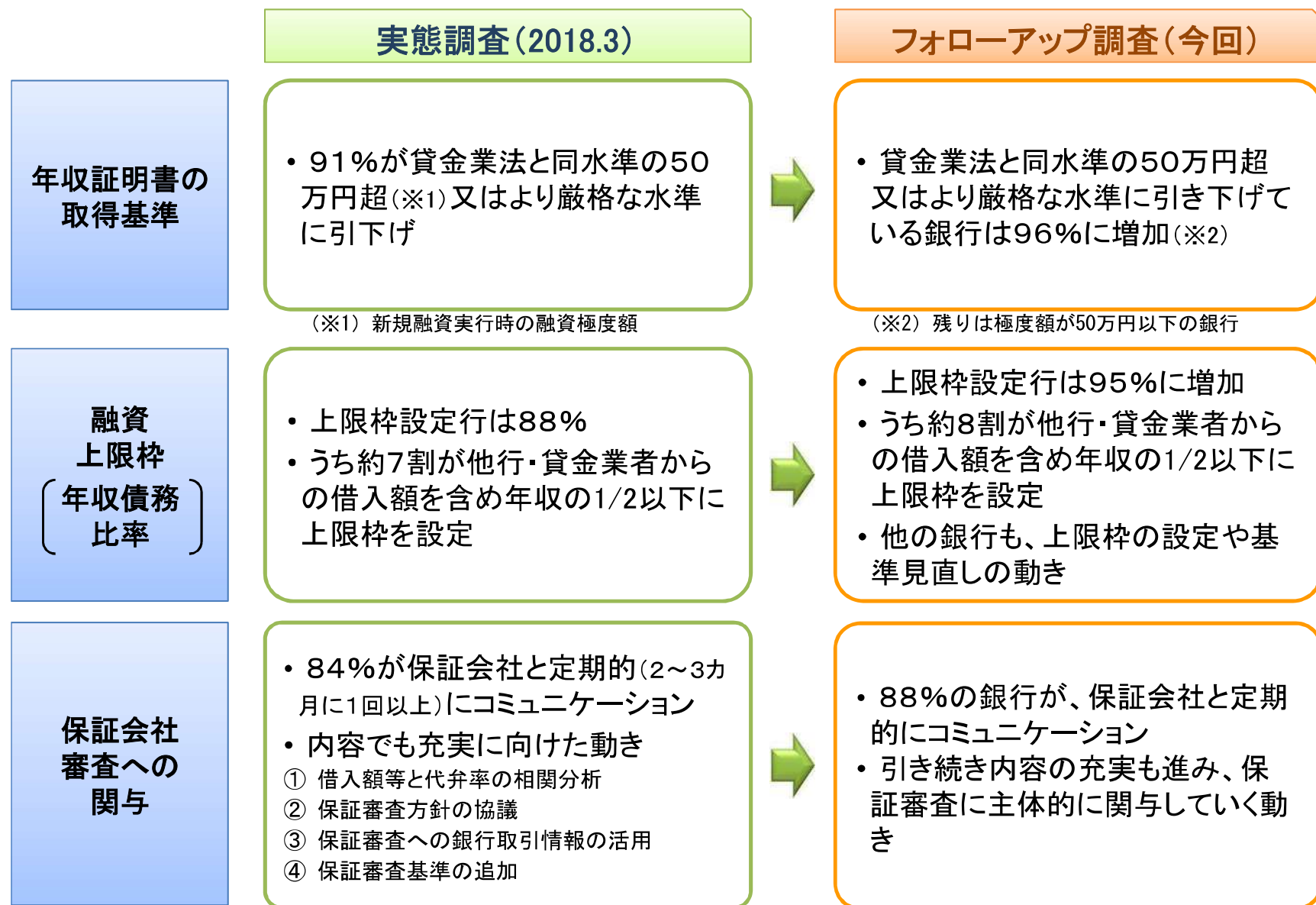
- 金融庁では、2017年3月の全国銀行協会による「銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ」を踏まえた各銀行における銀行カードローンに係る業務運営について、
 - ① 残高の多い先を中心とする12行を対象とした立入検査（2018年1月「銀行カードローン検査 中間とりまとめ」公表）や、
 - ② 銀行カードローンの取扱いのある全銀行に対する調査票の発出等による実態調査（2018年8月「銀行カードローンの実態調査結果について」公表）を通じて、改善に向けた取組みの進捗を確認してきたところ。

- 上記により、全体としては業務運営の改善に向けた取組みの進んでいることが確認された一方、取組みの進んでいない項目や、個々の銀行ごとには取組みが不十分な点も認められたことから、本年3月、銀行カードローンの取扱いのある全銀行（120行）に対し、調査票を発出し、昨年3月の実態調査以降における各銀行の業務運営の見直しの状況につき、フォローアップ調査を実施したものの。

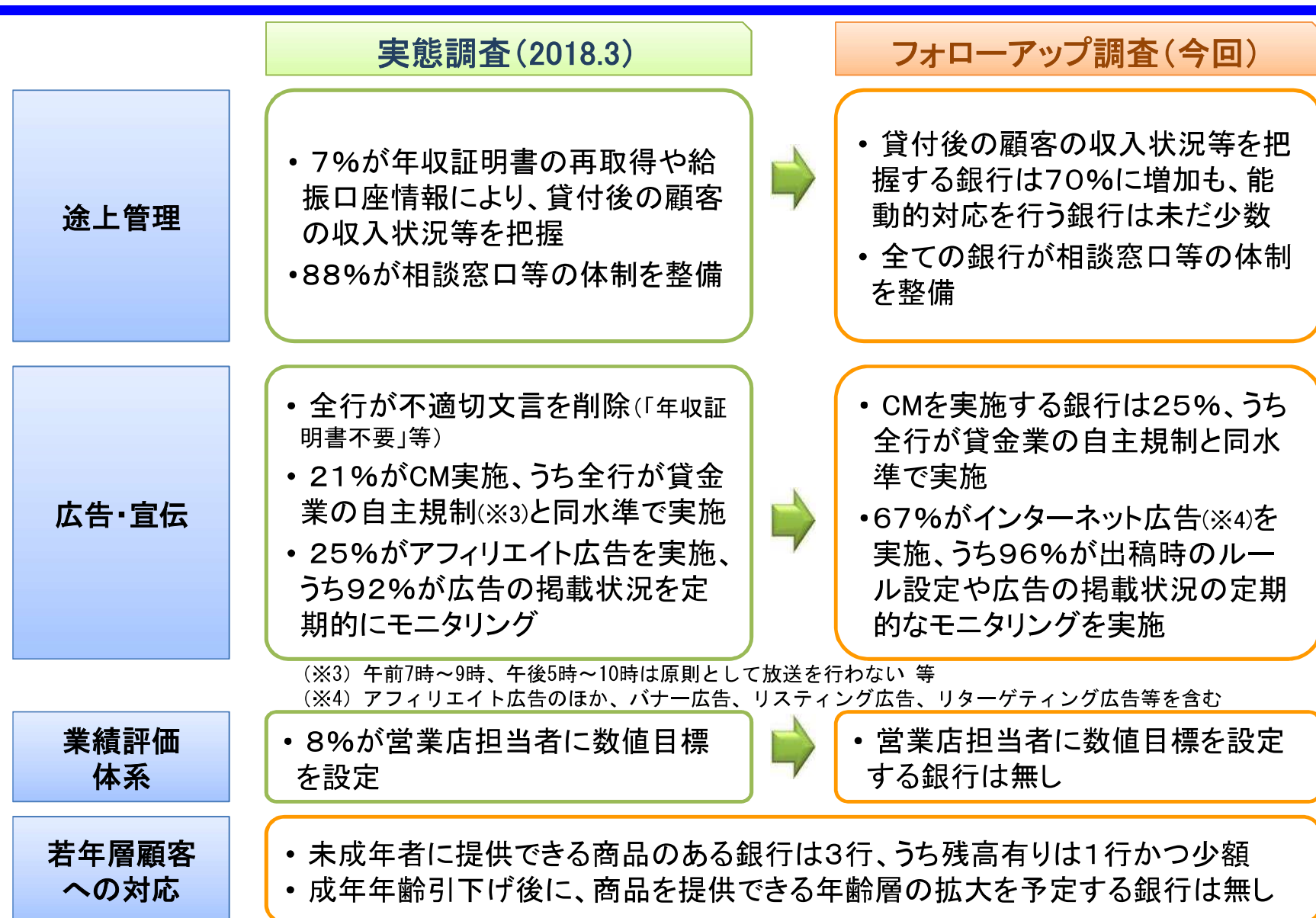
【主な着眼点】

- ① 過剰な貸付けを防止するための融資審査態勢（年収証明書の取得、融資上限枠の設定など）が構築されているか
- ② 保証会社の審査に過度に依存していないか
- ③ 融資実行後も定期的に顧客の状況変化を把握しているか
- ④ 配慮に欠けた広告宣伝を行っていないか
- ⑤ 支店や行員に対する業績評価体系
- ⑥ 若年層顧客への対応

フォローアップ調査の主な結果 ①



フォローアップ調査の主な結果 ②



(※3) 午前7時～9時、午後5時～10時は原則として放送を行わない 等

(※4) アフィリエイト広告のほか、バナー広告、リスティング広告、リターゲティング広告等を含む

総 括

- 銀行カードローンの業務運営については、前回調査以降も、全体として、融資審査態勢の見直し等の業務運営の改善に向けた取組みが進んでおり、業界としての業務運営水準の高まっている状況が認められる。
- 但し、融資上限枠の設定については、現在見直しに向けて進められている一部の銀行の取組みを注視していく。
- また、融資実行後の途上管理については、年収証明書の再取得等に向けた積極的な取組みを行う銀行が増えてきてはいるものの、能動的に顧客の変化やその予兆を把握しようとする動きが鈍く、取組みが未だ不十分であることから、好事例の共有や対話等を通じて具体的な改善を促すなど、個別に早急な対応を促していく。

(注) 顧客の借入状況の把握にあたって重要となる信用情報機関の登録情報については、当庁の「信用情報のあり方PT」において、登録信用情報の精緻化に向けた基本的な方向性(銀行カードローン情報の登録の日次化・信用情報機関間での情報交流)を示し、関係機関において検討が進められている。

第10章 信託会社等の検査・監督をめぐる動き

第1節 信託会社等に関する総合的な監督指針

本監督指針については、2004年12月の信託業法の改正を踏まえ策定されており、信託会社等の監督事務に関し、その基本的考え方、免許・登録審査に際しての留意事項、業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項等を総合的にまとめたものである。2019事務年度においては、以下のとおり本監督指針の改正を行っている。

1. 「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」や金融庁の組織再編等を踏まえた改正（2019年12月18日）
2018年6月公表の「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」や金融庁の組織再編等を踏まえて所要の改正を行ったもの（2019年12月18日より適用）。
2. 民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う改正（2020年2月6日）
民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う所要の改正を行ったもの（2020年4月1日より適用）。
3. 個人データの第三者提供における本人からの同意取得に係る改正（2020年3月4日）
近年の情報通信技術等の飛躍的な発展等を踏まえ、個人データの第三者提供における本人からの同意取得に係る所要の改正を行ったもの（2020年3月4日より適用）。
4. 暗号資産の受託等に係る改正（2020年4月3日）
暗号資産の受託等における態勢整備に係る所要の改正を行ったもの（2020年5月1日より適用）。

第2節 信託会社等の新規参入（別紙1参照）

第3節 信託会社等に対する金融モニタリング

信託会社は、信託業法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、2019事務年度は、2社に対して検査を実施した。

第4節 類似商号への対応

信託業法は、信託会社に対してその商号に「信託」という文字の使用を義務付けるとともに、一般公衆の誤認防止を図るため、銀行や証券会社などと同様、信託会社でない者に対してその商号中に信託会社であると誤認させるおそれのある文字の使用を禁じており（信託業法第14条第2項）、違反者には30万円以下の罰金が課せられる（信託業法第97条第3号）。

しかし、一方で、信託業法の改正により金融機関以外の者による信託業への参入が認められ、信託への関心が高まっている昨今、貸金業の登録を受けていない業者がその商号に「信託」という文字を使用して顧客を信用させ、貸付けを行おうとする例が見受けられるところである。

このような例をはじめ、商号に信託会社であると誤認させるおそれのある文字を使用している業者に対して、金融庁及び財務局は、主に次のような対応を取るとともに、金融庁ウェブサイト等において注意喚起を行っている。

- ① 文書による警告や捜査当局への連絡などを行う。
- ② 財務局登録を詐称する貸金業無登録業者については、金融庁及び財務局のウェブサイトに当該業者の一覧表を掲載しているところであるが、このうち、商号に「信託」を使用している業者については、一覧表の「備考」欄に信託業法（商号規制）違反である旨を記載する。

また、貸金業無登録業者も含め、商号に「信託」を使用している業者の情報を一般に提供するため、金融庁及び財務局のウェブサイトに「商号に「信託」の文字を使用している無免許・無登録業者一覧」を別途掲載する。

信託会社等の新規参入状況

2020年6月30日現在

	免許・登録等件数											
	計	関東	近畿	北海道	東北	東海	北陸	中国	四国	九州	福岡	沖縄
信託会社	25	20	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0
運用型信託会社（免許制）	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運用型外国信託会社（免許制）（注1）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理型信託会社（登録制）	16	11	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0
管理型外国信託会社（登録制）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同一会社集団（特定信託業者）（届出制）（注2）	48 (12)	41 (9)	3	0	0	4 (3)	0	0	0	0	0	0
特定大学技術移転事業承認事業者（承認TLO）（登録制）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自己信託	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
信託契約代理業者（登録制）	335 (14)	119 (6)	38 (1)	14 (1)	29 (1)	41 (2)	24 (1)	24 (1)	17 (1)	15	13	1
うち みなし信託契約代理業者	128	44	15	2	11	16	8	7	9	9	6	1
計	410 (26)	182 (15)	45 (1)	14 (1)	29 (1)	46 (5)	24 (1)	24 (1)	17 (1)	15	13	1

(注1) 外国信託会社は金融庁直轄

(注2) グループ企業内信託の件数は信託契約数（受託者総数は【14】社）

(注3) 括弧書きは、2019年7月1日から2020年6月30日までに免許・登録・届出を行った信託会社等の件数

第11章 保険会社等の検査・監督をめぐる動き

第1節 保険会社向けの総合的な監督指針

本監督指針については、2005年8月12日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところ。なお、2019事務年度においては以下の通り改正を行っている。

(1) 保険募集人の旧姓の使用に係る改正（2019年9月6日）

保険募集人が保険募集を行う際に顧客に対し明らかにする氏名について、旧姓の使用が可能であることを明確化したもの（2019年9月6日より適用）。

(2) 法人等向け保険商品の審査上の留意点等に係る改正（2019年10月21日）

法人等向け保険商品の設計上の留意点として、保険本来の趣旨を逸脱するような募集活動につながる商品内容となっていないかという観点を明示したもの。

また、保険商品の認可・届出に係る審査を実施する際、商品及び顧客の特性を踏まえる旨並びに保険商品に付帯するサービスについて保険契約者等の保護に欠けることのないよう適切な対応が図られているかを確認する旨を明示したもの（いずれも2019年10月21日より適用）。

(3) 金融検査・監督に関する基本的考え方等に係る改正（2019年12月18日）

立入検査が継続的なモニタリングの一手法であることを明確化するなど、金融検査・監督に関する基本的考え方、監督指針の位置付け、事務処理上の留意点等を整理したもの（2019年12月18日より適用）。

(4) 「民法」等の改正に係る改正（2020年2月6日）

「民法」等の改正に伴い、所要の規定の整備を行ったもの（2020年4月1日より適用）。

(5) 個人データの第三者提供における本人からの同意取得に係る改正（2020年3月4日）

情報通信技術等の飛躍的な発展や「保険業法」等の改正を踏まえ、個人データの第三者提供における本人からの同意取得に関する監督上の着眼点を規定したもの（2020年3月4日より適用）。

(6) 「資金決済に関する法律」等の改正に係る改正（2020年4月3日）

「資金決済に関する法律」等の改正に伴い、暗号資産に関する監督上の着眼点を規定したもの（2020年5月1日より適用）。

(7) 「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」等の改正に係る改正 (2020年4月24日)

「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」等の改正を踏まえ、行政手続の電子申請に係る手続について明記したもの (2020年4月24日より適用)。

(8) 資本性借入金の取扱いの明確化に係る改正 (2020年5月27日)

急激な経営環境の変化により資本の充実が必要となった企業への支援の手法として有用であることを改めて確認するとともに、金融検査マニュアル廃止後も資本類似性を判断する際の観点に変更がない旨を明確化したもの (2020年5月27日より適用)。

第2節 保険会社の概況

I 2020年3月期決算状況（別紙1～2参照）

II 再編等の状況（別紙3～7参照）

1. 概要

保険業界を取り巻く環境が大きく変化する中、利用者利便の向上や経営基盤の安定化等を図るため、生・損保会社において再編等の動きがみられる。

なお、2020年6月末現在における会社数は、生命保険会社41社、外国生命保険会社1社、損害保険会社32社、外国損害保険会社20社、免許特定法人1社、保険持株会社15社である。

2. 主要会社の再編等

2019年7月以降、以下のような再編が行われた。

再編前保険会社名	再編後保険会社名	再編日
<u>セゾン自動車火災保険株式会社</u> そんぽ24損害保険株式会社	セゾン自動車火災保険株式会社	2019年7月1日

※合併保険会社のうち、下線のある会社が存続会社

3. 新規参入について

2019年7月以降、以下のとおり保険持株会社の認可を行った。

保険持株会社名	認可日	認可の種類
auフィナンシャルホールディングス株式会社	2019年11月29日	保険持株会社

生命保険会社の令和2年3月期決算の概要

(単位:億円、%、ポイント)

	30年3月期	31年3月期	令和2年3月期	前期比
基礎収益	460,856	475,482	459,551	▲ 15,931
保険料等収入	337,796	352,542	330,121	▲ 22,420
資産運用収益	81,711	77,628	76,266	▲ 1,361
基礎費用	425,023	437,769	422,868	▲ 14,901
保険金等支払金	289,200	285,566	287,734	2,167
資産運用費用	3,519	3,748	8,479	4,730
事業費	47,514	48,794	47,143	▲ 1,650
基礎利益	35,833	37,713	36,683	▲ 1,029
キャピタル損益	▲ 798	▲ 4,382	▲ 7,816	▲ 3,434
臨時損益	▲ 5,839	▲ 3,165	▲ 6,810	▲ 3,644
危険準備金繰入額	2,496	2,298	3,098	799
経常利益	29,195	30,164	22,055	▲ 8,108
特別損益	▲ 5,939	▲ 4,675	▲ 2,791	1,883
価格変動準備金繰入額	6,802	4,232	2,119	▲ 2,113
当期純利益(純剰余)	15,843	17,464	12,259	▲ 5,204
総資産	3,812,751	3,877,945	3,927,350	49,405
有価証券含み損益	444,828	487,735	446,526	▲ 41,208
公表逆ざや額	▲ 994	▲ 936	▲ 929	6
ソルベンシー・マージン比率	967.5	999.1	999.4	0.3

【参考】[個人保険+個人年金ベース]

新契約高+転換純増(兆円)	62	72	54	▲ 17
解約失効高(兆円)	45	50	46	▲ 4
保有契約高(兆円)	958	953	932	▲ 20
年換算保険料(億円)				
新契約ベース	26,501	29,869	19,385	▲ 10,483
うち第三分野	6,959	7,790	5,633	▲ 2,157
保有契約ベース	278,426	286,414	282,363	▲ 4,051
うち第三分野	65,286	68,499	69,722	1,222

(注1) 逆ざや額 = (基礎利益上の運用収支等の利回り - 平均予定利率) × 一般勘定責任準備金

(注2) ソルベンシー・マージン比率は、全社加重平均。

(注3) 有価証券含み損益は、一般勘定の売買目的以外の有価証券等のうち時価のあるもの。

(注4) 算出会社(30年3月期:41社、31年3月期:41社、令和2年3月期:42社) ※かんぽ生命含む。

損害保険会社の令和2年3月期決算の概要

(単位：億円、%、ポイント)

	30年3月期	31年3月期	令和2年3月期	前期比
正味収入保険料	84,115	85,951	87,909	1,958
正味支払保険金	46,943	54,196	51,261	▲ 2,934
経常利益	8,457	8,849	5,923	▲ 2,926
特別損益	▲ 35	▲ 15	▲ 1,768	▲ 1,753
当期利益	6,919	6,910	4,411	▲ 2,498
総資産	328,099	320,457	311,916	▲ 8,540
有価証券 含み損益	59,325	52,029	38,978	▲ 13,050
ソルベンシー・ マージン比率	760.0	752.7	742.4	▲ 10.3

(注1) 30年3月期は52社ベース。31年3月期は51社ベース。令和2年3月期は53社ベース。

(注2) ソルベンシー・マージン比率については、全社加重平均である。

生命保険会社一覧表（2020年6月30日現在42社）

	会社名
生命保険会社(41社)	アクサ生命保険株式会社
	アクサダイレクト生命保険株式会社
	朝日生命保険相互会社
	アフラック生命保険株式会社
	イオン・アリアンツ生命保険株式会社
	SBI生命保険株式会社
	エヌエヌ生命保険株式会社
	FWD富士生命保険株式会社
	オリックス生命保険株式会社
	カーディフ生命保険株式会社
	株式会社かんぽ生命保険
	クレディ・アグリコル生命保険株式会社
	ジブラルタ生命保険株式会社
	住友生命保険相互会社
	ソニー生命保険株式会社
	ソニーライフ・ウィズ生命保険株式会社
	SOMPOひまわり生命保険株式会社
	第一生命保険株式会社
	第一フロンティア生命保険株式会社
	大樹生命保険株式会社
	大同生命保険株式会社
	太陽生命保険株式会社
	T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
	東京海上日動あんしん生命保険株式会社
	ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
	日本生命保険相互会社
	ネオファースト生命保険株式会社
	はなさく生命保険株式会社
	フコクしんらい生命保険株式会社
	富国生命保険相互会社
	プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社
	プルデンシャル生命保険株式会社
	マンユライフ生命保険株式会社
	三井住友海上あいおい生命保険株式会社
	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
	みどり生命保険株式会社
	明治安田生命保険相互会社
	メットライフ生命保険株式会社
	メディケア生命保険株式会社
	ライフネット生命保険株式会社
	楽天生命保険株式会社
外国生命保険会社(1社)	チュールビ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド

損害保険会社一覧表
(2020年6月30日現在53社)

	会 社 名	
損害保険会社 (32社)	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	
	アイペット損害保険株式会社	
	アクサ損害保険株式会社	
	アニコム損害保険株式会社	
	アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	
	アリアンツ火災海上保険株式会社	
	イーデザイン損害保険株式会社	
	A I G 損害保険株式会社	
	a u 損害保険株式会社	
	エイチ・エス損害保険株式会社	
	S B I 損害保険株式会社	
	カーディフ損害保険株式会社	
	共栄火災海上保険株式会社	
	さくら損害保険株式会社	
	ジェイアイ傷害火災保険株式会社	
	セコム損害保険株式会社	
	セゾン自動車火災保険株式会社	
	ソニー損害保険株式会社	
	損害保険ジャパン株式会社	
	大同火災海上保険株式会社	
	Chubb損害保険株式会社	
	東京海上日動火災保険株式会社	
	トーア再保険株式会社	
	日新火災海上保険株式会社	
	日本地震再保険株式会社	
	日立キャピタル損害保険株式会社	
	ペット&ファミリー損害保険株式会社	
	三井住友海上火災保険株式会社	
	三井ダイレクト損害保険株式会社	
	明治安田損害保険株式会社	
	楽天損害保険株式会社	
	レスキュー損害保険株式会社	
外国損害保険会社等 (20社)	アールジーイー・リインシュアランス・カンパニー	
	アシュアランスフォアニンゲン・ガード・イエンシディグ	
	アトラディウス・クレディト・イ・カウシヨン・エセ・アー・デ・セグロス・イ・レアセグロス	
	エイチディーアイ・グローバル・エスイー	
	現代海上火災保険株式会社	
	コンパニー・フランセーズ・ダシュランス・プール・ル・コメルス・エクステリユール	
	ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド	
	ザ・ノース・オブ・イングランド・プロテクティング・アンド・インデムニティー・アソシエーション・リミテッド	
	ザ・ブリタニヤ・スティーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテッド	
	ザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スティーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション(ヨーロッパ)リミテッド	
	ジェネラル・リインシュアランス・エイジイ	
	スイス・リー・インターナショナル・エスイー	
	スコール・エスイー	
	スター・インデムニティー・アンド・ライアビリティー・カンパニー	
	スティームシップ・ミューチュアル・アンダーライティング・アソシエーション・リミテッド	
	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド	
	トランスアトランティック・リインシュアランス・カンパニー	
	ミュンヘナー・リュックフェルシツヘルングス・ゲゼルシャフト・アクツィエンゲゼルシャフト・イン・ミュンヘン	
	ユーラーヘルメス・エスエー	
	Swiss Re Asia Pte. Ltd.	
	免許特定法人 (1社)	ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ

保 険 持 株 会 社 一 覧 表

(2020年6月30日現在15社)

	保険持株会社名
(15社)	アクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社
	アニコムホールディングス株式会社
	アフラック・ホールディングス・エルエルシー
	AIG ジャパン・ホールディングス株式会社
	auフィナンシャルホールディングス株式会社
	SBIインシュアランスグループ株式会社
	MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
	SOMPOホールディングス株式会社
	第一生命ホールディングス株式会社
	株式会社T&Dホールディングス
	東京海上ホールディングス株式会社
	日本郵政株式会社
	プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社
	楽天インシュアランスホールディングス株式会社

生命保険会社の推移

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年6月末現在
生命保険会社	38社	38社	40社	41社	41社	41社
+ 免許 ▲ 廃止	※合併 +オリック （2015年7月） ▲オリック ▲ハートフォード	※再編（注1） +第一生命 （2016年10月） ▲第一生命 （2016年10月）	※現地法人化 +日本法人化準備生命 （2017年12月）（注2） +カーディフ生命 （2017年12月）	※新設 +はなさく生命 （2019年2月）		
外国生命保険会社	3社	3社	3社	1社	1社	1社
+ 免許 ▲ 廃止				▲アメリカン ファミリー ライフ ア シュアランス カンパニー オブ コ ロンバス ▲カーディフ・アシュアランス・ヴィ		
合 計	41社	41社	43社	42社	42社	42社

※合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

（注1）第一生命の再編については、①2016年8月3日付で、第一生命分割準備株式会社に生命保険業の免許を付与。

②2016年10月1日付で、第一生命保険株式会社は国内生命保険事業を、第一生命分割準備株式会社に継承するとともに

③同日付で、第一生命分割準備株式会社は第一生命保険株式会社に商号変更。

（注2）2017年12月1日付で日本法人化準備生命保険株式会社に生命保険業免許を付与。2018年4月2日付でアフラック生命保険株式会社に商号変更。

損害保険会社の推移

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度6月末現在
国内社 (法第3条免許)	30社	30社	30社	30社	32社	32社
+ 免許 ▲ 廃止			+カーディフ損害保険株式会社 (2017年12月) ※合併(2018年1月) +AIG損害保険株式会社 ▲AIU損害保険株式会社 ▲富士火災海上保険株式会社		+ベット&ファミリー損害保険株式会社 (2019年4月) +レスキュー損害保険株式会社 (2019年6月) +さくら損害保険株式会社 (2019年6月) ※合併(2019年7月) +セゾン自動車火災保険株式会社 ▲セゾン自動車火災保険株式会社 ▲そんほ24損害保険株式会社	
外国社 (法第185条免許)	22社	21社	23社	23社	21社	21社
+ 免許 ▲ 廃止		▲フェデラル・インシュアランス・カンパニー (2016年6月) +コンパニア・エスパニョーラ・デ・クレディ ト・イ・カウシヨ・エセ・アー(2016年9 月) ▲アトラディウス・クレジット・インシュア ランス・エヌ・ヴィ(2016年12月)	+スコール・グローバル・ライフ・エスイー (2017年4月) +スティームシップ・ミューチュアル・アン ダーライティング・アソシエーション・リミ テッド (2017年12月)	+スコール・エスイー(2019年2月) ▲カーディフ・アシュアランス・リスク・ ディヴェール(2018年4月)	+Swiss Re Asia Pte. Ltd. (2019年6月) ▲スイス・リインシュアランス・カンパ ニー・リミテッド(2020年1月) ▲スコール・グローバル・ライフ・エスイー (2019年4月) ▲アキシュラテオニ・ゼネラル・エス・ ビー・アイ (2019年4月)	
合計	52社	51社	53社	53社	53社	53社

(注) 合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

第3節 保険会社に対する金融モニタリング

I 顧客本位の業務運営の定着

生命保険は金融商品の中でも契約期間が長いという特徴があり、そのため、募集時の十分な説明及び契約後のアフターフォローの必要性・重要性は他の金融商品と比べても高いものと考えられる。

- 特に、外貨建保険については、近年、苦情件数が増加傾向にあることから、募集資料の改善等の対応を図ってきたところであるが、引き続き商品が元本割れしたことなどに起因する契約者からの苦情が多数認められている（図表1）。これらの苦情は、契約後相当程度の期間が経過して発生しているものが大宗であることから、契約締結時の説明に加え、契約締結後の情報提供（解約返戻金の額等）についての改善も各社に求めているところ。

図表1 銀行等代理店での外貨建保険・年金件数、苦情受付件数(新契約関係)
(件)



(資料)生命保険協会より、金融庁作成

- 一般乗合代理店での比較推奨販売が、保険会社が支払う手数料（基本手数料のほか、販売量に応じた手数料を上乗せするというインセンティブ報酬を含む。）により歪められないよう、代理店の販売量だけでなく、業務品質を反映した手数料体系への見直しや公表を各社に求めてきた結果、業界全体として、その取り組みが進展してきている。他方、業務品質については、実際には販売量評価と変わらない例があるなど、更なる改善が必要である。このほか、損害保険分野においても、代理店手数料ポイント制度にかかる各社の対応実態の把握を通じて得た問題認識について各社及び代理店との意見交換を行った。

II 持続可能なビジネスモデルの構築

(自然災害への対応)

損害保険会社について、2年連続で台風等による複数の大規模自然災害が発生(図表2)したことを踏まえ、自然災害リスクへの対応状況についてモニタリングしたところ。再保険料の上昇と自社の異常危険準備金等を含めた自己資本水準を勘案しながら、再保険手配を強化するなど、各社の規模・特性に応じた対応が行われていたことが確認された。

今後も、日本のみならず世界的に大規模自然災害が連続して発生することも想定される中、再保険コストの増加や異常危険準備金の更なる取崩し等が生じる可能性もあることから、経営レベルでの多面的な議論に基づくリスク管理状況を引き続き注視する必要がある。

図表2 過去の風水災等による支払保険金(1970年以降)

順位	災害名	支払件数	支払保険金
1	平成30年台風21号	853,588件	10,143億円
2	令和元年台風19号	295,186件	5,826億円
3	平成30年台風19号	607,324件	5,680億円
4	令和元年台風15号	383,585件	4,656億円
5	平成16年台風18号	427,954件	3,874億円
6	平成26年2月雪害	326,591件	3,224億円
7	平成11年台風18号	306,359件	3,147億円
8	平成30年台風24号	412,707件	3,061億円
9	平成30年7月豪雨	55,320件	1,956億円
10	平成27年台風15号	225,523件	1,642億円

(注)2020年3月末現在

(資料)日本損害保険協会より、金融庁作成

(グループベースのグローバルガバナンス・リスク管理等の高度化)

大型海外買収から数年が経過した大手生命保険会社について、早くから海外進出を図ってきた大手損害保険会社とともに、その子会社管理や収益管理等に関し、取締役会等が実効的なガバナンス機能を発揮しているかに着目し横断的なモニタリングを行った。

一般的には、海外事業の経験が長く、また収益に占める海外事業の割合も高い損害保険会社においては、グループガバナンスの一環として海外事業を捉えその管理態勢も高度化を進めており、本社と海外子会社の経営層が協働し、具体的なリスクアペタイトやガイドラインの設定・運用等を通じた、業務レベルに踏み込んだガバナンスを実施している社も認められた。

一方、国内事業が圧倒的に大きく海外子会社の数も限られる生命保険会社では、

投資先の一つとしてそのリスクや業績を管理している中で、海外子会社の収支・財務状況の悪化を実効的にモニタリングする態勢に課題のある社も認められた。

Ⅲ 保険会社等に対する行政処分（別紙１）

令和元年 12 月 27 日
金融庁
関東財務局

日本郵政グループに対する行政処分について

金融庁及び関東財務局は、本日、株式会社かんぽ生命保険（本店：東京都千代田区、法人番号 6010001112696、以下、「かんぽ生命」という）、日本郵便株式会社（本店：東京都千代田区、法人番号 1010001112577、以下「日本郵便」という）、及び日本郵政株式会社（本店：東京都千代田区、法人番号 5010001112697、以下「日本郵政」という）、に対し、下記のとおり行政処分を行いました。

記

I. 命令の内容

1. かんぽ生命

保険業法第 132 条第 1 項に基づく命令（業務停止命令及び業務改善命令）

- (1) 令和 2 年 1 月 1 日（水）から令和 2 年 3 月 31 日（火）までの間、かんぽ生命の保険商品に係る保険募集（生命保険募集人に委託しているものを含む。）及び保険契約の締結を停止すること。

（顧客からの自発的な意思表示を受けて行う保険募集及び保険契約の締結を除く。その他、当局が契約者保護の観点から必要とされる業務として個別に認めたものを除く。）

- (2) 適切な業務運営を確保し、保険契約者の保護を図るため、以下を実行すること。

- ① 今回の処分を踏まえた経営責任の明確化
- ② 顧客に不利益を生じさせた可能性の高い契約の特定、調査、契約復元等、適切な顧客対応の実施（「特定事案調査」の契約類型及びⅡ. 1. に記載するそれ以外の不適正な募集行為の可能性のある契約類型を含む）
- ③ ②の調査により、不適正な募集行為を行ったと認められる募集人に対する適切な対応（事故判定・処分基準の厳格化と運用の徹底を含む）
- ④ 適正な営業推進態勢の確立（乗換を助長しない、かつ実態に即した営業目標の策定を含む）
- ⑤ コンプライアンス・顧客保護を重視する健全な組織風土の醸成（適切な募集方針の策定・浸透や職員及び募集人に対する研修を含む）
- ⑥ 適正な募集管理態勢の確立（代理店に対する十分な牽制機能の構築を含む）
- ⑦ 上記を着実に実行し、定着を図るためのガバナンスの抜本的な強化

(3) 上記(2)に係る業務の改善計画を令和2年1月末までに提出し、直ちに実行すること。

(4) 上記(3)の改善計画について、当該計画の実施完了までの間、3ヶ月毎の進捗及び改善状況を翌月15日までに報告すること(初回報告基準日を令和2年2月末とする)。

2. 日本郵便

保険業法第307条第1項に基づく命令(業務停止命令)

令和2年1月1日(水)から令和2年3月31日(火)までの間、かんぽ生命の保険商品に係る保険募集を停止すること。

(顧客からの自発的な意思表示を受けて行う保険募集を除く。その他、当局が契約者保護の観点から必要とされる業務として個別に認めたものを除く。)

保険業法第306条に基づく命令(業務改善命令)

(1) 適切な業務運営を確保し、保険契約者の保護を図るため、以下を実行すること。

- ① 今回の処分を踏まえた経営責任の明確化
- ② 顧客に不利益を生じさせた可能性の高い契約について、かんぽ生命による調査結果を踏まえ、不適正な募集を行ったと認められる募集人に対する適切な対応(募集人に対する一定期間通常業務から離れた集中的な研修の実施を含む)
- ③ 適正な営業推進態勢の確立(乗換を助長しない、かつ実態に即した営業目標の策定や営業手当体系の構築を含む)
- ④ コンプライアンス・顧客保護を重視する健全な組織風土の醸成(募集品質を適切に考慮した人事評価・表彰制度の構築や募集人に対する研修を含む)
- ⑤ 郵便局・支社・本社各部門における適正な募集管理態勢の確立
- ⑥ 上記を着実に実行し、定着を図るためのガバナンスの抜本的な強化

(2) 上記(1)に係る業務の改善計画を令和2年1月末までに提出し、直ちに実行すること。

(3) 上記(2)の改善計画について、当該計画の実施完了までの間、3ヶ月毎の進捗及び改善状況を翌月15日までに報告すること(初回報告基準日を令和2年2月末とする)。

3. 日本郵政

保険業法第271条の29第1項に基づく命令(業務改善命令)

- (1) かんぽ生命の適切な業務運営を確保し、保険契約者の保護を図るため、以下を実行すること。
- ① 今回の処分を踏まえた経営責任の明確化
 - ② 保険持株会社としての実効的な統括・調整機能を発揮するためのグループガバナンス態勢の構築
 - ③ 保険募集に関連した経営理念をグループ全体に浸透させるための態勢の構築
 - ④ 上記を着実に実行し、定着を図るためのガバナンスの抜本的な強化
- (2) 上記(1)に係る業務の改善計画を令和2年1月末までに提出し、直ちに実行すること。
- (3) 上記(2)の改善計画について、当該計画の実施完了までの間、3ヶ月毎の進捗及び改善状況を翌月15日までに報告すること(初回報告基準日を令和2年2月末とする)。

II. 処分の理由

令和元年12月18日(水)付で公表されたかんぽ生命保険契約問題特別調査委員会の調査報告書も参考にしつつ、令和元年8月23日(金)を検査予告日として実施したかんぽ生命及び日本郵便に対する検査の結果やかんぽ生命・日本郵便・日本郵政(合わせて、以下、「3社」という)に対し保険業法第128条第1項等に基づき求めた報告を検証したところ、以下の不適正な募集行為及びその背景にある態勢上の問題が認められた。

1. 不適正な募集行為

- (1) かんぽ生命及び日本郵便が、2019年7月より「特定事案調査」として実態把握を行った契約において、かんぽ生命の保険商品に関し、以下のような不適正な募集行為(顧客に不利益になる、又は顧客にとって合理性のない契約であって当該顧客の意に沿わないものに係る保険募集)が認められた。
- ① 契約の乗換に際し、契約者に対して「一定期間解約はできない」「病歴の告知があっても加入可能」などの事実と異なる説明を行ったこと等により、契約の重複による二重払いや無保険期間の発生等の不利益を顧客に生じさせるなど、保険業法第300条第1項に違反するものが少なくとも67件認められた。
 - ② 契約の乗換に際し、契約者に対して「自分の営業成績のために解約を遅らせてほしい」などの依頼を行い、契約の重複による二重払い等の不利益を顧客に生じさせるなど、社内ルールに違反するものが少なくとも662件認められた。

- ③ 上記に加えて、法令や社内ルールへの抵触如何にかかわらず、不適正な募集行為により顧客に契約を締結させ、顧客に不利益を生じさせた。

(2) また、かんぽ生命及び日本郵便が、「特定事案調査」として実態把握を行った契約類型以外にも、かんぽ生命の保険商品に関し、以下のような不適正な募集行為の可能性のある類型の存在が認められた。

- ・ 顧客の意向に沿わず、多数回にわたって契約の消滅・新規締結が繰り返されている類型
- ・ 顧客の意向に沿わず、多額の契約が締結され、高額の保険料が発生している類型
- ・ 顧客の意向に沿わず、既契約が解約され、既契約とは異なる被保険者で新契約が締結されている類型
- ・ 顧客の意向に沿わず、既契約が解約され、既契約とは異なる保険種類（年金から保険など）での新契約が締結されている類型
- ・ 顧客の意向に沿わず、既契約の保険期間が短縮され、短縮されてから短期間のうちに、新契約が締結されている類型

(3) 更に、実際には、節税効果が見込めない保険商品であるにも関わらず、社内研修資料において、募集人に対し、相続税対策として顧客に説明・販売することを慫慂しているなど、不適正な募集行為を助長しかねない実態が認められた。

(4) なお、無効・合意解除（苦情を受けて解約・返金をしたもの）、未入金解除（初回保険料未払で解除）、1P失効・解約（初回保険料支払後に解除）、撤回（クーリングオフ）となっている契約が多数認められたが、これらの中には結果的に顧客に不利益が生じていない、または僅少ではあるものの、不適正な募集行為により、顧客の意向に沿わない契約が締結されていたものが含まれているおそれがある。

2. 態勢上の問題

かんぽ生命及び日本郵便において、不適正な募集行為が広がった背景には、3社において、それぞれ以下のような態勢上の問題があったと認められた。

(1) かんぽ生命

① 過度な営業推進態勢

営業目標として乗換契約を含めた新規契約を過度に重視した不適正な募集行為を助長するおそれがある指標を使用し続けた上に、経営環境の悪化により、営業実績が振るわないことが想定されるにもかかわらず、具体的な実現可能性や合理性を欠いた営業目標を日本郵便とともに設定してきたこと。

② コンプライアンス・顧客保護の意識を欠いた組織風土

事故判定やその調査において、顧客に不利益が生じている場合であっても、契約者の署名を取得していることをもって顧客の意向に沿ったものと看做し、募集人が自認しない限りは事故とは認定せず、不適正な募集行為を行ったおそれのある募集人に対する適切な対応を行わず、コンプライアンス・顧客保護の意識を欠いた組織風土を助長したこと。

③ 脆弱な募集管理態勢

日本郵便の営業現場における募集活動の実態、募集人の営業目標や営業手当の状況、営業成績が優秀な者（以下、「優績者」という）に対する表彰の状況、各種研修の内容等を把握せず、委託者として保険代理店である日本郵便に対して、適正な募集管理態勢の構築に必要な指示を行なってこなかったこと。

また、第二線である募集管理統括部及びコンプライアンス統括部、苦情対応部門等に加え、日本郵便の営業現場を指導する支店パートナー部などに十分な人材配置を行っていないなど、業務の適切性を確保しうる募集管理態勢を整備してこなかったこと。

更には、日本郵便との間で十分な連携を図ることなく、適時に実効性の高い施策を実行してこなかったこと。

④ ガバナンスの機能不全

苦情、ありがとうコール（契約を締結した顧客に対する電話による事後的な意向確認）、多数契約の分析などに加え、メディアの報道や当局のヒアリング等により不適正な募集行為の端緒を把握していたにもかかわらず、十分な実態把握を行わず、営業活動に影響が生じることを懸念し、抜本的な改善を図ってこなかったこと。

(2) 日本郵便

① 過度な営業推進態勢

かんぽ生命とともに具体的な実現可能性や合理性を欠いた営業目標を設定したこと。

更に、地域の状況や営業現場の実力を十分踏まえることなく募集人に目標を割り当て、加えて、郵便局が募集人に対し目標の上乗せを行うことなどにより、募集人にとって過大な目標を設定してきたこと。

また、乗換契約も含めた新規契約を過度に重視した営業手当の支給体系を維持してきたこと。

② コンプライアンス・顧客保護の意識を欠いた組織風土

募集人に対して、募集品質の維持・向上や保険営業に必要な知識の付与のた

めの研修・指導を十分に行ってこなかったこと。

また、優績者に対しては、募集品質を実質的に問わずに人事上評価し、表彰を与える一方、目標未達者に対しては懲罰的な研修や強度の叱責が恒常化している状況を是正してこなかったこと。

こうしたことを通じ、コンプライアンス・顧客保護の意識を欠いた組織風土を助長したこと。

③ 脆弱な募集管理態勢

第一線である郵便局・支社・本社の営業部門及び第二線であるコンプライアンス統括部や募集品質改善部等のいずれにおいても、規模・特性に見合った募集管理態勢を整備してこなかったこと。

中でも、第一線での管理者は営業推進に注力し、形式的なチェック機能しか有しておらず、第二線は外形的な法令違反や社内ルール違反のみを自らの基本的な守備範囲と捉え、保険代理店として主体的な管理機能を果たしていなかったこと。

④ ガバナンスの機能不全

部門間で情報共有・連携が十分行われず、保険募集の実態が経営陣に報告されないなど、組織運営におけるコミュニケーションの不全を是正せず、営業現場の実態を把握してこなかったこと。

また、かんぽ生命による募集品質向上に向けた取組みやメディアの報道等により不適正な募集行為の端緒があった後も、十分な実態把握を行わず、抜本的な改善を図ってこなかったこと。

取締役会等においても、かんぽ生命から受託している保険商品の募集管理態勢や募集品質のみならず、かんぽ生命が2017年より開始した募集品質向上に向けた一連の取組みについても、乗換問題がメディアの報道等により広く取り上げられるまで議論を行わなかったこと。

(3) 日本郵政

① グループガバナンスの機能不全

コンプライアンス委員会では、かんぽ生命及び日本郵便において不適正な募集行為が行われている端緒を把握していたにもかかわらず、十分な実態把握や対応を両社に対して指示してこなかったこと。

また、代理店手数料や営業目標の設定、募集品質の改善に向けた体制の構築や対策の策定等、かんぽ生命と日本郵便の両社に跨り、募集品質に重要な影響を与える経営戦略の決定や内部統制の構築について、保険持株会社としての統括・調整機能を果たしてこなかったこと。

加えて、メディアによる報道や当局による報告徴求命令があったにもかかわらず

らず、保険持株会社としてグループ各社を主導した対応を適切に行ってこなかったこと。

更には、2019年9月以前の営業自粛・再開については、経営上の重要な判断であるにもかかわらず、取締役会等に諮ることなく各社長間での非公式な会合で意思決定を行ったこと。

② グループコンプライアンスの不徹底

経営理念として「お客さま本位」「コンプライアンスの徹底」を掲げているにもかかわらず、グループ各社において、顧客の利益や経済合理性を顧みない契約が広がっていること、コンプライアンスについては形式的に法令や社内ルールを遵守すれば良いとする考え方が広がっていること、などの実態を把握しておらず、経営理念をグループ内に浸透させてこなかったこと。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000 (代表)

監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室 (内線 3690、2613)

関東財務局

理財部金融監督第4課 Tel : 048-600-1288 (ダイヤルイン)

第4節 保険会社に係る財務基準等

我が国の保険会社を取り巻く環境をみると、人口減少による国内保険市場の縮小や低金利環境の継続等により収益環境が厳しさを増している。また、自然災害の激甚化等保険会社を取り巻くリスクも変化している。こうした中で、将来にわたって保険会社が保険契約者の様々な期待に応えつつその経営管理を高度化していくため、それに相応しい規制・競争環境を整備していくことが重要である。

こうした観点から、2019年5月に外部有識者による「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」を設置した。当該会議においては、経済価値ベースのソルベンシー規制の導入やそれに基づく新たな監督の枠組みの構築に向けた具体的な方向性に関して検討を行い、その結果をまとめた報告書を2020年6月26日に公表した。(別紙1参照)

「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」報告書の概要

<背景・意義>

- 保険会社を取り巻く環境やリスクの変化に相応しい規制・競争環境を整備するため、経済価値ベースの(=市場統合的な資産・負債評価に基づく)ソルベンシー規制を中心とした健全性政策のあり方について検討。
- 本規制の導入により、①当局が保険会社の中長期的な健全性をフォワードルッキングに把握可能になることに加え、②リスク・リターン・資本のバランスを踏まえた保険会社のリスク管理(ERM)の高度化を促進し、③関連情報の開示を通じて外部からの経営の規律付けが向上することを期待。
- 保険監督者国際機構(IAIS)における国際資本基準(ICS)に関する議論を踏まえつつ、(中小社等も対象となる)国内枠組みとして独自に必要な要素についても議論。

<主要な論点・方向性>

- 狭義のソルベンシー規制にとどまらない、保険会社の内部管理のあり方も踏まえた多面的な健全性政策のあり方について、「3本の柱」の考え方に即して整理。

第1の柱(ソルベンシー規制)

- 標準モデルについては、ICSと基本的な構造は共通化しつつ、必要に応じ国内独自の調整を加えて開発。
- 内部モデルについては、自然災害リスク等を優先しつつ、段階的にスコープを拡大する方向で検討。
- 規制上のESRの数値の妥当性・信頼性を確保するため、保険会社内及び外部専門家による独立した検証のあり方について検討。
- ESRに基づく監督措置(早期是正措置)については、背後にある要因を十分に踏まえたタイムリーかつ柔軟な運用を行う。

第2の柱(内部管理と監督上の検証)

- 経済価値ベースのモニタリングデータを拡充し、よりフォワードルッキングな監督を志向。
- 保険会社における、第1の柱のみに囚われないリスク管理(ERM)の高度化を促す。

第3の柱(情報開示)

- 実務負荷にも留意しつつ、財務・リスクに係る情報開示の充実を通じた規律付けの向上を図る。
- 既存の自主開示や他国制度も参考に、具体的な開示項目(感応度、変動要因等)を検討。

<今後の検討の進め方>

- 新たな制度について、2025年の導入を念頭に置いて準備を進める。準備期間においては、2022年頃に制度の大枠を暫定的に決定し、2024年春頃に最終化を行う等、着実に段階を踏んで検討を深めていく。

第5節 保険商品審査態勢について

保険商品については、多様化する国民の保険ニーズに的確に応えるものであるとともに、保険契約者等にとって簡潔で分かりやすい商品内容となることが重要である。

このため、商品審査において保険会社等との間で双方向の協議を十分に行うことを目的として、審査の透明性、効率性、迅速性等の向上を図るために、保険会社の商品部長との意見交換（2019年8～9月）を行ったほか、商品審査を通じて当局と申請会社との間で共有するに至った問題認識等を記載した「商品審査事例集」を策定し、公表した（2020年2月、6月）。

第6節 少額短期保険業者の検査・監督をめぐる動き（別紙1参照）

少額短期保険業者の概況

「保険業法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第38号）が2006年4月1日に施行され、従前、保険業法の規制の外にあった、特定の者を相手方として引受けを行う、いわゆる「根拠法のない共済」が原則として保険業法の規制対象となった。併せて、これら「根拠法のない共済」及び新規参入業者の受け皿として、保険会社と比べて取り扱う保険金額が少額であり、保険期間が短いもののみを取り扱う少額短期保険業制度が創設された。

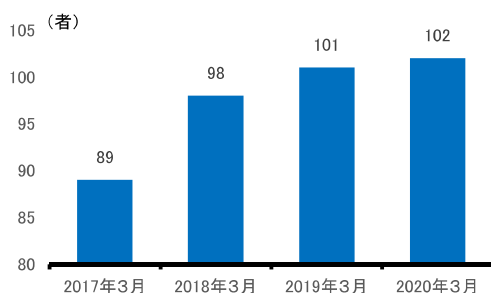
制度創設から14年が経過し、少額短期保険業者数が大幅に増加するとともにその規模や特性、取扱商品も多様化してきており、2019年度決算の集計をみると、保有契約件数、収入保険料が増加するなど、拡大が継続しているが、当期純利益は減少に転じている。なお、同事務年度においては、保険契約包括移転及び事業譲渡の認可にともない1業者が減少、新規に2業者を登録したことから、2020年6月末現在の業者数は、103業者となった。

少額短期保険業者に対する監督は、金融庁長官から各財務局長等に委任されているところ、事業規模、取り扱っている商品や募集形態等の特性を踏まえ、顧客保護の観点から、各業者の経営管理態勢、財務の健全性及び業務の適切性等に関し、各財務局等を通じて必要な指導・監督を行った。その際、経営管理態勢及び財務の健全性等を中心にモニタリングを行い、実態を把握した。

また、オンサイトモニタリングについては、少額短期保険業者4業者に対し実施した結果、経営管理態勢、法令等遵守態勢などに多数の問題が認められ、その中でも重大な法令違反が確認された業者（1者）に対し、保険業法第272条の26第1項第3号及び第272条の25第1項に基づき、業務停止命令及び業務改善命令を発出した。

なお、少額短期保険業者の保険引受上限金額に係る経過措置を適用する15業者に対しては、2018年9月、報告徴求命令を発出し、経過措置終了に向けた計画策定及び期限までの間、半期毎に計画の進捗状況に係る報告を求めているところ、引き続き、本則に円滑に移行するための計画の策定・実行状況について確認し、指導を行った。

少額短期保険業者数推移



2020年3月期 決算概要

	2020年3月期	2019年3月期	増減(比)
保有契約件数	13,120千件	11,797千件	+11.2%
収入保険料	1,074億円	1,032億円	+4.0%
当期純利益	18億円	34億円	▲47.1%

少額短期保険業者登録一覧

(別紙1)

(令和2年6月30日現在:103業者)

所管財務局	登録番号	登録日	商号
北海道財務局	北海道財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年5月30日	常口セーフティ少額短期保険株式会社
	北海道財務局長 (少額短期保険)第2号	平成28年4月26日	ライフエイド少額短期保険株式会社
東北財務局	東北財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年1月31日	SBIブリズム少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第2号	平成20年3月31日	フローラル共済株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第3号	平成20年6月5日	東日本少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第6号	平成26年1月7日	ユーミーL A少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第7号	平成27年12月1日	ネットライフ火災少額短期保険株式会社
関東財務局	関東財務局長 (少額短期保険)第1号	平成18年10月27日	SBIリスタ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第3号	平成19年6月21日	エクセルエイド少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第5号	平成19年10月25日	ジャパン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第6号	平成19年11月14日	イオン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第8号	平成19年11月22日	SBIいきいき少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第10号	平成19年12月10日	東京海上ミレア少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第11号	平成19年12月28日	株式会社あそしあ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第12号	平成20年2月4日	株式会社宅建ファミリー共済
	関東財務局長 (少額短期保険)第14号	平成20年2月5日	ぜんち共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第15号	平成20年3月17日	アスモ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第16号	平成20年3月17日	全管協少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第17号	平成20年3月19日	さくら少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第18号	平成20年3月19日	株式会社メモリード・ライフ
	関東財務局長 (少額短期保険)第21号	平成20年3月21日	富士少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第22号	平成20年3月21日	Aライフ株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第23号	平成20年3月25日	Chubb少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第24号	平成20年3月26日	ペットメディカルサポート株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第25号	平成20年3月31日	楽天少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第26号	平成20年3月31日	あすか少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第27号	平成20年3月31日	エヌシーシー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第28号	平成20年5月20日	A B C少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第29号	平成20年5月29日	特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい
	関東財務局長 (少額短期保険)第30号	平成20年5月30日	ジック少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第31号	平成20年5月30日	株式会社クローバー少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第33号	平成20年6月30日	ユニバーサル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第34号	平成20年7月10日	株式会社住宅保障共済会

所管財務局	登録番号	登録日	商号
関東財務局	関東財務局長 (少額短期保険)第35号	平成20年8月29日	ヒューマンライフ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第36号	平成20年8月29日	株式会社にじいろ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第37号	平成20年9月1日	旭化成ホームズ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第38号	平成20年9月24日	医師が考えた少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第39号	平成20年9月24日	まごころ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第40号	平成20年10月22日	日本共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第41号	平成20年10月31日	LASHIC少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第43号	平成20年12月10日	株式会社賃貸少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第44号	平成20年12月12日	JMM少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第46号	平成21年1月20日	e-Net少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第47号	平成21年1月23日	アイアル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第49号	平成21年2月16日	ベッツベスト少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第50号	平成21年3月16日	株式会社サン・ライフ・ファミリー
	関東財務局長 (少額短期保険)第51号	平成21年3月24日	株式会社ビバビーダメディカルライフ
	関東財務局長 (少額短期保険)第52号	平成21年3月24日	あんしん少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第53号	平成21年4月20日	日本費用補償少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第55号	平成21年12月21日	株式会社FIS
	関東財務局長 (少額短期保険)第56号	平成23年3月14日	くふう少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第57号	平成23年6月20日	AWPチケットガード少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第59号	平成23年6月28日	プラス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第60号	平成24年3月27日	ワーカーズ・コレクティブ共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第61号	平成24年12月20日	日本ペット少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第63号	平成25年5月29日	チュリーッヒ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第64号	平成25年10月22日	株式会社エボス少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第65号	平成26年2月20日	トライアングル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第66号	平成26年9月18日	少額短期保険ハウスガード株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第67号	平成27年3月26日	全日ラビー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第68号	平成27年5月13日	セキスイハイム不動産少額短期保険株式会社
関東財務局長 (少額短期保険)第69号	平成28年3月14日	住まいぶらす少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第70号	平成28年4月1日	健康年齢少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第71号	平成28年4月21日	シャーマゾン少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第72号	平成28年10月12日	イズミ少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第73号	平成28年10月27日	マイホームプラス少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第74号	平成29年2月15日	住生活少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第75号	平成29年3月9日	ベッツファースト少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第76号	平成29年6月1日	エール少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第77号	平成29年7月6日	リボン少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第78号	平成29年7月12日	メディカル少額短期保険株式会社	

所管財務局	登録番号	登録日	商号
関東財務局	関東財務局長 (少額短期保険)第79号	平成29年7月21日	ブリベント少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第80号	平成29年7月24日	株式会社ホープ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第81号	平成29年8月30日	株式会社ヤマダ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第82号	平成29年8月30日	JID少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第84号	平成29年11月27日	Next少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第85号	平成29年12月1日	USEN少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第86号	平成30年1月19日	株式会社リロ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第87号	平成30年6月25日	株式会社 justInCase
	関東財務局長 (少額短期保険)第88号	平成30年10月31日	東急少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第89号	平成31年2月26日	Mysurance株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第91号	令和元年6月28日	あおぞら少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第92号	令和2年5月12日	株式会社宅建ファミリーパートナー
東海財務局	東海財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年6月16日	株式会社学校安全共済会
	東海財務局長 (少額短期保険)第5号	平成31年2月7日	ZuttoRide少額短期保険株式会社
	東海財務局長 (少額短期保険)第6号	令和2年2月14日	株式会社カイルス少額短期保険
近畿財務局	近畿財務局長 (少額短期保険)第1号	平成19年7月25日	アクア少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第2号	平成19年12月12日	エイ・ワン少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第3号	平成20年2月25日	SBI日本少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第5号	平成20年11月13日	株式会社SANKO少額短期保険
	近畿財務局長 (少額短期保険)第6号	平成20年11月28日	セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第7号	平成22年10月18日	エタニティ少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第8号	平成24年6月1日	エスエスアイ富士菱株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第10号	平成26年3月24日	東京海上ウエスト少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第11号	平成26年6月20日	みらい少額短期保険株式会社
中国財務局	中国財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年3月27日	エス・シー少額短期保険株式会社
	中国財務局長 (少額短期保険)第2号	平成20年7月14日	株式会社FPC
四国財務局	四国財務局長 (少額短期保険)第1号	平成21年9月2日	あおい少額短期保険株式会社
福岡財務支局	福岡財務支局長 (少額短期保険)第1号	平成20年3月31日	ベル少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第2号	平成20年5月30日	フェニックス少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第3号	平成26年7月16日	イーペット少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第5号	平成27年3月4日	日本ワイド少額短期保険株式会社
沖縄総合事務局	沖縄総合事務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年5月30日	レキオス少額短期保険株式会社

第7節 認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き（別紙1参照）

認可特定保険業者の概況

前節のとおり、「保険業法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第38号）（以下、「改正法」という。）の成立を受け、少額短期保険業制度が創設されたが、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行っていた者については、経過措置として特定保険業という枠組みを設け、届出を行うことで2008年3月31日まで各財務局等の監督下で業務を継続しながら、保険業法の規制に適合するよう対応を求めた。しかしながら、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行ってきた団体の中には、保険業法の規制に適合することが直ちに容易ではない者も存在していた。

また、これとは別に、共済事業を行っていた特例民法法人（公益法人）については、改正法において、当分の間、当該共済事業を引き続き特定保険業として実施できると規定された。しかしながら、2008年の公益法人制度改革により、特例民法法人は、2013年11月末までに一般社団法人等に移行することとされ、一般社団法人等への移行後は、保険業法の適用を受けることとなり、現在行っている特定保険業が継続できなくなった。

このような状況を受けて、「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成22年法律第51号）により、改正法の公布の際現に特定保険業を行っていた者のうち、一定の要件に該当する者については、2011年5月13日から当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができるようになった。

認可特定保険業者の所管行政庁は、特例民法法人であった者については特例民法法人であったときの主務官庁、それ以外の者については内閣総理大臣（権限は、内閣総理大臣から金融庁長官が委任を受け、各財務局長等に再委任されている。）と規定されている。

認可特定保険業者の認可については、2013年11月に申請期限を迎え、財務局所管業者は7法人となった。2019事務年度においては、認可特定保険業者の規模・特性を踏まえながら業務の適切性等に関し、指導・監督を行った。

認可特定保険業者一覧
(財務局等所管分)

(別紙1)

(令和2年6月30日現在:7法人)

所管財務局等	認可日	名称
関東財務局	平成24年1月27日	一般社団法人 すみれ
	平成24年12月21日	一般社団法人 全国保険医休業保障共済会
	平成25年10月21日	一般社団法人 あんしん認可特定保険
	平成25年12月12日	一般社団法人 ぜんかれん共済会
	平成25年12月12日	一般社団法人 JMC厚生会
東海財務局	平成24年5月24日	一般社団法人 三重ふれあい互助会
近畿財務局	平成24年6月25日	一般社団法人 兵庫県知的障害者施設利用者互助会

第12章 金融商品取引業者等の監督をめぐる動き

第1節 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

本監督指針については、2007年9月30日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、2019事務年度においても以下のとおり改正等を行っている。

1. 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う改正（2019年11月21日）
成年被後見人等を資格・職業・業務等から一律に排除する規定等（欠格条項）を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定（個別審査規定）へと適正化を図る措置を講じるもの（2019年12月14日より適用）。
2. 検査・監督の見直しに係る改正（2019年12月18日）
過度に細かく特定の方法を記載する等行き過ぎたルール・ベースとなって、金融機関における創意工夫を妨げている規定等の見直し等を規定するもの（2019年12月18日より適用）。
3. 特定資産以外の資産を投資対象の一部とする投資信託等の組成や販売についての留意事項に係る改正（2019年12月27日）
投資信託や投資法人（投資信託等）が、主として特定資産に対する投資として運用することを目的とするとされており、国民の長期・安定的な資産形成手段として特別の制度的位置付けを与えられたものであるという趣旨に照らし、特定資産以外の資産を投資対象の一部とする投資信託等の組成や販売についての留意事項を定めるもの（2019年12月27日より適用）。
4. 親会社が外国会社である金融商品取引業者等に対する TLAC 規制に係る改正（2020年1月28日）
親会社が外国会社である金融商品取引業者等のうち、内部 TLAC 規制の対象となる者を指定し、かかる金融商品取引業者等が確保すべき「内部 TLAC」の所要水準及び適格要件等を規定するもの（2020年3月31日より適用）。
5. 民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う改正（2020年2月6日）
民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う所要の改正を行うもの（2020年4月1日より適用）。

6. 個人データの第三者提供における本人からの同意取得に係る改正（2020年3月4日）

近年の情報通信技術等の飛躍的な発展や2019年5月の銀行法等改正を踏まえ、個人データの第三者提供における本人からの同意取得に関する着眼点を規定するもの（2020年3月4日より適用）。
7. 暗号資産の取得等に係る改正（2020年4月3日）

暗号資産交換業に係る制度整備及び暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引に関する規制の整備等を規定するもの（2020年5月1日より適用）。
8. 行政手続のオンライン化に係る改正（2020年4月24日）

2019年5月に公布されたいわゆるデジタル手続法において、情報通信技術を活用した行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、行政手続については原則としてオンラインで実施することとされたことを踏まえ、電子申請に係る手続について明記するもの（2020年4月24日より適用）。
9. 電子取引基盤運営業務を行う金融商品取引業者に対する米国証券取引所法上のスワップ執行施設としての登録義務を免除する旨の命令公表に係る改正（2020年4月28日）

電子取引基盤運営業務を行う者と顧客の契約書等において、顧客が当該業者の定めたルールに従うことや、当該業者の求めがあれば、顧客が取引の関連情報の提出に応じる内容の記載を求めることを規定するもの（2020年4月28日より適用）。
10. 総合取引所における取引開始に向けた商品関連市場デリバティブ取引に係る改正（2020年5月1日）

総合取引所における取引開始に向けて、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成24年法律第86号）を踏まえた、商品関連市場デリバティブ取引についての留意事項を定めるもの（2020年5月1日より適用）。
11. ダークプールに係る改正（2020年6月19日）

顧客保護の観点から、ダークプールへの回送条件・運営情報の説明及び価格改善の実効性の確保に向けた情報の記録・保管について規定するもの（2020年9月1日より適用（一部2021年9月1日より適用））。
12. 金融商品取引業等検査マニュアルの廃止に伴う改正（2020年6月26日）

証券取引等監視委員会において所管している金融商品取引業者等検査マニュアルの廃止を予定していることから、当該マニュアル廃止を踏まえた見直しを行う

もの（2020年6月26日より適用）。

13. レバレッジ比率規制に関する告示等の一部改正に係る改正（2020年6月30日）
足許の新型コロナウイルス感染症の影響拡大が懸念される中、日本銀行による金融政策と銀行等への健全性規制との調和を図るため、日本銀行からの要望を受けて、レバレッジ比率を算定するにあたって日銀預け金を除外するべく所要の改正を行うもの（2020年6月30日より適用）。

第2節 金融商品取引業者等に対する金融モニタリング

金融商品取引業者等は、①金融仲介機能の適切な発揮に向けた不断の努力により、我が国の金融・資本市場に対する信認を高め、さらには我が国経済の発展に貢献していくこと、②国民のニーズに適った金融商品・サービスを提供することにより、その安定的な資産形成を支援することが求められている。

このような認識の下、金融商品取引業者等について、ビジネス動向・収益構造等の把握を行うとともに、法令等を踏まえた業務運営を行っているか等投資者保護上の観点から、証券取引等監視委員会と連携しつつ、モニタリングを実施した。

第3節 第一種金融商品取引業

I 第一種金融商品取引業者の概況

1. 第一種金融商品取引業者の数の推移（別紙1参照）

（1）第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者は、2019年7月以降、17社が新規に登録を受けている。

一方、金融商品取引業の廃止等に伴い、第一種金融商品取引業者8社が金融商品取引法第29条の登録を抹消されている。

これらの結果、2020年6月末現在における第一種金融商品取引業者数は307社となっている。

なお、第一種金融商品取引業のうち有価証券関連業を行う者（金融商品取引法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る）については、271社となっている。

① 新規参入第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	登録の状 況	登録年月日
OKB証券株式会社	○	新規登録	2019年8月6日
ピクテ投信投資顧問株式会社	○	変更登録	2020年1月15日
イークラウド株式会社 ※	○	新規登録	2020年3月30日
岡地株式会社		新規登録	2020年4月1日
大起産業株式会社	○	新規登録	2020年4月1日
株式会社コムテックス		新規登録	2020年4月7日
株式会社アステム		新規登録	2020年4月7日
北辰物産株式会社		新規登録	2020年4月10日
フジフューチャーズ株式会社		新規登録	2020年4月10日
岡藤商事株式会社	○	変更登録	2020年4月10日
株式会社CONNECT	○	新規登録	2020年4月22日
GMOコイン株式会社		新規登録	2020年5月1日
株式会社DMM Bitcoin		新規登録	2020年5月1日
楽天ウォレット株式会社		新規登録	2020年5月1日
きらぼしライフデザイン証券株式会社	○	新規登録	2020年6月22日
株式会社sustenキャピタル・マネジメント		新規登録	2020年6月26日
Hash DasH株式会社		新規登録	2020年6月29日

※第一種少額電子募集取扱業者。

② 金融商品取引業の廃止等（金融商品取引法第 29 条の登録の抹消を伴うもの）
又は変更登録（第一種金融商品取引業の廃止）した第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	廃止等 の状況	廃止等年月日
東郷証券株式会社	○	登録取消	2019年8月9日
高木証券株式会社	○	合併消滅	2019年9月1日
エメラダ株式会社	○	廃止	2019年10月25日
エイト証券株式会社	○	廃止	2020年2月29日
田原証券株式会社	○	事業譲渡	2020年3月23日
ノーザン・トラスト・グローバル・ インベストメンツ株式会社	○	廃止	2020年3月30日
ウツミ屋証券株式会社	○	廃止	2020年3月31日
ブライト・アセット株式会社	○	廃止	2020年5月22日

(2) 特別金融商品取引業者

2020年6月末現在、金融商品取引法第57条の2第1項に基づく特別金融商品取引業者に該当する旨の届出を行っている第一種金融商品取引業者は、21社となっている。

特別金融商品取引業者

SMB C日興証券(株)	クレディ・スイス証券(株)
ゴールドマン・サックス証券(株)	J Pモルガン証券(株)
シティグループ証券(株)	大和証券(株)
ドイツ証券(株)	東海東京証券株式会社
野村証券(株)	パークレイズ証券(株)
BNPパリバ証券(株)	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)
みずほ証券(株)	モルガン・スタンレーMUF G証券(株)
メリルリンチ日本証券(株)	UBS証券(株)
(株)SBI証券	野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス(株)
ナティクシス日本証券(株)	ソシエテ・ジェネラル証券(株)
楽天証券(株)	

(3) 指定親会社

2020年6月末現在、特別金融商品取引業者の親会社のうち、金融商品取引法第57条の12第1項に基づく指定を受けている指定親会社は、野村ホールデ

イングス(株)及び(株)大和証券グループ本社の2社となっている。

2. 国内証券会社の2019年度決算概要(別紙2~3参照)

国内証券会社248社の2019年度決算(単体)は、不透明な市場環境のもと、株式委託手数料等が減少したことなどから、純営業収益は大半の会社で減収となった。当期損益については、ネット証券は減益、準大手以上の対面は増益であり、地場証券は会社によって区々。

営業収益は、前年度比1,001億円増の3兆7,661億円(同2.7%増)、販売費・一般管理費は、同421億円増の2兆7,690億円(同1.5%増)、経常損益は、同75億円減の4,166億円(同1.8%減)、当期損益は、同12億円減の2,828億円(同0.4%減)となった。

II 第一種金融商品取引業者に対する行政処分

第一種金融商品取引業者に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反等が認められた場合には、法令に則り厳正に対処してきている。

2019年7月以降の第一種金融商品取引業者に対する行政処分の状況については、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、3社(3件)に対し行政処分を行っており、その内訳は次のとおりとなっている。

- ① 登録の取消及び業務改善命令 1件
- ② 業務停止命令及び業務改善命令 1件
- ③ 業務改善命令 1件
- ④ 資産の国内保有命令及び業務改善命令 0件
- ⑤ 資産の国内保有命令 0件

なお、行政処分に至った法令違反等の内容は、「損失補填」、「特別の利益提供」、「金融商品取引業等の登録を受けていない者に有価証券の取得勧誘を行わせている状況」等となっている。

III 投資者保護基金について

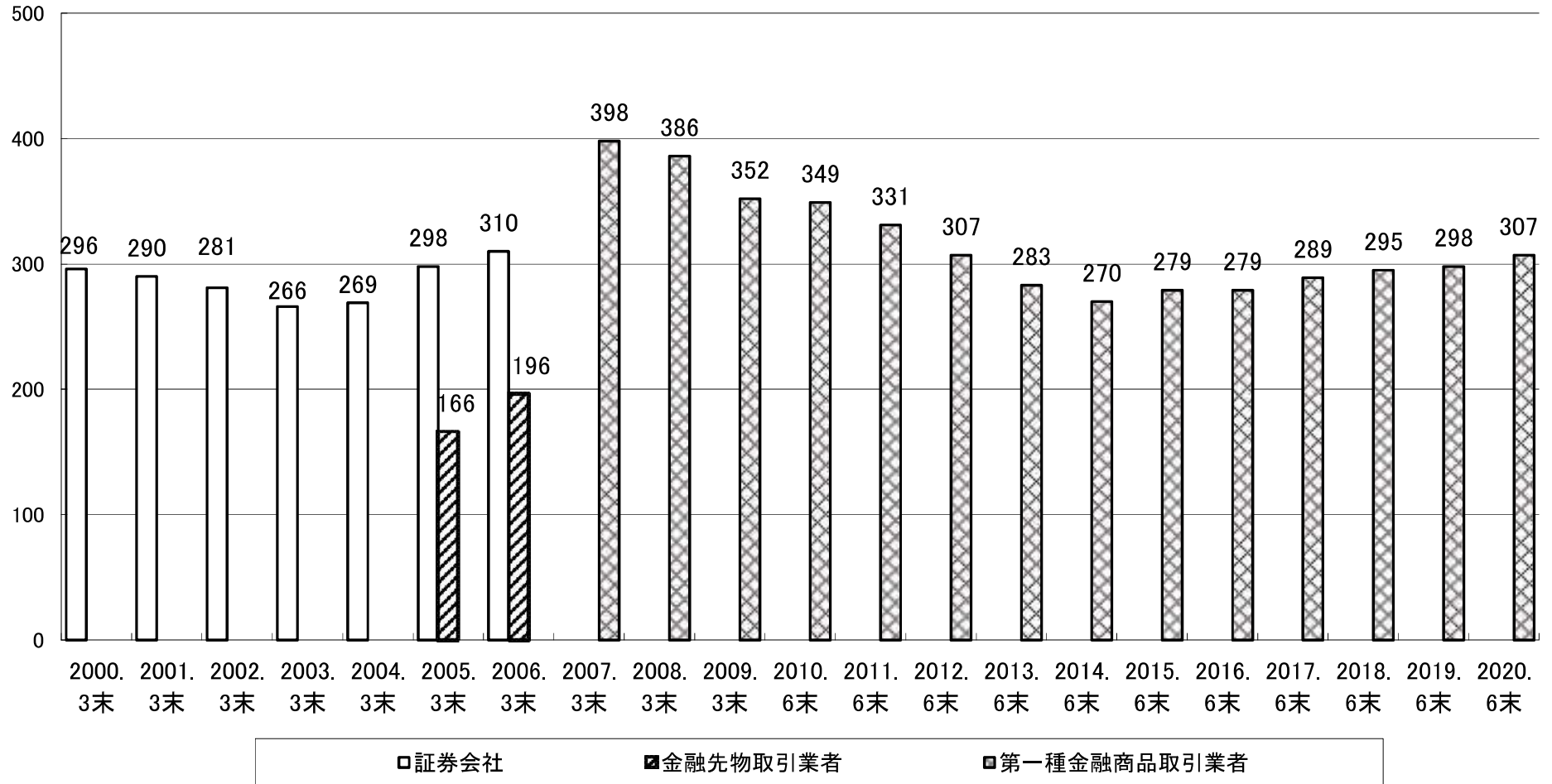
金融システム改革に伴う証券取引法の改正(1998年12月1日施行)において、顧客資産の分別保管の義務化とともに、証券会社の破綻の際のセーフティネットとして、投資者保護基金制度を創設し、全ての証券会社(金融商品取引法施行後は、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者)に投資者保護基金への加入を義務付けた。

基金制度創設当初より、国内系証券会社(235社)を中心に設立された日本投資者保護基金と外資系証券会社(46社)を中心に設立された証券投資者保護基金が存在していたが、2002年7月1日に統合し、日本投資者保護基金に一本化され今日に至

っている（2020年6月末時点 265社、同年3月末時点基金規模約 584億円）。（別紙4参照）

金融商品取引業者(第一種金融商品取引業)数の推移

(業者数)



国内証券会社の2019年度決算概況

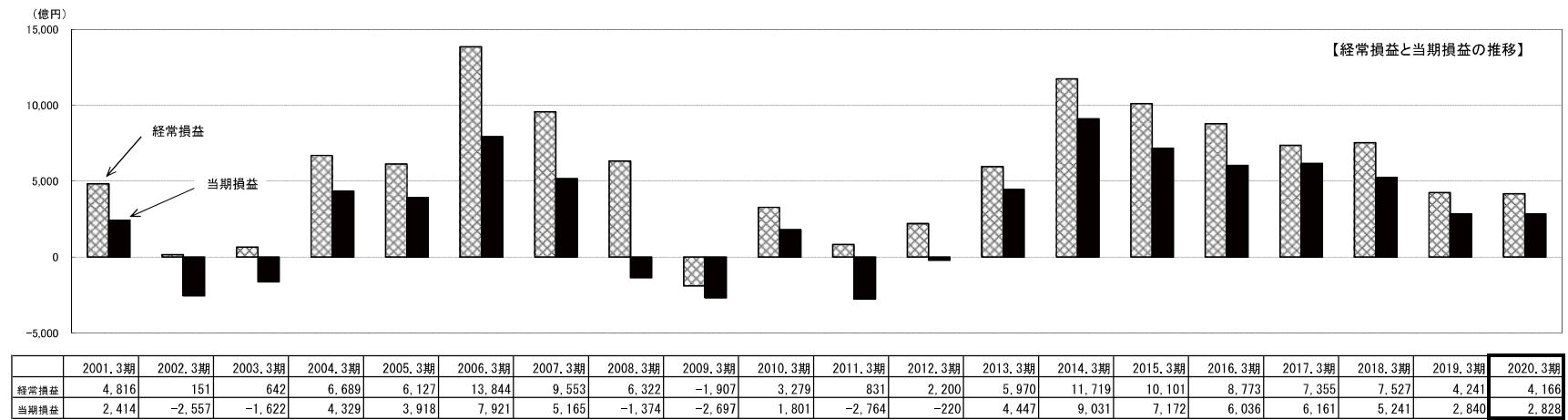
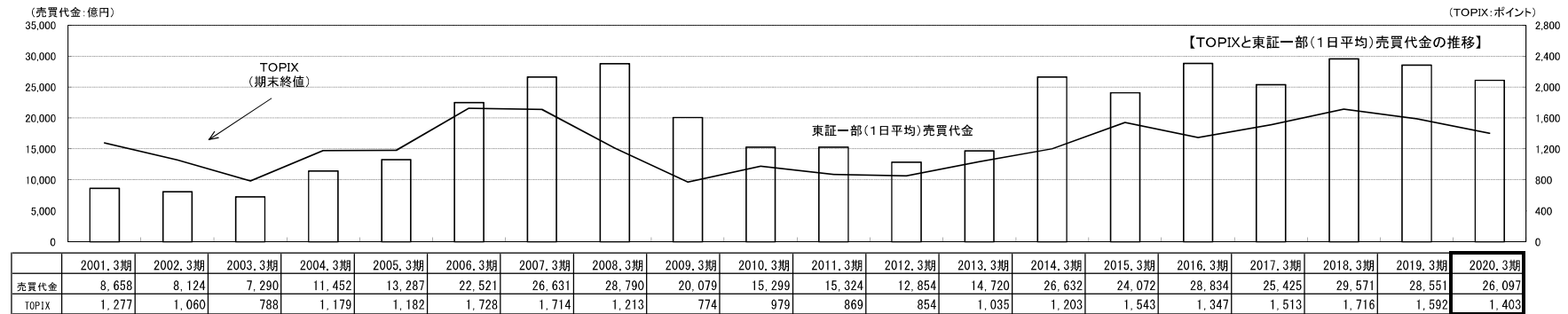
(単位:億円)

	2019年度 (A)	2018年度 (B)	(A)/(B)
会 社 数	248社	251社	—
営 業 収 益	37,661	36,660	102.7%
受 入 手 数 料	19,862	19,864	100.0%
委 託 手 数 料	4,901	5,111	95.9%
引 受 け・売 出 し 手 数 料	1,504	1,847	81.4%
募 集・売 出 し 取 扱 手 数 料	2,527	2,314	109.2%
ト レー ディ ン グ 損 益	8,648	7,433	116.3%
金 融 収 益	8,815	8,647	101.9%
販 売 費・一 般 管 理 費	27,690	27,269	101.5%
取 引 関 係 費	7,282	6,813	106.9%
人 件 費	10,033	10,089	99.4%
経 常 損 益	4,166	4,241	98.2%
当 期 損 益	2,828	2,840	99.6%

(注)日本証券業協会調べ。

株式市況と証券会社の損益の推移

(別紙3)



(注) 日本証券業協会調べ。国内証券会社の合計。

投資者保護基金の概要

名称	日本投資者保護基金						
会員数	<p>会員証券会社数（2020年6月30日現在）</p> <table> <tr> <td>国内証券会社</td> <td>255社</td> </tr> <tr> <td>外国証券会社</td> <td>10社</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>265社</td> </tr> </table>	国内証券会社	255社	外国証券会社	10社	計	265社
国内証券会社	255社						
外国証券会社	10社						
計	265社						
役員	理事長 大久保 良夫						
基金規模	2020年3月31日現在 約584億円						
補償実績	<ul style="list-style-type: none"> 南証券の破産に伴うもの（2000年3月）－ 補償額 約59億円（うち破産管財人からの返還額 約24億円） ミナミ・ハイイールドボンド補償金請求訴訟敗訴に伴うもの（2007年6月）－ 補償額 約2億円 （2007年10月）－ 補償額 約0.6億円 丸大証券に対する登録取消処分及び破産に伴うもの（2012年3月）－ 補償額 約1.7億円 						
参考	国内系の日本投資者保護基金と外資系の証券投資者保護基金が平成14年7月1日に統合したことに伴い、現在、金融商品取引法に定める投資者保護基金は、日本投資者保護基金のみである。						

第4節 第二種金融商品取引業

第二種金融商品取引業者は、いわゆる集団投資スキーム（ファンド）持分の販売、信託受益権の販売、投資信託の直接販売等を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

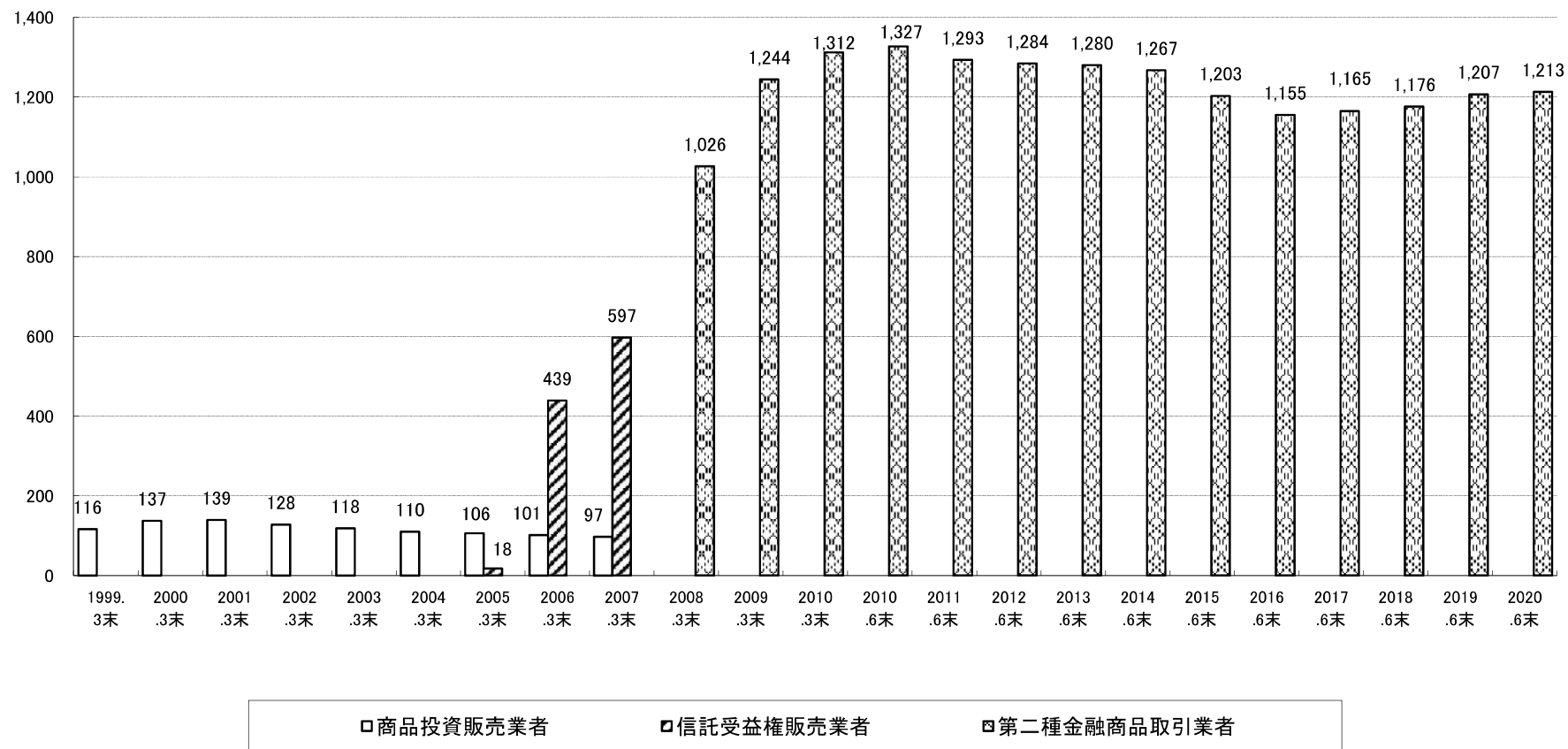
2020年6月末現在における第二種金融商品取引業者数は、1,213社となっている。

（別紙1参照）

なお、2019年7月以降の第二種金融商品取引業者に対する行政処分の実績はない。

(業者数)

金融商品取引業者(第二種金融商品取引業)数の推移



注：2007年3月末までの数値は商品投資販売業者と信託受益権販売業者の数。

第5節 投資助言・代理業

I 投資助言・代理業者の概況（別紙1参照）

投資助言・代理業者は、投資顧問契約に基づく助言や、投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

2020年6月末時点では、投資助言・代理業者数は977社となっている。

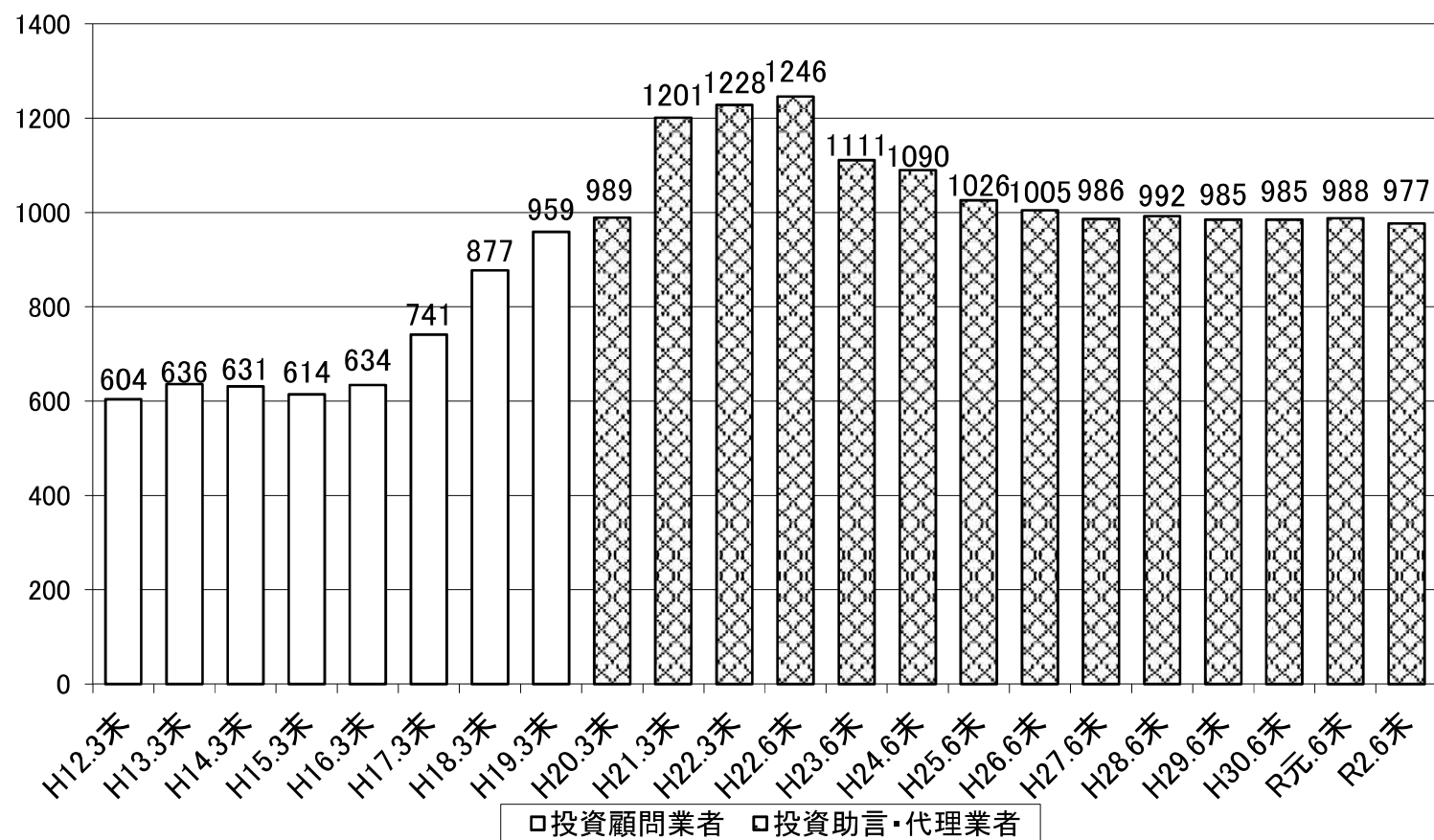
II 投資助言・代理業者に対する行政処分

2019年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、8社に対して行政処分を行っており、その内訳は、登録取消しが5件、一部業務停止命令が3件（いずれも業務改善命令を含む。）となっている。

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告を行っている事例」や、「無登録業者に対する名義貸しを行っている事例」等となっている。

金融商品取引業者(投資助言・代理業)数の推移

(業者数)



注:平成19年3月末までの数値は助言業のみを行う投資顧問業者の数。

第6節 投資運用業

I 投資運用業者の推移

投資運用業者は、投資信託委託業者、投資法人資産運用業者、投資一任業者及び自己運用業者の4類型に分類される。

2020年6月末現在の投資運用業者数は393社（投資信託委託業者108社、投資法人資産運用業者95社、投資一任業者310社、自己運用業者44社）となっている。（別紙1参照）

（注）重複して業務を行っている投資運用業者がいるため、その内訳である投資信託委託業者数、投資法人資産運用業者数、投資一任業者数及び自己運用業者数を合計した数値は、投資運用業者数と同一にはならない。

II 投資法人の推移

2020年6月末現在の登録投資法人は110社（不動産系103社、インフラ系7社）となっている。

このうち、上場不動産投資法人（いわゆるJ-REIT）63社の運用資産残高の合計は、2020年6月末で20兆2,778億円（前年比5.0%増）となっている。

2019年7月以降、2件のIPOを伴う新規上場があった。（別紙2参照）

III 運用資産の推移

2019年度の投資信託については、資金流入により純資産残高は増加している。

投資信託については、純資産残高は2020年6月末で公募投信120兆1,928億円（前年比5.7%増）（株式投信107兆2,676億円（同5.3%増）、公社債投信12兆9,252億円（同10%増））、私募投信98兆9,678億円（同6.1%増）（株式投信94兆7,637億円（同5.8%増）、公社債投信4兆2,040億円（同13.4%増））となっている。（別紙3参照）

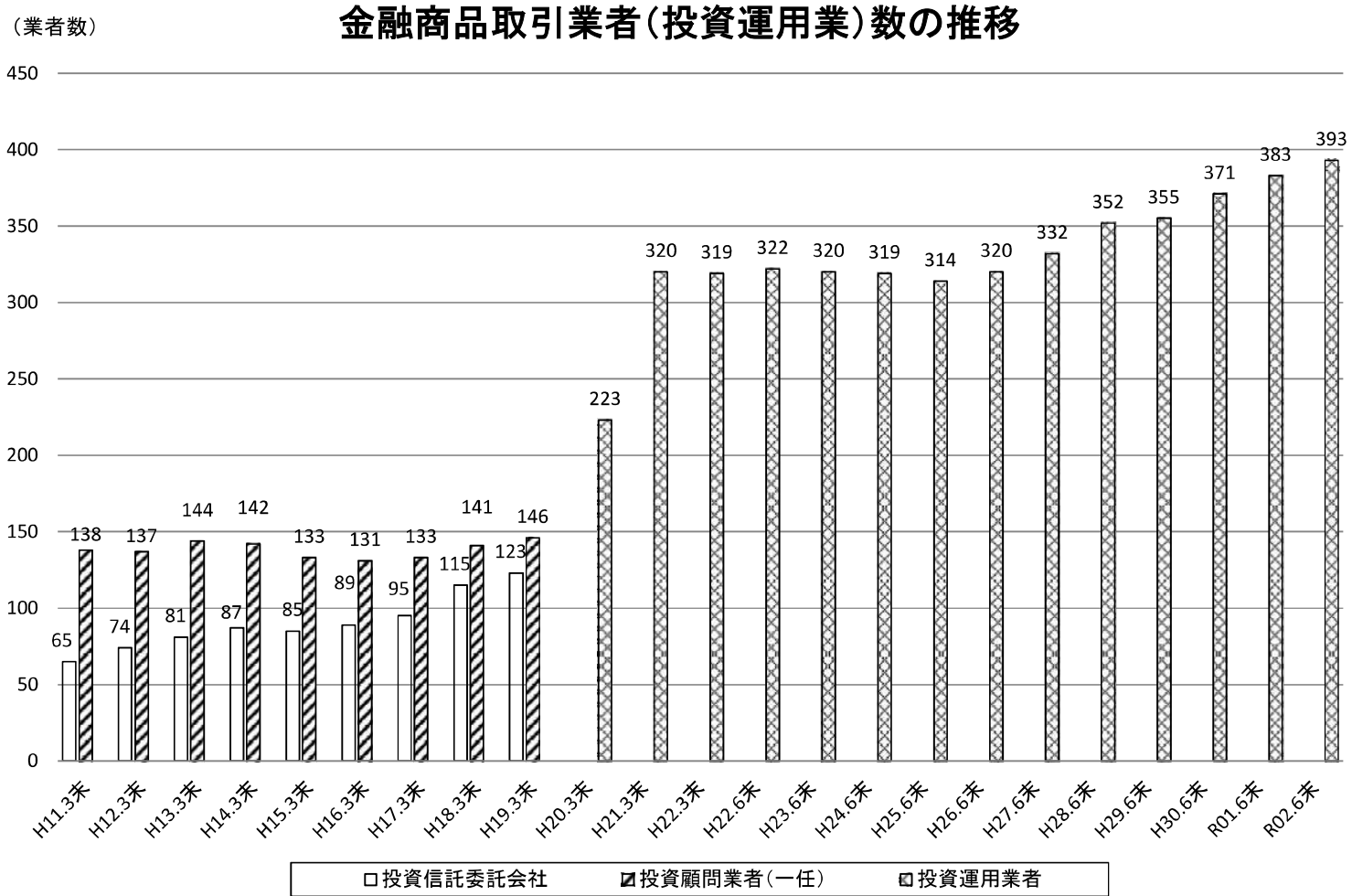
投資一任契約の資産残高については、2020年3月末で316兆1,362億円（同4.5%増、一般社団法人日本投資顧問業協会会員合計）となっている。

自己運用業者が運用するファンドの総資産額は、6,590億円となっている（2019年度中に決算期が到来した業者の事業報告書を基に集計）。

IV 投資運用業者に対する行政処分

2019年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、1社に対して行政処分（業務停止命令及び業務改善命令）を行っている。なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「投資信託の受益者のために忠実に投資運用業を行っていない

い状況」である。



投資法人の新規上場について

	投資法人名	上場日	資産運用会社
1	SOSiLA物流リート投資法人	2019年12月10日	住商リアルティ・マネジメント株式会社
2	ジャパン・インフラファンド投資法人	2020年2月20日	ジャパン・インフラファンド・アドバイザーズ株式会社

投資信託の純資産総額の推移

(単位:億円)

年(月)末	株式投資		公社債投資			合計	
	うち私募投資		うち私募投資	うちMMF		うち私募投資	
昭和 40年	9,082	—	2,275	—	—	11,357	—
45年	6,551	—	6,033	—	—	12,584	—
50年	19,345	—	14,280	—	—	33,625	—
55年	40,293	—	20,226	—	—	60,519	—
56年	40,063	—	32,231	—	—	72,294	—
57年	47,818	—	45,458	—	—	93,276	—
58年	61,513	—	79,372	—	—	140,885	—
59年	80,127	—	102,851	—	—	182,978	—
60年	103,787	—	95,936	—	—	199,722	—
61年	191,183	—	129,570	—	—	320,753	—
62年	306,143	—	123,001	—	—	429,144	—
63年	392,525	—	136,448	—	—	528,973	—
平成 元年	455,494	—	130,999	—	—	586,493	—
2年	350,722	—	109,218	—	—	459,940	—
3年	285,624	—	135,001	—	—	414,738	—
4年	211,031	—	221,975	—	54,137	433,006	—
5年	195,475	—	311,900	—	110,781	507,375	—
6年	174,515	—	259,568	—	91,731	434,083	—
7年	146,817	—	332,755	—	120,018	479,572	—
8年	127,798	—	358,883	—	142,191	486,681	—
9年	99,866	—	306,630	—	115,631	406,495	—
10年	114,961	—	312,432	—	142,799	427,393	—
11年	169,372	12,408	359,604	3,032	167,908	528,978	15,440
12年	177,962	31,856	352,960	5,073	109,710	530,922	36,929
13年	199,458	50,403	314,417	10,664	77,228	513,875	61,067
14年	228,422	64,693	205,551	9,119	55,215	433,973	73,812
15年	307,282	93,889	170,918	9,955	43,502	478,200	103,844
16年	420,817	146,464	145,113	9,498	36,062	565,930	155,962
17年	655,529	247,239	154,378	9,190	30,202	809,907	256,429
18年	878,447	321,869	140,700	8,002	26,931	1,019,147	329,871
19年	1,021,912	354,068	136,001	6,239	29,171	1,157,913	360,307
20年	658,101	249,679	118,922	5,879	26,128	777,023	255,558
21年	792,200	289,763	119,029	6,914	24,561	911,229	296,677
22年	823,766	299,120	119,701	7,145	22,295	943,467	306,265
23年	746,999	279,380	111,702	6,047	20,289	858,701	285,427
24年	842,117	312,977	116,706	5,208	18,470	958,823	318,185
25年	1,046,462	396,188	172,901	7,943	19,259	1,219,363	404,131
26年	1,222,836	451,882	180,916	16,825	19,758	1,403,752	468,707
27年	1,411,086	593,704	186,214	26,034	16,428	1,597,300	619,738
28年	1,529,740	699,513	177,519	41,330	655	1,707,259	740,843
29年	1,787,380	813,055	180,146	42,552	0	1,967,526	855,607
30年	1,794,265	858,754	152,907	36,826	0	1,947,172	895,580
31(令和元)年	2,046,838	947,761	174,229	41,582	0	2,221,067	989,343
令和2年1月	2,045,482	950,507	173,345	42,378	0	2,218,827	992,885
2月	1,979,419	949,740	172,188	42,744	0	2,151,607	992,484
3月	1,834,390	895,305	165,682	40,768	0	2,000,072	936,073
4月	1,914,955	918,527	162,888	40,425	0	2,077,843	958,953
5月	1,994,819	935,105	164,779	40,954	0	2,159,598	976,059
6月	2,020,314	947,637	171,292	42,040	0	2,191,606	989,678

出典:(社)投資信託協会公表資料

第7節 登録金融機関、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者、高速取引行為者

I 登録金融機関の概況

2020年6月末現在における登録金融機関数は、981社となっている。(別紙1参照)
登録金融機関に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反等が認められた場合には、法令に則り厳正に対処している。

なお、2019年7月以降の登録金融機関に対する行政処分の実績はない。

II 取引所取引許可業者の概況

2020年6月末現在における取引所取引許可業者数は、2社となっている。

なお、2019年7月以降の取引所取引許可業者に対する行政処分の実績はない。

III 金融商品仲介業者の概況

2020年6月末現在における金融商品仲介業者数は、884業者となっている。(別紙1参照)

なお、2019年7月以降の金融商品仲介業者に対する行政処分の実績はない。

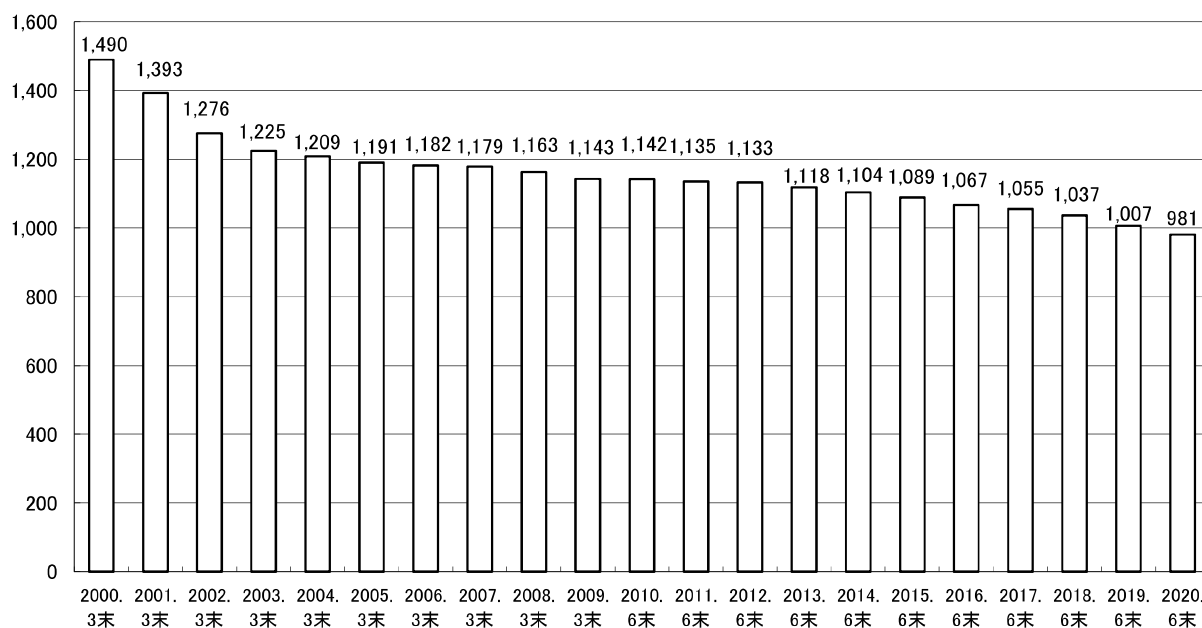
IV 高速取引行為者の概況

2020年6月末現在における高速取引行為者数は、55者となっている。

なお、2019年7月以降の高速取引行為者に対する行政処分の実績はない。

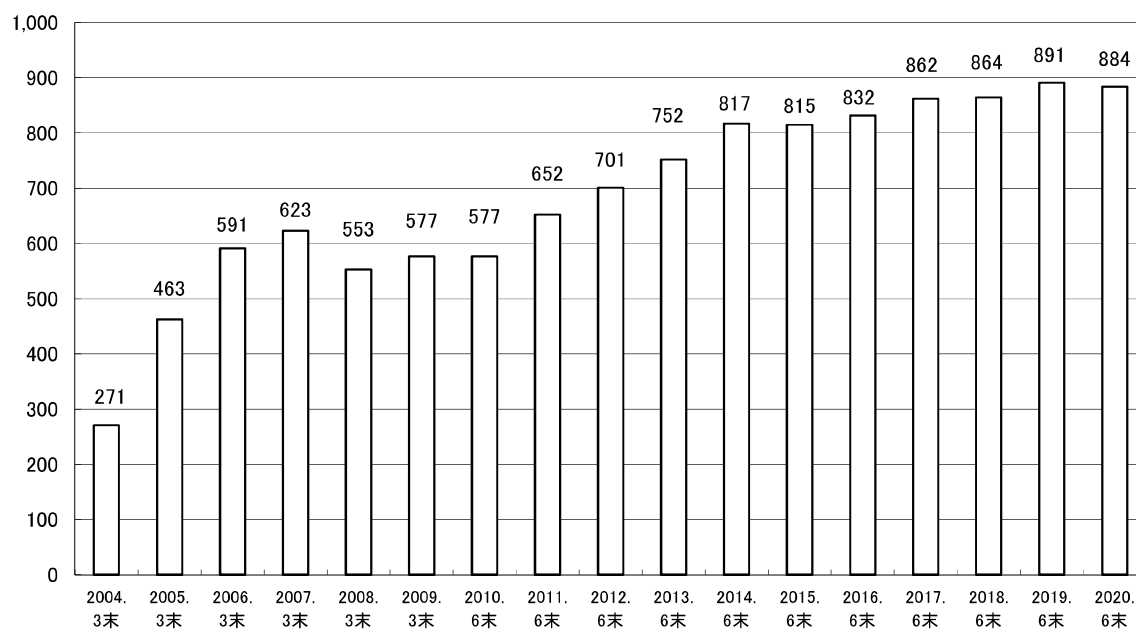
(業者数)

登録金融機関数の推移



金融商品仲介業者数の推移

(業者数)



注:2007年3月末までは証券仲介業者の数。

第8節 信用格付業者

I 信用格付業者の概況（別紙1参照）

信用格付業者は、信用格付を付与し、かつ、提供し又は閲覧に供する行為を業として行う者であり、金融庁が監督している。

2020年6月末現在における信用格付業者は7社となっている。

II 信用格付業者の特定関係法人

2020年6月末現在、金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に基づき金融庁長官による指定を受けた信用格付業者の関係法人（特定関係法人）は、42法人となっている。

金融庁長官の指定を受けた信用格付業者の関係法人の概要（2020年6月末現在）

信用格付業者名	対象となる関係法人
ムーディーズ・ジャパン株式会社	17 法人
S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社	11 法人
フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	14 法人

信用格付業者登録一覧

(別紙1)

(令和2年6月末現在 7社)

登録番号	登録年月日	業者名	本店所在地
金融庁長官(格付)第1号	平成22年9月30日	株式会社日本格付研究所	東京都中央区銀座五丁目15番8号時事通信ビル
金融庁長官(格付)第2号	平成22年9月30日	ムーディーズ・ジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官(格付)第3号	平成22年9月30日	ムーディーズSFジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官(格付)第5号	平成22年9月30日	S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビル
金融庁長官(格付)第6号	平成22年9月30日	株式会社格付投資情報センター	東京都千代田区神田錦町三丁目22番地
金融庁長官(格付)第7号	平成22年12月17日	フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	東京都千代田区麴町四丁目8番地麴町クリスタルシティ東館3階
金融庁長官(格付)第8号	平成24年1月31日	S&PグローバルSFジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビル

第9節 適格機関投資家等特例業務届出者等

I 適格機関投資家等特例業務届出者等の概況

適格機関投資家等特例業務届出者は、集団投資スキーム持分の自己募集やその財産の自己運用のうち、適格機関投資家（いわゆるプロ投資家）が1名以上及びそれ以外の者49名以下の投資家を相手に業務を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。また、特例投資運用業者は、金融商品取引法施行前に募集が完了した集団投資スキームの財産の自己運用を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。

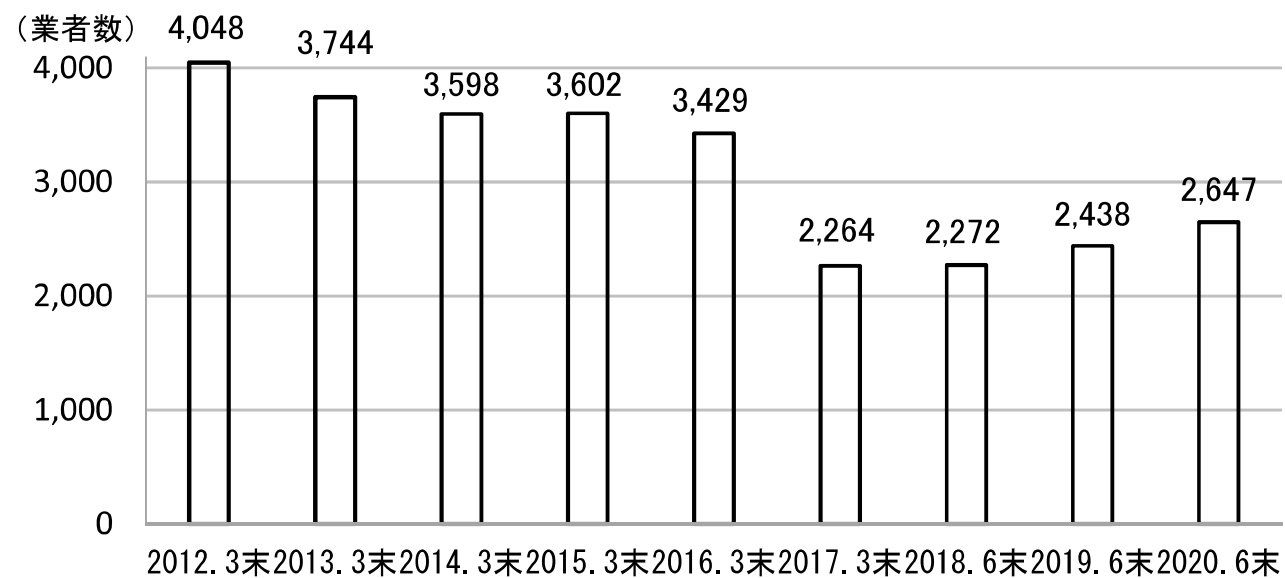
2020年6月末現在、これらの届出業者は2,647者（業務廃止命令発出先592者を除く）である。（別紙1参照）

II 適格機関投資家等特例業務届出者等に対する行政処分等について

2019年7月以降、財務（支）局への事業報告書の提出状況や証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、5件の行政処分（うち業務廃止命令3件）を行っている。

なお、行政処分に至った違法行為等の内容は、「報告徴取命令に対する虚偽報告」、「事業報告書を提出していない状況」、「投資者保護上問題のある業務運営」等となっている。

適格機関投資家等特例業務届出者数の推移



(注)2017.3以降は、業務廃止命令発出先を除いている。

第10節 集団投資スキーム持分の販売・運用状況について

集団投資スキームとは、金融商品取引法第2条第2項第5号、6号に基づく権利を有する者から金銭を集め、何らかの事業・投資を行い、収益を出資者に分配する仕組みのこと。

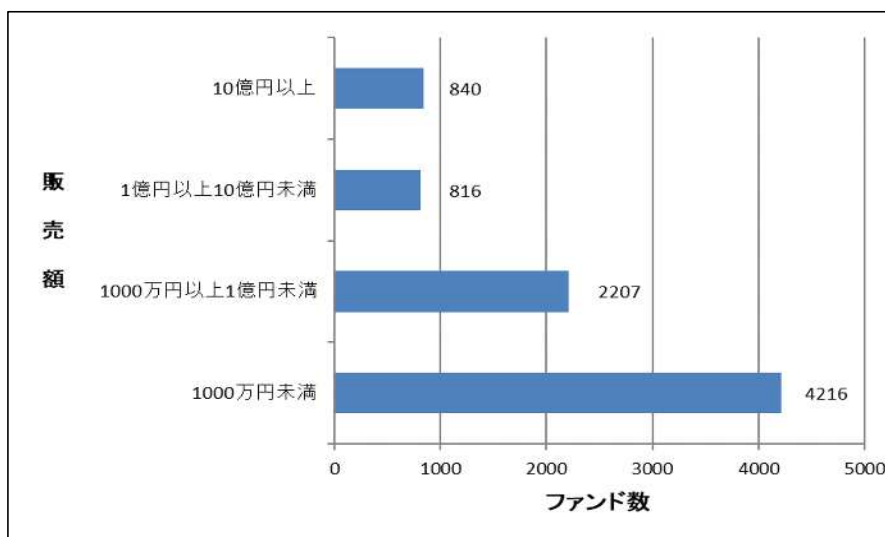
金融商品取引業者及び適格機関投資家等特例業務届出者等における集団投資スキーム持分の販売・運用状況は、販売額6兆2,533億円、運用額37兆8,467億円となっている。(2019年度中に決算期が到来した業者の事業報告書を基に集計。(別紙1参照))

集団投資スキーム持分の販売・運用状況について

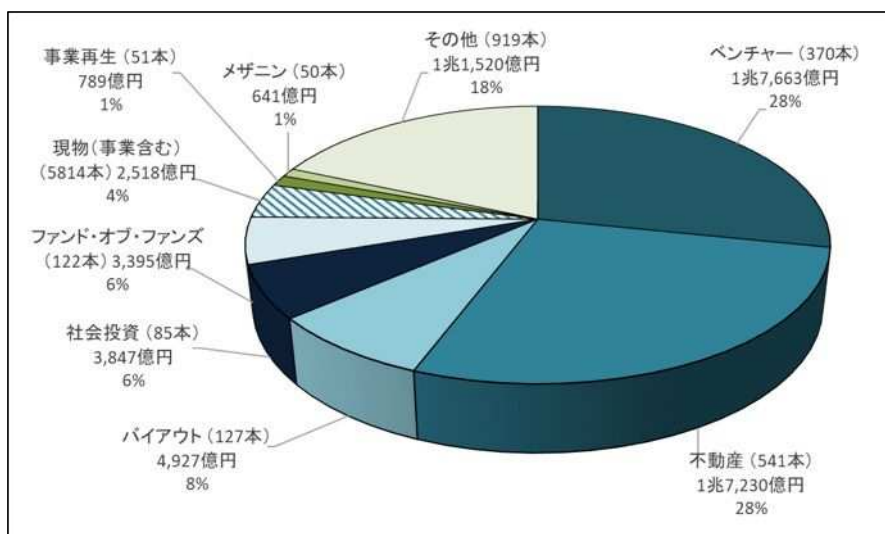
○ 集団投資スキーム持分の本数・販売額・運用財産額

	集団投資スキーム持分	
		うちプロ向けファンド
販売本数	8,079本	1,020本
販売額合計	6兆2,533億円	3兆5,966億円
運用本数	11,704本	3,313本
運用財産額合計	37兆8,467億円	24兆2,085億円

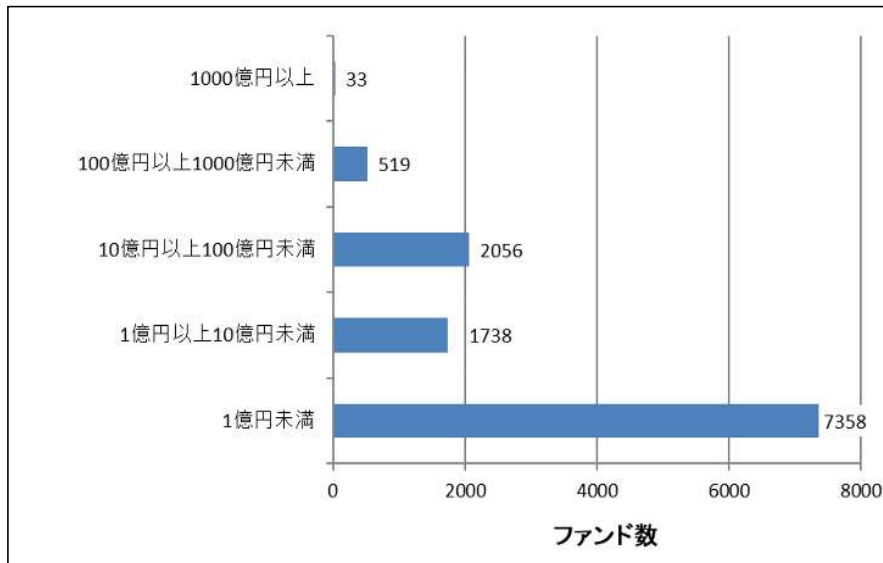
○ 販売額別ファンド本数



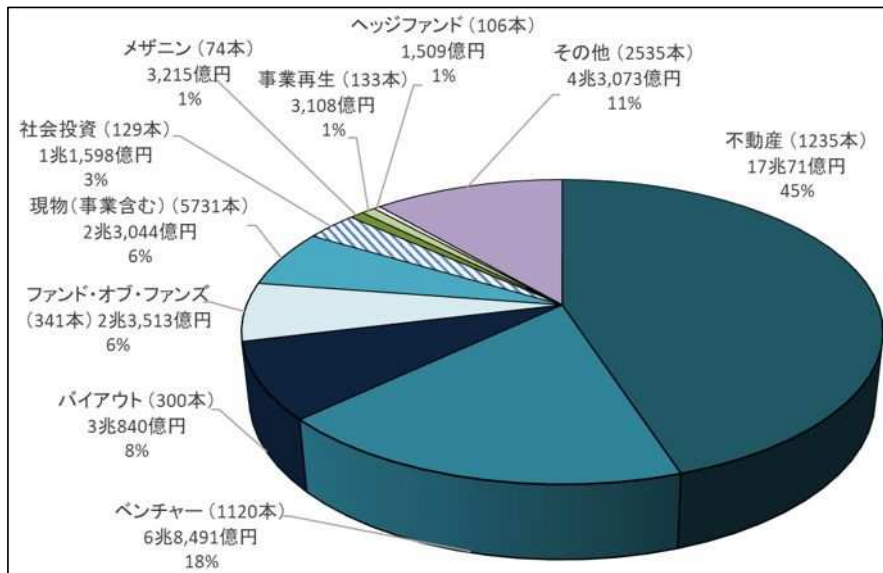
○ 集団投資スキーム持分の商品分類別の販売額等



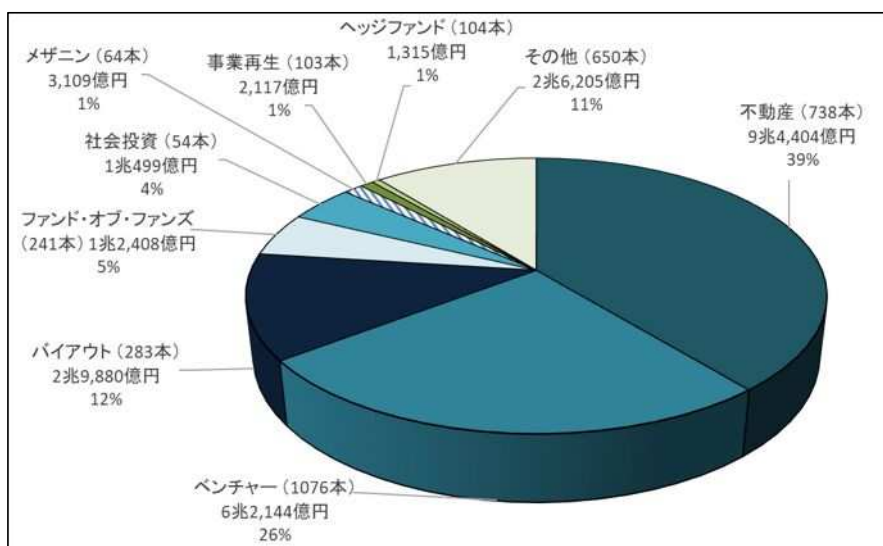
○ 運用財産額別ファンド本数



○ 集団投資スキーム持分の商品分類別の運用財産額等



○ プロ向けファンドの商品分類別の運用財産額等



第11節 認定投資者保護団体

認定投資者保護団体制度とは、苦情解決・あっせん業務の業態横断的な取組みを更に促進するため、金融商品取引法上の自主規制機関以外の民間団体が行う苦情解決・あっせん業務について、行政がこれを認定すること等により民間団体の業務の信頼性を確保する制度である。

金融商品取引法第79条の7の規定に基づき、2020年6月30日現在、下記の団体を認定投資者保護団体として認定している。

(2020年6月30日現在)

認定日	団体名	所在地
2010年1月19日	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相 談センター	東京都中央区日本橋茅場町2-1 -1

第 12 節 認定金融商品取引業協会

I 日本暗号資産取引業協会の認定

資金決済法に基づく自主規制機関である一般社団法人 日本暗号資産取引業協会に対し、2020 年 4 月 30 日、金融商品取引法第 78 条第 1 項に基づき、認定金融商品取引業協会としての認定を行った。

注) 2020 年 5 月 1 日付で「日本仮想通貨交換業協会」から「日本暗号資産取引業協会」に名称変更。

II 日本 S T O 協会の認定

電子記録移転権利及び当該権利から除かれる一部の権利にかかる自主規制機関として設立された一般社団法人 日本 S T O 協会に対し、2020 年 4 月 30 日、金融商品取引法第 78 条第 1 項に基づき、認定金融商品取引業協会としての認定を行った。

第13節 詐欺的投資勧誘等の問題に対する対応状況について

I 相談件数の状況等

2019 事務年度において、金融庁金融サービス利用者相談室に寄せられた詐欺的投資勧誘等に関する相談件数は 279 件（前事務年度 699 件）となっており、そのうち 182 件が被害後の相談となっている。

相談者を年代別で見ると、年齢のわかるもののうち、60 代以上が約 52%、20 代から 40 代が約 37%となっている。

詐欺的な投資勧誘等に係る相談を分野別で見ると、前事務年度に引き続き、FX 取引、未公開株、集団投資スキーム（ファンド）に関するものが多く寄せられているほか、暗号資産（仮想通貨）や ICO に関するものが多く認められた。また、多くが無登録業者が関与するものである。

II 対応

金融庁は、詐欺的な投資勧誘の問題について、従来から、他省庁、証券取引等監視委員会等とも連携しつつ、以下のような対応に取り組んできた。

- ① 金融庁ウェブサイト等を通じた注意喚起
- ② 登録業者に関する問題事例について、検査・監督を通じた厳正な対応
- ③ 無登録業者に関する問題事例について、当該業者への警告書の発出及びその旨のウェブサイト上での公表、警察当局との連携

（注）このほか、証券取引等監視委員会においては、金融商品取引法違反行為を行う無登録業者に対して、金融商品取引法第 192 条に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを行っている。

- ④ 「集団投資スキーム（ファンド）連絡協議会」等を通じた関係行政機関等との連携の強化

第13章 その他の金融業の検査・監督をめぐる動き

第1節 事務ガイドライン第三分冊

事務ガイドライン第三分冊においては、前払式支払手段発行者、不動産特定共同事業者、特定目的会社・特定目的信託、電子債権記録機関、指定信用情報機関、資金移動業者、登録講習機関、暗号資産交換業者等について、行政の統一的な監督業務の運営を図るための法令解釈や事務手続き等について記載している。

第2節 貸金業者等の検査・監督をめぐる動き

I 貸金業者の概況

2010年6月18日に完全施行された「貸金業法」については、貸金業者の業務の適正化を図り、多重債務問題の解決を講じる観点から、従前の「貸金業の規制等に関する法律」に、総量規制の導入による借りすぎの抑止、行為規制や参入規制、指定信用情報機関制度の創設等の改正を行ったものである。

また、「貸金業者向けの総合的な監督指針」については、2007年11月7日に策定された後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時改正を行ってきたところであるが、2019年度においては、貸金業者の各種書面への貸金業者登録番号記載の緩和や事業報告書・業務報告書の簡素化等の改正を行った。

貸金業者の登録業者数は減少傾向にあり、足元では1,647業者(2020年3月末時点)となっているが、最近では、フィンテックを活用した新たなビジネスとして、ビッグデータや人工知能などのIT技術をマーケティングや与信審査に活用する業者や、スマートフォン等を利用したオンライン完結型の貸付けサービスを提供する業者など、新しい多彩なアイデアを持った新規参入業者の動きもみられる。

(貸金業者の登録業者数の推移)

	2018年3月末	2019年3月末	2020年3月末
財務(支)局長登録	285	281	275
都道府県知事登録	1,485	1,435	1,372
合計	1,770	1,716	1,647

II 貸金業者に対する金融モニタリング

財務(支)局長登録の貸金業者は、貸金業法に基づき、財務(支)局が検査を実施しており、2019事務年度は、5業者に対して検査を実施した。

また、2022年4月の成年年齢の引下げに関し、当局による検査・監督や日本貸金業協会の監査を通じて、特に若年者への貸付けについて貸金業者が貸金業法を遵守

しているか確認した。また、多重債務防止に向けた貸金業者による自主的な取組みを把握した。

Ⅲ 貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況（別紙1参照）

貸金業務取扱主任者資格試験事務を行う指定試験機関として、2009年6月18日に日本貸金業協会を指定している。同資格試験は、毎年少なくとも1回行うこととされ（貸金業法施行規則第26条の34第1項）、2019事務年度においては、2019年11月17日に実施した。

Ⅳ 貸金業務取扱主任者の登録状況

貸金業務取扱主任者の登録に関する事務については、日本貸金業協会に委任しており、2009年10月5日より登録申請の受付を開始している。

なお、2020年6月末現在、26,555人に対して貸金業務取扱主任者の登録を行っている。

Ⅴ 登録講習機関の講習実施状況

貸金業務取扱主任者の登録講習については、2010年9月30日に日本貸金業協会を登録講習機関として登録し、当協会は、2011年1月から登録講習を実施している。

同講習は毎年1回以上行うこととされ（貸金業法施行規則第26条の63第1号）、2019事務年度は、計19回実施している。

Ⅵ 指定信用情報機関の概況

指定信用情報機関制度については、貸金業法の第3段階施行（2009年6月18日）により、多重債務問題解決の重要な柱の一つである過剰貸付規制を実効性あるものとするため、貸金業者が個々の借り手の総借入残高を把握できる仕組みとして創設された。

なお、貸金業法に基づく信用情報提供等業務を行う者として、2020年6月末時点で次の事業者を指定している。

指定日	商号	主たる営業所の所在地
2010年3月11日	株式会社シー・アイ・シー	東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
	株式会社日本信用情報機構	東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館

貸金業務取扱主任者の資格試験実施状況及び申請状況

(単位:人、%)

	第1回試験 (平成21年8月30日実施)	第2回試験 (平成21年11月22日実施)	第3回試験 (平成21年12月20日実施)	第4回試験 (平成22年2月28日実施)	第5回試験 (平成22年11月21日実施)	第6回試験 (平成23年11月20日実施)	第7回試験 (平成24年11月18日実施)	第8回試験 (平成25年11月17日実施)	第9回試験 (平成26年11月16日実施)	第10回試験 (平成27年11月15日実施)	第11回試験 (平成28年11月20日実施)	第12回試験 (平成29年11月19日実施)	第13回試験 (平成30年11月18日実施)	第14回試験 (令和元年11月17日実施)	合計
受験申込者数	46,306	17,780	16,254	9,908	13,547	12,300	11,520	11,021	11,549	11,585	11,639	11,680	11,420	11,460	207,969
受験者数	44,708	16,597	12,101	8,867	12,081	10,966	10,088	9,571	10,169	10,186	10,139	10,214	9,958	10,003	185,648
合格者数	31,340	10,818	7,919	5,474	3,979	2,393	2,599	2,688	2,493	3,178	3,095	3,317	3,132	3,001	85,426
合格率	70.1	65.2	65.4	61.7	32.9	21.8	25.8	28.1	24.5	31.2	30.5	32.5	31.5	30.0	46.0
申請者数	22,435	7,494	4,311	3,397	2,406	1,395	1,526	1,530	1,435	1,658	1,506	1,676	1,621	-	52,390
申請率	71.6	69.3	54.4	62.1	60.5	58.3	58.7	56.9	57.6	52.2	48.7	50.5	51.8	-	61.3

第3節 前払式支払手段発行者・資金移動業者・暗号資産交換業者の検査・監督をめぐる動き

I 前払式支払手段発行者の概況

2010年4月1日に施行された「資金決済に関する法律」（以下、「資金決済法」という。）においては、「前払式証票の規制等に関する法律」（資金決済法の施行に伴い廃止。以下、「旧法」という。）において規制対象としていた紙型・磁気型・IC型の商品券やプリペイドカード等に加え、旧法において規制の対象としていなかった、いわゆるサーバ型の前払式支払手段（発行者がコンピュータのサーバ等に金額等を記録する前払式支払手段をいう。）についても規制の対象とされた。

前払式支払手段の種類は、前払式支払手段発行者及び発行者の密接関係者に対してのみ使用することができる自家型前払式支払手段と、それ以外の第三者型前払式支払手段に区分される。また、前払式支払手段の発行者は、自家型前払式支払手段のみを発行する法人又は個人である自家型発行者（届出制）と、第三者型前払式支払手段を発行する法人である第三者型発行者（登録制）に区分される。

（前払式支払手段発行者数の推移）

	2018年3月末	2019年3月末	2020年3月末
自家型発行者	935	966	1,024
第三者型発行者	974	952	943
合計	1,909	1,918	1,967

II 前払式支払手段発行者に対する金融モニタリング

前払式支払手段発行者は、資金決済法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、2019事務年度は、25業者に対して検査を実施した。

前払式支払手段発行者の登録審査については、財務局との連携を強化し、進捗管理も「見える化」を進めたこと等により、審査の迅速化・透明化・内容改善を図った。あわせて事務ガイドラインの改正を行った。

不正利用やシステム障害等の事案の発生を受け、主要なスマートフォン決済サービスを営む事業者に対し、システムリスク管理態勢の実態把握を行った。リスクに応じた利用者認証方式や不正取引の監視体制、キャンペーン時に増加する取引量へのシステム対応等に課題が見られたこと等を踏まえ、対話によってセキュリティ対策の向上・システムの安定稼働を促すとともに、事業者に向けた注意喚起（2019年8月）や事務ガイドラインの改正（2020年6月）を行った。

Ⅲ 前払式支払手段の払戻手続

資金決済法においては、前払式支払手段発行者が、前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止した場合には、前払式支払手段の保有者に対して払戻しを実施することが義務付けられている。

前払式支払手段発行者が、この払戻しを行おうとするときは、当該払戻しをする旨や 60 日を下らない一定の期間内に申出すべきこと等の事項について、日刊新聞紙等による公告及び営業所・加盟店等への掲示により、前払式支払手段の利用者への周知を行わなければならないとされている。

金融庁及び財務（支）局は、利用者の一層の保護を図る観点から、金融庁ウェブサイトには払戻しに関する情報として「商品券（プリペイドカード）の払戻しについて」（資金決済法に基づく払戻手続実施中の商品券の発行者等一覧を含む。）を掲載している。また、「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係」においては、利用者保護の観点から前払式支払手段発行者が講じることが望ましい措置として、60 日より可能な限り長い払戻し申出期間を設定すること等を着眼点としている。

払戻し手続については、2019 事務年度において、259 件実施されている。

Ⅳ 前払式支払手段の発行保証金の還付手続

資金決済法においては、旧法と同様に、発行された前払式支払手段の基準日（3 月末と 9 月末）における未使用残高が 1,000 万円を超える前払式支払手段発行者については、未使用残高の 2 分の 1 以上の発行保証金の供託等が義務付けられている。

前払式支払手段発行者について破産手続開始の申立て等が行われた場合であって、前払式支払手段の保有者の利益の保護を図るために必要があると認められるときは、財務（支）局によって発行保証金の還付手続が実施されることとなる。

発行保証金の還付手続については、旧法施行日（1990 年 10 月 1 日）から 2020 年 6 月末までに 53 件実施されている。

（2018 事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式支払手段の発行者）

発行者の名称	所管財務局	配当を実施した事務年度
協同組合下田クレジット	東海財務局	2018 事務年度
(株) ケフィア事業振興会	関東財務局	2019 事務年度

（2019 事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式支払手段の発行者）

発行者の名称	所管財務局	配当を実施した事務年度
(株) 丸澤屋	東海財務局	配当未実施（2020 事務年度中実施予定）
(株) 大沼	東北財務局	配当未実施（2020 事務年度中実施予定）

V 資金移動業者の概況

金融審議会金融分科会第二部会決済に関するワーキング・グループ報告（2009年1月14日）において、「為替取引には安全性、信頼性が求められるが、情報通信技術の発達により銀行以外の者が為替取引を適切に提供できる環境が生じているとも考えられる。また、インターネット取引の普及等により、主として個人が利用する少額の決済について、より安価で、便利な為替取引の提供を求めるニーズが高まっているとも考えられる。預金の受入れや融資等の運用を行わない為替取引については、銀行以外の者が行うこと（為替取引に関する制度の柔軟化）を認めることとし、このための制度設計を行うことが適当と考えられる。」とされた。

この報告を受けて、資金決済法においては、従来銀行等のみに認められてきた為替取引を少額の取引（100万円に相当する額以下の資金の移動に係る為替取引）に限定して銀行等以外の者でも行えるように資金移動業が創設され、2010年4月1日より施行された。

資金移動業者数は、2011年3月末の11業者から2020年6月末現在の75業者と増加している。また、年間送金件数及び年間取扱額についても年々増加している。

（年間取扱額及び年間送金件数の推移）

	2016年度	2017年度	2018年度
年間送金件数	42百万件	84百万件	126百万件
年間取扱額	7,481億円	10,877億円	13,463億円

2020年6月には、100万円を超える送金を取扱可能な高額類型（認可制）を創設するとともに、少額送金を取り扱う類型（登録制）について利用者資金の保全を預金でも可とする等を盛り込んだ改正資金決済法が成立・公布された。公布後1年以内に施行される予定である。

VI 資金移動業者に対する金融モニタリング

資金移動業者は、資金決済法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、2019事務年度は、3業者に対して検査を実施した。

資金移動業者の登録審査については、財務局との連携を強化し、進捗管理も「見える化」を進めたこと等により、審査の迅速化・透明化・内容改善を図った。あわせて事務ガイドラインの改正を行った。

不正利用やシステム障害等の事案の発生を受け、主要なスマートフォン決済サービスを営む事業者に対し、システムリスク管理態勢の実態把握を行った。リスクに応じた利用者認証方式や不正取引の監視体制、キャンペーン時に増加する取引量へのシステム対応等に課題が見られたこと等を踏まえ、対話によってセキュリティ対策の向上・システムの安定稼働を促すとともに、事業者に向けた注意喚起（2019

年8月)や事務ガイドラインの改正(2020年6月)を行った。

VII 暗号資産交換業者の概況

金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」において、暗号資産に関する制度の在り方について審議・検討が行われ、2015年12月に報告書が取りまとめられた。

これを受け、暗号資産と法定通貨の交換業者について登録制を導入し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与規制に加え、利用者保護の観点からの規制を盛り込んだ「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」が第190回国会で成立した(2016年6月公布、2017年4月1日施行)。

その後、国内交換業者において顧客からの預り資産の外部流出事案が発生したほか、立入検査により、暗号資産交換業者(みなし業者を含む。)の内部管理態勢等の不備が把握された。また、暗号資産の価格が乱高下し、暗号資産が決済手段ではなく投機の対象となっているとの指摘も聞かれる。さらに、証拠金を用いた暗号資産の取引や暗号資産による資金調達等の新たな取引が登場している。

こうした状況を受け、暗号資産交換業等を巡る諸問題について制度的な対応を検討するため、2018年3月に「仮想通貨交換業等に関する研究会」が設置され、同年4月以降11回にわたり開催されるとともに、同年12月に報告書がとりまとめられた。

これを踏まえ、暗号資産交換業者に関する規制の整備、暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引に関する規制の整備等を盛り込んだ「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」が成立(2019年6月公布、2020年5月施行)するとともに、関係政府令・事務ガイドライン等を整備した(2020年4月公布、改正法と併せて5月施行)。

この他、これまで発生した暗号資産外部流出事案等を踏まえ、暗号資産の外部流出事案等を踏まえ、一連の検査・モニタリングで把握した問題点や、暗号資産交換業に該当するICOに関する監督上の着眼点を新たに追加するなど、事務ガイドライン第三分冊(16暗号資産交換業者関係)を改正した(2019年9月)。

2020年6月末現在の暗号資産交換業者数は23業者となっている。

一般社団法人日本仮想通貨交換業協会を資金決済法に基づく自主規制機関に認定した(2018年10月)。認定後は、同協会に対して、業務計画の進捗状況や自主規制機能の発揮状況等に対するモニタリング(体制整備の促進等)や定期的な意見交換会の実施(2019年9月、12月、2020年3月、6月)等を通じ、登録業者へのモニタリングや無登録業者への対応等について連携を行った。

注)2020年5月1日付で「日本仮想通貨交換業協会」から「日本暗号資産取引業協会」に名称変更。

G20 議長国として、暗号資産に係る各国際機関等での議論を主導し、各国当局や国際機関の参加の下、暗号資産ラウンドテーブル（2019年9月）を実施する等、国際的な連携を強化した。また、各国当局との面会等の機会を通じた我が国の知見の共有、海外当局との監督上の連携を行った。

VIII 暗号資産交換業者に対する金融モニタリング

暗号資産交換業者に対して、業務改善命令の進捗状況のフォローアップ、及びこれを踏まえたリスクプロファイルの更新、質問票を活用した自己チェックの要請等、機動的かつ深度あるモニタリングを継続的に実施した。

新規登録申請業者に関しては、登録審査プロセスの透明性を高めるため、質問票等の公表（2018年10月）、審査の時間的目標等の公表（2019年1月）を行った。多様かつ多数の申請業者に対し、業務運営体制の実効性について厳正な審査を実施した結果、2019事務年度は新たに4社を登録した。

第4節 S P C等の監督をめぐる動き

I S P C等の概況

「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（以下、「旧法」という。）は、金融制度調査会答申（1997年6月）において、資金調達手段の多様化を図る上での環境整備を行う必要性が提言されたことを受けて、1998年6月に成立し、同年9月に施行された。旧法の目的は、①特定目的会社（以下、「S P C」という。）が業として特定資産の流動化を行う制度を確立し、特定資産の流動化に係る業務の適正な運営を確保すること、②特定資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資家による投資を容易にすること等である。その後、金融審議会での21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備の観点からの検討を踏まえ、2000年5月に改正が行われ、「資産の流動化に関する法律」（以下、「新法」という。）が同年11月から施行された。2006年5月には会社法の施行に伴い、旧法に基づく特定目的会社（特例旧特定目的会社）にも、原則として新法が適用されることとなった。2011年5月には資産流動化計画の変更届出義務の緩和等の措置を講じるための改正が行われ、同年11月に施行された。

（S P Cの登録・届出件数）

	2018年3月末	2019年3月末	2020年3月末	2020年6月末
新法S P C	728社	755社	821社	823社
旧法S P C	—	—	—	—

（注1）業務開始届出書及び廃業届出書の受理日を基準として集計。

（注2）新法S P Cとは、2000年11月以降、新法に基づき設立されたS P Cをいい、旧法S P Cとは、特例旧特定目的会社をいう。

II 資産の流動化の状況

（億円）

	2017年9月末	2018年9月末	2019年9月末
資産対応証券の発行残高等	82,394	87,770	96,916
(1) 新法S P C	82,333	87,770	96,916
(2) 旧法S P C	61	0	0
① 不動産	32,362	36,251	42,992
② 不動産の信託受益権	37,977	40,628	41,861
③ 指名金銭債権	5,833	3,504	2,521
④ 指名金銭債権の信託受益権	2,015	1,227	1,019
⑤ その他	4,207	6,160	8,523

（注1）毎年9月末を基準として、それ以前に終了した事業年度に係る事業報告書を集計。数値については、一千万円の位を四捨五入。

（注2）①～⑤は、流動化対象資産別に見た内訳

第5節 不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き

不動産特定共同事業者の概況

「不動産特定共同事業法」は、1991年頃を中心に、経営基盤の脆弱な業者が不動産特定共同事業を行い倒産して、深刻な投資家被害を招いた事例が発生したため、こうした被害を未然に防ぎ、投資家保護を図りつつ不動産特定共同事業の健全な発達を促すことを目的として制定された。

2013年12月には、倒産隔離が図られたSPCスキームを活用した不動産特定共同事業の実施を可能とするための改正法が施行された。

2017年12月には、小口資金による空き家・空き店舗等の再生を通じた地方創生の推進、観光等の成長分野における良質な不動産ストックの形成の促進を図るため、①小規模な不動産特定共同事業に係る特例の創設、②クラウドファンディングに対応するための環境整備、③プロ投資家向け事業の規制の見直し等を行う改正法が施行された。

2019年5月には、小規模不動産特定共同事業の活用を促進するため、「小規模不動産特定共同事業に関する実務についての講習を指定するための基準等」（令和元年5月16日金融庁・国土交通省告示第一号）を定めるとともに、小規模不動産特定共同事業に関する実務についての講習を指定した。（令和元年5月29日金融庁・国土交通省告示第二号）

「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 7 不動産特定共同事業関係」については、不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令が2019年4月15日から施行されることに伴う所要の改正を行った（2019年4月15日より適用）。

不動産特定共同事業者の数は、2020年6月30日現在158社であり、このうち金融庁長官・国土交通大臣許可業者が69社、国土交通大臣許可業者が1社、都道府県知事許可業者が88社であるほか、みなし業者の届出を行っている業者は5社ある。また、倒産隔離型の不動産特定共同事業（特例事業）を行う特例事業者の届出数は2020年6月30日現在98件である。

小規模不動産特定共同事業者の数は、2020年6月30日現在17社であり、このうち金融庁長官・国土交通大臣登録業者が6社、都道府県知事登録業者が11社である。

第6節 確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き

確定拠出年金運営管理機関の概況

確定拠出年金制度は、少子高齢化の進展、雇用の流動化等社会経済情勢の変化に鑑み、厚生年金基金、国民年金基金等の年金制度に加えて、本人若しくは事業主が拠出した掛金を加入者等（当該本人又は当該事業主の従業員等）が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができる公的年金に上乗せする年金制度として、2001年6月に確定拠出年金法が成立し、同年10月施行された。

確定拠出年金法において、個人に関する記録の保存、運用の方法の選定及び提示等の業務を行う者は、確定拠出年金運営管理機関として厚生労働大臣及び内閣総理大臣の登録を受けなければならないとともに、両大臣が必要な監督を行うこととされている。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に、金融庁長官の権限の一部は財務局長等に委任されている。

なお、2020年6月末現在の確定拠出年金運営管理機関の登録数は221法人となっている。（別紙1参照）

確定拠出年金運営管理機関登録数の推移

	会社数					
	うち銀行	うち協同組織 金融機関 (※)	うち保険会社	うち証券会社	その他	
2009年6月末	200	75	89	12	5	19
2010年6月末	198	75	87	12	5	19
2011年6月末	198	75	87	12	5	19
2012年6月末	196	73	86	12	6	19
2013年6月末	197	73	85	12	6	21
2014年6月末	198	73	83	12	7	23
2015年6月末	198	74	83	11	7	23
2016年6月末	198	75	83	11	7	22
2017年6月末	207	76	84	11	10	26
2018年6月末	216	76	84	11	13	32
2019年6月末	219	76	83	11	14	35
2020年6月末	221	77	83	12	14	35

※信用金庫、信用組合、労働金庫、農協等

第7節 電子債権記録機関の監督をめぐる動き

電子債権記録機関の概況

「電子記録債権法」は、電子記録債権の安全を確保することによって事業者の資金調達の円滑化等を図る観点から、電子債権記録機関が調製する記録原簿への電子記録の発生、譲渡等を要件とする電子記録債権について定めるとともに、電子債権記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めている。

この法律が、2007年6月20日に成立し、2008年12月1日に施行されたことに併せて、同日付で「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 12 電子債権記録機関関係」を作成し、電子債権記録機関の監督上の評価項目や監督に係る事務処理上の留意点について定めた。

2017年4月には、金融審議会「決済業務の高度化に関するワーキンググループ」報告書（2015年12月）において、「記録機関の間での電子記録債権の移動を可能とするための制度整備を行うこと」と提言されたことを受け、記録機関間で電子記録債権を移動するための手続等を規定した改正法が施行された。

電子債権記録機関は、2020年6月末現在5社となっている。

電子債権記録機関名	指定日
日本電子債権機構株式会社	2009年6月24日
SMB C電子債権記録株式会社	2010年6月30日
みずほ電子債権記録株式会社	2010年9月30日
株式会社全銀電子債権ネットワーク	2013年1月25日
Tranzax電子債権株式会社	2016年7月7日

第8節 電子決済等代行業者の監督をめぐる動き

電子決済等代行業については、電子決済等代行業者に対する登録制を導入し、利用者保護の観点からの規制を盛り込んだ「銀行法等の一部を改正する法律(平成29年法律第49号)」が第193回国会で成立(2017年6月2日公布、2018年6月1日施行)。

また、業務特性等を踏まえ、システムリスク管理態勢にフォーカスしつつ、障害発生時の対応や被害拡大防止措置等、登録後のモニタリングの主な着眼点を明確にするため、2019年7月に「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正を実施した。

2020年6月末現在の電子決済等代行業者数は88業者となっている。(別紙1参照)

電子決済等代行業者登録一覧

(別紙1)

令和2年6月30日現在

【全業者数：88】

所管	登録番号	登録年月日	電子決済等代行業者名
北海道財務局	北海道財務局長（電代）第1号	平成31年1月10日	株式会社イークラフトマン
関東財務局	関東財務局長（電代）第1号	平成30年9月26日	フリー株式会社
	関東財務局長（電代）第3号	平成30年10月1日	株式会社マネーフォワード
	関東財務局長（電代）第4号	平成30年10月12日	株式会社ネストエッグ
	関東財務局長（電代）第5号	平成30年11月5日	アイ・ティ・リアライズ株式会社
	関東財務局長（電代）第6号	平成30年11月5日	株式会社イーコンテキスト
	関東財務局長（電代）第7号	平成30年11月21日	株式会社Zaim
	関東財務局長（電代）第8号	平成30年12月11日	ソリマチ株式会社
	関東財務局長（電代）第9号	平成30年12月20日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
	関東財務局長（電代）第10号	平成30年12月20日	LINE Pay株式会社
	関東財務局長（電代）第11号	平成30年12月20日	弥生株式会社
	関東財務局長（電代）第12号	平成30年12月27日	マネーツリー株式会社
	関東財務局長（電代）第13号	平成30年12月27日	株式会社エムティーアイ
	関東財務局長（電代）第14号	平成30年12月27日	NCore株式会社
	関東財務局長（電代）第15号	平成30年12月27日	SBペイメントサービス株式会社
	関東財務局長（電代）第16号	平成31年1月10日	楽天証券株式会社
	関東財務局長（電代）第17号	平成31年1月10日	ヴェルク株式会社
	関東財務局長（電代）第18号	平成31年1月16日	auカブコム証券株式会社
	関東財務局長（電代）第19号	平成31年1月16日	株式会社スマイルワークス
	関東財務局長（電代）第20号	平成31年1月28日	株式会社オービックビジネスコンサルタント
	関東財務局長（電代）第21号	平成31年1月28日	SMBG日興証券株式会社
	関東財務局長（電代）第22号	平成31年1月28日	Miroku Webcash International株式会社
	関東財務局長（電代）第23号	平成31年1月28日	株式会社NTTドコモ
	関東財務局長（電代）第24号	平成31年1月30日	株式会社BearTail
	関東財務局長（電代）第25号	平成31年1月30日	ベリトランス株式会社
	関東財務局長（電代）第27号	平成31年2月12日	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
	関東財務局長（電代）第28号	平成31年2月12日	楽天銀行株式会社
	関東財務局長（電代）第29号	平成31年2月25日	テレコムクレジット株式会社
	関東財務局長（電代）第30号	平成31年2月25日	三菱UFJファクター株式会社
	関東財務局長（電代）第31号	平成31年2月25日	PAY株式会社
	関東財務局長（電代）第32号	平成31年2月25日	KDDI株式会社
	関東財務局長（電代）第33号	平成31年3月7日	第一三共ビジネスアソシエ株式会社
	関東財務局長（電代）第34号	平成31年3月7日	SAISON Office合同会社
	関東財務局長（電代）第35号	平成31年3月18日	株式会社インフォーマート
	関東財務局長（電代）第36号	平成31年3月18日	GMOイブシロン株式会社
	関東財務局長（電代）第37号	平成31年3月28日	クラウドキャスト株式会社
	関東財務局長（電代）第38号	平成31年4月1日	SBIビジネス・ソリューションズ株式会社
	関東財務局長（電代）第39号	平成31年4月12日	ビーブラッツ株式会社
	関東財務局長（電代）第40号	平成31年4月19日	株式会社SXF
	関東財務局長（電代）第41号	平成31年4月23日	エメラダ株式会社
	関東財務局長（電代）第42号	令和元年5月13日	三菱UFJニコス株式会社
	関東財務局長（電代）第43号	令和元年5月15日	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
	関東財務局長（電代）第44号	令和元年5月28日	NITファイナンス株式会社
	関東財務局長（電代）第45号	令和元年5月28日	マネータップ株式会社
	関東財務局長（電代）第46号	令和元年6月3日	株式会社ミロク情報サービス
	関東財務局長（電代）第47号	令和元年6月28日	株式会社スタイル・エッジ
	関東財務局長（電代）第48号	令和元年7月24日	楽天ウォレット株式会社

所管	登録番号	登録年月日	電子決済等代行業者名
関東財務局長	(電代) 第49号	令和元年8月6日	株式会社円簿インターネットサービス
	(電代) 第50号	令和元年9月25日	ヤフー株式会社
	(電代) 第51号	令和元年10月1日	みずほファクター株式会社
	(電代) 第52号	令和元年11月12日	GMOペイメントゲートウェイ株式会社
	(電代) 第53号	令和元年11月13日	富士通エフ・アイ・ビー株式会社
	(電代) 第54号	令和元年12月9日	株式会社AXES Payment
	(電代) 第55号	令和元年12月9日	株式会社ゼウス
	(電代) 第56号	令和元年12月26日	株式会社ジェーシービー
	(電代) 第57号	令和2年1月7日	株式会社JTビジネスコム
	(電代) 第58号	令和2年1月16日	株式会社ペイジェント
	(電代) 第60号	令和2年2月5日	株式会社オービック
	(電代) 第61号	令和2年2月7日	株式会社0sid0ri
	(電代) 第62号	令和2年3月3日	株式会社マネーコンパス・ジャパン
	(電代) 第63号	令和2年4月15日	コスモビジネスアソシエイツ株式会社
	(電代) 第64号	令和2年4月21日	ホワイトカード株式会社
	(電代) 第65号	令和2年4月24日	ピリングシステム株式会社
	(電代) 第66号	令和2年5月15日	株式会社エクサウィザーズ
	(電代) 第67号	令和2年5月21日	JXビジネスサービス株式会社
	(電代) 第68号	令和2年5月27日	アビームコンサルティング株式会社
	(電代) 第69号	令和2年5月29日	トライコー株式会社
	(電代) 第70号	令和2年5月29日	ウェルネット株式会社
	(電代) 第71号	令和2年5月29日	日本ジェンバクト・ビジネスサービス株式会社
	(電代) 第72号	令和2年5月29日	JXファイナンス株式会社
	(電代) 第73号	令和2年5月29日	相鉄ビジネスサービス株式会社
	(電代) 第74号	令和2年5月29日	株式会社東計電算
	(電代) 第75号	令和2年5月29日	みずほ情報総研株式会社
	(電代) 第76号	令和2年6月9日	株式会社セディナ
(電代) 第77号	令和2年6月22日	アスタリスト株式会社	
東海財務局長	(電代) 第1号	平成31年1月25日	株式会社ミライコミュニケーションネットワーク
	(電代) 第2号	平成31年4月3日	株式会社グローバルワイズ
	(電代) 第3号	令和元年5月8日	株式会社電算システム
	(電代) 第4号	令和2年3月3日	株式会社横山システム経営研究所
近畿財務局長	(電代) 第1号	平成31年2月15日	三井住友カード株式会社
	(電代) 第2号	平成31年4月12日	ダイキンアカウンティングソリューションズ株式会社
	(電代) 第3号	令和元年6月4日	株式会社アプラス
	(電代) 第4号	令和2年5月29日	株式会社エフレジ
	(電代) 第5号	令和2年6月29日	株式会社ネクスト・ブレイン
福岡財務支局長	(電代) 第1号	平成30年12月12日	iBankマーケティング株式会社
	(電代) 第2号	平成31年4月19日	ドレミング株式会社
	(電代) 第3号	令和元年6月13日	株式会社スタイル・エッジLABO
	(電代) 第4号	令和2年6月29日	デフィデ株式会社

第9節 その他の金融機関等に対する金融モニタリング

I 信用保証協会に対する金融モニタリング

信用保証協会は、信用保証協会法に基づき経済産業省と金融庁等との共管となっており、経済産業局、都道府県・市町村及び財務（支）局が共同で検査を実施している。

2019 事務年度は、2 協会に対して検査を実施した。

信用保証協会の検査を行う行政庁

種 類	区 域	市町村の区域を越える	市町村の区域を越えない
	信用保証協会		主務大臣・都道府県知事

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び経済産業大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

(注2) 都道府県の区域を越える信用保証協会は存在しない（2020年3月末現在）。

II 政策金融機関等に対する金融モニタリング

金融庁は、各主務大臣からリスク管理分野の検査権限を委任されている政策金融機関等に対し、2003 事務年度から検査を実施している。2015 年 10 月には、福祉医療機構、農林漁業信用基金、中小企業基盤整備機構及び奄美群島振興開発基金に対するリスク管理分野の検査権限が、各主務大臣から金融庁長官に委任された。

政策金融機関等に対しては、金融庁が入手している経営情報等を分析するほか、各機関の特性を踏まえ、特定の検証項目について、オンサイト・オフサイトの手法を効率的に組み合わせた金融モニタリングを実施することとしている。

第14章 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）

I 本制度導入の経緯

政府は、2001年3月27日に閣議決定された「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」において、「平成13年度から、IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表することとした。

金融庁では、当該閣議決定を受けて、「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を策定し、2001年7月16日より、金融庁の所管する法令について、「法令適用事前確認手続」制度（ノーアクションレター制度）の運用を開始し、その後、数度に渡る細則の改正を通じて、本制度の改善を図っている。

本制度は、民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、金融庁所管法令の適用対象となるかどうかを、あらかじめ確認できる制度である。民間企業等は照会案件に係る法令を所管する担当課室長に対して書面で照会し、照会を受けた担当課室の長は原則30日以内に書面で回答することとなっている。

II 回答実績

金融庁では、2019事務年度において、対象となる照会に対して2件の回答を行っており、制度導入からの回答の累計は66件となっている。

III 利用上の留意点

本制度に基づく照会に対する金融庁の回答は、照会書に記載された事実を所与の前提として、対象法令との関係のみについて、照会された時点における見解を示すものである。

したがって、前提事実が異なる場合や、関係法令が変更されるような場合には、異なる見解が示される場合もありうるし、また、当然のことながら、当該回答が、捜査機関の判断や司法判断を拘束するものではない。

第15章 一般的な法令解釈に係る書面照会手続

I 本照会手続導入の経緯

金融庁では、金融改革プログラムにおいて、金融行政の透明性・予測可能性の向上に関する取組みの一つとして、「外部からの照会に対する一般的な法令解釈についての考え方の公表」を掲げ、ノーアクションレター制度（法令適用事前確認手続）を補完するものとして、2005年3月31日に、各業態の事務ガイドライン及び監督指針を改正して、金融庁が法令解釈等に係る一般的な照会を受けた場合において、書面による回答を行い、照会及び回答内容を公表する際の手続等を明確化し、同年4月1日より運用を開始した。

本手続は、金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者等が、金融庁所管法令に係る一般的な法令解釈について照会できる制度である。事業者等は法令を所管する担当課室長に対して書面で照会し、照会を受けた担当課室長は原則2ヶ月以内に書面で回答することとなっている。

II 回答実績

制度導入からの累計は7件（2019事務年度における照会は1件）。

III 利用上の留意点

1. ノーアクションレター制度との関係

ノーアクションレター制度の利用が可能な個別具体的な事案に関する照会については、本照会手続の対象としていない。

2. 回答の効力

本照会手続に基づく回答は、あくまでも照会時点における照会対象法令に関する一般的な解釈を示すものであり、個別事案に関する法令適用の有無を回答するものではない。また、もとより、捜査機関の判断や司法判断を拘束しうるものではない。

第16章 疑わしい取引の届出制度

I 疑わしい取引の届出制度

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」という。）の規定により、金融機関等は、顧客から收受した財産が犯罪収益若しくは、テロ資金である疑いがある場合又は顧客がその取引でマネー・ローンダリングを行っているのではないかと疑われる場合には、速やかに行政庁に届出を行わなければならない義務が課されている。

疑わしい取引に関する情報は、主務大臣を通じて国家公安委員会に集約されたのち、整理・分析が行われ、犯罪捜査等に資すると判断された情報については捜査機関等に提供されている。

このような仕組みは「疑わしい取引の届出制度」と呼ばれており、マネー・ローンダリング対策の柱として、我が国のみならず諸外国でも同種の制度が設けられている。（別紙1参照）

II 疑わしい取引の届出に関する概況

1. 届出の状況

2019年1月から12月までの1年間に、金融機関等から440,492件（前年比23,027件増）※の疑わしい取引の届出が行われた。

※「令和元年警察庁 犯罪収益移転防止対策室 犯罪収益移転防止に関する年次報告書」より

2. 研修会の開催

警察庁との共催により、2019年10月から11月にかけて、各財務（支）局等において、金融機関等の疑わしい取引の届出担当者を対象に、同年4月に実施した参考事例の改訂内容も含め、疑わしい取引の届出制度についての理解を深めるため研修会を開催した。

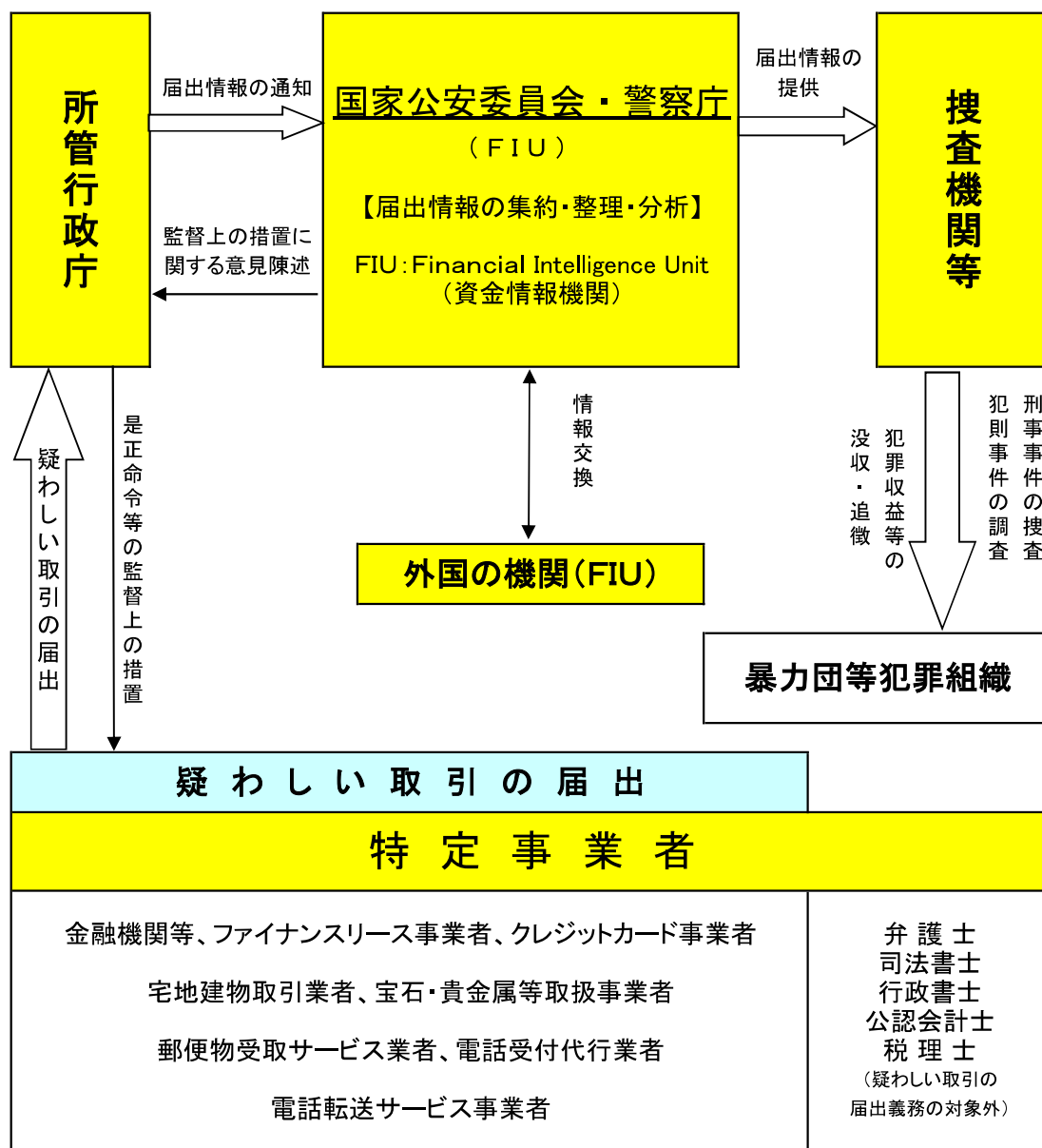
3. 疑わしい取引の参考事例の公表

当庁では、金融機関等が届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の類型を例示した参考事例を公表している。

4. 疑わしい取引の届出等の徹底の要請

FATF声明の公表など様々な機会を捉え、関係省庁と連携のうえ、金融機関等に対し、犯罪収益移転防止法に基づく顧客等の取引時確認義務、疑わしい取引の届出義務の履行を徹底するよう繰り返し要請を行っている。

疑わしい取引の届出制度の概念図



第17章 課徴金納付命令

I 課徴金制度について

1. 経緯等

証券市場への信頼を害する違法行為又は公認会計士・監査法人による虚偽証明に
対して、行政として適切な対応を行う観点から、規制の実効性確保のための新たな
手段として、平成17年4月（公認会計士法については20年4月）から、行政上の
措置として違反者に対して金銭的負担を課す課徴金制度を導入した。

（注）制度の対象とする違反行為

（1）金融商品取引法

① 不公正取引

（インサイダー取引、相場操縦（仮装・馴合売買、違法な安定操作取引等）、
風説の流布・偽計）

② 情報伝達・取引推奨行為

③ 有価証券届出書等の不提出・虚偽記載等（発行開示義務違反）

④ 有価証券報告書等の不提出・虚偽記載等（継続開示義務違反）

⑤ 公開買付開始公告の不実施、公開買付届出書等の虚偽記載等

⑥ 大量保有報告書等の不提出・虚偽記載等

⑦ プロ向け市場等における特定証券等情報の不提供等、虚偽等及び発行者等 情報の虚偽等

⑧ 虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為等

（2）公認会計士法

ア. 公認会計士

① 公認会計士が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽 錯誤及び脱漏のないものとして証明

② 公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある 財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

イ. 監査法人

① 監査法人の社員が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚 偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

② 監査法人の社員が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏の ある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

金融庁では、これら課徴金制度の運用を行うための体制整備として、17年4月1
日付で、審判官を発令するとともに、総務企画局総務課に審判手続室を設置した（30
年7月1日付で総合政策局総務課に設置）。

2. 課徴金納付命令までの手続（別紙1参照）

II 課徴金納付命令等の状況（別紙2参照）

1. 課徴金納付命令の実績

(1) 金融商品取引法

事務年度	不公正取引	開示書類の 虚偽記載等	合計
17事務年度～ 26事務年度	250件	96件	346件
27事務年度	32件	6件	38件
28事務年度	47件	4件	51件
29事務年度	28件	3件	31件
30事務年度	37件	10件	47件
令和元事務年度	27件	6件	33件

(2) 公認会計士法

事務年度	公認会計士	監査法人	合計
27事務年度	0件	1件	1件

2. 審判期日等の実績

(1) 海外居住の個人投資家による（株）ココカラファイン株式に係る相場操縦
(平成30(判)11)

30年 9月 3日 開始決定
元年 12月 11日 第1回審判期日
2年 6月 11日 課徴金納付命令

(2) (株) エストラスト役員からの情報受領者による内部者取引（平成30(判)40)

31年 3月 19日 開始決定
元年 10月 23日 第1回審判期日
2年 2月 27日 課徴金納付命令

(3) (株) エストラスト役員による公開買付けの実施に関する事実に係る伝達（平成30(判)41)

31年 3月 19日 開始決定
元年 10月 23日 第1回審判期日
2年 2月 27日 課徴金納付命令

(4) ルーデン・ホールディングス(株)役員による重要事実に係る推奨行為
(令和元(判)6)

元年 5月 14日 開始決定
元年 6月 28日 第1回審判期日
元年 7月 12日 第2回審判期日
元年 9月 5日 課徴金納付命令

(5) テラ(株)に係る有価証券報告書等の不記載(令和元(判)15)

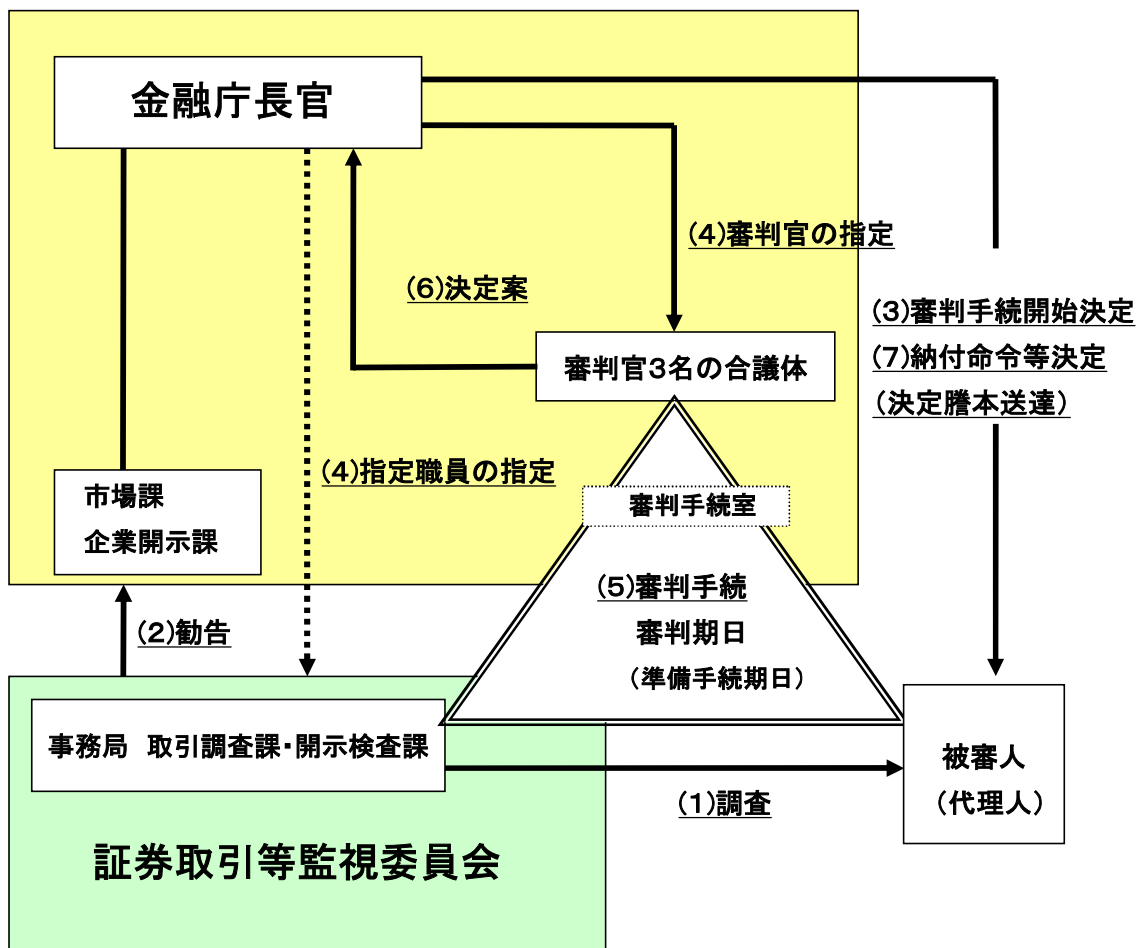
元年 7月 29日 開始決定
元年 12月 20日 第1回審判期日
2年 6月 11日 課徴金納付命令

(6) (株)小僧寿し従業者による内部者取引(令和元(判)21)

元年 10月 24日 開始決定
元年 11月 29日 第1回審判期日
2年 3月 30日 課徴金納付命令

(注) これまでに審判期日が開催され、令和元事務年度中に審判手続(審判期日)が終結したもの。

調査から課徴金納付命令までの流れ

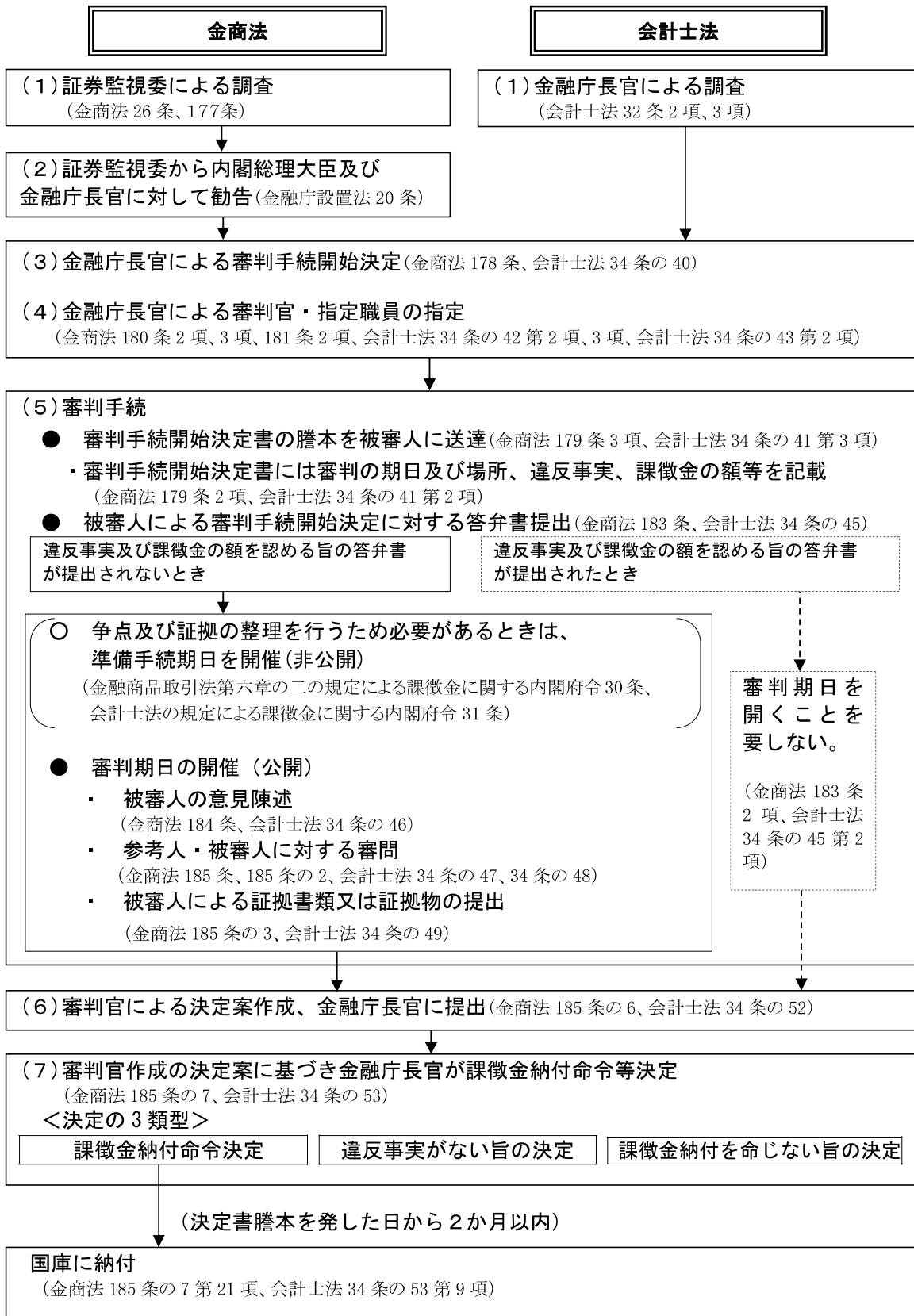


(注) 指定職員は、審判手続で違反事実等の存在を主張・立証する者として金融庁長官により職員の中から指定され、準備書面の提出や証拠の申出等を行います。

※ 公認会計士法違反及び金融商品取引法違反の一部については、企業開示課が必要な調査を行い、証券取引等監視委員会による調査・勧告は行われません（この場合の指定職員は、金融庁職員から指定されます。）。

※ 番号は、次の「課徴金制度に係る手続等の流れ」の番号に対応します。

課徴金制度に係る手続等の流れ



○課徴金納付命令決定の取消しの訴えを提起する場合は、決定の効力が生じた日から 30 日以内に裁判所に提起しなければならない(金商法 185 条の 18、会計士法 34 条の 63)

※(1)(3)(4)(6)(7)は、内閣総理大臣の権限が金融庁長官に委任されている(金商法 194 条の 7、会計士法 49 条の 4)
※金商法は金融商品取引法、会計士法は公認会計士法、証券監視委は証券取引等監視委員会の略

別紙 2

課徴金納付命令の実績

(令和元事務年度)

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1	(株)UMNファーマとの契約締結交渉者の役員から伝達を受けた者による内部者取引 (令和元年度第7号)	重要事実(株)UMNファーマの業務執行を決定する機関が、塩野義製薬(株)と業務上の提携を行うことについての決定をしたこと)について、(株)UMNファーマと契約締結交渉をしていた社の役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、(株)UMNファーマ株式を買い付けた。	個人	令和元年5月31日 (勧告) 令和元年6月5日 (開始決定)	令和元年8月1日	267万円
2	(株)UMNファーマとの契約締結交渉者の役員による重要事実に係る伝達 (令和元年度第8号)	重要事実(株)UMNファーマの業務執行を決定する機関が、塩野義製薬(株)と業務上の提携を行うことについての決定をしたこと)について、(株)UMNファーマとの契約締結交渉に関し知りながら、当該事実の公表前に(株)UMNファーマ株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、当該事実を伝達した。	個人	令和元年5月31日 (勧告) 令和元年6月5日 (開始決定)	令和元年8月1日	133万円
3	(株)神戸製鋼所社員による内部者取引 (令和元年度第9号)	重要事実(株)神戸製鋼所のアルミ・銅事業部門において、顧客と取り交わした製品仕様を満たさない不適合製品を、検査結果の改ざん等を行うことにより、当該仕様に適合する製品として、出荷していたことが判明したこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を売り付けた。	個人	令和元年6月21日 (勧告) 令和元年6月25日 (開始決定)	令和元年8月1日	340万円
4	(株)神戸製鋼所社員による内部者取引 (令和元年度第10号)	重要事実(株)神戸製鋼所のアルミ・銅事業部門において、顧客と取り交わした製品仕様を満たさない不適合製品を、検査結果の改ざん等を行うことにより、当該仕様に適合する製品として、出荷していたことが判明したこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を売り付けた。	個人	令和元年6月21日 (勧告) 令和元年6月25日 (開始決定)	令和元年8月1日	11万円
5	イメージ情報開発(株)に係る有価証券報告書の虚偽記載 (令和元年度第11号)	他の会社に対して行っていた当社従業員の派遣に係る売上の一部について、前倒し計上を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した。	イメージ情報開発(株)	令和元年6月21日 (勧告) 令和元年6月25日 (開始決定)	令和元年8月1日	600万円
6	(株)アドバンスト・メディア社員から伝達を受けた者による内部者取引 (令和元年度第12号)	重要事実(株)アドバンスト・メディアの属する企業集団の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの事業年度の経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益について、同年2月9日に公表された直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと)について、同社社員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	令和元年6月25日 (勧告) 令和元年6月26日 (開始決定)	令和元年8月1日	69万円
7	(株)アドバンスト・メディア社員による重要事実に係る伝達 (令和元年度第13号)	重要事実(株)アドバンスト・メディアの属する企業集団の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの事業年度の経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益について、同年2月9日に公表された直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に同社株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、当該事実を伝達した。	個人	令和元年6月25日 (勧告) 令和元年6月26日 (開始決定)	令和元年8月1日	34万円
8	ルーデン・ホールディングス(株)役員による重要事実に係る推奨行為 (令和元年度第6号)	重要事実(ルーデン・ホールディングス(株)の業務執行を決定する機関が、同社の発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に同社株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、買付けをすることを勧めた。	個人	令和元年5月10日 (勧告) 令和元年5月14日 (開始決定)	令和元年9月5日	41万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
9	三精テクノロジーズ(株)との契約締結者の役員から伝達を受けた者による内部者取引 (令和元年度第14号)	重要事実(三精テクノロジーズ(株)の業務執行を決定する機関が、Vekoma Rides B.V.の発行済株式を取得して子会社化することについての決定をしたこと)について、三精テクノロジーズ(株)と業務委託契約を締結していた社の役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、三精テクノロジーズ(株)株式を買い付けた。	個人	令和元年7月5日 (勧告) 令和元年7月24日 (開始決定)	令和元年9月19日	257万円
10	セーラー万年筆(株)社員による内部者取引 (令和元年度第16号)	重要事実(セーラー万年筆(株)の業務執行を決定する機関が、プラス(株)との業務上の提携を行うこと及びセーラー万年筆(株)の発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	令和元年9月6日 (勧告) 令和元年9月12日 (開始決定)	令和元年10月24日	22万円
11	日本調剤(株)役員による重要事実に係る推奨行為 (令和元年度第17号)	重要事実(日本調剤(株)の業務執行を決定する機関が、自己の株式の取得を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に同社株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、買付けをすることを勧めた。	個人	令和元年9月13日 (勧告) 令和元年9月20日 (開始決定)	令和元年10月24日	218万円
12	(株)ヨータイ役員から伝達を受けた者による内部者取引 (令和元年度第18号)	重要事実(株)ヨータイの属する企業集団の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの事業年度の売上高、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益について、平成29年5月12日に公表がされた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと)について、同社の役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	令和元年9月13日 (勧告) 令和元年9月25日 (開始決定)	令和元年11月28日	299万円
13	(株)ヨータイ役員による重要事実に係る伝達 (令和元年度第19号)	重要事実(株)ヨータイの属する企業集団の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの事業年度の売上高、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益について、平成29年5月12日に公表がされた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に同社株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、当該事実を伝達した。	個人	令和元年9月13日 (勧告) 令和元年9月25日 (開始決定)	令和元年11月28日	149万円
14	桂川電機(株)株式外3銘柄に係る相場操縦 (令和元年度第20号)	桂川電機(株)ほか3銘柄の株式につき、その売買を誘引する目的をもって、各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	令和元年9月20日 (勧告) 令和元年10月1日 (開始決定)	令和元年11月28日	119万円
15	(株)明豊エンタープライズに係る有価証券報告書等の虚偽記載 (令和元年度第22号)	長期未収入金及び長期貸付金について、貸倒引当金を過少に計上し、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	株)明豊エンタープライズ	令和元年10月23日 (勧告) 令和元年10月28日 (開始決定)	令和元年11月28日	2400万円
16	(株)シーズメンとの契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引 (令和元年度第24号)	重要事実(株)シーズメンの業務執行を決定する機関が同社の発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと)について、同社と契約締結交渉を行っていた者から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	令和元年11月19日 (勧告) 令和元年11月25日 (開始決定)	令和元年12月19日	185万円
17	(株)シーズメンとの契約締結交渉者による重要事実に係る伝達 (令和元年度第25号)	重要事実(株)シーズメンの業務執行を決定する機関が同社の発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと)について、契約締結交渉に関し知りながら、当該事実の公表前に同社株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、当該事実を伝達した。	個人	令和元年11月19日 (勧告) 令和元年11月25日 (開始決定)	令和元年12月19日	92万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
18	(株)シーズンとの契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引 (令和元年度第26号)	重要事実(株)シーズンズの業務執行を決定する機関が同社の発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと)について、同社と契約締結交渉を行っていた者から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	令和元年11月19日 (勧告) 令和元年11月25日 (開始決定)	令和元年12月19日	254万円
19	(株)シーズンとの契約締結交渉者による重要事実に係る伝達 (令和元年度第27号)	重要事実(株)シーズンズの業務執行を決定する機関が同社の発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと)について、契約締結交渉に関し知りながら、当該事実の公表前に同社株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、当該事実を伝達した。	個人	令和元年11月19日 (勧告) 令和元年11月25日 (開始決定)	令和元年12月19日	127万円
20	石垣食品(株)株式外1銘柄に係る相場操縦 (令和元年度第23号)	石垣食品(株)株式外1銘柄の株式につき、その売買を誘引する目的をもって、各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	令和元年11月8日 (勧告) 令和元年11月14日 (開始決定)	令和2年1月30日	470万円
21	日本フォームサービス(株)に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (令和元年度第28号)	当社及び子会社における売上の前倒し計上、仕入除外による売上原価の過少計上及び固定資産の減損損失の先送りといった不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	日本フォームサービス(株)	令和元年12月6日 (勧告) 令和元年12月10日 (開始決定)	令和2年1月30日	2400万円
22	(株)日本ハウスホールディングス社員による内部者取引 (令和元年度第29号)	重要事実(株)日本ハウスホールディングスのマンション事業部が値引き販売を隠蔽し、売上高を過大に計上していたことが判明したこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を売り付けた。	個人	令和元年12月6日 (勧告) 令和元年12月13日 (開始決定)	令和2年1月30日	283万円
23	(株)日本ハウスホールディングス社員による内部者取引 (令和元年度第30号)	重要事実(株)日本ハウスホールディングスのマンション事業部が値引き販売を隠蔽し、売上高を過大に計上していたことが判明したこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を売り付けた。	個人	令和元年12月6日 (勧告) 令和元年12月13日 (開始決定)	令和2年1月30日	36万円
24	(株)エストラスト役員からの情報受領者による内部者取引 (平成30年度第40号)	公開買付け等事実(西部瓦斯(株)の業務執行を決定する機関が、(株)エストラスト株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)について、(株)エストラストの役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、(株)エストラスト株式を買い付けた。	個人	平成31年3月15日 (勧告) 平成31年3月19日 (開始決定)	令和2年2月27日	10万円
25	(株)エストラスト役員による公開買付けの実施に関する事実に係る伝達 (平成30年度第41号)	公開買付け等事実(西部瓦斯(株)の業務執行を決定する機関が、(株)エストラスト株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に(株)エストラスト株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、当該事実を伝達した。	個人	平成31年3月15日 (勧告) 平成31年3月19日 (開始決定)	令和2年2月27日	154万円
26	公開買付者役員からの情報受領者が所属する会社役員による朝日工業(株)株式に係る内部者取引 (令和元年度第31号)	公開買付け等事実(合同製鐵(株)の業務執行を決定する機関が、朝日工業(株)株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、朝日工業(株)株式を買い付けた。	個人	令和元年12月10日 (勧告) 令和元年12月13日 (開始決定)	令和2年2月27日	72万円
27	日産自動車(株)に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (令和元年度第32号)	有価証券報告書中の「第一部 企業情報」等の役員区分ごとの報酬等の総額等において、実態とは異なる記載を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した。 また、当該有価証券報告書を参照情報とする発行登録追補書類を提出し、同発行登録追補書類に基づく募集により社債券を取得させた。	日産自動車(株)	令和元年12月10日 (勧告) 令和元年12月13日 (開始決定)	令和2年2月27日	24億2489万5000円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
28	(株)小僧寿し従業員による内部者取引 (令和元年度第21号)	重要事実(株)小僧寿しの属する企業集団の平成30年1月1日から同年12月31日までの事業年度の経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益について、同年11月14日に公表がされた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を売り付けた。	個人	令和元年10月11日 (勧告) 令和元年10月24日 (開始決定)	令和2年3月30日	1449万円
29	日本海洋掘削(株)社員による内部者取引 (令和元年度第36号)	重要事実(日本海洋掘削株の業務執行を決定する機関が、更生手続開始の申立てを行うことについての決定をしたこと)について、同社の社員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を売り付けた。	個人	令和2年1月28日 (勧告) 令和2年2月4日 (開始決定)	令和2年3月30日	17万円
30	ジェイリース(株)に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (令和元年度第38号)	家賃債務保証事業から発生した代位弁済立替金に係る貸倒引当金を過少に計上するという不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた。	ジェイリース(株)	令和2年2月4日 (勧告) 令和2年2月7日 (開始決定)	令和2年3月30日	4478万円※
31	東洋合成工業(株)株式に係る相場操縦 (令和元年度第39号)	東洋合成工業株の株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	令和2年2月28日 (勧告) 令和2年3月9日 (開始決定)	令和2年5月26日	805万円
32	海外居住の個人投資家による(株)ココカラファイン株式に係る相場操縦 (平成30年度第11号)	(株)ココカラファインの株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	平成30年6月26日 (勧告) 平成30年9月3日 (開始決定)	令和2年6月11日	493万円
33	テラ(株)に係る有価証券報告書等の不記載 (令和元年度第15号)	当社との重要な取引について、「関連当事者との取引」に関する注記事項として連結財務諸表に記載しなければならなかったにもかかわらず、当該注記事項を記載せず、記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書等を提出し、同有価証券報告書を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。	テラ(株)	令和元年7月19日 (勧告) 令和元年7月29日 (開始決定)	令和2年6月11日	2億2385万円

※ No. 30の課徴金額については、令和2年7月10日付で一部取消決定を行った。

第18章 金融モニタリングの透明性・実効性の向上等のための方策

第1節 意見申出制度（別紙1～2参照）

第2節 外部専門家によるモニタリングの品質に関する評価（別紙3参照）

金融庁では、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」等において、検査・監督の品質管理の一環として、専門家による金融機関へのヒアリング等を通じた外部評価を実施することにしており、今事務年度は、専門分野別チームが実施した業態横断的な課題等のモニタリングにかかる評価を実施し、その結果を公表した。

第3節 金融モニタリング情報の収集について

I 概要

金融庁及び財務局等では、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に関して、より一層深度あるモニタリングを行う観点から、「金融モニタリング情報収集窓口」を設置し、金融機関の商品説明、融資関連、保険契約内容変更・解約手続き、保険金等支払、苦情対応、顧客情報漏えい、法令等遵守、リスク管理、経営管理等に関する情報を広く収集し、金融モニタリングを実施するに当たって、幅広く活用している。

II 情報の収集状況

2019 事務年度の総収集件数は 360 件であり、内訳は、預金取扱等金融機関に関する情報が 164 件（45.6%）、保険会社等に関する情報が 139 件（38.6%）、仮想通貨交換業者や貸金業者等に関する情報が 57 件（15.8%）であった。

なお、2018 事務年度の総収集件数は 429 件であり、内訳は、預金取扱等金融機関に関する情報が 226 件、保険会社等に関する情報が 162 件、仮想通貨交換業者や貸金業者等に関する情報が 41 件であった。

「意見申出制度」について

目的と趣旨

金融庁では、金融検査の質的水準及び判断の適切性の更なる向上を図り、もって金融検査に対する信頼を確保することを目的として、「意見申出制度」を実施してきましたが、金融検査をはじめとするモニタリングが、オン・オフ一体となった継続的な形態に変化していることに対応する観点、本制度の活用の一層の促進を図る観点から、本制度の対象範囲をオン・オフのモニタリング全般に拡大することとしました。

本制度は、モニタリング担当官と被モニタリング金融機関とが十分な議論を尽くした上でも認識が相違した項目がある場合に、被モニタリング金融機関が当該相違項目について意見を申し出る制度です。

したがって、被モニタリング金融機関は、意見申出を行ったことを理由に、不利益を受けることはありません。

対象となるモニタリング

金融検査に限らず、金融庁、財務局、福岡財務支局及び沖縄総合事務局の実施するすべてのモニタリングが対象となります。

対象項目

モニタリングにおける検証項目のうち、十分に議論を尽くした上でも認識が相違した項目とし、新たな論点及び主張は対象としません。

意見申出期限

意見相違項目の確認を行った日の翌日を起算日として14日以内（期限が土休日に当たる場合は、その翌営業日）を期限とします。

（注）郵送の場合は、提出期限内の消印日付のあるものを有効とします。

意見申出書の提出方法

モニタリングの際に確認された意見相違項目について、別紙2に事実関係及び自己の認識を明記し、事実関係等に係る資料のほか、必要に応じ会計監査人等の意見書を添付し、別紙1により代表者名において総括審議官宛に提出してください。

なお、モニタリング担当官又は本店所在地を管轄する財務局等経由で提出することができます。

意見相違項目の審理

意見申出が行われた項目は、モニタリングの検証項目に関する分野から選任した意見申出審理委員を中心に外部の専門家を交えて審理を行います。

審理結果の通知

申出項目の審理結果は、書面により通知します。

意見申出様式

(別紙1) 意見申出書 (PDF版) (WORD版)

(別紙2) モニタリング金融機関と検査官(モニタリング担当官)との認識の相違点 (PDF版) (WORD版)

お問い合わせ先

金融庁総合政策局リスク分析総括課意見申出係

Tel 03-3506-6000(代表)(内線 2657、2426)

(別紙2)

意見申出実績（検査実施日ベース）

○ 申出機関数

(2020年6月末現在)

	銀行	協同組織 金融機関	保険会社	貸金業者	その他	計
1999～2016 事務年度	22	11	2	5	2	42
2017 事務年度	1	0	0	0	0	1
2018 事務年度	0	1	0	0	0	1
2019 事務年度	0	0	0	0	0	0
計	23	12	2	5	2	44

平成 30 年 7 月 3 日
金融庁

「モニタリングの実施状況等に係るコンサルティング業務」 報告書の公表について

金融庁では、平成 29 年度金融行政方針において、モニタリングを始めとする検査・監督業務などの金融行政の質の向上のため、業務改善とガバナンスに通暁した専門家による外部評価を実施することとしたところです。

これを踏まえ、今般、プロティビティ合同会社に委託し、金融機関等へのヒアリング等を通じたモニタリングに関する評価を実施し、その結果が報告書として取りまとめられました。

金融庁としては、今般実施した外部評価にて寄せられた意見を踏まえ、組織として品質管理する仕組みの強化、検査・監督に携わる一人ひとりの職員の専門分野におけるスキル・知識の高度化、対話力の向上等に取り組み、新しい検査・監督を定着させ、また、検査・監督の品質の向上につなげていきます。

なお、具体的な取組みの方向性については、パブリックコメントを受けて修正した検査・監督基本方針の本文中や、検査・監督基本方針のパブリックコメントにおいて寄せられた意見に対して示した金融庁の考え方（「4. 対話における留意事項、創意工夫の尊重」「8. 検査・監督の品質管理」「9. 当局の組織・人材・情報インフラ」等）の中において、今般の評価結果も踏まえて、記載しているところです。

報告書概要については別添 1 (PDF:134KB) を、報告書については別添 2 (PDF:1,206KB) をご覧下さい。

また、検査・監督基本方針に対する「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」(PDF:412KB) をご覧下さい。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
検査局総務課
(内線 2529、2925)

令和元年6月28日
金融庁

**「モニタリングの実施状況等に係るコンサルティング業務」
報告書等の公表について**

金融庁では、検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）等において、モニタリングを始めとする検査・監督等の金融行政の質の向上のため、業務改善とガバナンスに通暁した専門家による外部評価を実施することとしております。

これを踏まえ、今般、プロティビティ合同会社に委託し、金融機関等へのヒアリング等を通じたモニタリングに関する評価を実施し、その結果が報告書として取りまとめられました。

本報告書の提言を踏まえ、金融庁としては、今後、別紙（PDF：63KB）の改善の方向性を実施し、検査・監督等の金融行政の質の向上に努めてまいります。

報告書概要については別添1（PDF：265KB）を、報告書については別添2（PDF：7,593KB）をご覧ください。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
総合政策局リスク分析総括課
(内線 2567、2426)

令和2年6月26日
金融庁

**「モニタリングの実施状況等に係るコンサルティング業務」
報告書等の公表について**

金融庁では、検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）等において、モニタリングを始めとする検査・監督等の金融行政の質の向上のため、業務改善とガバナンスに通暁した専門家による外部評価を実施することとしております。

これを踏まえ、今般、プロテビティ合同会社に委託し、金融機関へのヒアリング等を通じたモニタリングに関する評価を実施し、その結果が報告書として取りまとめられました。

本報告書の提言を踏まえ、金融庁としては、今後、別紙（PDF：168KB）の改善の方向性を実施し、検査・監督等の金融行政の質の向上に努めてまいります。

報告書概要については別添1（PDF：328KB）を、報告書については別添2（PDF：2,879KB）をご覧ください。

お問い合わせ先

総合政策局リスク分析総括課

03-3506-6000（代表）（内線：2567、2925）

第4部 国際関係の動き

第19章 概括

第1節 多国間での国際協調

G20 議長国（任期は2018年12月から2019年11月末）として提起した金融分野において取り組むべき世界共通の課題について、引き続き議論を主導した。特に、各国間の規制の齟齬や重複が原因となって生じる金融市場の分断回避については、I O S C Oにおいて、金融庁・国際証券監理官が作業グループの共同議長として、市場の分断に対処するための各当局間における「依拠」(Deference)の活用に関する好事例（グッドプラクティス）の取りまとめの議論を主導するなど、我が国がG20議長国をサウジアラビアに引き継いだ後も、G20における議論の進展に貢献した。

また、コロナ拡大を受けて、金融安定理事会（FSB）やその他基準設定主体においては、各国施策について迅速な情報共有が行われたほか、規制の実施時期延期など各国で足並みを揃えた対応がとられた。こうした中で、金融庁は、2019年9月に金融庁・金融国際審議官（当時）が就任したFSB規制監督上の協調（Supervisory and Regulatory Cooperation）に係る常設委員会議長としての立場も活かし、規制・監督上の対応についての各国当局と民間金融機関の意見交換のためのワークショップの議長を務めるなど、国際的な議論に貢献した。

第2節 国際的な当局間のネットワーク・協力の強化

I 米欧

米欧当局と、金融規制・監督の協力について、精力的に対話を実施した。特に、危機対応については、欧州当局（欧州・単一破綻処理委員会、欧州委員会、欧州中央銀行）と日本当局（金融庁、日本銀行、預金保険機構）の間でワークショップを開催（2020年2月）したほか、欧州・単一破綻処理委員会との間で銀行の破綻処理の分野での協力に係る書簡交換（2019年10月）を行う等、各国関係当局との連携を進めた。

II 中国

①中国金融当局との協力関係の更なる強化（日中金融当局による監督者会合開催（2019年11月）、第2回等）、②我が国金融機関による中国市場参入の進展（邦銀に対する債券引受資格付与（2019年9月）や債券決済代理人資格付与（2020年6月）の実現）、我が国証券会社の中国市場進出の進展等、③我が国の金融協力のプラットフォームとして官民が一堂に会する「中国金融研究会」の開催（2019年12月、第4回等、日中金融協力は更に前進した。

Ⅲ そのほかアジア・新興国等

我が国本邦金融機関の進出支援の観点も踏まえつつ、相手国のニーズに寄り添った技術協力プログラム実施を通じて金融制度整備や金融当局の能力向上等に取り組んだ。特に、ミャンマー（緬）においては、保険分野の支援として、「保険セクター支援計画」（2018年6月策定）の「進捗報告書」を2019年11月に策定し、これらに基づく技術協力等を実施したほか、日系保険会社6社の進出支援を行い、同6社は緬保険市場における営業免許を正式に取得した（2019年11月）。くわえて、資本市場活性化支援の成果として、外国人投資家によるヤンゴン証券取引所の上場株取引の解禁が実現した（2020年3月）。

さらに、中長期的な視点に立った当局間交流の強化や、新興国における知日派の育成を目的として運営している金融連携センターについて、プログラムの内容の充実・改善を図ったほか、金融庁職員と同センター研究員、卒業生のネットワーク強化及び更なるプログラムの充実のため、大学等と連携する機会を増やした。

第20章 金融に関する国際的な議論

2008年の秋以降本格化した世界的な金融危機を受け、2008年11月に第1回G20首脳会議（サミット）がワシントンで開催された。その後、G20やFSBをはじめとする国際的な基準設定主体において、危機の再発防止に向けた規制改革が議論されてきた。金融庁は、こうした金融に関する国際的な議論に積極的に参画している。

国際的な議論の枠組み



G20・金融安定理事会（FSB）・バーゼル銀行監督委員会（BCBS）のメンバー

国・機関	G20	FSB	BCBS	国・機関	G20	FSB	BCBS	国・機関	G20	FSB	BCBS
アジア・オセアニア			欧州				中東・アフリカ				
日本	⑦	○	○	英国	⑦	○	○	サウジアラビア	○	○	○
中国	○	○	○	ドイツ	⑦	○	○	南アフリカ	○	○	○
韓国	○	○	○	フランス	⑦	○	○	基準設定主体			
オーストラリア	○	○	○	イタリア	⑦	○	○	バーゼル銀行監督委員会（BCBS）		○	—
インドネシア	○	○	○	ロシア	○	○	○	証券監督者国際機構（IOSCO）		○	
インド	○	○	○	スイス		○	○	保険監督者国際機構（IAIS）		○	
トルコ	○	○	○	オランダ		○	○	国際会計基準審議会（IASB）		○	
香港		○	○	スペイン		○	○	グローバル金融システム委員会		○	
シンガポール		○	○	ベルギー		○	○	BIS 決済・市場インフラ委員会（CPMI）		○	
米州			ルクセンブルク		○			国際機関			
米国	⑦	○	○	スウェーデン			○	国際決済銀行（BIS）		○	
カナダ	⑦	○	○	欧州委員会（EC）	○	○	○	国際通貨基金（IMF）		○	○
ブラジル	○	○	○	欧州中央銀行（ECB）	○	○	○	世界銀行（WB）		○	
メキシコ	○	○	○					経済協力開発機構（OECD）		○	
アルゼンチン	○	○	○								

（※1）G20メンバーのうち、「⑦」としているのはG7メンバー。

（※2）証券監督者国際機構（IOSCO）・保険監督者国際機構（IAIS）には、それぞれ、上記のほか100以上のメンバーが参加。

第1節 G20

I 沿革

2008年9月のリーマン・ショックに端を発する金融危機をきっかけに、危機対応や規制・監督の改革等について、G7を超えた新興国を含む幅広メンバーで議論するため、首脳レベルによる会合として同年11月に第1回G20首脳会合（ワシントン・サミット）が開催された。以来、G20は、国際経済協力に関する「第1のフォーラム」として定例化されている。近年では、年1回の首脳会合（サミット）と、年数回の財務大臣・中央銀行総裁会議が開催され、幅広い政策課題について議論が行われており、金融規制関係は引き続き主要議題の1つとなっている。

II 主な議論

2019年10月にワシントン（アメリカ）で開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議においては、グローバル・ステーブルコインに関してプレスリリースを発出し、以下の事項が合意された。

- 金融安定理事会（FSB）及び金融活動作業部会（FATF）の中間報告¹を歓迎し、来年の最終報告を期待。さらに、通貨主権に係る問題等について、IMFに検討を要請。
- グローバル・ステーブルコイン及びその他の類似の取組みが生じさせる政策・規制上の深刻なリスクは、サービス開始前に吟味され、適切に対処される必要がある。

参考：G7におけるステーブルコインに関する議論

G7においても2019年7月にシャンティ（フランス）で開催されたG7財務大臣・中央銀行総裁会合において、「規制・政策上の懸念・課題は、サービス開始前に対処される必要がある」とのメッセージ²を発出し、10月に諸課題を整理したG7作業部会の報告書³とともに、議長ステートメント⁴を公表した。

¹ 金融安定理事会（FSB）“ステーブルコインに関する規制上の課題”（<https://www.FSB.org/wp-content/uploads/P181019.pdf>）

金融活動作業部会（FATF）“G20へのFATF議長報告”
（https://www.fsa.go.jp/inter/etc/20191021_2/3.pdf）

² 議長総括：7か国財務大臣・中央銀行総裁会議

（https://www.mof.go.jp/english/international_policy/convention/g7/g7_20190718.htm）

³ ステーブルコインに関するG7作業グループによる報告書

（https://www.mof.go.jp/international_policy/convention/g7/cy2019/g7_20191017_02.pdf）

⁴ ステーブルコインに関するG7議長声明

（https://www.mof.go.jp/english/international_policy/convention/g7/g7_20191017_01.pdf）

2020年2月にリヤド（サウジアラビア）で開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議においては、金融技術革新に関して以下の事項が合意された。

① 金融技術革新（暗号資産、グローバル・ステーブルコイン含む）

我々は、技術革新は、金融システム及びより広く経済に重要な便益をもたらし得るという我々の見解を再確認し、デジタル時代における規制・監督上の課題の枠組みを構築する取組みを支持する。そのため、我々は、Big Techの金融分野への進出の高まりに関連したインプリケーションを検討するために、関連する各金融規制基準設定主体も関与させながら、FSBの地域諮問グループを活用する包摂的なアプローチを歓迎する。我々はまた、FSBに、技術が可能とする規制・監督上の解決策（Reg TechやSup Tech）への異なるアプローチについて報告することを要請する。我々は、金融安定、消費者及び投資家保護、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対策、及び通貨主権に係る問題などマクロ経済上のインプリケーションに関するリスクを含め、金融技術革新に伴う潜在的なリスクに引き続き警戒を続ける。2019年の首脳宣言を基礎として、我々は、最近採択された仮想通貨や関連業者に対する金融活動作業部会（FATF）基準を実施するよう各国に促す。我々は、リスクはサービス開始前に吟味され、適切に対処される必要があるとした、所謂‘グローバル・ステーブルコイン’とその他の類似の取組みに関する2019年10月の声明を再確認し、これらの取組みに関する規制上の提言を作成するFSBの取組みを支持する。このため、我々は、FSB、IMF、そしてFATFの報告を期待し、また、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対策の基準を適用するとのFATFの声明を歓迎する。我々は、送金を含む、より安価で、迅速な資金移動を促進するよう、グローバルなクロスボーダー決済を改善する必要性を認識する。我々は、FSBに、決済・市場インフラ委員会（CPMI）やその他の関係基準設定主体や国際機関と協調して、2020年10月までに、グローバルなクロスボーダー決済を改善するためのロードマップを作成することを要請する。

② 金融規制

合意された国際基準に基づく、開かれた、強靱な金融システムは、持続可能な成長を支えるために極めて重要である。我々は、合意された金融規制改革の完全、適時かつ統合的な実施に引き続きコミットしている。我々は、これらの規制改革の影響を引き続き評価し、「大き過ぎて潰せない」問題に対する改革の影響についてのFSBによる評価を期待する。我々は、ノンバンク金融仲介に関するものを含め、金融安定性に対する脆弱性と生じつつあるリスクについて、引き続き特定し、注視し、必要に応じ対処する。状況に応じ、マクロ・プルーデンス政策はツールキットの一部になりうる。我々は、規制・監督上の協力等により、意図せざる、悪影響をもたらす市場の分断に対処するべく、引き続き取り組む。我々はまた、サイバーの強靱性を高める努力を続け、サイバー攻撃への対応や復旧のための効果的な取組みに関するFSBのツールキットを期待する。我々は、コルレス銀行関係の解消の原因及

び結果と、銀行サービスへの送金業者のアクセスにかかる課題について、引き続き監視し、対処する。サステナブル・ファイナンスの動員、及び金融包摂の強化は、世界の成長と安定にとって重要である。FSBは気候変動が金融安定に与えるインプリケーションの調査を行っている。我々は、こうした分野における民間部門の参加と透明性を歓迎する。

③ 金利指標改革

我々は、市場が2021年末より前にLIBORから代替参照金利に移行する必要があることを強調する。したがって、広く利用されているLIBOR指標の見込まれている公表停止に対する関係者の準備が不十分であった場合に生じうるリスクを考慮すれば、この移行を成し遂げるため、公的部門による支援の下、民間部門による緊急の取組みが必要である。この移行までに残された時間の短さを考慮すれば、潜在的な金融安定リスクに対処するため、2020年中に大きな進捗が必要である。我々は、FSBに対し、2020年7月までに指標の移行に関する残された課題を特定するとともに、それらに対処する方法を模索することを求める。

④ 金融包摂

我々は、金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ（GPFI）が、特に女性や若者、中小企業といった、十分なサービスを受けられないグループに対するデジタル金融包摂を強調することを支持する。我々は、GPFIの作業計画とその体制の簡素化の進捗を歓迎し、承認された2020年までのロードマップの通りに、そのTOR（付託事項）を更新することをGPFIに要請する。

第2節 金融安定理事会（FSB）

I 沿革

1997年に発生したアジア通貨危機の際、一国における金融危機が容易に各国に伝搬（contagion）した経験を踏まえ、1999年2月のG7における合意に基づき、金融監督の国際的な協調体制を強化する観点から金融安定化フォーラム（FSF：Financial Stability Forum）が設立された。

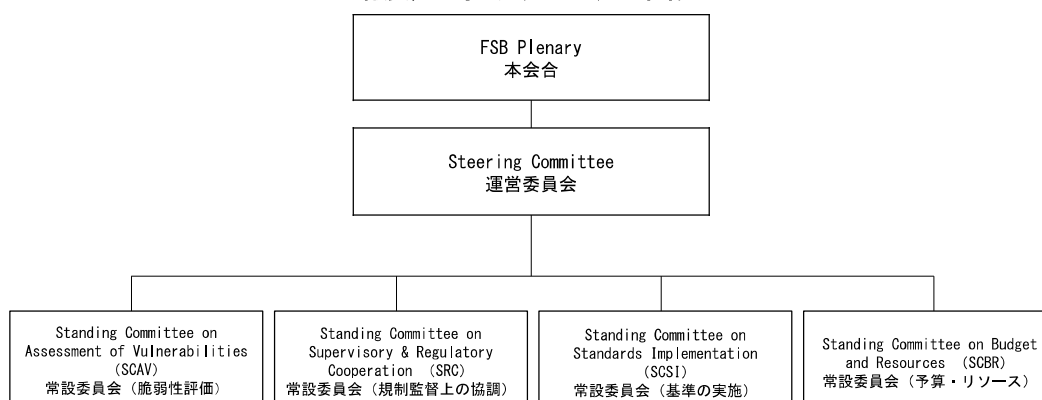
その後、リーマン・ショックを契機に、メンバーをG20の財務省・中央銀行・監督当局や国際機関などに拡大し、FSFを改組する形で2009年に金融安定理事会（FSB：Financial Stability Board）が設立された。

FSBの主な任務は、各基準設定主体における作業を調整し、金融システムの安定に係る国際的な課題について議論することである。

II 組織

すべてのメンバーによる意思決定会合である本会合（Plenary）の下に、作業全体の方向性等を決定する運営委員会（SC：Steering Committee）と複数の常設委員会（Standing Committee）が設置されている。各国はそれぞれ1～3の代表権（本会合の議席数）を有しており、日本からは金融庁のほか、財務省、日本銀行が参加している。なお、2019年9月1日より、常設委員会のひとつである、規制監督上の協調（SRC：Supervisory and Regulatory Cooperation）に係る常設委員会の議長に当庁の水見野良三金融国際審議官（当時）が就任した。

金融安定理事会（FSB）の組織



また、FSBは、金融システムの脆弱性や金融システムの安定化に向けた取組みについて、メンバー当局と非メンバー当局との意見交換を促す観点から、①アジア、②アメリカ、③欧州、④中東・北アフリカ、⑤サブサハラアフリカ、⑥CIS諸国、の6つの地域諮問グループ（RCG）を設置している。

FSBは、バーゼル（スイス）の国際決済銀行（BIS）内に事務局を有している。2013年には、組織基盤強化のため、スイス法上の非営利法人として法人格を取得した。

Ⅲ 主な議論

1. 市場分断の回避

世界金融危機以降、G20 は、金融規制改革を進め、国際共通ルールに合意し、持続的な経済成長の基盤である「開かれた強靱な金融システム」の維持・強化を目指してきたが、一方で、各国における取組みが金融市場を分断させるリスクを懸念する声が高まっている。こうした中、金融市場の分断が、危機時に流動性の低下等を通じ金融システムの安定性を脅かすことや、金融仲介機能の効率性を損なうことを回避する取組みの必要性について日本から問題提起を行い、2019 年日本議長国下の G20 財務トラックの優先課題の一つに「市場分断の回避」を設定。委嘱を受けた F S B および I O S C O が同年 6 月 G20 に提出した報告書⁵に基づき、各主体において議論が進められており、同年 10 月の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議に作業状況が報告された⁶。具体的には、F S B は、F S B メンバー当局に加え、民間金融機関やアカデミア等が参加する資本と流動性の困込みに関するワークショップを同年 9 月に開催したほか、監督データの報告における共通要素の利用を含むその他の分断回避のアプローチを検討中。更に、各国のコロナ対応施策に起因する市場の分断を最小化する観点から、当局間の情報交換を促進するため施策のレポジトリを設置。I O S C O は、各国当局の規制・監督への「依拠」に関する好事例の特定作業等を実施し、2020 年 6 月に報告書を公表した。

2. 金融技術革新

[ステーブルコイン]

2019 年の暗号資産に関連した新たな構想の出現を踏まえた対応として、いわゆる「グローバル・ステーブルコイン」に関しては、2019 年 10 月、G20 財務大臣・中央銀行総裁会議において、政策及び規制上のリスクがサービス開始前に適切に対処される必要があること、2020 年における F S B 等の更なる報告を求めることが合意された。その後、S R C にかかる常設委員会傘下の作業部会で作業が進められ、2020 年 4 月、規制・監督等に係る 10 の提言を含む市中協議文書⁷が公表された。

⁵ F S B Report on Market Fragmentation
(<https://www.fsb.org/wp-content/uploads/P040619-2.pdf>)

⁶ Updates on the Work on Market Fragmentation
(<https://www.fsb.org/2019/10/updates-on-the-work-on-market-fragmentation/>)

⁷ F S B consults on regulatory, supervisory and oversight recommendations for “global stablecoin” arrangements
(<https://www.fsb.org/wp-content/uploads/R140420-1.pdf>)

3. クロスボーダー決済効率化

2020年2月のG20財務大臣・中央銀行総裁会合において、送金を含む、より安価で、迅速な資金移動を促進するよう、グローバルなクロスボーダー決済改善の必要性が指摘されたことを受け、FSBは、決済・市場インフラ委員会（CPMI）やその他の関係基準設定主体や国際機関と協調して作業を開始した。

FSBは、第一段階として、クロスボーダー送金の現状把握と課題の特定を行い、2020年4月に「クロスボーダー送金の改善－G20向け第一次報告書」及びその詳細を記載した「技術的背景に関する報告書」を公表。現在、CPMIでは、第二段階として2020年7月のG20財務大臣・中央銀行総裁会合に提出される「クロスボーダー送金の改善：グローバル・ロードマップの構成要素－G20向け第二次報告書」及びその詳細を記載した「技術的背景に関する報告書」を作成中。今後、FSBは、第三段階として、2020年10月のG20財務大臣・中央銀行総裁会合に提出すべくグローバルなクロスボーダー送金を改善するためのロードマップの作成に取り組む予定。

4. 金融規制改革の影響評価

FSBは、金融危機後に合意された一連の金融規制改革が経済や金融システムにどのような影響をもたらしているかを評価するため、2015年以降、毎年、G20サミットに向けて、「金融規制改革の実施と影響に関する年次報告書」を公表しており、2019年10月のG20サミットで、第5次年次報告書を公表。その中で、Too-big-to-fail（TBTf）問題および店頭デリバティブ市場改革についての経過報告、ノンバンク金融仲介（NBFi）やレバレッジド・ローンおよび担保付ローン債務（CLO）、サイバーリスクなどについてのステータスレポートなどを行っている。

加えて、FSBでは、金融規制改革が意図していた成果を達成できているか、また、対処すべき意図せざる影響をもたらしていないかについて分析する際に参照すべき基準点を提示するため、2017年7月に「G20金融規制改革の実施後の影響の評価のための枠組み」を策定・公表。本枠組みに沿って、以下のような取り組みが行われている。

- 2018年11月のG20サミットで、「店頭デリバティブについて中央清算を行うインセンティブ」を公表
- 2018年11月のG20サミットに向け、金融規制改革の金融仲介機能への影響を評価する観点から、「金融規制改革のインフラ投資への影響の評価」を公表
- 2019年11月に「中小企業金融への規制の影響評価」を公表
- 2020年6月に「Too-big-to-fail（TBTf）問題への対処にかかる規制改革の影響評価」の市中協議を開始

5. 金融機関の実効的な破綻処理

FSBでは、傘下の破綻処理運営グループ（ReSG: Resolution Steering Group）において、2011年11月に策定された「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」（Key Attributes）に沿った秩序ある破綻処理制度の整備や、整備された制度に基づく円滑な破綻処理の実施について議論が行われている。

銀行セクターについては、破綻処理の実効性を向上するための検討作業が進められており、2018年6月、「バイルイン実行に関するプリンシプル」及び、「実行可能な破綻処理計画の資金調達戦略に関する要素」が公表された。また、2019年7月には「TLAC基準の各国における実施状況の検証」が公表された。保険セクターや金融市場インフラ（FMI）についても、Key Attributesに沿った実効的な破綻処理枠組みの構築に向けての検討が進められている。

6. レポ・証券貸借

レポ・証券貸借取引に関する最低ヘアカット規制（担保に水準以上の掛け目の設定を義務付け）、現金担保の再投資規制、市場の透明性を高めるための国際的なデータ収集や情報開示等のあり方等について、FSBは、2013年8月に政策提言を公表。その後、バンク・ノンバンク間のレポ・証券貸借取引に係る最低ヘアカット規制の細目、ノンバンク・ノンバンク間の最低ヘアカット規制の細目について、2014年10月、2015年11月に政策提言を公表。これらの提言は、2017年以降各国における実施が求められている。

なお、2019年にバーゼルⅢ実施時期に合わせた提言実施期限の延期等が行われた。

7. 気候変動が金融に与える影響

2015年12月、FSBにより、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）が設立された。TCFDは民間主導の取組みであり、2017年7月には、気候関連の自主的な開示枠組みに関する提言（TCFD提言）を公表した。2020年6月時点で、世界で1200以上の機関がTCFD提言に賛同を示しており、うち日本の賛同機関数は最多となっている。

また、脆弱性評価に係る常設委員会の下で、気候変動が金融安定に与えるインプリケーションについての調査が進んでいる。

8. FSBピアレビュー

FSBの基準の実施に関する常設委（SCSI）では、毎年テーマを選定し、全FSBメンバー国における当該テーマに係る取組み状況のレビューを行っているところ。2019年4月に「銀行の破綻処理計画に関するピアレビュー」が公表され、2019年5月に「取引主体識別子の導入に関するピアレビュー」が公表された。

9. コルレス銀行業務からの撤退の問題について

AML／CFT対策に係るコスト負担への懸念等に伴う、国際的な銀行のコルレス銀行業務からの撤退問題に関し、2016年2月に設置されたコルレス銀行調整グループ（CBCG: Correspondent Banking Coordination Group）において、BCBS、CPMI、FATF等と連携しながら、データの収集及び分析、当局による規制期待の明確化等のトピックについて、それぞれの作業部会を設置して検討を進めている。2019年6月には、各国の取組みに係る第6回進捗報告書が公表された。また、2018年3月に報告書「送金業者の銀行アクセスに関するストックテイク」を公表し、19の提言を示した。2019年6月には、この提言に対する各国の取組みに係る進捗状況報告書を公表し、G20に提出した。

第3節 バーゼル銀行監督委員会（BCBS）

I 沿革

バーゼル銀行監督委員会（BCBS：Basel Committee on Banking Supervision）（以下「バーゼル委員会」という）は、ヘルシュタット銀行（西ドイツ）破綻に伴う国際金融市場の混乱を受けて、1974年に、G10の中央銀行総裁の合意によって発足した。1975年2月に第1回会合を開催。

バーゼル委員会の任務は、銀行監督に関する共通の基準・指針を策定する観点から、①国際的に活動する銀行の自己資本比率規制など国際的な基準の設定、②銀行監督をめぐる諸問題に関する話し合いの場の提供、である。バーゼル委員会が公表する監督上の基準・指針等は法的拘束力を有するものではないが、各国の監督当局が自国内においてより実効性の高い銀行監督を行うとともに、クロスボーダーで活動する銀行が円滑に業務を行えるよう、各国の規制を国際的に整合性のあるものにするための環境整備に資するものとして、世界各国において幅広く取り入れられている。

バーゼル委員会は、現在、下記の28の国・地域の45の銀行監督当局及び中央銀行によって構成されており、日本からは金融庁及び日本銀行が参加している。

欧州： 英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、スイス、スウェーデン、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、EU

アジア：日本、中国、韓国、香港、シンガポール、インド、インドネシア

北米： 米国、カナダ

中南米：ブラジル、アルゼンチン、メキシコ

その他：オーストラリア、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、トルコ

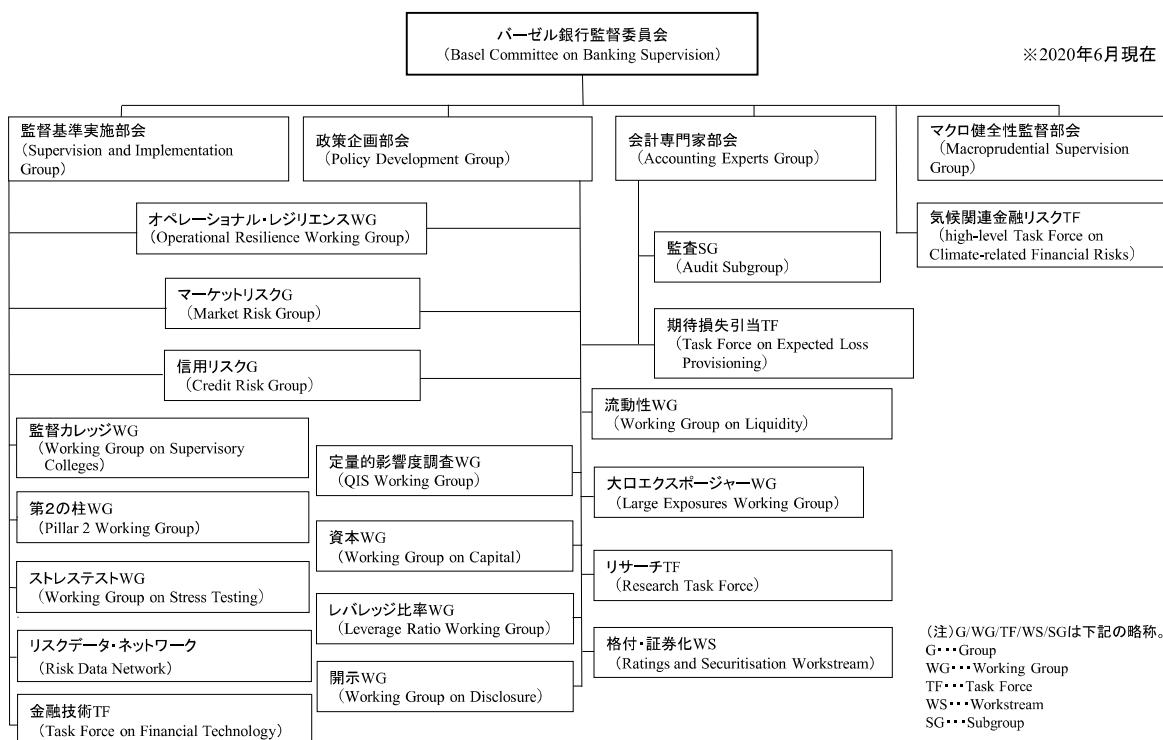
II 組織

バーゼル委員会は、主としてバーゼル（スイス）にある国際決済銀行（BIS）本部において、原則年3回の会合を開催している。議長は、2019年3月からスペイン中央銀行のパブロ・エルナンデス・デコス総裁が務めている。

バーゼル委員会の下には、政策企画部会（PDG：Policy Development Group）、監督・基準実施部会（SIG：Supervision and Implementation Group）、会計専門家部会（AEG：Accounting Expert Group）、マクロ健全性監督部会（MPG：Macroprudential Supervision Group）などが設置されている。さらに、その下には各分野を専門的に検討する作業部会が設けられている。

各部会・作業部会等は、バーゼル委員会から付託されたマンデートに従って議論を行い、結果はバーゼル委員会に報告・議論される。また、特に重要な案件に関しては、バーゼル委員会の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（GHOS：Group of Governors and Heads of Supervision）会合で議論されることになっている。

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）の組織



Ⅲ 主な議論

1. バーゼルⅢ（国際的な銀行の自己資本比率規制等）の策定及び実施

2008年9月のリーマン・ショックを契機として、国際的な金融規制改革において、国際的に活動する銀行に対する新たな基準の設定が中核的課題とされ、自己資本の質・量の強化（2010年合意）や流動性規制の導入・開示規制の見直し等（2013年以降合意）が進められてきた。また、2017年12月にはこれらの見直し作業を完了させるものとして、リスクアセットの過度なバラつきを軽減するためのリスク計測手法等の見直し（バーゼルⅢの最終化）が公表された。

最終化されたバーゼルⅢは、2022年から各国において段階的に実施される予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受け、2020年3月、金融機関の実務上の負担を一時的に軽減する観点から、実施開始時期を1年間延期（2023年から実施）することが合意された。

バーゼルⅢ最終化の概要

- (1) 信用リスクの標準的手法の見直し
- ・ 中堅企業向け債権(無格付)のリスクウェイト(RW)を引下げ(100%⇒85%)。
 - ・ 株式のRWを引上げ(100%⇒250%)。
- (2) 信用リスクの内部モデル手法の見直し
- ・ 各銀行による内部モデルの利用範囲を制約。
 - ・ デフォルト確率等の自行推計値に下限を設定。
- (3) マーケットリスクの計測手法の見直し
- ・ 標準的手法はリスク感応的となるよう再設計。
 - ・ 内部モデル手法は承認要件見直し等の抜本見直し。
- (4) CVA(信用評価調整)リスクの計測手法の見直し
- ・ 会計やリスク管理実務を踏まえた枠組みへ見直し。
 - ・ 規模・特性等を踏まえた計測手法を用意。
- (5) オペレーショナルリスクの計測手法の見直し
- ・ 内部モデル手法を廃止し、新標準的手法へ一本化。
 - ・ 銀行のビジネス規模と損失実績を勘案。
- (6) 資本フロアの導入
- ・ 内部モデルにより算出したリスクアセット(RWA)額は、標準的手法により算出したRWA額の72.5%を下限とする。
- (7) レバレッジ比率
- ・ 最低水準は3%。ただし、G-SIBsに対しては一定の上乗せあり(邦銀の場合、0.5%~0.75%)。
(大枠は国内実施済)

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{オンバランス・オフバランス資産の合計額}} \geq 3\%$$

2. システム上重要な銀行に対する対応

2010年11月にG20ソウル・サミットへ提出・公表されたFSB報告書「システム上重要な金融機関がもたらすモラルハザードの抑制」において、グローバルなシステム上重要な金融機関(G-SIFIs: Global Systemically Important Financial Institutions)への規制・監督上の措置の検討を進めることとされた。

これを受け、バーゼル委員会では、グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs: Global Systemically Important Banks)の①選定手法、②追加的資本上乗せ規制などが検討され、2011年11月に規則文書が公表された(2013年7月、本規則文書を更新した文書が公表)。

これに基づき、FSBからG-SIBsのリストが毎年公表されており、本リストに基づいたG-SIBsに対する追加的資本上乗せが適用されている(資本上乗せは2016年から段階的に実施されており、2019年3月から完全実施)。

G-SIBsの選定手法は、システム上の重要性に係る計測手法の発展等を踏まえ、3年ごとに見直すこととされている。2018年7月に公表された改訂版選定手法は、2021年より適用開始される予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、適用時期が1年後ろ倒し(2022年~)されることになった。

3. その他

バーゼル委は、銀行が暗号資産を保有等した場合の規制・監督上の取扱いについて検討を行っており、2019年12月にディスカッション・ペーパーを公表した。

また、金利指標改革がバーゼル規制枠組みに与える影響をモニタリングしており、2020年2月及び6月に規制上の取扱いを明確化する文書を公表している。

その他、気候関連金融リスクに関するタスクフォースを新設しており、2020年4月にメンバー法域における気候関連金融リスクに関する取組みについてのサーベイ結果を公表した。

参考：東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（EMEAP）

東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（EMEAP: Executives' Meeting of East Asia and Pacific Central Banks）は、1991年、日本銀行の提唱により、同地域の中央銀行関係者が金融政策運営などについての情報・意見交換を行う場として発足した。メンバーは、日本・中国・韓国・香港・オーストラリア・ニュージーランド・インドネシア・マレーシア・フィリピン・シンガポール・タイの11か国（現在の議長国はインドネシア）である。

1996年以降、総裁会議及び金融市場、決済システム、銀行監督、ITの各分野の実務家会合が定期的開催されており、銀行監督部会（EMEAP-WGBS）には金融庁も参加している。また、2012年より、監督当局の長が参加する総裁・長官会議（EMEAP-GHOS）も年1回開催されている。

銀行監督分野の実務家によって構成されるEMEAP-WGBSは年2回開催されており、現在、2年間の任期でフィリピン中央銀行議長の下、日本（金融庁・日本銀行）及びマレーシア中央銀行が共同副議長を務めている。



第4節 証券監督者国際機構（IOSCO）

I 沿革

証券監督者国際機構（IOSCO：International Organization of Securities Commissions）は、世界各国・地域の証券監督当局、証券取引所等から構成される国際的な機関である。加盟機関の総数は、普通会员（Ordinary Member：証券規制当局）、準会員（Associate Member：その他当局）及び協力会員（Affiliate Member：自主規制機関等）あわせて226機関（2020年6月現在）となっている。IOSCOの本部事務局は、マドリード（スペイン）に置かれている。

日本は、1988年11月のメルボルン（オーストラリア）における第13回年次総会で、当時の大蔵省が普通会员としてIOSCOに加盟した。現在は、金融庁が、2000年7月の発足と同時にそれまでの金融監督庁（準会員）及び大蔵省（普通会员）の加盟地位を承継するかたちで、普通会员となっている。その他、1993年10月のメキシコ・シティー（メキシコ）における第18回年次総会で証券取引等監視委員会が準会員として加盟したほか、商品先物取引を所掌している経済産業省及び農林水産省が普通会员、日本取引所グループ及び日本証券業協会が協力会員となっている。

IOSCOは毎年1回年次総会を開催しており、2019年5月にシドニー（オーストラリア）で開催され、次回は、2020年11月にドバイ（アラブ首長国連邦）で開催される予定であるが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、対面で開催されるかは未定。なお、我が国においても、1994年10月に東京で第19回年次総会が開催されている。

IOSCOは、以下の3つを目的としている。

- ① 投資家保護、市場の公正性・効率性・透明性の確保、システミック・リスクへの対処のために、証券分野の規制・監督等に関する国際基準の策定・実施等を行うこと
- ② 投資家保護や、証券市場への信頼性向上のために、当局間において、情報交換や、監督・不公正取引の監視における協力を行うこと
- ③ 各国における市場の発展支援、市場インフラの強化、規制の適切な実施のために、各メンバーの経験を共有すること

IOSCOは、「証券規制の目的と原則」をはじめとする証券市場規制に係る国際原則、指針や基準等を定めている。これらは基本的にメンバーを法的に拘束するものではないが、メンバーはこれらを踏まえて自ら行動し、原則の遵守等に取り組むことが促されている。

その他、メンバー間の情報交換協力を促進するため策定されたIOSCO多国間情報交換枠組み（以下「IOSCO・MMoU」という）については、2010年6月の代表委員会決議により、2013年1月までにすべてのメンバーがIOSCO・MMoUへ署名（将来的な署名約束を含む）することが義務付けられ、各メンバーはIOSCO・MMoUに規定されている情報交換協力が実施できるような法制を整備することが求められている（なお、当庁は、2008年2月にIOSCO・MMoUに

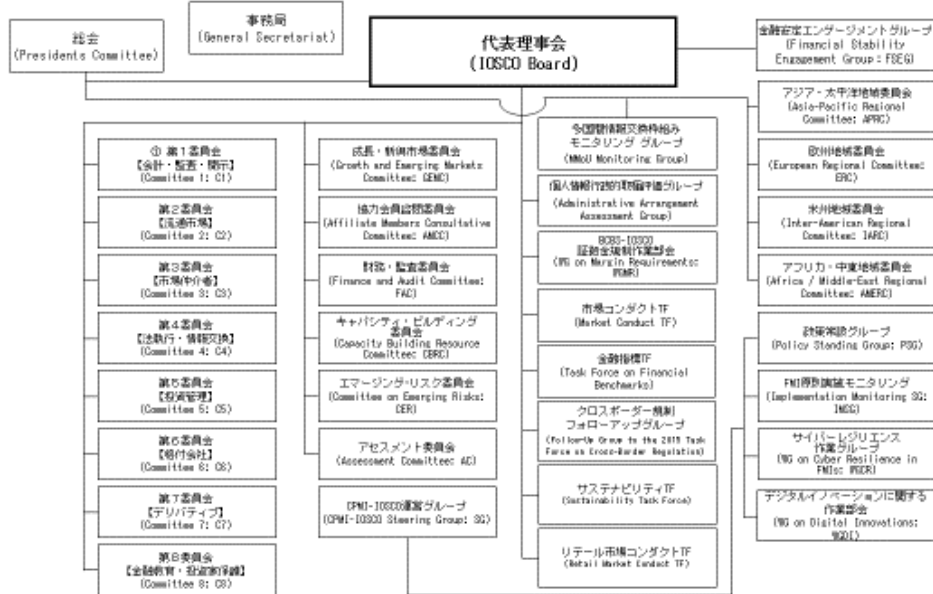
署名)。

II 組織

証券監督者国際機構 (IOSCO) の組織

証券監督者国際機構 (IOSCO) 組織図

(2020年6月時点)



1. 総会 (Presidents Committee)

総会は、すべての普通会员の代表者で構成され、年1回、年次総会時に開催される。

2. 代表理事会 (IOSCO Board)

代表理事会は、2012年5月の北京総会において、既存の理事会や専門委員会等を統合して設立された会議体である。証券分野における国際的な規制上の課題への対処や、予算の承認等、IOSCOのガバナンス確保、証券分野における能力開発等に関する検討・調整を行うこととしており、その下に各種の委員会や作業部会が設置されている（主な委員会等の活動状況についてはⅢ参照）。

代表理事会は、当庁を含む34当局で構成されている。2020年6月に代表理事会議長・副議長の改選が行われたが、この際、FSBとの連携作業等に対応するため副議長を1名増員し議長・副議長3名の体制となった。議長は、香港証券先物委員会(SFC)のオルダーCEOが再任(3期目)。副議長は、アメリカ商品先物取引委員会(CFTC)のターバート委員長が新任。ベルギー金融サービス市場局(FSMA)のセルベ委員長と、アラブ首長国連邦証券・金融商品機構(SCA)のザビCEOの2名は再任された。いずれの任期も、2022年の総会までとされている。

3. 地域委員会 (Regional Committee)

代表委員会の下には、アジア・太平洋地域委員会、米州地域委員会、ヨーロッパ地域委員会、アフリカ・中東地域委員会の4つの地域委員会が置かれており、それぞれの地域固有の問題が議論されている。我が国はアジア・太平洋地域委員会 (APRC:Asia-Pacific Regional Committee) に属しており、同委員会の対面会合は、原則年2回開催されている。APRCは32当局から構成されており、2018年5月より、当庁の水口審議官(当時)が議長に就任し(任期2年)、2020年3月の議長選において、2020年6月から2年間の任期で議長に再任した。

我が国は、代表理事会、アジア・太平洋地域委員会及びその他の委員会等のメンバーとして、国際的な証券規制の原則の策定等に積極的に参画・貢献している。現在、地域内監督協力の強化、サステナブル・ファイナンス及びコンダクトリスク(有害だが合法的な行為など)の問題などについて議論を行っている。2019年10月には当庁においてAPRC会合を開催した。2020年の新型コロナウイルス感染症の影響を議論するため、2020年3月以降は、月に1回程度電話会合を開催している。

III 主な議論

1. 概要

IOSCOは証券規制に関する国際基準設定主体としての役割の維持、法執行に関するクロスボーダーの協力の改善(IOSCO・MMoUの推進)に取り組んでいる。近年は、G20サミットのマニフェストを受け、暗号資産の取引プラットフォーム、市場の分断など、証券分野の規制上の個別課題を検討する作業や、グローバル・ステーブルコインやサステナブル・ファイナンスといった新たな課題における証券分野上の問題点を検討する作業、IOSCOメンバーの監督や法執行の分野での国際協力の水準を高める作業等に重点を置いて活動している。また、2020年3月、代表理事会直下に「金融安定エンゲージメントグループ」を設置し、FSBと連携しながら、資本市場における金融安定リスクについて議論している。

2. 会計・監査・開示に関する委員会 (Committee 1)

会計・監査・開示に関する委員会は、会計基準、監査基準及び開示制度に関する諸課題について検討を行っている。会計及び監査分野では、国際会計基準(IFRS)の適用上の課題等に関する知見の共有、各国上場企業の監査委員会と外部監査人との関与・連携、国際監査基準(ISA)等の基準設定主体のガバナンス等についての議論を行っている。開示分野では、上場企業による投資家向け開示情報の質及び透明性を高める観点等から議論を行っている。なお、2018年10月より、当庁の園田企業開示課国際会計調整室長がCommittee 1の議長を務めている。

3. 流通市場に関する委員会 (Committee 2)

流通市場に関する委員会は、証券等の流通市場に関する諸課題について検討を行っている。2020年1月には協定世界時(UTC)への同期に関する提言、2020年2月には「暗号資産交換業者に関する論点、リスク、及び規制に係る考慮事項」と題する最終報告書、2020年5月には金融市場におけるアウトソーシングに関連する原則の修正に係る市中協議文書を公表した。

4. 市場仲介者に関する委員会 (Committee 3)

市場仲介者に関する委員会は、証券会社等の市場仲介者の金融商品販売態勢や規制・監督の現状等を各国調査し、調査報告書の公表や、必要に応じて、市場仲介者・監督当局に向けた国際的な原則の策定を行っている。2019年12月には「社債による資金調達過程における利益相反に関するガイダンス」と題する市中協議文書を公表した。2020年6月には「市場仲介者と資産運用業者における人工知能(AI)と機械学習(ML)の利用に係るガイダンス」と題する市中協議文書を公表した。

5. 法執行・情報交換に関する委員会 (Committee 4)

法執行・情報交換に関する委員会は、国際的な証券の不正取引等に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っている。現在、ITの発展等を踏まえた法執行面での課題や、効果的な不正取引の抑止の手段、一般投資家向けオンライン勧誘・販売に係る各種リスクへの対応、海外在住者に対する金銭処分の執行に係る課題、新型コロナウイルス感染症関連の不正や調査方法などについて議論を行っている。

また、Committee 4と同時に開催されるIOSCO・MMOU及び強化されたMMOU (Enhanced MMOU: EMMOU)の審査グループ(SG)会合において、IOSCO・MMOU及び強化されたEMMOU (Enhanced MMOU: EMMOU)への署名申請当局の審査を行っている。

6. 投資管理に関する委員会 (Committee 5)

投資管理に関する委員会は、集団投資スキーム等の資産運用業界の諸課題、資産運用業界におけるシステミック・リスクに対応する規制のあり方等について検討を行っている。2019年12月には、「投資ファンドのレバレッジ評価枠組みに関する提言」と題する最終報告書を公表した。

7. 格付会社に関する委員会 (Committee 6)

格付会社に関する委員会は、格付会社の規制・監督に関する諸課題について検討

を行っている。

8. デリバティブ市場に関する委員会 (Committee 7)

デリバティブ市場に関する委員会は従来、商品デリバティブ市場を担当する部会であったが、2017年10月から新たにデリバティブ市場を担当する部会となり、デリバティブ市場の透明性の向上等について検討を行っている。日本からは当庁のほか、経産省、農水省もメンバーとなっている。

9. 金融教育及び投資家保護に関する委員会 (Committee 8)

金融教育及び投資家保護に関する委員会は、2013年6月に新設された委員会で、投資家教育の促進及び金融リテラシーの向上、並びに投資家保護に係るIOSCOの役割や戦略的取組み等について検討を行っている。2017年より毎年同委員会主催のリテール投資家向け啓発キャンペーン『世界投資者週間』が世界各地で開催されており、2019年10月、そのオープニングセレモニーが3年連続で東京で開催され、金融庁長官が開会挨拶を行った。また、2019年9月には「金融のリテラシーに関するコアコンピテンシーのフレームワーク」と題する報告書を公表した。

10. エマージング・リスク委員会 (CER)

エマージング・リスク委員会 (CER) は、新興リスクや証券市場の状況について議論するとともに、証券当局がシステミック・リスク及び新興リスクの監視・特定・緩和等を行うための手法等について検討している。毎年、Risk Outlook という形でIOSCO内の各政策委員会及び地域委員会等において今後検討に値すると考える問題点を取り上げつつ、IOSCO全体として優先的に取り組むべきリスクの特定作業を行っている。

11. アセスメント委員会 (Assessment Committee)

アセスメント委員会はIOSCOにおいて策定された原則・国際基準の実施等に関する議論を行っている。同委員会は、2019年9月に、複雑な金融商品の販売に関する適合性要件に関するテーマ別レビューの最終報告書を公表し、我が国は、全ての審査項目に関して完全に適合すると判定された。

12. 証券分野における情報交換枠組みの構築

クロスボーダー取引が増大する等、各国証券市場の一体化が進んでいる中で、証券市場及び証券取引を適切に規制・監督するためには、各国証券規制当局間の情報交換が不可欠である。

日本は、これまで中国証券監督管理委員会（CSRC）（1997年）、シンガポール通貨監督庁（MAS）（2001年）、米国証券取引委員会（SEC）及び米国商品先物取引委員会（CFTC）（2002年）、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）（2004年）、香港証券先物委員会（SFC）（2005年）並びにニュージーランド証券委員会（2006年）との間で、証券分野における情報交換枠組みに署名している。また、2006年1月には米国証券取引委員会（SEC）及び米国商品先物取引委員会（CFTC）との情報交換枠組みについて金融先物をその対象に加える改訂を行った。更に、欧州証券市場監督局（ESMA）とは、格付会社に関する当局間の協力のための書簡の交換（2011年）及び清算機関に関する覚書への署名（2015年）、欧州の証券監督当局30当局とは、クロスボーダーで活動するファンド業者に対する監督協力に関する覚書への署名（2013年、2020年）、米国商品先物取引委員会（CFTC）とは、クロスボーダーで活動する規制業者に対する監督協力に関する覚書への署名（2014年）をそれぞれ行った。

13. 多国間情報交換枠組み

これら二当局間の情報交換枠組みに加えて、2006年5月、IOSCO・MMoUに署名するための申請を行い、IOSCOによる審査を経て、2008年2月に署名当局となった。2020年6月末現在、124の証券当局がIOSCO・MMoUに署名している。

その後、新たな規制・執行上の課題が生じていることから、2012年以降、IOSCO・MMoUを強化するための改訂が議論され、2017年3月にEMMoUが策定された。2020年6月末現在、14の証券当局がEMMoUに署名している。

外国の証券当局との間でこのような情報交換枠組みを構築することにより、インサイダー取引や相場操縦のような不正取引に関する情報や証券監督上必要となる情報等を必要に応じて相互に提供することが可能となり、我が国及び署名相手国の証券市場の公正性・透明性の確保に寄与することとなる。

欧州では2018年5月に新たな個人情報保護法（欧州一般データ保護規則。以下「GDPR」）が施行。GDPRの下でも、引き続き、IOSCO加盟当局間での円滑な情報交換を可能とするため、IOSCOに加盟する欧州証券当局と非欧州証券当局の間で、各国の個人情報保護制度を考慮しつつ、行政的取極を策定（当庁も起草チームに参加）。当庁は2019年4月26日に署名を行った。

なお、MMoUに基づきその署名当局間の情報交換を円滑に実施する上での各課題・懸念等について定期的な協議を行うMMoUモニタリング・グループの議長を、2018年5月から当庁の水口審議官（当時）が務めた（任期は2020年秋に予定されているIOSCO年次総会までの約2年）。

（注）水口MMoUモニタリング・グループ議長は、上記の個人情報保護に係る行政的取極の評価グループの議長も兼任した。

14. ICOに関するIOSCOメンバー間の情報共有枠組み

IOSCOは、2018年1月に「IOSCO代表理事会表明: ICOs (Initial Coin Offerings) に関する懸念」を公表し、注意喚起等を行った。加えて、IOSCOは「ICO協議ネットワーク」を設立して、各IOSCO加盟当局が各国・地域の取組みや対応を議論し、クロスボーダー事例を含む懸念事案についての情報共有を行っている。

15. ステ이블コインに関するIOSCOメンバー間の情報共有枠組み

IOSCOは、フィンテックに関するIOSCOメンバー間の情報交換を目的としたフィンテック・ネットワークを設置しているが、ステ이블コインについての国際的な議論の高まりを受けて、2019年7月、フィンテック・ネットワーク下にステ이블コインについての作業部会を設置。グローバル・ステ이블コインに関する国際的取組みを支持するステートメント（2019年11月）及び適用されるIOSCO原則に関する報告書（2020年3月）を公表した。

16. サステナブル・ファイナンスに関するタスクフォースの設立

IOSCOは、2018年5月の代表理事会において、サステナブル・ファイナンスに関する取組みについてIOSCOメンバー間で情報共有・意見交換するための枠組みの設置を決定。各国の取組み状況に関する情報収集や関係者との意見交換を実施し、サステナブル・ファイナンスに関する市場関係者及び各国当局の取組みについてまとめた報告書を作成（2020年4月14日公表）。

同報告書では、今後IOSCOとしての取組みを強化すべくタスクフォースの設置が提案され、同タスクフォースは2020年6月に設置された。当庁の池田CSFOがタスクフォースの中のESG格付部会の共同議長を務めている。

17. リテール市場におけるコンダクト問題に関する取組み

IOSCOは、2020年6月、リテール市場におけるコンダクト問題に関する情報共有及び規制ツール等の検討のため、タスクフォースを設置。リテール市場の投資家に対するコンダクト問題・事例とそれへの対処について検討している。

18. 市場の分断に関する取組み

日本議長国下のG20財務トラックの優先課題の一つである「市場分断の回避」についての作業を担うため、IOSCOは、2019年1月、市場分断フォローアップグループを設置。設置当初より、水口審議官（当時）が共同議長を務めた。2019年秋以降、国境を越えてサービスを提供する業者の規制監督に際し、当該業者の母国規

制を信頼して「依拠」する仕組みに関する各国の好事例を特定する作業等を行い、2020年6月に報告書を公表した。

第5節 決済・市場インフラ委員会（CPMI）等〔店頭デリバティブ市場改革〕

I 沿革

2009年のピッツバーグ・サミット首脳宣言においては、以下の事項を行うことについて合意がなされた。

- (1) 標準化された店頭デリバティブ取引の、①適当な場合における取引所又は電子取引基盤（ETP）を通じた取引、②中央清算機関（CCP）を通じた決済
- (2) 店頭デリバティブ取引の取引情報蓄積機関（TR）への報告

また、2011年のカンヌ・サミットにおいては、BCBS-IOSCOに対して、2012年6月までに清算集中されない店頭デリバティブ取引に関する証拠金に係る基準（証拠金規制）を市中協議用に策定することが求められた。

これらを受けて、IOSCO等の国際基準設定主体で国際原則の策定等がなされ、各国においても規制が整備・実施されている最中であるが、米国・欧州によるクロスボーダー取引への規制の適用を背景に市場分断のリスクが顕在化していることから、各国規制の調和や実施の調整等が課題となっている。2019年6月に、FSBおよびIOSCO各々からG20財務大臣中央銀行総裁会議に提出された市場の分断に関する報告書には、店頭デリバティブ市場における事例が取り上げられているが、そのフォローアップとして、IOSCOは、各国当局の規制・監督への「依拠」に関する好事例の特定作業等を実施し、2020年6月に報告書を公表した。

また、FSB SRC/ReSG、BCBS、CPMI、IOSCOは、2015年4月のG20財務大臣・中央銀行総裁会合にCCPに関する作業計画を共同で提出。当該計画に基づいて、CCPの強靱性、再建、破綻、清算集中に係る相互依存性の分析等について作業が行われてきている。2020年5月にはFSBから「CCPの破綻処理財源及び株式の取扱いに関するガイダンス」の市中協議文書が公表された。

II 主な議論

1. 決済・市場インフラ委員会（CPMI-IOSCO）

G20の提言を踏まえ、IOSCOとBISの決済・市場インフラ委員会（CPMI：Committee on Payments and Market Infrastructures、2014年9月に支払・決済システム委員会（CPSS：Committee on Payment and Settlement Systems）から改称）が共同で、資金決済システム、証券決済システム及び清算機関に係る既存の国際基準の包括的な見直しを実施し、2012年4月にこれらを1つにまとめた「金融市場インフラのための原則」（FMI原則）を公表した。その後CPMI-IOSCOは、FMI原則の実施状況のモニタリングやFMIに対する規制のあり方について継続的な議論を行っている。

(1) 政策常設グループ (PSG)

金融市場インフラの規制のあり方について議論するグループ。近年では主にCCPの強靭性（ガバナンス、ストレステスト、財務資源、証拠金等）及び再建に関する議論を行っている。報告書としては、2019年12月に「責務E：協調にかかる当局の経験について」が公表され、2020年6月には「清算機関のデフォルト処理オークションに関する論点」が公表された。

(2) 実施モニタリング・グループ (IMSG)

FMI原則の各国実施を促進するため、FMI原則28法域において、実施状況を定期的に評価・モニタリングするグループとして設置されたグループ。2019年には、スイスおよび米国のレベル2評価報告書が公表された。なお、米国のレベル2評価報告書の評価チームは当庁の望月国際証券市場決済調整官がリードした。また、レベル1評価については、年次でデータベースの更新作業が行われている（最新版は2020年1月に更新）。

(3) 店頭デリバティブの主要データ項目の調和グループ (HG)

2014年9月、FSBより、店頭デリバティブの取引参加者により各取引情報蓄積機関 (TR) へ報告された情報の国際的な集約を可能とするため、①UTI (固有取引識別子) 及びUPI (固有商品識別子) の開発と導入、②取引報告データのグローバルな調和に向けたガイダンスの策定、が提言された。この提言に基づき、CPMI-IOSCOは当該作業部会を2014年11月に立ち上げ、(1) UTI、(2) UPIについて技術ガイダンスの策定作業及び(3) その他重要データ項目 (CDE: Critical Data Elements) について技術ガイダンスとガバナンス (実施を効果的に行うための体制や役割等) の策定作業を進めてきた。

2019年10月にCDEのガバナンスに関する最終文書を公表した後、後述のFSB固有取引識別子・固有商品識別子ガバナンスに関する作業部会 (GUUG) に統合された。

2. FSB固有取引識別子・固有商品識別子ガバナンスに関する作業部会 (GUUG)

当該作業グループ (GUUG) は、CPMI-IOSCOで検討されたUTI・UPI技術ガイダンスの実施を効果的に行うため、ガバナンスの枠組みの検討を行う作業グループとして2016年3月にFSBの傘下へ設置された。2018年1月にUTIガバナンス、2019年10月にUPIガバナンス、それぞれの最終文書を公表した後は、UTI・UPI・CDEの暫定的なガバナンス主体として識別子全体のガバ

ナンスを担っている。

3. FSB店頭デリバティブ作業グループ（ODWG）

2009年のピッツバーグ・サミットにおける合意に基づき、各国が取り組んでいる店頭デリバティブ市場改革の進捗を管理する目的で設立された。定期的に改革の進捗状況を纏めたプロGRESSレポートを公表している。

直近では2019年10月に2019年版プロGRESSレポートを公表した。

4. BCBS-IOSCO 証拠金規制作業部会（WGMR）

CCPで清算されない店頭デリバティブ取引については、システミック・リスクを低減するとともに、CCPへの証拠金拠出を回避するインセンティブを抑制することを通じてCCPの利用を促進するという観点から、BCBSとIOSCOが共同作業部会（WGMR）を設置して、規制の在り方を検討している。2013年9月に最終報告書を公表した後、2015年3月、2019年7月、2020年4月に最終報告書の改訂を行っており、現在も作業部会等において、マージン規制の着実な実施に向けて議論が続けられている。

5. 取引主体識別子（LEI）

LEIとは、金融取引等を行う主体を識別するための国際的な番号で、世界的な金融危機後、金融取引の実態を効率的・効果的に把握する目的から、2011年のG20カンヌ・サミット首脳宣言により導入が合意され、利用が進められてきたものである。

2013年1月、当局からなる規制監視委員会（ROC）が発足。2014年6月には中央業務機関を運営する組織としてグローバルLEI財団が設立され（グローバルLEI財団の設立者はFSB、設立準拠法はスイス法）、その後は、LEIの利用拡大の検討、符番されたLEIの更新、LEI参照データ項目の検討など実務的な議論を継続している。

第6節 保険監督者国際機構（IAIS）

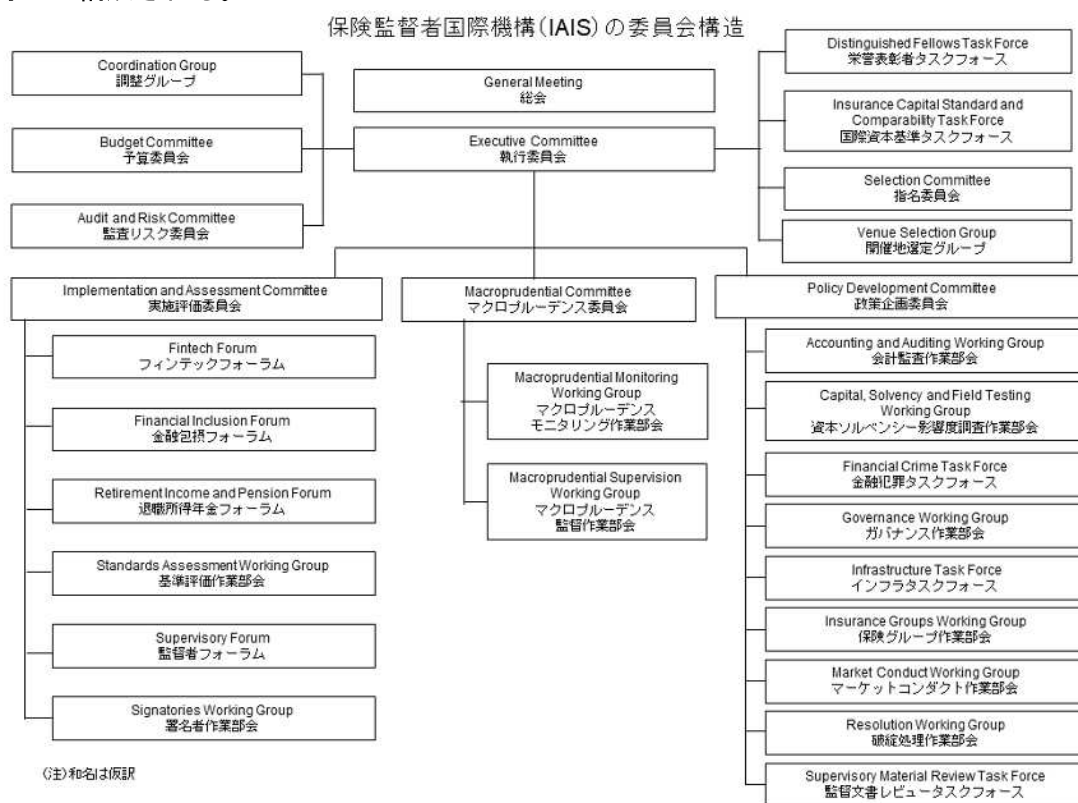
I 沿革

保険監督者国際機構（IAIS International Association of Insurance Supervisors）は、1994年に設立され、世界の各国・地域の保険監督当局等の約200機関（メンバー）で構成されており、日本は、1998年よりメンバーとして参加している。

IAISは、①効果的かつ国際的に総合的な保険監督の促進による、保険契約者の利益及び保護に資する公正で安全かつ安定的な保険市場の発展と維持、②国際的な金融安定化への貢献を目的としている。事務局はスイス・バーゼルの国際決済銀行（BIS）内にある。

II 組織

IAISは、総会、執行委員会、その他委員会（予算委員会、監査リスク委員会、政策企画委員会、マクロプルーデンス委員会及び実施評価委員会）、小委員会及び事務局等から構成される。



1. 総会

IAISの全てのメンバーで構成されており、毎年1回、年次総会が開催される。

2. 執行委員会

新たな監督原則、基準、指針等の採択をはじめとした、主要な決定を行う最高意思決定機関であり、地域構成のバランスを考慮した32の国・地域（北米：7、西欧：7、アジア：7、オセアニア：1、ラテンアメリカ：2、アフリカ南部：2、北アフリカ・中東：2、中東欧：2、オフショア：2）のメンバーから構成されている。現在の議長は、英国健全性監督機構（PRA）のサポルタ理事であり、副議長は、当庁の飛弾国際政策管理官、米国全米保険監督官協会（NAIC）のアルトマイヤ一副会長、南アフリカ中央銀行のボゲルサン監督局長の3名が務めている。

3. 政策企画委員会

執行委員会の下、監督基準の策定等を所掌している。政策企画委員会の下には、ソルベンシー、破綻処理、会計・監査、ガバナンスなど個別分野ごとに作業部会が設置されており、それぞれ、保険基本原則（ICP：Insurance Core Principles）及び国際的に活動する保険グループ（IAIGs）の監督のための共通枠組み（ComFrame：Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups）の策定を担当している。

4. マクロプルーデンス委員会

執行委員会の下、システムミック・リスクへの対応に関する業務を所掌している。マクロプルーデンス委員会の下には、マクロプルーデンス監督作業部会及びマクロプルーデンスモニタリング作業部会が設けられており、関連するICP及びComFrameや、保険セクターにおけるシステムミック・リスクのための包括的枠組み、グローバルな保険市場の動向に関する報告書などを担当している。

5. 実施評価委員会

各国における監督基準の実施状況の評価や、クロスボーダーの情報交換に関する作業部会等が設置されている。

III 主な議論

1. 国際的に活動する保険グループ（IAIGs）の監督のための共通枠組み（ComFrame）

IAISは、金融危機を踏まえた対応として、2010年よりComFrameの開発に着手し、数次の市中協議を経、ICPにComFrameを統合したうえで、2019年11月の年次総会でComFrame及び改定されたICPを採択した。

(※) I A I G s を選定するベンチマークとして、「3つ以上の法域において保険料収入があり、かつ、海外保険料収入比率が 10%以上であることを前提に、総資産 500 億ドル以上、または、保険料収入 100 億ドル以上の規模を有する保険グループ」という基準が示されている。I A I G s の選定・公表は、各当局の裁量に委ねられている。

2. I A I G s に適用される国際資本基準 (I C S : Insurance Capital Standard) の検討

I A I S は、2013 年より I A I G s に適用される I C S の開発に着手し、2017 年 7 月に拡大フィールドテストのための国際資本基準 (I C S Version 1.0) を公表し、2018 年 7 月に I C S Version 2.0 に関する市中協議文書を公表したうえ、2019 年 11 月にモニタリング期間のための I C S Version 2.0 に合意した。I C S Version 2.0 は、2020 年から 2024 年までの 5 年間のモニタリング期間を経た後、規制資本として実施されることとなっている。

3. システミック・リスクへの対応

金融規制理事会 (F S B) は、2013 年より 2016 年まで毎年、I A I S の開発したグローバルなシステム上重要な保険会社 (G - S I I s) の選定手法に基づき、G - S I I s のリストを公表してきた (これまで日本社がリストに含まれたことはない)。一方、I A I S は、保険セクターにおけるシステミック・リスクの評価枠組みの見直しに着手し、2017 年 12 月には市中協議文書「システミック・リスクに対する活動ベースのアプローチ」を公表し、2018 年 11 月には市中協議文書「保険セクターにおけるシステミック・リスクのための包括的枠組み」を公表したのち、2019 年 11 月の年次総会で同枠組みを最終化した。

参考 : アジア保険監督者フォーラム (A F I R、Asian Forum of Insurance Regulators)

A F I R は、アジアを中心とする保険監督当局の間の保険監督上の相互理解及び連携強化を目的として 2005 年に発足した。金融庁は、A F I R の発足以来参画しており、近年では 2018 年 6 月の年次総会 (於香港)、2019 年 5 月の年次総会 (於マカオ) にそれぞれ当庁から国際政策管理官が参加し、他国当局と定期的な意見交換を行っている。

第7節 金融活動作業部会（FATF）

I 沿革

金融活動作業部会（FATF：Financial Action Task Force）は、マネー・ローンダリング対策における国際協調を推進するため、1989年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間会合であり、事務局はパリのOECD内に置かれている。2001年の米国同時多発テロ事件以降は、G7財務大臣声明を受けてテロ資金対策にも取り組んでいる。

FATFのメンバーはOECD加盟国を中心に6月現在39か国・2地域機関。FATFは、条約に基づく恒久的な国際機関ではなく、政府間の合意に基づき、その活動内容と存続の要否が見直される。

FATFの主な役割は、以下のとおりである。

- ① マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する国際基準（FATF勧告）の策定及び見直し
- ② FATFメンバー間におけるFATF勧告の遵守状況の監視及び相互審査
- ③ 国際的なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の拡大・向上
- ④ FATF非メンバー国・地域におけるFATF勧告遵守の慫慂
- ⑤ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手口及び傾向に関する研究

「総会」に相当するFATF全体会合は通常年3回（2月、6月、10月）開催され、FATF勧告遵守に関する相互審査、今後の政策方針策定等の重要事項の審議及び採択等が行われている。また、総会の下には以下の部会が設置されている（括弧内は、我が国の担当省庁。我が国のHead of Delegationは財務省が務める）。

- ① PDG（Policy Development Group）：政策立案（主に金融庁、財務省）
- ② ECG（Evaluation and Compliance Group）：相互審査（主に財務省）
- ③ ICRG（International Cooperation and Review Group）：高リスク国・非協力国への対応（主に外務省）
- ④ RTMG（Risk, Trends and Methods Group）：マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に関するリスク・傾向・手法の分析（主に警察庁）
- ⑤ GNCG（Global Network Coordination Group）：FATF型地域体（FSRBs）・国際機関との連携

FATFは、各メンバー国・地域に対して、メンバー国・地域により構成される審査団を派遣し、勧告の遵守状況について相互審査を行っている。国際基準であるFATF勧告は、①マネー・ローンダリング対策等の基本的枠組みである「40の勧告」及び②テロリズムとテロ資金供与対策の基本的枠組みである「9の特別勧告」により構成されてきた（旧勧告）。その後、第4次相互審査に向けて両勧告の改定、統合、整理が行われ、双方をカバーする新「40の勧告」が2012年2月のFATF全体会合において採択・公表された。

当該新「40の勧告」に基づき、2014年より、メンバー国・地域に対する第4次相互

審査が順次実施されている。第3次相互審査と異なり、第4次相互審査においては、新「40の勧告」で求められている法令等整備に係る形式基準の遵守（Technical Compliance）に加え、法令等の枠組みに則ったマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する11項目の有効性（Effectiveness）についても審査される。

日本に対する相互審査は、2019年10月から11月にかけて、FATF審査団が、金融庁を含む関係省庁に対してオンサイト審査を実施し、その後、オンサイト審査結果を踏まえた我が国のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与にかかる現状、課題等について、FATF審査団との議論が続いているところである。

2020年6月のFATF全体会合で審査結果が採択される予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、相互審査に関する手続きが一時停止し、採択が延期された（2020年12月現在、2021年6月会合での採択を予定）。なお、対日審査の結果によって、今後のFATFによるフォローアップの頻度・強度が決定される。

II 主な議論

1. 暗号資産・ステーブルコインに関する議論

FATFは、暗号資産がマネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手段として悪用される脅威等についても、各国の経験を踏まえて議論を行っている。

2018年10月、FATFは勧告を改定し、暗号（仮想通貨）資産を扱う事業者（暗号資産交換業者、ウォレット業者等）が、FATF勧告の対象に含まれることを明確化。具体的には、暗号資産を扱う事業者について、①これらをAML/CFT目的で規制し、②登録制又は免許制とし、③FATF勧告上の義務を遵守させることが必要とされた。FATFはさらに、同勧告の適用に際してAML/CFT等の具体的な義務を明確化するため、FATF勧告の解釈ノートを作成し、2019年6月のFATF全体会合にて合意・採択し、G20サミットに報告された。

暗号資産に関するFATF基準の採択を受け、業界との対話および基準遵守に向けた業界の取組みのモニタリングのために、FATFの政策企画部会（PDG）傘下に2019年6月にコンタクト・グループが設立された。同グループ会合では、2019年8月から金融庁羽瀧国際政策管理官が共同議長を務め、いわゆる「トラベルルール」対応に向けたFATFと業界との建設的な対話を主導する等、暗号資産にかかるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスク低減に向けた主導的な役割を果たした。また、暗号資産に関するFATF基準の採択から12か月の時点での官民の基準遵守状況の評価等を行う「12 month review 報告」（コンタクト・グループで作業・議論）について、6月FATF全体会合を経て、7月に公表された。なお3月、トラベルルールを議題とし、業界関係者や学識者等を招いて当庁主催でラウンドテーブル（非対面）を実施し、その成果をFATFにインプットするなど、12-month review 報告の内容の充実化に貢献した。

また、我が国では2019年10月までのG20議長国として、グローバル・ステーブルコインをFATFの検討アジェンダとして設定し、P2P取引（仲介業者を經由

しない個人間取引) のリスクの議論を主導、その成果を 2019 年 10 月の F A T F グローバル・ステーブルコインに関する声明、および G20 からの要請を受け F A T F が 2020 年 7 月に公表したステーブルコインについての報告書に反映させた。

2. その他の議論

F A T F 中国議長下 (2019 年 7 月～2020 年 6 月) では、F A T F 監督者フォーラムが初めて実施され、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止の観点から、各国の監督当局間の協力・連携の強化が図られてきた。また、「リスクベースでの監督」に関する追加ガイダンス策定に向けた作業が進んでいる。なお、2020 年 7 月以降のドイツ議長 (新議長より 2 年任期に変更) 下では、デジタルトランスフォーメーションを活用した AML/CFT の取組み、などが新たな優先課題として設定されている。

第8節 その他の主体

I 経済協力開発機構（OECD）

1. コーポレート・ガバナンス委員会

（1）沿革

OECD加盟国・非加盟国に対する普及活動として、G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則に基づくピアレビューの実施、世界各地でのラウンドテーブル開催等を行っている。2016年11月より、同委員会の議長を神田真人財務省国際局長 兼 金融庁総合政策局が務めている。

（2）主な議論

OECDコーポレート・ガバナンス原則（1999年制定、2004年、2015年改訂）は、コーポレート・ガバナンスの国際標準として、各国の政策立案を支援する指針を提供するものであり、世界銀行の「国際基準の遵守状況に関する報告書」の評価基準や、FSBが指定する「健全な金融システムのための主要基準」の1つに位置付けられる。

本原則は、OECDのコーポレート・ガバナンス委員会が所管している。同委員会は、世界的な金融危機以降の状況変化等を反映すべく、OECD非加盟国の参加も得ながら、2013年秋より、約10年ぶりとなるOECDコーポレート・ガバナンス原則の改訂作業を開始。2015年11月のG20サミットに提出され、「G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則」として承認された。

主な改訂内容は以下のとおりである。

- ① 機関投資家の運用資産増加、資本市場構造の複雑化に鑑み、機関投資家による議決権行使の実績の開示や議決権行使助言会社などによる利益相反管理を明記。
- ② 金融危機の教訓を踏まえ、リスク管理に係る取締役会の役割を拡充するとともに、役員報酬の決定に対する株主関与を強化。
- ③ 近年の動向を踏まえ、クロスボーダー上場企業に対する規制、非財務情報の開示、関連当事者間取引の適切な管理等の新たな論点を追加。

改訂原則の普及・実施のため、同原則の各国における実施状況を評価するための方法（メソドロジー）（2006年策定）も、2017年3月に改訂・公表された。また、OECDによるテーマ別ピアレビューのテーマとして、“Flexibility and Proportionality”（比例性と柔軟性）が実施され、日本は重点審査国の一つとして参加、2018年11月に報告書が公表された。

また、2019年6月にG20財務大臣・中央銀行総裁会合の開催に合わせ、OEC

Dとの共催で、コーポレート・ガバナンスに関するセミナーを実施した。

2. 保険・私的年金委員会（I P P C、Insurance and Private Pensions Committee）

（1）沿革

健全な保険・私的年金システムを構築する観点から、保険・私的年金に関する最新の動向についてデータ収集・情報交換を行うとともに、新たな政策課題について意見交換や政策提言を行うため、1961年9月に設立された。2019年3月より、当庁の河合美宏参与が同委員会の議長を務めている。

（2）主な議論

会合には、OECD加盟国等の政府代表に加え、民間保険業界の代表も参加し、官民交えた議論が行われている。最近では、デジタル化、サステナブル・ファイナンス、高齢化、FinTech、人工知能、サイバー保険、規制当局の組織構造、医療・介護保険、災害リスクといった分野の課題について議論がなされている。

参考：アジア保険・退職貯蓄ラウンドテーブル

OECDの保険・私的年金委員会（I P P C）が、各国当局、民間セクター、国際機関、学会関係者の対話の場として、毎年開催している。第1回会合は東京（2016年4月）、第2回会合はバンコク（2017年9月）、第3回会合（2018年4月）は東京で開催された（当庁、OECD、アジア開発銀行研究所による共催）。第4回会合（2019年3月）はミャンマー・ネピドーで開催され、高齢化社会における私的年金の役割、アジアにおける自然災害リスクと保険、新興国における再保険の役割等について議論が行われた。2020年については、当初、インド・ハイデラバードで開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、同年9月に延期された。

II 国際通貨基金（IMF）

1. 金融部門評価プログラム（FSAP）

金融部門評価プログラム（FSAP：Financial Sector Assessment Program）は、IMFが加盟国の金融部門の安定性を評価するプログラム。①ストレステスト等による金融部門の安定性の評価、②金融規制・監督等に係る国際基準の遵守状況の評価、③金融危機対応能力の評価の三本柱で構成。2016年後半から2017年前半

にかけて第3回対日審査が行われ、報告書はIMF理事会の議論を経て2017年7月に公表された。2018年以降の対日4条協議報告書において、第3回FSAP報告書の勧告のフォローアップが実施されている。なお、日本の第1回FSAP報告書は2003年、第2回は2012年に公表されている。

なお、義務的なFSAPは原則5年ごとの実施となっているが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でスケジュールが後ろ倒しされることが決定されている⁸。

(※) 2010年9月、IMF理事会は、重要な金融部門を有する国（日本等25ヶ国）につきFSAPを5年毎に実施することを決定。2013年には対象を29ヶ国に拡大。

Ⅲ 金融サービス利用者保護国際組織（FinCoNet）

1. 沿革

FinCoNetは、金融サービス利用者保護に関する情報・意見交換のために、金融消費者保護に関する監督当局間の非公式ネットワークとして、2003年に設立。

愛、英、中、加、仏、豪、西、日など24カ国のメンバーの他、オブザーバーとして6機関（IAIS、コンシューマー・インターナショナル、欧州委員会、OECD、OGAP、世銀）等が加盟。議長は、Maria Lucia Leitao氏（葡中央銀行 銀行行為監督局長）が、事務局はOECDが務める。

FinCoNetの目的は、主に、銀行取引及び信用供与（Banking and Credit）に焦点を当て、金融サービスに係る利用者保護規制当局間で、監督上のリスク・課題を認識するとともに、監督手法や監督上のベスト・プラクティス等を共有し、金融サービス利用者保護を強化することである。

FinCoNetの全メンバーを集めた上で年次総会（年間の予算・方針等に係る重要な意思決定を議論）及び関連セミナー（一定のトピックについて、FinCoNet加盟国当局の他、業界・学会等も招待し幅広い参加者で議論）を、1年に1回、メンバー国持ち回りで開催している（2017年に、東京で年次総会等を開催）。これら年次総会等の他に、執行評議会（予算執行・運営等を議論）や各議題に応じた常設委員会が開催されている。当庁の幹部は、執行評議会メンバーに選任されている。

2. 主な議論

現在、各議題に応じて、6つの常設委員会（SC：Standing Committee）が設置されており、当庁はSC3、SC4及びSC6のメンバーである。

⁸ Extension of Consultation Cycles Due to COVID-19 Pandemic
(<https://www.IMF.org/en/Publications/Policy-Papers/Issues/2020/05/01/Extension-of-Consultation-Cycles-Due-to-COVID-19-Pandemic-49391>)

委員会	参加国	作業内容
第1常設委員会（SC1） 監督ツールボックス	加（議長）、 豪、蘭、葡、 南阿、諾、沙	金融消費者保護の問題に対する各国の監督上の政策手法（監督ツール）を比較可能な形で検索可能な「道具箱」を構築し、一般向け公表。今後、コンテンツをアップデート予定。
第2常設委員会（SC2） 短期かつ高金利の消費者 金融のデジタル化	愛（議長）、 豪、伯、加、 中、独、尼、 葡、英	デジタル化された短期かつ高金利の消費者金融やペイデイローンに対する金融サービス利用者保護上のリスク・問題認識及び監督上の対応。2017年11月に各国の現状及び監督上の対応についてまとめた最終報告書を、2019年2月に監督上のガイドラインを公表した。 2019年4月より、「貸出適切性評価（creditworthiness）」をテーマとし、代替データ・ビッグデータを利用した借り手の評価手法について、不動産担保ローンを含めた消費者金融を対象に調査・議論を実施。
第3常設委員会（SC3） モバイル技術・技術革新	葡（議長）、 日、伯、加、 中、英、南阿、 豪、尼、モー リシャス	オンライン・モバイル送金等に係るセキュリティ・リスクに係る課題への規制・監督上の対応。各国の現状及び監督上の対応についてまとめた最終報告書を2018年1月に公表した。
第4常設委員会（SC4） フィンテックへの対応	西（議長）、 日、豪、伯、 独、加、尼、 葡、南阿、露、 モーリシャ ス	IT技術の発展等が金融サービス利用者保護に与える影響として、そのリスク・監督上の課題及び監督上の対応について議論を進めている。各国が認識するリスク・監督上の課題及び対応状況についてまとめた報告書を2018年11月に公表した。
第5常設委員会（SC5） 金融商品に関する広告	露（共同議 長）、加（共同 議長）、南阿、 葡、西、豪、 蘭、中	2018年3月に初会合を開催。金融商品（特に、消費者金融等）に係る広告や販売・勧誘等の際の行為規制、情報提供・開示のあり方等に係る問題意識及び監督上の対応について、調査・議論を実施。
第6常設委員会（SC6） 顧客本意の金融商品、サー ビス等の提供	豪（議長）、 日、葡、加、 伊、秘、西、 伯、独、露、 仏	2018年3月に初会合を開催。金融機関に対して、顧客本意な金融商品の設計を促す監督上のプラクティスや各種ツール等について、調査・議論を実施。

第21章 当局間の連携・協力等

第1節 経済連携協定

経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）は、経済関係の深い二国間及び地域内における国境を越えた物品・人・サービス・資本・情報の移動の自由化を促進し、経済活動全般の連携の強化あるいは一体化を実現することを目的としている。従来、自由貿易体制の維持・強化の役割は主に世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）が担ってきたが、多国間での利害調整が複雑化しているため、近年、多くの国が多角的貿易体制を補完すべく、特定の二国間及び地域内における貿易自由化交渉に取り組んでいる。

経済連携協定（EPA）等の締結・交渉状況

相手先国	締結・交渉の状況
(発効済)	
シンガポール	2001年1月交渉開始／2002年1月署名／2002年11月発効 2006年6月再交渉開始／2007年9月発効
メキシコ	2002年11月交渉開始／2004年9月署名／2005年4月発効 2008年9月再交渉開始／2012年4月発効
マレーシア	2004年1月交渉開始／2005年12月署名／2006年7月発効
チリ	2006年2月交渉開始／2006年9月大筋合意／2007年3月署名／2007年9月発効
タイ	2004年2月交渉開始／2005年2月大筋合意／2007年4月署名／2007年11月発効
インドネシア	2005年7月交渉開始／2006年11月大筋合意 2007年8月署名／2008年7月発効
ブルネイ	2006年6月交渉開始／2006年12月大筋合意／2007年6月署名／2008年7月発効
ASEAN（包括）	2005年4月交渉開始／2007年8月大筋合意／2008年4月署名／2008年12月一部発効
フィリピン	2004年2月交渉開始／2004年11月大筋合意 2006年9月署名／2008年12月発効
スイス	2007年5月交渉開始／2008年9月大筋合意／2009年2月署名／2009年9月発効
ベトナム	2007年1月交渉開始／2008年9月大筋合意／2008年12月署名／2009年10月発効
インド	2007年1月交渉開始／2010年9月大筋合意／2011年2月署名／2011年8月発効
ペルー	2009年5月交渉開始／2010年11月大筋合意／2011年5月署名／2012年3月発効
オーストラリア	2007年4月交渉開始／2014年4月大筋合意／2014年7月署名／2015年1月発効
モンゴル	2012年6月交渉開始／2014年7月大筋合意／2015年2月署名／2016年6月発効
環太平洋パートナーシップ（TPP/TPP11）協定	TPP:2010年3月交渉開始（日本は2013年7月の交渉から参加）／2016年2月署名 TPP11:2017年11月大筋合意／2018年3月署名／2018年12月発効
EU	2013年4月交渉開始／2017年7月大枠合意／2018年7月署名／2019年2月発効
日米デジタル貿易協定	2019年4月交渉開始／2019年10月署名／2020年1月発効
(交渉中)	
ASEAN（投資・サービス）	2010年10月交渉開始／2017年11月最終合意／2019年2月署名
コロンビア	2012年7月交渉開始
カナダ	2012年11月交渉開始
日中韓	2013年3月交渉開始
東アジア地域包括的経済連携（RCEP）	2013年5月交渉開始
サービスの貿易に関する新たな協定（TiSA）	2013年6月交渉開始
トルコ	2014年12月交渉開始
日英間の経済パートナーシップ	2020年6月交渉開始
(交渉中断)	

韓国	2003年12月交渉開始／2004年11月以降交渉中断
湾岸協力理事会（GCC）	2006年9月交渉開始／2009年3月以降交渉中断

I 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定／環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11）

関税・非関税分野の自由化や、知的財産、電子商取引といった新しい分野のルールを構築する包括的協定。2010年3月に交渉開始。日本（2013年7月に交渉参加）、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ及びカナダの12か国が参加し2016年2月に署名。

2017年1月、米国がTPPを離脱する大統領令に署名し、TPPから離脱。これを受け米国を除く11か国は、同年11月にベトナム（ダナン）で開催されたTPP閣僚会合において、11か国によるTPP（TPP11）に大筋合意。2018年3月にはチリ（サンティアゴ）にて同協定の署名が行われた。

同協定は、我が国を含む6か国が国内手続を完了したことにより、2018年12月30日に発効した。

II 日EU・EPA

TPP/TPP11同様、関税・非関税分野の自由化や、知的財産、電子商取引といった分野のルールを規律。2013年3月交渉開始。2017年12月に首脳間において交渉妥結を確認、2018年7月に署名された。日本及びEUの双方が国内手続きを完了したことにより、2019年2月1日に発効した。

III 日米デジタル貿易協定

日米間で、円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するためのルールを規律。2019年4月交渉開始、同年10月に署名。双方が国内手続きを完了したことにより、本年1月1日に発効した。

IV 日英間の経済パートナーシップ

英国との新たな経済パートナーシップの構築のための交渉を本年6月に立ち上げ。閣僚レベルで、日英双方のビジネスの継続性を確保する観点からも速やかな合意に向け取り組むことで一致しており、各分野で継続的に協議が実施されている。

V その他経済連携協定（EPA）交渉等

現在、9つの協定交渉が進行している。交渉状況はそれぞれ以下のとおり。

1. サービスの貿易に関する新たな協定 (T i S A : Trade in Services Agreement)

1995 年のWTOの発足に伴い、「サービス貿易に関する一般協定 (GATS : General Agreement on Trade in Services)」が発効されたが、さらなる自由化に向けて、22 (現在は 23) カ国・地域が 2013 年 6 月に交渉開始。

2. 東アジア地域包括的経済連携 (RCEP : Regional Comprehensive Economic Partnership)

2013 年 5 月に交渉開始。現在の交渉参加国は、日本、ASEAN10 ヶ国、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド。

3. 日中韓 F T A

2013 年 3 月に交渉開始。

4. 日トルコ E P A

2014 年 12 月に交渉開始。

5. 日カナダ E P A

2012 年 11 月に交渉開始。

6. 日コロンビア E P A

2012 年 7 月に交渉開始。

7. 日 A S E A N E P A (A J C E P : ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership)

物品貿易等については 2008 年 12 月から順次発効。2010 年 10 月から、投資・サービスの交渉を行っており、2017 年 11 月、閣僚レベルで交渉終結を確認し、2019 年 4 月までに署名が完了した。2020 年 6 月、日本において、発効に向けた国内手続きが完了した。2020 年 8 月 1 日から日本と国内手続きを完了している ASEAN 国間で本改正議定書が発効する予定。

VI 世界貿易機関 (WTO) による貿易政策検討制度 (TPRB) 審査

WTO加盟国の貿易政策及び貿易慣行について一層の透明性を確保し、理解を深め

ることにより、多角的貿易体制が一層円滑に機能することに資することを目的として実施されており、金融サービスも対象に含まれる。2年に1度対日審査が行われており、直近は2017年3月に対面会合が行われた。その後、頻度が3年に1度となり、次回対日審査は、2020年7月に行われる予定。

第2節 アジア地域ファンド・パスポート（ARFP）

ARFP（Asia Region Funds Passport）は、APEC加盟国のうち参加を表明した国が、投資家保護上の要件を満たしたファンド（投資信託等）について、相互に販売を容易にすることを目的に、規制の共通化を図るための枠組みである。

2010年以降、ARFPのルールの見直しが行われてきたところ、2016年4月、日本、オーストラリア、韓国及びニュージーランドの4カ国が、同年6月、タイが、ARFPの協力覚書（MOC）に署名を行い、MOCが発効した。これを受け、各参加国は、国内制度の整備に取り組んできた。

我が国は、2017年12月にアジア地域ファンド・パスポートの登録のための手続きを示したガイドライン「アジア地域ファンド・パスポートの創設及び実施にかかる協力覚書に基づく、輸出ファンドの登録申請及び輸入ファンドの認証申請の手続等に関する実施要領」（Implementation Guidelines）を公表し、国内での制度整備を完了。

2020年6月現在、日本（2019年2月）を含む、国内での制度整備を完了したタイ（2018年2月）、オーストラリア（2018年9月）、ニュージーランド（2019年7月）の4カ国においてARFPの登録申請受付が開始されている。韓国については、2020年5月に国内制度整備のための改正法が施行され、2020年末までに登録申請受付が開始される予定。

2016年6月に設置された、ARFPの円滑な実施を目的とした合同委員会（Joint Committee）は、2019事務年度においては、2019年10月にシンガポールで対面形式にて、2020年5月は新型コロナウイルス感染症の影響により、ビデオ会議形式にて合同委員会会合を行った。

第3節 当局間協議

金融庁は、2019 事務年度においては、多くの国・地域の金融当局との間で二国間協議等を実施し、金融規制や経済情勢等に関する意見交換を行った。また、欧州・単一破たん処理委員会との間で、銀行の破たん処理の分野での協力に係る書簡交換を、ブラジル中央銀行との間で、監督協力に係る書簡交換を各々実施した。

I 米国

金融庁と全米保険監督官協会（NAIC）は、2014 年以降、日米両国の保険監督上の相互理解及び連携強化を目的として、定期的な意見交換を行っている。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2020 年 5 月 21 日	電話会議	国際政策管理官	全米保険監督官協会 CEO
2019 年 10 月 2 日	ワシントン D. C.	国際政策管理官	全米保険監督官協会会長

II 欧州委員会（EC）

欧州委員会（EC）の金融安定・金融サービス・資本市場同盟総局（FISMA）と金融庁との間で、1985 年以來、1～2 年に 1 回程度のペースで日 EU ハイレベル金融協議を開催。ホストは通例、日本・EU が交互に務める。金融規制等について定期的な意見交換を行う。日 EU・EPA 発効により、2019 年会合から、日 EU 合同金融規制フォーラムとして開催されている。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2019 年 10 月 11 日	東京	金融国際審議官	金融安定・金融サービス・資本市場同盟（FISMA）総局長
2017 年 10 月 3 日	ブリュッセル	金融国際審議官	金融安定・金融サービス・資本市場同盟（FISMA）総局長

FISMA との間では、2018 年秋以降、欧州ベンチマーク規制の下で、我が国の特定金融指標の枠組みについての同等性決定に関する交渉を実施し、2020 年 5 月、欧州委員会は決定案を公表した。

III スイス

経済・金融に係る幅広いテーマについて、スイス当局と財務省・金融庁との間で 2 年に 1 回のペースで日スイス財務金融協議を開催。1988 年に、スイスでの銀行免許取得等の個別案件についての非公式協議という位置づけで発足したが、最近では財政及び金融規制等についての意見交換を行っている。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2019年12月10日	ベルン	参事官(国際担当)	スイス財務省国際金融局課長
2017年8月10日	東京	金融国際審議官	スイス財務省国際金融局次長

IV 日中韓

2005年3月、韓国の提案により、北東アジア域内の金融市場安定及び金融監督についての意見交換の枠組みとして、第1回日中韓金融監督者セミナー(課長級)を開催。また、第3回金融監督者セミナーからは、金融監督者セミナーを高級位に格上げした日中韓ハイレベル会合を同セミナーに付随する形で開催。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2019年11月29日	東京	金融国際審議官	中国：銀行保険監督管理委員会国際局長 韓国：金融委員会副委員長
2017年11月30日 ～12月1日	仁川市	金融国際審議官	中国：銀行監督管理委員会副主席 韓国：金融委員会副委員長

V 中国

1. 日中監督者会合

中国経済の急速な発展に伴う日中間の金融協力・連携の重要性の高まりを踏まえ、日中金融当局間での監督者会合を開催。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2019年11月29日	東京	総合政策局総務課長	銀行保険監督管理委員会大型銀行部副主任
2017年10月20日	北京	総務企画局参事官	銀行監督管理委員会国際部主任

2. 日中資本市場フォーラム

2018年10月の日中首脳会談での合意に基づき、日中証券市場協力の強化を議論する枠組みとして、2019年4月、上海で第1回日中資本市場フォーラムを開催。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2019年4月22日	上海	長官	証券監督管理委員会副主席

VI インド

2014年11月にインドへの直接投資の増加やそのための金融市場の整備を目的とした枠組みとして実施した「日印金融協力に関する協議」を、定期的に開催する協議として拡充し、2016年1月以来日印金融協力対話として実施している。日本側からは財務省、金融庁及び日系金融機関が参加。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
-----	-----	--------	-------

2019年9月26～ 27日	東京	総合政策局参事官	インド財務省経済局長
2017年9月6日	デリー	総務企画局参事官	インド財務省経済局長

VII 台湾

2014年11月、台湾金融監督管理委員会（FSC）の黄副主任委員（当時の役職、現在は主任委員）より、金融庁に対し、両国の銀行監督等について意見交換を定期的に行いたいとの提案があり、日台金融協議を設置。近年は、証券・保険監督も含めた幅広いテーマについて意見交換を実施。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2019年12月11日	台北	総合政策局審議官	副主任委員
2018年10月25日	東京	総合政策局審議官	副主任委員

第4節 金融技術協力

I 概要

金融庁は、アジア等の新興市場国に対し、各国の金融インフラの発展状況に応じて、①ソフト面のインフラ整備、②ハード面のインフラ整備、③行政運営の知見・経験の共有といった支援を行い、地域全体の市場機能の向上や成長に貢献している。

具体的には、アジア等の新興市場国の金融当局との間で金融技術協力の枠組みを構築した上で、研修開催やハイレベル面会等を通じて技術協力を実施し、金融制度の整備や金融当局の能力向上を支援している。

II 活動実績

金融庁はこれまでにミャンマー、ベトナム、インドネシア、タイ、モンゴル等の7か国15当局との間で金融技術協力に係る覚書締結（書簡交換）を実施し、金融技術協力の枠組みを構築した上で、日系金融機関等の意見も幅広く聴取しつつ、長期専門家の派遣や先方関心事項に対応した現地金融当局職員対象の研修開催等、各国への技術支援を実施している。

2019 事務年度では、対象国のニーズに応じ、例えば以下のような技術支援を実施。

- ① ミャンマーについては、健全かつ公正な資本市場の育成及び保険市場の健全な発展を目的にミャンマー計画財務工業省にそれぞれの分野の長期専門家を継続派遣している。同国保険セクターについては、「保険セクター支援計画」（2018年6月策定）の「進捗報告書」を官民挙げて作成し、計画財務工業副大臣へ手交（2019年11月）した。また、日系保険会社6社に対する進出支援の結果、2019年11月、同6社は同国保険市場における営業免許を正式に取得した。さらに、資本市場活性化支援の成果として、2020年3月、外国人投資家によるヤンゴン証券取引所の上場株取引の解禁が実現したほか、5月には同取引所で6社目となる新規上場がなされた。
- ② ベトナムについては、当局間のハイレベルでの意見交換に加えて、ベトナム保険当局向けに、保険検査や保険金詐欺、マネー・ローンダリング対策に関するセミナー等を実施。
- ③ インドネシアについては、継続的なハイレベル間の会談の実施により両金融当局間の信頼関係を強化。また、財務・金融当局間の協議において、保険契約者保護等に関する取組み等について意見交換を実施。
- ④ タイでは、当局間のハイレベルでの意見交換を実施。また、将来的な日タイ金融連携の強化のため、同国最大の商業銀行であるバンコック銀行に当庁職員を派遣し、研修を通じて現地の金融実務や日系企業の実態・ニーズに対する理解を深めると共に、現地ネットワークの拡大を図った。
- ⑤ モンゴルでは、当局間のハイレベルでの意見交換を実施。

また、アジア等の新興市場国の銀行・証券・保険監督当局の職員を招聘し、それぞれの分野における日本の規制・監督制度や取組み等の一般的な内容について幅広く講義を行う「銀行・証券・保険監督者セミナー」については、2019年10月に保険分、2020年2月に証券分を実施した。

第5節 グローバル金融連携センター（GLOPAC）

I 概要

2014年4月に設置したアジア金融連携センター（AFPAC: Asian Financial Partnership Center）を、2016年4月にグローバル金融連携センター（GLOPAC: Global Financial Partnership Center）に改組した。支援地域については、アジアのみならず、中東やアフリカ、中南米等も対象に追加した。GLOPACでは、支援対象地域の金融当局者を研究員として日本に招聘し、研修プログラムの提供等を通じて各国金融当局との関係を強化している。また、強固な協力関係を構築した上で、研修プログラムを終了した研究員とのネットワークを維持・強化している。

II 活動実績

2014年7月以降、36の国・地域^(※)の金融当局者を招聘し、計148名の研究員・インターン生がAFPAC及びGLOPACのプログラムを修了した（2020年6月現在）。

長期滞在の研究員については、概ね2～3ヶ月間の滞在期間中、金融庁の組織・業務概要や金融規制の枠組み、検査・監督実務等に関する基本的な講義を提供し、その後、各研究員のニーズや関心に応じて、当庁職員によるテーマ別研修や意見交換等を行っている。さらに、研究員に対し、外部関係機関等を訪問する機会も提供している。

研究員は、母国の金融システムの現状や課題、GLOPACの研修プログラムを通じて学んだ内容や今後の課題等について、庁内で報告会を行う。一部の研究員については、国内で開催される国際シンポジウム等において発表することもある。

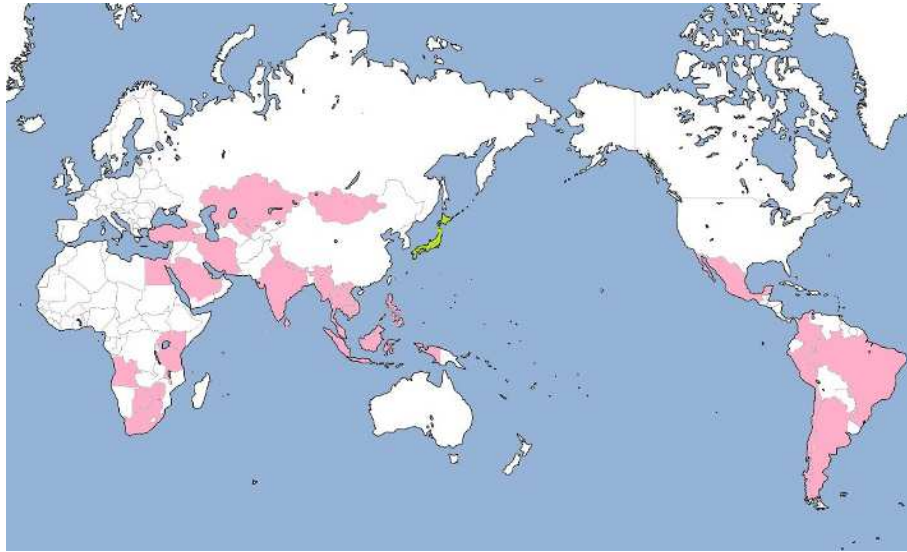
また、プログラムを修了した研究員（卒業生）との継続的なネットワーク構築・強化のため、以下、6つの施策を通じ、卒業生のフォローアップを行っている。

- ① 卒業生を日本に再招聘し、現役GLOPAC生や当庁職員との意見交換の実施
- ② 当庁職員が現地に出張し、若しくは卒業生を日本に再招聘し、意見交換を行うアルムナイ・フォローアップ・フォーラムの実施
- ③ 大学等と連携し、旬のトピックを選定して議論する特別セミナーに卒業生を招待
- ④ 当庁職員が外国出張する際、卒業生とのフォローアップ面談の実施
- ⑤ GLOPACが発行するニュースレターの送付
- ⑥ 当庁等が主催する国際シンポジウムに卒業生をパネリストとして招聘

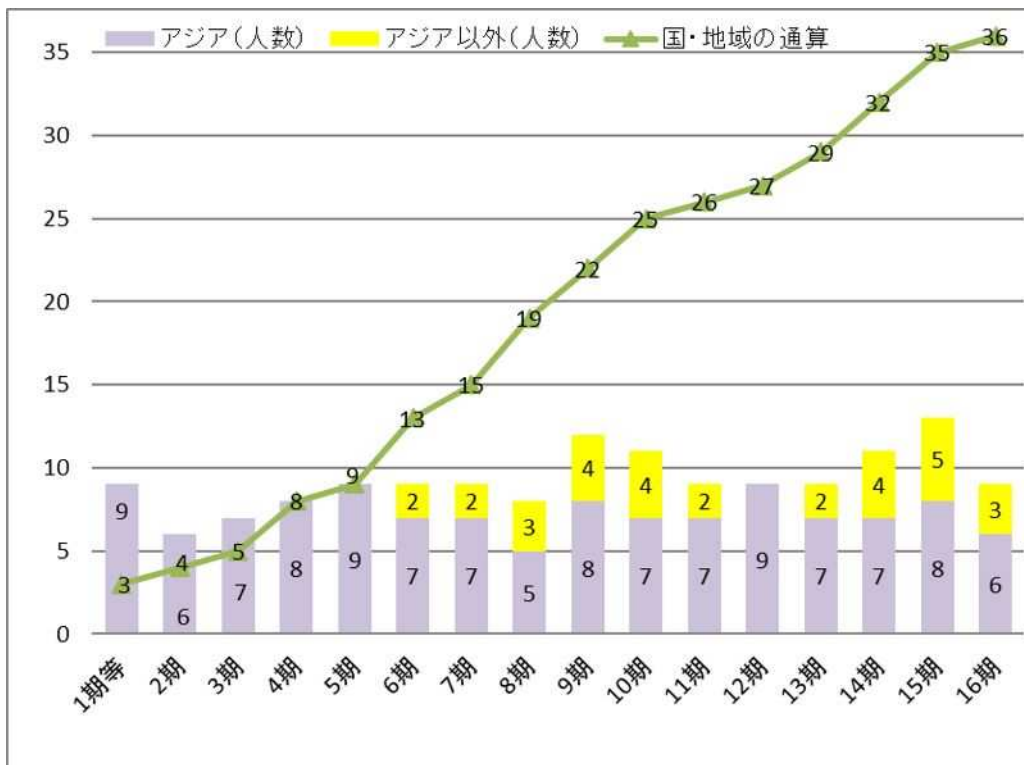
(※) アルゼンチン、アンゴラ、イラン、インド、インドネシア、ウガンダ、ウズベキスタン、エジプト、カザフスタン、カンボジア、ケニア、コロンビア、サウジアラビア、ジョージア、ジンバブエ、スリランカ、タイ、タンザニア、チリ、ドバイ、トルコ、ネパール、フィリピン、ブラジル、ベトナム、ペルー、ボツワナ、マラウイ、マレーシア、南アフリカ、ミャンマー、メキシコ、モルディブ、モンゴル、ラオス、UAE。

	受入期間	人数	出身国 (人数)
第1期	2014年7月29日 ～11月28日	3	ベトナム (1) モンゴル (2)
第2期	2014年10月21日 ～2015年2月6日	6	タイ (2) ベトナム (1) モンゴル (1) ミャンマー (1) タイ (1)
第3期	2015年3月3日 ～5月29日	7	カンボジア (1) ベトナム (1) ベトナム (2) モンゴル (2) タイ (1)
第4期	2015年7月28日 ～10月9日	8	カンボジア (1) インド (1) ラオス (1) スリランカ (1) タイ (1) ベトナム (1) モンゴル (2)
第5期	2015年10月14日 ～2016年1月15日	6	タイ (2) カンボジア (1) ベトナム各 (1) モンゴル (2)
第6期	2016年2月29日 ～5月31日	9	タイ (2) カンボジア (1) ベトナム (1) モンゴル (2) ドバイ (1) フィリピン (1) マレーシア (1)
第7期	2016年7月26日 ～9月30日	8	イラン (1) カンボジア (1) タイ (1) ベトナム (1) ミャンマー (1) インド (1) ペルー (1) モンゴル (1)
第8期	2016年10月13日 ～2017年1月13日	6	ベトナム (1) ブラジル (1) メキシコ (1)、インドネシア (2) ミヤ ンマー (1)
第9期	2017年2月22日～ 5月19日	9	インド (1) エジプト (1) カザフスタン (1) カンボジア (1) タイ (1) タンザニア (1) ベトナム (1) ボツワナ (1) ラオス (1)
第10期	2018年7月25日～ 9月29日	11	アルゼンチン (1) イラン (1) インド (1) インドネシア (1) タイ (1) チリ (1) ベトナム (1) ミャンマー (1) モンゴル (1) ラオ ス (1) UAE (1)
第11期	2018年10月11日～ 12月20日	8	インドネシア (1) ウズベキスタン (1) タイ (1) トルコ (1) フィ リピン (1) ボツワナ (1) ミャンマー (1) モンゴル (1)
第12期	2018年4月4日～6 月22日	9	インド (1) インドネシア (1) カザフスタン (1) カンボジア (1) タイ (1) ネパール (1) ベトナム (1) ミャンマー (1) モンゴル (1)
第13期	2018年7月24日～ 9月28日	9	アンゴラ (1)、インドネシア (1)、カザフスタン (1)、ジョージ ア (1)、タイ (1)、フィリピン (1)、ブラジル (1)、ミャンマー (1)、 モンゴル (1)
第14期	2018年10月16日～ 12月26日	9	アルゼンチン (1)、インドネシア (1)、エジプト (1)、コロンビア (1)、ジンバブエ (1)、ベトナム (1)、ミャンマー (1)、モルディ ブ (1)、モンゴル (1)
第15期	2019年10月10日～ 12月20日	10	インドネシア (1)、カンボジア (1)、サウジアラビア (1)、タイ (1)、 ベトナム (1)、ボツワナ (1)、マラウイ (1)、南アフリカ (1)、ミ ャンマー (1)、モンゴル (1)、
第16期	2020年2月5日～3 月5日	9	インドネシア (1)、ケニア (1)、タイ (1)、ベトナム (1)、ペルー (1)、南アフリカ (1)、ミャンマー (1)、モンゴル (1)、ラオス (1)
	インターン (数週間) 国内大学院に留学中の者	18	インド (1)、ウガンダ (1) ウズベキスタン (1) カンボジア (1) タ イ (7) フィリピン (3) ブラジル (2) ベトナム (1)、ミャンマー (1)
	短期研修 (数日間)	3	ベトナム (3)

金融連携センターにおける新興国当局職員の受入状況



金融連携センターにおける参加者の人数及び出身国・地域の数の推移



第22章 その他の課題

第1節 新たな課題に関する国際的な動き

I 持続可能な開発目標（SDGs）

経済・金融システムの持続可能性を確保するためには、国内外の様々な社会的課題の解決を通じて金融・資本市場がリターンを確保し、企業が中長期的な価値を向上させることが重要である。我が国政府はSDGs推進本部を設置し、官民連携でSDGsを推進してきた。SDGsは、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大を目指すという金融行政の目的にも合致しており、金融庁としては、SDGsが中長期的な投融資リターンや企業価値の向上につながる形で実現されるよう各経済主体の自主的な対応を引き出すことを基本的な方向性としている。2020年1月には、「金融行政とSDGs」を更新し、企業と投資家の対話を通じた企業価値向上や、地域金融機関の事業性評価に基づく融資や本業支援の取組みによる顧客との「共通価値の創造」の促進をはじめとする施策を通じ、金融庁としてSDGsを推進する姿勢を改めて示した。また、環境省主催のESG金融ハイレベル・パネル、経済産業省主催の環境イノベーションに向けたファイナンスのあり方研究会等を通じ、関係省庁と連携しながら、引き続きSDGs推進に向けた議論を深めている。

また、SDGs推進の一環として、TCFDによる提言の普及・浸透に向け、我が国企業の取組みを促しており、2019年5月に発足した民間主体のTCFDコンソーシアムでは、経済産業省や環境省と共にオブザーバーとして参加し、2019年10月に公表された「グリーン投資ガイダンス」の作成等を含む、企業と投資家の建設的な対話を促すための取組みをサポートしている。2019年12月には、本コンソーシアムのメンバー等を対象に、気候リスク及び機会に応じた企業戦略とその開示のあり方に関するシンポジウムを日本取引所グループと共催した。

気候リスクへの金融監督上の対応を検討するための中央銀行及び金融監督当局のネットワークであるNGFS（Network for Greening the Financial System）をはじめ、サステナブル・ファイナンスに関する国際的な議論に積極的に参画し、各種成果物の作成に貢献している。昨年10月には、新たに国際資本市場協会が定めるグリーンボンド及びソーシャルボンド原則の諮問委員会のメンバーとなったほか、国際的な各基準設定主体においても次々と作業部会等が立ち上がっており、広がりを見せるサステナブル・ファイナンスを巡る国際的な連携の動きに柔軟に対応し、我が国の取組みを発信するとともに建設的な提言を行っている。

さらに、こうした国際的な議論への参画によって得られたネットワークも活用しながら、金融庁内に設置された「サステナブル・ファイナンスに関する金融監督・モニタリング対応検討プロジェクトチーム」を中心に、官民を交えてアカデミアや各国当局等へのヒアリングを実施し、気候変動リスクにかかる知見を蓄積するとともに、本邦金融機関における課題の認識を深めている。

Ⅱ 誰もが金融サービスを当たり前利用できる状況（金融包摂）

2009年のG20 ピッツバーグ・サミットにおいて、途上国における金融アクセス支援を目的とした、G20 金融包摂専門家グループの創設が決定。貧困層への金融アクセス支援と、中小企業のための官民連携による新たな資金支援スキームの検討を行うことが表明された。その後、G20 金融包摂専門家グループの活動を引き継ぐ形で、2010年のソウル・サミットにおいて金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ（G P F I : Global Partnership for Financial Inclusion）が発足。2014年には金融包摂のための行動計画（F I A P : Financial Inclusion Action Plan）が策定（以後、3年毎に改訂）されており、本年内に再度改訂される予定。2019年、G20 日本議長国の下、G P F I は「高齢化と金融包摂」をテーマに、O E C Dと共同で「高齢化と金融包摂のためのG20 福岡ポリシー・プライオリティ」を策定（同文書はG20 大阪サミットで承認された）。また、本年は、G20 サウジ議長国の下、「デジタル金融包摂を通じた若者・女性・SMEの金融アクセス向上」をテーマに、主要な調査・研究成果や政策的アプローチを取りまとめたハイレベル・ポリシー・ガイドラインを策定した。

第2節 米国トランプ政権の金融規制改革

米財務省は、既存の金融規制の検証を指示した大統領令を踏まえ、金融規制の見直しに関する報告書（「経済的な機会を創る金融システム」）を4つ公表（銀行関連、資本市場関連、資産運用・保険関連、ノンバンク金融機関・フィンテック）。2018年7月、同報告書（銀行関連）に基づき、米5当局（米国通貨監督庁（OCC）、連邦準備銀行（FRB）、連邦預金保険公社（FDIC）、米国証券取引委員会（SEC）、商品先物取引委員会（CFTC））がボルカールールの一部を緩和する改正案について意見公募を実施したことを受け、当庁は日本銀行と連名で、①リスクの低い子会社・関連会社等のエンティティを規制の適用除外にすること、②米国外ファンドに関する時限的な適用除外を恒久化すること、を要望するレターを同年10月に発出していたが、2019年10月、同ルールを改正する最終規則が決定された。同規則では、①について対応がなされなかったものの、②については引き続き検討されることとなり、当面の対応として、ノーアクション・レターの期限を2年延長（2021年7月期限）することで、実質的な適用除外措置を延長した。2020年1月には、規制対象となるファンドに関する部分について市中協議が開始され、当庁として、業界と邦銀への影響について意見交換等を行った。同年6月までには米5当局によって改正案が承認され、②については基本的にノーアクション・レターの措置が恒久化されることが示された。

第3節 英国のEU離脱（Brexit）

2020年1月末に英国がEUから離脱し、移行期間（2020年末までの予定）に突入した。日本政府は、「英国のEU離脱に関する政府タスクフォース」を開催し、各業界の状況、取組み等を踏まえ、必要な対応の検討を行っている。当庁は、それらの検討も踏まえつつ、英欧当局と想定される問題等について意見交換を行い、必要な対応を進めた。

巻末資料 1

最近の主な金融関連立法

提出年	法律名	主な内容	公布日	施行日
2020年 201国会 (常会)	金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律	金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るため、金融サービス仲介業の創設、第一種資金移動業等の種別を設ける等の資金移動業に関する規制の整備等の措置を講ずるもの。	R2.6.12	公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日(一部の規定を除く)。
2020年 201国会 (常会)	金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るため、金融機関等の資本の増強に関する特別の措置を講じ、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期するもの。	R2.6.19	R2.8.14

巻末資料 2

この1年の監督指針及び事務ガイドラインの改正等（2019 事務年度）

主要行等向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
2019年7月24日 (2019年7月24日適用)	電子決済等代行業者に対するモニタリングの枠組みに係る改正
2019年10月15日 (2019年10月15日適用)	銀行業高度化等会社の認可に係る改正
2019年10月30日 (2020年4月1日適用)	大口信用供与等規制の見直しに係る改正
2019年12月18日 (2019年12月18日適用)	「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」や金融庁の組織再編等を踏まえた改正
2020年1月24日 (2022年3月31日適用)	金融再生法開示債権とリスク管理債権の一本化に係る改正
2020年2月6日 (2020年4月1日適用)	民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う改正
2020年3月3日 (2020年3月31日適用)	自己資本比率規制（第1の柱）に関する告示等の一部改正に係る改正
2020年3月4日 (2020年3月4日適用)	個人データの第三者提供における本人からの同意取得に係る改正
2020年4月3日 (2020年5月1日適用)	暗号資産の取得等に係る改正

2020年4月24日 (2020年4月24日適用)	行政手続のオンライン化に係る改正
2020年5月27日 (2020年5月27日適用)	資本性借入金の取扱いの明確化に係る改正
2020年6月30日 (2020年6月30日適用)	レバレッジ比率規制に関する告示等の一部改正に係る改正

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
2019年7月24日 (2019年7月24日適用)	電子決済等代行業者に対するモニタリングの枠組みに係る改正
2019年10月15日 (2019年10月15日適用)	銀行業高度化等会社の認可に係る改正
2019年10月15日 (2019年10月15日適用)	地域商社への出資に係る改正
2019年10月30日 (2020年4月1日適用)	大口信用供与等規制の見直しに係る改正
2019年12月18日 (2019年12月18日適用)	「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」や金融庁の組織再編等を踏まえた改正
2020年1月24日 (2022年3月31日適用)	金融再生法開示債権とリスク管理債権の一本化に係る改正
2020年2月6日 (2020年4月1日適用)	民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う改正

2020年3月3日 (2020年3月31日適用)	自己資本比率規制（第1の柱）に関する告示等の一部改正に係る改正
2020年3月4日 (2020年3月4日適用)	個人データの第三者提供における本人からの同意取得に係る改正
2020年3月31日 (2020年3月31日適用)	経営戦略の策定・実行に当たって活用し得る定量的指標に係る改正
2020年4月3日 (2020年5月1日適用)	暗号資産の取得等に係る改正
2020年4月24日 (2020年4月24日適用)	行政手続のオンライン化に係る改正
2020年5月27日 (2020年5月27日適用)	資本性借入金の取扱いの明確化に係る改正
2020年6月5日 (2020年6月5日適用)	協同組織金融機関の信用供与等限度額を超える場合の承認に係る改正
2020年6月30日 (2020年6月30日適用)	レバレッジ比率規制に関する告示等の一部改正に係る改正

保険会社向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
2019年9月6日 (2019年9月6日適用)	保険募集人の旧姓の使用に係る改正
2019年10月21日 (2019年10月21日適用)	法人等向け保険商品の審査上の留意点等に係る改正

2019年12月18日 (2019年12月18日適用)	金融検査・監督に関する基本的考え方等に係る改正
2020年2月6日 (2020年4月1日適用)	「民法」等の改正に係る改正
2020年3月4日 (2020年3月4日適用)	個人データの第三者提供における本人からの同意取得に係る改正
2020年4月3日 (2020年5月1日適用)	「資金決済に関する法律」等の改正に係る改正
2020年4月24日 (2020年4月24日適用)	「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」等の改正に係る改正
2020年5月27日 (2020年5月27日適用)	資本金借入金の取扱いの明確化に係る改正

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
2019年11月21日 (2019年12月14日適用)	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う改正
2019年12月18日 (2019年12月18日適用)	検査・監督の見直しに係る改正
2019年12月27日 (2019年12月27日適用)	特定資産以外の資産を投資対象の一部とする投資信託等の組成や販売についての留意事項に係る改正
2020年1月28日 (2020年3月31日適用)	親会社が外国会社である金融商品取引業者等に対する TLAC 規制に係る改正
2020年2月6日 (2020年4月1日適用)	民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う改正

2020年3月4日 (2020年3月4日適用)	個人データの第三者提供における本人からの同意取得に係る改正
2020年4月3日 (2020年5月1日適用)	暗号資産の取得等に係る改正
2020年4月24日 (2020年4月24日適用)	行政手続のオンライン化に係る改正
2020年4月28日 (2020年4月28日適用)	電子取引基盤運營業務を行う金融商品取引業者に対する米国証券取引所法上のスワップ執行施設としての登録義務を免除する旨の命令公表に係る改正
2020年5月1日 (2020年5月1日適用)	総合取引所における取引開始に向けた商品関連市場デリバティブ取引に係る改正
2020年6月19日 (2020年9月1日より適用(一部2021年9月1日より適用))	ダークプールに係る改正
2020年6月26日 (2020年6月26日適用)	金融商品取引業等検査マニュアルの廃止に伴う改正
2020年6月30日 (2020年6月30日適用)	レバレッジ比率規制に関する告示等の一部改正に係る改正

事務ガイドライン 第三分冊:金融会社関係

公表日	改正・策定内容
2019年9月3日 (2019年9月3日適用)	暗号資産の外部流出事案等を踏まえた検査・モニタリングで把握した実態や問題点及び暗号資産交換業者に求められる態勢に関する改正(暗号資産交換業者関係)

2019年11月21日 (2019年12月14日適用)	「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う改正（前払式支払手段発行者関係、資金移動業者関係）
2019年12月18日 (2019年12月18日適用)	金融検査・監督に関する基本的考え方、監督指針の位置付け、事務処理上の留意点等の整理に伴う改正（金融会社関係一般的事項）
2020年2月6日 (2020年4月1日適用)	民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う改正（特定目的会社、特定目的信託（SPC、SPT）関係）
2020年3月4日 (2020年3月4日適用)	個人データの第三者提供における本人からの同意取得に関する改正（前払式支払手段発行者関係、電子債権記録機関関係、資金移動業者関係、暗号資産交換業者関係）
2020年4月3日 (2020年5月1日適用)	「令和元年資金決済法等改正」に伴う改正（暗号資産交換業者関係）
2020年4月24日 (2020年4月24日適用)	情報通信技術を活用した行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化に係る改正（特定目的会社、特定目的信託（SPC、SPT）関係）
2020年5月1日 (2020年5月1日適用)	自主規制団体の名称変更等に伴う改正（暗号資産交換業者関係）
2020年6月26日 (2020年6月26日適用)	「金融検査・監督の考え方と進め方」等並びに登録審査の迅速化・効率化・内容改善の観点を踏まえた改正（前払式支払手段発行者関係、資金移動業者関係）

系統金融機関向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
2019年8月22日 (2019年8月22日適用)	電子決済等代行業者に対するモニタリングの枠組みに係る改正
2019年11月21日 (2020年4月1日適用)	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部改正に係る改正

2019年12月12日 (2019年12月12日適用)	銀行業高度化等会社の認可に係る改正
2020年3月3日 (2020年3月31日適用)	自己資本比率規制（第1の柱）に関する告示等の一部改正に係る改正
2020年3月4日 (2020年3月4日適用)	個人データの第三者提供における本人からの同意取得に係る改正
2020年3月31日 (2020年3月31日適用)	早期警戒制度の見直しに係る改正
2020年3月31日 (2020年4月1日適用)	大口信用供与等規制の見直しに係る改正
2020年3月31日 (2020年4月1日適用)	民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う改正
2020年4月3日 (2020年5月1日適用)	暗号資産の取得等に係る改正
2020年6月2日 (2020年6月2日適用)	資本性借入金の取扱いの明確化に係る改正
2020年6月30日 (2020年6月30日)	レバレッジ比率規制に関する告示等の一部改正に係る改正

漁協系統信用事業における総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
2019年8月22日 (2019年8月22日適用)	電子決済等代行業者に対するモニタリングの枠組みに係る改正

2020年3月3日 (2020年3月31日適用)	自己資本比率規制（第1の柱）に関する告示等の一部改正に係る改正
2020年3月4日 (2020年3月4日適用)	個人データの第三者提供における本人からの同意取得に係る改正
2020年3月31日 (2020年4月1日適用)	大口信用供与等規制の見直しに係る改正
2020年3月31日 (2020年4月1日適用)	民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う改正
2020年4月3日 (2020年5月1日適用)	暗号資産の取得等に係る改正
2020年6月2日 (2020年6月2日適用)	資本性借入金の取扱いの明確化に係る改正

貸金業者向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
2019年12月18日 (2019年12月18日適用)	金融検査・監督に関する基本的考え方、監督指針の位置付け、事務処理上の留意点等の整理に伴う改正
2020年2月6日 (2020年4月1日適用)	民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う改正
2020年3月4日 (2020年3月4日適用)	個人データの第三者提供における本人からの同意取得に関する改正
2020年3月25日 (2020年3月25日適用)	貸金業者の各種書面への貸金業者登録番号記載の緩和及び事業報告書・業務報告書の簡素化に伴う改正

2020年4月24日 (2020年4月24日適用)	情報通信技術を活用した行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化に係る改正
------------------------------	---

指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
2019年12月18日 (2019年12月18日適用)	金融検査・監督に関する基本的考え方等に係る改正

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
2019年12月18日 (2019年12月18日適用)	金融庁の組織再編を踏まえた改正

金融庁の所在地等

2020年6月30日現在

金融庁

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号 03-3506-6000（代表）

証券取引等監視委員会

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号 03-3506-6000（代表）

公認会計士・監査審査会

〒100-8905 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号 03-3506-6000（代表）



(地下鉄)

- ・ 丸ノ内線・千代田線「霞ヶ関」駅又は「国会議事堂前」駅で下車徒歩5分
- ・ 日比谷線「霞ヶ関」駅で下車徒歩5分
- ・ 銀座線「虎ノ門」駅で下車徒歩5分

<http://www.fsa.go.jp/>
Financial Services Agency